国立大学協会
七十年史

國立大学協会
七十年史

国立大学協会の会員

正 会 員：全国 85 国立大学法人・86 大学

特別会員：４大学共同利用機関法人

北海道支部

- 北海道大学
- 北海道教育大学
- 室蘭工業大学
- 小樽商科大学
- 帯広畜産大学
- 旭川医科大学
- 北見工業大学

東北支部

- 弘前大学
- 岩手大学
- 東北大学
- 宮城教育大学
- 秋田大学
- 山形大学
- 福島大学

東京支部

- 東京大学
- 東京医科歯科大学
- 東京外国語大学
- 東京学芸大学
- 東京農工大学
- 東京藝術大学
- 東京工業大学
- 東京海洋大学
- お茶の水女子大学
- 電気通信大学
- 一橋大学
- 政策研究大学院大学

関東・甲信越支部

- 茨城大学
- 筑波大学
- 筑波技術大学
- 宇都宮大学
- 群馬大学
- 埼玉大学
- 千葉大学
- 横浜国立大学
- 総合研究大学院大学
- 新潟大学
- 長岡技術科学大学
- 上越教育大学
- 山梨大学
- 信州大学

東海・北陸支部

- 富山大学
- 金沢大学
- 北陸先端科学技術大学院大学
- 福井大学
- 静岡大学
- 浜松医科大学
- 東海国立大学機構（岐阜大学、名古屋大学）
- 愛知教育大学
- 名古屋工業大学
- 豊橋技術科学大学
- 三重大学

近畿支部

- 滋賀大学
- 滋賀医科大学
- 京都大学
- 京都教育大学
- 京都工芸繊維大学
- 大阪大学
- 大阪教育大学
- 兵庫教育大学
- 神戸大学
- 奈良教育大学
- 奈良女子大学
- 奈良先端科学技術大学院大学
- 和歌山大学

中国・四国支部

- 鳥取大学
- 島根大学
- 岡山大学
- 広島大学
- 山口大学
- 徳島大学
- 鳴門教育大学
- 香川大学
- 愛媛大学
- 高知大学

九州支部

- 福岡教育大学
- 九州大学
- 九州工業大学
- 佐賀大学
- 長崎大学
- 熊本大学
- 大分大学
- 宮崎大学
- 鹿児島大学
- 鹿屋体育大学
- 琉球大学

特別会員

- 人間文化研究機構
- 自然科学研究機構
- 高エネルギー加速器研究機構
- 情報・システム研究機構

北海道支部

北海道大学

国立大学法人 北海道教育大学
HOKKAIDO UNIVERSITY OF EDUCATION

室蘭工業大学
MURORAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

国立大学法人 小樽商科大学
OTARU UNIVERSITY OF COMMERCE

帯広畜産大学

旭川医科大学
Asahikawa Medical University

東北支部

北見工業大学
KITAMI Institute of Technology

弘前大学

岩手大学
IWATE UNIVERSITY

東北大学
TOHOKU UNIVERSITY

国立大学法人 宮城教育大学

秋田大学
Akita University

山形大学
Yamagata University

国立大学法人 福島大学
Fukushima University

東京支部

東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

国立大学法人
東京医科歯科大学
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

東京外国語大学
Tokyo University of Foreign Studies

東京学芸大学
Tokyo Gakugei University

国立大学法人
東京農工大学

東京藝術大学

東京工業大学

国立大学法人
東京海洋大学
Tokyo University of Marine Science and Technology

お茶の水女子大学
Ochanomizu University

国立大学法人
電気通信大学

関東・甲信越支部

一橋大学
HITOTSUBASHI UNIVERSITY

政策研究大学院大学
GRIPS NATIONAL GRADUATE INSTITUTE FOR POLICY STUDIES

茨城大学
Ibaraki University

筑波大学
University of Tsukuba

国立大学法人
筑波技術大学

宇都宮大学
UTSUNOMIYA UNIVERSITY

国立大学法人
群馬大学

Saitama University
埼玉大学

千葉大学
CHIBA UNIVERSITY

YNU 横浜国立大学
YOKOHAMA National University

SOKENDAI 総合研究大学院大学

真の強さを学ぶ。
新潟大學
NIIGATA UNIVERSITY

国立大学法人
長岡技術科学大学
Nagaoka University of Technology

国立大学法人
上越教育大学
Joetsu University of EducatioN

山梨大学
UNIVERSITY OF YAMANASHI

東海・北陸支部

信州大学
SHINSHU UNIVERSITY

富山大学
UNIVERSITY OF TOYAMA

金沢大学
KANAZAWA UNIVERSITY

JAIST 北陸先端科学技術大学院大学
JAPAN ADVANCED INSTITUTE OF SCIENCE AND TECHNOLOGY 1990

国立大学法人
福井大学
UNIVERSITY OF FUKUI

国立大学法人
静岡大学

浜松医科大学
Hamamatsu University School of Medicine

MAKE NEW STANDARDS.
東海国立大学機構

岐阜大学
GIFU UNIVERSITY

名古屋大学
NAGOYA UNIVERSITY

国立大学法人
愛知教育大学
AICHI UNIVERSITY OF EDUCATION

国立大学法人
名古屋工業大学

国立大学法人
豊橋技術科学大学

近畿支部

国立大学法人
三重大学

滋賀大学

国立大学法人
滋賀医科大学
SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

京都大学
KYOTO UNIVERSITY

国立大学法人
京都教育大学
KYOTO UNIVERSITY OF EDUCATION

京都工芸繊維大学
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

大阪大学
OSAKA UNIVERSITY

大阪教育大学
OSAKA KYOIKU UNIVERSITY

国立大学法人
兵庫教育大学

神戸大学

奈良教育大学
Nara University of Education

国立大学法人 奈良女子大学

中国・四国支部

国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学
NARA INSTITUTE of SCIENCE and TECHNOLOGY

国立大学法人 和歌山大学
wakayama univ.

鳥取大学
Tottori University

人とともに 地域とともに 国立大学法人 島根大学
SHIMANE University

岡山大学
OKAYAMA UNIVERSITY

広島大学

山口大学

徳島大学
TOKUSHIMA UNIVERSITY

鳴門教育大学
Naruto University of Education

香川大学

愛媛大学
EHIME UNIVERSITY

高知大学
Kochi University

九州支部

国立大学法人
福岡教育大学
University of Teacher Education Fukuoka

九州大学
KYUSHU UNIVERSITY

国立大学法人
九州工業大学

国立大学法人
佐賀大学

国立大学法人
長崎大学
NAGASAKI UNIVERSITY

熊本大学
Kumamoto University

国立大学法人
大分大学
OITA UNIVERSITY

宮崎大学
University of Miyazaki

国立大学法人
鹿児島大学
KAGOSHIMA UNIVERSITY

国立大学法人 鹿屋（かのや）体育大学
NIFS NATIONAL INSTITUTE of FITNESS and SPORTS in KANOYA

琉球大学
UNIVERSITY OF THE RYUKYUS

特別会員

大学共同利用機関法人
人間文化研究機構

NINS
National Institutes of Natural Sciences
自然科学研究機構

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構

KEK
大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構
Research Organization of Information and Systems

写真で見る国大協

一般社団法人
国立大学協会
The Japan Association of National Universities
70th since 1950

総会・理事会

国大協では総会・理事会のほか、各委員会やワーキンググループ等を設置し、各種事業を実施。
（左：2004 年 11 月、右：2006 年 6 月）

総会後には会長・副会長等が記者会見を行い、国大協の活動を社会に発信。
（左：2012 年 3 月、右：2018 年 1 月）

コロナ禍により、2020 年 6 月には初めて Web 会議による総会を開催。

要望活動

国大協では各方面への要望活動を実施。写真は文部科学大臣への税制改正についての要望（2007 年）。

2015 年には国立大学振興議員連盟が設立。翌年、国公立大学振興議員連盟へ改組。

国際交流

近年、国際交流を強化。2014 年には日仏両首脳臨席の下、フランスの高等教育関係団体との交流協定に調印。

協定に基づき多くの交流事業を実施。写真は、英国大学協会と共催した 2018 日英ラウンドテーブル。

研修・セミナー・シンポジウム

国立大学法人の経営支援を目的として幅広い階層への研修事業を実施。写真は国立大学法人トップセミナー（2019 年）。

国立大学の抱える課題について社会と議論する場として、大学改革シンポジウムを毎年開催（写真は 2018 年）。

広報

国大協法人化後の重要課題の一つが広報の強化であった。初年度の 2004 年に「JANU Quarterly Report」を創刊（30 号～「国立大学」へリニューアル）。

巻頭言

国立大学協会の創立70周年を迎えて

国立大学協会会長
永　田　恭　介

1950年７月に創立された国立大学協会は2020年で70年を迎えます。古希を迎えることができたことは誠に喜ばしく、これまで協会を運営されてきた歴代会長及び副会長をはじめ、国立大学関係者に心から敬意を表します。

終戦後の混乱が続く中、全国70の国立大学すべての学長が出席して設立総会は開かれました。そこでは、「国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与する」ことを目的に、「国立大学の振興につき必要な調査研究」及び「教授および研究上における大学相互の協力援助」を事業として行うことを会則として定めています。初代会長に南原繁東京大学長を選任し、国立大学協会が誕生しました。それから70年、私で27代目の会長となります。

『国立大学協会五十年史』を刊行した2000年には史上最も多い99の国立大学がありましたが、その後再編・統合が進み、昨年度までは86国立大学法人86大学でした。今年度になって１国立大学法人２大学がはじめて誕生し、現在では85国立大学法人86大学になりました。

この20年の間で、国立大学にとって最も大きな変化は、言うまでもなく2004年の国立大学法人化です。それまで各国立大学は文部科学省の施設等機関と位置づけられ、教職員の身分は国家公務員でした。しかし法人化により各国立大学は法人格を有することとなり、教職員の身分も国家公務員ではなくなり、国からの予算措置も運営費交付金という形で経費の区分なく学長の裁量により使用できることとなりました。これに伴い、国立大学協会も法人格を有すべく、2004年３月末で任意団体としての国立大学協会を解散し、「社団法人国立大学協会」を設立しました。その後、公益法人制度改革に基づき、2011年に「一般社団法人国立大学協会」となり、現在に至ります。

一方で、国立大学を取り巻く環境も大きく変化しました。グローバル化が進む現在の世界は、環境やエネルギー、食料問題などをはじめとするさまざまな地球規模課題に晒され、共有させられています。今年はまさに、このことを象徴するような出来事であるパンデミックを経験しています。新型コロナウイルスは中国湖北省武漢市から瞬く間に世界中に蔓延し、多くの命を奪ってきました。それだけではなく、株価に影響を与え、グローバル経済を下方に向かわせています。このようなグローバル化の影響に加えて、急速に人間と環境と産業を変えているテクノロジーがもたらす恩恵の陰に潜む複雑で曖昧な負の影響も深刻な問題となってきています。しかし、人類の持続可能でより良い世界を目指すための国際的な開発目標（SDGs）を掲げ、世界がタッグを

組んでその達成に取り組んでいます。さらに我が国は、世界に先駆けて少子高齢化や労働人口の減少に直面しており、これらの課題は、過去の経験だけでは解決することが困難になっています。そのような中で、国立大学においては、約６万人の教員が60万人を超える学部生・大学院生の教育を担うとともに、多種多様な研究を展開しています。こうした多様性は、過去の単純な延長線上に未来を描くことができない社会において、あらゆる変化や可能性に柔軟に対応し得る力の源泉でもあります。

すべての都道府県に置かれている国立大学は、それぞれの特色を発揮しつつ、イノベーションの創出や優れた人材育成を通じて各地方（地域）の活性化の中核を担っています。国立大学は、各地方（地域）の文化・社会・経済を支える拠点であり、地方（地域）の産業、医療、福祉、教育などに責務を負っていることを自覚し、人口減少や産業の知識集約型へのパラダイムシフトを背景に地方創生が我が国の重要な課題となる中、近年一層高まる期待に応えようとしています。

人口減少が進む我が国において、人数と能力の積で表すことができる人材力を向上させるためには個々の人材の能力を高める必要があります。具体的には、大学における教育の質を高めるとともに、これまで見出されてこなかった才能を発掘・育成することで実現できるのではないかと考えています。そのための入試制度や教育コンテンツの見直しは必須であり、各大学が独自性を発揮して取り組まなければなりません。

人材育成における国立大学の強みは、卓越した研究を基盤とした教育です。世界では、深い専門性と実践力、幅広い視野を備えた優れた博士人材が求められています。彼らは、あらゆる分野でイノベーションを起こし社会を牽引していく中核的な人材です。こうした現状に鑑みれば、諸外国に比べ修士は約３分の１、博士は約２分の１である我が国の学位取得者の割合の低さは解決すべき課題です。各国立大学が自らの特性を活かして大学院教育の充実を進めるとともに、大学院生が学修に専念できる経済支援の充実、学位取得者の企業における処遇面の改善に繋がる学位の適正な評価など、多方面での取組みが必要です。

これら国立大学が重要と考える役割を果たすためには、各国立大学が特性を活かして展開すべき取組みと、国立大学が総体として挑戦すべき取組みがあると考えています。そのために、現在、国立大学協会は、各国立大学がその機能を十分に発揮できるようさまざまな課題に挑んでいます。例えば、国立大学支援を求める予算・税制改正等の要望活動の充実、国立大学法人評価と運営費交付金配分の仕組みの検討、国立大学法人のガバナンス改革の推進、将来の国立大学の役割と規模のあり方の検討、教育・研究両面での産学連携の推進、我が国の教育・研究力強化の推進、高大接続改革等への対応、国際展開の強化、将来の経営人材の育成、広報活動及び調査研究機能の充実などを進めており、これらの取組みは各国立大学の協力の上に成り立っています。

国立大学協会の使命は、86の国立大学が一体となって地方を支え、我が国を支え、世界と伍していく集団としての機能を高めることであると考えています。今後も国立大学は社会からの期待に応え、我が国、そして世界の発展に寄与してまいりますので、関係各位には、国立大学及び国立大学協会に対し引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2020年12月吉日

目　　次

口　　絵
巻　頭　言　　国立大学協会の創立70周年を迎えて
国立大学協会会長　永田　恭介
目　　次
凡　　例

Ⅰ　国立大学協会のあゆみ

はじめに …… 2
第Ⅰ部――――1991（平成３）年～2004（平成16）年３月 …… 4

第１章　大学改革と国大協 …… 4
概　況 …… 4
第１節　国大協の改革 …… 6
1　国大協の委員会組織の改編 …… 6
2　「国立大学のあり方について」と『文化学術立国をめざして―国立大学は訴える―』 …… 7
第２節　大学教育の改善 …… 8
1　教養教育改革 …… 8
2　医学教育及び国立大学附属病院の改革・整備 …… 9
3　教員養成制度の改革・整備 …… 10
第３節　大学入試制度の改善 …… 11
1　推薦入学制度の是正と分離分割方式への統一 …… 12
2　入試改革への意見表明と入試制度の調査研究 …… 12
3　大学入試情報の開示 …… 13
第４節　学生支援への取組み …… 14
1　保健管理と学生の国民年金加入問題 …… 14
2　厚生補導施設の整備拡充 …… 14
3　育英奨学制度 …… 14
4　就職問題 …… 15
5　留学生と障がい学生支援に向けた取組み …… 16
第５節　国際交流 …… 16

1　UMAPの発足・活動 ……16
2　豪州及び米国との交流 ……17
3　拡大する二国間交流と留学支援体制の課題 ……18
第６節　教職員の確保と待遇改善 ……19
1　教官等の定員削減計画と教職員待遇問題 ……19
2　大学教員の任期制 ……20
3　教室系技術職員と教務職員 ……21
4　男女共同参画の推進 ……21
第７節　国立大学財政の課題 ……22
1　国立大学財政基盤調査研究委員会の設置と「国立大学財政基盤の現状と改善」……22
2　学生納付金と施設整備の問題 ……23
3　第６常置委員会における法人化後の国立大学財政の検討 ……23
第８節　大学院問題・生涯学習・学術情報への取組み ……24
1　大学院問題特別委員会と第７常置委員会の設置 ……24
2　生涯学習特別委員会と「国立大学と生涯学習」……25
3　複写に関する著作権問題、図書館の整備充実、情報公開法への対応 ……26
第９節　大 学 評 価 ……26
1　大学評価に関する特別委員会の設置 ……27
2「大学評価機関についての論点整理」……27
3　第８常置委員会の設置 ……28

第２章　国立大学法人化と国大協 ……29
概　況 ……29
第１節　国立大学の独立行政法人化問題 ……31
1　国立大学を取り巻く構図 ……31
2　行政改革会議と「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」……32
3　国立大学の独立行政法人化問題とその見送り ……33
第２節　国立大学の組織運営改革と独立行政法人化をめぐる動き ……34
1　組織運営体制の整備 ……35
2　独立行政法人化問題 ……36
3「松尾レポート」……36
4「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」と
「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」……37
5「提言　これからの国立大学の在り方について」……39
第３節　国立大学の独立行政法人化の検討と「遠山プラン」……39
1　設置形態検討特別委員会の設置 ……39

2　設置形態検討特別委員会報告 ……41
3　第108回総会と将来構想ワーキング・グループの設置 ……42
第４節　調査検討会議「最終報告」と国大協臨時総会 ……43
1　調査検討会議「中間報告」への対応 ……44
2　国立大学の再編・統合 ……44
3　４．19臨時総会 ……45
第５節　国立大学法人の成立過程 ……46
1　国立大学法人化特別委員会の設置 ……46
2　国立大学法人法の成立 ……48
3　国立大学法人化に関する諸課題 ……49
4　運営費交付金問題 ……51
第６節　国大協の解散と新国大協の設立 ……52
1　国立大学協会の在り方検討特別委員会 ……53
2　「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会 ……53
3　社団法人国立大学協会（仮称）設立総会 ……56

第Ⅱ部――――2004（平成16）年４月～2020（令和２）年 ……57

第３章　第１期中期目標・中期計画期間における国大協 ……57
概　況 ……57
第１節　国大協の組織・運営体制の構築と役割・指針 ……59
1　社団法人国立大学協会の設立 ……59
2　組 織 再 編 ……60
3　国立大学の役割と目指すべき方向 ……62
第２節　高等教育改革と国大協 ……64
1　教育・研究 ……64
2　入 試 改 革 ……68
3　学 生 支 援 ……71
4　国 際 交 流 ……72
5　男女共同参画と女性医師等復帰支援 ……73
第３節　国立大学法人の経営と国大協 ……74
1　財務・施設問題 ……75
2　人事・労務問題 ……79
3　国立大学附属病院の経営問題 ……80
第４節　中期目標・中期計画、評価と国大協 ……81
1　年度評価と暫定評価 ……81

2　第１期中期目標期間の評価と第２期中期目標期間の評価への対応 ……82
第５節　広報活動と採用・研修事業 ……83
1　広 報 活 動 ……83
2　採用・研修事業 ……85
第６節　国立大学法人とリスクマネジメント ……87
1　国立大学法人総合損害保険 ……87
2　国大協サービスの設立 ……89
3　リスクマネジメントへの取組み ……89

第４章　第２期中期目標・中期計画期間における国大協 ……90
概　況 ……90
第１節　第１期の検証から国立大学の機能強化・将来ビジョンの提示へ ……92
1　国立大学法人第１期中期目標・中期計画期間の検証 ……92
2「国立大学の機能強化―国民への約束―」と改革の基本的な考え方の提示 ……93
3「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」の策定 ……96
第２節　第２期の始まりと東日本大震災への対応 ……97
1　第２期当初の予算確保と事業仕分けへの対応 ……97
2　東日本大震災への初動と対応 ……99
3　復興と再生に向けた取組み ……100
第３節　政府による大学改革・科学技術政策・産業競争力強化政策の進行 ……101
1　政府による相次ぐ改革プランの提示と国大協の対応 ……101
2　科学技術基本計画と産業競争力強化政策 ……102
第４節　法人化後の国立大学の財政状況と第３期の運営費交付金確保に向けた取組み ……103
1　法人化後の国立大学法人の財政状況 ……103
2　第３期に向けた運営費交付金制度のあり方の検討 ……104
3　第３期初年度（2016年度）の運営費交付金予算確保の取組み ……105
4　個人寄附にかかる所得控除・税額控除選択制の実現 ……106
第５節　国立大学の教育・研究上の諸課題への取組み ……106
1　高大接続システム改革 ……107
2　人文社会科学系の意義・役割 ……108
3　男女共同参画の推進とダイバーシティ ……109
4　学生の適正な就職・採用活動の促進 ……111
5　研究不正問題と安全保障貿易管理 ……112
6　大学ポートレートの整備 ……113
7　大学院教育改革と教員の資質能力向上にかかる議論 ……113
第６節　国立大学における国際化のさらなる進展とその体制構築 ……114

1　国際化の達成目標の策定とフォローアップ ……114
2　諸外国の大学団体との協定締結と交流事業の活性化 ……115
第７節　各方面との連携、広報活動及び国大協の調査研究、研修事業の充実……117
1　各方面との意見交換・連携の強化 ……117
2　国大協のホームページ・情報誌・資料集・別冊の充実 ……118
3　各種の課題に関する調査研究の推進 ……119
4　多様化する研修事業、シンポジウム等の実施 ……121

第５章　第３期中期目標・中期計画期間における国大協……122
概　況 ……122
第１節　国立大学の将来像の提示と関連する政策の動向 ……124
1　高等教育における国立大学の将来像に関するワーキンググループ ……124
2　高等教育の規模に関する検討 ……126
3　地方創生と国立大学の動向 ……127
4　リカレント教育及び就職問題と「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」 ……128
5　教員養成系分野の動向 ……129
第２節　国立大学のガバナンス改革・経営力強化 ……129
1　国立大学法人のガバナンスに関する調査研究ワーキンググループ ……130
2　地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進する
ガバナンス制度改革ワーキンググループ ……130
3　国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革ワーキンググループ…132
第３節　国立大学運営費交付金制度改革……133
1　第３期の運営費交付金制度とその変遷 ……133
2　運営費交付金と評価のあり方に関する検討 ……135
第４節　科学技術政策・産業競争力強化と国立大学の財源の多様化 ……137
1　科学技術基本計画・科学技術イノベーション戦略 ……138
2　産業競争力強化・本格的産学官連携の推進 ……138
3　国大協の取組み ……139
第５節　奨学金と高等教育の負担軽減……140
1　奨学金制度の充実 ……140
2　高等教育の経済的負担の軽減（いわゆる高等教育無償化） ……141
第６節　高大接続改革 ……142
1　高大接続改革に関する議論 ……142
2　入試ミス問題 ……145
第７節　その他諸課題への対応 ……145
1　安全保障貿易管理 ……145

2　教育の情報化推進のための著作権法改正 ……146
3　大学スポーツ ……147
第８節　国大協の活動の広がりと機能強化……148
1　将来を先導する政策の検討と提言 ……148
2　国際交流・協力 ……148
3　多様なステークホルダーに対する発信と連携 ……149
4　国立大学の経営層・職員の育成 ……150
5　各種のデータ収集・分析に基づく調査研究機能の強化 ……151
第９節　新型コロナウイルス感染症拡大への対応 ……151
1　学生と大学に対する直接的な呼びかけ ……152
2　学生及び各大学に対する支援等の要請 ……152
3　遠隔授業のための環境整備に向けて ……153

Ⅱ　特別寄稿

遠山プランの衝撃 ……長尾　真……156
国大協の思い出 ……佐々木　毅……159
21世紀初頭の大学改革を振り返る ……相澤　益男……162
国立大学の存在意義を問い続ける ……小宮山　宏……166
激変相次ぐ中の国立大学 ……濱田　純一……170
国大協70周年に寄せて～国大協と私～ ……松本　紘……172
国大協会長時代を振り返って ……里見　進……176
国立大学の新しい在り方を問う時代……山極　壽一……180
地方国立大学から見た国大協 ……谷口　功……184
法人化をめぐって ……田中　弘允・佐藤　博明・田原　博人……187
国大協保険制度の発足と発展 ……金田　章裕……190
法人化時の広報委員会の役割 ……梶山　千里……193
国立大学法人化と病院経営をめぐって――データ収集・分析の重要性―― ……豊田　長康……196
国立大学の研究とイノベーション創出～二つの波と二つの選択～ ……濵口　道成……202
東日本大震災と大学の役割 ……岩渕　明……204
人文社会科学系ワーキンググループの議論と国立大学への期待 ……羽入佐和子……207
頓挫した「大学入学共通テスト」改革にかかわって ……片峰　茂……210
将来構想と国際化推進、悪いのは誰だ？ ……永田　恭介……214
運営費交付金をめぐる攻防　国立大学をテーマとした政治学臨床研究メモ……山本　健慈……217
国立大学協会における教員の養成・研修に関する検討について ……後藤ひとみ……220
就職問題――歴史的繰り返しからの脱却の兆し―― ……山口　宏樹……223

事業実施委員会委員長からの提言
――国立大学の戦略的経営を支える人材育成と活用システムの構築は今後の重要な課題 ……松尾　清一……226

Ⅲ　年　　表 ……229

Ⅳ　資　　料

1　会則、定款……292
(1)　国立大学協会会則（1950年創立時）……292
(2)　社団法人国立大学協会定款（2004年４月１日社団法人として発足）……294
(3)　一般社団法人国立大学協会定款（2020年現在）……301
2　組織の変遷（組織図）……309
(1)　国立大学協会 ……309
(2)　社団法人国立大学協会 ……310
(3)　一般社団法人国立大学協会 ……311
3　会 員 名 簿（2020年現在）……312
4　歴代会長・副会長名簿 ……313
5　歴代委員会等委員長名簿 ……315
6　歴代幹部役職員名簿等 ……322
7　提言・意見・要望書等件名一覧 ……323
8　調査報告書等件名一覧 ……333
9　予算・決算の変遷 ……339
10　研修・シンポジウム事業一覧（2004年４月以降）……342
(1)　国立大学法人（等）トップセミナー……342
(2)　大学改革シンポジウム等 ……343
(3)　大学マネジメントセミナー ……344
(4)　国立大学法人等理事研修会・国立大学法人等担当理事連絡会議 ……345
(5)　国立大学法人新任学長セミナー ……346
(6)　新規理事・事務局長就任予定者研修会……346
(7)　国立大学法人等部課長級研修 ……347
(8)　国立大学法人等若手職員勉強会 ……347
(9)　ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ ……348
11　広報誌等一覧（2004年４月以降）……349
(1)　情報誌・広報誌 ……349
(2)　小冊子等……350

(3)　資料等……351

編 集 後 記

国立大学協会70周年記念行事準備委員会
委員長　益　　一哉

凡　　例

1．本書は、国立大学協会（以下、「国大協」とする）の1991（平成３）年から原則として2020（令和２）年３月までの動きを記述した「国立大学協会のあゆみ」「特別寄稿」「年表」「資料」に加え、既刊の『三十年史』及び『五十年史』を電子媒体で巻末に付して、創立からの70年間をまとめて『国立大学協会七十年史』とした。ただし、新型コロナウイルス感染症に関する対応等を収録するために、若干、2020年４月以後の記述を含めた。

2．「国立大学協会のあゆみ」は、第Ⅰ部を1991年から2004年３月、第Ⅱ部を国立大学が法人化された2004年４月以降、の２部構成で記述した。各章の冒頭には「概況」を付し、その章のダイジェストを記した。なお、「あゆみ」は基本的に『会報』他、国大協に設置された各委員会、ワーキンググループ等の会議資料、議事録等に基づいて執筆した。これらについては煩瑣であるため注釈を省略した。

3．「特別寄稿」は、国大協の「あゆみ」の最近20年間を補足する意味で、歴代会長８名、副会長１名、15名の元学長及び元機構長並びに現学長に執筆いただいた。

4．「年表」は、「国立大学協会のあゆみ」と対応して、国大協の動きを中心に活動の概略を記載するとともに、我が国の高等教育・学術に関する事項並びに社会的事項を記載した。

5．「資料」は、国大協独自の資料に限定して収録した。

6．本文中の人名は原則として敬称は省略し、肩書は当時の肩書を記した。また、法人名も当時の名称を用いた。

7．年号は原則として西暦を用い、必要に応じて元号を（　）内に記した。

8．記述に当たっては、現代仮名遣い、常用漢字を原則としたが、専門用語・人名等は必要に応じて旧漢字も使用した。

Ⅰ　国立大学協会のあゆみ

はじめに

1949年５月、国立学校設置法が制定され、69の新制国立大学が発足した（『学制百年史』）。それに伴い1950年７月13日、国立大学協会（以下、「国大協」とする）が設立された。「会則」によれば国大協の目的は、「国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与すること」とあり、その達成のために「国立大学の振興につき必要な調査研究」及び「教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項」を行うとされた。当初の会員校は70大学で、初代会長には南原繁東京大学長、副会長には森戸辰男広島大学長が就き、役員はその２名を含む14名の理事と２名の監事とで構成された。組織構成は総会・理事会のほか、調査研究を行う４つの特別委員会（第１が一般教養を中心とした課程編制等に関する事項、第２が白線浪人対策、卒業期繰上問題、学徒厚生補導に関する事項、第３が大学相互援助に関する事項、第４が新制大学設置条件充足に関する事項を調査研究）が設置された。ただし特別委員会は第２回総会で４つの常置委員会へと改組された。以後、1952年５月に４つの常置委員会は、７つの常置委員会（第１が大学の組織・制度、第２が学科課程・入学試験、第３が学生の補導、第４が学生の厚生、第５が大学間協力、第６が大学財政、第７が教員養成）に改組され、1960年６月には副会長１名、理事７名が増員された。

以後も国大協では組織改編が行われた。1963年２月には大学の管理運営問題への対応のため大学運営協議会を設置した。翌年６月には国立学校特別会計制度の運用や改善に関する国大協会長と文部事務次官との覚書に基づく両者の協議会として、特別会計制度協議会を設置した。同じく1964年には会則の全面的な改正が行われ、会費基準の変更を行ったほか、学長を補佐する立場にある各大学事務局長を対象に総会の状況連絡及び各大学への情報伝達の徹底を図る事務連絡会議開催の定例化、さらには常務理事会の設置や、常置委員会に教員委員を加えることとなった。創立30周年を迎えた1980年時点では、1970年代に見られた無医大県解消計画に基づく医科大学12校、新構想大学としての技術科学大学２校、現職教員への大学院教育を行う教育大学２校、ほかに図書館情報大学などの国立大学の増設によって、会員校は93となった。また1982年11月には、常置委員会の所管事項も見直された。その結果、1989年時点では、６つの常置委員会（第１が大学の組織・制度、研究・教育体制、第２が学科課程・入学試験等、第３が学生の厚生補導、第４が教職員の待遇改善、第５が大学間の協力、第６が大学財政、学費）と、７つの特別委員会（科学技術行政特別委員会、医学教育に関する特別委員会、教養課程に関する特別委員会、大学院問題特別委員会、学術情報特別委員会、教員養成制度特別委員会及び入試改善特別委員会）のほか、先述の文部省との協議の場としての特別会計制度協議会からなる組織編成となった。

このように国大協の運営の充実が図られていったが、それは大学進学率の上昇とそれに伴う大学教育の大衆化によって明るみに出た諸問題、さらには大学政策への対応の結果であった。国大協ではこれまでに『国立大学協会三十年史』（1980年10月）及び『国立大学協会五十年史』（2000

年11月）を刊行している。詳細は預けるが、それらによれば国大協では国立大学の管理運営、入学試験、一般教育・教養教育、学部教育、医学教育、教員養成、大学院問題、学位制度、学生運動への対応、育英奨学・厚生補導、就職問題、国際化、国立大学財政、施設整備、授業料、教職員待遇、男女共同参画といったように、国立大学におけるほぼすべての問題への対応及び改善に努めてきた。加えて国大協は、政府及び文部省並びに経済界等各方面からの大学改革要求に対しても、その時々の会長を中心に連合組織としてあらゆる方策を講じて対応に及び、多くの意見・要望を提示してきた。

本史「Ⅰ　国立大学協会のあゆみ」は、以上の国大協創立以来のあゆみを基礎に、1991年から2020年までの30年間の国大協のあゆみを記述したものである。1991年は大学設置基準の大綱化が行われた年であり、国立大学の多くは教養部を解体した。一般に同年は2020年現在まで継続する大学改革の起点とされている。何よりも国立大学にとってこの30年間における最も衝撃的な出来事は、国立大学の法人化であった。2004年４月から国立大学法人としてのあゆみを始めた国立大学は、2020年度現在、第３期中期目標・中期計画期間の中にあり、2022年度からの第４期中期目標・中期計画期間に向けた準備を進めている。この国立大学の変革に伴い国大協も大きな変容を遂げたのであり、本史「Ⅰ　国立大学協会のあゆみ」では、第Ⅰ部を1991年から2004年３月、第Ⅱ部を2004年４月から2020年までとして、２部構成で国大協のあゆみを記述した。第Ⅰ部は全２章で構成され、第１章「大学改革と国大協」では、大学審議会を中心とした大学改革に対する国大協の対応を記述した。そして第２章「国立大学法人化と国大協」では、国立大学法人の設立過程における国大協の活動を記述した。国立大学法人化後となる第Ⅱ部は全３章で構成され、第３章では第１期中期目標・中期計画期間における国大協の活動を記述し、以下、第４章では第２期を、第５章では第３期のそれを記述した。国立大学法人化後の国大協がどのような問題を抱え、いかなる行動を選択したのか、各期の実態の整理に努めた。記述の焦点や体裁こそ各章で若干の差異が見られるかもしれないが、総じて1991年から2020年における国大協の活動の総体的な記述を試みており、言い換えれば「国大協の平成史」を記録したものであるとも言える。

なお、国大協では『国立大学協会七十年史』の編纂に際して、既刊の『三十年史』及び『五十年史』を電子化した。それらは本書巻末に電子媒体で付したほか、国大協ホームページにも公開している。併せてご覧いただければ幸いである。

第Ⅰ部――1991（平成３）年～2004（平成16）年３月

第１章　大学改革と国大協

概　　況

大学進学率の再上昇と大学改革

東西冷戦が終結し、20世紀から21世紀へと世界が転換期を迎える中、日本経済は1990年代初頭のバブル経済崩壊により、平成不況と呼ばれる長期の経済低迷期に突入した。そうした経済環境にあって、我が国の４年制大学進学率は、1990年代に戦後２回目の拡大期を迎えた。1991年に25.5％だった大学進学率は、2000年には39.7％にまで上昇した（学校基本調査）。この拡大の要因は、戦後１回目のそれとは異なり、経済のグローバル化を背景とした産業構造の転換と、それに伴う技術革新、そして新規高卒者の就業機会の激減にあった（金子元久（2012）「高等教育財政の展望」『高等教育研究』第15集pp. 9–10）。つまりは1990年代の日本の大学段階は、M.トロウのいうマス段階からユニバーサル段階に至る移行期にあったのであり、これまで以上に多様な学生を受け入れることになった４年制大学は、上記の経済環境や小さな政府を志向し規制緩和政策をとる政府のスタンスとも相まって、国公私立の設置形態を問わず、これまで以上に改革の圧力に晒されることとなった。

このような中で1987年９月に創設されたのが大学審議会（以下、「大学審」とする）であった。大学審は中曽根康弘総理大臣が1984年に総理府に設置した臨時教育審議会による「大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する勧告権をもつ恒常的な機関」である「ユニバーシティ・カウンシル」を創設するとの提言に基づき設置された審議会であった。1987年10月、塩川正十郎文部大臣は「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」として包括的諮問を行った。大学審は2001年１月の中央省庁等改革に伴い中央教育審議会大学分科会に再編されたが、それまでの間に26の答申と２つの報告を行い、日本の大学・高等教育システムに多大な影響を及ぼした。

『国立大学協会五十年史』（以下、『五十年史』とする）所収「第５章　大学改革と国大協」では、その概況部分で、大学審の審議経過を取り上げている。そこでこの『国立大学協会七十年史』では、いくつかの答申に限定することとし、またその他の行財政改革についても考慮しながら、本章が扱う期間における国大協の活動を述べておく。

大学審は1988年12月に「大学院制度の弾力化について」を答申したのを皮切りに、大学院改革に着手した。1991年５月には「大学院の整備充実について」（答申）において、教育研究組織や

大学院の量的整備のほか、日本育英会の奨学金貸与額の引き上げや家計基準の見直し、日本学術振興会特別研究員の採用期間延長や採用人数拡充、そしてTA及びRA導入に対する支援といった大学院学生の処遇改善によって大学院の飛躍的充実を目指した。この大学院学生の経済的自立への支援は、1996年10月の「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」（報告）においても一層強調された。このように大学審が大学院制度の改革に着手する中、国大協では大学院問題特別委員会や生涯学習特別委員会、そして1995年以降には研究、大学院、生涯学習、学術情報を所掌事項として新設された第７常置委員会が、日本社会に対して国立大学大学院が果たしてきた役割と、研究者及び専門職業人養成はもちろん、生涯学習も含む今後の展望について検討を行った。その中でもとりわけ国立大学大学院における現状の研究教育環境が、人的にも物的にも芳しくなく、在学中の経済的基盤の不安定さと将来の見通しの不透明さから大学院進学を避ける学生が多い実態を明らかにし、政府に対して支援拡充を強く求めた。第３常置委員会も育英奨学制度の充実や大学院学生を含めた就職支援を、関係方面と協働して積極的に行った。

大学院制度に対して学部教育の観点では、1991年２月の「大学教育の改善について」（答申）が、国立大学の教育のあり方に大きな影響を与えた。この答申を受けて始まった大学設置基準の大綱化により授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の規定が弾力化されたことを受け、各国立大学の教養教育は一変し、教養部の解体やカリキュラム改編が進んだ。こうした中で国大協では国立大学の教養教育に関する実態調査を行い、教養教育の充実に資する制度的問題や理念的問題、実施組織のあり方等を提言した。

1996年10月には「大学教員の任期制について」が答申されたが、その過程で国大協では大学審組織運営部会での審議過程を注視し、1995年11月には人事交流の促進と教育研究の活性化は否定しないとしながらも、任期制によって懸念される弊害について言及した。

大学審答申は教育研究のみならず、1995年９月の「大学運営の円滑化について」（答申）に代表されるように、学長・学部長等のリーダーシップの発揮と、そのための諸条件整備、評議会や教授会のあり方の明確化など、国立大学の管理運営や組織体制にも大きな影響を及ぼした。これに続き高等教育のグランドデザインとして大きな影響を及ぼしたのが、1998年10月の「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―」（答申）であった。ここでは大学改革の４つの理念、「課題探求能力の育成―教育研究の質の向上―」、「教育研究システムの柔構造化―大学の自律性の確保―」、「責任ある意思決定と実行―組織運営体制の整備―」、「多元的な評価システムの確立―大学の個性化と教育研究の不断の改善―」が示されたが、国大協ではその中間まとめに対して意見を提出するなどの対応を行った（1998年８月）。中でも大学評価に関しては、行財政改革による国立大学の独立行政法人化問題との兼ね合いもあり、1998年６月に大学評価に関する特別委員会を設置した。同特別委員会は2000年４月に発展的に解消され、大学評価を所掌事項とした第８常置委員会となり、大学評価制度の構築に努めた。

以上、大学審に対する対応のほかにも、年々困窮する国立学校特別会計に関して一般会計からの繰入率の改善や、大学進学機会の均等を確保する学生納付金のあり方、また大学入試制度では分離分割方式への一本化、さらには1990年代以降、留学生市場という言葉が一般化する中で国際

交流の進展についても、学長諸氏及び各常置委員会の不断の努力でその改善を行った。

このように、1990年代以降の国大協は、大学審や政府の行財政改革との関係の中にあったわけだが、その一つの帰着点が国立大学の法人化であった。ただし1990年代半ばから本格化する国大協の法人化対応については第２章に預けることとする。本章ではこれまでに見てきた大学審その他に対する国大協の1991年から2004年３月における活動について、各常置委員会の活動に依拠しながら詳述する。なお激動の中にあったものの、1950年７月に創立された国大協は、この間に創立50周年を迎えた。それを祝して2000年11月には如水会館にて国立大学協会創立五十周年記念祝賀会を開催し、一つの区切りを迎えた。また国大協事務局では各種委員会の審議状況や活動状況等を各会員大学に報告するために、1951年１月以来、年４回（２月・６月・８月・11月）『会報』を発行してきた。しかし国大協ホームページ開設に伴い、2001年11月発行の第174号を以て『会報』は最終号となり、国大協事務局もまた一つの区切りを迎えた。

第１節　国大協の改革

1990年代に入り大学改革の大波が国立大学に押し寄せる中、国大協では主体的かつ機動的に大学改革を推し進めるべく、自らの組織改革と国立大学への社会的理解の促進に努めた。またその過程では、現状の大学・高等教育政策のあり方の限界を指摘し、長期的展望の下、一種の学問的契約を政府とでなく国民との間で結ぶことで、我が国の大学・高等教育の発展を目指す新しい大学・高等教育政策のあり方を構想していた。

１　国大協の委員会組織の改編

1995年11月の第97回総会での承認により、国大協は委員会組織を改編した。1950年の第２回総会で常置委員会を設置して以来、その組織・運営のあり方が固定化し、規定とも異なって特別委員会が常態化していたこと、さらには現況の組織運営体制では意思決定に時間を要し、高等教育政策に国大協の意思を反映しづらいことが改編の理由であった。この改編により常置委員会数は、６から７へと改組され、所掌事項にも変更が生じた。順に第１常置委員会が理念、体制・組織、管理運営、第２常置委員会が入学者選抜、第３常置委員会が教養教育、学部専門教育、学生生活、第４常置委員会が教職員の待遇改善、第５常置委員会が学術交流、第６常置委員会が財政、新設の第７常置委員会が研究、大学院、生涯学習、学術情報となった。なお1999年11月の第105回総会では、大学評価を所掌事項とした第８常置委員会の設置を承認した。

常置委員会に対して、既設の８つの特別委員会は、継続中の審議事項がある場合を除き原則廃止となった。各特別委員会の所掌事項は常置委員会に分散させ、必要に応じて常置委員会の下に小委員会や作業委員会を設置する体制となった。新たに特別委員会を設置する際には、課題と設置期限（原則２年以内）を定め、理事会に諮ることが求められた。ただし医学教育と教員養成に関しては、審議事項の特殊性に鑑み特別委員会としての存続を認めた。

なお未完の組織改革構想となったが、1998年10月の理事会では、アカデミック・カウンシル

（高等教育評議会）構想が披露された。蓮實重彦副会長は、大学審を例に日本には長期的展望のもとで高等教育の問題を検討する機関がないとして、大学政策を検討する新たな組織の設置が必要であるとした。蓮實副会長は翌月の第103回総会でも、文部大臣が具体的な問題を諮問し、それに答申するという既存の審議会形式での大学政策のあり方の限界を指摘した。阿部謹也会長も、「現実の審議会等では、将来を見据えた高等教育の議論や提言をしようとすると気まずい雰囲気になりかねず（中略）、ショート・レンジに進められ、その状況に縛られてしまう」と述べた。

このアカデミック・カウンシル構想は、政策提言を行う新たな組織を国大協の「内」ではなく「外」に設置し、従来の文部省と国大協との関係とは異なる運営のあり方を目指していた。高等教育予算の考え方も、政府予算の枠内という考え方ではなく、国民総生産の何％を高等教育に配分し得るか、一種の学問的契約のようなものを政府とではなく納税者（国民）との間で結ぶという考え方であった。阿部会長は、当面、国大協の中で議論するが、しかるべき時期に、新聞報道や公私立大学あるいは一般に向けて発言するとした。しかし、第２章で言及する国立大学の独立行政法人化問題への対応等により、以後この構想が具体化することはなかった。

２　「国立大学のあり方について」と『文化学術立国をめざして―国立大学は訴える―』

1990年代に入り大学進学率が再拡大する中、国大協では国立大学への社会的理解を深めることが必要との認識を共有していた。加えて国立大学の発展を支える財政基盤の確立には、国立大学の必要性を理論的に説明することもまた不可欠であるとの見解に至っていた。そのような状況にあって、大学の組織・制度、研究・教育体制の検討を所掌事項としていた改編前の第１常置委員会では、1991年10月に「国立大学のあり方について」を取りまとめた。

これは同委員会が1986年11月に取りまとめた「国立大学の役割と今後の課題」をベースに再検討したもので、今後は大学院の強化が必須であり、そのためにも各国立大学の自主的改革を推進する柔軟な制度的枠組みと、大学院担当教員の補充が必要であるとした。一方でこの頃は、全国知事会府県政懇談会や第３次臨時行政改革推進審議会での議論において、国立大学の府県移管が焦点となっていた。これに対しても第１常置委員会は、1992年６月の第90回総会での要請を受けて、国立大学と地域、そして国の教育施設等に対する地方公共団体の経費負担措置を禁じた地方財政法第12条との関係について検討を重ねた。

このように国立大学と社会との関係性が問われる中、国大協では『国立大学白書』の作成を構想した。そして1995年11月、国立大学の歴史と実態、要望や将来計画を取りまとめた『文化学術立国をめざして―国立大学は訴える―』を発行した。国大協ではこれを「国立大学の自己点検の報告書であると同時に、社会へのメッセージ」であるとし、国立大学には社会の変化に対応しながら、その附託に答える努力と、何よりもアカウンタビリティが求められるとした。

第２節　大学教育の改善

国大協では従前より教養教育の改善に努めてきた。そして大学設置基準の大綱化によって各大学が個々に教養教育に関する試行錯誤を重ねる中、調査検討を重ね、国立大学としての教養教育の課題とあるべき方向性を明示した。また国立大学が持つ人材養成機能のうち医学教育・教員養成については、特別委員会が政府の諸政策に柔軟に対応することで、質の高い専門人材の安定的供給に努めた。

１　教養教育改革

国大協では1991年の大学設置基準の大綱化以前から、国立大学における教養教育の理念的・制度的検討を行っていた。1988年11月には「教養課程の改革」を取りまとめ、1989年７月には大学審大学教育部会で一般教育に対する評価、設置基準の大綱化が言及されたのを受けて、全国立大学の教養課程教育・一般教育の改善状況を調査し、1991年４月、「教養課程教育の改善に関する実情調査報告―資料集―」を取りまとめていた。

1991年２月、大学審が「大学教育の改善について」ほか、計５つを答申し、その後大学設置基準が大綱化されると、国立大学の教養教育は大きな変容を遂げた。そこで有馬朗人会長は1991年５月の理事会で、大学設置基準の大綱化に伴う各国立大学の教養教育の実態把握を要請した。教養教育に関する特別委員会（先の教養課程に関する特別委員会を改称）は、1995年３月、「教養教育の改善に関する調査報告書―アンケート調査のまとめ及び資料―」を取りまとめた。ここでは大綱化以降の各国立大学のカリキュラム編成や教育実施体制が、一貫教育の方向にあり、履修単位数減少のみをとらえて教養教育軽視とするのは時期尚早であるとした。また各国立大学は、個性に即した教養教育のあり方を模索している段階にあるとした。

その後1995年11月の委員会組織の改編により教養教育に関する特別委員会も廃止となったが、阿部会長は1998年６月の第102回総会で、「大学設置基準の大綱化以来、確立した理念なしに教養部の解体・改組が進む状況を憂慮する声がある」として、大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会の設置を報告した。同特別委員会は、1999年１月、「大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役割について（報告）」を取りまとめた。この中で〈リベラル・アーツ教育〉あるいは〈教養教育〉と呼ばれる、主に大学１、２年生を対象に行われている〈専門教育〉に還元できない一般的な教育には２つの問題、すなわち制度的問題と、社会や文化が変容している中で、従来の「教養主義や修養主義」、「一般教育」といった理念が空洞化あるいは形骸化し、新しい理念を打ち立てられずにいる問題があるとした。そして新しい理念を提示できる新しい用語の確立が有効であり、理念的にも制度的にも明確なイメージを提示し、それを全大学構成員に周知徹底させるだけでなく、社会に対してもその教育の目的、効果、役割を説明すべきであるとした。議論の過程では、学長主導型の全学的組織なくして、成果達成は困難であるとの方向性も確認した。

２　医学教育及び国立大学附属病院の改革・整備

医学部の特殊性に鑑み設置された医学教育に関する特別委員会（以下、「医学教育特別委員会」とする）は、国立大学医学部長会議や国立大学医学部附属病院長会議を後援し、広く医学教育及び医療全体の立場から諸問題を検討した。医学教育特別委員会は1990年６月、「大学病院における卒後研修」（中間まとめ）を取りまとめた。卒後臨床研修カリキュラムや大学病院・指導体制のあり方（ストレート方式からローテイト方式へ）等の提言に加え、高度の医療技術と基礎的学識を基盤に新規課題に従事する医師の養成が重要であるとした。また定員充足率の改善を含めた大学院医学研究科臨床医学専攻の振興の必要性も指摘した。

大学審大学院部会で大学院教育の議論が本格化すると、医学教育特別委員会では、医学部の現状と問題点を明らかにする必要があるとして、同年９月に医（歯）系大学院を有する国立大学長を対象に調査を実施した。そして1991年11月に「医学系・歯学系大学院問題に関する調査報告書―アンケート調査結果と将来への提言―」を公表した。ここでは基礎系と臨床系とでは内容や性格に相違があること、また医学系では大学院課程を修了した課程博士に対して、論文博士取得者の比率が高く、大学院の学生定員の充足率が高くないことなど、医学系・歯学系大学院の現状を明らかにした。報告書では19の提言がまとめられ、財政的基盤の整備とあわせて学術振興を図る上で改善の責務があるとした。

次に医学教育特別委員会では、①医療法改正に伴う特定機能病院問題と、②臨時脳死及び臓器移植調査会の最終答申に対する国立大学附属病院の対応を検討した。①では患者紹介率の設定義務付けをめぐり、大学病院関係団体等と厚生省との間で見解に隔たりが見られた。医学教育特別委員会では全国医学部長病院長会議や、国立大学医学部附属病院長会議の見解を支持するとの立場をとりつつ、医療費抑制の点では合理性を認めるも、臨床教育が特定疾患に限定される点や、地域における医療連携・医療レベルの向上といった点で問題があるとした。争点の患者紹介率は、後に努力義務30％とすることで妥結し、附属病院の特定機能病院化が進んだ。②では国大協としての対応を検討するため、医学部を持つ大学及び医科大学の学長42人に「脳死、臓器移植に関するアンケート調査」を実施した。集計結果は、各大学の倫理委員会等での方針決定に貢献する参考資料として利用された。

1993年５月、全国医学部長病院長会議が、『わが国の大学医学部（医科大学）白書'93』を刊行すると、医学教育特別委員会でも医学部・歯学部の当面の課題の解決と、当事者の意識調査を目的に、委員会選定の135課題の重要度と緊急度を尋ねる「医学部、歯学部・附属病院の課題とその改善について」（予備調査）を1995年５月に実施した。結果は当初非公開の予定であったが、結果の有益性から関係者へ限定配付され、意識改革、学部教育の充実、卒後研修、施設・設備・予算・人事の改善、教員選考基準の確立、附属病院の管理・運営・財政等の改善提言を行った。

1996年４月の委員会組織の改編に際し、医学教育特別委員会が再設置され、卒後臨床研修の義務化問題への対応を行った。従来医学部卒業生の卒後臨床研修は医師法で努力規定とされ、卒後２年間の初期研修は大学の自主性に任されていた。しかし厚生省の医療関係者審議会臨床研修部

会は1994年12月の中間まとめの段階で「臨床研修を必修とすることが望ましい」としており、現行の臨床研修が医局単位で狭く実施されている点についても是正を求めた。文部省や国立大学医学部長会議、国立大学医学部附属病院長会議は厚生省とは異なる見解に立ち、大学医学部関係者も「大学附属病院における卒後臨床研究の在り方に関する調査研究」を行った。なお必修化は、2004年の新医師臨床研修制度の開始からであった。

卒後臨床研修制度のあり方に関心が集まる中、医学教育特別委員会では医学教育のあり方の根本的議論が必要であると考えた。そこで今後の医学部教育システムの検討、特に大綱化以降の医学教育、入試制度（多様化・編入・生物必修）、メディカルスクール構想や、医師需給問題の検討を始めた。大綱化以降、多くの医学部では６年一貫教育カリキュラムにシフトした結果、教養教育のあり方が問われていた。また文部省の21世紀医学・医療懇談会は、高い倫理観に基づく、人間性や対話能力に優れた医師の養成を求めていた。医学教育特別委員会では1997年６月、「医学部（医学科）４年制コース創設の提言」を取りまとめ、1998年度以降、３年次編入による４年制コース（学士入学制度）を各大学の判断で導入することを提言した。

医学部一般入試における「生物」の入試科目化については、高等学校教育の実情、医学部入学後にみられる生物履修者と未履修者との成績の差異に基づく広範な議論が行われ、第２常置委員会と協議し、全国医学部長病院長会議へ要望を行った。医師需給問題については、厚生省の「医師・歯科医師の需給に関する検討会」の推計（2020年には約6,000人、2025年には約１万4,000人の医師が過剰となる）、また与党医療保険制度改革協議会や財政構造改革会議の閣議決定による医療費抑制の文脈から、入口調整（入学定員の削減・適正化）、出口調整（医師国家試験の合格者抑制）、医師資格取得後の調整（保険医の定数制、定年制）といった３つの調整への対応にも努めた。後年、国立大学の独立行政法人化問題が本格化すると、医学教育特別委員会では、法人化時の大学組織における附属病院の位置づけや、その経営を危惧する声が高まった。

３　教員養成制度の改革・整備

教員養成制度特別委員会は、1972年11月に「教員養成制度に関する調査研究報告書―教員養成制度の現状と問題点―」を取りまとめて以来、教員養成問題の調査検討を重ねていた。1988年に教育職員免許法制定以来最大の制度改正が行われると、制度改正による実態把握を目的に調査を実施した。集計結果は1989年11月に「『大学における教員養成』に関する調査」（第１次報告）として報告され、以後、第２次、第３次報告と続き、分析結果も1991年６月の「中間まとめ」を経て、1992年１月に「大学における教員養成―教員養成の現状と将来―」として報告された。ここでは改正教育職員免許法を踏まえ、教員養成の将来、情報化・国際化への対応、地方教育行政の課題、教員の将来需要推計について言及した。

続いて教員養成制度特別委員会は大学における教員養成について、教育学部長や一般学部の学部長等の責任者、教育委員会のほか、教育学部に在籍する学生を対象に、教員養成の現状と今後に対する意向調査を実施した。1993年11月の中間報告「教育大学・教育学部学生の教職への意識と意見」は、教育大学・学部の全教員に頒布され、1995年５月には最終報告「大学における教員

養成―教員需給の変化に対応する教員養成のあり方―」を取りまとめた。最終報告では教員需給動向から、教員定数、計画養成、教育学部の位置づけ、現職教育と大学院教育の充実、教職の地位向上に関する提言を試みた。また1997年には附属学校の実習校としての役割低下とエリート校化・受験校化への懸念から、国立大学附属学校の調査に着手した。そして同年11月に「大学における教員養成―国立大学附属学校の在り方・役割―」を取りまとめた。

1996年７月には、教育職員養成審議会（以下、「教養審」とする）へ、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」が諮問された。教養審は1997年に第１次答申を行い、教職科目修得に比重をおく免許法改正を行うとともに、財政構造改革会議の方針に依拠して、1998～2000年（集中改革期間）の３年間で教員養成課程入学定員を5,000人削減する方針を打ち出した。これにより1986年には20,100人であった入学定員は、2000年には9,770人となった。また1998年には介護等体験特例法の施行により義務教育教員免許状の取得要件に介護等体験が義務化された。同年の大学審答申を経て、同年10月には教養審第２次答申「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について―現職教員の再教育の推進―」が、翌1999年12月には教養審第３次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」が公表された。以上の諸政策に対し、教員養成（制度）特別委員会ではその都度、見解を表明した。

1998年４月から２期目を迎えた教員養成特別委員会は、2000年３月、「大学における教員養成―今後の教員養成と教育系学部の在り方について（調査結果と考察）」を発表した。ここでは先の5,000人削減問題に対応して、国立教員養成系大学・学部の改組・改編、教員免許基準の改定に伴う教員養成カリキュラムの現状と対応、そして教員養成と大学院の役割について実態を明らかにした。その後、３期目からは、「変動期における教員養成システム構築に向けての政策的研究」に着手した。

以上が1990年代以降の国大協の教員養成問題への対応の概要であり、これは開放制原則に基づく戦後日本の「大学における教員養成」に問題が山積していたことの証左でもあった。教員養成特別委員会では2003年５月、会長に対して「教員養成等の問題に関する検討の場の確保について」（要望）を提出し、「新国立大学協会（仮称）」においても、国大協として教員養成の問題、初等中等教育に関する問題を検討する場の確保を求めた。

第３節　大学入試制度の改善

国立大学の入試制度は、戦後、幾度となく改編が重ねられ、1989年からは連続方式・分離分割方式併存制を採用していた。しかし、1990年代に入ると早々に分離分割方式への統一が重要課題となり、第２常置委員会と入試改善特別委員会（1983年設置）がその対応にあたった。また種々の課題に対応する一方、国大協では18歳人口が減少する中で、国立大学はどのような能力を持った者をどのように選抜するのか、その将来像を構築する責任を有していた。そこで第２常置委員会では、小委員会を設置して、大局的視座から検討を行った。

1　推薦入学制度の是正と分離分割方式への統一

1989年に大学審が「大学入試に関する専門委員会」を設置し、中央教育審議会が「学校制度に関する小委員会」において初等中等教育と高等教育との接続を課題とすると、国大協でも第２常置委員会と入試改善特別委員会を中心に、入試制度の改善に取り組んだ。

まず取り組んだのは推薦入学制度の是正であった。1992年５月に「推薦入学について」を取りまとめたが、そこでは推薦入学の理念に反して高等学校側から二重推薦が行われていること、また推薦入試合格者が他大学合格を理由に入学辞退を行う場合があることを明らかにした。国大協では1992年６月に「推薦入学制度の適正な推進について（要望）」を全国高等学校長協会会長及び全国普通科高等学校長会理事長宛に送付して、適切な推薦入学の実施を求めた。

次に取り組んだのは分離分割方式への統一であった。国立大学の入試制度は1989年度から連続方式・分離分割方式併存制を採用していたが、分離分割方式における前期日程と後期日程との募集定員比率のバランスを是正すべきとの意見がある一方、両者の募集定員を均衡化するといずれの試験も学力主体の選抜となり、多様化の流れに逆行するとの意見もあった。しかし、併存制が入試制度として複雑であるとの見解は一致していた。併存制は分離分割方式による２回の入試業務負担が困難な大学・学部や、募集定員が極端に少なく分割が難しい大学・学部に配慮して措置されたものであったが、分離分割方式導入後、同方式を採用する大学・学部が増加していた。入試改善特別委員会では、1992年11月に「国立大学の入学者選抜における第２次試験実施方式の問題点に関するアンケート」を実施した。その結果を受けて、1993年11月の第93回総会では、「国立大学の入学者選抜における現行の『連続方式』と『分離分割方式』の統合についての基本方針」が了承された。その結果、①全大学・学部が「分離分割方式」を採用することを基本的方針とすること、②募集人員が10名以下の募集単位等幾つかの条件を満たす場合には、前期または後期のみの試験実施の例外を認めることとした。

2　入試改革への意見表明と入試制度の調査研究

前述のような取組みが進む中、大学入試センターが1994年度からの高等学校学習指導要領改訂に対応して、「平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について―中間まとめ―」を取りまとめると、国大協では、理科離れの観点から、従来と異なる「理科」の２グループ化によって物理・生物の組合せ受験が不可になったことへの懸念を示した。さらに1997年６月には「中央教育審議会審議のまとめ（その二）」に対して、第１に大学入学者選抜の改善では選抜方法の多様化及び評価尺度の多元化における方法論の確立を、第２に中高一貫教育の選択的導入では公立中高一貫校のエリート校化への危惧を、第３に大学入学年齢の特例では将来的には物理や数学だけでなく、すべての分野での制度導入を考えるべきとの意見を表明した。なお1995年１月17日早朝に阪神・淡路大震災が発生したのを受け、国大協では27日に「阪神大震災で被災した受験生等への配慮について（要請）」を示して、受験生のサポートに努めた。

1995年11月の委員会組織の改編にあたり、入試改善特別委員会は、分離分割方式への統合問題

に区切りがついたこともあり廃止となった。しかしながら同委員会は、第２常置委員会への申し送り事項として、高校教育の多様性を考慮した大学入試センター試験及び第２次試験のあり方を検討する必要があるとした。また18歳人口が減少する中で21世紀を迎えるにあたり、高等教育はどういう資格を得た者を大学に受け入れ、その時の国立大学の役割が何であるか明確にすることも重要な課題であった。こうしたことから第２常置委員会は、1996年４月、入試将来ビジョン検討小委員会を新設した。同小委員会は、1998年３月に「大学入学者選抜の改善に向けて」を公表し、大局的視座から入学者選抜において個性ある学生を発見・発掘するための指針を示した。

さらに大学審が2000年４月に「大学入試の改善について」（中間まとめ）を取りまとめると、国大協では、センター試験が高校教育の到達度評価としてではなく、選抜試験として利用されている制度的実情の改善、またセンター試験成績の複数年利用や試験問題の等化など、共通試験として改善すべき技術的課題の解決を先行すべきとした。こうした中で第２常置委員会では、2000年６月に入試改革に関する検討小委員会を設置した。設置目的は、学生の学力低下問題への対応と、国立大学の社会的責務として大学入試における「国立大学の指針」を示すためであった。2000年11月の第107回総会では、「国立大学の入試改革―大学入試の大衆化を超えて―」が承認され、多様化する高校教育への対応、大学入試センター試験の改善、個別大学入試の改善に関して12の提言を行った。特に大学入試センター試験の改善では、国立大学志願者（一般選別）の大学入試センター試験原則５教科７科目受験が明記された。国大協は、科目負担から国立大学志願者の減少を危惧しつつも、国立大学の責務として日本の教育水準を維持するためには必要な措置であるとした。以後、第２常置委員会では2002年12月に国立大学法人化後の入学者選抜制度に関してアンケートを実施し、法人化後の新国大協において国立大学の入学者選抜制度の全般的検討を行う必要を明確にしていった。

なお2002年４月には、大学入試センターの「平成18年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について―中間まとめ―」を受けて、「大学入試センター試験『地理歴史』教科の２科目選択について（要望）」を表明し、2005年度センター試験からの「地理歴史」の２科目選択を希望した。同年６月にも再度「地理歴史」２科目選択を要望しつつ、「情報」教科の導入には慎重な取り扱いを求めた。また2002年７月、文部科学省（以下、「文科省」とする）が2006年度を目処に大学入試センター試験での外国語リスニングテストの導入を公表すると、実施上予想される障害が克服され、試験実施における公平性を確保できる条件が整えば賛成であるとの見解を表明した。

３　大学入試情報の開示

2001年４月から行政機関の保有する情報の公開に関する法律が施行されることが明らかになると、大学入試情報の開示のあり方を検討する必要に迫られた。そこで第２常置委員会は「入試情報開示の問題点・留意点」を取りまとめるとともに、1998年６月には大学入試情報開示に関する検討小委員会を設置した。同小委員会では各大学の入試情報開示に資する国立大学共通のガイドラインとして、1999年６月、「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」を取りまとめ

た。ここではとりあえず情報開示の基本的な考え方を示すにとどめ、３年後に再検討が必要であるとした。これに準じて2002年９月に再調査を行った結果、大きな変更はなく、従前のガイドラインを踏襲することになった。

第４節　学生支援への取組み

大学進学率の再上昇に伴い、国立大学においても学生生活全般に対する支援の一層の充実が求められた。国大協では第３常置委員会がその任にあたり、保健管理から厚生補導施設、育英奨学制度、就職問題、留学生及び障がい学生支援など、その検討事項は年々広範となった。

１　保健管理と学生の国民年金加入問題

国大協では、第３常置委員会が保健管理問題に対応した。第３常置委員会は、1991年９月、国立大学保健管理施設協議会等の各種調査を総合的に検討し、在学生が直面する精神面を含めた健康問題や健康教育のカリキュラムへの組み込み、さらには保健管理センターの大学における組織上の位置づけと既成の教官組織との関係を整理及び検討する必要があるとした。

また国民年金法等の一部を改正する法律案に対しては、1989年10月「学生に対する国民年金の適用について（要望）」を提出し、学生本人及び学生をかかえる親の保険料負担が過大とならないよう政府へ要請した。1989年12月に法律が成立すると、1991年１月、文部省高等教育局長と生涯学習局長との連名で「20才以上の学生の国民年金への加入について」が通知された。同年１月、厚生省は学生の保険料免除基準を示した。

２　厚生補導施設の整備拡充

国大協では厚生補導施設の中でも課外活動施設について、1981年と1986年に整備拡充の要望を行っていた。そして1993年４月には第３常置委員会に、厚生補導、厚生施設に関する検討を行う小委員会を設置して、「厚生補導施設に関するアンケート」調査を行った。その結果、施設の老朽化、基準面積の不足による狭隘、予算要求における優先順位の低さ、管理運営要員及び予算の不足、食堂の狭隘と混雑、移転先キャンパスの環境整備の不十分さ、キャンパス分散による保有面積の不足、大学院学生用宿舎の新設の必要性など、その深刻な実態を明らかにした。これを受けて1994年６月の第94回総会では、「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」が承認された。この要望書では厚生補導施設を福利施設、課外活動施設、学生宿舎、駐車場の４項目に分け、厚生補導施設も教育研究施設同様に重要であり、学生生活関連施設にも目を向けた厚生補導施設の整備拡充が急務であるとした。

３　育英奨学制度

1990年代に入ると育英奨学制度の方針、制度、機関に大きな改編が見られ、国大協ではその対応に追われた。

1991年５月の大学審答申により大学院の整備充実が求められると、文部省では育英奨学制度に関する調査研究会が、従来の学部学生主体から大学院学生主体へと移行する今後の育英奨学制度の検討を開始した。同調査研究会は1993年６月に「今後の育英奨学制度の在り方について」を取りまとめたが、この過程で国大協は、奨学金制度の拡充を求めた。

1995年になると、総務庁の行政監察報告によって日本育英会へ勧告が出され、設置形態区分での奨学金配分枠並びに奨学金返還免除制度の見直し、日本育英会本部と支部との役割分担及び合理化が指摘された。さらには橋本内閣が特殊法人の整理合理化対象に日本育英会をあげると、国大協でも育英奨学事業のあり方を検討する必要に迫られた。文部省が1996年５月に育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議を設置すると、国大協は先述の「今後の育英奨学制度の在り方について」を基本的に支持するとの見解を示した。しかし、1997年度予算編成過程における財務当局の日本育英会奨学金返還免除制度見直しへの姿勢は強硬であった。文部省は既設制度の大胆な見直しを行わないと文教予算全体の充実を図ることができないとして、国大協側の「少なくとも初等中等教育に従事する教員となる者は、返還免除対象から除外すべきではない」との主張を止む無く退け、学部等で貸与された奨学金にかかる返還免除制度を廃止する決断をした。これに対して1997年３月の第３常置委員会では、奨学金返還免除制度廃止の根拠への疑問、文部省が提示した教育改革プログラムと行財政改革を優先した返還免除制度廃止との非整合性を厳しく指摘した。そして育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議に対して、学部学生の奨学金返還免除制度の維持と、大学院学生への奨学金優遇を強く望む意見を提出した。

2002年10月には文科省の新たな学生支援機関の設立構想に関する検討会議が「新たな学生支援機関の在り方について」（中間取りまとめ）を公表した。そして今後の学生支援は日本人学生・留学生支援施策を統一的視点で実施することとして、現在別個に設置されている学生支援業務を総合的に担う新しい学生支援機関を設置するとした。これに対し第３常置委員会は、2002年10月に「『新たな学生支援機関の在り方について』（中間取りまとめ）に関する意見」を文科省に提出し、国際的視野での人材育成に寄与する奨学制度、キャリア形成支援、修学支援体制の充実を要望した。

４　就職問題

経済同友会の「『選択の教育』を目指して―転換期の教育改革―」や、日本経営者団体連盟の「就職協定の抜本的な見直しについて（案）」によって就職協定の廃止論や見直し論が表面化する中、第３常置委員会では小委員会を設置するとともに、就職問題懇談会（以下、「就問懇」とする）でも対応に努めた。しかし1997年に就職協定が廃止されると、大学側は「申合せ」、企業側は「倫理憲章」を掲げて就職問題の調整・解決を図った。文部省は大学側と企業側が話し合う組織として、就職採用情報交換連絡会議や中長期の就職採用問題研究会を設置し、国大協でも就問懇を通して企業側に就職活動の早期化・長期化の是正を求めた。

なお国立大学では学部学生に加え、大学院学生の就職も問題化していた。第３常置委員会では1998年10月にインターンシップの実施状況を把握するアンケート結果を、そして2002年11月に

「国立大学学生の就職活動に関するアンケート調査報告書」を取りまとめた。後者は抽出調査であったが、学部卒業・大学院修了予定者のほか、学生の就職活動時に授業を担当していた教員にも調査を行った。そして企業側の「倫理憲章」と大学側の「申合せ」との間に立ちながら、「課題を社会や企業と共有し、次世代を育成する」という立場で、大学・企業・文科省（厚生労働省との連携も含む）の三者に就職問題の改善を求めた。

5　留学生と障がい学生支援に向けた取組み

第３常置委員会は留学生の受け入れ推進のためにも実態把握が必要であるとして、1995年９月、「外国人留学生の学生生活等に関するアンケート調査結果」を取りまとめた。

また2000年９月には「国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査」を実施した。報告書は翌年６月に取りまとめられ、基幹大学での「障害学生支援情報センター」の開設、障がい学生側の希望や意見を聴取した上での施設・設備の整備、授業支援からメンタルヘルスケア等を含めた広範できめ細やかな修学支援の実現を求めた。

第５節　国際交流

『国立大学協会五十年史』にて中嶋嶺雄東京外国語大学長が述べたように、21世紀を前に国大協の国際交流事業は飛躍的な発展を遂げた。とりわけ本節にあるUMAP（University Mobility in Asia and the Pacific＝アジア太平洋大学交流機構）の発足や諸外国との二国間交流協定締結によって、国際交流は国立大学の運営上の重要課題となった。国際交流の進展は日本のみならず世界の高等教育機関にとって不可避の課題となり、国大協でも受動的対応を脱し、半ば経済・外交政策、貿易問題として、戦略的に取り組む必要が問われていた。

1　UMAPの発足・活動

AVCC（Australian Vice-Chancellors' Committee＝全豪州大学長協会）は、1991年、ヨーロッパにおけるエラスムス（ERASMUS：European Region Action Scheme for the Mobility of University Students）計画のアジア太平洋版を構築し、アジア太平洋地域の大学間交流の促進、学生交流の推進を図ることを目的に、UMAPを設立した。UMAPの初総会は1991年９月に豪州キャンベラで開催され、翌年の第２回総会では日本が第４回総会のホスト国となることが決定した。第５常置委員会ではUMAP小委員会を設置して、「UMAP-JAPAN '94」の開催準備に着手した。第４回総会は1994年12月６日から８日にかけて、アジア太平洋地域の多様性を踏まえた双方交流の促進をテーマに大阪府で開催され、「大阪宣言」の採択と、APEC（アジア太平洋経済協力）によるUMAP支援の表明を受けた。

1996年８月にUMAP第５回総会がニュージーランドで開催されると、UMAP国際事務局の設置、そして将来の本格的な国際事務局活動の素地づくりとして、日本にUMAP先行国際事務局を設置することが合意された。日本側は国大協・公立大学協会・日本私立大学団体連合会・文部

省で検討を重ね、1998年４月、東京大学駒場キャンパスの一角に先行国際事務局を開設した。1998年８月にバンコクで開催されたUMAP第６回総会では、UMAPを構想段階から実施段階へ発展させるとして、UMAP憲章を採択し、組織運営体制も整備して、前述の先行国際事務局は正式な国際事務局となった。またUMAPでは学生交流の推進を図るため、1998年４月に単位互換制度（UCTS：UMAP Credit Transfer Scheme）のための第１回運営委員会をキャンベラで開催した。この単位互換スキームは、1999年１月に開催された第１回UMAP理事会において制度化された。また2000年１月開催のUMAP国際理事会では「UMAPリーダーズ・プログラム」の創設を承認した。同年２月には「UMAP留学生支援信託基金」、2001年４月には「UMAP短期留学推進制度信託基金」、そして2002年10月からはUMAP理事国分担金等による奨学金事業を創設した。

このような進展の一方で、UMAPは設置後間もない頃から運営上の問題を抱えていた。1999年に国大協、公立大学協会、日本私立大学団体連合会は、文部省の支援を得てUMAP日本国内委員会を設置したが、後にその委員長（2013～2014年）を務めた谷岡一郎大阪商業大学長は、当初から日本に多くの留学生を送る中国（本土）が不参加であったこと、また90年代中頃から豪州のリーダーシップに陰りが見られたと述懐している（谷岡一郎「キャンパス・アジア　アジア高等教育圏を目指して④UMAPで日本のリーダーシップを」『日本私立大学協会 教育学術オンライン』2010年11月、第2423号）。またUMAP日本国内委員会の運営については、2001年９月の第５常置委員会でも、その分担金増額をめぐる対応が議題とされた。直接的な原因は、文部省からの補助金が2000年度以降なくなったこと、国内委員会活動の進展に伴うコストの増大、UMAP憲章改正に伴う年間8,000ドルの拠出金（会費）支出等であったが、UMAPの活動が各大学のいかなるメリットになるのか、その理解が不十分であることなども間接的な要因として作用しており、第５常置委員会ではその対応に苦慮した。

なお文部省の支援を受けて1974年度から実施してきた外国大学長招致事業は、1990年に中国、1991年に韓国、1992年にイタリアを招致した。1993年は第４回UMAP総会に向けた準備等に鑑み招致事業を中止し、第４回UMAP総会にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、モンゴルを招致したのを機に幕を閉じた。

２　豪州及び米国との交流

UMAPの取組みに加えて、豪州は日本との二国間交流についても早々に着手した。1992年６月の第90回総会でUMAPの一環として日豪大学間交流の推進が了承されると、国大協の調査団は、同年７月19日から８月１日にかけて豪州12大学の訪問を行い、他方で豪州も日本に調査団を派遣した。そして1992年12月、国大協とAVCCとの間で日豪学術交流協定を締結した（1997年、2003年に更新）。協定締結後にも双方で第２次の調査団が派遣され（日本側団長は江崎玲於奈筑波大学長）、2002年には日豪高等教育フォーラムが東京で開催された。また1995年には、同様の協定をニュージーランドとも締結した。

豪州との国際交流事業が本格化する中、米国との間でも二国間交流が進展した。1993年４月に

ワシントンD.C.で開催された第16回日米文化教育交流会議（The United States-Japan Conference on Cultural and Educational Interchange）では、日米間の学生間交流の不均衡是正のために、国立大学に学部学生の受入増大を求める勧告を行った。国大協では1993年10月にJUSSEP（Japan-United States Student Exchange Program）を設置し、AAC&U（米国大学協会）の協力を得て、短期留学生の受入体制の改善に努めた。1994年10月に「文明と科学技術の発展における大学の役割」をテーマに日米大学長シンポジウムが開催された際には、JUSSEPとAAC&Uとによる合同委員会が開催され、短期留学生カリキュラムのモデルプログラムの検討が行われた。米国ではThe Bridging Projectとして日本に関心のある学生を積極的にリクルートするとともに、日本留学の最大の障害である日本語について、FIPSE（Fund for the Improvement of Postsecondary Education）にプロジェクト予算を申請し、英語によるカリキュラムの作成・開発を進めていた。1994年に九州大学が英語カリキュラムを導入し、1995年には筑波大学と東京大学、1996年には千葉、名古屋、大阪、広島の各大学が短期留学生受入整備にあたった。この取組みは、1995年11月の「JUSSEP小委員会経過報告書」の中で報告された。

1995年７月には、米国東海岸と西海岸の著名大学を訪問し、「平成７年度国立大学協会訪米調査団報告書」を取りまとめた。日米間の短期交換留学プログラムは、AAC&Uの代表者の参加を得て、1996年には九州大学主催、1997年には広島大学主催でシンポジウムを開催し、1999年からは日米共同の短期留学プログラムを開始した。１年目の1999年秋の日本側参加大学は、北海道、名古屋、広島、九州の４大学であり、2000年秋は、小樽商科、筑波、東京外国語、横浜国立、大阪の５大学であった。

なお外国人留学生の基礎教育である「日本語・日本事情」の講義については、留学生センター等を設置して対応できた国立大学は30大学程度に留まっていた。そこで国大協は1999年12月、放送大学に対して英語または中国語による初級日本語講座の開講と、留学生に限って授業料免除で単位取得となる措置を要望し、実現に至った。

３　拡大する二国間交流と留学支援体制の課題

国大協には、豪州、米国以外の国々からも二国間交流の要請が相次いだ。1998年にはフランス国立大学長会議から日仏間の学生交流と日仏高等教育シンポジウムの開催が提案され、11月５～６日には東京でシンポジウムを開催した。またドイツ大学総長会議副会長らは1998年３月25日に阿部会長を訪問し、単位互換や学位認定など両国大学間の交流を提案した。その後、日独セミナー開催のため日本側代表者がドイツへ招待され、ドイツ大学との短期交換留学プログラムが発足した。この頃は留学生市場という言葉が一般化し、短期交換留学プログラムの充実と拡大は、世界的趨勢であった。国大協では米国を含め諸外国の短期留学生との交流に関する諸問題を扱う組織として「短期学生交流計画小委員会」（略称JANUSSEP）を、1999年11月の理事会の承認を経て設置した（2001年11月理事会でJANUSSEPの設置継続を承認）。2000年にはカナダ大使館から2001年５月開催の日本・カナダ学長会議への参加依頼が、2002年10月にはスウェーデン大学長団の訪日があり、二国間交流はますます隆盛した。なお英国については、1997年３月に「平成８

年度国立大学協会訪英調査団報告書」を取りまとめ、さらに日本と英国の高等教育改革に関する知見の交流及び両国高等教育の発展に寄与することを目的に、2002年２月から大学評価・学位授与機構が主催する日英高等教育に関する協力プログラムに参加した。

このように1990年代に国大協の国際交流事業は発展したが、その充実には数々の制度改革や組織の充実、そして財政支援の拡充が必要であった。文部省の「留学生の在り方に関する調査研究協力者会議」が、1997年３月に「留学生の入学選考の改善方策について」を取りまとめると、国大協では同年６月、入学選考、統一試験、情報提供等のあり方について見解を表明した。特に統一試験の改善では、日本国際教育協会「日本留学のための新たな試験調査研究協力者会議」の適任者として、中嶋嶺雄第５常置委員会委員長を推薦した。2001年には大学の国際交流に関して国公私の設置形態の枠を越えて対応し、連絡協議を行う場として「国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会」（Japan Committee of Universities for International Exchange：通称JACUIE）を設置した。財政の点では、2002年度の留学生交流関係の概算要求が減額されると、2001年10月に「国際的な学生交流事業予算の充実について（要望）」を各方面に提出した。

法人化が迫った2002年以降、第５常置委員会では今後の国大協の国際交流事業のあり方を検討した。そこでは「海外からの学長会議提案に対する国大協の受動的対応の是非」、「外国の大学団体は政府の経済・外交政策の一環として学長会議等の場を活用」、「第５常置委員会の性格付けの再検討」、「今や教育も貿易問題」といった厳しい意見が散見された。

第６節　教職員の確保と待遇改善

国立大学では数次にわたる定員削減により、人的負担に限界が生じていた。また大学審答申により、大学教員に任期制が導入されたのもこの時期であった。国大協では定員削減計画に対し、教育研究の質的維持や学術研究の発展に多大な損失を与えるものとして政府に是正を求めるとともに、その待遇改善も要望した。一方、男女共同参画の推進については国大協の取組みが範となり、国の男女共同参画基本計画を牽引することとなった。

１　教官等の定員削減計画と教職員待遇問題

国大協では1968年度以降実施されている国家公務員に対する定員削減計画に対して、国家財政上、止むを得ない措置であることを十分に理解しつつも、国立大学教職員については、その職務の特殊性に鑑み、定員削減の対象から除外する等の措置を一貫して強く要望してきた。その結果、国立大学の教官等については定員削減の対象から除外されたが、教育研究の遂行に不可欠な支援職員の削減率が強化され、そのしわ寄せに教官や大学院生がその業務を肩代わりすることが多く、本来の教育・研究活動に支障が生じていた。

第４常置委員会では、第８次定員削減計画を見据え、1991年６月に「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を関係者に提出した。そして教育研究の遂行に欠くことのできない教育研究支援職員並びに事務系職員についても教官同様の配慮がなされることを要望した。こうした

要望は1996年５月、2000年６月にも同様に行われた。

国大協では以上の定員削減計画への対応に加え、「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」及び「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を関係機関に提出することで、国立大学教職員の待遇改善に努めた。そこでは、大学の質的向上を図るにはその担い手である大学教官等に有為な人材を確保することが基本的前提条件であり、そのためには大学教官等の待遇改善を図ることが一つの必須要件であるとした。2002年７月に提出された要望書では、①教育職（一）の給与水準の引上げ等を含め俸給体系を是正すること、②学長・部局長（事務局長等を含む）について指定職の完全適用並びに指定号俸の引上げを図ること、③管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること、④大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること、⑤夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること、⑥教育・研究支援職員等の待遇改善を図ること、⑦大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること、⑧看護職員の待遇改善を図ること、を要望した。

２　大学教員の任期制

1995年９月、大学審は大学教員の任期制に関する部会報告を行った。これに対し国大協は、1995年11月、「『大学審議会組織運営部会における審議の概要―大学教員の任期制について―』についての意見」を表明した。そこでは基本的方向としては任期制の導入に賛成であり、それによる人事交流の促進、教育研究の活性化は否定しないとしながらも、任期を設けないことが長期的な教育研究計画の策定を可能とすることに留意する必要があるとし、さらに「任期制の存在と業績評価が必ずしも直結するものではない」とした。また具体的な導入の形態及び実施方法には各大学の裁量を認めるよう求め、任期制は、教育研究活性化の手段であって、それ自身が達成するべき目標とならないよう、今後の審議において配慮されることを強く希望し、「academic freedomを正しく確保することの重要性」を強調した。

1996年10月、「大学教員の任期制について（答申）―大学における教育研究の活性化のために―」が答申されると、国大協では大学審が示した任期制が選択的任期制であり、任用類型が、流動型、研究助手型、プロジェクト対応型に限定され、学問の自由・大学の自治を侵すことはないとの見解を示した。1996年11月の第99回総会で吉川弘之会長は、任期制の本旨を完遂するには学長が大学そのもののあり方を問いつつ、外部に対しては終身雇用、年功序列賃金体系からの脱却、企業の採用方針の弾力化といった条件整備の必要性を求め、内部に対しては教授会自治ではなく人事の責任と結果を明確にするマネージメントが必要であるとした。以後、文部省が「大学の教員等の任期に関する法律」の施行に関する省令制定作業に入ると、井村裕夫会長は第１常置委員会に要望事項の検討を要請し、1997年８月、「『大学教員等の任期制に関する法律』の施行に関連する要望書」を取りまとめた。また2002年３月には、第４常置委員会が「大学の教員等の任期に関する法律」の改正に対して意見を表明し、対象職種を「第１号（流動型）ならびに第３号型（プロジェクト対応型）のみとし、高度の専門的知識経験を有する場合とする」とした。

３　教室系技術職員と教務職員

教職員待遇問題で最も国大協を悩ませたのは、技術職員の待遇問題であった。当時の国立大学技術職員は、適用俸給表で区分すると、行政職（一）となる施設系技術職員及び教室系技術職員と、教育職（一）となる教務職員とに分かれた（教育職俸給表の適用だが、身分は技官）。このうち待遇問題が深刻であったのは教室系技術職員と教務職員であり、国大協では専門行政職俸給表の適用による待遇改善を試みた。

教室系技術職員問題の詳細は『国立大学協会五十年史』に預けるが、1995年６月の第96回総会では、「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について（照会）」の調査結果から、各大学で組織化が進んでいる状況に鑑み、「専門行政職移行条件案」を了承した。1995年11月に科学技術基本法が成立し、研究開発支援者の重要性と処遇の確保が問われたのを機に、国大協では専門行政職俸給表適用審査基準（ガイドライン）を検討し、翌年10月に「教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の配置等について（要望）」を行った。だが人事院は、現行の専門行政職の適用に際して、国立大学の技術職員はその職務内容が著しく多様で均質性がないとして、専門行政職への移行には消極的であった。これを受け第４常置委員会は、専門行政職俸給表適用を引き続き求めるが、当面は官職の設定、組織化、職務権限の省令上の明確化を図り、現行の行政職（一）俸給表の中での処遇改善を求める現実路線を選択した。この結果、1997年の文部省訓令第33号により、教室系技術職員問題はひとまず決着した。

教務職員の待遇改善の取組みとしては、1991年６月に教務職員問題に対応するワーキング・グループを設置し、同年11月の第89回総会で「教務職員問題に関する検討結果報告」を取りまとめた。そして運用の適正化を図るべきとして、問題解決の方向の指針（「Ａ．現行教務職員制度を存続させながら、運用の正常化に努め、新規採用の資格基準を助手相当に改める」、「Ｂ．教務職員定数を、助手以上への振替え、他職種への異動等により、段階的に整理する」）を示し、この指針に基づく各大学の努力に期待することとした。これを受けて1994年６月の第94回総会で「教務職員現況調査報告書」が報告された。その結果、教務職員は実員、定員ともに減少傾向にあり、この傾向は「旧七帝大」の工、農、理学部及び自然科学系研究所で著しいという実態が明らかになった。

以後も国大協では継続してこれらの問題に取り組む方針であったが、国立大学法人化とともに定数管理の概念がなくなった結果、技術職員の組織化や待遇改善は各国立大学での対応事項となった。

４　男女共同参画の推進

1996年８月、総理府に男女共同参画推進連携会議が設置された。また当時、国大協には女性科学研究者の環境改善に関する懇談会から、女性研究者の待遇・環境等の改善を求める要望書が寄せられていた。こうした中、国大協では、男女共同参画に関するワーキング・グループを設置して検討を開始し、2000年６月の第106回総会では「国立大学における男女共同参画を推進するた

めに」と題した報告書を発表した。そこでは2010年までに国立大学の女性教員比率を20％にまで引き上げることを目標に掲げた。これは各方面から注目を集め、2000年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画の「高等教育の充実：高等教育機関における男女共同参画の推進」では、「国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループが行った、国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえ、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める」として、国大協の取組みが特記された。2001年には今後10年間にわたって男女共同参画の推進に関する追跡調査を行うことが決定し、2002年11月に「第１回追跡調査報告書」を公表した。なおこの調査は以後も毎年実施され、貴重なデータを提供することとなった。

第７節　国立大学財政の課題

国立大学は戦後、新制大学として設置されて以来、常に財務問題に苛まれてきた。しかしながら1990年代に入ると国家財政の窮状は深刻化し、高等教育への一層の投資が必要であるにもかかわらず、国からの財政措置は厳しい事態を迎えていた。国大協では学生納付金問題を含め、国立大学財政に関する調査を実施することで、国立大学予算の確保・充実を広く社会に訴えた。また2000年代に入ると、手探りの中で、法人化後の国立大学財政問題への対応が急務となった。

１　国立大学財政基盤調査研究委員会の設置と「国立大学財政基盤の現状と改善」

国立学校特別会計における一般会計からの繰入率は年々低下し、隔年ごとの授業料等値上げで繰入低下を補完する状態が定着していた。例えば授業料は1976年度以降、ほぼ隔年ごとに増額改定され、1975年に３万6,000円であったのが、1990年に33万9,600円となった。教官当積算校費、学生当積算校費も低迷する中、国大協では文教予算の確保・充実を文部省に強く求めると同時に、国大協としての国立大学財政のあり方を固めた上で、劣悪な教育・研究環境の抜本的改善を求めるべきとの結論に至った。1989年９月、第６常置委員会は、国立大学財政基盤調査研究委員会を設置した。そして津布楽喜代治宇都宮大学長を研究代表者に、文部省科学研究費補助金「大学の財政運営に関する基礎的研究」の採択を受けて、「国立大学が直面している具体的な財政上の問題を洗い出し、人材育成、学術研究の推進等の社会の要請に応え、国際的な責務を果たすに必要な、より強固な財政的基盤の構築と、より効果的な財政運営を可能にする新しい指針」を構築することを目的に調査を開始した。

その結果は1991年４月に「教官の直面する教育研究費の現状」（中間報告）、同11月に「国立大学財政基盤調査研究委員会（第二中間報告）―国立大学財政の現状」、1992年３月に調査報告書「国立大学財政基盤の現状と改善」として公表した。この調査では、国立大学財政の制度と実態の総合的検討のほか、国立大学の全教官を対象に、国立大学の役割と問題、教育研究費の現状に関する意識調査を行った。調査報告書では「国立大学財政基盤の改善―まとめと提言―」として、以下７つの提言、①国立学校特別会計の予算規模の拡大、②科学研究費補助金の飛躍的拡大と採択率の引き上げ、③外部資金の積極的導入、④他省庁との連携の強化、⑤地方自治体との連携の

検討、⑥大学間交流による財政の効率化、⑦国立大学財政制度運用等の弾力化の再検討、を示した。特に①では、「現状の国立学校特別会計制度のもとで、一般会計からの繰入率を高め、少なくとも1980年度以前の水準である対GNP比0.4％に早急に回復させる措置をとる」ことを提案し、⑦では「国立大学の財政基盤をより強化する立場で、国立学校特別会計制度の在り方も含め財政制度の運用に関し、国立大学協会として検討すること」を提案した。また国立大学財政の「適切な到達レベル」を、理論的根拠をもって予め用意すべきとした。以上の調査結果は注目を集め、「国立大教官はつらいよ」（日本経済新聞、1991年４月11日）、「頭脳の棺桶　国立大学―東大も京大も阪大も広島大もスラム化する―」（AERA、1991年５月28日）などと報道されて、国立大学財政に対する社会の関心を集めた。

２　学生納付金と施設整備の問題

国立大学財政基盤調査研究委員会がその任を終えて解散すると、第６常置委員会では新たに国立大学財政問題懇談会を設置した。同懇談会は当面、前述の調査報告書の提言の具体化を進める算段であったが、当時は臨時行政改革推進審議会答申や、大蔵省並びに財政制度審議会等が、自己財源確保、そして私立大学との均衡から、授業料増額と学部別授業料の導入を強く求めていた。そのため国大協ではこれへの対応が急務であるとして、学生納付金問題に取り組んだ。第６常置委員会は、1993年10月に「国立大学の授業料の在り方について（要望）」として大蔵省及び文部省に要望を行い、高等教育の機会均等という最低限の保障をも奪いかねないとして、隔年ごとの増額改定と学部別授業料の導入に関する慎重な取り扱いを要望した。しかし大蔵省の授業料増額と学部別授業料導入へのスタンスが翻意されることはなかった。1995年４月に国立大学財政問題懇談会は解散したが、翌年５月に学生納付金等検討小委員会を設置して、授業料適正基準の設定とそれによる授業料値上げの歯止めへの方策を検討した。

学生納付金問題と並行して、国大協では教育研究の基盤となる国立大学施設の整備・改善も強く要望した。新制大学設置後、50年を迎えた国立大学施設は、老朽化や狭隘化が顕著であった。1998年３月に文部省の今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議が、報告書「国立大学等施設の整備充実に向けて―未来を拓くキャンパスの創造―」を公表すると、国大協では同月に「国立大学施設の整備に関する緊急の訴え」を提示した。そこでは現状の国立大学の教育・研究環境があまりにも劣悪で、グローバルスタンダードを自ら生み出す環境が整っていないとして、施設整備のための財政措置を早急に講じることを要望した。文科省では、2001～2005年度を計画期間とした第２期科学技術基本計画に対応して、2001年４月に「国立大学等施設緊急整備５か年計画」を策定した。

３　第６常置委員会における法人化後の国立大学財政の検討

授業料問題と並行して第６常置委員会では、税制改正の要望も行った。1995年９月には「日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る所得税非課税措置の創設に関する要望」及び「育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金について住民税の控除制度を創

設することに関する要望」を行った。以後にも国立大学と民間企業との共同研究における共同試験研究促進税制の延長・拡充、留学生のホームステイ受入れ家庭の負担軽減を目的とした所得税の税額控除の創設、日本学術振興会を経由して支給される科学研究費補助金の非課税措置の維持等に関しても要望を行った。

しかし、国立大学の独立行政法人化問題が本格化すると、それに対応した国立大学財政の検討が喫緊の課題となった。詳しくは第２章に預けるが、国大協における国立大学法人化後の財務会計制度の検討は、当初、2000年７月設置の設置形態検討特別委員会「専門委員会Ｄ（財務会計）」が、文科省内に設置された国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議（以下、「調査検討会議」とする）の審議経過を見ながら検討していた。第６常置委員会では設置形態検討特別委員会の検討経過を踏まえ会計制度のあり方を模索したが、2003年６月の第６常置委員会では、委員から「クリティカルな問題である財政については、国立大学法人化特別委員会でも第６常置委員会でも審議はあまり進んでいない」との指摘があった。附属病院の財政投融資と借入金の取り扱い、法人化移行に伴う費用負担、予算配分と評価の関係性など検討課題は山積したが、第６常置委員会では学生納付金問題の決着が急務であるとした。そこで2003年９月に、各大学における財政面に係る法人化への検討状況を把握することを目的に、学生納付金のほか、国の財政支援のあり方も尋ね、移行準備に資することを目指した。

第８節　大学院問題・生涯学習・学術情報への取組み

国大協では山積する大学政策及び大学運営上の課題に対し、特別委員会を設置して対応にあたっていた。本節で言及する大学院問題、生涯学習問題、学術情報等はまさにそれに該当した。なお本章第１節で述べたように1995年11月の委員会組織改編後は、第７常置委員会がこれら諸課題の検討を行った。

１　大学院問題特別委員会と第７常置委員会の設置

大学審では1988年12月に「大学院制度の弾力化について」を答申したのを皮切りに、大学院の量的整備や整備充実、学位規則の改正を進めた。国大協では大学院問題特別委員会が第１常置委員会と連携して対応し、1990年11月、「『大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要』に対する意見」を提示した。

1991年に学位規則の改正が行われると、大学院問題特別委員会では、学位記における専攻分野の表記のあり方について検討した。また同時に「国立大学のあり方」の調査検討を開始した第１常置委員会からの要請を受け、1991年11月に「国立大学大学院の果たしてきた役割並びに今後のあり方」の調査実施を決定した。調査結果は1996年３月に「国立大学大学院の現状と課題」として取りまとめ、現状の国立大学大学院の目的が、研究者養成、高度な能力を持つ専門職業人の養成、社会人の再教育であるとした。そして教員の研究時間の少なさと、学生の大学院進学がままならない現状に苦慮している実態も明らかになった。大学院進学率が低い要因は、大学院在学中

の経済的基盤の不安定、大学院施設の老朽化及び研究費不足、大学院修了後の就職先の少なさと大学院非修了者との待遇差の無さであった。

第７常置委員会の設置後は、研究及び大学院問題に関して、RA、TA、PD及び助手問題、大学院重点化問題、産学連携と教員倫理等の検討を行った。

まずRA、TA、PDに関しては、1996年11月の第99回総会で「若手研究者と大学院学生に対する支援」を報告した。この過程で助手問題が表出し、第１、第４、第７常置委員会合同で検討を進めることになった。1998年10月の第７常置委員会で「助手制度改革のドラフト」を示し、それに付随して定年教官の研究・教育への高度の貢献の機会を提供する「高等学術研究員（ダイヤモンド・フェロー）」制度も提案された。以後、第１常置委員会は独立行政法人化問題に追われ助手問題から離れたが、第４常置委員会が処遇改善、第７常置委員会が制度改善の観点から議論を重ね、助手制度廃止に伴う利点と問題を検討し、2002年11月に「助手に関する実態調査報告書」を取りまとめた。

また大学院問題は、大学審大学院部会が諸問題を包括的に議論していたことを考慮し、大学院重点化問題に特化するとした。しかし、1997年２月、大学院重点化は日が浅く、その検討には中長期的視点が必要であるとして審議を打ち切った。

なお産学連携と教員倫理等の問題では、1996年12月の文部省職員の倫理規定の制定及び職員の兼業手続の改正に伴い、国立大学共通のシステムの構築が急務となり、1997年６月の第100回総会でガイドライン「産学協力の推進と教員の倫理」を作成した。1998年に国家公務員倫理法案が国会に上程されると、本法成立時には各大学が定めた現行の倫理規定では対応し得なくなること、さらには国立大学教員に適用された場合に産学共同研究を停滞させる恐れがあるとして、同年６月に「国立大学の教員等に対する国家公務員倫理法の適用について」を要望した。2000年１月には「国家公務員倫理法の運用に当たっての留意点の整理について」を示した。

２　生涯学習特別委員会と「国立大学と生涯学習」

1991年５月の理事会では、国立大学と地域社会との関係や、今後の少子・高齢化社会で国立大学がいかに生涯教育に対応すべきかを検討するために、生涯学習特別委員会の設置が承認された。生涯学習特別委員会では、各国立大学の生涯学習の取組事例を検討した上で、1993年５月「国立大学と生涯学習」を取りまとめた。本報告書は、国大協が生涯学習について初めてまとめた報告書であり、生涯学習社会における国立大学のあり方について、その役割を多面的に提示するとともに、社会人の大学・大学院入学、生涯学習への対応状況に関する問題点と改善方策を提示した。また理想論としながらも、大学院教育の担当資格を持つ定年教員の登録活用制度、第三セクター方式での大学・地方・企業の三者協調システムによるセンター運営、そして全国立大学の実験・実習設備の有効利用を掲げた。

その後、第７常置委員会では、生涯学習に関し、社会人学生を視野に、昼夜開講制の実施状況や受入状況の調査を行った。

３　複写に関する著作権問題、図書館の整備充実、情報公開法への対応

学術情報特別委員会は、1990年６月の第86回総会で、「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」を報告した。しかし1991年９月に日本複写権センター（JRRC）が設立されると、学術情報特別委員会は先の見解を見直し、「国立大学における複写に関する著作権の問題について」を取りまとめ、各国立大学長に参考情報としての活用を求めた。

以後、複写に関する著作権問題が進展しない中、学術情報特別委員会は国立大学図書館協議会の調査に関与しながら、1993年７月には大学図書館に関する小委員会を設置して図書館の緊急課題に関するヒアリング調査を行った。ヒアリング対象は、福島、図書館情報、千葉、電気通信、横浜国立、和歌山、九州芸術工科の７大学であり、ヒアリング結果から予算上の問題点を顕在化させた。

第７常置委員会が設置された頃には、複写権・著作権問題に関しては、日本複写権センターが国立大学に求めた複写利用許諾契約の是非が検討事項となり、文化庁や有識者とのヒアリング、いくつかの大学の事例調査を行って、「国立大学における文献複写に関わる著作権処理に関する当面の方針について（案）」を示した。そして1998年６月の第102回総会では、大学事務部での文献複写のうち、著作権法第42条の適用を受けない複写については、次年度より複写利用許諾契約を締結するのが妥当とした。これにより複写権・著作権問題は、図書館部門を除き、大学（中央）事務部門はひとまず決着した。

また第７常置委員会では、図書館の整備充実に関し、国立大学図書館協議会とも連携して、研究教育上の機能、図書購入費、業務の電子化、狭隘化対策の検討も行った。1997年６月の第100回総会では、「大学附属図書館の当面する諸問題について」が協議・了承され、同年８月、「国立大学附属図書館の整備充実に関する要望」を文部省へ提出した。そこでは「図書資料購入費、特に学生用図書購入費の増額」、「専門的能力をもった図書館職員の確保」、「共同保存図書館の建設」を要望した。

さらに、情報公開法への対応に関しては、1998年７月に「情報公開法に関する検討小委員会」を設置し、1999年６月の第104回総会にて「国立大学における情報公開についての検討経過報告」を行った。情報公開法が2001年４月に施行されるにあたり、「教官が保有する文書の管理及び開示」と、「情報公開への対応体制、開示・不開示の判断基準、行政文書の管理体制・管理規定等」に焦点をあてて検討を行い、2000年11月の第107回総会で「国立大学における情報公開についての検討結果報告」を再度行った。

第９節　大学評価

大学審及び行政改革会議の議論において評価制度のあり方が議論となっているのを受け、国大協では大学評価に関する特別委員会（以下、「評価委員会」とする）を設置した。評価委員会は、適切な大学評価制度を構築するべく大学評価・学位授与機構の設立に積極的に関与し、同機構設

立後は、大学評価制度の重要性に鑑み、発展的に解消し、新たに第８常置委員会を置いた。

１　大学評価に関する特別委員会の設置

1998年３月の理事会では、阿部会長の提案により、評価委員会を設置した。大学評価をめぐっては、行政改革会議の最終報告や中央省庁等改革基本法（第43条第２項）において言及されていたため検討が急務であった。1998年８月、国大協は「大学審議会『21世紀の大学像と今後の改革方策について』（中間まとめ）に対する意見」を提示し、その中間まとめで示された４つの基本理念の中の「多元的評価システムの確立」に関して、外部評価制度には懸念を示すも、「『大学の個性化と教育研究の不断の改善』の最も重要なシステム要素として、その強化を要請していることに同感」との見解を示した。評価委員会ではイギリスの大学評価の実態把握に努めつつ、文部省から評価委員会の審議と並行して国公私立大学を視野に大学評価の具体的研究を求めてほしいとの依頼を受けると、阿部博之委員長は評価委員会とは別途、自身を研究代表者とした科研費事業「大学評価機関に関する研究」に基づき「大学評価機関に関する研究グループ」を設置した（以下、「研究グループ」とする）。研究グループは９月にワーキング・グループも設置し、大学評価の基礎的知見を総合的に検討した。文部省が大学審「中間まとめ」に従い、1999年度概算要求に第三者大学評価機関の創設準備要求を盛り込むと、研究グループの進捗状況に合わせるべく、評価委員会内に国大協の立場から検討を行う新たなワーキング・グループを1998年12月に設置した（以下、「評価委員会WG」とする）。評価委員会WGのメンバーは、評価委員会から立川涼（高知大学）を座長に、丹保憲仁（北海道大学）、松尾稔（名古屋大学）、田中弘允（鹿児島大学）、阿部委員長のほか、天野郁夫国立学校財務センター教授、金子元久東京大学教授とで構成された。国大協では1998年11月の第103回総会を経て、「大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』の『評価と情報収集・提供、調査研究の第三者機関』の具体化に関連する要望書」を提出し、大学評価を担う第三者機関の運営、評価、とりわけ国立大学の予算配分に関する基本方針・基準の作成に際しては、国大協に意見を求める等の配慮を希望した。こうした評価委員会の行動は、1998年10月の大学審答申の焦点が行財政改革と国立大学であると考え、第三者機関による評価が必要なのか、それとも市場原理にまかせて独立行政法人化にもっていくのか、国大協そのものの存在が問われているとして、第三者機関の創設に向けて文部省に積極的に提言・要望すべきとの見解に至っていたためであった。

２　「大学評価機関についての論点整理」

1999年４月、学位授与機構に大学評価機関（仮称）創設準備室及び大学評価機関（仮称）創設準備委員会（以下、「創設準備委員会」とする）が設置された。これは行政改革会議最終報告及び中央省庁等改革基本法で大学評価体制の充実が要請されていたこと、また先述のとおり大学審議会の「21世紀の大学像と今後の改革方策について」を背景としていた。なお当初は、大学評価機関を新設する予定であったが、1999年度予算編成過程において財政状況が考慮された結果、新設ではなく学位授与機構を母体に改組拡充することとなった。評価委員会では、上記に先立つこ

と1999年２月に評価委員会WGが「第三者評価機関についての考え方」を策定した。そして各大学の参考に供して国大協としての評価に関する議論を加速するため、同年４月に「大学評価機関についての論点整理」を取りまとめた（以下、「論点整理」とする）。この論点整理では、第三者評価機関の設置構想が浮上した背景と必然性を整理し、基本的理念、大学評価の構成要素、具体的な検討の方向をまとめた。なお今後の検討課題については、個々の大学でも大学評価の理念と具体的なあり方を早急に検討し国立大学の総意を形成していくことの必要性に加え、将来にわたっては、大学評価の活動に主体的に参加し、評価結果を自己改革に有機的に繋げる体制を構築することが求められるとした。また全国立大学長に対する意見照会を行い、1999年６月の第104回総会では「大学評価機関に関する大学長アンケート」の結果を報告した。そこでは大学評価に肯定的・積極的な姿勢を表明しつつ、効率性より高度化と活性化、長期的視点が重要であるとした。そして評価の対象・内容・方法や、具体的な評価形態について言及したほか、設置後の関与のあり方についても、基本的には社会との生産的な緊張関係があるべきで、国立大学の参加の仕方には注意を要するといった意見が寄せられた。こうした検討を経て、国大協は1999年６月、創設準備委員会に対して、「大学評価機関（仮称）の在り方について（要望）」を提出した。

３　第８常置委員会の設置

1999年６月の評価委員会では、研究グループによる中間まとめの報告があった。そこでは、大学評価機関創設の背景・前提、機関の基本的性格・形態・実施事業と体制、評価委員会の構成・評価委員の選考基準、評価の内容と方法等が提示された。この中間まとめは創設準備委員会にも提供され、創設準備委員会は1999年９月に中間報告を行った後、2000年２月に「大学評価機関の創設について」を報告した。

阿部委員長は2000年度概算要求を前に文部省と意見交換を行い、国立大学の将来にとって相応しい規模と内容をもつ評価機関の創設を望み、国大協としても積極的な姿勢を示す必要があるとの見解に至った。そしてその旨を蓮實会長と協議した結果、同会長は各理事に諮った上で、1999年７月、「大学評価機関（仮称）の創設への協力・支援について（会長声明）」を各大学長宛に送付した。また評価委員会WGでは同年８月、これまでの評価委員会の検討結果と今後の対応について「大学評価に関する特別委員会W・G中間報告」を取りまとめた。そして学位授与機構の改組を控えた1999年11月開催の第105回総会では、評価委員会を発展的に解消し、大学評価を所掌事項とする第８常置委員会の新設が了承され、2000年４月に初めての委員会を開催した。

第８常置委員会の委員長には松尾稔（名古屋大学）が就き、2000年４月に拡充改組された大学評価・学位授与機構、文部省の調査検討会議（特に目標評価委員会）、そして同会議に対応すべく国大協に設置した設置形態検討特別委員会（特に専門委員会Ｂ）での審議状況を見ながら、あるべき大学評価制度のあり方を模索することになった。

第２章　国立大学法人化と国大協

概　　況

国立大学法人化

本章では、国立大学の法人化における国大協の動きを記述する。国立大学の設置形態に関する議論は、1971年の中央教育審議会答申にまで遡る。そして1990年代に入ると、各方面から国立大学の民営化、地方移管を検討する声が相次いだ。1996年に誕生した第２次橋本内閣は、行政改革会議を設置し、国立大学の民営化問題を取り上げた。国立大学を取り巻く政情に注視していた国大協では、「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」（以下、「在り方使命特委」とする）を設置して、報告書「行財政改革の課題と国立大学の在り方」を取りまとめた。そして行財政改革の文脈による民営化論に異議を唱えた。また行政改革会議は国立大学の独立行政法人化（以下、「独法化」とする）を提起し、「東大、京大の独立行政法人化」にも言及した。これに対し国大協は、「国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について」とする反対決議を行った。その後、行政改革会議は「最終報告」を取りまとめ、独法化が一つの選択肢となり得るとするも、「現時点で早急に結論を出すべき問題ではない」と結論づけた。

しかし、小渕内閣が国家公務員定数削減の政策目標を掲げると、再び独法化への対応が迫られた。中央省庁等改革推進本部（以下、「改革推進本部」とする）顧問会議での議論を経て、国立大学の独法化は2003年までに結論を得ることが閣議決定された。事態を重く見た蓮實重彦会長は、国立大学を取り巻く環境変化と国大協の一体性の維持というジレンマにあって、内々に松尾稔名古屋大学長に国立大学の独法化に関する調査を依頼した。この結果作成されたのがいわゆる「松尾レポート」であり、1999年６月の第104回総会でそれを明らかにした上で、蓮實会長は第１常置委員会に正式に独法化の検討を付託した。９月、第１常置委員会は「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」を取りまとめ、独立行政法人通則法による独法化への反対声明を撤回・変更する理由はないとし、仮に独法化する場合でも、「国立大学法人法」など別法制定の必要があるとした。その後、同年11月の第105回総会では、会長談話「国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて高等教育の将来像を考える」を公表した。

他方、文部省では、有馬朗人文部大臣が1999年６月の国立大学長会議で、国立大学の独法化を含めた有り得べきさまざまな可能性の検討をできるだけ速やかに行うと発言した。そして有識者懇談会「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」を設置し、９月には、「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」を示した。そうした中、2000年２月、自由民主党（以下、「自民党」とする）政務調査会文教部会・文教制度調査会教育改革実施本部は、高等教育研究グループを設置した。そして５月には同党政務調査会が「提言　これからの国立大学の在り方について」を発表

した。ここでは通則法そのままの適用ではなく、調整法・特例法の形で法律上明確にし、「国立大学法人」など大学にふさわしい名称で、2001年度中に具体的な法人像を整理して、早期に移行させるべきであるとした。その後、中曽根弘文文部大臣は、国立大学等の独法化に関する文部省の考えと今後の方針を示し、先の有識者懇談会の下に「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」（以下、「調査検討会議」とする）を設置して検討を開始した。

国大協では2000年６月の第106回総会で調査検討会議への対応等をめぐって議論となり、結果、①通則法をそのままの形で適用することへの反対姿勢の維持と堅持、②国大協内部に設置形態検討特別委員会（以下、「設置特委」とする）を設置、③調査検討会議への積極的参加、④長期的展望の下、恒常的に政策決定を行う機構の必要性と、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設置等の４つの確認事項を全会一致で承認した。

設置特委は調査検討会議に対応した４つの専門委員会を設置し、2001年５月に「国立大学法人化についての基本的考え方」と「国立大学法人化の枠組」からなる報告書を取りまとめた。しかし、その10日前に小泉純一郎総理大臣が参議院本会議で国立大学の民営化に賛同したことで事態は急変した。事態を重く見た文部科学省（以下、「文科省」とする）は６月、①国立大学の再編・統合を大胆に進める、②国立大学に民間的発想の経営手法を導入する、③大学に第三者評価による競争原理を導入するとした「大学（国立大学）の構造改革の方針」（いわゆる「遠山プラン」）を経済財政諮問会議に提出した。これに対し国大協でも理事会内に「将来構想ワーキング・グループ」（以下、「将来構想WG」とする）を新設して、対応にあたることとなった。

2001年９月、調査検討会議が「中間報告」を公表すると、国大協は設置特委による検証結果とともに会長談話を発表した。また国立大学の再編・統合問題も並行して検討し、将来構想WGは「国立大学の再編・統合等について」をまとめ、各大学に提供した。そして2002年３月には調査検討会議が「新しい『国立大学法人』像について（最終報告）」を公表した。国大協では「最終報告」に対する国大協の基本姿勢を示す「会長談話（案）」の承認を得るべく、４月19日に臨時総会を開催した。議論は尽きず、結果、国大協の歴史上初めて挙手による採決となり、賛成多数で承認された。これを受けて国大協では、設置特委を発展的に解消させ国立大学法人化特別委員会（以下、「法人化特委」とする）を、将来構想WGに代わる委員会として国立大学協会の在り方検討特別委員会（以下、「国大協在り方特委」とする）を設置した。

以後、法人化特委は、法制化、人事制度、財務会計に対応したグループを編成して国立大学法人制度の構築に努めた。文科省の法制化作業に対しては、「国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点」（以下、「重要論点」とする）をまとめた。そして2003年１月に国立大学法人法案の概要が提示されると、その重要論点を指針に検証を行い、同法案は「最終報告」の趣旨に沿うとした「国立大学法人法案の概要に対する見解」を示した。2003年７月、国立大学法人法が可決、成立した。しかし2004年度予算編成が本格化すると、運営費交付金削減の動きが見られたため、国大協はそれに抗して奮闘した。佐々木毅会長は「国立大法人化　予算削減では失速する」（2003年12月２日付『朝日新聞』）との記事を寄せ、同年12月の臨時総会では、次年度４月からの学長指名の返上をも辞さない重大な決意をもって要望書を提出することを全会一致で確認した。

その結果、前年度水準以上の総額を確保して、法人化第１期を迎えることとなった。

新国立大学協会の設立

先述の将来構想WGでは国大協のあり方を検討し、2002年３月に「『国立大学協会の在り方』検討事項」を整理した。調査検討会議「最終報告」とそれに対する「会長談話」では、国立大学法人化後の新しい連合組織の検討の必要性が唱えられており、将来構想WGの役割は国大協在り方特委に引き継がれた。国大協在り方特委（松尾稔委員長）は2002年10月、「国立大学の新しい連合組織について」を取りまとめて、新連合組織の設立理念、組織の基本要素、設立時期等の骨格と今後の進め方を示した。2002年11月の第111回総会でそれが了承されると、新しい連合組織の具体的検討は、「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会（以下、「設立準備委員会」とする）が担うこととなり、佐々木毅東京大学長（2003年６月より会長）が委員長に就任した。

設立準備委員会では４つの作業部会を設置し、新連合組織の設置形態、組織・委員会構成、会費等のほか、法人化後の職員採用試験や総合損害保険のあり方等を検討した。そして新国大協は社団法人化し、委員会構成を一新させ、会費格差の是正も行うとした。国立大学法人等職員採用試験をめぐっては、2003年６月の第112回総会で、共通採用試験の実施方針を確定し、新国大協の役割を整理した。総合損害保険の検討では、他に例のない保険商品の創設に伴う困難もあったが、2003年９月に「国立大学法人総合損害保険制度の開発検討について―中間まとめ―」を整理し、以後は国立大学法人総合損害保険（仮称）実施委員会（以下、「保険実施委」とする）を設置して、保険制度を整備した。

こうした準備を進め、2004年２月、社団法人国立大学協会（仮称）設立委員会を開催した。そして３月には臨時総会を開催し国大協の解散と新国大協への移行を了承、同時に社団法人国立大学協会（仮称）設立総会を開催して、2004年４月に社団法人国立大学協会が発足した。

第１節　国立大学の独立行政法人化問題

1990年代に入ると国立大学の設置形態をめぐって、民営化や地方移管を求める声が相次いだ。1996年11月に行政改革会議が設置されると、国立大学の独立機関化、地方移管、民営化、そして独法化が論議となり、国大協では「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」（委員長は阿部謹也副会長）を設置して、独法化問題に対応した。行政改革会議は1997年12月に最終報告を取りまとめ、そこでは「現時点で早急に結論を出すべき問題ではない」とされ、国立大学の独法化は見送られることとなった。

１　国立大学を取り巻く構図

国立大学の設置形態のあり方は、新制大学発足以来、その時々に応じて高等教育政策の課題となっていた。1991年になると、臨時行政改革推進審議会（第３次行革審）が「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第１次答申」の中で、「国立大学については、個性化や地域との密

着性を重視し、法人化など設置形態も含め組織・運営の在り方を見直す」とした。また同年12月の「第２次答申」でも、法人化など設置形態の見直しを含めた検討や、国立大学の転換・再編の推進、地方公共団体への移譲等が指摘された。1996年１月に第１次橋本内閣が誕生すると、同年７月には大蔵省財政制度審議会が「財政構造改革を考える―明るい未来を子どもたちに―」を取りまとめ、国立大学が設置形態を改め法人化することを提起した。1996年10月の衆議院選挙の結果、自民党単独政権として誕生した第２次橋本内閣においては、12月に行政改革委員会が「行政関与の在り方に関する基準」を決定し、３つの基本原則（民間でできるものは民間に委ねる、行政サービスの需要者たる国民が必要とする行政を最小の費用で行う、行政活動を行う各機関の国民への説明責任の義務）を明らかにすると、政府も「行政改革プログラム」を閣議決定して、同基準を最大限尊重するとした。1997年１月には財政構造改革会議が設置され、「橋本内閣が進める６つの改革」の取組みが本格化した。そして自民党の文教部会・文教制度調査会教育改革推進会議でも国立大学の民営化・地方移管が検討課題となると、行政改革、財政構造改革、教育改革それぞれの視点から、国立大学の設置形態のあり方の検討が迫られた。

こうした中、1996年11月の国大協第99回総会では、「当面する諸問題」で民営化や自治体移管（地方移管）を含めた法人化問題について、より大きな社会的流れの中で捉えて、将来の国立大学がどうあるべきか論理を展開しなければならない状況がくるとした。そしてどういうスタンスで反論するのか、最早、教育の機会均等を論拠にしていては説得性に欠けるとの声が上がると、吉川弘之会長は、制度であれ大学運営の問題であれ、問題の全容を認識し、その責任をとるはずの学長が必ずしもそれに影響を与えていないという社会的ズレを生み出す状況に声を挙げるべきだとした。吉川会長は、国大協が持つ２つの機能、すなわち国立大学間を調整する機能と、学長が社会的責任を果たすために発言していく場としての機能を、大いに活用すべきであるとした。

２　行政改革会議と「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」

行政改革会議の設置

1996年11月、第２次橋本内閣は行政改革会議を設置した。同会議では当初、これまでに見た国立大学の設置形態をめぐる議論を受けて、独法化というよりも民営化の方向で議論が進められた。しかし1997年４月の第９回会議では「民営化が適切か疑問がある」との声があった。５月には文部省ヒアリングが行われ、文部省は人事・会計制度の弾力化、事務局の一元化及び事務職員の削減、教員養成学部等の入学定員の縮減を国立大学の当面の改革課題とし、国立大学の民営化等には否定的な見解を示した。文部省は「国立大学の設置形態を考える前提として、国立大学の教育研究活動と運営に何を求め、そのためにどういう評価システムと管理運営システムが必要であるかということが明確になっていなければならない」とし、設置形態を変更せずとも国立大学の機能は十分発揮し得るとして、大学審議会（以下、「大学審」とする）等で検討された諸改革を進めることとなった。

国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

1997年２月、国大協の常務理事会（会長、副会長、各常置委員会委員長で構成）では民営化問題を協議した。その結果、早急に対処する必要があるとして、1997年３月の理事会で「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を設置した。在り方使命特委は、行政改革会議や財政制度審議会の動きを睨みつつ、国立大学の将来あるいは日本の高等教育の将来のあるべき姿について議論することを目指した。そして同年６月、「行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）」を取りまとめた。その報告の第一部では国立大学のあり方に対する批判を謙虚に受け止めつつ、国立大学の民営化あるいは独法化の議論に対して、わが国の学術研究と高等教育の将来にむけた問いかけなしに財政上の観点から議論されている状況に警鐘を鳴らした。第二部では「市場原理と高等教育の在り方」（中谷巌一橋大学教授）や、「国立大学のリストラクチャーへの一私案」（野村浩康名古屋大学副学長）等と、各委員が個人の立場で執筆した合計14本の論稿・提言が収められた。なお文部省では1997年１月、行政改革会議での対応に備え、国立大学の意義とその存続について財政面から検討する「国立大学に関する調査研究会」を設置していた。同調査研究会の座長は、後に在り方使命特委の委員となった武藤輝一新潟大学長であり、国大協と文部省は連携して行政改革会議への対応に努めた。事実、在り方使命特委は文部省が先述のヒアリングに臨むに際して、「行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）」を事前に示し、理解の共有に努めた。

「行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）」を受けた６月17日の第100回総会では、同報告と同名の要望書を取りまとめ、同月30日に井村裕夫会長と阿部（謹）副会長が小杉隆文部大臣、総務庁長官、行政改革会議事務局長と面談し要望を行った。さらには内閣総理大臣、大蔵大臣他にも提出した。そこでは「高等教育制度の改革は、単に財政赤字削減という視点のみから進めてはならない」、「現在検討されている独立行政法人についてはその内容が不明で、論評できない。（中略）設置形態の変更自体は長年に渡る学問の継続性に大きなひびを生じさせ、わが国の学問研究を著しく弱体化させる危険性が有るので、行うべきでない」とした。

３　国立大学の独立行政法人化問題とその見送り

1997年９月、行政改革会議は「中間報告」を公表した。そこでは「文教行政のあり方についての見直しが必要」とするも、国立大学の設置形態に関する言及はなかった。また同月17日の第29回会議で河合隼雄委員は、「国立大学の独立行政法人化は、その特性から考えて不適当」と述べた。こうして国立大学の民営化及び独法化問題は落ち着くかと思われたが、議論の場が行政改革会議企画・制度問題小委員会及び機構問題小委員会合同小委員会（以下、「合同小委員会」とする）に移ると、国立大学の独法化問題が再度取り上げられた。

事の発端は、1997年10月９日の日本経済新聞朝刊に東京大学医学部教授会では行政改革会議が検討中のエージェンシー化を事実上支持するとの内容が掲載されたこと、続く同月15日（付）に水野清事務局長が「東大、京大の独立行政法人化について（案）」（以下、「水野試案」とする）を合同小委員会に提案したことにあった。これに対し行政改革会議の有馬朗人委員は、22日の第５回合同小委員会において、国立大学の独法化への反論を示し、大学における教育研究の特性上、

行政改革の一環として効率化の観点から独立行政法人制度を国立大学に適用することには種々の問題があるとした。

一方、国大協の在り方使命特委では、「行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）」の取りまとめ直後の７月の委員会にて阿部（謹）委員長から、「民営化の話は少し後退し、独法化の話が強くなってきている」との発言があった。阿部（謹）委員長は独法化について検討し、反論する必要があるが、実際に検討していることが明るみに出ることで、国大協が独法化を容認または条件付き容認の方途を模索していると誤解されては困ると考えた。そのため行政改革会議が「中間報告」を出すまでの間、在り方使命特委に非公開の小委員会を設置して、英国のエージェンシー制度を検討、理解を深めて事態に備えた。また先述の水野試案に対しては、10月21日に常務理事会を緊急で開催し、「定型化された業務について効率性を短期的に評価する独立行政法人は、現在、多様な教育・研究を行っている大学に全く相応しくないもので、反対することを決議した」とする「国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について」を公表した。

10月29日に開催された合同小委員会では、「国立大学は、人事・会計面での弾力性の確保など、種々改善が必要。高等教育行政のあり方も改善が必要。しかし、大学改革は長期的に検討すべき問題であり、独立行政法人化も改革方策の一つの選択肢の可能性はあるが、今早急に結論を出すべき問題ではない」とされた。以後、行政改革会議では国立大学の自己責任体制の確立をめぐり、「評価制度の確立」を含むよう修文が求められたほかに大きな指摘は無く、1997年12月に公表された「最終報告」においても、国立大学は独法化対象検討業務から除外された。国大協では「最終報告」に先立つ11月12・13日の第101回総会において、国立大学の独法化について満場一致で反対決議を行い、地元代議士等へ接触するよう各学長他に依頼した。しかしながら13日になると、自民党行政改革推進本部の独法化リストに国立大学が含まれていないとの情報を得た。そのため確定した決議文「国立大学の独立行政法人化について」は各大学に送付したものの、対外的執行を保留とする会長通知（井村会長）を14日に発出した。こうして行政改革会議において検討された国立大学の独法化は見送られることとなった。

第２節　国立大学の組織運営改革と独立行政法人化をめぐる動き

小渕内閣の国家公務員定員削減問題をめぐる政策方針とあいまって、国立大学の独法化問題が本格化した。事態を重く見た蓮實会長は、内々に松尾名古屋大学長に国立大学の独法化に関する調査を依頼し、いわゆる「松尾レポート」が作成された。以後は第１常置委員会に小委員会を設置して独法化問題を検討し、「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」を取りまとめた。他方で文部省は文部大臣のいわゆる私的懇談会として有識者懇談会を発足させて「国立大学の独法化の検討の方向」を示した。そして自民党政務調査会文教部会・文教制度調査会が「提言」をまとめると、文部省は調査検討会議を発足させて法人化議論を開始した。

1　組織運営体制の整備

ここでは独法化問題と並行して対応した、大学審組織運営部会の議論に対する国大協の動きに触れておく。1994年６月の第94回総会では、学長のリーダーシップや大学運営・組織のあり方を協議した。そして学長機能の強化には財政面と人事面（定員配置）での裁量可能枠を持つことが望ましいとした。また1997年11月の第101回総会では、国立大学内部の改革案を公表すべきとして「決議」を行った。その詳細は以下の３点であった。①学長が、全学的な視野から教育、研究の改革ができるようにするため、評議会、学部教授会等大学の組織運営のあり方を各大学において早急に再検討する。②大学において教育、研究を活性化し、若手研究者を育成するため、教員任期制の導入を含め、教員任用の方法の刷新を図る。さしあたり任期制を実施できる組織あるいは単位から実施する。③入学者選抜方法については、すでに指標の多様化がかなりの程度に進んでいるが、今後それを一層進めて学力試験への偏重を避ける。そのためAdmission Officeの設置を文部省に要望する。

その後、前節で見た行政改革会議「最終報告」の中で、「国立大学の自律的、主体的な組織・運営体制の整備、各大学の自己責任体制及び評価制度の確立」の必要性が指摘されると、第１常置委員会では1998年５月、「大学の組織運営システムの改革についての意見」を取りまとめて、「学内の機能分担」、「審議機関の運営」、「大学運営協議会（仮称）」、「大学の自主性・自律性の拡大」、「その他、大学審の審議に対する要望」といった５点の整理を行った。そして学長の役割の明確化、リーダーシップの発揮、学内予算配分に関する学長裁量権の拡大、学長を補佐する機構の設置等を挙げるとともに、評議会（全学）と教授会（学部）との役割分担の明確化、特に教授会の審議事項の明確化（限定）が必要であるとした。そして画一的制度ではなく、学問の自由と各大学がもつ伝統を尊重しながら、各大学で創意工夫を凝らし、多様な組織運営改革を行い得る提言がなされるよう要望した。

1998年６月、大学審が「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（中間まとめ）を取りまとめる段階になると、阿部謹也会長は中間まとめに国大協の意見を反映させるよう、阿部博之副会長と長尾真第１常置委員会委員長（京都大学長）に要請した。阿部（博）・長尾の両氏は、第102回総会終了後に臨時第１常置委員会を開催して、運営会議や大学運営協議会（仮称）、執行機関と審議機関の機能の明確化、教員選考のあり方等に関する意見をまとめた。そして大学審部会所属の学長方を通じて、中間まとめに国大協の意見が反映されるよう努めた。1998年10月、大学審が「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―」（答申）を発表すると、国大協では、①国立学校設置法の改正に対し、「大学運営協議会」（仮称）の権限について、各大学の概算要求等が、ここでの了解なしに出せないといったことにしないこと、②法律改正に伴う省令改正の段階においても、事前に国大協の意向を汲む機会を作ることの２点を文部省に要請した。

２　独立行政法人化問題

政府は先の行政改革会議「最終報告」を受けて、1998年６月、中央省庁等改革基本法を公布・施行し、「中央省庁等改革推進本部」を内閣に設置した。同法は国立大学の教育研究に対して適正な評価体制、組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するとしたほか（第43条第２項）、国の行政組織の整理及び簡素化等において、国の行政機関の職員定員を10年間で少なくとも10％減とする新たな計画の策定とその実施、さらには独立行政法人への移行によりその一層の削減を行うこととした（第47条第４項）。1998年７月に小渕内閣が誕生すると、小渕恵三総理大臣は今後10年間に国家公務員定員を20％、コストを30％削減するとの考えを示した。そして1999年１月22日には、自民党と自由党による「中央省庁再編・公務員定数削減に関する合意」により、削減率は20％から25％へ改められた。

改革推進本部は1998年11月20日、「中央省庁等改革に係る大綱事務局原案」を公表したが、この段階では国立大学の独法化が直接言及されることはなかった。しかし同年12月17日の第９回改革推進本部顧問会議では、太田誠一総務庁長官から「独立行政法人については難渋している面もあるが、例えば国立学校など検討もしないというスタンスから５年後という期限を切って検討するとなったものもある」との言及がなされた。そして1999年１月26日の「中央省庁等改革に係る大綱」（改革推進本部決定）では、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る」、そして「（国立大学以外の）大学共同利用機関等の独立行政法人化については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る」とされ、これは同年４月27日に「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」として閣議決定された。以上の変容には、仮に国立大学が法人化された場合、国家公務員定員削減の対象外となることを議論した、「有馬・太田協議」による影響があったとされる（大﨑仁（2011）『国立大学法人の形成』）。

３　「松尾レポート」

国大協では行政改革会議「最終報告」後も引き続き国立大学の独法化問題を注視していた。1998年12月には蓮實会長、中嶋嶺雄・阿部（博）両副会長他が有馬文部大臣と面談し、改めて国立大学の独法化に反対の意を示した。しかし1999年３月11日に文部省との非公式懇談を行うと、同月18日の理事会で蓮實会長は、その懇談の場において、「定員削減25％に関連して、国立大学としてもその設置形態に関すること、或いは、独立行政法人化に関することについて、ある種の討論のようなことを始めてよいのではないか」となり、国大協は国立大学の独法化について一貫して反対の態度を貫いてきたと前置きしつつ、「25％の定員削減、大学審議会答申の法制化、さらには第三者評価機関の設置等というような動きがあり、このような状況を見据えながら、国大協として、今後どのようにしてこの事態（注　国立大学の独法化のこと）を捉えて行くかという点で、多少の変化が生ずるような思いを感じた次第である」と発言した。結果、国大協としては当面の正式な議題とはしないが、周辺状況の変化や推移を見極め、必要な時期が来た際に、理事会、総

会に諮るとの結論に至った。

蓮實会長はこのように組織としての国大協の一体性の維持に配慮した方針を取る一方で、国立大学の独法化が現実味を帯びつつある事態に鑑み、1999年３月末～４月初め頃に内々に松尾名古屋大学長に対して国立大学の独法化問題に関する検討を依頼した。松尾学長は辻敬一郎名古屋大学副学長、古澤巌京都大学副学長、小山貞夫東北大学副学長、小早川光郎東京大学教授の諸氏に協力を依頼した。そして同年６月８日、独法化反対が不変であることを前提に、「法人を『あくまで可能性のある設置形態の一つ』として捉え、万一の場合には遅滞なく適切に対応するための一助になることを願って、問題点を整理」したとする「国立大学の独立行政法人化問題に関する検討結果の取りまとめ」（以下、「松尾レポート」とする）をまとめた。松尾レポートは、「Ⅰ．国立大学をめぐる状況」、「Ⅱ．国立大学の在るべき姿」、「Ⅲ．独立行政法人化にともなう問題点」、「Ⅳ．課題解決策の提言」から成り、Ⅲ．で基本的理念、法制、組織、財政、経営、教育研究、評価の問題を整理した上で、Ⅳ．では独立行政法人通則法でなく、「大学独立行政法人特例法」とも呼ぶべき個別法を策定すること並びに国家公務員型の雇用が望ましいとした。また法人組織についても国立大学をそれぞれ一法人としつつ、他方それら相互の連携協力のために、別に連合組織の実質を持つ組合法人を設置するとした案や、国立大学を一つまたは複数にまとめた連合大学法人の設置等の案などを提示した。

松尾レポート完成後の1999年６月10日の理事会では、第１常置委員会に独法化問題の検討を正式に付託した。そして蓮實会長は、同月15日から16日にかけて開催された第104回総会で、中嶋副会長ですら事前に知るところでなかった松尾レポートの存在を初めて各学長に明らかにした。蓮實会長は、1997年10月に緊急開催した常務理事会での反対声明後の情勢変化を説明した上で、国大協がその反対声明を降ろし、条件闘争に入ったことを意味しないが、設置形態の問題が差し迫った問題になる中で、「国立大学の教育研究を維持向上する観点から、どのような設置形態がよいかということを考える」とした。

４　「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」と「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」

「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」

1999年６月17日、有馬文部大臣は国立大学長会議の場で、国立大学の設置形態について、独立行政法人を含む有り得べきさまざまな可能性を速やかに検討する旨を言明した。そして８月には文部大臣の私的懇談会として、国立大学学長経験者を含む「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」（以下、「有識者懇談会」とする）を設置した。他方で国大協は、第104回総会での承認を受けて７月、第１常置委員会に独法化問題に関する検討小委員会（委員長は急遽、第２常置委員会から異動した松尾名古屋大学長。なお審議内容等は非公開。）を設置し、先んじて意見発信すべく検討を急いで、９月７日に「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」（以下、「中間報告」とする）を取りまとめた。この中間報告では松尾レポートを基本に、独法化問題への対応をより積極的かつ具体的に提示した。詳細には、独立行政法人通則法を見た限りでは、こ

れまでの反対声明を撤回及び変更する理由は見当たらないとした上で、個別法による個別規定を置くだけでは足り得ず、大学の理念や特質に照らした「大学独立行政法人特例法」(仮称)や、「国立大学法」・「国立大学法人法」(ともに仮称)といった別法を制定して、通則法の原則に修正を加える必要があるとした。また「国立大学法人」では、経営機能と教学機能を一体にし、一大学一法人を原則にするとした。同月13日には臨時総会が開催され、中間報告をもとに独法化問題への対応方針等を協議した。

「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」

国大協が上記のような対応をとる中、文部省は1999年９月20日に国立大学長・大学共同利用機関長等会議を開催した。有馬文部大臣は「国立大学における教育研究の特性に十分に配慮した特例措置等の実現が当然の前提」であるとした上で、国立大学の独法化を検討することを明らかにした。文部省からはその教育研究の特性に由来する基本的要請と、独立行政法人制度の基本的枠組との調整を試みた「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」(以下、「検討の方向」とする)が示された。これに対し国大協は臨時地区学長会議で文部省と質疑応答を行い、11月17日・18日の第105回総会では、蓮實会長の意思から、独法化問題に限定せず、「日本の高等教育の将来像」という視点で議論が行われた。その結果、会長談話「国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて高等教育の将来像を考える」を発表すること、そして今後、独法化について国大協として外すことのできない基本的条件の抽出を、先述の「中間報告」を取りまとめた第１常置委員会に付託することが決定した。第１常置委員会は、11月25日付で全国立大学長及び大学共同利用機関代表あてに「高等教育・学術研究の将来像を考える場合、大学が具備すべき基本的要件が何であるか」との意見照会を行った。また12月８日には蓮實会長、中嶋副会長、阿部(博)第１常置委員会委員長が中曽根文部大臣と会談し、中曽根文部大臣から、「通則法をそのまま国立大学に適用する形で独法化することは適当でない」、「独法化するについては、『検討の方向』に示した特例措置が満たされなければならない」、「現在の高等教育に対する公的財政支出が十分とは考えていない」との発言を得た。

年が明けた2000年３月の理事会では今後の独法化をめぐり、さまざまな意見が飛び交った。先の第１常置委員会「中間報告」以後、国大協として態度表明をしていない状況に対し、国大協主導で国立大学の設置形態を議論すべきとの意見、「各大学は不安で仕方ない」として、会長や理事等が持つ情報を各大学に提供すべきとの意見もあった。さらには「今はフィクションであっても一枚岩であることが必要」であり、「99大学共通の事項なら中間報告をたたき台として、各大学からの意見をもとに議論できる」との意見がある一方、「いずれ一枚岩論は手詰まりになるので、ある時点で地方大学、総合大学、単科大学等類型ごとの意見を第１常置委員会で議論する必要が生じる」との意見もあった。理事会では設置形態の白黒を争う議論や、グループ別の将来像の検討も重要だが、当面は国大協共通の検討事項を優先すべきで、国大協の分割を誘導するような議論は少なくとも現時点では適切でないとする考え方をまとめた。蓮實会長は、今後の最大の課題は財政問題であるとして、第１常置委員会に「中間まとめ」を基礎に検討するよう付託した。

５「提言　これからの国立大学の在り方について」

ここでこの時期の自民党の動きについても触れておく。2000年２月、自民党政務調査会文教部会・文教制度調査会教育改革実施本部では、高等教育研究グループを立ち上げた(麻生太郎主査)。そして２月24日に東北、京都、九州大学、３月２日に一橋、広島、鹿児島大学の学長を対象にヒアリングを行った。前者の３大学には「国立大学法人法」制度に向けた検討に資する試案を、後者の３大学には独法化問題への意見を求めた。その際、麻生主査は通則法での独法化は考えていないと言明した。以後同グループは、「提言　これからの国立大学の在り方について」（通称「麻生レポート」）をまとめ、５月には修正を加えて、自民党政務調査会から正式に発表された（以下、「政務調査会提言」とする)。そこでは国立大学に国から独立した法人格を付与することの意義並びに独立行政法人制度の仕組みを活用することの適切性を認めるも、通則法をそのまま国立大学に適用することの不適切さや、調整法又は特例法といった形で法律上明確に規定する必要性が指摘された。そして「国立大学法人」など大学にふさわしい適切な名称とし、広く関係者や有識者の参画を得て、2001年度中に具体的な法人像を整理、できるだけ早期に「国立大学法人」に移行させるべきとの見解を示した。

これを受けて文部省は2000年５月26日、国立大学長・大学共同利用機関長等会議を開催し、中曽根文部大臣から国立大学の独法化についての考え方と今後の方針が説明された。そして有識者懇談会の下に、国立大学関係者や公私立大学、経済界、言論界など各方面の有識者を交えて、多面的、多角的に議論する「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」を発足させることを明らかにした。

第３節　国立大学の独立行政法人化の検討と「遠山プラン」

政府は2000年12月に「行政改革大綱」を閣議決定し、2001年１月に中央省庁の再編統合を行った。文科省の調査検討会議での議論に並行して、国大協の「設置形態検討特別委員会」（設置特委）でも検討が進み、設置特委報告書（「国立大学法人化についての基本的考え方」と「国立大学法人化の枠組」）を取りまとめた。しかしその取りまとめ直後に、文科省が「大学（国立大学）の構造改革の方針」、いわゆる「遠山プラン」を示したこともあり、設置特委報告書の取り扱いを協議した第108回総会は紛糾した。国大協は、遠山プランのほか、新たな諸課題に柔軟かつ機動的に対処するため、理事会内に「将来構想ワーキング・グループ」を設置した。

１　設置形態検討特別委員会の設置

2000年に入ると国大協執行部と文部省との懇談が何度か行われ、３月16日には、蓮實会長と中嶋副会長が佐藤禎一文部事務次官の立ち会いの下、小渕総理大臣と会談した。蓮實会長は通則法のもとでの法人化反対、高等教育費に対する国の投資を欧米先進国並みに引き上げることを強く求めた。また５月25日には理事会の付託を受けていた第１常置委員会が「財政問題に関する検討

結果について（第１次報告）」を報告した。そうした中、６月13・14日の第106回総会では、独法化問題をめぐる各地区学長会議の状況報告が述べられた後、田中弘允鹿児島大学長が「国立大学独立行政法人化についての問題提起」を発言したのを皮切りに議論が行われた。「検討の方向」や「政務調査会提言」によって国立大学の独法化が現実味を帯びる中、文部省に設置される調査検討会議への対応が焦点となった。総会では全会一致で以下の４項目を確認した（要約）。

①独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対する姿勢は維持され、今後も堅持する

②国立大学の設置形態を検討するために、副会長を正・副委員長とする「設置形態検討特別委員会」を設置し、各方面への政策提言を積極的に行う

③文部省に設置される予定の「調査検討会議」に積極的に参加し、そこでの討議の方向に、国大協の意向を強く反映させるための努力を行う

④科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定を強く訴える

この確認により７月１日に設置された設置特委は、長尾真副会長を委員長、中嶋副会長を副委員長に、委員は第１、第４、第６、第８の各常置委員会から委員長及び委員１名、それ以外の第２、第３、第５、第７の各常置委員会から委員長をもって充てられ、ほかに会長が指名する委員を若干名置けたことから、専門委員12名を含む28名で構成された。また調査検討会議の４委員会（組織業務、目標評価、人事制度、財務会計制度）に対応して、設置特委もその下部に４つの専門委員会（Ａ＝法人の基本、Ｂ＝目標・計画・評価、Ｃ＝人事システム、Ｄ＝財務会計）を設置し、座長は常置委員会委員長が務めた。なお設置特委と常置委員会との関係性を問う声もあったが、緊急事態対応として常置委員会と別置することとした。

設置特委は調査検討会議に先立つこと2000年７月３日に最初の委員会を開催した。設置特委では各座長から調査検討会議及び設置特委の各専門委員会での検討状況がその都度報告され、東京大学国立大学制度研究会が同年７月10日にまとめた「国立大学の法人化について（中間報告）」（座長：青山善充副学長）や、名古屋大学における「アカデミック・プラン」、「名古屋大学憲章」など、各大学での検討状況も報告された。また小早川光郎専門委員（東京大学教授）からは「国立大学法人法」（仮称）の規定範囲に関する論点、森田朗専門委員（東京大学教授）からは法人化した場合の人事制度や事務職員の人事交流システムのあり方に関する論点が提示された。2000年12月には「行政改革大綱」が閣議決定され、国立大学及び大学共同利用機関等の独法化は、2001年度中に調査検討結果を整理するとされた。そうした中で長尾委員長は、設置特委の各専門委員会では、「国立大学法人法」（仮称）という場合によっては通則法の外で経営と教学とを一体に考える枠組みを前提に議論するよう求めた。また調査検討会議で突然法人化案が提示され、国大協での議論が審議未了となっては困るとして、2001年１～２月を目途に取りまとめ作業を行うとした。

２　設置形態検討特別委員会報告

「国立大学法人化についての基本的考え方」と「国立大学法人化の枠組」

2001年１月５日、設置特委は座長連絡会議を開催し、長尾委員長が「国立大学法人の枠組試案」を提示した。同試案は修正され、「枠組試案」との通称で、修正を繰り返した後、全国立大学長に送付され、３月２日の理事会で報告された。「枠組試案」は設置特委の全委員が合意したものではなかったが、大方の意見を集約した中間報告の体裁で、国立大学法人の名称、設置形態、管理運営組織、財政負担（設置者負担主義）、目標・評価、大学教職員の身分（国家公務員型）等、15の関連事項を端的に示した。以後、設置特委では、馬渡尚憲東北大学副学長を座長に、Ａ～Ｄの専門委員会相互の連絡調整を図る専門委員会連絡会議を設置して2001年４月から５月に検討し、５月21日に「国立大学法人化についての基本的考え方」と、一つのありうる枠組みとして「国立大学法人化の枠組」を取りまとめた（以下、前者を「基本的考え方」、後者を「枠組」とする。また両者をあわせて「設置特委報告書」とする）。「基本的考え方」は総論的見解を示したものであり、高等教育及び学術研究に対する国の責務、大学の自主性・自律性の拡大とそれに伴う自己責任の拡大、そして説明責任と社会に開かれた大学のあり方について整理した。他方で「枠組」は、具体的制度設計に踏み込んだものであり、「Ⅰ．法人の基本および組織・業務（30項目）」、「Ⅱ．目標・評価（24項目）」、「Ⅲ．人事制度（24項目）」、「Ⅳ．財務・会計（17項目）」で構成され、とりわけ学長選考方法においては３つの方式を提起した。

６月１日の理事会では、この設置特委報告書は国大協名ではなく設置特委名として総会に提出・了承を願うとの長尾会長の意向に議論が紛糾したが、最終的には了承された。理事会後には長尾設置特委委員長、中嶋同副委員長、阿部（博）専門委員会座長、松尾専門委員会座長、馬渡専門委員が記者会見に臨み、国立大学法人化の趣旨、改革によって実現すべき基本的目標、改革の枠組みの要点を説明した。改革の枠組みの要点では、国立大学法人法を制定し、法人組織と大学組織を分離することなく１大学１法人として法人化し、教職員身分は国家公務員型を基本に非公務員型の可能性を含め今後検討するとした。また競争的研究資金の拡充に加え、基盤的経費については、大学の安定的な教育研究活動を確保するため各大学の運営方針その他の諸特性が反映される方式による算定を求めた。

「遠山プラン」

設置特委報告書案を取りまとめる直前、2001年５月11日の第151回国会参議院本会議において、民主党の小林元議員は、国立大学の独法化並びに民営化に関する発言を行った。これに対し小泉総理大臣は、国立大学の独法化についてさまざまな可能性を検討するとしたのに続き、「私はこれには賛成であります」として、「国立大学でも民営化できるところは民営化する、地方に譲るべきものは地方に譲る」視点が重要であるとした（以下、「小泉答弁」とする）。また同月25日には経済産業省が「新市場・雇用創出に向けた重点プラン」（通称「平沼プラン」）を発表し、イノベーションの基盤整備として大学等の組織運営改革を急ぎ、国立大学の早期独法化を求めた。

小泉答弁が国立大学関係者に与えた影響は大きく、先に見た６月１日の理事会が紛糾した要因もここにあった。文科省は急遽「大学（国立大学）の構造改革の方針」（以下、「遠山プラン」とする）を作成し、６月11日に開催された第10回経済財政諮問会議に提出、遠山敦子文科大臣が説明を行った。遠山プランは「１．国立大学の再編・統合を大胆に進める」（スクラップ・アンド・ビルドで活性化）、「２．国立大学に民間的発想の経営手法を導入する」（新しい「国立大学法人」に早期移行）、「３．大学に第三者評価による競争的原理を導入する」（国公私「トップ30」を世界最高水準に育成）としただけの簡素なものではあったが、国大協・国立大学関係者に波紋を呼んだ。そして同月26日に政府は「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（骨太の方針）を閣議決定し、「国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、大学運営に外部専門家の参加を得、民営化を含め民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す」とした。

なお国大協では長尾会長のほか、阿部博之・内藤喜之・松尾稔・佐々木毅・石弘光の６学長が、経済財政諮問会議開催前の６月８日、急遽非公式に遠山文科大臣から「遠山プラン」の説明を受けていた。他方で他の学長に説明があったのは、後述する第108回総会後の同月14日の国立大学長会議の場であった（同会議では経済財政諮問会議で文科省が「遠山プラン」とともに提出した「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」の説明も行われた）。後に石学長は「遠山プラン」を「エポック・メーキング的な事件」であったとし、「大学間の情報格差」があったと述懐している。

３　第108回総会と将来構想ワーキング・グループの設置

第108回総会

設置特委報告書が提出された第108回総会は、文科省が経済財政諮問会議に「遠山プラン」を提出した翌日の2001年６月12日から13日にかけて開催された。総会では５月24日に開催された九州地区学長会議からの「意見並びに要望」のほか、佐藤博明静岡大学長による「意見」、田中弘允鹿児島大学長の「疑問と提案」が文書で提出され議論が行われた。議論の焦点は、「基本的考え方」は第106回総会で全会一致した４つの確認事項の原則が貫かれているが、「枠組」は「基本的考え方」と大きく乖離しているとした点であった。具体的には「枠組」で示した構想は独立行政法人通則法と内容が変わらず、特に中期目標については、先の「枠組試案」が「主務省と協議して大学が決定する」としていたのに対し、「枠組」では「大学が申請し、文部科学大臣が認可する」と変更されており、大学の自主性・自律性と相反する疑義があるとした。また教育研究の評価と運営費交付金の算定・交付という仕組みについても再検討を求めた。議論に収束の様相が見られなかったことから長尾会長は、設置特委報告書を国大協として了承するのではなく、総会として検討結果を受け取るということで了承を得た。総会後、長尾会長らは記者会見に臨み、「枠組」の説明と「遠山プラン」に対する会長談話を述べた。

将来構想ワーキング・グループの設置

2001年６月15日に開催した第75回事務連絡会議では、石副会長より開会の挨拶が行われた（事務連絡会議は1964年から開催。学長を補佐する立場にある各大学事務局長を対象に総会の状況連絡及び各大学への情報伝達の徹底を図る）。石副会長は一つの新たな段階に入ったとして、今後は個々の大学、個々の責任で実施するスタイルが恐らく確立していくため、各大学とも、真剣に内部で意思統一し、どのような方針で実施するか表面に出して議論する時期に来ている旨を述べた。同時に独法化が具体化した時には、事務機構の対応が鍵となる旨も発言した。

第108回総会後には、国立大学のあり方をめぐり長尾会長宛に各種団体から多くの要望が届いた。また長尾会長、松尾・石副会長及び阿部（博）東北大学長の４人は６月20日に、尾身幸次科学技術政策担当大臣との懇談を行った。尾身大臣は法人化後の教職員身分は非公務員型が望ましく、また「遠山プラン」のトップ30構想には統制的な感覚が入っていて賛成できないとした。そうした中、2001年７月５日に開催された臨時理事会での議論は、緊張感に包まれた。「遠山プラン」による国立大学の再編・統合問題は、設置特委の所掌範囲を超えるとの声、文科省が「遠山プラン」の具体化に向けた作業チームを組織するとの声、また文科省だけでなく、経済財政諮問会議、総務省、経済産業省といった文科省を取り巻く圧力による緊急度を危惧する声が相次いだ。それゆえ、第108回総会以後の諸情勢に対応して、新しい視点から当面する諸課題に柔軟かつ機動的に対処するため、新たに特別委員会等を設置するのではなく、将来構想WGを設置することが提案・了承された。構成は副会長２名と地域バランスを考慮しつつ会長が指名する理事６名とされ、松尾副会長を座長に、石副会長、山田家正小樽商科大学長、佐々木毅東京大学長、佐藤博明静岡大学長、吉川通彦島根大学長、鮎川恭三愛媛大学長、池田高良長崎大学長の学長諸氏が委員となり、「遠山プラン」及び政策的見地からの国立大学法人化問題、さらには国大協のあり方を検討した。なお設置特委を中心とした検討体制は当分の間存続させ（委員長は長尾会長から石副会長へ交代。松尾副会長も副委員長となる）、文科省調査検討会議が６月に明らかにした「中間報告の取りまとめの方向」（案）と設置特委「枠組」との内容上の精査及びすりあわせを行うこととなった。

第４節　調査検討会議「最終報告」と国大協臨時総会

文科省調査検討会議が「中間報告」を公表するにあたり、国大協では設置特委と将来構想WGがそれぞれ意見を取りまとめた。また「遠山プラン」で言及された国立大学の再編・統合問題については、将来構想WGで検討を進めた。「最終報告」の提出が間近となると、国大協では理事会を中心に今後の対応方針の検討を本格化させた。そして「最終報告」への国大協としての見解を示す「会長談話」の承認を求めて開催された臨時総会では、国大協史上初めて挙手での採決となった。承認後、国立大学法人化への準備を進めるべく、設置特委と将来構想WGに代わって、「国立大学法人化特別委員会」と「国立大学協会の在り方検討特別委員会」が設置された。

1　調査検討会議「中間報告」への対応

2001年９月27日、文科省調査検討会議は、「新しい『国立大学法人』像について（中間報告）」を公表した。これに対し国大協は同日に臨時理事会を開催し、将来構想WGは「国立大学法人化等に関して」と題した中間段階の報告案を示した。また10月に臨時総会を開催すること、並びに早急に会長談話を発表することを了承した。10月１日の会長談話では、国立大学法人法ないし国立大学法を制定し、独立行政法人とは異なる「国立大学法人」とした枠組に一定の評価をしつつ、国立大学が持つべき自主性・自律性の観点からさらに検討を要する点があるとした。また「遠山プラン」にも言及し、文科省が一方的に作成・発表したとして、「文部科学省と本協会のこれまでの信頼関係を揺るがしかねず、大学の現場では無用の混乱も生じている」とした。

10月29日の臨時総会では、中間報告に対する将来構想WGと設置特委のそれぞれの意見が提示された。前者は「中間報告」に加えて「遠山プラン」にも関係したことから、設置特委が取りまとめた意見を国大協意見として文科省に提出することを了承した。この意見は、「新しい『国立大学法人』像について（中間報告）」に対する意見と題され、総論的視点として「国立大学法人化のありうべき方向を示すものとして評価する」としつつも、①財政的基盤、②自主・自律性と自己責任を樹立する目標・評価の仕組みや人事の仕組み等の問題、③未決着部分があるなど問題点が残されているとした。なお将来構想WGによる中間報告への意見は、提言という形で12月10日に文科省へ別途提出した。

2　国立大学の再編・統合

先の９月27日の臨時理事会には、将来構想WGが８月30日に取りまとめた「国立大学の再編・統合等について」が提出された。そこでは再編・統合を検討するにあたっての前提や、具体的諸問題、意義のある再編・統合と避けなければならない再編・統合といった観点から整理がなされた。文科省でも再編・統合を進める理由や視点、進め方が徐々に整理され、2001年11月、文科省高等教育局は「大学（国立大学）の構造改革の方針について」を発表、国立大学の再編・統合に関する基本的考え方を示した。ここで具体的に指摘されたのは、教員養成系大学・学部のあり方であった。文科省では、国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会が2001年11月、「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」を取りまとめていた。そこでは１都道府県１教員養成学部の体制を見直し、学生数や教員数がある程度の規模となるよう都道府県域を超えた教員養成系大学・学部の再編・統合が提言された。第109回総会ではこれをめぐり協議し、2001年12月26日に国大協教員養成特別委員会は意見を提出した。

以後も国大協理事会では、各国立大学の再編・統合の検討状況を文科省とともに確認していた。2002年10月には初めての再編・統合が行われ、山梨大学と山梨医科大学、筑波大学と図書館情報大学が統合し、それぞれ山梨大学、筑波大学となった。以後2003年には東京商船大学と東京水産大学、福井大学と福井医科大学、神戸大学と神戸商船大学、島根大学と島根医科大学、香川大学と香川医科大学、高知大学と高知医科大学、九州大学と九州芸術工科大学、佐賀大学と佐賀医科

大学、大分大学と大分医科大学、宮崎大学と宮崎医科大学が統合し、順に東京海洋大学、福井大学、神戸大学、島根大学、香川大学、高知大学、九州大学、佐賀大学、大分大学、宮崎大学となった。また2005年には富山大学及び富山医科薬科大学並びに高岡短期大学とが統合して富山大学となり、2007年には大阪大学と大阪外国語大学が統合して大阪大学となった。

３　４.19臨時総会

2002年３月１日の理事会で長尾会長は、文科省調査検討会議連絡調整委員会の審議状況から、国大協も法人化へ向け積極的に対応する決意を明確にする時期に来た旨を発言した。理事会では４月３日開催予定の国立大学長・大学共同利用機関長等会議までの対応が確認された。他方で法人化に向けた取組みとして、設置特委の発展的解消と新規委員会の設置、並びに将来構想WGの検討事項を引き継ぎ国大協のあり方を検討する特別委員会の設置が検討され、国大協事務局組織改革案も提示された。なお2002年４月以降の国大協総会の運営についても確認し、「臨時も含め、国大協総会へは各大学事務局長を陪席させる（事務連絡会議の廃止）」、「総会の議事は、報道関係者に原則公開することとして運用する」とした。国大協の総会議事はそれまで非公開であり、この変更は後述する４月19日の臨時総会を見据えた諸橋輝雄国大協事務局長の判断であったとされる。

４月12日の臨時理事会では、３月26日に提出された文科省調査検討会議「新しい『国立大学法人』像について」最終報告（以下、「最終報告」とする）に対する各地区学長会議の質疑状況と、設置特委が４月１日にまとめた「最終報告」の点検・評価結果が報告された。そして「最終報告」に対する国大協の基本姿勢を示した会長談話（案）を臨時総会に提出することが了承された。なお４月１日に設置特委の田中弘允委員は、「最終報告」は独立行政法人通則法と変わらず、企画立案機能と実施機能の分離並びに前者の優位性が通則法の精神として残存し、教職員の身分に非公務員型を採用した点等が問題であるとした意見を石委員長に提出した。

こうして迎えた４月19日の臨時総会では、長尾会長から「会長談話（案）」が提示され了承を願いたいとの説明がなされた。しかし、当日は多くの学長が書面にて意見を寄せ、議論が伯仲した。中期目標・中期計画をめぐっては、自主性・自律性を基本とする国立大学と主務大臣との関係、文科省内に設置される国立大学評価委員会の性格と資金配分の具体的方法の不透明さ、評価方法を誤った場合には重要分野の衰退と消滅を招く恐れすら指摘された。加えて標準運営費交付金の確実な措置及び学生納付金に幅が設定されることによる地方国立大学の運営への影響、非公務員化に伴い教育公務員特例法が不適用となるため、それに代わる法律や規定の必要性といった意見のほか、「中間報告」後の設置特委での議論が不十分であった点、理事会中心主義で総会での意見が必ずしも反映されていない国大協の運営上の問題点までもが指摘された。学長諸氏からは議論を一度大学に持ち帰り、学内で共有・再検討すべく、次回定例総会まで決議を延長すべきとの声も相次いだ。しかしながら長尾会長、松尾・石副会長は、「最終報告」には詳細部分で検討すべき不明確な問題点が多々あるとしつつも、一方で文科省は「最終報告」に基づき早急に法制化作業に入っていくため、各大学でフォーマルな形で法制化作業が実施できない場合には、大

変な混乱を来すとして「会長談話（案）」の承認を求めた。国大協では動議の処理について、会則及び運用上の申し合わせ等、特段の規定を設けていなかった。そのため表決は会則の一般原則を適用することとなり、結果、国大協史上初めての挙手による採決によって、賛成多数で「会長談話（案）」が原案どおり承認された。なお先の理事会で検討した設置特委の発展的解消に伴う法人化特委の設置と、国大協在り方特委の設置も了承された。

第５節　国立大学法人の成立過程

４月19日の臨時総会後、国大協では法人化特委を中心に、国立大学法人の設立準備に奔走した。法人化特委は法制化、人事制度、財務会計を検討する専門委員会を組織して、膨大な会合と機動的な活動を展開した。そして法制化に際しては、「国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点」を作成し、「国立大学法人法案の概要に対する見解」を示した。また学生納付金、人事交流、中期目標・中期計画に関する協議も重ね、とりわけ運営費交付金の予算編成過程では、佐々木会長を中心に一体となって予算確保に努めた。その結果、実質的に前年度水準以上の総額を確保して、法人化第１期を迎えることとなった。

１　国立大学法人化特別委員会の設置

「国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点」

法人化特委は、国立大学の法人化準備の過程における諸課題に対し、国大協の立場から調査検討し、機動的かつ適宜適切に対応することを目的に設置された。構成員は会長及び副会長（委員長は石副会長）、各常置委員会委員長と、会長の指名する地区代表理事が委員となるほか、専門的知識や経験を有する国立大学教職員を専門委員として加えることができた。さらに専門委員を構成員とした法制化対応等専門委員会（法制化、人事制度、財務会計に対応する３グループで構成）を設置して、「最終報告」の趣旨が適切に法制化作業に盛り込まれるよう文科省と協議した。

2002年６月３日の第２回法人化特委では、文科省から「国立大学法人（仮称）に係る諸規定等の概要（14・６・３案）」が提示された。これにより移行準備における組織業務、人事制度、目標・評価、財務会計制度に関する諸規定の大枠を把握し、文科省と各大学での役割を確認した。2002年６月21日、政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（骨太の方針）を閣議決定した。そこでは2004年度を目途に国立大学の法人化と教職員等の非公務員化を開始すること、文科省は法人化後の国立大学の大学・事務局運営に極力関与しないことなどとされた。法制化対応が進む中、長尾会長は、文科省内の国立大学法人化に関する推進・連絡体制が組織化されておらず、大学現場では混乱が生じていると指摘して、文科省内における国立大学法人化の推進・連絡体制の構築及び国大協と文科省との意思疎通のあり方について改善を求める旨を文科事務次官に要請した。これを受け文科省では「国立大学等法人化準備推進本部」と、その下で実務作業を進める「国立大学等法人化プロジェクト・チーム」を設置した。

2002年９月の第７回法人化特委では、法制化対応グループから「国立大学の法人化に関する法

制的検討上の重要論点（案）」が提出された（ほかに「学長となるべき者の指名方法について（検討材料）」も提出）。これは政府の法制化作業にあたって国大協が重大な関心を持ち、その趣旨の実現等に積極的対応を求める点を示したものであり、いわば文科省との対応の行動指針としたものであった。重要論点は地区学長会議での了承を経て取りまとめられ、文科省が「国立大学の法人化の作業スケジュール（案）」や、「国立大学法人（仮称）の仕組みの概要」の説明を行った第111回総会で報告された。重要論点は以下のとおりであった。

1　国立大学の法人化に当たっては、広義の独立行政法人制度の下で、その自律性を高め教育研究の質的向上を図るという国立大学の特性を踏まえた制度設計を行う必要があること。
2　法人化後の国立大学に関する学校教育法上の設置者は国であるとの基本的な枠組みは堅持する必要があること。学校教育法上の設置者は国であるとの法制的な整理は可能であり、法人化後の国立大学に対する国の設置者としての責任の明確化の観点からも必要であること。
3　国立大学の運営や国と国立大学との関係に関する規定については、大学における教育研究の特性やその自主性を尊重する観点を踏まえ整備すること。
4　学長等の役員、役員会並びに運営協議会（仮称）及び評議会などの学内の執行機関と審議機関の位置付け、構成及び役割分担等については、現在の国立大学法制と法人化の趣旨とを踏まえ、自主的な教育研究の実施と大学経営への幅広い有識者の識見の活用とのバランスを考慮した適切なものとなるよう規定を整備すること。
5　国立大学評価委員会（仮称）など国立大学の評価等に関する制度設計に当たっては、国立大学の教育研究の質的向上を図る上で適切なものとすること。

「国立大学法人法案の概要に対する見解」

2003年１月の第11回法人化特委では、文科省による「国立大学法人法案の概要」（以下、「法案概要」とする）の説明が行われた。法人化特委では直ちに各大学に法案概要を送付し、２月の第12回法人化特委では各大学からの意見も踏まえ、「『国立大学法人法案の概要』に対する見解」（以下、「見解」とする）をまとめた。これは先述の重要論点を指針に、法案概要が「最終報告」に示されている国立大学法人像に沿って立案されているかを検討したものであった。法案概要では「最終報告」からの変更点がいくつか確認でき、その一例として「『国立大学法人』とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう」とした記述があった。見解では上記の重要論点２の点からこれを検証し、結果、法案概要は、①国立大学に対し引き続き国が責任を果たすこと、②国立大学法人と国立大学の一体的な運営が確保されていること、③法人化後も引き続き学校教育法上「国立大学」であることが示されており、これらは「最終報告」が「①中期目標・中期計画や業績評価等を通じた国の関与と国の予算における所要の財源措置が前提とされていること、②大学の運営組織と別に法人としての固有の組織は設けないことを原則とすることなどを考慮し、学校教育法上は国を設置者とする」とした趣旨を

実質的に実現したものと理解できるとした。見解では他の多くの観点からも検証を行い、「最終報告」から変更した点がいくつか見受けられるものの、実質的には最終報告の趣旨を踏まえそれを体したものとなっているとして、文科省においては引き続き最終報告に沿って、国立大学法人法案の立案に当たるよう求めた。

「国立大学法人法案の概要」に対する理事会見解

法人化特委の見解を受け、2003年２月の理事会では、法人化特委の見解に対する理事会としての見解（案）が提案された。理事会では多くの指摘があり、特に最終文が「理事会としては、法案の基本的な枠組は最終報告に沿って立案されているとの法人化特委の見解全体を了承し、昨年４月19日の総会で決めた本協会の考え方を再確認して、法人化へ向けた具体的な準備を一層進めることとしたい」とあったのに対して、「なし崩し的に事柄が進んでもよいものかどうか」との意見があった。その結果、最終文は「理事会としては、法案の基本的な枠組は最終報告を尊重して立案されているとの法人化特委の見解を全体として了承し、政府に対し、今後この見解に沿って法制化を進められるよう強く要望する」と修文された。

なお同理事会では、同年10月１日に国立大学法人評価委員会（以下、「法人評価委員会」とする）が設置されることに鑑み、国立大学の法人化の趣旨の実現や、日常的な教育研究活動に大きな影響を与えることを予見して、「『国立大学法人評価委員会』設置に関する要望」を文科省に提出することが了承された。

２　国立大学法人法の成立

「『国立大学法人法案』に対する見解」

2003年２月、政府は国立大学法人法案等関連６法案を閣議決定し、国会に提出した。３月、文科省は、全国７地区で国立大学法人法案に関する学長説明会を開催した。法案が衆議院本会議の趣旨説明を経て、文部科学委員会に付託、審議が開始された頃、法人化特委法制化対応グループでは、国会に提出された法案と法案概要との相違点の整理を行い、「『国立大学法人法案』に対する見解」を取りまとめた。相違点は１つで、法案概要では「学部・研究科・附置研究所・附属学校（＝各法人の業務の基本的な範囲）は省令で規定する」としていた箇所が、法案では附属学校は別として、学部、研究科及び附置研究所については特段の法令上の定めを置かないこととされていたことであった。法制化対応グループは、法案は実質的に最終報告を踏まえていると判断し、法案化にあたり特別な問題はないとした。

「国立大学法人化についての国立大学協会見解」

「『国立大学法人法案』に対する見解」を取りまとめた法人化特委では、国会審議を見守りつつ、６月の第112回総会でこれまでの国立大学の法人化問題に関する国大協の総括的見解を提案するための準備を進めた。そして各大学への意見照会と５月22日の第15回法人化特委での議論を経て、「国立大学法人化についての国立大学協会見解（案）」（以下、「見解案」とする）と「国立大学

法人制度運用等に関する国に対する要請事項等（案）」（以下、「要請事項等案」とする）を取りまとめた。見解案は国立大学法人化に際しての国大協の基本的立場を明らかにするとともに、国立大学法人制度の発展に向けた国のしっかりとした対応及び社会の一層の理解と支援を要請したものであった。他方、要請事項等案は、政府に対して、明確な内容の政省令等の制定実現、法人への移行過程における国の措置、法人移行後の制度運用に関する事項について、具体的な要請事項を整理したものであった。法案は５月16日に文部科学委員会で附帯決議付可決となり、22日には衆議院本会議で可決された。そうした中、同月30日の理事会では、前述の２月の理事会同様、異議が続出した。例えば見解案にあった「実質的には『最終報告』の趣旨を踏まえていると判断してよいとの結論に達した」とした文面には、「総会として討議して確認する事項」であるとの意見があった。長尾会長は６月の定例総会の時点で法案が未成立であれば、臨時総会を開催して審議するとした。

６月の第112回総会では、役員改選により佐々木毅東京大学長が次期会長に選出された。この時点で法案が未成立であったことから、長尾会長は国立大学法人法案成立後に新執行部のもとで臨時総会を開催し、見解案を協議・結論を得て公表することを確認した。

７月８日、国立大学法人法案は参議院文教科学委員会で附帯決議付可決となり、翌日には参議院本会議で可決、成立した。それに伴い同月14日に臨時総会を開催し、協議の結果、見解案及び要請事項等案を了承した。また国立大学法人制度の円滑な運用を期して、国大協主催で政府との間に協議の場を設けることについても了承し、その後９月に国大協と文科省との間で申し合わせを行った。

３　国立大学法人化に関する諸課題

学生納付金

法人化後の学生納付金等のあり方は、国が定める一定の額の範囲内で各大学がその額を設定するとされた。しかしその詳細は明らかでなく、第６常置委員会は2002年11月の第111回総会で、長期的に見て学生納付金の額が上限に設定・高止まり傾向となる可能性や、学部別授業料制がとられる可能性を危惧した。また学生納付金の設定額と運営費交付金の配分額との関係が不明であることも問題であると報告した。同年12月の第10回法人化特委では、文科省から法人化後の学生納付金の標準額及び幅の設定方法に関する検討試案が示された。そこでは法人化移行時の単価をベースに標準額を設定することが考えられるとし、幅の設定（一定の範囲）については標準額を基準としたいくつかのパターンが示された。その後、2003年７月の第16回法人化特委で文科省と意見交換した後、９月の第17回法人化特委で文科省から「国立大学法人化後の学生納付金の取扱いについて」が示された。そこでは、標準額は授業料、入学料、検定料、寄宿料について設定する、学部・大学院（法科大学院を除く）の2004年度標準額は、法人化移行時の2003年度授業料等と同額とする（法科大学院の授業料標準額は従来の研究大学院と同率を国費負担とするとして算定）、一定の範囲は具体的な額を設定可能とする上限を示すこととし、標準額の110％とした。また特別の教育サービス提供等の理由がある場合、上限の範囲内で具体的な額の設定が可能である

とし、大学単位あるいは大学内の一部の学部について、結果として異なる金額設定となることもあり得るとした(ただし説明責任を伴う)。なお授業料免除については、従前の免除率相当額(率)を法人化後の免除相当額とし、法人化後も制度を維持するとした。

人 事 交 流

法人化により職員は非公務員となり、その人事権はすべて各学長に移ることになった。各大学で事務組織、職種、給与体系が異なることが予想される中、組織活性化方策の検討が必須となり、人事交流のあり方も一定の共通理解を持つことが求められた。

2002年６月の第３回法人化特委では、各国立大学法人の自主・自律の原則を損なうことなくメリットを生かした仕組みを構築するよう議論が行われた。そして第４常置委員会で検討が重ねられ、2003年11月の第113回総会では、「国立大学法人化後の幹部職員の人事交流について」が了承され、これを国大協の共通理解とした。そして2004年２月の第４常置委員会では、新国大協発足後速やかに関係機関の間で人事交流に関する協議の枠組みを作り、細目的な留意事項を共通理解として取りまとめる必要があるとして、「法人化後の人事交流について（申し送り事項)」を整理し、新国大協に申し送ることとした。申し送り事項の要点は以下に示すとおりで、別に「幹部職員の人事交流に関する覚え書き（素案)」と「ブロック内における職員の人事交流の枠組み（素案)」とで詳細に整理された。

1　国立大学法人と文部科学省、あるいは国立大学法人相互の間で文部科学省勤務の経験を有する承継幹部職員の異動を行う場合、あるいは新たに文部科学省に勤務する者を新たに国立大学法人の幹部職員として迎えようとする場合に備えるために、新国大協と文部科学省との間で協議し、別記「幹部職員の人事交流に関する覚え書き（素案)」に記載する事項を含む了解事項をつくることが有益であろう。

2　国立大学法人がブロック内で人事交流を進めていくためには、ブロック・レベルで人事交流に関する協議の場をつくり、了解事項を取りまとめることが必要であろう。国立大学法人相互の間の人事交流が円滑に進められるようにするために、新国大協において、別記「ブロック内における職員の人事交流の枠組み（素案)」に記載する留意事項を準拠枠として取りまとめることが有益であろう。

中期目標・中期計画の策定

中期目標・中期計画については、2002年11月の第９回法人化特委で文科省が、「中期目標・中期計画の項目・記載事項について（検討素案・未定稿)」を提示し、記載事項に関連して検討すべき課題について説明を行った。それに続き、法制化対応グループが、検討素案の問題点として、①中期目標・中期計画に記載すべき学内の教育研究組織の範囲と記載方法、②中期計画における教育研究組織の見直し等に関する記載方法と当該記載に基づく予算措置との関係、③中期目標期間終了後の評価の基準・方法及び評価結果の運営費交付金への反映の方法等を挙げ、文科省との

間で議論を詰めたいとした。そして2003年７月の第16回法人化特委では、文科省から示された「国立大学法人の中期目標・中期計画の項目等について（案）」を法人化特委として了承し、９月には各大学が中期目標・中期計画の素案を文科省に提出した。

2003年10月には文科省に「国立大学法人評価委員会」が設置され、2004年１月に中期目標等の素案の審議が行われた。その結果、多大な財政支出が見込まれるなど財政上の理由等による文科省の修正案を妥当とし、中期目標及び中期計画が具体的内容となるよう検討を重ねるよう促した。以後、同年２月に文科省から各大学に中期目標の原案・中期計画案の作成・提出についての通知が発出され、同年５月に法人評価委員会において中期目標の原案、中期計画案がともに了承された。

４　運営費交付金問題

国立大学法人化後の財務会計制度に関しては、調査検討会議「最終報告」の中で概要が整理された。その中で運営費交付金は、「競争的環境の醸成及び各大学の個性ある発展を促進する観点から、中期計画終了後の各大学に対する第三者評価の結果等を適切に反映させるものとし、その具体的方法や手続についてさらに検討する」とされていた。国大協では法人化特委の財務会計対応グループが国立大学法人財務の検討を行い、2002年９月の第７回法人化特委では文科省が「財務会計関係の主要論点」を明らかにした。そこで運営費交付金が標準運営費交付金（後に学部教育等標準運営費交付金）と特定運営費交付金の２層構造からなり、大学のインセンティブを確保する算出方法であることを把握した。翌10月の第８回法人化特委では文科省から「国立大学法人（仮称）の運営費交付金算定基準（案）」及び「国立大学法人（仮称）の運営費交付金等の構造」（未定稿）が示された。こうした中、国大協は2003年７月の「国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等」の中で、法人の財政的自律性を高める観点から各種の要請を行った。

2003年秋口になり予算編成が大詰めとなると、文科省と財務省との折衝過程において、独立行政法人と同様、国立大学法人運営費交付金を削減する動きが見られた。2003年10月の理事会では法人化特委の梶山千里委員長から「内容は流動的なものである」と断った上で、文科省からの諸課題の提示、すなわち、①2003年度特別会計繰入と同規模の公費投入額の確保、②運営費交付金が2005年度以降も安定した予算として確保できる仕組みの構築（運営費交付金への予算科目変更に伴い義務的経費から裁量的経費への位置づけ変化に伴うシーリング設定の可能性）、③大学の実態を踏まえた運営費交付金における人件費算定ルールの在り方、④教育・研究の特性及び大学改革の進展状況等を踏まえた効率化係数の設定（先行独法に掛かる１％の効率化係数。2003年10月１日に特殊法人から独法化した法人には事業費１％、一般管理費３％減の効率化係数が掛かる動き）、といった諸課題を抱えているとの説明があった。2003年12月の臨時総会では石副会長から上述の総額確保、算定ルール、シーリング問題の説明があり、特に財務省が2005年度以降の運営費交付金のあり方を規定する算定ルールを法人化と同時に決定しようとする予算折衝の実態に警鐘を鳴らした。そこで国大協では第６常置委員会が取りまとめた「国立大学関係予算の充実について」を了承し、①2003年度国立学校特別会計繰入額と同規模の公費投入額の最低限の確保、②法人化移行に伴う必要経費の措置、③国立大学法人が先行独立行政法人と性格を異にすること

を踏まえ、効率化係数を適用しないこと、④各国立大学の努力に応じて運営費交付金を増額し得る算定ルールを構築することを求めた。また同日には2004年度予算確保のため、地区選出理事が中心となって地元国会議員へ働きかけること、また３役（会長と両副会長）や理事が分担して関係する重要議員への働きかけ並びに関係省庁に要請活動を行うことも確認した。

なお、先に「流動的なものである」としたが、この間の文科省の運営費交付金の算定ルール策定等に関する説明は、その趣旨が不明であったり、内容に文科省内部の意思統一が取られていない様相を呈していた。そこで11月18日には３役が国大協としての今後の対応を確認し（３役確認）、22日には臨時学長懇談会を開催した。12月１日には会長名で再度各方面への要請を各会員校に依頼し、２日には朝日新聞朝刊に「国立大法人化　予算削減では失速する」との記事を投稿した。さらに同日には３役と吉本高志第６常置委員会委員長が、運営費交付金に関するシーリング及び効率化係数について、文科省と打ち合わせを行った。12月６日の臨時理事会では河村建夫文科大臣宛に「運営費交付金の取り扱いについての要望」を、次年度４月からの学長指名の返上をも辞さない重大な決意をもって提出することを全理事賛成で決定し、同月８日には佐々木会長と石副会長が御手洗康文科事務次官と面会して、要望書の趣旨説明を行った。そして同月11日の臨時総会では全会一致で同要望を支持することを決定した。

以上の運営費交付金をめぐる要請活動の甲斐あって、2004年度予算編成における運営費交付金は１兆3,174億円となり、実質的に前年度同水準以上の総額を確保した（施設整備費補助金も前年度から25億円増の695億円）。また同年度編成時に決定するとした2005年度以降の国立大学法人運営費交付金の算定ルールについても、引き続き注視するものの、文科省と財務省との間で一応の決着をみた形となった（2004年１月の第20回法人化特委において2005年度以降の「国立大学法人運営費交付金算定ルール（案）の概要」を確認）。佐々木会長は2004年１月、要請活動が一定の成果を得たと評価する一方で、今後も各方面の関係者、とりわけ地元選出の国会議員等への理解と協力を得る努力を継続する必要があるとした。

第６節　国大協の解散と新国大協の設立

国立大学の法人化準備と同時に、国大協のあり方全般の見直しも行われた。国大協では第４節で触れた将来構想WGがこの任にあたり、「『国立大学協会の在り方』検討事項（案）」を取りまとめた。そして国大協では新たに、「国立大学協会の在り方検討特別委員会」を設置した。国大協在り方特委は「国立大学の新しい連合組織について」を取りまとめ、それを基本に、「『新国立大学協会（仮称）』設立準備委員会」が、新連合組織の組織・運営全般等に関する具体的検討に着手した。第113回総会にて最終報告の形でまとめられた「新国大協（仮称）の組織運営及び事業について」が了承されると、国大協は2004年３月、臨時総会を開催して国大協の解散と新国大協への移行を了承するとともに、同日、社団法人国立大学協会（仮称）設立総会を開催して、2004年４月に新国大協が発足することとなった。

１　国立大学協会の在り方検討特別委員会

「最終報告」では、「国立大学全体の連絡、協議等のための自主的・自律的な連合組織の体制・機能の強化や位置付けの明確化を図る」ことが指摘されていた。「最終報告」に先立つこと2001年７月に設置された将来構想WGは、2002年２月までに合計10回の協議を重ね、2002年３月の理事会に「『国立大学協会の在り方』検討事項（案）」を示して、国大協が担うべき役割・機能、組織・運営の基本のあり方等、検討事項の整理を行った。そして先述したとおり４月19日の臨時総会で、今後の国大協のあり方を検討する、国大協在り方特委の設置が了承された。長尾会長は第４節で言及した同臨時総会後の会長談話の中で、「国立大学が法人化することにより、今後は各国立大学法人の全体としての連絡調整や共通課題への対応等の機能をこれまで以上に適切に担っていく必要があるため、我が国の高等教育・学術研究の発展に寄与する協会として生まれ変わるべく、その在り方について早急に検討を開始したい」とした。

国大協在り方特委は長尾会長、松尾・石副会長のほか、会長指名理事６名と専門委員２名とで構成され、委員長には松尾副会長が指名された。そして新しい連合組織の活動理念、役割・機能等の検討を行って、2002年秋の総会に新組織の基本設計を報告、以後は設立準備委員会を設置して新組織設置の具体的検討を行うとした。国大協在り方特委は計６回開催され、新しい連合組織の理念の検討のほか、法人化特委で検討された新組織に係る具体的問題として、国立大学法人化後の一般事務系職員の採用方法等についても検討した。国大協在り方特委では各大学長の意向把握が必要と判断し、2002年10月中旬までに地区学長会議を開催するよう依頼した。その結果、一般事務系職員の採用に関しては、共通試験の実施で見解が一致した。このような検討結果を踏まえて、国大協在り方特委は同じく10月23日に、「国立大学の新しい連合組織について」（案）（以下、「国大協在り方特委報告」とする）を取りまとめ、新連合組織の設立理念、持つべき組織としての基本的要素、設立時期、骨格、今後の進め方を整理した。11月の第111回総会で同案が了承されると、設立準備委員会の設置及びその委員長人事（佐々木毅）が了承された。

２　「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会

組織運営及び事業の検討

国大協在り方特委報告を基本に、新連合組織の組織・運営等全般について具体的な内容を策定するために設置した設立準備委員会は、佐々木委員長のほか、委員として各地区理事８名と副学長委員４名、専門委員として国立大学の教員４名・事務局長４名、国大協事務局長１名の計22名で構成された。そして委員会内には諸情勢を見極め機動的に行動できる副学長委員を座長とした４つの作業部会（第１が事業、第２が組織運営、第３が財務会計、第４が法規を所掌）も設置した。佐々木委員長は2002年12月の第１回設立準備委員会において、設立準備委員会の任務の難しさを次のように述べた。

「新しい連合組織を立ち上げる前提の、国立大学法人化の準備の先行きが必ずしも鮮明ではなく、法人化や非公務員型を前提とした場合の各大学法人が、新しい連合組織に何を求め

るか、またそれに対して何処までの支援をすることが適当なのか、可能なのか、文部科学省は新連合組織に何を期待しているのか等、基本的な部分が流動的で、こちらで勝手に新連合組織の事業を決められない。更に、新しい連合組織が、国大協と同様に任意団体で行くべきか法人格をもつべきか、事務局の規模や各法人から徴収する会費の額等も、実施事業の内容や規模に掛かるなど、白紙に絵を描くこととは違う、３次元方程式を解くような難解な作業である。」

新国大協（仮称）の組織運営及び事業については、第１・第２作業部会が合同で検討した。同合同作業部会では、「国大協在り方特委報告」及びその中の「新連合組織の骨格」に基づき名古屋大学が同大学及び東海・北陸地区法人化準備室において検討していた新連合組織の在り方に関する試案等を土台に議論を重ねた。そして2003年６月の第112回総会で経過報告を行い、同年11月の第113回総会において最終報告の形で「新国大協（仮称）の組織運営及び事業について」をまとめ、了承された。その基本的考え方は、①現行の国立大学協会が実施してきた事業を精選し、国立大学の法人化に伴って求められる新しい事業及び機能を、社会的要請並びに会員の合意に基づいて実施する、②新しい事業等の実施に当たっては、必要に応じて会員から財政的・人的な負担を求める、③責任のある執行機関を備えた機能集団としての組織、運営を実現する、④各大学の自主性を前提に、地域ブロックでの活動を活性化し、また地域ブロック間の連携・調整を図ることとした。また設置形態は、従前の任意団体や中間法人ではなく社団法人とし、会員は正会員及び特別会員で構成されるとした。そして総会を協会の最高意思決定機関とし、役員として会長（１名）及び副会長（２名）のほか、支部推薦理事及び会長指名理事（専務理事と常務理事を含む）で構成される理事（20名以内）並びに監事（２名）を置き、理事会、常任理事会の審議事項を明確にした。また委員会構成は議論の過程で大きく変わったが、最終的には、理事会の下に企画委員会と広報委員会を置き、企画委員会の下に入試、学生、大学経営、大学評価、国際交流を所掌とする５つの委員会からなる事業委員会と、教職員研修を所掌とする事業実施委員会を置く体制にした。理事会の下にはほかに特別委員会や調査研究部も置くとした。なお事業内容は、先の国大協在り方特委報告の「新連合組織の骨格」にあった事業の範囲をほぼ踏襲していた。

国立大学法人等職員採用試験

前述のとおり各地区学長会議で事務系職員の採用に何らかの共通試験が必要であるとの見解に至ったことで、設立準備委員会において国立大学法人等職員の統一採用試験の制度設計を検討する運びとなった。そして2003年６月10、11日の第112回総会では、①職員の共通採用試験は、地区単位に実施主体を決めて実施すること、②第１次試験は地区単位で統一して実施し、第２次試験は各大学等で実施することが了承された。以後、同月25日の第６回設立準備委員会で試験実施に関する各地区間の調整は、各地区幹事大学事務局により組織する「国立大学法人等職員統一採用試験連絡会（仮称）」（以下、「採用試験連絡会」とする）が行うこと、国大協（新国大協）は、その採用試験連絡会と協力し、全国的な広報・宣伝、情報提供等を行うことを確認し、各地区実施委員会、各大学法人等、連絡会、国大協といった関係組織間の役割を明確にした。７月の臨時

理事会では、当分の間、設立準備委員会の小委員会として国立大学法人等職員採用試験広報委員会を設置することが了承された。同広報委員会は12月の第10回設立準備委員会で「国立大学法人等職員採用試験広報の進め方」を確認し、全国的な広報を任務とする国大協の役割分担を整理して、国大協ホームページの拡充、ポスターの作成、インターネット就職情報サイトの利用などの手配を行った。

会費及び定款

設立準備委員会では会費を、「国立大学法人が新国立大学協会（仮称）に加入し、メンバーシップとして負担するもの」と性格づけ、第３作業部会を中心に会費算定基準の見直しに着手した。新国大協（仮称）の財政需要を試算した結果、支出予算は総額で約４億円となり（2002年度の国大協予算は約2.3億円）、この財政規模に見合うよう新たな会費算定基準を検討し、2003年11月の第113回総会において「新国大協（仮称）の会費について」が了承された。会費算定の考え方は国立大学法人の規模を勘案したものとし、①各大学同額とする基本額（100万円）に、②各大学の学生収容定員数、③各大学の学部数（大学院大学にあっては１とする）、④各大学の財政規模（2001年度国立学校校費決算額）に応じた定額をそれぞれ加えた総額とした。②～④はウェイトを５：３：２とし、それぞれ５段階の定額区分を設けた。この見直しによりこれまでの会費負担に見られた大学間格差約26倍（最低47万円、最高1,255万2,000円）が是正された。なお国立大学法人から国大協への出向職員の給与については、出向元の国立大学法人が負担することとなった。

社団法人国立大学協会定款については、第４作業部会が社団法人のモデル定款を基に素案を作成し、検討を進めた。定款の変更には文科省の承認が必要であることから、役員の選考方法等、その他の詳細な規程については定款とは別に定めることとし、後述する社団法人国立大学協会（仮称）設立委員会で協議・了承される運びとなった。

国立大学法人総合損害保険

国立大学は設置者が国であったことから損害保険等によるリスク対応を必要としなかったが、法人化に伴い賠償責任等の責任当事者となるため、適切なリスクマネジメントが求められることとなった。国大協が新国大協設立に向けて実施したアンケートでは、共通して実施してほしい事業として保険事業が挙げられ、設立準備委員会の第３作業部会が保険の検討を開始した。国立学校財務センターが財産保険の実施を検討していたこともあり、賠償責任保険のみ団体契約を検討する方向が示されたが、その後、2003年６月の第６回設立準備委員会では、第３作業部会に国立大学法人総合損害保険開発検討会が設置され、保険会社等有識者の協力を得て新たな保険制度の設計を集中的に検討することとなった。2003年９月には「国立大学法人総合損害保険制度の開発検討について―中間まとめ―」がまとめられ、新国大協が合理的でかつ簡便な総合損害保険の開発を行い、網羅的でかつ集約した保険種目の設定、大学の選択の自由、総合化による大学の事務負担の軽減、スケールメリットを反映した保険料の軽減をその基本的考え方とした。総合損害保険制度は、メニュー１（財産（火災）保険、総合賠償責任保険、労働災害総合保険）、メニュー

２（病院・診療所賠償責任保険）、メニュー３（傷害保険（役員対象））で構成されることとなった。災害復旧費の動向が未確定であるため中間まとめとしたが、これにより制度の枠組みはほぼ完成した。

2003年10月８日の臨時理事会では、国立大学法人総合損害保険（仮称）の準備・実施のため、設立準備委員会に「国立大学法人総合損害保険（仮称）実施委員会」を設置すること、そして同保険の準備・実施に限って、会長権限を委員長に委任することを了承した。保険実施委では同月30日に共同保険引受候補会社７社を決定し、12月８日に商品内容を審議・確定した。同月12日には国立大学法人総合損害保険（仮称）説明会を、国立大学関係者198名、保険会社等その他28名の総計226名を集めて開催した。2004年２月、引受候補会社７社による見積合わせにより、メニュー１については三井住友海上火災保険を主幹事社とする５社の共同保険、メニュー２については東京海上火災保険、メニュー３については損害保険ジャパンを引受保険会社とする体制が決定し募集を開始した。そして2004年４月１日の法人化と同時に国立大学法人と大学共同利用機関法人のすべてが加入して、国立大学法人総合損害保険制度がスタートした。その中核となるメニュー１は、財産、賠償責任、労働災害に関する11の保険（特約）を一つの契約にまとめた他に例のない保険商品であり、低廉な保険料の実現と併せて国大協による団体化のメリットを十分に発揮したものとなった。なおメニュー２は、国立大学医学部附属病院長会議から2003年12月に保険実施委宛に通知があり、附属病院における医師賠償責任保険については同会議が対応することとなったため、保健管理センターの医師賠償責任保険となった。

３　社団法人国立大学協会（仮称）設立総会

当初、設立準備委員会の存続期間は2003年11月までであった。だが保険実施委による国立大学総合損害保険の開発や、社団法人設立許可申請業務への対応のため、設立準備委員会の存続は2004年２月まで延長された。同時に各委員会でも新国大協への引継事項の整理を行った。

こうして社団法人として発足するための設立許可申請作業が進められ、2004年２月には社団法人化前最後の理事会を開催し、国大協の解散と新国大協への移行を協議・了承した。理事会終了後には社団法人国立大学協会（仮称）設立委員会（設立発起人会）を開催し、新国大協を社団法人として設立することとして、公益法人設立に関する各種申請書の最終確認を行った。そして2004年３月に社団法人化前最後の（臨時）総会を開催し、国大協の解散と新国大協への移行が協議・了承され、その後に社団法人国立大学協会（仮称）設立総会を開催した。同設立総会にて新国大協の設立趣意書、定款、基本諸規程類、寄附財産等、全９つの議案を諮り、了承されたことで、2004年４月１日から新国立大学協会が発足することとなった。

第Ⅱ部――――――――――――――――2004（平成16）年４月～2020（令和２）年

第３章　第１期中期目標・中期計画期間における国大協

概　　況

大学教育のユニバーサル化と国立大学の法人化

第Ⅰ部で見たように、1990年以降、大学進学率が再上昇する中、2009年には大学学部進学率（過年度卒含む）も50％に到達し、日本の大学教育はユニバーサル段階に達した。一方で少子化も進み、1991年に204万人であった18歳人口は、2009年には121万人にまで減少した（学校基本調査）。ゆえに日本の大学は生き残りをかけた方策を検討せざるを得なくなり、各大学では学長のリーダーシップの下、大学経営における諸課題の解決に努めることとなった。

こうした環境にあって、2004年４月、全国89の国立大学は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の制定に伴い、一斉に国立大学法人へ移行した。これにより国立大学は、従来の文部科学省（以下、「文科省」とする）内の組織としての位置づけを離れて独立した法人となり、自主自律の精神の下、優れた教育や特色ある研究を行い、個性豊かな魅力ある国立大学の実現に努めることとなった。しかし一方で、1990年前後から続く大学改革・高等教育政策の勢いはさらに激しさを増し、各法人の経営に多大な影響を与えることになった。

高等教育政策の動向

まずこの間の高等教育政策について文科省の施策に注目すると、2005年１月、中央教育審議会（以下、「中教審」とする）は、「我が国の高等教育の将来像」を答申した。ここでは知識基盤社会における高等教育の重要性が指摘され、入学者選抜・教育課程の改善、出口管理の強化、大学院教育の実質化など、早急に取り組むべき重点施策が提示された。続いて中教審は同年９月に「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」を答申した。これにより大学院教育の基本的な考え方が提示されると、文科省は2006年３月、「大学院教育振興施策要綱」を策定し（第１次：2006～2010年度）、大学院教育の実質化、国際的な通用性・信頼性の確保、国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成といった改革の具体的な方向性を明示した。こうして将来像や方向性が明示されると、文科省では政策課題に特化した誘導型補助金、例えば、グローバルCOEプログラム、特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）や現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）、組織的な大学院教育改革支援プログラムなどによって、国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的な推進を実施していくこととなり、まさに高等教育政策の

あり方が、高等教育計画の策定と各種規制から、将来像の提示と政策誘導へと移行したのであった。また2008年12月に中教審が「学士課程教育の構築に向けて」を答申したことで、以後の高等教育政策の趨勢（すうせい）となる学士課程教育の質保証が、強く求められることとなった。

一方、この間の高等教育政策は、上記の文科省による施策だけでなく、大学を経済成長・イノベーション政策の中に位置づける官邸と、それに伴う政府諸会議の施策によるところも大きかった。特に2007年には「経済財政改革の基本方針2007」（骨太の方針）の策定前後で、政府諸会議から多くの大学・大学院改革に関する提言が出された。一例を挙げると、総合科学技術会議は2007年３月に「科学技術によるイノベーション創出に向けて」を、教育再生会議は同年６月に第２次報告、12月に第３次報告を提出した。第２次報告では「地域、世界に貢献する大学・大学院の再生―徹底した大学・大学院改革―」として５つの提言がなされ、第３次報告でも「大学・大学院の抜本的な改革～世界トップレベルの大学・大学院を作る～」とされた。そしてこれら以上に国立大学関係者を驚かせ、マスメディアを賑わせたのが、経済財政諮問会議の民間有識者議員が2007年２月に提示した「成長力強化のための大学・大学院改革について」であった。同会議では、法人化以後、毎年削減され、国立大学関係者を悩ませた運営費交付金について、次期中期目標期間から競争原理・成果主義に基づく選択と集中による配分ルールへ見直すよう求めた。以後2008年７月には、2006年12月に改正された教育基本法に基づき、教育振興基本計画（第１次計画：2008～2012年度）が閣議決定された。そこでは学士課程における厳格な成績評価や世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成と大学院教育の抜本的強化、そして国際化や大学の質の向上・保証を推進するとした中で、「社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する」との方向性が示されたのであった。

国大協の動向

以上のように高等教育政策が進展する中、前章で示したように、「新国立大学協会（仮称）設立準備委員会」の議を経て、2004年４月、国大協は社団法人国立大学協会として新設された。会長には引き続き佐々木毅が就き、以後、第１期中期目標・中期計画期間においては、相澤益男（2005年３月～2007年４月）、小宮山宏（2007年４月～2009年３月　含代行期間）、濱田純一（2009年４月～2011年３月）が務めた。この間の国大協の動向を端的に示せば、第１に先述の高等教育政策への対応や政府に対する支援要請、第２に国大協の組織・運営体制の検討、第３にテーマ別に設定された各種委員会の精力的活動、の３点に整理することができよう。

ここで第１の点について、高等教育政策、特に財政問題との関係から主要なものを時系列で概観すると、佐々木会長時は、2004年12月になって突如、文科省から授業料標準額の増額改定が通知され、各法人が一斉に反対の意を表明する事態となった。

相澤会長時には、政府諸会議による大学政策が厳しさを増し、2006年７月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、2005年12月の閣議決定「行政改革の重要方針」での人件費改革を受けて、「国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比▲１％（年率）とする」とされた。また2007年２月からは先述の政府諸会議

による大学・大学院改革への対応が求められ、同年４月、国大協は「国立大学に対する正しい理解と政策を求める」（国大協見解）を示し、「政府の高等教育政策に関わる議論は、国立大学に対する正しい理解の上に立って長期的視点から行われる必要があり、充実した教育研究環境の整備と予算措置を強く要請する」とした。

この政府諸会議による大学・大学院改革に対しては、後任の小宮山会長も2007年６月の総会で「大学・大学院政策に関する活動指針」を決議し、国大協の今後の活動方針を公表した。そして財政問題が年々深刻化する中、同年10月には初めて国大協ほか、公立大学協会、日本私立大学団体連合会との連名で税制改正の要望を行い、寄附文化の醸成を目指した。なお運営費交付金問題については、福田内閣が2009年度概算要求基準において削減幅を３％とするとの情報に接すると、2008年７月に緊急アピールを行った。

濱田会長は第１期中期目標・中期計画期間の最終年度（2009年度）から会長を務めたが、この頃はリーマンショックによる経済危機、2009年９月には民主党政権の誕生など、国立大学を取り巻く環境が大きく変容した。難しい舵取りを迫られた濱田会長であったが、第２期中期目標・中期計画期間を迎えるにあたり、「安心社会」の実現に貢献する国立大学の振興を目指すとした。そして「第２期中期目標期間における学生納付金の在り方について」を取りまとめた2009年11月には、国公私立連名で「大学・学術は一日にしてならず―国公私立大学に係る平成22年度予算に関する要望―」を提出した。さらに国大協単独ではその翌月に「決議」として、運営費交付金の拡充、教育費負担の軽減他、合計６つの要望を行った。

以上、第１期中期目標・中期計画期間における国大協の高等教育政策への対応を概観したが、こうした活動を支えたのは、先に述べた国立大学法人化ともあいまって一新された各種委員会による精力的活動であった。一方でこの間の国大協は、連合組織としての組織・運営体制のあり方をめぐって、度重なる検討が行われていた。そこで本章ではこれら２つの点に焦点をあて、その実態を詳述する。

第１節　国大協の組織・運営体制の構築と役割・指針

明確な設立目的を掲げ、旧国大協とは異なる組織・運営体制を敷いて発足した新国大協であったが、各種の取組みを実施していく中で、早くも初年度から組織・運営体制の再編を求める声が高まり、大小の再編が行われた。他方で各種委員会はそれぞれ所掌事項に基づく活動を実施し、非常設組織の調査研究部でも、国立大学法人の役割や、目指すべき方向（指針）に関する調査研究に取り組み、国立大学の存在意義を広く社会に発信した。

１　社団法人国立大学協会の設立

2004年４月、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の発足に伴い、国大協も社団法人として新たに発足した。そしてその目的を、「各国立大学法人が実施する教育・研究及び社会貢献に関する多種・多様な活動において、質の高い成果を挙げるための環境作りを行い、もって国立大学

法人の振興と我が国の高等教育・学術研究の水準の向上及び均衡ある発展に寄与する」とした。新たな国大協は、正会員89国立大学法人、特別会員４大学共同利用機関法人で構成され、会長は引き続き佐々木毅が務めた。国大協事務所も６月に、東京都文京区本郷（東京大学内）から、東京都千代田区一ツ橋（学術総合センター内）に移転した。

第１回目の総会は、2004年６月に学士会館で開催され、正会員89法人中86法人（うち委任状１）の学長が出席した。新国大協では総会に先立ち、2005年度予算編成に向けた「『改革』を推進するための国立大学関連予算について（要請書）」を取りまとめた。そこでは国立大学が未来を目指して離陸し、「改革と新生」へ取り組むとされた。そしてそのためにも国立大学法人運営の基盤となる運営費交付金と、世界水準の教育研究成果を実現する施設整備費補助金等の確保・充実が求められるとして政府へ支援を求めた。

なお、総会後に学術総合センター中会議場で「社団法人国立大学協会設立記念祝賀会」を行い、新国大協の誕生を祝った。

２　組織再編

国大協の組織・運営体制と企画委員会

旧国大協では、各常置委員会が理事会下に並列的に置かれ、それらを調整する組織については、別段、置いていなかった。そこで新国大協では、会長指名により専務理事、常務理事を置くことができるようにし、責任執行機関（常任理事会）を構成して日常的な業務運営等が迅速・適切に対応できるようにした。そして、総会と理事会・常任理事会の下に企画委員会を置き、その企画委員会を親委員会に、事業委員会や事業実施委員会を設置する体制とした。事業委員会はテーマ別に、入試、教育・学生、大学経営、大学評価、国際交流の５つの委員会を置いた。また法人化後の課題であった教職員研修の企画・実施や、保険事業の実施を所掌事項とする委員会として、事業実施委員会を新設した。これらに加えて、法人化した国立大学の支援には広報機能と調査研究機能の強化が必要であるとして、理事会の下に広報委員会や調査研究部（非常設）を新設した。ほかにも諮問委員会として、国立大学法人総合損害保険運営委員会を新設した。

企画委員会は旧第１、第３、第６、第７常置委員会の役割を引き継ぎ、所掌事項を国大協の理念、組織・運営及び事業計画の審議・検討とともに、国大協が取り組む重要事項の選択と処理方針案の策定とした。同委員会の構成員は、①副会長１名、②支部推薦理事２名、③正会員の役職員（②の支部以外）６名、④教職員２名、⑤専務理事とし、必要に応じて専門委員等を加えることができるとした。同委員会は事業委員会・事業実施委員会へ基本的課題を指示する権限を有し、また各委員会から㈳国立大学協会を冠して対外的に意見の提出、提言、要請等を行う場合は、企画委員会を通して理事会に諮り、会長の了承を得るとした。企画委員会は他の事業委員会に先んじて開催され、旧国大協からの引継事項を基に「国大協が重点的に取り組むべき課題」を整理することで、事業委員会及び事業実施委員会の活動をスタートさせた。そして各種委員会の年間の課題と対応を、６月の総会において報告するよう求めた。

組織・運営体制の見直しと政策会議の設置

しかし企画委員会を中心とした新国大協の組織・運営体制は、理事会との関係で屋上屋を重ね、機動性を欠く組織・運営体制に陥り、結果として再編を余儀なくされた。2004年10月の理事会では「執行部体制の強化」が審議され、その後2005年３月の総会では相澤益男次期会長（東京工業大学）が「法人化１年の回顧と国大協の課題」を述べ、同年11月の総会において国大協の組織・運営等の一部見直しが承認された。

この見直しでは、意思決定を機動的かつ組織的に実施する組織・運営体制の構築が求められた。第一に企画委員会を廃して、同委員会の機能を理事会に移譲した。第二に理事会内に、政策会議を新設した。政策会議は、国大協として緊急に対外的提言・意見表明・要請等を行う場合に、同会議において各委員会が作成する原案または常任理事会等が作成した原案を基に、内容の審議・調整等を行い、理事会としての意思決定を行うとされた。そして基本的構成員を、会長、副会長、各委員長及び専務理事・常務理事とした。また定足数を設けず、会長判断により、審議の内容等に応じて弾力的に運用することとした。以後、政策会議は文科省との意見交換の場としても多く運用し、2007年11月からはすべての理事ほか、監事や会長補佐を加えた拡大政策会議として運用した。第三は委員会名の変更であり、教育・学生委員会は教育・研究委員会へ、大学経営委員会は経営支援委員会へと改称した。

なお2006年10月の理事会では、「国立大学協会における大学特性別グループの形成と活動に関する提言」（以下、「特性別提言」とする）について意見交換した。これは一部の会員による提言で、法人化後の各法人の経営課題について、大学特性別グループを作り、各グループで共有・対処する組織・運営体制を国大協に求めたものであった。国大協では理事会の下にワーキンググループ（以下、「組織体制検討WG」とする）を設置して検討した結果、2007年６月の総会で、会員の多様な意見・問題点を汲み上げる検討体制・プロセスづくりが重要であるとして、専務理事を委員長とした問題検討委員会の設置を承認した。問題検討委員会の役割は、「会員から提出された国立大学法人の運営や経営上の問題点に対する国大協としての対応の要望や、国大協の運営等に関する改革・改善の要望に対し、その対応を適切な組織に振り分け、迅速な処理をリードする」とされていたが、記録ではその後、2007年12月に教員免許更新時の講習に対する対応について検討した以外に目立った活動をすることはなかった。

一般社団法人への移行

組織体制検討WGでは、特性別提言を検討する中で、別途、国大協の問題点を指摘した。それは、①会長選挙の方法（総会における直接選挙）、②副会長の数・選出方法（特性別、規模、地域を考慮）、③理事会の構成、選出方法、④国立大学法人が抱える問題点の共有（工学系受験者の減少、附属病院の問題、教員の問題等）、⑤支部会議の活性化、支部連絡会の活用、という点であった。時を同じくして2007年５月には60学長が連名で、「国立大学協会における会長選出の方法に関する提言」を小宮山宏会長代行（東京大学）に提出した。提言は、国立大学は一体となって長期的視点の下での改革を推進することが重要であるとしながらも、現状は大学間の個別化・

競争化と、大学の分散志向が否めないとして、国大協会員大学学長の一体感と参加意識を高め、この危機を発展への契機と転化する効果的方策として、「会長を実質的に総会の場で選出すること」を求めるものであった。これは社団法人国立大学協会役員選任手続等に関する規程第４条第１項で「会長及び副会長は、支部推薦理事の会議において互選により候補者を選考し、総会において選出する」とあり、さらに同条第４項で「支部推薦理事の会議における会長又は副会長の互選の方法については、理事会の議決を経て、会長が定める」とあったため、実質的には会長が理事会で選出されていた実態に鑑みての指摘であった。小宮山会長は先述の組織体制検討WGでの指摘も踏まえ、当面の取組みの一つに国大協の組織・運営の充実を掲げた。そして組織運営体制等検討ワーキング・グループ（以下、「組織運営体制検討WG」とする）を新設し、加えて2008年12月から施行される新公益法人制度への対応にも着手した。

組織運営体制検討WGは2007年11月に第１次報告を、2008年２月に第２次報告をまとめた。前述の会長選定の手続きについては、新公益法人制度の下で法人格を取得することを前提に協議した結果、各支部会議で会長選出の議論を行い、その結果を総会に報告するとともに、総会において会長選出の意向投票を行うこと、そしてその後、支部推薦理事による会議で、総会における支部会議の報告及び意向投票の結果を参考に会長を選考するとした。そして副会長等の数・選出方法については、副会長の定数を２名以内から３名以内へと増員し、会長の意向により若干名の会長補佐を置くことができるとすることが適当であるとした。最後に理事会の構成・選出方法については、関東・甲信越地区及び近畿地区が３、その他が２の範囲内で、「大学の規模や特性を踏まえ、適切な選考を行うものとする。」と規定していたのを、各支部推薦の理事校定数を２とし、残りの定数２を会長指名とすることが適当であるとした。また原則として、各支部推薦の理事校定数２のうち少なくとも１は交代を義務付けるなどの工夫を講じることが適当であるとした。この結果、2007年12月の総会で社団法人国立大学協会定款及び諸規程を一部改正した。

なお第２次報告では新公益法人制度への対応が示され、2008年４月には新法人への移行検討ワーキング・グループが設置された（以下、「新法人検討WG」とする）。新法人検討WGは、2008年10月に中間報告を行い、一般社団法人への移行と、2010年度からの会費額の見直し等の検討を行い、2009年２月に「新法人への移行等に関する検討報告書」を提出した。以後、国大協では移行への準備を進め、2011年４月に一般社団法人国立大学協会へ移行した。

３　国立大学の役割と目指すべき方向

「21世紀日本と国立大学の役割―『国立大学の存在意義』に関する調査研究―」

以上のように国大協の組織・運営体制が整理されて行く中、常設ではなく、特定目的のために研究員を委嘱して会長決定により設置される調査研究部では、2004年９月、松尾稔専務理事を中心に「国立大学の役割及び存在意義」に関する調査研究を開始した。松尾専務理事は、法人化という変革の渦中にこそ長期的視点が求められ、「21世紀の国立大学はその変革のチャンスに当たり、高邁な理想やミッションを掲げ、そのあるべき姿を確認しなければならない」とした。そして国大協としては、「『国立大学の存在意義』を議論するべきであり、その『存在価値』があると

信じ、かつそれを世に主張をするとするならば、その理由や根拠などを、現状や分析を交えた上で示す説明責任がある」とした。調査分析は、研究総括に松尾専務理事、研究員に金子元久座長（東京大学）、加藤毅（筑波大学）、小林信一（東京工業大学）、鳥井弘之（東京工業大学）、光田好孝（東京大学）、矢野眞和（東京大学）を迎えて行われ、知識の創造拠点としての国立大学、高度人材育成の中核としての国立大学、大学教育機会の保証、社会への寄与、国立大学の変貌、といった観点から検討を行った。そして調査結果を2005年３月に「21世紀日本と国立大学の役割　『国立大学の存在意義』に関する調査研究」として取りまとめた。またその概要は国立大学協会情報誌JANU Quarterly Report（臨時増刊号）として再編集されて、今後の国立大学が担うべき役割を広く社会に発信した。

資料３－１
「21世紀日本と国立大学の役割」

「国立大学の目指すべき方向―自主行動の指針―」

続いて調査研究部は、赤岩英夫専務理事を中心に、2006年10月から「『目指すべき国立大学法人像の提案』―第２期中期目標・中期計画策定へ向けて―」とした調査研究を開始した。この調査研究は、次期中期目標・中期計画の策定作業を控える中、法人化後に顕在化したさまざまな問題点を調査研究し、目指すべき国立大学法人像を提案することで、会員校はもとより社会に対する説明責任を果たすことに繋がると考え計画された。調査研究は赤岩専務理事を総括に、リーダーに生和秀敏（広島大学）、研究員に光田好孝（東京大学）、田中敬文（東京学芸大学）、羽田貴史（広島大学）を迎え入れて行われ、2007年10月に、『国立大学法人計画・評価ハンドブック―次期中期目標・中期計画策定のために―』を刊行して、各法人の次期中期目標・中期計画の策定に資する有益な情報を提供した。

こうして調査研究部での検討が進む中、2007年３月の総会では、「21世紀の国立大学を考える委員会」（以下、「21世紀委員会」とする）の設置が承認された。その設置目的は、各法人が暫定評価準備や次期中期目標・中期計画の検討に着手する中で、国立大学法人制度の運用及び国の財政支援状況等を検証し、21世紀における国立大学の重要性とその機能を担保するため、国の施策のあり方について改革提言案を取りまとめることとされた。なお当時、「経済財政改革の基本方針2007」の策定に向けて、政府諸会議による大学・大学院改革の提言が相次いでいた。そのため国大協では21世紀委員会の設置によって、調査研究部や事業委員会による各委員会の取組みを包含し、国大協の総意として検討することを企図したのであった。21世紀委員会は会長を委員長、赤岩専務理事を副委員長に、政策会議基本構成員と各支部推薦学長及び会長推薦学長、そして調査研究部研究員とで構成された。

この21世紀委員会では、一法人・一大学から、地域支援の得られる大型法人を形成し、地域に複数の大学を設置できる道を開くべき（小平桂一総合研究大学院大学長）、大学種別の国立大学

指標ともいうべき明確な基準が必要である（調査研究部）といった多様な声が寄せられた。そして2008年３月、検討結果は「国立大学の目指すべき方向―自主行動の指針―」として取りまとめられた（以下、「自主行動の指針」とする）。「自主行動の指針」では、大学の個性化・機能分化が大きな流れであることに鑑み、各国立大学が、将来を展望した自主的行動計画を策定するための基本的な方向性を指針として示した。指針は５つ設定し、「指針１　公共的性格の再確認と社会への貢献の明確化」、「指針２　特色を活かした存在感のある個性的な大学の創生」、「指針３　質の高い大学教育の提供と学位の信頼性の確立」、「指針４　ナショナルセンター・リージョナルセンター機能の充実」、「指針５　大学の活性化を目指したマネジメント改革」であった。またこれを受けて2008年10月には第８回大学改革シンポジウム「国立大学の目指すべき方向―自主行動の指針―」を開催した。「自主行動の指針」は「21世紀の社会に向かって、まなじりを決した国立大学の『行動宣言』」であるとして、広報用リーフレットの作成も行い、各方面に国立大学の方向性を示した。

資料３-２
「国立大学の目指すべき方向」

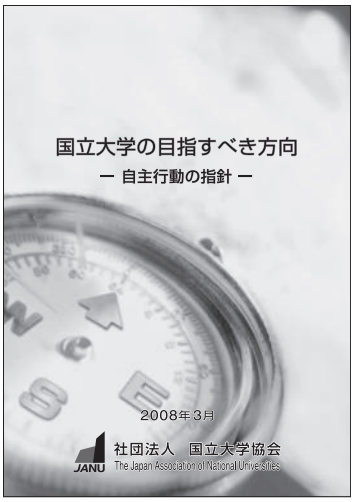

これ以降、調査研究部の役割は、調査研究体制の強化のために2009年に常設の組織として設置された調査企画会議が担うこととなった。調査企画会議は同年12月に初開催され、第１期中期目標・中期計画期間における国立大学の状況と、国大協及び国立大学の情報発信のあり方に関する検討を開始した。

第２節　高等教育改革と国大協

テーマ別に設置された事業委員会は、会員全体に資する諸活動を行った。本節では第１期中期目標・中期計画期間における教育・学生（教育・研究）委員会、入試委員会、国際交流委員会のほか、教員養成問題や男女共同参画への取組みについて詳述する。

１　教育・研究

学士課程教育と大学院教育の改善

2005年１月、中教審が「我が国の高等教育の将来像」を答申すると、教育・学生委員会では、国立大学の教養教育に関する実態調査を行い、2006年10月には「国立大学法人における教養教育に関する実態調査報告書」を取りまとめた。報告書では、教養教育の実施責任主体が組織的に脆弱であること、また運営上も教養教育予算の減少による非常勤講師の削減や授業担当者の負担の偏り、そしてカリキュラム改編が必要であることなど、組織運営上の改善点を示した。これを受けて2007年３月には第４回大学改革シンポジウム「学士課程教育における教養教育の在り方」を開催し、今後の国立大学における教養教育のあり方を広く検討した。

教養教育の調査検討を済ませると、教育・学生委員会では学士課程教育の質保証が検討課題となった。中教審大学分科会制度・教育部会が「学士課程教育の構築に向けて」（審議のまとめ）を取りまとめる過程では、教育内容・方法等の改善、教職員の職能開発の推進を実現するには、国公私立大学を通じた財政支援の強化が必要であるとの意見を示した。また教育振興基本計画の閣議決定にあたっては、2008年６月に「教育振興基本計画について（要望）」を提出した。そして「明確な資金投入の目標額を教育振興基本計画に盛り込み、出来るだけ速やかに高等教育への公財政支出をGDP比0.5％からOECD平均の1.0％を上回る規模へ拡充すべき」と要望した。その後、教育・研究委員会では工学部志願者数の減少問題、理科離れ問題に対処したほか、図書館法施行規則や博物館法施行規則の一部改正に伴う同養成課程の科目負担増、担当教員確保等に関しても協議した。2008年９月には「『図書館・博物館（司書・学芸員）の在り方』に関する意見について」を提出して、教育現場への配慮を求めた。

他方で大学院教育では、中教審が「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」の中間報告を公表すると、国大協は2005年６月、「概ね異論のないところ」との見解を示す一方で、①大学院が担う人材養成機能を４つに整理した根拠、②大学院教育の量的規模と質的向上との兼ね合い、③大学院教育と大学院学生の雇用に関する大学と企業の双方向でのシステム確立、④大学院学生への経済的支援の拡充、⑤論文博士制度のあり方について、実態に即した踏み込んだ分析・検討が必要であるとした。

以後、文科省は、2006年３月に「大学院教育振興施策要綱」を策定し、大学院教育の実質化と質保証、卓越した教育研究拠点の形成を重点施策に掲げた。教育・研究委員会では、これらの答申や施策要綱を踏まえた各法人の取組み状況を調査し、2007年６月に調査報告書「国立大学の大学院の現状と課題」を取りまとめた。また答申や施策要綱にあった「大学院教育の国際的な通用性・信頼性の必要性」に関して、先進的な取組みを実施していた韓国大学院の現地調査を行って、2007年４月、「大学院教育に関する海外調査報告書」を取りまとめた。こうした国内外の調査研究を踏まえて、同年10月、第６回大学改革シンポジウム「我が国の大学院教育の課題と今後の方向性」を開催し、国立大学大学院における大学院教育の実質化と質保証を広く社会と共有しつつ、意見交換した。

しかし既述のとおり、2007年になると、政府諸会議から大学・大学院改革に関する要望が相次いだ。とりわけ経済財政諮問会議の民間有識者議員による「成長力強化のための大学・大学院改革について」では、大学再編も視野に入れ、競争的環境の中での選択と集中による運営費交付金配分ルールと連動した数々の大学・大学院改革が提言された。同様の考えは規制改革会議にも顕著で、運営費交付金の配分ルール見直しに関して、教育・研究の峻別を行い、教育に関する配分基準等の見直しを検討するべきだとされた。こうした中にあって国大協は、2007年４月に「国立大学に対する正しい理解と政策を求める」（以下、「国大協見解」とする）を表明した。国大協見解では、政府諸会議における市場原理や経済・財政の観点と結びついた大学・大学院改革の議論の進め方に強い懸念を示した上で、法人化後４年間で運営費交付金が548億円削減された現状や、効率化係数及び経営改善係数による窮状を示し、「今なすべきことは、高等教育機関に対する公

財政支出が対GDP比で0.5%にすぎない状況を改善」することであると強く主張した。続けて2007年６月の総会では「大学・大学院政策に関する活動指針」を承認し、①国立大学は国力の源泉である、②高等教育への投資の増加と自助努力で教育・研究の質を高める、③改革を進め、地域、世界に貢献する、として国大協の立場を明らかにした。

学術研究・研究支援への要望

国大協は2007年２月、「『知的財産推進計画2007』の策定について（要望）」を示した。ここでは国立大学及び大学共同利用機関が「知的財産推進計画」を着実に実施するために、以下の５つの点、①国立大学の社会的役割への配慮と知的財産推進計画への位置づけ、②国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系の構築、③知的財産に関する共通的課題についてのガイドラインの提示、④知的財産専門人材の育成・確保、⑤外部研究資金制度における省庁間の整合性の確保、を要望した。

また国大協では基盤的経費とのデュアルサポートによる充実を目指し、競争的資金の充実にも動いた。2007年10月には次年度予算の確保・充実の要望に際して、科学研究費補助金予算の拡充に加え、第３期科学技術基本計画で言及されたすべての研究種目での間接経費30%措置を要望した。学術研究の振興施策に関しても、2009年６月には日本私立大学団体連合会との連名で「平成21年度補正予算に伴う学術研究振興施策についての提言」を行った。ここでは世界最先端研究支援強化プログラム（2,700億円）に注目が集まる中、学術コミュニティの意見を十分に尊重して、プログラムの設定と中心研究者の選考を行い、公正性・透明性を確保すること、さらには研究課題の選定に際し、短期的な成果を期待するだけでなく、長期的、基礎的分野についても配慮することを提言した。2011年度からの第４期科学技術基本計画の検討が進むと、2009年10月には同計画に盛り込むべき事項について、国大協として意見を提出した。

ほかにも教育・研究委員会では、研究支援体制に関するアンケート調査を実施した。調査結果は2008年１月に公表して、①研究支援スタッフ、②研究施設・設備、③中小規模大学等における研究支援体制、④研究支援関連業務の共通化、⑤競争的資金制度の５点について継続的に検討する必要があるとした。また2005年８月には第２回大学改革シンポジウム「第３期科学技術基本計画と国立大学の役割」を開催し、中長期的展望での科学技術創造立国、教育・人材立国の基盤となる国立大学の役割について意見交換した。

教員養成問題への取組み

文科省は2001年11月に「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について―国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会―」（報告書）を示して、一都道府県一教員養成学部の体制の見直しや、再編・統合を促す姿勢を明らかにした。そして2005年２月には教員養成系学部等の入学定員の在り方に関する調査研究協力者会議を設置して検討を行った結果、教員分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制策が撤廃されるに至った。さらに2005年３月には文科省が中教審初等中等教育分科会教員養成部会の下に専門職大学院WGと教員免許制度WGを設

置し、翌年７月、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（答申）を取りまとめたことで、教職大学院制度の創設と教員免許更新制の導入が実現した。

このように教員養成政策が展開する中、国大協では2004年11月の総会で、特定分野の問題検討特別委員会（教員養成分野）の設置が承認された（以下、「教員養成問題特別委員会」とする）。教員養成問題特別委員会の目的は、教員養成分野のあり方と問題の所在を明らかにし、それらを国立大学全体の枠組みの中で検討することであり、松尾稔専務理事を委員長、鷲山恭彦東京学芸大学長を座長に検討を開始した。2005年６月、教員養成問題特別委員会は「教員養成における専門職大学院に関する意見書」を提示した。そこでは教員養成に係る専門職大学院の制度設計に当たっては、「単に大学院の内実を充実させるというサプライサイドの整備のみならず、デマンドサイドと言うべき学校現場や教育行政現場における条件整備をも併せて制度設計を行っていく必要がある」として、制度設計に関わる前提的問題と、教員養成における専門職大学院の条件整備について言及した。そして教員養成問題特別委員会は、2005年11月の第３回大学改革シンポジウムでは、松尾委員長が挨拶し、「教員の資質向上と『教職大学院』」をテーマにパネル討論を行い、2006年２月の理事会で「『特定分野の問題検討特別委員会（教員養成分野）』の終結にあたって」の最終報告を行って解散した。

以後、教員免許状更新講習の検討に当たっては、問題検討委員会から付託された経営支援委員会がワーキング・グループを設置して対応し、2008年８月に「教員免許更新講習の実施に係る財政的支援について（要望）」を提出した。また2010年３月には教育・研究委員会が、「教員の資質向上に関する意見把握について」を文科省に提出するとともに、同年３月には広報委員会が小冊子『国立大学の教員養成』を刊行して、国立大学における教員養成の意義・役割の社会的理解に努めた。

電子ジャーナル問題

2007年11月の理事会では関東・甲信越地区支部会議からの要望を受けて、電子ジャーナル高騰化への対応が求められた。国大協では我が国の学術研究機関全体に関わる重要な課題であるとして、2008年２月に「『電子ジャーナル』に関する要望」を文科省に提出した。

以後国大協では、教育・研究委員会（特に研究小委員会）と経営支援委員会とが電子ジャーナル問題に対応した。研究小委員会は2008年９月、「学術雑誌・電子ジャーナルに関するアンケート」調査を実施して実態把握に努めた。他方で経営支援委員会でも、中国・四国地区支部会議の要請から経営問題として検討することとなり、2009年４月、浅原利正広島大学長を座長に電子ジャーナルワーキング・グループ（以下、「電子ジャーナルWG」とする）を設置した。電子ジャーナルWGはオープンアクセスの推進を基本的将来構想と考え、文科省に対応を働きかけた。2009年７月、科学技術・学術審議会の研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会（主査：有川節夫九州大学長）は、「大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について（審議のまとめ）」を取りまとめた。そこでは国大協、国立大学図書館協会、文科省等の「関係者による検討のための場を設け、外国出版社との間で行う契約交渉の方策等について検討するなど、対応する必要がある」と

され、まずは上述の関係者等による事前検討会を始めることとなった。こうした中で2010年10月に国立情報学研究所と国公私立大学図書館協力委員会との間で「連携・協力の推進に関する協定書」が締結され、連携・協力推進会議が設置された。そして翌年４月には同会議の下に、電子ジャーナル等の電子リソースに係る契約、管理、提供、保存、人材育成等を通じて、我が国の学術情報基盤の整備に貢献することを目的とした大学図書館コンソーシアム連合が設置された。

２　入試改革

基本方針の策定―平成22年度以降の国立大学の入学者選抜―

法人化を契機として国立大学には、新たな大学像に基づく入試制度の確立と、入試の「質」の確保が求められた。入試委員会では尾池和夫京都大学長を委員長に、2007年度以降の入学者選抜の基本方針の検討を開始し、2004年10月には「平成19年度以降の国立大学入学者選抜に関する検討について（中間報告）」を取りまとめた。その結果、入学者選抜方法の基本的枠組をあらためて構築する段階に直面しているとの結論に至り、同年11月の総会において、抜本的改革は2008（平成20）年度以降となることが了承された。これに基づき入試委員会では検討を重ね、2005年６月には「平成20年度以降の国立大学の入学者選抜改革に関する報告」を行った。ここでは現行分離分割方式が導入された経緯や定員分割の単位と比率の自由化、複数校合格制度などについて国立大学の意見を集約した。そして当面の措置として2008年度以降の入学者選抜制度については、2007年度と同様に2006年度入学者選抜の制度を継承せざるを得ないとした。その上で国立大学の入学者選抜制度が法人化のみならず社会と大学の変化や変容に伴って抜本的改革が必要であり、並びに2010年度から第２期中期計画を迎え、一層新たな入学者選抜制度設計が求められるとの判断に基づいて、数年後の実施を目処に2005年度内に新たな国立大学の入試制度改革の提言を明らかにするための検討に着手すべきとの結論を示した。

2006年度は、中村睦男北海道大学長を委員長とする新体制へ移行した。中村委員長は、今後の入学者選抜の基本方針の検討に着手し、従来取り決めの無かったAO入試に関するガイドラインを明らかにするとともに、現行分離分割方式に基づいて入学者選抜を実施することを個別大学に求めつつ、2010（平成22）年度の第２期中期目標期間からの検討を行った。そして2007年３月の総会にて、「平成22年度以降の国立大学の入学者選抜制度改革の基本方向について」が了承されると、入試委員会が2004年以来検討を重ねてきた基本方針策定の目処が立ち、2007年11月の総会で「平成22年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」（以下、「基本方針」とする）が承認された。基本方針では、2010年度以降の国立大学の入学者選抜制度改革をめぐる諸論点と基本方向を明らかにした。諸論点では高等教育の質の確保を高大接続の観点から保証すること、共通試験としての大学入試センター試験が諸問題に直面していること（①高等学校等の学習の基本的達成度を測り、国立大学における教育を受けるための最低限の知的基盤の形成を促す共通試験など新たな仕組みの導入の検討、②選抜利用の性格を有するセンター試験の改善の必要性）、さらには国立大学として一律のガイドラインを設定するのではなく、機能分化や個性化に対応した大学の選択や裁量の余地を大きくする制度構築の必要性や、大学院入学者選抜に

かかる負担増など大学自体の変化・変容に基づく新たな課題群を抱えていることを指摘した。こうした諸論点を検討するにあたっては、喫緊の重要課題である高大接続の適切な実現、現行の分離分割方式が担っている受験機会複数化の実現や、選抜方式の多様化、そして評価尺度の多元的実現などを基本的に継承しうる制度を追求すること、そして国立大学の使命の実現を担う公共的制度としての入学者選抜制度を確立することが基本的観点であるとした。その結果、基本方向としては、高等学校等での普遍的学習の成果を把握する仕組みが実現するまでの過渡期にあっては、これまでどおりセンター試験において５教科７科目（あるいは６教科７科目）を課すこと、国立大学の一般学力選抜にあたっては、当面現行の分離分割方式を維持すること（2003年に決定した弾力化措置を引き続き適用し、後期日程試験に募集定員の多数を置くことが可能であることを明確にする）、そして現行大学入学者選抜制度の一層の改革が必要であるとした。

高大接続への取組み

1999年12月、文部省は中教審答申「初等中等教育と高等教育の接続の改善について」において、高校教育から高等教育への円滑な移行を課題に挙げた。その後、目立った進展はなかったが、中教審大学分科会が高等学校と大学との接続に関するワーキンググループを設置し、2008年１月には、同分科会制度・教育部会の学士課程教育の在り方に関する小委員会が、「高等学校と大学との接続に関するワーキンググループ（WG）議論のまとめ」を取りまとめ、大学全入時代における高大接続の課題解決の方途として「高大接続テスト（仮称）」を提起した。そして2008年12月の中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」でも、「高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組みづくりについて、高大接続の観点からの取組を進める」とされ、「高大接続テスト（仮称）」の検討には「高等学校及び大学関係者間の十分な協議・研究が行われること」が期待された。

こうした中にあって、国大協では文科省に先行して高大接続問題の具体的検討を始めた。国大協は先の2007年11月に公表した基本方針の「共通試験の改革・改善」で、「高等学校等における基礎的教科・科目の学習の達成度を把握する新たな仕組み」の必要を述べていた。そこで2008年10月、北海道大学（佐伯浩学長・入試委員会委員長）を委託先に、文科省先導的大学改革推進委託事業「高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組みに関する調査研究」（以下、「協議・研究」とする）を開始した。協議・研究は、入試委員会専門委員で基本方針策定に関わった佐々木隆生（北海道大学）を代表者に、国公私立大学関係者や高等学校関係者を構成員に加えて、「新たな仕組み」の検討を行った。

他方で2008年１月、入試委員会では「高大接続のあり方を検討する作業チーム」（以下、「高大接続検討作業チーム」とする）の初会合を開催した。同月に教育再生会議が「最終報告」で、大学と教育委員会等とのネットワークである大学発教育支援コンソーシアムの推進を述べると、同コンソーシアム代表でもあった小宮山会長は、2008年２月の理事会で、同コンソーシアムにおける高校教育のアドバンストコースのカリキュラムづくりを国大協のプロジェクトと位置づけて実施していく旨を発言した。これを受けて高大接続検討作業チームは「高度な学習を要求する生徒

のための教科（Advanced教科）」の議論を本格化した。入試委員会では今後の高大接続のあり方を見据えて、2008年３月、各国立大学法人の理事や副学長を対象とした第１回高大接続ワークショップ「高校教育と大学教育の適切な接続に向けて」を開催した。以後、2008年10月に第２回高大接続ワークショップを、2009年12月にも第３回高大接続ワークショップ「キャリア形成に向けた高大接続の構築」を開催した。

資料３-３　第３回高大接続ワークショップ

入試に関連した諸課題への対応

基本方針の策定や高大接続への取組みに努める中、入試委員会ではほかにも課題が山積していた。第１は、個人情報の保護に関する法律への対応であった。国大協では1999年６月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律への対応として「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」（以下、「考え方」とする）を取りまとめ、2002年には「考え方」の見直しを見据え、各大学に対して「入試情報開示に関するアンケート」調査を実施した。その後、個人情報の保護に関する法律が2005年４月から全面施行となり、法人としての対応が求められたため、入試委員会ではワーキング・グループを設置し、2005年６月に「考え方」の改正を行った。その結果、具体的かつ明確な開示基準等の作成は各法人の判断に委ねるとしつつ、請求に応じて開示する情報とそうでない情報及び個人情報について、各法人に参考情報を提供した。

第２は、「地理歴史」教科の２科目選択の実現であった。国立大学ではかねてから「地理歴史」２科目受験を強く要望し（第１章参照）、2005年６月には大学入試センターにも「要望書」を提出した。文科省は2008年８月、2012年度大学入試センター試験から、「１．地理歴史・公民における科目選択を弾力化し、最大２科目の選択を可能とすること」、「２．理科における科目選択を弾力化し、現在のグループ制を廃止し、理科から最大２科目の選択を可能とすること」、「３．公民出題科目として、従来の科目に加えて『倫理、政治・経済』を新設すること」を決定した。これにより「地理歴史」２科目受験が可能となった。

第３は、入試改革要求への対応であった。これまでにも言及してきた2007年の政府諸会議による大学・大学院改革では、国立大学入試日の分散・複数合格や、入試における文系と理系区分の撤廃等の改革を求めてきた。これに対して2007年５月、野上智行入試委員会委員長（神戸大学）は、野依良治教育再生会議座長及び小出忠孝文科省大学入学者選抜方法の改善に関する協議座長宛に「国立大学の入学者選抜制度の改革に関する検討について（意見）」を提出し、これまでの入試委員会での議論に基づいて、それらの改革要求の問題点を指摘した。

新型インフルエンザ対応

文科省は、2009年10月、新型インフルエンザの世界的流行に鑑み、「平成22年度大学入学者選

抜に係る新型インフルエンザ対応方針」を策定した。

一方、入試委員会では、2009年６月から新型インフルエンザ対応を検討する作業委員会を開催し、同年８月には「国立大学一般入試における緊急時対応について」を各国立大学へ提示した。そこでは、志願者の受験機会の確保や、試験会場・試験監督者等の確保など、各大学に危機管理の徹底を求めた。また同日には大学入試センターに対して「大学入試センター試験実施時における新型インフルエンザへの対応について（意見書）」も提出した。以後、入試委員会では2010（平成22）年度国立大学一般入試に係る特例措置を取りまとめた。なお2009年10月には、公立大学協会、日本私立大学団体連合会との連名で、「平成22年度大学入試における新型インフルエンザへの対応に係る国公私立大学団体の共同コメント」を発表した。

３　学生支援

就職問題・キャリア教育

新国大協では教育・学生委員会（2006.4～教育・研究委員会に名称変更）が、国立大学生の就職問題やキャリア教育に対応した。就職問題では教育・学生委員会委員を就職問題懇談会をはじめとする各種会合に派遣し、採用選考活動の早期化と長期化の改善に努めた。2008年７月には、公立大学協会、日本私立大学団体連合会との連名で経団連会長宛に、採用選考活動の早期化の是正に関する「要請書」を提出した。この「要請書」では、採用選考活動の早期化は国際的に見ても異常であるとし、この改善なくして、大学教育に対する悪影響は止まらず、多重内定がもたらす採用選考活動の複雑化、さらには新卒者の早期離職の増加などが助長されるとの懸念を表明した。その後リーマン・ショック等の影響による内定取り消し問題が明るみになると、教育・研究委員会では国立大学新規学卒者を対象に内定取り消しに関する調査を行った。また2009年５月には、新卒問題だけでなく、博士課程後期学生の就職問題についても協議した。

また教育・学生（教育・研究）委員会では2005年度から新たにキャリア教育問題にも取り組むこととなり、田中秀利(広島大学)を座長に大学におけるキャリア教育のあり方ワーキンググループを設置した。2005年12月には『大学におけるキャリア教育のあり方―キャリア教育科目を中心に―』を刊行し、キャリア教育の概念やあり方について取組例を交えて整理し、各法人のキャリア教育を支援した。続いて2009年７月、中教審キャリア教育・職業教育特別部会が「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（審議経過報告）」を示すと、10月に「大学の特性に応じたキャリア教育実施に向けた提案を」のほか、財政支援や大学院生及び若手研究者のキャリア問題にも配慮を願う計８項目の要望を行った。同年12月には中教審大学分科会質保証システム部会「キャリアガイダンス（社会的・職業的自立に関する指導等）の法令上の明確化について」に対して、キャリアガイダンスの概念を明確にし、大学関係者と企業との間できちんとした共通理解を形成すること、そして条件整備なき制度化は実りを結ばないとして、キャリアガイダンス充実のための財政支援を求めた。

寄宿舎問題への対応

1970年代以降、国立大学は学生定員の増加と教育研究の高度化から教育研究施設の整備を優先せざるを得ず、寄宿舎の整備が遅れていた。2005年５月の教育・学生委員会では、学生の生活環境の観点から国立大学の寄宿舎のあり方を検討し、寄宿舎の問題点（狭隘、老朽化、耐震補強の必要、外国人留学生の入居が困難等）と、これからの宿舎のあり方（予算措置、個室化、女子学生・大学院生への対応、大学間共同学生宿舎、国際化対応、キャンパス内宿舎等）を確認した。また2005年７月には、大学経営委員会内の財務・施設小委員会でも寄宿舎問題が議論され、法人化後のキャンパス計画を検討する上で文科省の「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」（以下、「費用省令」とする）のあり方が問われた。以後、教育・学生委員会の寄宿舎ワーキンググループと財務・施設小委員会との合同会議（学生寄宿舎に関する合同会議）で検討を行い、2005年12月、「国立大学の学生寄宿舎の整備と寄宿料の取扱いについて（要望）」を小坂憲次文科大臣に提出した。ここでの要望は、寄宿舎等の整備は施設整備費補助金で行うのが基本であり、引き続き施設整備費補助金予算の充実を要望するとした上で、低廉な料金設定を可能にしてきたこれまでの「標準額」の考え方を維持しつつ、法人化のメリットを生かした新たな手法による整備や、寄宿舎の施設設備の内容や提供するサービス等に応じた各大学による多様な寄宿料設定が可能になる費用省令改正の検討を要望する、というものであった。以後、費用省令は2006年度から、各法人が寄宿料を定めるよう改正された。

４　国際交流

国際交流戦略と二国間交流事業

国際交流委員会では、グローバル化が進展する中で、UMAP（アジア太平洋大学交流機構）やJACUIE（国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会）などこれまでの国際交流事業の取組みの見直しや充実を課題とした。2004年６月の国際交流委員会において、宮原秀夫委員長（大阪大学長）は、国立大学を取り巻くグローバル化問題の共有を図り、対症療法を脱し、かつ国立大学の実績を活かした国際交流戦略の策定が最重要課題であると発言した。以後、国際交流戦略策定に向けての準備に努めるとともに、2009年～2010年には日本がUMAP議長国となった。そしてUMAP日本国内委員会からの任命により、浅原利正広島大学長がUMAP議長を務め、UMAPの活動方針や参加国・地域との連携強化の方策に尽力した。

海外大学団体等との交流については、JACUIEを窓口に、国公私立大学の枠を超えて一体的に対応した。二国間交流事業については、旧国大協時に締結したイギリス、ドイツ、カナダ、オーストラリア等との事業を継続するとともに、他の国々からの交流要請にどのように対応するかが求められた。そこで国際交流委員会は、2004年６月、「二国間交流事業の対応方針」を策定して国大協としての方針を決定した。しかし、その後も交流要請が相次いだため、国際交流委員会では2008年12月、「JACUIEによる二国間交流事業に対する国立大学協会の対応について」を審議した。審議のポイントは、①年間の日本への受入、日本からの派遣の受入数、②複数の国から呼びかけが来た場合の考え方（優先順位）、③必要経費の負担割合、であり、特に③は、国公私立

大学団体全体の中での申合せが必要との見解に至った。JACUIEで申合せを済ませると、国際交流委員会では受け身ではなく、戦略的意図をもった二国間交流の実施に向けた方針の策定に向けて検討を行った。なお国大協事務局では、今後の国際交流事業の一層の推進に寄与すべく、2007年６月に『海外の大学団体』を刊行した。

「留学制度の改善に向けて」

この頃、日本の受入れ留学生は12万人を超え、数字上は「留学生10万人計画」の目標をクリアしていた。だが国際交流委員会では、その内実を検証すべきであるとして、2006年６月、留学制度の改善に関するワーキング・グループ（以下、「留学制度改善WG」とする）を設置した。留学制度改善WGでは全国立大学を対象に調査を実施し、文科省と日本学生支援機構の協力を得て、2007年１月に「留学制度の改善に向けて」を取りまとめた。宮原委員長は、留学制度の問題検討には大学側と関係機関とが問題意識を共有した上で議論を深めることが必要であるとし、調査結果から、留学生の質の確保、受入体制の強化、処遇、卒業後の支援体制、日本からの学生派遣の増加といった５項目について、国大協及び関係機関へ提言を行った。そして2007年２月には文科大臣へ「留学制度の改善について」を要請し、翌年２月には先の５項目の達成状況と改善点に関するフォローアップを取りまとめた。

「優れた留学生の確保に向けた取り組みについて」

2008年になると、福田内閣の方針により「留学生30万人計画」の骨子取りまとめが行われた。国際交流委員会では2009年度概算要求を前に、「『留学生30万人計画』を実現し、優れた留学生を獲得するための緊急アピール」を、国大協、公立大学協会、日本私立大学団体連合会の連名で発表した。緊急アピールでは、骨子に十分に盛り込まれていなかった、①留学生への低廉かつ安心できる宿舎の確保、②留学生奨学金の充実、③生活支援や就職支援など留学の入口から出口までのサポート体制の整備、の３項目の改善を要望した。

こうした要望のみならず、国際交流委員会では、留学生30万人計画を見据えた具体的な取組みにも着手した。留学生30万人計画では、量的側面だけでなく、優秀な留学生をいかに戦略的に獲得するかといった質的側面の改善も求められていた。国際交流委員会は先のフォローアップでも優れた留学生の確保を最重要課題の一つとしており、新たにワーキンググループを設置して、選抜方法や定員管理、日本の大学の情報収集の簡便化、申請書式の一元化など、留学生受け入れ体制改善の総合的検討に着手した。この検討結果は、2009年６月、大学・政府・日本学生支援機構の三者への要請事項をまとめる形式で「優れた留学生の確保に向けた取り組みについて」として取りまとめられた。

５　男女共同参画と女性医師等復帰支援

男女共同参画推進への取組み

男女共同参画については当初、企画委員会の所掌事項となり、2004年７月に第１回男女共同参

画に関するワーキンググループを開催した。そして2005年９月には、国立大学における男女共同参画の推進状況に関する第３回追跡調査を実施した。企画委員会廃止後の2006年からは、教育・研究委員会に男女共同参画小委員会を設置し、引き続き追跡調査を実施した。

男女共同参画推進の取組みにおける最大の課題は、第１章で述べたように、2010年までに国立大学の女性教員比率を20％に引き上げることを達成目標に掲げたことであった。教育・学生委員会では内閣府とともに第７回大学改革シンポジウム「国立大学法人における男女共同参画の在り方」を実施するなどして、目標達成に向けた取組みを行った。しかし、男女共同参画小委員会は、2008年７月に実施した第５回追跡調査結果で、各大学における女性教員比率（助手除く）が11.8％に止まっている実態を再確認し、「2010年の到達目標は極めて困難な見通しとなっている」との見解を示した。教育・研究委員会では、目標達成を期して2009年度事業計画に内閣府との積極的な協力・連携を図ることを明記するとともに、男女共同参画小委員会ではアクションプランの策定に着手した。具体的には男女共同参画の推進体制の整備、採用時における積極的是正措置、就業環境の整備・充実等について検討を行った。詳細は第４章に預けるが、こうした検討を踏まえ2011年２月に「国立大学における男女共同参画推進について―アクションプラン―」を策定した。

女性医師等復帰支援

2008年11月の理事会では、女性医師等復帰支援検討ワーキング・グループ（以下、「女性医師等復帰支援WG」とする）の設置が承認された。これは男女共同参画の一層の推進とともに、医師不足の危機的状況という社会問題の解決に向け、出産や育児等により離職・退職した女性医師・看護師等医療人を臨床現場に復帰させることを目指して、平野眞一名古屋大学長を座長に、2009年３月までの期限で設置された。

女性医師等復帰支援WGは、2009年３月の総会で「女性医師等復帰支援の取組みについて―アクションプラン―」を報告した。ここでは附属病院での現状の取組事例を紹介しつつ、大学が取り組むべき課題として、出産・子育てへの支援、復帰後の不安に対する支援、子育てを支援する職員等への啓発、大学の責務、の４点を取り上げた。

第３節　国立大学法人の経営と国大協

法人化に伴い大学運営から大学経営へと考え方が変容する中、大学経営委員会（経営支援委員会）では、2004年度早々に、人事・労務、財務管理、施設、学生納付金、大学附属病院に関して各法人が持つ課題を総合的に調査し、大学経営問題に関する課題整理を行った。以後、同委員会では、人事・労務、財務・施設、大学附属病院の経営問題に対応する３つの小委員会等を設置し、理事会や政策会議と連携することで各法人の経営に資する活動を実施した。本節では、高等教育政策への対応を含め、それら小委員会の活動をベースに、その実態を詳述する。

1　財務・施設問題

運営費交付金

法人化により各法人には、中期目標・中期計画に記載した教育研究活動を確実に実施するための基盤的経費として、運営費交付金が措置されることとなった。各法人ではこの基盤的経費と、科学研究費助成事業に代表される競争的資金とを組み合わせて、自らの経営戦略の下、魅力的な教育研究の実施に努めた。法人化初年度の運営費交付金は、法人化前の教育研究活動が確実に継続できるよう、法人化前の配分実績に基づき措置された。しかし、2005年度からは、運営費交付金算定ルールに基づき、効率化係数（▲１％）と附属病院を持つ法人には経営改善係数（２％）が適用された。以後、各法人は上記の係数と、当初ルールにはない政府の行財政改革によって、特に人件費管理で厳しい財政運営を強いられた。こうした実態を受けて、国大協では各方面に対して多くの要望活動を行った。

2005年12月の閣議決定「行政改革の重要方針」によって、各法人は、今後５年間（2006～2010年度）で５％以上の人件費を削減することが基本とされた（以下、「総人件費改革」とする）。これは第２期中期目標・中期計画期間にまで及ぶものであり、続く2006年７月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太の方針2006）では、総人件費改革を踏まえて「国立大学法人の人件費については、（中略）更に抑制する」とされた上で、「国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比▲１％（年率）とする」として効率化ルールが徹底された。国大協ではこうした施策に対し、幾度も各法人の経営の窮状と効率化係数及び経営改善係数の撤廃による運営費交付金の確保を要請した。既述の国大協見解でも、一律に適用される効率化係数や経営改善係数に加え、制度設計時には想定されていなかった財政的事情までもが持ち込まれては、数年のうちに一部の大学の経営は破綻し、特に附属病院においては崩壊の恐れすらある、とした。

2007年７月の「経済財政改革の基本方針2007」では、「成長可能性拡大戦略」の下、「基盤的経費の確実な措置」、「基盤的経費と競争的資金の適切な組合せ」、「評価に基づくより効率的な資金配分」が明記された。また教育振興基本計画が策定されるにあたって国大協では2008年６月に緊急アピールを行い、同基本計画に明確な資金投入の目標額を盛り込み、高等教育への公財政支出をGDP比0.5％からOECD平均の1.0％を上回る規模へ拡充することを要望した。なお2007年５月には、国立大学を取り巻く財務経営環境が厳しくなる中で、広く国立大学改革のあり方を問うべく、第５回大学改革シンポジウム「国立大学の改革とその在り方」を開催した。

運営費交付金が毎年削減される中、2009年度概算要求基準では、運営費交付金の削減幅を３％とする方向で検討されていることが明らかになった。これは福田内閣による「重要課題推進枠」（3,300億円程度）捻出のため、運営費交付金や施設整備費補助金等からさらに一律２％控除するとされたためであった。早田憲治常務理事の会員向けメールでは、私見と断った上で、「事業の見直しの結果、年末の予算編成において『重点化枠（注　重要課題推進枠）』から取り戻せる金額が少なくなれば、運営費交付金総額は大幅に減額という結果になる恐れが無きにしも非ず」

とされた。国大協では2008年７月に会長名で、「概算要求基準における国立大学法人運営費交付金の削減幅を３％とする方向の検討について（緊急アピール）」を行い、各学長も地元国会議員等へ精力的に働きかけ、国大協事務局でも情報収集と適切な対応に努めた。そして同年12月には麻生太郎総理大臣に対して、公立大学協会、日本私立大学団体連合会と連名で、大学の教育研究活動の振興に向けた予算要望「大学は地域活性化と国際競争力・国際貢献の源泉」を行った。こうした多くの要望活動の結果、「骨太の方針2006」の策定以来、初めて運営費交付金の削減率を１％に留めた。

第１期中期目標期間の最終年度である2009年度には、濱田会長の下、これまでにない頻度で要望活動を行うとともに、先述の前年度予算要望と同様、国公私立の設置形態の垣根を越えた共同歩調での要望を継続した。国大協では2009年６月に「『安心社会』実現に貢献する国立大学の振興に向けて（要望）―活力ある人材育成と教育の機会均等―」を河村建夫内閣官房長官宛に提出した。しかし、その翌日には、財政制度等審議会（以下、「財政審」とする）が「平成22年度予算編成の基本的考え方について」を取りまとめ、国立大学法人の運営費交付金の見直しに言及した。これに対して国大協は「財政制度等審議会建議に対する所見」を即刻取りまとめ、財政審の基本的考え方の問題点を６点指摘した。指摘した問題点は、①「質」を高める投資の軽視、②健全な競争、「適切なルール」の軽視、③競争的資金の偏重、安易な達成度評価の弊害の軽視、④教育の機会均等の軽視、⑤地方との対話の軽視、⑥大学システムの日本的特質の軽視であり、国立大学の経営が厳しさを増している事実を重ねて強調した。こうした中で同月には、「『骨太方針2009』に基づく概算要求基準の策定に向けて（緊急要望）―大学の構造転換を推進する投資の拡充を―」を、日本私立大学団体連合会とともに提示した。以後も予算確保に向けた要望を数多く行い、同年11月には「大学界との『対話』と大学予算の『充実』を―平成22年度予算編成に関する緊急アピール」を、翌日には公立大学協会、日本私立大学団体連合会との連名で、「大学・学術は、一日にしてならず―国公私立大学に係る平成22年度予算に関する要望―」を発表した。

目的積立金

国立大学法人法では、中期目標期間の最後の事業年度に係る利益又は損失処理後の積立金については、文科大臣の承認を受けた額は次期中期目標期間における業務の財源に充てることができ、残余の額は国庫に納付しなければならないとされていた。2007年９月の経営支援委員会懇談会では、2006年度決算の状況に関する議論の中で積立金等の取り扱いが検討課題となった。文科省担当者からは法人化後３年間で相当額の目的積立金が積み上がっており、その処理が今後の課題であるとの説明を受けた。またこの頃、各支部、各法人からも国大協に対して、目的積立金をキャンパスの移転統合や病院再整備事業など次期中期目標・中期計画期間にまたがる整備事業に活用できるよう関係機関へ働きかけてほしいとの要望が相次いだ。

こうした中、2009年２月の政策会議では中期目標期間終了後の積立金の取り扱いが確認された。文科省からは目的積立金に関して中期目標期間を越えて使用することの「合理的な理由」の説明があり、それは、①中期目標期間を越える周期で実施される大型プロジェクト事業に関連する支

出に対するもの（条件あり）、②法人の責に帰せない理由により、期中に使用が不可能または著しく困難な場合であり、かつ、次期中期目標期間において執行が予定されるもの、とされた。この見解は2009年６月の経営支援委員会でも確認され、最終事業年度の目的積立金の承認ルールは、第１期中期目標・中期計画期間の間には変更はない方向で進む旨を確認した。

学生納付金・授業料標準額

法人化に伴い国立大学は、文科省が定める授業料標準額の10％増を上限に各法人の判断で授業料を設定することが可能になった。しかし、国立大学法人法の国会附帯決議にもあるように、国大協では学生の進学機会を保障すべく、学生納付金の適正な金額及び水準を維持するよう継続して文科省に求めた。

国大協では2004年12月の総会で「国立大学関連予算の充実について」を承認し、中期計画期間における学生納付金の値上げは容認できないとして、学生納付金標準額の据え置きを要望した。しかし、財務省は同月の予算原案で授業料標準額の増額を示すと、文科省は2005年度以降の授業料標準額を52万800円から53万5,800円に増額改定した。これに対して国大協及び各法人は強く反発したが、止む無くほとんどの法人が値上げに踏み切った。2006年10月には、財務省が次年度予算編成に向けた折衝過程で授業料標準額改定の議論を始める意向であるとの情報を得ると、今度は先んじて、「国立大学法人の授業料標準額について（緊急要請）」を文科大臣に提出した。以後、第１期中期目標期間に授業料標準額が増額改定されることはなかったが、上限の範囲は2007年度に10％から20％にまで引き上げられた。

第２期中期目標期間を目前に控えた2009年２月の理事会では、学生納付金に関する検討ワーキング・グループ（以下、「学生納付金検討WG」とする）を設置した。学生納付金検討WGは同年６月に「第２期中期目標期間における学生納付金の在り方について―学生納付金に関する検討ワーキング・グループ（中間まとめ）」を取りまとめ、国立大学の役割を明示し、家計や経済の状況によって能力や意欲がある学生の進学機会を奪うことのない教育安心社会の実現を目指すとした。そのために、①運営費交付金を拡充し、授業料・入学料標準額を減額するとともに、国による減免措置を拡大する、②上限については現行どおり20％とし、その範囲内で各大学が個別に授業料等を設定する、③授業料等標準額について、学部・分野別の差を設けない、④第２期中期目標期間は、授業料等標準額を変更しない、という考え方を明確に示し、給付型奨学金の創設を含む奨学金の拡充も求めた。

こうした学生納付金検討WGの検討を基礎に、2009年10月には、第９回大学改革シンポジウム「教育費負担の在り方と国立大学の授業料」を開催し、教育費負担問題に関して広く社会的理解を求めた。さらに2010年度予算編成に際して大学関係予算の縮減に対する危機感が高まる中、国大協は2009年12月に「決議」として、教育費負担の軽減（授業料等標準額の減額及び減免措置の拡大等）を強く求めた。同日には別途、先の学生納付金検討WGの中間まとめの①～④の実現に向けた支援も強く要請した。

税制改正への取組み

国大協は政府に財政支援を要請する一方、自己努力による財務基盤の強化も目指し、その支援措置として民間資金の獲得を促す税制改正を政府に要望した。

所得税に関しては、個人からの寄附金に係る所得控除限度額を、当該年度の総所得金額等の30％から50％に引き上げることを求め、2007年度からの40％への引き上げを実現した。関連して寄附金税額控除の適用下限額も１万円からの引き下げを要望し、2006年度に5,000円、2010年度に2,000円に引き下げられるに至った。

所得税に加えて法人税や相続税の改正を求めたのが小宮山会長であった。小宮山会長は就任以来、大学への寄附を制度的に誘引し、寄附文化を醸成することに努めた。2007年10月には「税制改正に関する要望書」を公立大学協会、日本私立大学団体連合会との連名で提出し、企業等からの寄附金と個人からの相続財産の寄附について、新たに税額控除制度を創設することを要望した。このうち企業等からの寄附金における税額控除制度は、2008年度に創設することができた。

なお高等教育と税制とのあり方を調査・検討することを目的に、国大協では2008年４月、理事会の承認を得て、税制改正等推進ワーキング・グループを設置した。そして各法人の寄附金に関する情報等の調査・分析を行いながら、2007年の要望と同様に、所得税、法人税、相続税を三本柱とした寄附税制の減税措置要望について検討を重ねた。

施設整備への対応

2001年４月に策定された国立大学等施設緊急整備５か年計画では、国立大学等施設の狭隘解消が優先された。しかし、世界水準の教育研究成果の実現には一層の施設整備費補助金等の確保・充実が不可欠であり、また1960～1970年代に整備された各種施設の老朽化は著しく、耐震性や安全性にも深刻な問題が確認されていた。そのため国大協では、2004年６月に提示した「『改革』を推進するための国立大学関連予算について（要請書）」以来、継続して施設整備費補助金等の大幅な増額を求めた。

2005年度政府予算で国立大学法人等の施設整備費が前年度から大幅減となると、国大協では財務・施設小委員会が2005年１月に論点メモ「今後の施設整備計画の策定に向けて～世界水準の人材育成のための世界水準の施設～」を作成し、今後の施設整備の基本的な考え方と具体的な推進方策の提案、また施設整備目標等の提示が重要であるとの見解を示した。第３期科学技術基本計画は2006年３月に閣議決定されたが、それを前に国大協は「国立大学等の施設整備の推進について（要望）」として、同計画の趣旨に則り、国立大学等施設緊急整備５か年計画と同様に整備面積、所要経費を盛り込んだ新たな施設整備計画の策定と、その実現に向けた予算措置を要望した。そして同年４月に文科省が第２次国立大学等施設緊急整備５か年計画（2006～2010）を策定すると、国立大学法人の教育・研究環境の計画的整備や、イノベーションの基盤としての研究施設・設備の整備及び老朽化した教育・研究及び診療用設備の更新、さらには自然災害時に国立大学が附属病院を中心に地域の災害対策拠点としての役割を果たすことを踏まえ、財政的支援を求めた。

２　人事・労務問題

人事・労務小委員会の活動

大学経営委員会では初年度において、まず「国立大学法人の組織運営、人事、労務、財務管理に関するアンケート」を実施することで法人化に伴う経営課題を明らかにした。そして人事・労務問題については、大学経営委員会の下に設置された人事・労務小委員会が対応にあたった。

人事・労務小委員会が最初に取り組んだのは、各国立大学法人の給与表作成の参考とする資料の作成であった。これは職員の非公務員化に伴い附属学校教員及び教務職員等にかかる俸給表が国家公務員の俸給表から削除されたためであり、給与体系の在り方に関する調査研究WGを設置して対応した。そして国大協が定めるガイドラインとしてではなく、各法人が自主的、自律的に給与決定を行う際の参考情報として利用することを目的に参考資料を毎年度作成した。なお2005年の人事院勧告で俸給水準を全体で平均4.8％引き下げたのに伴い新設された地域手当についても、各法人の現状を把握することを目的に調査を実施し、その結果を提供した。

次に取り組んだのが、学校教育法改正に伴う准教授、助教等の創設に向けた俸給表体系の整備であった。大学教員組織のあり方は1996年の大学審議会答申「大学教員の任期制について」以来検討が重ねられ、2005年１月には中教審大学分科会が「大学の教員組織の在り方について」を取りまとめた。これを受けて人事・労務小委員会では2006年９月、「学校教育法の改正に伴う共通的主要事項についてのＱ＆Ａ」を作成し、懸案であった准教授、助教、新：助手等の適用俸給表等との関係、専門業務型裁量労働制との関係、任期法との関係性を整理した。

また2006年からは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「高年齢者の雇用の安定に関する法律」に関して、各法人の対応状況を把握するために調査・報告を継続して実施した。

幹部職員の人事交流

第２章で言及したように、法人化後の第１期中期目標期間における幹部職員人事のあり方は、2003年11月の総会で了承されていた。その「国立大学法人化後の幹部職員の人事交流について」では、幹部職員を含む職員人事については各学長が、①自らの人事戦略に基づき行うこと、そして②多様な選択肢の中から、自らの自主的・自律的判断により行うことを基本原則とした。しかし、2003年11月の措置は法人化に伴う過渡的な対応であったため、次期中期目標期間を迎えるにあたり、その見直しが求められた。

人事・労務小委員会での調査検討を経て、2009年６月の総会では「国立大学法人の幹部職員の人事交流について（申合せ）」を承認した。そして第２期中期目標期間以降も当面は、「法人に在職する職員の人事交流等の人事については、各学長が、自らの人事戦略に基づき行う」こと、「幹部人事の必要が生じた場合、各学長は多様な選択肢の中から、自らの自主的・自律的な判断により、必要な人事を行う」とする基本原則を定め、さらに現職幹部職員の登用や選考の実態から、幹部人事における共通理解事項をまとめた。

なお、このうち文科省職員（同省を経験し国立大学法人等の幹部職員となった者を含む）を理

事に採用する人事については、特に透明性・公正性等を確保する観点から、2010年６月の総会にて、「『理事』の人事交流に関する当面の手続きについて」を承認した。そして、以後は国大協内に設置された適格性審査会が、各国立大学法人及び文科省から推薦された候補者の能力・経験・実績等を審査した上で理事候補者名簿を作成し、文科省はその名簿の中から理事候補者を推薦依頼のあった各国立大学法人に推薦することとなった。

３　国立大学附属病院の経営問題

法人化以前から、国立大学附属病院（以下、「附属病院」とする）は診療スタッフの不足と低待遇、臨床研究環境や教育研修体制の不十分さなど、多くの構造的問題を抱えていた。この問題は、国立大学の法人化や新医師臨床研修制度、新診療報酬体系といった新制度導入をきっかけに表面化し、附属病院は、平均在院日数の短縮や、新入院・外来患者数及び手術件数の増加など収入増の圧力に晒されることになった。

このような環境に加え、第１期中期目標期間の附属病院には、2005年度から２％の経営改善係数が課され、病院経営はより深刻化した。医療費抑制の中で病院収益２％相当の増収を求められたことは、その多くが地方都市にあり、高度医療をはじめとする不採算医療部門を多数抱え、さらには診療機能に加えて教育研究機能の発展をも使命とする附属病院には過剰な負担であった。多くの附属病院の施設整備は財政投融資を財源としたが、その償還額を捻出するのは容易ではなく、医療機器の更新や施設整備の先送りといった苦渋の対応を取らざるを得なかった。こうした構造的問題が各種制度により深刻化し、それに対処すべく選択される収益増の経営行動が、大学病院の魅力を半減させ、意図せざる結果としてさらに病院経営を苦しめる実態を、黒木登志夫岐阜大学長は「破綻のスパイラル」と称した（黒木登志夫（2009）『落下傘学長奮闘記―大学法人化の現場から―』p. 221-225）。

豊田長康三重大学長を座長とした大学附属病院の経営問題ワーキング・グループ（以下、「附属病院経営WG」とする。なお2006年度からは「病院経営小委員会」となる）では、附属病院の経営悪化による医療レベルの低下、採算部門重視による理念の喪失、さらには法人全体の経営にも悪影響を及ぼすことを危惧し、附属病院経営の諸問題を把握する調査分析に取り組んだ。その最たるものが2004年度から毎年実施した「国立大学附属病院の経営問題に関するアンケート」であり、政策提言に資する経営、診療、教育、研究に関するデータを蓄積した。なお第６次調査では、国立大学附属病院長会議のデータベースセンターとも連携して実施した。また2005年11月には、オーストラリアの大学病院運営改革に関する事例調査を行った。これは、従来、公的大学・公的病院・公的医療制度の体制であったオーストラリアが、徐々に私学化・私立病院化・私的医療化している状況に鑑み、附属病院の経営にとって示唆に富む事例と考え実施したものであった（報告書「大学病院運営改革の海外における事例調査―オーストラリア　大学医学部・附属病院視察報告―」）。このような調査研究を実施しつつ、附属病院経営WG及びその後の病院経営小委員会では、国立大学附属病院長会議との連携や、大学病院を有する国立大学長の会の開催を通して、附属病院の経営改善に努めた。

こうした調査活動を行う中、附属病院経営WG及び病院経営小委員会では、2005年７月に「国立大学附属病院が抱える諸問題について（要望）」、2006年８月に「国立大学法人における附属病院の諸問題について（要望）」を取りまとめ、診療報酬制度、病院再開発・施設整備、高度先端的または探索的医療、救急医療及び地域医療体制、人材育成とその確保といった点について改善を求めた。さらに2009年10月と12月には、国立大学附属病院を取り巻く諸問題への提言として、教育研究機能を維持向上させるための制度改革と、医療負担に見合った診療報酬制度の改定等を提言した。

第４節　中期目標・中期計画、評価と国大協

法人化に伴い国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、毎事業年度終了時並びに６年の中期目標期間終了時に、文科省の国立大学法人評価委員会（以下、「法人評価委員会」とする）による評価を受けることになった。国立大学法人評価は、次期中期目標・中期計画や運営費交付金の算定に影響を及ぼすことから、国大協では大学評価委員会が国立大学法人評価のあり方をめぐって、文科省と評価設計の検討を重ねた。

１　年度評価と暫定評価

大学評価委員会ではまず、年度評価のあり方（実施要領の策定）をめぐって文科省と協議した。年度評価は法人評価委員会で検討が進められており、大学評価委員会では文科省との検討を通じて、中期目標・中期計画の達成度評価との関係や、項目別評価におけるランク付け評価を行うことの適切性、そして教育・研究等の質の向上に対する段階別評価の実施などへの懸念を示した。この過程を経て2004年10月に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」が策定されると、各法人は年度評価の１サイクルを経験することとなった。大学評価委員会では、年度評価について国立大学法人等が法人評価委員会との協力関係を維持し、今後の評価の充実に向けての意見交換に役立てることを目的に、2006年７月、「国立大学法人評価委員会による評価に関する調査報告書」を取りまとめた。報告書では実績報告書の作成にあたっての学内の実施体制や取組み状況、評価結果に対する各法人の対応を整理し、今後の年度評価に有益な情報を各法人に提供した。

年度評価の検討に加えて、大学評価委員会では暫定評価についても議論した。2005年６月、文科省から「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間終了時の評価について」（骨子たたき台）が示されると、大学評価委員会では、各法人から意見を照会し、目標管理型の中期目標の達成度評価に加えて、現況分析によって教育・研究の水準や質の向上度を評価することに慎重な姿勢を示した。特に認証評価との相違を明確にすることや、評価業務の負担による教育研究への影響のほか、教育・研究の水準を評価する合理的基準にコンセンサスがなく、評価の妥当性が明確でないこと、何よりも中期目標期間終了時の評価との関係性が不明確であることを指摘した。

このような中、国大協では2007年３月に、「大学評価シンポジウム―国立大学法人における評価の現状と将来―」を開催し、文科省、大学評価・学位授与機構と評価のあり方について議論を行った。シンポジウムでは、国立大学法人評価や、教育研究評価、また大学評価・学位授与機構が試行的に構築した大学情報データベースについて相互理解を図り、暫定評価に向けた共通理解に努めた。

２　第１期中期目標期間の評価と第２期中期目標期間の評価への対応

暫定評価の検討が進む中、大学評価委員会では、第１期中期目標期間の評価のあり方をめぐり文科省と折衝を重ねた。2007年２月、文科省が「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（原案）を示すと、大学評価委員会では教育・研究の水準評価並びに質の向上度の判断に関して、コンセンサスや適切なデータがない中で評価することは困難であることを再度指摘し、国大協と文科省とで協力して評価の枠組みを構築することを求めた。以後、実施要領の修正が進んだが、2008年２月に文科省が国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領改正案の中で、「中期目標期間の業務実績評価における定員超過の状況の評価方法について」（案）を提示すると、大学評価委員会では大学院（研究科）の定員超過率の算定をめぐって議論になった。争点は抑制措置の方法として、私学助成との兼ね合いから、「一定の定員超過率を超えた学生数分の授業料収入相当額（超過授業料収入相当額）の100％を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰越、中期目標期間終了時に国庫納付させる」としたことであった。国大協では中期目標に無記載である事項を一律に評価することは、評価の趣旨に反するものとの立場をとった。また2006年12月の臨時学長等懇談会で文科省が定員超過問題を指摘して以来、大学院学生数については「適正なものとなるよう見直しを進めるよう要請する」とされていた。それゆえ国大協では、学部学生には運営費交付金の措置と連動した抑制の仕組みが措置されるものの、大学院学生には措置されないものと認識しており、2007年11月の拡大政策会議でもその旨確認をしていた。工学系研究科の定員超過は公然の事実であり、また産業界を含む社会的要望を斟酌し、政策的に誘導されたものでもあった。ゆえにこの大学院定員管理厳格化に対して、大学評価委員会は文科省に対して、「約束違反」といったような強い表現で批判・抗議した。

こうした中、第１節で言及したように、2007年10月に調査研究部が『国立大学法人計画・評価ハンドブック―次期中期目標・中期計画策定のために―』を取りまとめると、大学評価委員会でも第２期中期目標・中期計画に関する検討を始めた。2008年７月の大学評価委員会で文科省から国立大学法人の第２期中期目標・中期計画の項目等に関する基本的な考え方が示されると、大学評価委員会では評価項目の軽減を含めた「国立大学法人の第二期中期目標・中期計画の項目等について（素案）」に係る意見を取りまとめ、評価枠組みの検討を行った。特に第２期中期目標の前文（大学の基本的な目標）では、大学の機能別分化に関する考え方を示すこととされたため、基本方針と中期目標及び中期計画との考え方、効率化係数・総人件費改革を含む予算の考え方とあわせて文科省と協議した。また法人評価委員会が運営費交付金の評価反映分の算定方法を明ら

かにすると、第１期中期目標期間に行われた評価結果の検証を行い、大学評価委員会はその検証結果を2010年２月、「第２期中期目標期間における評価の意見について」として取りまとめ、短期的視点や直接的に社会に還元する成果に過度に依存したものとならないようにとした上で、機能別分化に対応した評価については、大学の教育研究の特性に十分配慮した評価方法とし、その検討経過を随時明らかにすることを求めた。そして教育研究に関する水準の評価では、判断基準のあいまいさや、分野間・評価者間の判定のばらつき等を考慮し、大学がそれぞれ設定した計画に対して適切に判断することを再確認するとともに、相対比較とならないよう配慮する旨を文科省及び大学評価・学位授与機構に要望した。

なお大学評価委員会では、2007年に政府諸会議から評価実績を反映した運営費交付金配分ルールによる大学・大学院改革への提言が相次いだことに鑑み、教育・研究と業務・運営に関する評価のあり方、そして評価と資源配分の現況に関する世界的動向について調査研究を行った。具体的には2002年の「高等教育戦略」以降における評価制度改革の進展状況に焦点をあててニュージーランドを、さらに2006年の「研究のための長期計画法」及び2007年の「大学の自由と責任法」以後の大学評価制度改革の進展状況に焦点をあててフランスを対象に海外事例調査を実施し、2008年11月に「大学評価に関する海外事例調査報告書―ニュージーランド・フランス―」を取りまとめた。

第５節　広報活動と採用・研修事業

従前の国大協には、広報活動を担う委員会組織は未設置であった。だが法人化後における広報活動の重要性から、新たな国大協では理事会の下に広報委員会を新設した。そして広報委員会委員長には副会長を充て、中長期的な広報戦略の策定を急いだ。また大学経営の不断の改善には教職員研修の充実が不可欠であることから、事業実施委員会を新設し、各法人の経営に資する教職員研修を企画・実施することとなった。

１　広 報 活 動

広報委員会の設置と広報誌の発行

第１回の広報委員会は、梶山千里副会長（九州大学長）を委員長に2004年４月に開催した。そして国大協としての広報のあり方、新国大協のロゴマークの選定、ホームページの設計等を協議した。ロゴマークは同年６月の総会で決定し、「社団法人国立大学協会設立記念祝賀会」で披露された。ロゴマークは強さのある赤と黒を使用して国立大学の情熱を表現し、上へ伸びていく山のようなフォルムは、JANUが国立大学の未来を明るく照らし、より良い社会を築き、共に育ってゆきたいという願いを表した。

資料３-４
新国大協ロゴマーク

同年８月には広報委員会の活動方針を協議し、①広報連絡会議の設置と情報収集・発信体制の整備、②ホームページの充実と各種広報誌の発行・配布、③国立大学法人職員採用試験に関する

広報活動、の３点を軸としたアクションプランを策定した。

このアクションプランに基づき、広報委員会は2004年から国立大学協会情報誌 JANU Quarterly Report（以下、「情報誌JANU」とする）を刊行した。情報誌JANUは法人化後の国立大学のさまざまな取組み・現状について、特集テーマを設けて紹介するとともに、支部通信として各支部各法人の諸活動や国大協の取組みを紹介した。創刊号の特集テーマは「国立大学法人化最前線」であり、中山成彬文科大臣、佐々木会長が誌面を飾った。以後、第１期中期目標期間では、情報誌JANUの特集テーマを、学部入試、大学院、産学連携（以上、第２～４号）、地域貢献、高等教育・国立大学の現状（以上、第５～６号）、国際交流、人材養成（以上、第７～８号）とした。2008年度からは判型をＢ４判からＡ４判に変更することで読者の利便性を高めるとともに、年間統一テーマ制を採用した。2008～2009年度は統一テーマを「日本の文化と伝統を支える国立大学」とし、2008年度は「学ぶ・創る・究める・伝える」のサブテーマで第９～12号を、2009年度は「学ブ・創ル・究メル・伝エル」のサブテーマで第13～16号を刊行した。

また国大協では、年々深刻化する国立大学法人経営の実態を端的に示す広報資料の作成にも努め、2009年から国立大学協会情報誌 JANU Quarterly Report別冊（以下、「JANU別冊」とする）を刊行した。「日本を支える国立大学は、今。」と題したJANU別冊第１号では、日本の高等教育財政における公財政支出の低さのほか、法人化後の運営費交付金の推移、日米大学における寄附金額の差異を図示し、国会議員や政策担当者に国立大学の現状理解を促した。2009年にはほかにも運営費交付金、附属病院経営、高等教育の機会均等と授業料をテーマに、JANU別冊第２～４号を刊行した。

広報委員会では、特定テーマについて各大学の取組みを収録した小冊子も刊行した。テーマは2006年度が「国立大学の地域貢献」、2007年度が「国立大学発　特色ある取組紹介」、2008年度が「国立大学の留学生」、2009年度が「国立大学の教員養成」であった。また2009年には、東京藝術大学の協力を得て「学生のみなさんへ」と題したリーフレットを作成し、国立大学の学生に国立大学財政の現状を理解してもらうことに努めた。

資料３-５
情報誌JANU創刊号

資料３-６
情報誌JANU別冊第１号

有識者懇談会

2008年に設置された「新法人への移行検討ワーキング・グループ」では、外部有識者の理事就任を検討したが、期待される効果は限定的と判断し、外部有識者と国大協執行部との間で定期的に意見交換を行う有識者懇談会の開催を決定した。国大協からは会長、副会長、各委員長及び専

務理事・常務理事等が参加し、有識者には経済界に限らず幅広く10名程度を選定して、年１～２回の懇談を行うものとした。第１回は2010年３月に有識者５名を迎えて国立大学の教育と研究への期待をテーマに開催した。そして日本の高等教育・学術研究の振興と国立大学法人の現状について、活発な意見交換を行った。

２　採用・研修事業

国立大学法人等職員統一採用試験

前章にあるとおり、国立大学法人等職員の統一採用試験制度については、2003年６月の第112回総会において、①職員の共通採用試験は、地区単位に実施主体を決めて実施すること、②第１次試験は地区単位で統一して実施し、第２次試験は各大学等で実施することが合意されていた。その結果、国立大学法人等（ほかに大学共同利用機関法人など複数の関係機関を含む）の職員の採用は、法人化以前の人事院が実施する国家公務員試験から、国家公務員採用Ⅱ種試験に準じる国立大学法人等職員統一採用試験（以下、「統一採用試験」とする）による採用となり、実施主体は北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の７地区の実施委員会となった。また各地区間の調整は、国立大学法人等職員統一採用試験連絡会（以下、「採用試験連絡会」とする）が行うこととなった。なお統一採用試験以外に、当該法人独自の採用試験を実施することも可能になった。

国大協では統一採用試験の実施に際して、広報委員会が採用試験連絡会と協力して、全国的な広報・宣伝、情報提供等を実施した。具体的には国大協ホームページでの統一採用試験の案内、各種就職情報サイトへの募集情報の登録、その他の関係機関、マスメディア等への協力要請等を行った。統一採用試験では、事務系職員はおおむね採用予定数を充足するも、技術系職員は業務の多様性や特殊性から試験合格者の中に適任者が得られず、採用予定数を充足できない地区や試験区分が発生する事態が生じた。これに対して広報委員会では、効果的な広報のあり方を継続して模索した。

事業実施委員会の設置と研修事業の開始

2004年５月、林勇二郎金沢大学長を委員長に、初の事業実施委員会が開催されると、早急に研修計画を具体化するため、研修企画小委員会が設置された。同小委員会は「国立大学協会の行う研修事業について」を取りまとめ、当面の間は、役員や幹部職員に求められる大学のマネージメント能力の取得と向上を目指す研修と、国立大学のあり方や方向性に係る研修とに分けて開催することを決定した。2004年度の研修事業を実施主体の区分でみると、国大協と国立大学財務・経営センター（以下、「財経センター」とする）との共催では、大学トップマネジメントセミナー、大学職員マネージメント研修のほか、大学財務・経営セミナー（人事・労務の部及び財務・会計の部）、そして国大協と文科省、財経センター、国立大学附属病院長会議との共催では、国立大学病院経営セミナーを開催した。一方で、国大協主催の研修では、大学マネージメントセミナー（企画・渉外編、企画・評価編、総務編、国際交流編、教育・学生支援編、研究支援・産官学連

携編）のほか、国立大学法人等新任部長研修、同新任課長・事務長研修、国立大学総合損害保険研修会を実施した。このうち大学マネージメントセミナーは、基礎的知識・理論及びマネージメント能力の修得と向上を目的に事例研究も含まれ、学長を含む役員、副学長、部局長、幹部事務職員を対象としたセミナーであった。なお2005年から実施された国立大学法人等トップセミナーは、国立大学法人・大学共同利用機関法人の長を対象に、組織の最高責任者として必須の知識を習得することを目的としていた。第１回国立大学法人等トップセミナーは、2005年９月に鎌倉市内のホテルで１泊２日の日程で開催され、１日目は「大学法人トップのビジョン構築力」、「トップのための組織運営・人事・労務管理」、「リスク管理の基本」、「情報セキュリティ対応、個人情報保護法対応」といった点、２日目は「トップのための財務とマネージメント」、「メディアの活用と広報メディアとしての学長」といった点から研修を行った。

資料３-７　第１回国立大学法人等トップセミナー

研修事業の改善

国立大学法人等トップセミナーのほか、事業実施委員会では2005年度以降も引き続き財経センターとの共催で研修事業を進めつつ、今後の研修事業のあり方について検討した。第１に、各支部単位で実施する研修への支援措置を決定した。これにより支部運営経費とは別に、各支部に支部研修経費として200万円を上限に措置することで、支部単位での研修事業の進展を期した。第２に、2004～2005年の研修実績及び事後アンケート結果を参考に、大学マネージメントセミナーのプログラム構成に変更を加えた。具体的には2005年度から実施した企画・戦略編は継続しつつ、2006年度から教育編と研究編を新設した。またリスクマネージメント編（2007年、2008年）や労働安全衛生編（2007年）、国際編（2009年）など各法人の要望や課題に応じたセミナーを新設した。第３に、研修事業の実施規模や参加対象の見直しを行った。事業実施委員会は2007年７月、「国立大学協会主催の研修等について」を取りまとめ、今後の研修のうち、以下で述べる大学改革シンポジウムは、国公私の大学を交えるなど規模を拡大すること、他方で各種の研修、講習、セミナー等は参加対象を会員に限定し、安定的に縮小させていくことを決定した。

このほか事業実施委員会では高等教育に関する重要テーマを広く検討する機会として、2005年６月に第１回大学改革シンポジウム「高等教育と国立大学の役割」を開催した。基調講演は

資料３-８　第１回大学改革シンポジウム

天野郁夫財経センター研究部長による「『我が国の高等教育の将来像』を読む」と、相澤会長による「高等教育の質の保証―計画と規制から将来像の提示に向けて―」であり、318名もの参加者を集めた。大学改革シンポジウムは以後も開催されたが、2007年にはその実施のあり方が議論となった。きっかけは2007年７月の事業実施委員会で黒木登志夫岐阜大学長が、第13回岐阜シンポジウムを国大協との共催による大学改革シンポジウムとして開催することを要望したことであった。この要望は見送られたものの、事業実施委員会ではこれを機に、支部単位での大学改革シンポジウム開催を検討することとなった。その結果、2008年度からは統一テーマを設定して公募し、事業実施委員会が選定する方法で（国大協が経費の一部を負担）、地域国立大学と国大協との共催による大学改革シンポジウムを開催することになった。統一テーマは2008年度が地方・地域連携で、2009年度が国立大学の役割であった。

第６節　国立大学法人とリスクマネジメント

前章で示したように、国立大学法人総合損害保険（以下、「国大協保険」とする）については、「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会の第３作業部会の下に、国立大学法人総合損害保険開発検討会が設置されたことで検討が始まった。本節では第１期中期目標・中期計画期間における国大協保険の改善の試みと、国大協サービスの取組みについて詳述する。

１　国立大学法人総合損害保険

国立大学法人総合損害保険運営委員会の設置

第２章で述べたとおり、国立大学及び大学共同利用機関の法人化に伴い、法人経営上のさまざまなリスクを総合的に補償する団体保険制度として、国大協保険が創設された。具体的な保険商品の内容は2004年１月に確定、見積合わせにより引受保険会社を決定し、2004年４月から全ての国立大学法人及び大学共同利用機関法人が加入して制度が開始された。その構成は、「メニュー１　財産系保険・賠償責任系保険・労災系保険」、「メニュー２　診療所賠償責任保険（保健管理センター）」、「メニュー３　傷害保険（役員）」で、これらの保険（特約）をパッケージ化したことで、事務ロードの大幅な軽減と低廉な保険料を実現した。

この保険制度の運営のため会長の諮問委員会として国立大学法人総合損害保険運営委員会（以下、「保険運営委員会」とする）が設置され、国大協保険を所掌する事業実施委員会は、保険運営委員会と連携して国大協保険の改善を進めた。具体的には保険運営委員会が、各法人から集約した意見を「国立大学法人総合損害保険の運営及び改善に関する意見」として取りまとめて事業実施委員会

資料３-９　国大協保険の構成（2020年度現在）

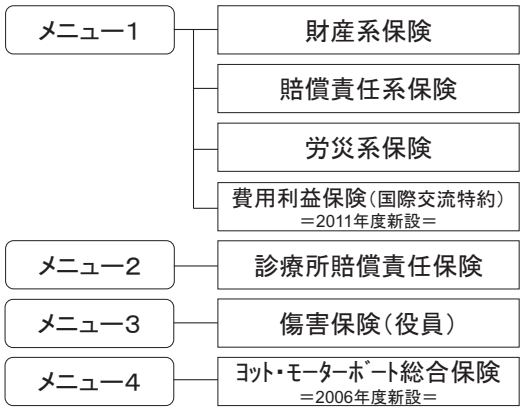

※　附属病院の保険は、国立大学病院長会議が団体保険化。
※　自動車保険、旅行保険等、団体保険化が難しい種目を除きほぼ制度化。

に提言し、意見書を受けた事業実施委員会では、意見書を踏まえ次年度保険の基本方針の決定を行うという手順が取られた。

国立大学法人総合損害保険の改善

国大協保険の商品内容の改善については、制度発足直後から各法人よりさまざまな意見が寄せられた。第１期中期目標期間の前半だけでも、教職員個人の賠償責任（2005年度、メニュー１追加被保険者特約）、個人情報漏洩に伴う賠償責任と費用損害への対応（2005年度、メニュー１個人情報漏えい賠償責任担保特約、同費用損害担保特約）、学生に対するセクシャルハラスメントや入試ミス等の学校に特有の事故に対応する賠償責任（2006年度、メニュー１学校専門賠償責任担保特約）、政府労災等の補償を超える使用者としての賠償責任（2006年度、メニュー１使用者賠償責任担保特約）、ヨット・モーターボートの保険（2006年度、メニュー４ヨット・モーターボート総合保険）の改善が行われた。

その後も、メニュー１については新たな保険（特約）の検討が行われ、他機関で借用使用する機器への賠償責任（2010年度、受託物損壊補償特約）、受入留学生・研究者と派遣学生の事故や病気に対応するための費用（2011年度、国際交流活動対応費用補償特約）が加わり、2020年度現在の保険種目が整った（なお、各特約の名称は当時のもので記載している）。

資料３-10　国大協保険メニュー１の構成（2020年度現在）

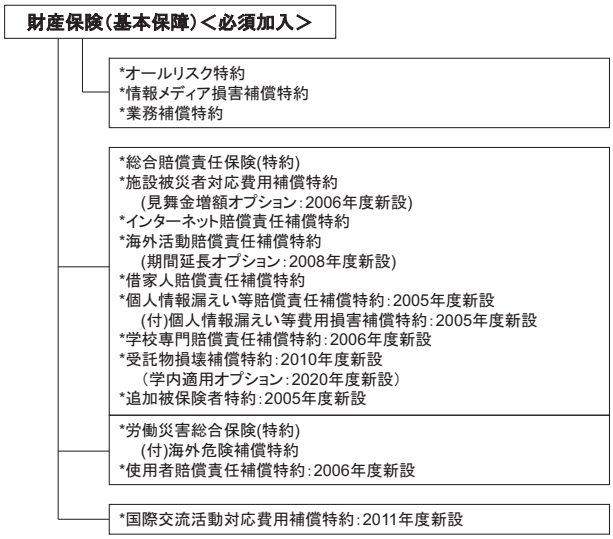

国立大学法人総合損害保険引受保険会社体制の見直し

制度開始５年目となった2008年、保険運営委員会はワーキング・グループを設置して、国大協保険の制度及び運営の改善、補償内容の一層の充実を検討し、同年９月に「国立大学法人総合損害保険の運営及び改善に関する意見書」の添付文書として「国大協保険制度の評価」を取りまとめた。この中では、全体として満足度の高い制度で、必要な保険（特約）が取り込まれた完成形に近い総合保険と評価し、メニュー１は損害率の高い保険（特約）があっても他の特約と合わせ全体として損害率の低減が図られており、保険料水準も引き続きの維持が可能とされたが、損害率により個別大学の次年度保険料が大幅に増加する次年度保険料スキームの見直し、引受保険会社の体制等改善の指摘もあった。これを受けた意見書では、次期中期目標・中期計画期間でのメニュー１の共同引受保険会社体制の見直しを行うことが適当とし、11月の事業実施委員会で決定された「平成21年度国立大学法人総合損害保険の基本方針」では、メニュー１については共同引受保険会社体制の見直しを2010年度から実施するとされた。

その後、保険会社の経営統合・合併の方針が出されたため、メニュー１共同引受保険会社体制見直しの実施は2011年度に延期され、見積合わせの結果、現在の引受保険会社（三井住友海上火災保険、損害保険ジャパン、あいおいニッセイ同和損害保険、東京海上日動火災保険）の体制が確定した。

２　国大協サービスの設立

国大協保険は当初、保険会社と国大協とが直接保険契約を行う直扱い方式であったが、専門性の高い保険業務を、国大協及び国立大学と密接に連携して行うことを目的に、2005年１月、取扱代理店として有限会社国大協サービスが発足した。国大協サービスには、国大協の会長、事業実施委員会委員長、専務理事、常務理事が主な株主として出資する体制とした。以後、国大協サービスは国大協保険の募集業務、契約維持業務、事故報告相談、保険手配に関する相談等の役割を担うとともに、各大学から寄せられた意見を踏まえ、商品内容、募集業務の改善に貢献している。

また、国大協サービスでは、国大協保険以外にも、国立大学附属病院損害賠償責任保険、学生教育研究災害傷害保険（学研災）に付帯する学生生活総合保険（付帯学総）、海外留学保険（付帯海学）、臨床研究保険や国立大学法人役員賠償責任保険など、国立大学に関連する保険取扱いの拡充に努め、賠償事故対応説明会の開催や各大学で開催される研修会・説明会への講師の派遣、毎月の「国立大学リスクマネジメント情報」のメールによる無料配信（2008年度～）を通じて、各法人に対するリスクマネジメントの支援に努めている。

３　リスクマネジメントへの取組み

国立大学法人の年度評価では、リスクマネジメント、危機管理の体制や規程の整備が項目として挙げられたこともあり、事業実施委員会では各法人に対するアンケートを行い「平成18年度リスクマネジメントに関するアンケート調査報告書」を2007年２月に取りまとめた。この報告書は、各法人の個別リスクや、全学的・網羅的なリスクの管理状況を明らかにするとともに、業務継続と安定的発展のためにはリスクマネジメントの導入が必要不可欠であるという共通認識を持ち、自らの組織風土や業務特性に適合した実効性の高い経営手法を追求することが望まれるとした。

また、大学マネジメントセミナーにおいても、2007年、2008年にリスクマネジメント編が実施された。

第４章　第２期中期目標・中期計画期間における国大協

概　　況

高等教育政策・中央教育審議会の主な動向

高等教育政策について文部科学省（以下、「文科省」とする）の主な施策に注目すると、2011年１月31日、中央教育審議会（以下、「中教審」とする）は、「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～」を答申した。ここでは、第１期からの大学院教育の実質化、国際的な通用性、信頼性の向上を目指す関連提言が背景となり、「学位プログラムとしての大学院教育の確立」、「グローバルに活躍する博士の養成」、「専門職大学院の質の向上」、「学問分野の特性に応じた改善方策」の方向性が示された。また同日に、中教審では、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」も答申した。2012年８月、中教審は、2008年12月の答申「学士課程教育の構築に向けて」を背景として、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」を答申した。ここでは、特に「学士課程教育の質的転換」の必要性が示され、「教育課程の体系化」、「組織的な教育の実施」、「授業計画（シラバス）の充実」、「全学的な教学マネジメントの確立」等が推進された。そして、2013年４月、中教審は「第２期教育振興基本計画について（答申）」を取りまとめた。中でも大学教育については、学生の学修時間のさらなる増加、アクティブラーニングを意識した主体的な学びの確立、学修成果の評価の展開等に焦点が当てられた。加えて、こうした基本的方向性を支える環境整備として、大学におけるガバナンスの機能強化、財政基盤の強化と施設整備等が挙げられた。

国立大学を取り巻く状況

2004年度に法人化した国立大学の財政状況は、第２期中期目標・中期計画期間においても悪化していた。法人化後、運営費交付金は減少を続け、施設設備費補助金等も減少傾向にある状況の中で国立大学の運営等にかかる諸費用が極めて逼迫していた。その結果として、教職員の採用の凍結、将来の国立大学を支える若手研究者・教員の減少、人事院勧告の不完全な反映等の人件費抑制も行わざるを得ない状況が続いた。

こうした背景の中で、第２期中期目標・中期計画期間における国立大学に対する特徴ある施策として、主に３点が挙げられる。第１に、国立大学の「ミッションの再定義」である。国立大学と文科省が意見交換を行いながら、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割（ミッション）を整理した施策である。これにより、各大学のミッションに応じた機能強化を図り、地域連携についても推進してきた。第２に、「国立大学改

革プラン」である。これは、「日本再興戦略」（2013年６月14日閣議決定）、「第２期教育振興基本計画」（同日閣議決定）及び「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（2013年５月28日教育再生実行会議）等を踏まえて出され、第３期に向けた国立大学改革の方針や方策、実施方針等のビジョンを策定したものである。第３に、2014年６月の学校教育法、国立大学法人法の改正である。この改正は、国立大学のガバナンス改革の一環として行われ、学長のリーダーシップの確立を促進すること、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すことに加え、教授会の役割の明示、学長選考の透明化を推進することが趣旨であった。

一方で、先述の文科省による政策に加えて、イノベーション・科学技術政策及び産業競争力強化（総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）、産業競争力会議等）、国の成長戦略、地方創生に関する取組み（例えば、まち・ひと・しごと創生基本方針の策定等）の中に「国立大学」を位置づける官邸・内閣主導の施策が展開されていた。こうした傾向は、第５章で詳述する第３期においてさらに強まっていく。

国大協の動向

続いて、国大協の動向を見ていく。第２期中期目標・中期計画期間の会長は、第１期から継続して濱田純一が約３年３か月を務め（～2013年６月）、次いで松本紘（2013年６月～2014年９月）、会長代行として濵口道成（2014年10月～同年11月）、そして里見進（2014年11月～2017年６月）が第２期の終盤から第３期の当初２年７か月を務めた。

第１期に続いて第２期に入っても、国立大学における財政状況は悪化していた。濱田会長時の2011年３月11日には、未曾有の東日本大震災が発生し、全国立大学が多大な影響を受けることになった。こうした中で2011年11月の総会で、「日本の希望ある未来のために、国立大学の強化を！！」を決議し、その後文科大臣宛に要望を行うなど、運営費交付金を中心とした予算要望に積極的に取り組んだ。

そして、2013年11月、松本会長の時には、「科学研究費補助金予算の確保について（緊急声明）」を発表し、科学研究費補助金予算の助成額の維持・増額に焦点をあてて関連予算の要望を行った。加えて、2013年６月からは副会長を１名増員して４名体制となり、初の女性の副会長として羽入佐和子お茶の水女子大学長が就任した。また、テレビ会議システムを導入して、会長・副会長間の緊密な連絡や意見交換が行える仕組みを整備した。

2015年、里見会長の時には、６月に全国立大学長によるグループ別の集中討議を行い、９月に「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」を策定した。また、第３期中期目標・中期計画期間に向けた制度設計のあり方の検討、予算の確保へのさまざまな取組みを行うため、議員連盟、全国知事会（山田啓二全国知事会長・京都府知事）、日本経済団体連合会（以下、「経団連」とする）、経済同友会、全国農業協同組合中央会と緊密に連携し、併せて、各国立大学の経営協議会学外委員等への説明も積極的に実施した。一方で、少子・高齢化社会における財政難の中で国立大学にかかる予算の大幅な削減、効率化を求めた財務省への反論も行い、第３期に向け予算確保に尽力してきた。

以上のように、国大協は、国立大学の将来を先導する政策の検討と関連する提言、要望活動を積極的に行い、各種WGやトップセミナー等で全国立大学長による機動的かつ集中的な議論と対応を展開してきた。さらに、各国立大学の連携の取組みについての情報共有も適宜行い、産業界との連携強化や海外の大学団体等との共同活動を促進し、国立大学総体としての強みを発揮する体制を整備してきたことが第２期における国大協の動向の特徴である。

第１節　第１期の検証から国立大学の機能強化・将来ビジョンの提示へ

国立大学の第１期中期目標・中期計画期間についての検証と、それを受けて第２期中期目標・中期計画期間に公表してきた方針、考え方、アクションプランに焦点を当てて、国大協の取組みを詳しく見ていく。

１　国立大学法人第１期中期目標・中期計画期間の検証

2004年４月、全国立大学は、「国立大学法人」となり、大学運営上の自律性を高め、特色と個性豊かな国立大学となるよう「中期目標・中期計画」を策定し、戦略的な経営を行ってきた。

文科省では、2010年１月から「国立大学法人の在り方に係る検証」を始めた。「国立大学法人に関する様々なデータ等を収集・分析するとともに、国立大学を取り巻く各方面から意見聴取を実施」し、2010年６月に国大協にも意見聴取を行い、同年７月15日に「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」を公表した。そして、第１期中期目標・中期計画期間の検証を経て、第２期に向けた国立大学の課題がまとめられた。

一方、国大協でも該当する委員会での議論に加え、調査企画会議を中心とした詳細な検証作業を自主的・自律的に行い、第１期６年間の国立大学の活動から第２期に解決すべき諸課題や改善方策につなげる取組みを行ってきた。

「国立大学の目指すべき方向―自主行動の指針―」に照らした検証

国大協では、2008年３月に設定した「国立大学の目指すべき方向―自主行動の指針」（以下、「自主行動の指針」とする）（第３章第１節３参照）に基づき、調査企画会議において2004年の法人化以後６年間の国立大学の活動の検証を行うこととした。あらためて、「自主行動の指針」に掲げる５つの指針を示すと、指針１「公共的性格の再確認と社会への貢献の明確化」、指針２「特色を活かした存在感のある個性的な大学の創生」、指針３「質の高い大学教育の提供と学位の信頼性の確立」、指針４「ナショナルセンター・リージョナルセンター機能の充実」、指針５「大学の活性化を目指したマネジメント改革」であった。

国立大学法人の第２期中期目標期間に向けた５つの主要課題

2011年２月に調査企画会議が取りまとめた「第１期中期目標期間の検証」においては、先述の

５つの指針に照らした検証の結果として、第２期中期目標期間に向けて５点の課題を挙げている。

すなわち、①大学教育の質保証と国際的な信認の獲得（学ぶことの意味と価値を実感できる教育内容の提供、国際的通用性のある教育システムの構築など）、②ナショナルセンター・リージョナルセンター機能の強化（国際的なネットワークへの積極的参加、教育・研究・文化・医療などの全般にわたる地域社会との有機的な連携）、③特色を活かした存在感のある大学の創生と機能強化（特色を活かした長期構想や中期目標・中期計画の策定とそれに基づく教育研究の展開、設置形態にとらわれない大学間の協力と連携・連合の推進など）、④大学の活性化につながる一層のマネジメント改革（組織のトップマネジメントを担える経営能力の育成と向上、戦略的な経営管理制度の運用、教職員の意識向上、社会との積極的対話など）、⑤公共的役割を踏まえた地域社会・国際社会での役割（市場原理には委ねられない社会的価値の実現、社会の持続的発展のための基礎・応用・開発研究の全面にわたる自主的・創造的な教育と研究、地域の学術文化やイノベーションの拠点、知的国際交流の拠点など）である。

このうち、④大学の活性化につながる一層のマネジメント改革については、大学の課題に加え政府の課題として、(a)財源の確保と安定化（運営費交付金の中期目標期間における安定的交付）、(b)柔軟性の保証（政府の人件費抑制策からの除外、政府調達規制の弾力的運用など）、(c)法人評価制度の改善（評価作業の納得性の向上、効率化・簡素化など）、(d)会計基準の改訂（説明責任の向上のため経営努力が見えるように再検討）を指摘している。

国大協の各委員会における検証

先述の調査企画会議による検証に加えて、国大協では各委員会においても詳細な検証が行われ、「各委員会による『第１期中期目標期間の検証』」という形で結果を取りまとめた。

例えば、入試委員会は、入学者選抜制度について「第１期中期目標・計画期間の６年間における社会情勢の変化は、入試をとりまく環境に大きな影響を与えている」とし、高大接続の問題と入試のあり方、各国立大学における「自己のアドミッション・ポリシーに基づく個性ある入学者選抜を構築する必要性」等を指摘した。第２期中期目標期間に向け、文科省をはじめとした関係機関と連携しつつ、国大協は、「高等教育機会の保障など国立大学の入学者選抜制度がもつ公共的性格を踏まえつつ、国民の高等教育に対する要請に応え、国際的レベルでの教育の質を維持し高めることにつながる適切な大学入学者選抜制度の構築に向けて継続的な改革を図る」ことを目指すこととなった。

以上の国大協における検証作業の一環として、2010年12月17日には第10回大学改革シンポジウム「改めて考える国立大学の役割と課題～第１期中期目標・中期計画期間を終えて～」を開催し、法人化当時、学長として陣頭指揮に当たった方や学術界を代表する有識者、マスメディア等を交えて、第１期における反省点や第２期において改善すべき点などの課題について意見交換を行った。

２　「国立大学の機能強化―国民への約束―」と改革の基本的な考え方の提示

第１期中期目標・中期計画期間における検証プロセスを踏まえ、全国立大学では、世界におけ

る高等教育機関とも協力・連携を進めながら、より質の高い教育や学術研究及び社会貢献活動を展開するため、国立大学が果たすべき新たな役割や機能強化のあり方を継続して検討してきた。

「国立大学の機能強化―国民への約束―」の公表

国立大学における機能強化の議論に向けた取組みは、2010年12月27日の政策会議に端を発し、2011年２月の理事会での承認を受け、正式に「国立大学の機能強化に関する委員会」（以下、「機能強化委員会」とする）と、そのワーキング・グループ（以下、「機能強化WG」とする）が発足した。同理事会に引き続いて行われた第１回機能強化委員会では、理事会で了承された「第１期中期目標期間の検証」を踏まえ、機能強化の検討の方向性等について議論した。その後、５月18日の機能強化委員会及び理事会、６月22日の総会での議論を経て、「国立大学の機能強化―国民への約束―【中間まとめ】」（以下、「国民への約束」とする）が取りまとめられた。

「国民への約束」のポイントは、国立大学として「ナショナルセンター機能」と「リージョナルセンター機能」を抜本的に強化する必要があるとし、重点的に強化すべき４つの機能を明示したことである。機能１「卓越した教育の実現と人材育成」、機能２「学術研究の強力な推進」、機能３「地域振興の中核拠点としての貢献」、機能４「積極的な国際交流と国際貢献活動の推進」であった。

そして、各大学がそれぞれの個性と特色を自らの競争力の根幹と位置づけた上で、機能強化のための方策として、以下の５つの方策を示した。方策１「各大学の個性・特色の明確化を図るとともに、不断の改革を推進する」、方策２「教育研究等に関する内部質保証システムの確立と質の向上を図る」、方策３「厳格な自己評価と大学情報の積極的開示、及び学生、保護者、地域住民、行政担当者、産業界、海外大学・研究機関等、ステークホルダーに対する説明責任を果たす」、方策４「国内外の教育研究機関との連携を推進する」、方策５「大学運営の効率化・高度化を推進するとともに、多様な資金の獲得と有効活用を図る」であった。

さらに機能強化を実現するための政府の役割として、役割１「日本の知の革新を担う国立大学の充実」、役割２「高等教育へのアクセス保障」、役割３「機能強化を促進するための様々な環境整備」、役割４「評価システムの改善」、役割５「財政基盤の安定化と財務システムの見直し」とした。

加えて、国立大学の機能強化のための方策の事例として、「国内外の教育研究機関等との連携の推進」、「大学運営の効率化・高度化の推進」、「多様な資金の獲得と有効活用」が参考資料として添付されている。

改めて「国民への約束」の基本的な考え方を整理すると、各国立大学が「個性・特色を最大限に活かした機能強化の速やかな実現に全力を挙げることを国民に約束し、その成果をもとに、ステークホルダーへの的確な情報発信と対話を通じて国立大学の教育研究への十分な理解と強い支持を得ることにより、日本の希望ある未来と世界の人々が希求する安定的で持続的な社会の構築を導く原動力として中核的な役割を果たす」ことであった。なお、「国民への約束」の本文及び概要は、英語版も作成し公表した。

国立大学の機能強化に関する委員会及びそのWG等における集中的議論

濱田会長は2012年７月25日の理事会で、2012年６月に文科省が公表した「大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～」を踏まえた国大協での議論が必要であるとの認識を示した。これまでの経緯を踏まえて意見交換した結果、国立大学の機能強化の実績に基づいた姿勢を示すため、「国民への約束」を取りまとめた機能強化委員会（機能強化WGを含む）で検討することが決定した。機能強化WGの座長には松本紘副会長（京都大学長）が就任した。加えて、国立大学が抱える問題・課題を解決する方向性（中長期的に検討する事項）や、同年度中に文科省が策定する「国立大学改革基本方針」等に記載されると想定される内容への対案（短期的に検討する事項）を作成するために、機能強化WGの下に４つの「サブWG」を設けることとなった。サブWGはそれぞれ、①研究、総合、②医系・病院、③地方（複合）、COC、④単科をテーマに掘り下げた議論を行い、同年10月末頃を目途に各々のサブWGの意見集約を行うことになった。このような過程を経てサブWGでは、中長期的に検討する事項として「社会保障制度など、わが国の国家政策の在り方に関する提言」、「わが国において、国立大学が担う役割」、「学部系統別分野の在り方に関する提言」、「国家を担う人材（グローバルリーダー）の養成に関する提言」の４点が、短期的に検討する事項として「国立大学として主張すべき事項」が、それぞれ挙げられた。2012年11月12日の機能強化WGでは、文科省国立大学法人支援課長から、国大協で機能強化に関する議論を進める際に参考となる大学改革の情報提供があり、意見交換が行われた。その後、同月26日の機能強化委員会及び理事会に機能強化WGの取りまとめ（案）を諮り、全会員に対しての意見照会及び2013年３月８日の総会での議論を経て、同年５月２日に「『国立大学改革』の基本的考え方について―国立大学の自主的・自律的な機能強化を目指して―」(以下、「国立大学改革」とする）を文科省に提出し、公表した。

「『国立大学改革』の基本的考え方について―国立大学の自主的・自律的な機能強化を目指して―」の公表

先述の「国民への約束」で掲げた理念や方向性を踏襲しつつ、昨今の社会情勢の変化を踏まえて掘り下げた議論を行った上で公表した「国立大学改革」は、「自主行動の指針」や「国民への約束」に続く、自主的な国立大学改革の基本的考え方を示したものであり、今後、文科省と十分な協力・連携を図りながら、改革の実現に向けて努力していく国大協の考えをまとめたものであった。

「国立大学改革」では、国立大学が今後強化すべき機能・役割について、国立大学総体としての議論とともに、個々の国立大学の持つ特性（機能と組織形態）に応じたきめ細かな検討が行われる必要があるとし、４つの機能（教育機能、研究機能、大学病院機能、地域中核機能）と３つの組織形態（総合大学、単科系大学、大学院大学）について、今後より一層鮮明にしていくべき機能・役割を整理した。そして、機能強化を実現するために政府として取り組んでもらいたい６つの役割として、「国民への約束」で挙げた５つに加え、「歴史的由来や自主性に基づく多様性の尊重」を掲げた。

改めて「国立大学改革」の基本的な考え方を整理すると、国立大学が一丸となって「自主的、自律的に、我が国の成長と発展の原動力として教育研究・社会貢献機能の抜本的強化を図」り、「高度人材育成拠点・知の創造拠点として、グローバル人材の育成や多様な学術研究の展開など、より一層の教育力・研究力の向上に邁進」する強い決意を表したものであった。

３　「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」の策定

国立大学の役割・使命とは何か、それを果たすための具体的な将来ビジョン及び改革の方向性は何か、これらは、第２期中期目標・中期計画期間においてすべての国立大学に問われた検討課題であった。

2013年７月26日の理事会では、国立大学の機能強化に関する新たな情報収集・発信に取り組むこととなった。これを受け、2013年９月４日、松本会長が各会員代表者に「国立大学の機能強化に関する新たな情報収集・発信の体制について（依頼）」を通知して、各大学の情報収集を強化し、国立大学の機能強化を一層強固なものにするための取組みを進めることを明示した。なお、各大学から提出された「国立大学の機能強化に関する取組」や「各大学での課題や問題意識」、「建設的な提案」については、2014年７月に「国立大学機能強化事例集」として取りまとめた。

「国立大学の将来ビジョンに関するワーキンググループ」の設置とその活動

国大協は2014年11月20日、理事会の下に「国立大学の将来ビジョンに関するワーキンググループ」（以下、「将来ビジョンWG」とする）を設置した。将来ビジョンWGは永田恭介副会長（筑波大学長）を座長とし、学長５名と専務理事及び常務理事を委員とする計８名で構成された。将来ビジョンWGの役割は次の２点で、第１に「国立大学の役割・使命とそれを果たすための具体的な将来ビジョン及び改革の方向性について検討すること」、第２に「第１に関して検討結果をまとめ、理事会に提示すること」であった。2014年11月27日の第１回将来ビジョンWGでは、「国立大学が有する研究力、人材育成及び地域貢献など社会に対して強調できる点を私立大学とも比較しながら整理し、国立大学の果たすべき役割をより明確にすべき」であること、また、地方国立大学の役割に鑑み「30～40年先を展望した場合、各地域に教育拠点が存在することは必要であると考える（中略）地域内で相互に連携・統合し、国立大学として一定の質を維持していけるような制度設計を示すことも有効である」という見解が述べられた。その後も将来ビジョンWGでの議論を中心に、各国立大学、文科省、関係機関等とも意見交換を行いながら、2015年３月５日の総会での骨子案についての議論を経て、2015年６月15日の総会で「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）」を報告するに至った。そして2015年７月にはアクションプランの最終取りまとめに入った。

「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」の発表

2015年９月14日、国大協は「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」（以下、「アクションプラン」とする）を発表した。このアクションプランの背景には、急速な少子高齢化や

国際的にも類を見ない深刻な財政状況の中で、国立大学の主体的な改革の基本的な考え方を示した「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!（声明）」（2014年12月16日公表）があり、国立大学は自らの将来ビジョンに基づく具体的なアクションプランを自主的に策定する必要性があった。特に、国立大学の基本機能（「全都道府県に設置され、地域や経済条件にかかわらず高度な学びの場を提供」「次代を切り拓く研究成果の創出」「我が国の均衡ある総合的な発展への貢献」）を前提に、「ポイント１：優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備」、「ポイント２：大学間等の機能的な連携・共同による教育研究水準の向上」を財政措置及び制度改革のあり方に結びつけ、将来にわたる「国立大学の構造改革」を推進すること、及びそのための自律的・自覚的な姿勢と取組みが明示された。また、アクションプランには事項ごとに具体的な取組例と第２期から第４期にわたる実現時期の目標を示した「工程表」が付されていることも大きな特徴である。このアクションプランは、「以上について、各方面の理解を得、まずは当面の第３期中期目標期間において、各国立大学が本アクションプランに示した改革を実現していくための予算面・制度面における支援を要請するとともに、将来の構造改革に向けて、大学のみならず各方面の幅広い関係者による我が国の高等教育のグランドデザインに関する議論が早急に開始されることを望むものである」と結ばれている。

このアクションプランについては、外部の有識者とも意見交換が行われた。例えば、2015年11月18日の第６回国立大学に関する有識者懇談会では、麻生渡前福岡県知事・前全国知事会会長、鎌田薫早稲田大学長、中鉢良治産業技術総合研究所理事長、知野恵子読売新聞編集局企画委員の４名の有識者と共に、「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」をテーマに、国立大学に関する諸課題について広く話し合った。なお、アクションプランは第３期中期目標期間を目前にして、国立大学の将来ビジョンと行動の決意を示したものであるが、これが第３期に入って中教審における高等教育のグランドデザインの答申に先だち国大協が策定した「高等教育における国立大学の将来像」に発展していくことになる。

第２節　第２期の始まりと東日本大震災への対応

まず、第２期中期目標・中期計画期間の当初における予算確保と、第１期の最終年度の2009年９月に発足した民主党政権による事業仕分けに対する対応を整理する。次に、2011年３月に発生した東日本大震災に対する国大協の初動対応と、大震災からの復興と再生への取組みを跡づける。続いて、震災復興財源の確保のための給与削減とその回復の動き、要望活動の状況を見ていく。

１　第２期当初の予算確保と事業仕分けへの対応

国立大学は、我が国の知の創造拠点・高度人材育成の拠点としての役割（国際競争力の源としてのナショナルセンター機能と、地域社会・経済を支えるリージョナルセンター機能）を担ってきた。そこで国大協は、中・長期的な視点でも国立大学の機能を強化し、その基盤を支えるための運営費交付金等を中心とした大学、科学・技術関係予算の充実を強く求めてきた。一方、民主

党政権が「新成長戦略」を掲げて取り組んだ2011年度予算の概算要求基準では「元気な日本復活特別要望枠」が設けられ、パブリックコメントも行われた。結果、総件数約36万2,000件の意見のうち、文科省関係が約28万3,000件（うち約６割は、運営費交付金や奨学金、科学研究費補助金等、大学関係施策への意見）を占めた。これは、「『元気な日本』復活の土台であり、未来への先行投資でもある」高等教育・研究、科学・技術への財政支援の拡充を国家戦略として具現化することを求めた国立大学関係者の強い意志の表れであった。

2010年11月１日の総会では「強い人材、強い大学、元気な日本」を決議し、「国立大学法人運営費交付金の拡充（一般運営費交付金の充実を含む）」、「教育費負担の軽減（授業料減免措置の拡大、奨学金の充実）」、「国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の拡充」、「教育研究の基盤となる施設・設備の整備」、「科学研究費補助金の拡充（「基金」化を含む）」、「教育研究水準の向上に向けた改革と国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充」の６点を要望した。同年12月８日には、「グローバル化時代に活躍する『強い人材』を育成するためには、十分な財政的投資により人材育成の中核拠点となる『強い大学』が不可欠であり、これなくして『元気な日本』の復活は成し得ない」とする「『強い人材、強い大学、元気な日本』平成23年度予算に対する緊急声明」を公表した。そして12月24日に予算案が閣議決定されると、国大協は12月27日に「平成23年度政府予算案について」を公表し、大学、科学・技術関係予算について、「元気な日本復活」を見据えた判断をいただいたことに敬意を表する旨を述べた。

こうした国立大学関係予算の要望活動は、2012年度予算の要望についても継続的に実施され、2011年９月21日、濱田会長が鈴木寛民主党文部科学部門会議座長に「平成24年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」を出し、その後、同年11月４日の総会では「日本の希望ある未来のために、国立大学の強化を！！」を決議した。同年11月10日、この決議を「国立大学協会総会における決議について」として濱田会長から中川正春文科大臣に要望した。

2009年９月から2012年12月まで内閣府に設置された行政刷新会議の事業仕分けにおいては、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下、「財経センター」とする）の事業がいずれも「廃止」の判定を受けた。国大協ではこれは極めて深刻な事態であるとの認識から、「廃止」となった場合の懸念事項を経営支援委員会で取りまとめた。そして国大協の見解として、2010年６月３日に「国立大学財務・経営センター事業の廃止は、国立大学法人の運営に甚大な影響。格別のご配慮を。」を公表し、６月30日に濱田会長から川端達夫文科大臣に要望として提出し、施設費貸付事業（低利・長期の国立大学附属病院施設の整備に対する貸付等）、施設費交付事業（国立大学の施設の改修・修繕にかかる交付等）のほか、調査研究事業、経営相談事業等の事業（機能）の継続について配慮を求めた。しかし、2011年３月31日に財経センターの経営支援課、経営相談室が、次いで、2012年３月31日に研究部が廃止された。その後、2016年４月、財経センターは独立行政法人大学評価・学位授与機構とともに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（NIAD-QE）に統合されたが、施設費貸付事業等の基幹的な事業は継承された。

２　東日本大震災への初動と対応

2011年３月11日午後２時46分、三陸沖を震源地とした東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）が発生した。地震の規模を示すマグニチュードは9.0、宮城県北部で最大震度７、宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部で震度６強を観測した。また、大津波警報が、岩手県、宮城県、福島県等に発令された。人的被害は、全体で約１万5,800名余が亡くなり、行方不明が約3,500名に上った（2011年12月当時）。岩手大学では帰郷中の学生１名、東北大学でも学外で学生２名及び入学予定者１名が津波で亡くなった。また、山形大学で学生１名、京都大学で学生３名が亡くなった。

国大協は、被災地域（東日本大震災により、災害救助法の適用を受けた被害地域）にある国立大学（以下、「被災大学」とする）として岩手大学、東北大学、宮城教育大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学を位置づけ、未曾有の震災被害を受けたこれらの大学の学生・教職員への当面の支援、被災した学生の入学等の弾力的取扱、学生による被災地でのボランティア活動への配慮等の必要な支援を受けることが可能となるよう各方面に要請した。

以下、主な初動対応を列記する。2011年３月14日に佐伯浩入試委員会委員長（北海道大学長）が「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成23年度大学入学者選抜における対応について」を各国立大学長に発出し、震災で影響を受けた受験生の立場に最大限配慮し、前期試験及び後期試験の入学手続期間の延長や、再試験の日程等について各大学の実情に応じて最大限の措置をとることを要請した。３月16日、濱田会長は各国立大学長に対して「災害救援物資の供給について（依頼）」を発出して被災大学に対する災害救援物資の供給について依頼した。３月29日には政府・与党、特に、民主党文部科学部門座長に対し「震災被害に係る要望について（要望）」を提出した。そして、４月20日に会長メッセージ「復興と再生に向けて」を発出した。

６月８日には、震災復興・日本再生のために国立大学が実施する活動に対する支援内容、方法等について議論する場として岩手大学長、東北大学長、福島大学長等をメンバーとする「震災復興・日本再生に関するワーキング・グループ」を理事会の下に設置した。６月22日の総会では「東日本大震災からの復興と再生に向けて」を決議し、国立大学がそれぞれの特色を活かして震災復興と新たな日本の構築に全力を尽くすとともに、「有機的な連携共同システム」として我が国が直面する困難な課題に総力を挙げて取り組む決意を表明した。また、随時「東日本大震災―国立大学による支援活動の状況」を取りまとめ、各国立大学と共有した。2012年３月７日には、濱田会長名で「今、改めて復興と再生への貢献を誓う」を発表した。これは2011年に公表した先述の「国民への約束」の具現化を目指し、持続的かつ中長期的に我が国の大学の教育研究、社会の発展に取り組んでいくことを力強く提示する内容であった。

また、2012年11月５日には「決議　国立大学の機能強化を実現するために！！」を公表し、震災後の復興支援のために行われていた国家公務員の給与削減支給措置の終了とそれに対応する運営費交付金の回復を求めた。なお、多くの国立大学では政府の要請に応え時限的に給与の削減を実施したため、教職員から「未払い賃金請求」訴訟を提起された大学もあった。

以上のとおり、国大協は、東日本大震災の直後から多様な取組みを推進し、被災大学を含む中長期的な展望を見据えた活動を実施してきた。

3　復興と再生に向けた取組み

震災直後から、国立大学では次世代を担う人材育成や学術研究の拠点として、多様な機関と連携し、被災地での医療支援、緊急物資支援、就職・進学や経済支援等の学生支援を実施してきた。

国大協では、2011年度から2013年度までの３年間、「震災復興・日本再生支援事業」として各国立大学が個性や専門分野を生かして実施する事業への支援を行った。例えば、2011年度は、「震災復興・日本再生に関する支援対象事業選定等委員会」（佐伯浩委員長）において、45大学128件の申請案件のうち33大学67件を選定し、それらの事業に係る経費の一部を支援した。

資料４−１　震災復興・日本再生支援事業（2011年度）

学生に対する主な支援活動としては、震災直後の2011年３月23日、濵口道成教育・研究委員会委員長（名古屋大学長）から経団連、日本商工会議所、経済同友会等に対し2012年入社対象者の被災学生が就職活動で不利にならないように最大限の配慮を求める文書を発出した。そして、同年４月11日に濵口委員長は「被災した大学の学生への就職支援等について（依頼）」を会員に発出し、被災大学を中心に被災学生の修学及び生活環境の損壊が甚大であったことを受け、各大学の就職支援組織における相談（内定取り消し等）、パソコン等機器の利用提供等のサポートを行うように依頼した。

資料４−２
『国立大学の東日本大震災復興支援』

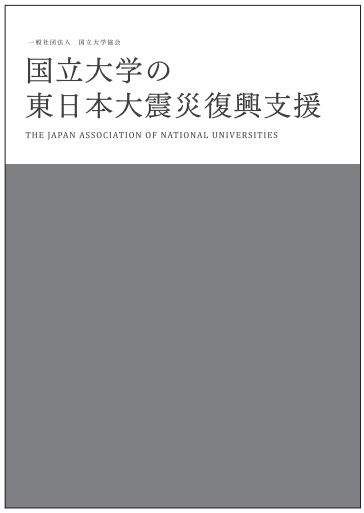

2011年４月には、国立大学の擁する広汎かつ多彩な教育研究組織の情報を集約し、震災復興と日本再生に係る専門的知識の提供を行っていくため、「国立大学における震災復興・防災・日本再生に係る教育・研究組織一覧」（「被災者へのメンタルヘルスケアに関して」「地震、活断層、津波に関して」「放射性

物質、放射能に関して」「復興から、日本再生へのシナリオに関して」の４つに分類）をまとめ、会長メッセージ「復興と再生に向けて」と合わせて発表した。そして、2013年３月11日に発行した『国立大学の東日本大震災復興支援』の巻頭言で松本紘広報委員会委員長は、「我が国の教育と研究を担う『知』の拠点である国立大学に課せられた責務として、各大学がその個性と特色を生かし、震災復興・日本再生のための実効ある活動に邁進し、日本社会の持続的な発展のために全力を尽くしてまいります」と述べた。

また、2011年６月１日、野上智行専務理事がカナダで開催されたNAFSA（北米地区国際教育交流協議会）の年次総会に参加してプレゼンテーションを行い、震災後の国大協の取組みや国立大学の復興状況を海外に発信した。そして2011年11月29日には、「日本再生シンポジウム～国立大学に求められる役割～」を開催し、国立大学法人及び関連法人等の役職員等148名が参加した。2013年６月17日には、福島大学の協力を得て「ふくしま再生シンポジウム～震災復興―大学に期待すること～」をコラッセふくしまで開催し、講演者には福島大学長、福島県副知事が登壇し、市民、行政関係者、学長をはじめとする国立大学関係者約250名が参加した。加えて2011年度からは国立大学（大学共同利用機関含む）が国大協と共催で行う「防災・日本再生シンポジウム」も開始した。

さらに、国大協は、2011年に東日本大震災への対応に関する広報活動として情報誌「JANU Quarterly Report」別冊震災特別号（計４号）を発行した。これらの特別号は国立大学がどのような復興活動を行ってきたのかを伝えるものである。そして国大協のホームページに、各国立大学及び特別会員におけるそれぞれの取組みを網羅的に集約した「各大学震災対応ホームページリンク集」を作成し、各々の機関による取組みを積極的に発信した。また、「大学広報誌」の「震災関係記事一覧」を集約したページも開設し、各大学との広報上の連携も大いに推進してきた。なお、国立大学図書館協会が、関連団体の情報リンクを掲載し、被災大学の教職員、学生を中心に利活用に資する図書館サービスに関する情報提供を行っていたため、国大協ホームページにも東日本大震災への対応の関連情報として、そのURLを掲載した。こうした東日本大震災にかかる国立大学の取組みは、復興の拠点として現在に至るまで継続的に展開している。

第３節　政府による大学改革・科学技術政策・産業競争力強化政策の進行

まず、政府によって相次いで出された（国立）大学をめぐる改革プランとそれらに対する国大協の対応状況を記述する。次に、科学技術基本計画と産業競争力強化の各政策動向を見ていく。

１　政府による相次ぐ改革プランの提示と国大協の対応

第２期中期目標・中期計画期間の国立大学にかかる政策の特徴を挙げると、政府や文科省から相次いで改革プランが提示されたことである。

まず、2012年６月に開始された国立大学の「ミッションの再定義」である。これは国立大学と

文科省が意見交換を行うことにより、教育活動の成果、研究水準の高度化、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割（ミッション）を整理する施策であった。これにより各国立大学は、それぞれの強み・特色を伸ばし、その社会的役割をさらに果たしていくため、ミッションに応じた機能強化を図り、地域連携を推進してきた。次に、2013年11月に出された「国立大学改革プラン」である。これは、「日本再興戦略」(2013年６月14日閣議決定)、「第２期教育振興基本計画」（同日閣議決定）及び「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（2013年５月28日教育再生実行会議）等を踏まえ、第３期に向けた国立大学改革の方針や方策、実施方針等のビジョンを策定したものである。続いて、国立大学のガバナンス改革の一環として、2014年６月、学校教育法、国立大学法人法の改正が行われ、学長のリーダーシップの確立、副学長職や学内組織の規定の見直し、教授会の役割の明示、学長選考の透明化を推進することが目指された。

こうした動きに対し国大協では、2013年11月、第12回大学改革シンポジウム「国立大学のガバナンス改革」を開催し、2014年５月には、本章第７節で詳述する国大協の政策研究所による委嘱研究として国立大学の人事・給与制度の将来像と課題に関する調査研究の報告書を取りまとめた。さらに、同年12月には、会長・副会長と国立大学法人等監事協議会の代表世話人会との間で、ガバナンス改革に関する国立大学法人法の改正に伴う監事の監査機能の強化のあり方について意見交換を行った。

２　科学技術基本計画と産業競争力強化政策

2013年１月、産業競争力会議（後の未来投資会議）が開催された。ここでの主な議論には、国立大学が大学発ベンチャー支援会社（VC）への出資が可能となるような仕組みを創設すること、また、研究開発力強化法の改正により労働契約法の無期転換の特例を設けることがあった（国立大学、大学共同利用機関、私立大学等の任期付きの教員・研究者については、大学の教員等の任期に関する法律の改正により無期転換の特例規定が追加された)。この時期、産学官連携を推進するため、2015年５月には、経済産業省（以下、「経産省」とする)・文科省による「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」が設置され、国大協からは日本学術会議会長である大西隆豊橋技術科学大学長が共同座長に就いた。2016年１月22日には、「第５期科学技術基本計画」が閣議決定され、イノベーション・科学技術政策及び産業競争力強化が強く推進された。他方で、経済財政諮問会議、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）、産業競争力会議等、国の成長戦略、地方創生に関する取組み（例えば、まち・ひと・しごと創生基本方針の策定など）の中に「国立大学」を位置づける官邸・内閣主導の施策も展開されるようになった。なお、2016年２月には経団連から「産学官連携による共同研究の強化に向けて～イノベーションを担う大学・研究開発法人への期待～」が公表される等、産業界から大学に対して「本格的な共同研究」への期待が高まった時期でもあった。

国大協はこうした動向に対し、2013年11月29日、松本会長より「科学研究費補助金予算の確保について（緊急声明)」を発出し、基礎研究の重要性に鑑み、科学研究費補助金予算の助成額の

維持・増額を要望した。さらに、政府に対して「財政健全化との整合性を図る中で、追加投資なく研究成果の最大化を可能とする『科学研究費の全種目基金化』」の早急な実現も要請した。各種研究にかかる競争的資金については安定的確保を求めたほか、間接経費の拡充と使い勝手の向上も要望した。

また、2014年７月24日には国大協、公立大学協会、日本私立大学団体連合会の共同で文科大臣、自由民主党（以下、「自民党」とする）文部科学部会長、公明党文部科学部会長に「SINETの強化と安定運用に必要な予算の確保について（要望）」を提出し、我が国のネットワーク環境整備に関しても精力的に予算確保の要望を行った。同時に、松本会長から「平成27年度税制改正に関する要望」も提出し、寄附金税制について「幅広い寄附を後押しする制度の整備・充実が不可欠」であることを訴えた。

第４節　法人化後の国立大学の財政状況と第３期の運営費交付金確保に向けた取組み

まず、法人化後の国立大学の財政状況を整理し、第３期中期目標・中期計画期間に向けた運営費交付金のあり方の検討状況を文科省、財務省等とのやり取りに着目しながら述べる。次に、第３期初年度（2016年度）の運営費交付金の予算確保に向けた取組みを概観する。続いて、個人寄附にかかる所得控除・税額控除選択制度の導入の実現を見ていく。

１　法人化後の国立大学法人の財政状況

2004年度から第２期の最終年度である2015年度までの12年間で運営費交付金は約1,470億円削減され、施設整備費補助金等も減少傾向が続き、補正予算に依存せざるを得ない状況が続いた。国立大学附属病院では不十分な診療報酬による財政面での逼迫も起こっていた。さらに東日本大震災後の光熱水費の増加、消費税率の引き上げ等により財政状況の悪化が加速した。また電子ジャーナルの購入費用も、2011年度に約121億円だったものが2014年度には約139億円となり、わずか３年の間に約18億円の増加が見られた。こうした結果、人件費の抑制（教職員の採用の凍結、若手研究者・教員の雇用の抑制、人事院勧告の不完全な反映等）、施設設備の老朽化、附属病院の臨床教員の研究時間の減少や高度先進医療に必要な医療設備の更新の遅れなどにより、教育研究さらには医療の基盤を支える環境が急速に劣悪化していった。

2015年８月５日の国立大学振興議員連盟第３回総会において、里見会長は「国立大学法人の直面する問題点」と題する資料を用いてこれらの窮状を詳細に説明し、運営費交付金の減少は若手教員の減少、研究時間の減少、基盤的研究費の不足、論文数の停滞などをもたらし、これ以上の削減は研究水準の停滞、国内外の優れた研究者の人材確保の困難ひいては中国、韓国、東南アジア等の新興国の追い上げによる国際競争力の低下の危機をもたらすと痛切に訴えた。さらには、安全安心で国際的にも魅力ある教育研究環境の整備の重要性、競争的資金の安定性・継続性と十分な間接経費措置の必要性、寄附金税制の改革、目的積立金・資金調達・資金運用の制度・規制

改革等により、主体的・自律的な経営を可能にすることの必要性を訴えた。

２　第３期に向けた運営費交付金制度のあり方の検討

2014年４月24日の理事会において「第３期中期目標期間に向けた課題検討ワーキンググループ」（以下、「第３期課題検討WG」とする）（里見進座長）の設置が了承された。主な役割は「第３期中期目標期間における運営費交付金及び評価の在り方に関する諸課題を整理し、それらを検討する」ことであった。第３期課題検討WGの委員には、会長が指名する副会長、大学評価委員会委員長、経営委員会委員長をはじめ、専務理事、常務理事、国立大学理事等が就いた。検討事項は、主に６点であり、運営費交付金、目的積立金、退職金、施設整備費、資産処分収入、評価関係であった。

第３期課題検討WGの審議経過は、2014年10月16日の理事会で報告され、それを基に、文科省、財務省と意見交換を行った。特にその総論部分において、現状の問題点を指摘した上で、運営費交付金の算定・配分ルールの見直しにあたって、①将来の見通しをもって経営が行えるよう、各大学の教育研究の特性、規模、収入構造等に応じた安定的な運営費交付金算定ルールを確立し、少なくとも中期目標期間中は維持すること、②中期目標期間中及び終了後の評価基準を中期目標・中期計画の作成の着手前に予め明示すること、③運営費交付金は本来使途の限定のない「渡し切り」が基本であり、一般運営費交付金経費を中心として確保することなどの重要な留意点を指摘している。

一方、財務省は2014年10月の財政制度等審議会財政制度分科会（以下、「財政審財政制度分科会」とする）において、運営費交付金制度について、一般経費を「基盤的経費」と「改革経費（機能強化対応、一般経費の３割程度）」に区分し、改革経費の配分にあたっては、各大学が目指す機能強化の方向性ごとに事前に決められた評価基準（客観的指標）に基づいて２年程度ごとに大学の取組みを点数化し配分額に反映することを提案した。

こうした中で、文科省は「第３期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」（座長：須藤亮東芝常任顧問、座長代理：有川節夫前九州大学長）を設置して検討を開始した。2014年11月５日の第１回検討会では国大協に対してヒアリングが行われ、濵口会長代行、副会長全員が出席した。そして、里見副会長から、「国立大学法人の現状と今後の運営費交付金の在り方について」と題する資料に基づいて説明があり、基盤的経費と競争的資金のデュアル・サポート・システムの維持を基本とし、これらの総額を拡充するとともに、運営費交付金制度については、①国は各大学に対し中期目標期間中（６年間）、「渡し切り」の一定額の交付金を安定的に確保し、②各大学は学長のリーダーシップの下、その特性、規模、ミッション等に応じた主体的な経営戦略に基づき大学改革・機能強化を推進し、③国は６年間の実績を厳正に評価し次期中期目標期間の交付金に反映するのが本来のあり方であることを強調した。

その後、文科省の検討会は2015年４月に中間まとめを、同年６月に審議まとめを公表した。その内容は、運営費交付金において、「機能強化促進係数」により財源を確保した上で「３つの重点支援の枠組み」を新設し、Key Performance Indicator（KPI）に基づき配分するというもの

で、基本的には2014年10月の財務省の提案の趣旨に沿っていると考えられるものであった。

国大協では、特に地域に貢献する取組み、強み・特色のある分野の取組み及び海外大学と伍した卓越した取組みという「３つの重点支援の枠組み」について、大学の「類型化」につながるものではないかという懸念が早くから多くの大学より示されていた。2014年12月の会長声明「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学‼」も、すべての国立大学が地域、国そして世界に貢献するとのメッセージを含むものであった。文科省はこれらの懸念に対して、「３つの重点支援の枠組み」は予算上の枠組みで各大学がそのうち１つを選択するものであり、それも変動し得るものであって固定した大学の「類型化」を行うものではないと説明していた。そこで、文科省の検討会の中間まとめが公表された際に、国大協は、「３つの重点支援の枠組み」がいわゆる大学の「類型化」ではないことを改めて確認する会長コメントを発表した。

３　第３期初年度（2016年度）の運営費交付金予算確保の取組み

第３期における運営費交付金制度については、以上のような経過で制度設計がなされてきたが、制度とともに実際の予算額が重要であり、とりわけ第３期初年度である2016年度において、法人化以来続いてきた運営費交付金予算の減額に歯止めをかけることは国大協関係者の悲願であった。そこで、2014年末に里見会長から、各地域において運営費交付金予算の確保について各方面からの理解を得るために、各国立大学の経営協議会学外委員に積極的に説明してはどうかとの提案があり、2015年の初めから相次いで、東北大学、山形大学、福井大学、和歌山大学などで、学外委員による運営費交付金確保に関する声明等が発せられた。そして、2015年６月には与党である自民党及び公明党の国会議員によって組織される「国立大学振興議員連盟」が設立され、先述したとおり、同年８月の第３回総会では里見会長が国立大学法人の直面する問題点を説明するとともに、「平成28年度予算及び税制における国立大学法人関係予算の確保及び税制改正に関する決議」が採択された。

一方、財務省は、10月26日の財政審財政制度分科会で、運営費交付金を毎年１％ずつ削減するとともに自己収入を1.6％ずつ増やし、今後15年間で運営費交付金に依存する割合と自己収入割合を同水準とすることを目標にするとの提案を行った。なお、財務省は併せて義務教育諸学校の教職員定数について少子化を踏まえた大幅な削減も提案した。

そして、このいずれについても、各方面から多くの懸念が寄せられた。国大協は、いち早く10月27日に会長声明を公表し、運営費交付金の削減によって、はじめて自己収入確保等のインセンティブが生まれるという財務省の主張は国立大学の現状や自律的な取組みに配慮を欠き改革の実現を危うくすること、運営費交付金の削減と授業料の引上げは経済格差による教育格差の拡大につながることなどを述べた。以後、国大協では国会議員、全国知事会等の理解を求めるために精力的に活動するとともに、各大学においても地元国会議員、知事、経済界、経営協議会の学外委員などに積極的に説明するよう里見会長がメッセージを発した。また、11月18日には、国大協、公立大学協会及び日本私立大学団体連合会の３団体の連名で「国家予算における国公私立大学の基盤的経費拡充に関する要望書」を作成し、里見会長、清原正義公立大学協会会長及び清家篤日

本私立大学団体連合会会長が揃って、馳浩文科大臣及び麻生太郎財務大臣を訪問し、国公私立大学全体を通じた基盤的経費拡充の必要性を訴えた。国立大学運営費交付金の削減に関する財務省の提案に対しては、10月28日には中教審の緊急提言、11月４日と５日には自民党・公明党の文部科学部会の決議、11月６日には国立大学法人評価委員会の所見、12月７日には国立大学振興議員連盟の決議、12月14日には国と地方の協議の場における全国知事会など地方６団体提出資料など、国大協以外からも相次いで運営費交付金予算確保の重要性を指摘する声が挙げられた。

このような積極的な活動と各方面からの幅広い理解により、同年12月の政府予算案では国立大学運営費交付金予算について、法人化以来続いてきた削減に初めて歯止めをかけることができ、前年度同額を確保することができた。なお、新たな運営費交付金制度において設けられた「３つの重点支援の枠組み」については、概算要求段階での各大学の選択により、①「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」が55大学、②「分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進」が15大学、③「世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進」が16大学となり、各枠組みにおける評価結果に基づく重点支援の対象経費は約100億円とされ、2016年３月には評価結果と大学ごとの評価反映率が公表された。

４　個人寄附にかかる所得控除・税額控除選択制の実現

2011年、税制改正により、学校法人に対する個人寄附について選択的税額控除の仕組みが導入された。これ以後、国大協は国立大学についても同様の制度導入を要望してきた。2013年12月、与党による「平成26年度税制改正大綱」の中で検討事項として税額控除が取り上げられ、2014年も同様に検討が進められた。2015年６月には、閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」（骨太の方針2015）に国立大学への個人からの寄附金について、税額控除導入を検討するとの記載がなされた。国大協では、同年８月から12月にかけて国会議員に対し、税額控除導入の意義を説明した。そして、同年12月16日、与党より出された「平成28年度税制改正大綱」において、「経済的な理由で修学が困難な学生に対して支援を行うことにより、意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入する」と明記され、修学支援事業のための個人寄附について税額控除の導入が実現した。

第５節　国立大学の教育・研究上の諸課題への取組み

本節では、国立大学の教育・研究活動について、中長期的な高大接続システム、人文社会科学系の意義・役割、男女共同参画の推進とダイバーシティ、学生の適正な就職・採用活動の促進、研究不正問題と安全保障貿易管理、大学ポートレートの整備、大学院教育のあり方と教員の資質能力にかかる議論への関与について見ていく。

1　高大接続システム改革

2012年８月28日に出された中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」において、高等学校教育の質保証、大学入学者選抜の改善及び大学教育の質的転換について、高等学校と大学それぞれが責任を持ち、連携しながら同時に進める必要性が示された。そして同日、平野博文文科大臣から中教審へ「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」が諮問され、中教審の総会直属に高大接続特別部会を設置、同年９月から審議が開始された。2013年10月31日、教育再生実行会議が「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」を発表し、2014年３月25日、高大接続特別部会は「中央教育審議会高大接続特別部会審議経過報告」を取りまとめた。

同年８月、高大接続特別部会において国大協に対するヒアリングが行われ、里見入試委員会委員長から「今後の国立大学の入学者選抜の改革の方向について」の意見を表明した。これは、入学者選抜の現状を踏まえた上での今後の基本的な考え方や方針として、①大学入学者選抜は、各大学がそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて行うことが基本である、②改革は、特定の方法のみに依存するのではなく、全大学の利用する共通試験、各大学が実施する一般入試の個別試験や推薦入試・AO入試等の多様な選抜方式の組み合わせによって実現されるべきである、③今後国立大学がいわゆる１点刻みの学力検査による選抜からの脱却を目指し、各大学のミッション、個性・特色に応じて、入学志願者の学力に加え、それ以外の意欲・適性等を含んだ多面的・総合的な評価を実施するよう、主体的な改革に取り組むことを宣言する、というものであった。

同年10月20日の第13回大学改革シンポジウムでは、「大学の入試改革について」をテーマに安西祐一郎高大接続特別部会部会長が基調講演を行い、国立大学法人及び関連法人の役職員等のほか、公立大学や予備校等から229名が参加した。同年12月22日には、中教審答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（以下、「高大接続答申」とする）が出され、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革が提言された。その後、2015年１月16日に文科大臣決定の「高大接続改革実行プラン」が発表され、同年３月から2016年３月まで「高大接続システム改革会議」において、先述の「高大接続答申」、「高大接続改革実行プラン」を踏まえて高大接続改革の具体的実現に向けた議論が集中的に進められた。こうした高大接続改革においては、入試改革のみにとどまることなく、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の「三位一体」で行われる改革が重要であるとの認識が醸成され現在に至っている。

国大協では、2015年９月に「アクションプラン」を公表し、先述のとおり「優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保」が課題として共有された。その工程表では「推薦入試、AO入試、国際バカロレア（IB）入試等の拡大（入学定員の30％を目標）、個別入試における面接、調査書の活用等（準備から実施へ）」という具体的な取組例を掲げている。

そして、同年12月21日、「高大接続システム改革会議『最終報告』に向けて」と題した提言を公表し、2016年３月31日に最終報告が公表された翌日の４月１日には、里見会長から「高大接続

システム改革会議『最終報告』を受けて」を公表した。この声明では、国大協が今後この改革を主体的にリードし実現に向けて中心的役割を担っていくとの決意を示すとともに、①大学において多様な人材を選抜し受け入れるようにするためには選抜方法等の多様性が確保される必要があり、受験生にとっても多様な選択肢や機会が与えられる必要があること、②大学・高等学校の教員や高校生を含め関係者に過度の負担を強いることのないよう配慮することも重要であること、③2020年度の新テストの導入は改革の起点であり、今後のプロセスの中で浮上し得る新たな課題や学習指導要領の改訂等の状況を踏まえつつ、真の改革の実現・定着に向けてステップを踏んで十分な時間をかけて取り組んでいくという姿勢が重要であること、④この度の改革に関連して、大学における学生定員管理の在り方の見直しや留学生を対象とするグローバルな観点での選抜システムの構築についても引き続き何らかの場で検討する必要があることを指摘している。

2012年８月の中教審答申、あるいは、文科大臣諮問に始まった高大接続システム改革は、これ以後具体的な制度設計の議論の段階に入っていった。

２　人文社会科学系の意義・役割

第３期における各国立大学の中期目標・中期計画の策定に向けて、2014年９月に文科省は「『国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点』について」の事務連絡を各大学に発出した。そこには、「特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については（中略）組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むべきではないか」という内容が記述されていた。

2014年10月16日の理事会では、濵口会長代行からの国大協としても本質的な議論を行う必要があるとの提案を受け、理事会の下にワーキンググループを置くことが決定し、11月20日の理事会で「人文社会科学系学部・大学院の意義・役割に関するワーキンググループ」（以下、「人文社会科学WG」とする）が設置され、座長には羽入副会長が就任した。その目的は、「人文社会科学系学部・大学院の組織見直しに関する諸課題を整理し、それらを検討」し、関連する「措置すべき事項がある場合には、その措置案を作成し、理事会に提示すること」であった。11月28日の第１回人文社会科学WGでは、2010年前後の科学技術・学術審議会学術分科会における「報告」等の資料を参照・依拠しつつ、①社会（地域の自治体・産業界等）からの人材需要について、②イノベーションと人文社会科学の関わりについて、③社会のグローバル化に対応した人材育成や地域研究において果たす役割について、④リベラルアーツ教育において担う役割について、⑤学際的分野の人材育成に果たす役割について、⑥人文社会科学系学部・大学院の現状について、の６点の論点で意見交換が行われた。人文社会科学WGは2015年３月に、グローバル化が進みイノベーションの創出が重要課題となっている状況に鑑み、人文社会科学分野に期待される役割について①グローバル化の観点、②イノベーション創出の観点、③人材育成の観点から、人文社会科学分野における国立大学が担うべき役割について①リベラル・アーツの観点、②学際的観点、③人文社会科学系の研究者とそのための教育者養成（育成）の観点から、「中間まとめ」を取りまとめた。そして、高度な人文社会科学の教育と研究の高度化と人材の育成は、国立大学の主要な

機能であるとした。

一方、文科省は2015年６月に、国立大学法人評価委員会の審議を経て文科大臣決定として、前年の事務連絡とほぼ同内容の「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」を策定し、各大学に通知した。これに対し、同年７月に日本学術会議幹事会が「これからの大学のあり方―特に教員養成・人文社会科学系のあり方―に関する議論に寄せて」と題する声明を発表し、教育における人文・社会科学の軽視は大学教育全体を底の浅いものにしかねないこと、教員養成系学部・大学院の見直しについては人口動向だけでなく教育の質的向上などの諸条件も含めた熟慮が必要との考え方を示した。また、同年９月には経団連が「国立大学改革に関する考え方」を公表し、文科省の通知は即戦力を求める産業界の意向を受けたものとの見方があるが、産業界の求める人材像はその対極にあり、理系・文系の別を問わず文化や社会の多様性を理解し、地球的規模の課題を分野横断型の発想で解決できる人材を求めているとの見解を示した。こうして、同月11日、下村博文文科大臣が記者会見で、文科省の通知は非常に誤解を与える文章であったが、教員養成の新課程の廃止は求めるものの人文社会系全般の廃止を要請するものではないなどと説明を行い、日本学術会議幹事会においても同月18日に文科省から「新時代を見据えた国立大学改革」と題する資料で詳しい説明が行われた。これ以後、この問題は収束に向かった。

３　男女共同参画の推進とダイバーシティ

国大協では、男女共同参画にかかる取組みについて、各国立大学、文科省、内閣府男女共同参画局、国立女性教育会館、男女共同参画学協会連絡会等のダイバーシティにかかる諸団体と連携しながら推進してきた。2014年２月、女性技術者のエンパワーメント推進に関するシンポジウム「女性技術者登用による産業競争力強化を目指して」を内閣府、男女共同参画推進連携会議及び技術同友会と共催し、同年９月には、羽入副会長がジャパン・ダイバーシティ・ネットワークのキックオフシンポジウムで講演した。さらに、ダイバーシティの促進という点からは、国立大学の障がい学生に対する支援への対応も先導的に進めてきた。こうした動きと並行し、2013年６月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の公布や、2015年９月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の成立といった法的整備も進められた。

国立大学における男女共同参画推進に関わる追跡調査の実施

2000年に「2010年までに国立大学の女性教員比率を20％に引き上げることを達成目標として設定することが適切であると思われる」との数値目標を掲げて以降、国大協は国立大学における男女共同参画推進の実施に関する調査を実施し、2010年12月21日には教育・研究委員会男女共同参画小委員会から「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第７回追跡調査報告書」を公表した。2011年２月には、教育・研究委員会が「国立大学における男女共同参画推進について―アクションプラン―」を策定し、その中では、国立大学の女性教員比率を「少なくとも2015年までに17％以上」との達成目標を設定し、毎年の追跡調査により達成状況を検証、ホームページ

上で調査結果を公開してきた。同年６月８日の第２回国立大学に関する有識者懇談会においても、有識者委員より男女共同参画の積極的な推進の必要性が指摘され、その取組みの強化が強く求められた。こうした経緯を踏まえ、2015年までの達成目標及び現実的な実態に鑑み、2016年以降も継続的に国立大学における男女共同参画を推進するための議論が行われた。

「国立大学における男女共同参画推進について―アクションプラン（2016年度～2020年度）―」の公表とその方向性

2016年１月18日、教育・研究委員会が「国立大学における男女共同参画推進について―アクションプラン（2016年度～2020年度）―」を取りまとめて公表した。その具体的なポイントは、①大学ごとの現状の女性教員比率を踏まえて、現在30％以上の大学は40％以上、20％以上の大学は30％以上、10％以上の大学は20％以上、10％未満の大学は10％以上というように、2020年までに、より高い女性教員比率の達成を目指すよう目標値を設定すること、②「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30％程度とする」という政府目標等を踏まえて、学長・理事・副学長については12％以上、大学の意思決定機関等は10％以上、教授は15％以上、准教授は23％以上、課長相当職以上は17％以上と、職階ごとに女性が占める割合について2020年までに達成すべき目標値を設定すること、③目標達成のために大学が取り組むべき事項を設定し、それらの実施状況についてフォローアップを行うこと、の３点であった。また「大学が取り組むべき事項」として、①大学運営における意思決定過程への女性の参画の拡大、②女性教員・研究者・女子学生の拡大、③就業環境の整備・充実、④男女の固定的な性別役割分担意識の解消の４点が設定された。このアクションプランは、引き続き国立大学の内外に広く周知するとともに、経営委員会でも「国立大学法人等における女性の登用推進について」をテーマに文科省と意見交換を行うなど、関係機関と連携しながら引き続き検討していくことを示した。

障がいのある学生支援への対応と国大協の取組み

国大協では、障がいのある学生に対する修学支援にも取り組んできた。2012年11月、文科省からの「障がいのある学生の修学支援に関する検討会の取りまとめに向けた整理の素案」についての意見照会を受け、教育・研究委員会教育小委員会において意見を取りまとめ、文科省へ意見を提出した。その後、文科省は同年12月25日に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」として検討結果を公表した。また、2015年２月２日の教育・研究委員会では、文科省高等教育局学生・留学生課長が「我が国の障害者施策の動向と大学等における今後の対応」について説明し、国立大学における障がいのある学生支援のあり方と今後の課題について意見交換を行った。その後国大協は、2015年８月５日、教育・研究委員会及び経営委員会の下に、「障害者差別解消法の実施に関するワーキング・グループ」を設置し、障がい者団体等からのヒアリングを実施し、各国立大学法人に策定が義務付けられている「国等職員対応要領」の雛形の作成等について検討した。同年10月30日には、同WGの山口宏樹座長（埼玉大学長）より国立大学長に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（雛形）」を送付し、2016

年４月１日からの「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行に先立ち、国大協として各大学へ情報提供を行った。

４　学生の適正な就職・採用活動の促進

2010年11月12日、教育・研究委員会の濵口道成委員長（名古屋大学長）は中教審キャリア教育・職業教育特別部会長に対し「『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申素案）』に関する意見提出について（回答）」を提出した。「職業実践的な教育に特化した枠組み」について、「新しい学校種」の必要性とその課題等を意見したものであった。

2011年１月21日、経済同友会では「新卒就職採用活動の適正化に関する意見」が表明され、国大協はその直後の２月３日に濵口委員長名で「経済同友会表明『新卒就職採用活動の適正化に関する意見』を受けて」を表明した。これは、国大協が強く要望してきた「就職活動の早期化・長期化の改善に向けた積極的提案」であるとして「歓迎」したものである。また、同年３月23日、同様に濵口委員長名で東日本大震災の影響による2012年入社対象者への広報活動や採用選考活動を行う上で被災した学生が不利にならないよう最大限の配慮を求め、関係団体（経団連、日本商工会議所、経済同友会、全国中小企業団体中央会、日本就職情報出版懇話会）に「2012年入社対象者の採用広報活動及び採用選考活動等について」を意見として提出した。

2011年３月15日、経団連は、2012年度の就職・採用活動について「採用選考に関する企業の倫理憲章」を策定したが、これに対して同月17日、濵口委員長が座長を務める就職問題懇談会が、大学等関係団体の総意として、「平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職に関する要請」を発表し、「倫理憲章」の問題点を指摘しつつ、さらなる改善を求めた。これは各企業団体等に向けて、採用活動早期化の是正や大学等のキャリア教育への協力、採用活動の公平・公正の確保を求めるものであった。その後、教育小委員会からの意見提出を経て、５月には就職問題懇談会から各高等教育機関に対して、正常な学校教育と学生の健全な学修環境確保のためにも、同要請の趣旨を徹底するよう求める通知が発出された。

2013年４月19日に、安倍晋三総理大臣から、経済３団体に対し、現在の大学２年生から、広報活動の開始時期を３年生の３月に、採用選考活動の開始時期を４年生の８月に後ろ倒しするよう要請をし、経済団体は、要請を受け入れる方針であることが示された。さらに、４月22日に下村文科大臣と大学等関係団体との意見交換が開催され、就職活動時期の後ろ倒しによる時間を十分に活用して、国民や社会の期待に応える人材を育成することについて、大学等に要請があった。５月22日の教育・研究委員会では、「就職活動時期の後ろ倒しによる大学への影響について」の意見交換を行い、キャリア教育・職業教育の充実や学生に不安と混乱を生じさせないための対応策が検討課題となった。その後、６月14日に閣議決定された「日本再興戦略―JAPAN is BACK―」で示された方針に従い、2015年度（2016年３月）卒業・修了予定者から就職・採用活動のスケジュールを変更することとなり、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降、採用・選考活動は卒業・修了年度の８月１日以降と決定した。ところがこの結果、かえって就職活動の長期化などの弊害や混乱が生じたとして、経団連は2015年秋にわずか１年でルールを変更し、

2016年度（2017年３月）卒業・修了予定者からは、採用・選考活動は卒業等年度の６月１日以降にすることを提案した。就職問題懇談会（座長：吉岡知哉立教大学長）は当初、１年でのルール変更は学生を惑わせることになると強い懸念を表明したが、最終的にはこの変更を受け入れた。

５　研究不正問題と安全保障貿易管理

科学研究における研究不正問題への取組み

これまでも国立大学では、科学研究において求められる責任、責務を十分認識し、研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用の防止に向けた取組みを自律的に行ってきた。しかし、研究活動における不正行為が発生したことや、東日本大震災を契機とする科学者の責任、いわゆるデュアルユース問題が議論されたことにより、2013年１月、日本学術会議は声明「科学者の行動規範」を改訂した。同年８月、国大協では松本会長が「研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用の防止に向けて（声明）」を発表し、昨今の情勢を踏まえ不正防止に取り組んで行く姿勢を明示した。また、各国立大学においても研究不正の防止や疑惑が生じた際の対応を行う体制を整備することで取組みを強化した。その後、2014年９月19日、総合科学技術・イノベーション会議が、科学技術の研究に関わる各主体に研究不正行為に対する不断の対応を求める「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」を公表した。同年12月には、国大協、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、日本学術会議が共同で、「科学研究の健全性向上のための共同声明」を発表し、研究活動における不正行為、研究費の不正使用を中心に、その予防のための学習プログラム開発・普及や厳正な対処、国内外への信頼回復に向けた科学研究の健全性向上を進めていくことが宣言された。

国立大学を取り巻く安全保障貿易管理への取組み

先端技術情報の不用意な流出による産業競争力への影響や、大量破壊兵器等の開発・製造・使用にかかる技術の漏洩による国際社会の平和及び安全への影響に対する懸念を背景に、これらの技術を保有する者には「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく厳格な技術提供管理の実施が求められてきた。国大協では、積極的な留学生等の受入れや国際共同研究の推進などの国際化を図る状況等に鑑み、政府、関係省庁等と連携・協力し、このような技術提供にかかる安全保障貿易管理の問題を整理することが重要であると考えてきた。2010年６月23日、教育・研究委員会は、「大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について」を公表し、６月29日から文科省大臣官房国際課、経産省貿易経済協力局、外務省軍縮不拡散・科学部及び産学連携学会に要望活動を行った。

国立大学は、我が国の喫緊の課題である「留学生30万人計画」の実現に資するため、大学の国際化や留学生の受入環境の整備等に努めていたが、留学生の受入れに係る安全保障上の入口管理等に係る方法・ルールが確立されておらず、その対応に苦慮する状況が散見された。そこで国大協は2013年11月、教育・研究委員会の下に、留学生受入れに係る安全保障上の入口管理等に関するワーキンググループ（座長：齋藤康千葉大学長（2014年３月まで）、徳久剛史千葉大学長（2014

年４月～））を設置し、その対応を検討してきた。その結果として、「留学生等受入れに係る安全保障上の入口管理等に関する要望」を2014年９月22日に文科省、経産省へ、10月17日には外務省へ提出し、適切に入口管理等がなされることにより、日本への留学を志す者が不利益を被ることなく、また大学側が安心して受入れることができるように、①政府関係機関の対応窓口の一本化、もしくは明確化、②入口管理の重点化について（在籍身分と学問領域の観点から）、③政府機関と大学が継続的に検討・協議する場の設置を求めた。

６　大学ポートレートの整備

2011年４月、「学校教育法施行規則」の改正により、各大学が公表すべき教育情報を明確化することが示された。これを受け、文科省が2011年５月に「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」を設置し、同年８月には「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」を公表した。そして2012年２月から大学評価・学位授与機構を中心に、大学や大学団体等の教育情報の活用・公表のための共通基盤としての「大学ポートレート（仮称）」の議論とその準備が開始された。国大協でも、2013年８月８日の大学評価委員会において、文科省及び大学評価・学位授与機構から大学ポートレート（仮称）構想について説明があり、意見交換を行った。2014年５月22日の大学評価委員会では、文科省から「大学ポートレート」の全体像について説明があり、この大学ポートレート（仮称）の運用にかかる各国立大学の負担を含めて、同年６月16日の総会へ報告し、議論することとなった。この総会では国立大学間における情報の活用についても併せて審議し、ベンチマーキングを可能とするため、大学ポートレートの公表情報のほか、学校基本調査のデータ等の非公表情報を含めたすべての項目について活用していくことが了承された。

同年７月には、大学評価・学位授与機構に「大学ポートレート運営会議」及び「大学ポートレートセンター」が設置され、同年10月から私立大学、短期大学が先行して「大学ポートレート」という名称で各大学の教育情報の提供が始まり、2015年３月には、国公私立大学、短期大学全体で開始された。その後国際発信にも対応し、2018年10月、「大学ポートレート（国際発信版）」が公開されていく流れとなった。

７　大学院教育改革と教員の資質能力向上にかかる議論

大学院教育の方向性とあり方

2011年１月31日の中教審答申「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～」を背景に、「広く産学官の中核的人材としてグローバルに活躍できる高度な人材を養成するため、課程を通じて一貫したプログラムを持った体系的な博士課程教育を構築し、博士課程教育の質を高めることを目的」とする「博士論文研究基礎力審査」の導入検討が文科省で進められていた。

そこで、国大協では教育・研究委員会で審議を行い、2012年１月、パブリックコメントに意見を提出し、博士論文研究基礎力審査の導入に基本的に賛成としつつ、大学院教育全体の制度設計

との整合性等に関連して、多くの解決すべき課題が生じる可能性があり、全体を見据えた慎重な検討を求めた。その後同年３月、大学院設置基準等の一部が改正され、博士論文研究基礎力審査が導入されることとなった。

また、グローバル化、少子高齢化、厳しい経済環境に加え、東日本大震災からの復興などの困難な状況を克服し、わが国の再生と持続的発展への具体的施策が求められている中で、国大協は2012年２月24日、「『第２期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方』に対する意見」を公表し、特に、「第２期教育振興基本計画における大学が果たすべき役割について」では、2011年６月に公表した「国民への約束」をベースとした「国立大学の公共的役割をより明確に」していくことと、国立大学の機能強化を一層推進していくことは「不可分」であるとした。

教員の資質能力向上にかかる議論と意見提出

2012年４月13日の教育・研究委員会では、文科省から教員の資質能力の総合的な向上方策について、中教審「教員の資質能力向上特別部会」における審議状況の説明があり、引き続き状況を注視しながら適宜対応していくこととなった。その後、同年６月１日、濵口教育・研究委員会委員長より、文科省初等中等教育局教職員課へ「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）に対する意見」を提出し、附属学校の役割や、教職大学院設置の推進に伴う国から各自治体への財政的措置の必要性、変化の時代やグローバル化あるいは少子化対応を意識した教職生活のあり方についての検討等について意見した。

第６節　国立大学における国際化のさらなる進展とその体制構築

国大協では、国立大学の国際化を促進するために、日本留学フェアや関連の国際会議等での情報発信、情報共有を積極的に行ってきた。そして、各国の大学団体等とのパートナーシップの急速な進展、交流協定の締結・更新、アジア太平洋地域における大学間交流・学生交流・短期留学の推進（アジア太平洋大学交流機構（UMAP）への参加）を行ってきた。国大協が事務局を務める国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）では、国大協との連携強化を推進してきた各国等とのシンポジウムの実施にあたり、国立、公立、私立の枠を越えて参画を呼びかけた。また、UMAPについては、2015年９月の国際理事会で日本は2016年から2020年までの国際事務局設置国として選出され、国際事務局を東洋大学に置くことが決定した。

１　国際化の達成目標の策定とフォローアップ

2012年３月７日の総会で、東京大学の入学時期の在り方に関する懇談会が公表した「将来の入学時期の在り方について（中間まとめ）」について濱田会長から説明があり、国大協では、秋入学に限定せずに総合的な教育改革の取組みととらえて、意見交換や情報共有を行っていくことになった。まずは教育・研究委員会で検討することとなり、７月から「教育改革に係る国際化の状

況調査」を行い、検討の素材を収集するとともに、課題を整理した。11月15日の国際交流委員会及び12月３日の教育・研究委員会では、グローバル人材育成と大学の国際化に関する近年の政策を踏まえ、「国立大学における国際化」についての基本的な考え方の材料となるさまざまな意見が出された。

2013年３月８日、教育・研究委員会は「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」を公表した。ここでは、2011年６月発表の「国民への約束」において強化すべき機能として掲げた「積極的な国際交流と国際貢献活動の推進」を具体的に示した。関連委員会での議論や意見を整理集約しつつ、2013年９月２日の国際交流委員会では、「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」で挙げた国大協の取組みに関して、国際化に関し今後取り組むべき課題について議論した。これは国立大学の機能強化と関わることであり、教育面・研究面双方での学生の海外交流、国際交流活動の全般等について議論を深めていくことを確認した。なお、「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」では、留学生数や外国人教員比率等について教育の国際化の数値目標を掲げており、本達成目標に向けた現状を把握するため、2013年度から毎年フォローアップを実施している。

また、2014年１月16日の教育・研究委員会・国際交流委員会合同会議では、文科省の戦略的な留学生交流の推進に関する検討会の「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」（2013年12月18日）をもとに留学生の交流について議論し、さらに、外国大学とのジョイント・ディグリーの導入についても検討し、その後も文科省、外務省、関連団体とも連携を取りながら、国内外の動向の把握とそのための積極的な対応を行い、国際化に向けた国大協の体制の構築が進んだ。

2015年10月20日、国立大学が合理的なシステムの下で国際協力支援を行うための新たなスキームについて、筑波大学と名古屋大学から連名での意見書の提出があり、11月２日の総会では、永田国際交流委員会委員長から、今後国際交流委員会で正式に国際協力支援体制について検討を行う旨の報告があった。これを受けて、他大学との連携を含めて国立大学等の国際協力体制のあり方と今後の方向性が検討され、2016年１月29日の国際交流委員会で、国立大学等の国際協力支援体制を構築するために、「国際協力小委員会」の設置が認められた。文科省、あるいは外務省等の関係省庁においても国立大学のグローバル化を継続的に推進する大規模な政策・施策が実施されたこの時期にあって、国大協において迅速、かつ柔軟な取組みを展開するために、こうした体制構築は重要であった。

２　諸外国の大学団体との協定締結と交流事業の活性化

2013年６月６日～８日、安倍総理大臣の招きによりフランスのフランソワ・オランド大統領が来日し、その際に発表された「日仏共同声明」の中で「両国の若者は、両国の協力を進める上での重要なアクターである。」と示され、両国の大学協力強化のための行動計画作成が盛り込まれた。これを受け、国大協はフランス側と協定締結に向けて話し合いを進めてきた。2014年４月にはフランスから視察団が訪れ、国立大学等を視察するとともに、浅原利正国際交流委員会委員長

（広島大学長）、佐藤一彦国際交流委員会副委員長（室蘭工業大学長）らと協定案の協議を行った。そして、同年５月５日、フランス・パリの大統領府において安倍総理大臣とオランド大統領の立ち会いのもと、国大協とフランス大学長会議（CPU）及びフランス技師学校長会議（CDEFI）の間で、「高等教育機関における履修継続のための履修、学位及び単位の相互認証に関する協定」が締結された。国大協がフランスの高等教育関係団体と協定を締結するのはこれが初めてであった。この協定の主な内容は、両国の学士課程、修士課程、博士課程それぞれの入学・編入の基礎資格と単位の相互認証であり、今後各大学がこれを参考にしながら相手国の大学等との学生交流を進めていくこととなった。2015年５月14日、国大協は、フランス大学長会議及びフランス技師学校長会議と共同で「日仏間の高等教育協力に関するワークショップ」を開催し、約80名の日本とフランスの大学関係者等が参加した。

資料４−３　ドイツ大学学長会議との交流協定締結

続いて、同年６月26日、学士会館において国公私立の大学３団体（国大協、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）とドイツ大学学長会議（HRK）との間で学術交流協定を締結した。この協定は、ドイツとの間の高等教育分野における協力関係の大きな方向性を示すもので、両国の各大学の自主的な取組みや大学間の協定を尊重することを示したものであった。具体的な協力分野の一例として、学生・研究者交流の拡大、共同教育プログラムの開発や共同研究プロジェクトの促進、シンポジウムや学術イベントの開催等を推進することとした。

同年９月３日、オーストラリアのキャンベラにおいて国大協とオーストラリアの大学団体であるユニバーシティーズ・オーストラリア（Universities Australia：以下、「UA」とする）と学術交流協定を締結した。この協定は、国大協会員校とUAに加盟する大学を対象に両国の高等教育政策に関する情報共有、資格認証、学生交流、研究協力、職員交流等で協力することを主な内容としている。

このUAとの協定の特徴は、両国の大学職員の相互交流事業を含んでいることである。交流協定に基づく最初の活動として2015年11月26日から同年12月４日（計９日間）にUAとの共催で「日豪大学職員短期交流研修事業」を実施し、国立大学の事務職員13名と国大協職員２名がオーストラリアの大学等を訪問した。日豪の大学職員の相互交流機会の提供とともに、両国の大学における国際関係業務の実情について実地で理解を深める機会と

資料４−４
ユニバーシティーズ・オーストラリアと学術交流協定を締結

することが研修目的に掲げられた。オーストラリア国立大学、ニューサウスウェールズ大学、シドニー大学、シドニー工科大学、マッコーリー大学をはじめ、在オーストラリア日本大使館、QUESTACON（国立科学技術センター）への訪問のほか、オーストラリア政府教育訓練省やUA等の関係機関からは、ブリーフィングを受けた。この事業は、翌2016年にはオーストラリアからの受入、2017年には日本からの派遣というように順調に継続されている。

資料４-５
「日豪大学職員短期交流研修事業」でオーストラリアを訪問

第７節　各方面との連携、広報活動及び国大協の調査研究、研修事業の充実

まず、国大協が行ってきた各方面との意見交換、連携強化の取組みを詳述する。次に、国大協の代表的な広報活動として、ホームページの刷新、情報誌や広報誌（別冊含む）、資料集の充実について述べる。続いて、各種の課題に関する調査研究の推進活動、多様な研修事業、各種シンポジウム等の実施状況を見ていく。

１　各方面との意見交換・連携の強化

国大協では、「国立大学法人に関する諸課題について、我が国の各界のオピニオンリーダーと一般社団法人国立大学協会の役員等が意見交換を行うことにより、国立大学法人の振興と我が国の高等教育・学術研究の向上・発展に資する」ことを目的に、2009年５月の理事会決定、６月の総会了承を経て、「国立大学に関する有識者懇談会」を設置し、開催してきた。具体的には、経済界、地方公共団体、学術界及びマスメディア等の有識者と、国大協執行部による懇談の場を設けることであり、2010年３月に第１回の懇談会を開催した。2011年６月８日の第２回国立大学に関する有識者懇談会には、「国立大学の教育・研究に対する期待」をテーマに、勝間和代中央大学ビジネススクール客員教授（経済評論家）、金澤一郎日本学術会議会長、北山禎介経済同友会副代表幹事・教育問題委員会委員長、寺島実郎多摩大学長・三井物産戦略研究所会長の各有識者委員及び国大協側メンバーが出席し、懇談を行った。当時、東日本大震災直後という状況を受け、井上明久副会長（東北大学長）より東北大学の状況が報告され、留学生の出口戦略、企業と大学の関係、法人化による教育・研究への影響、男女共同参画のさらなる推進の必要性、若手研究者の常勤ポストの拡大とその雇用の安定等、広範囲にわたる内容を話し合った。この有識者懇談会は、第１期の中期目標・中期計画の検証でも指摘された社会との積極的対話の一環であり、委員構成を見直しつつ2015年11月の第６回まで開催された。その後は各方面の関係者と個別にさまざまな案件ごとに意見交換の場を積極的に持つように努めてきており、例えば、公立大学協会や日本私立大学団体連合会はもちろん、全国知事会などの地方６団体、経団連、経済同友会、全国農

業協同組合中央会などの経済団体、そしてマスメディアの関係者等に対する情報の提供と意見交換を積極的に実施していった。

また、国立大学の運営費交付金削減が財務省等を中心に議論される中で、国大協では将来ビジョンWGでの議論が終盤に差し掛かってきた2015年５月下旬頃、自民党の河村建夫衆議院議員を会長とする「国立大学振興議員連盟」の発足に向けた準備が進められていた。そして、2015年６月11日、国立大学振興議員連盟の第１回総会が衆議院第１議員会館で開催された。その目的には、「国立大学の機能強化と財政基盤強化の方策を検討し、国家戦略としての国立大学振興を強力に進めていくこと」が掲げられ、国立大学長30名及び国大協関係者が参加した。冒頭に発起人代表である河村会長及び丹羽秀樹文科副大臣から挨拶があり、続いて里見国大協会長から「国立大学法人の現状・取組・課題について」の説明、また文科省高等教育局長より「国立大学改革について」に関しての説明後、質疑応答が行われた。また、2015年７月２日開催の第２回総会では、永田国大協副会長から「国立大学法人の将来ビジョンに関するアクションプラン」の中間まとめについて説明し、山形大学と山口大学からは機能強化に関する取組事例について説明があった。８月５日開催の第３回総会では、次年度予算の確保等に関する決議が行われた。なお国立大学振興議員連盟は、2016年５月に「国公立大学振興議員連盟」と改称され、国大協はもとより、公立大学協会とも連携し、毎年の政府予算編成の過程において国公立大学の課題や基盤強化のあり方について意見交換を行う場として定着していった。

以上のように、国大協は多方面にわたるアクターと積極的な対話を行うよう努めてきた。

２　国大協のホームページ・情報誌・資料集・別冊の充実

国大協では、広報委員会を主軸として、広く国立大学の内外に向けて情報を提供・発信してきた。情報誌「JANU」の年度４回の継続的な発行（例えば、2013年度は「知の革新」、2014年度は「国立大学改革の新局面」がテーマ）をはじめ、国立大学を取り巻く状況をデータで示す情報誌「JANU」別冊の発行、政策決定者や社会へアピールするためのリーフレットの作成、小冊子の発行（例えば、前述した『国立大学の東日本大震災復興支援』等）に加え、2009年からは国立大学に関する基本的なデータをまとめた「基礎資料集」を作成してホームページに掲載、適宜更新も行い、国立大学に関する調査データの発信に努めてきた。国大協の概要をまとめたリーフレットや会員名簿も毎年発行し、ホームページ上に掲載してきた。

2013年７月には「国大協ホームページの刷新に関するワーキンググループ」を広報委員会の下に設置し、ホームページのリニューアルに向けた検討を始めた。2014年12月４日の広報委員会では、同ワーキンググループより、閲覧者が知りたい情報を見つけ易く読みやすいものとし、特に国立大学の情報を充実させる方針でホームページを改善していく旨の報告がなされた。そして、2015年４月にホームページがリニューアルされた。

また、社団法人として発足してから10年を迎えること、そして2013年秋から情報誌のタイトルを「JANU」から国大協広報誌「国立大学」に変更したことに伴い、2014年２月、広報委員会の下に「国大協ロゴマーク選定小委員会」を設置し、国大協ロゴマークの改定について検討を始めた。2014

年２月から４月にかけてロゴマークの公募を行い、応募のあった229件の中から広報委員会において審査し、理事会・総会の承認を受けて、2014年６月に新しいロゴマークが誕生した。このロゴマークは、大学の「大」をモチーフに、教育の拠点として活動の広がりや社会へ発信するイメージを表現している。中心から放たれる輝きは「大」の文字を描くと共に、この３本の線は、国大協のコンセプト「行動」「先導」「協働」の３つの「ドウ」をイメージしている。また、輝きは未来への可能性、発展する協会を表している。

資料4-6　新ロゴマーク

国立大学協会
The Japan Association of National Universities

このほかにも各種電子媒体（就職情報サイト、国大協ホームページ）等による国立大学法人職員採用試験に関する広報支援に加え、全国的な広報活動として定例記者会見や記者クラブへのプレスリリースの検討を行いつつ、全国のマスメディアを通じた広報も推進した。2015年８月３日に大西隆委員長（豊橋技術科学大学長）より「外部有識者等との対談を通じた広報戦略について（依頼）」が各国立大学長に出された。これは、７月22日の理事会の審議・了承を受け、広報事業の一環として、国立大学に対する社会からの理解を得るため、各国立大学長が関係者（経営協議会外部委員、地方自治体、地域産業界、国会議員等）と対談を行い、その内容を各大学のホームページで公表する企画であり、学外に開かれた国立大学を推進していく新たな取組みであった。一方、全国規模の活動のみならず、各地区支部における活動にも焦点を当て、支部単位での広報担当者連絡会開催等、各大学の現状や課題を析出しながら、広報活動の好事例等について情報交換の機会を積極的に設けてきた。この連絡会の内容について参加大学の満足度は高かった。

３　各種の課題に関する調査研究の推進

国大協では、国立大学の機能強化を推進していく上で、自主的に必要な調査研究や資料収集を行うことを重視してきた。この背景には、国大協及び国立大学の政策立案への自主的な関与や、我が国の高等教育政策や学術研究政策等に関する政策提言のための基礎データ、諸情報の分析・検討が求められてきたことがある。そこで、国大協として調査研究や資料収集等の組織体制を強化するため、2012年２月13日の理事会で、調査企画会議の下に「政策研究所」を設置することが決定した。政策研究所の設置により、各大学で参考となる調査研究、情報収集を行うこと、また、各種改革の取組みを支援し、機能強化の推進を阻害していると考えられる制度等について検討を行うことで、国立大学法人制度の改善・充実に資することを目的に、国大協における継続的な研究支援体制の整備充実に努めるものとした。このとき、政策研究所に国大協が雇用する特別研究員（非常勤）を置くこととなった。

2012年５月23日の調査企画会議（松本紘座長）では、政策研究所の研究委嘱事項について審議し、国立大学法人制度・運営の課題、国立大学の機能強化の推進、海外の大学改革や高等教育政策・学術研究推進策の分析、国立大学の現状を示すための新たな指標等の開発が研究委嘱事項の参考例として提案された。しかし当面の間は、第３期中期目標・中期計画期間に向けたテーマとして、①「人事・給与制度及び財務制度等について」（法人制度設計における議論や課題を踏ま

えた承継職員制度や退職金制度を切り口に検討)、②「国立大学の存在意義、国立大学の役割等について」(若手研究者問題、社会人学生等のあり方、生涯学習機関としての大学の位置づけ、持続可能な大学のあり方等）を研究することとなった。

このうち、②については、具体的な研究委嘱事項や客員研究員の人選を検討するため、政策研究所所長が主催し学識経験者委員を中心とする「委嘱事項検討会」(座長：一井眞比古政策研究所所長）を７月31日に開催し、中長期的な視点を踏まえ、大学間連携のあり方及び地域における国立大学のあり方を中心に検討を進めることが示された。最終的に2012年度の研究委嘱事項は、「人事・給与制度及び財務制度等について」(客員研究員：佐藤誠二静岡大学教授)、「国立大学の多様な大学間連携について」(客員研究員：羽田貴史東北大学教授)、「地域における国立大学の役割に関する調査研究について」(客員研究員：藤村正司広島大学教授）に決定し、適宜調査研究を継続する可能性を含めつつ、半年から１年半程度の研究期間をそれぞれに設定した。

2013年３月に「人事・給与制度及び財務制度等について」の報告書が提出され、①人事・給与・退職手当、②目的積立金制度、③施設整備等、④国立大学法人の出資による子法人の創設について報告されたが、継続して研究する必要があるとの意見が調査企画会議で挙がったため、2013年度は「国立大学の人事・給与制度の将来像と課題に関する調査研究」として再委嘱することとなった。2014年２月６日の調査企画会議では、研究委嘱事項について各客員研究員から進捗報告を行い、それぞれ意見交換を行った。また、一井政策研究所所長からは、運営費交付金の削減による国立大学の研究への影響を明らかにし、最終的には政策提言に活用することを目的に、「所長自主研究」(以下、「自主研究」とする）として豊田長康鈴鹿医療科学大学長（元三重大学長）に研究を進めていただいているとの報告があった。2014年５月には、報告書「国立大学の人事・給与制度に関する調査研究―年俸制の検討を中心に―」として「国立大学の人事・給与制度の将来像と課題に関する調査研究」の成果を取りまとめた。

2014年５月29日の調査企画会議では、「国立大学の人事・給与制度の将来像と課題に関する調査研究」を引き継ぐものとして「年俸制適用教員の業績評価の在り方に関する調査研究」(羽田客員研究員）と「大学のコンプライアンスの在り方に関する調査研究」(佐藤客員研究員）が、2014年度の政策研究所委嘱事項の研究として決定した。また、2013年度に開始した自主研究は、豊田鈴鹿医療科学大学長を研究代表者とし関係分野等の研究協力者の体制を構築しながら、2015年度も継続して進めることとなった。2014年７月には、「地域における国立大学の役割に関する調査研究」の研究成果について本編と資料編に分けて報告書を作成し、①研究の意図と課題、②有識者と自治体からみた地方国立大学、③住民からみた地方国立大学から取りまとめた。同じく「国立大学の多様な大学間連携に関する調査研究」の研究成果についても、①国立大学の多様な大学間連携、②法人制度と大学間連携について取りまとめた。2015年１月28日の調査企画会議で、「大学のコンプライアンスの在り方に関する調査研究」は2015年度も継続実施することとなった。

2015年５月、自主研究について研究成果を報告書「運営費交付金削減による国立大学への影響・評価に関する研究～国際学術論文データベースによる論文数分析を中心として～」として取りまとめた。2015年７月には、「年俸制適用教員の業績評価の在り方に関する調査研究」につい

て、年俸制に関する制度全般と、特に業績評価のあり方について、個別大学の事例や諸外国の事例を紹介しつつ、研究成果を取りまとめた。2016年７月には「大学のコンプライアンスの在り方に関する調査研究」の成果について、①大学におけるコンプライアンスとガバナンス、②リスク・マネジメントとしての研究費不正・研究倫理、③国立大学附属病院のリスク・マネジメント、④国立大学の現状から取りまとめた。

なお、2016年１月25日の調査企画会議では、2015年度から今後の政策研究所のあり方を再検討する議論が始まっていたことを受け、各種調査研究を統括し得るような常勤の研究員を雇用する可能性を含めて引き続き議論していくこととなった。

４　多様化する研修事業、シンポジウム等の実施

国大協では、国立大学の役員や教職員に対するさまざまな研修事業や国立大学内外の関係者、自治体、産業界関係者を対象にシンポジウムの開催、また、それらの事業を支援する取組みを行ってきた。国大協での各種セミナー、研修の主催に加え、国立大学全体の意識改革と実践的知識の修得を支援するとともに、階層別、専門分野別研修が円滑に進められるよう300万円を上限とした活動費負担による国大協各地区支部研修の支援や、各関係機関等との共催や後援等による研修事業を行ってきた。

具体的な研修事業としては、法人の長を対象とする国立大学法人トップセミナー、国立大学法人等理事研修会、新規理事・事務局長就任予定者研修会、学長を含む役員・副学長・部局長・事務代表者を対象とする大学マネジメントセミナー、国立大学法人等部課長級研修、初任者レベルの保険事務担当者を対象とする国立大学法人総合損害保険研修会、国立大学法人等若手職員勉強会を開催してきた。2011年は、８月に国大協サービスと共催で「『国立大学リスクマネジメント情報』創刊３周年記念シンポジウム～震災から学ぶリスクマネジメント～」、11月に「第１回日本再生シンポジウム～国立大学に求められる役割～」を開催したほか、また「防災・日本再生シンポジウム事業」「大学改革シンポジウム」として国立大学との共催で全国各地での多数のシンポジウムを開催した。

資料４-７　国立大学フェスタロゴ(2011年度から毎年作成)

また、国大協では、国立大学及び大学共同利用機関が実施する優れた教育研究活動を広く社会一般に広報するために、2010年度から毎年度、10月から11月の２か月間を「国立大学フェスタ」と称し、シンポジウムやオープンキャンパス、公開講座、市民講座等の多様な活動を取りまとめて公表してきた。同時に、国大協主催の研修及び関係機関が主催する研修に係る情報については、随時、国大協のホームページ等で提供してきた。

2015年６月には、新任の学長を対象に国立大学法人制度や国立大学法人をめぐる諸情勢について情報提供するとともに、国立大学法人の管理運営に関する新任学長間の意見交換の場として、初めて「国立大学法人新任学長セミナー」を開催し、以後毎年継続して開催している。

第５章　第３期中期目標・中期計画期間における国大協

概　　況

国立大学を取り巻く状況

法人化以降毎年１％減少してきた国立大学法人運営費交付金は、第３期中期目標・中期計画期間初年度の2016年に前年度同額となり、国立大学の基盤的経費の削減に歯止めがかかった。他方で、第３期における重点支援の３つの枠組みの導入、あるいは競争的資金や外部資金の拡大施策、指定国立大学法人制度、一法人複数大学制度の検討などにより、各大学の多様化が進行した。このような中、国大協は、中央教育審議会（以下、「中教審」とする）と並行して、永田恭介副会長をワーキンググループの座長として、今後の国立大学の中長期的なあり方を示すため将来像の検討を始め、2018年１月に「高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）」（以下、「将来像（最終まとめ）」とする）を取りまとめた。

また、2018年11月、中教審は、2005年のいわゆる将来像答申以来13年ぶりに、中長期的視点からの我が国の高等教育全般のあり方を示す「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（以下、「グランドデザイン答申」とする）を取りまとめた。この答申では、予測不可能な時代を生きる人材像を踏まえた学修者本位の教育への転換、教育研究体制における多様性と柔軟性の確保などの高等教育の基本的方向性を示した。さらに、18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置の課題を指摘し、これを教育の質向上に資する適正な規模を各機関が見直す契機とすべきとした。特に国立大学については、2040年を見据え、規模、分野等のあり方の見直しを図ることや地域を支える高等教育は引き続き重要であり国公私を通じた連携で「知の基盤」を構築すべきことを提言した。

同時期には、官邸・内閣府を中心とした未来投資会議、地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議（以下、「地方大学会議」とする、座長：坂根正弘コマツ相談役）や人生100年時代構想会議など高等教育の枠を越え、社会全体に関わる政策の中でも国立大学に関する議論が行われた。

一方、我が国の科学技術の国際的な地位低下を危惧する有識者の意見を背景としながら、官邸・内閣府の主導により産業競争力強化と国の成長戦略の中で高等教育政策が重視された。2016年４月の「未来投資に向けた官民対話」においても、榊原定征日本経済団体連合会（以下、「経団連」とする）会長と安倍晋三総理大臣は、企業から大学・研究開発法人への投資を今後10年間で３倍に増やすことに言及した。

他方で、財務省は少子化・財政難を背景に予算の効率化・削減に向け攻勢を強め、マスメディアを通した発信においても、国立大学に対する厳しい意見が取り上げられた。

このように、国家戦略の中で高等教育政策が重視され、国立大学にかかる期待が高まると同時に、財源に関する議論も本格化し、より競争的な環境を創出するための年俸制の拡大や、ガバナンス・コード策定による国立大学のガバナンス強化や、教育研究成果の指標・評価のあり方の検討といった従来の大学のあり方を揺るがす議論が本格化していった。

国大協の動向

第３期中期目標・中期計画期間の会長は、第２期に引き続き当初の１年余を里見進が務め、次いで山極壽一（2017年６月～2019年６月）が、そして2019年６月から永田恭介が務めている。

国立大学の将来ビジョンについては、すでに2014年12月に里見会長が「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学‼」と題する声明を出し、永田副会長を座長とするワーキンググループでの検討を経て、翌2015年９月には「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」を公表していたが、中教審におけるグランドデザインの審議に先立って、我が国の高等教育全般の中での国立大学のあり方についての検討をさらに深め、山極会長の下で2018年１月に将来像（最終まとめ）を取りまとめた。

このほか、先述したような政府のさまざまな動向に対し、国大協は、基本方針が示される前に、自らが提案を打ち出そうと努めていた。もちろん、国立大学の中でも多様化が進行していたため、各大学間の調整を図りながら、国大協としての意思決定を下すことは決して容易ではなかった。このため、将来的な国立大学の規模のあり方を含め、すべての学長が参加して率直な議論を進める必要性に鑑み、国立大学法人トップセミナーでの分科会形式の集中討議や各地区支部会議での議論の機会などを積極的に設けるように努めた。

また、国立大学への各方面からの期待は、短期的な成果を求めるあまり、必ずしも長期的視点での国立大学の果たすべき機能の充実に繋がらないことから、第２期最終年度の2015年に発足した国立大学振興議員連盟をはじめ、全国知事会などの地方６団体、そして経団連、経済同友会などの経済団体、さらには財政当局との間でも、国立大学の現状やその果たすべき役割、産学連携や寄附金などの財源多様化やガバナンス改革の取組みについての説明や意見交換を積極的に行った。2018年には、山極会長が財務省官僚と激しい議論を交わす場面もあった。

以上のような背景の中で、第３期中期目標・中期計画期間における国大協は、文部科学省（以下、「文科省」とする）のみならず、他省庁、国会議員、地方自治体、産業界、社会などのステークホルダーに対して、直接考え方を発信・説明する場を設定し、多様な国立大学の連携、協働によりシステム総体としての機能を最大限に発揮し、迅速な意思決定を行えるようにワーキンググループを活用した機動的な体制を整え、積極的な活動を展開している。

本稿執筆時（2020年７月）は第３期の５年目に当たり、第４期の制度設計に向けた議論がいよいよ本格化しようという時期である。一方、2020年初めから全世界を襲った新型コロナウイルスの感染拡大は、公衆衛生や経済活動のみならず、人間の生活様式や大学教育のあり方の見直しまで迫っており、永田会長はこれに伴うさまざまな課題への対応に取り組んでいる。

第１節　国立大学の将来像の提示と関連する政策の動向

第４章で述べたように、第２期中期目標・中期計画期間において、国大協は第３期中期目標・中期計画期間に向けた「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」を策定した。これに基づき、国大協は、「高等教育における国立大学の将来像に関するワーキンググループ」（以下、「将来像WG」とする、座長：永田恭介筑波大学長）を2016年４月に設置し、国立大学の中長期的な将来像を検討していく。

時を同じくして、文科省の中教審大学分科会将来構想部会では、国公私立を含めた高等教育の将来像が検討された。さらに、内閣府では地方創生に関連して高等教育が議論され、自民党教育再生実行本部の提言では高等教育の規模に関する方針が示され、官邸に設置された人生100年時代構想会議ではリカレント教育に関して議論された。第１節では、これら高等教育政策の動向と国大協の動向双方について述べる。

１　高等教育における国立大学の将来像に関するワーキンググループ

前章で述べたように、第２期においては、「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」を検討してきた。国大協は、これらのフォローアップや政府の高等教育のグランドデザインの検討を視野に入れながら、国立大学としてもさらに継続的に検討すべく、2016年４月22日の理事会で「高等教育における国立大学の将来像に関するワーキンググループ」を設置した。この将来像WGの具体的な検討事項は、中長期的な課題である高等教育のグランドデザイン策定に向けた基礎的な考え方を整理することと、短期的には、国立大学関係予算の一層の充実、本格的な産学連携や留学生の受入から就職に至る一体的な支援などについて、政府や産業界に働きかける具体策を検討するものであった。

まず、第１回将来像WGの議論においては、2017年度の概算要求に向けた短期的な具体策を検討し、2016年５月９日に公立大学も加え開催された国公立大学振興議員連盟（以下、「議連」とする）第６回総会で、この将来像WGの議論をもとに整理した「国立大学の将来ビジョンの実現に向けて―地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!―」を永田副会長から示した。具体的な内容としては、①2016年４月14日に発生した熊本地震に係る施設・設備の災害復旧や被災学生への授業料等減免措置の拡充、②基盤的な経費等の確保・充実、③イノベーションの創出、地方創生、グローバル化などへの対応、④学生に対する経済的支援の４点であった。

さらに、第３回将来像WGまで2017年度概算要求に向けての施策提言事項を検討、2016年８月30日の議連第７回総会にて里見会長が要望について説明し、運営費交付金等の基盤的経費の増額を求めること等が決議された。他方、中長期的な視点では、第３回将来像WGにおいて、いくつかのキーワードを抽出、論点整理を行い、将来像のたたき台を作成した。このたたき台をもとに、これ以降の将来像WGでは、外部有識者を招いて入試改革や私立大学の視点からも議論し、2017年６月まで月１回ペースで計13回会議を開催した。

将来像WGでの検討が一定程度まとまった2017年３月、松野博一文科大臣が、我が国の高等教育に関する将来構想について中教審に諮問し、中教審大学分科会将来構想部会において2040年を見据えた高等教育のあり方に関して具体的に検討が始まった。

国大協は2017年４月27日の理事会で将来像WGが作成した「高等教育における国立大学の将来像（中間まとめ）（案）」について審議した。また、永田座長から、「18歳人口が減少していく中で、今後の規模と学生の質をどのように考えるのか」についての議論が必要であると理事会に示された。その後将来像WG、理事会でさらに議論を重ね、同年６月14日の総会で「高等教育における国立大学の将来像（中間まとめ）」（以下、「将来像（中間まとめ）」とする）が承認され、翌15日に国大協ホームページで公表した。

この将来像WGが中心となって策定した将来像（中間まとめ）をより洗練すべく、同年８月24日の国立大学法人トップセミナーにて、将来像（中間まとめ）の内容に基づき、教育、研究をはじめ、産学連携、国際展開や将来的な国立大学の規模及び経営形態等のトピックについて、６つのグループに分かれて討議を行った。このような国大協内の検討に加え、同年11月には、経団連教育問題委員会企画部会、経済同友会といった国大協外とも、山本健慈専務理事、山極会長等が意見交換を行った。

資料５−１
高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）

国大協は、こういった検討、意見交換を踏まえ、翌2018年１月に「高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）」を公表した。この提言の趣旨は、国内外の高等教育の過去・現在、そして高等教育を取り巻く社会構造の変化について確認し、我が国における今後の高等教育の一層の重要性を強く再認識した上で、将来の我が国の高等教育全体のあり方を考察し、その中で国立大学に求められる使命を確認して、自らが将来像を提言し、実現に向けた方策を示すものであった。

具体的には、将来の国立大学の方向性のポイントを以下の５点に整理した。①全国的な高等教育機会の提供及び今後の地域・地方活性化の中核として期待される役割を踏まえること、②高い水準の研究を推進し、大学院の充実を基盤とした高度の教育研究を国際的競争力を持って展開すること、③産業界及び自治体との連携を強化し、地域との教育研究両面における本格的な協働による社会のイノベーションを先導すること、④優れた日本型教育システムの輸出を含む国際貢献を強化することを示した上で、⑤これらを支える大学運営・経営の効率化と基盤強化を図るために、「全国各都道府県に国立大学を置く」との原則を維持しつつ、各種大学間等の多様な経営的な連携・融合のあり方について、今後検討すべきモデルを提示した。なお、永田座長が理事会に示した検討課題の一つである、将来的な規模のあり方については、質の高い高度人材の育成が必要であることや、リカレント教育や海外からの優れた学生の獲得といった観点から検討し、国立大学全体の規模は、当面少なくとも現状程度を維持し、特に大学院の規模は拡充を図るとともに、学部の規模は縮小も検討する必要があるが、地域の進学率が低下することのないように配慮すべき

であるとした。

国大協は、将来像（最終まとめ）を示した後、2019年２月に、各国立大学における改革の一層の推進に資するべく、①教育、②研究、③産学連携・地域連携、④国際展開、⑤経営・財務・システムの観点からそれぞれ「国立大学における連携・協働による取組事例集」を収集し、ホームページに掲載、各大学で共有した。実際に、この将来像を検討している間にも、各国立大学長による中期改革ビジョンの提示が進み、地域政策、国際、情報などの分野の学部設置が活性化したため、広報誌「国立大学　別冊」第14号では、法人化以降新たに開設された特色ある学部等を紹介した。

他方、国大協外では、経団連が2018年６月に「今後のわが国の大学改革のあり方に関する提言」を、また中教審が同年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」を公表し、いずれも国立大学に大きくかかわる提言が示された。

２　高等教育の規模に関する検討

先述のように、将来的な外部環境の変化のうち確実に生じるのは、国内における18歳人口の減少である。これに対して、国大協では将来像WGにおいて、18歳時の入学者を基本とした大学のあり方を見直し、リカレント教育や留学生の獲得など従来のあり方から変化していく方策を示していた。

同時期には、国大協外において高等教育、特に国立大学の規模に関する議論が行われていた。2018年５月17日、自民党教育再生実行本部（本部長：馳浩衆議院議員）の第十次提言が示され、国立大学の規模については、大学院の強化を進めつつ、学部の再編、規模の縮小を実施すべきとされ、各大学が自ら適正な規模のあり方を機動的に見直していくのみならず、政府としても適正規模の検討を行うとともに連携・統合を促していくべきと記された。

一方、中教審のグランドデザイン答申では、国立大学の規模について、国において国立大学と議論を図りつつ、学士課程教育、大学院教育等において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討することが必要と記されるに留まった。

国大協では2019年３月14日の総会前に、文科省と今後の国立大学改革について意見交換を行い、同年４～５月に開催された各地区支部会議においても、それぞれ８つの地域の実情を踏まえ将来的な規模のあり方を検討した。

このように文科省と国大協、国立大学間の意見交換を重ね、今後の高等教育が目指すべき姿を踏まえつつ、同年６月18日に文科省は「国立大学改革方針」を公表した。この改革方針では「国立大学の適正な規模」において、各大学が求められる役割を果たすために必要な規模のあり方を徹底的に議論し、適正な規模を設定することが示された。

国大協は、同月26日に、今般の改革方針で示されている将来の社会の姿や国立大学の機能と役割、取り組むべき改革の方向性は、国大協における方向性と基本的には認識を共有するものであり、さまざまな改革に意欲的に取り組み、国立大学に対する社会の期待に応えていくと永田会長

名でコメントした。さらに、18歳人口の減少という事象のみにとらわれた一律の対応を行うことに対しては牽制しつつ、これからの時代の高等教育のあり方と国立大学の役割を考慮し、将来の人材需要や進学率、地域の特性、各大学の経営戦略・強み・特色などさまざまな観点から十分な協議を行うことを要望した。

３　地方創生と国立大学の動向

第３期において、2014年から始まったまち・ひと・しごと創生本部の地方創生の政策が高等教育の領域においても本格化し、2017年２月に地方大学会議で検討が始まった。国立大学関係者としては、石田朋靖宇都宮大学長が参加した。

この会議では、論点整理において、人口が減少する中で、国立大学のあり方を根本的に考えなければならないという意見、あるいは国策としての大学であることを再認識し、統廃合についても先行して検討を進めていくべきという意見が出された。このように将来的な人口減少を理由に、国立大学の規模の検討を迫る意見が散見された。

そこで国大協は、将来像WGでの議論等をもとに、地方大学会議の委員である石田宇都宮大学長から統廃合に関する部分の修正を要請した。さらに、同年４月から５月にかけて各地域の国立大学長が中心となり、地方創生に対する国立大学の役割や実績について、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の多くの関係者に説明を行い、国立大学の意義について理解を求めた。

その後、同年５月11日の第６回地方大学会議で示された「地方創生に資する大学改革に向けた中間報告（案）」の中で、「統廃合」に関する記述は削除された。

同時期には、地方大学会議の親会議であるまち・ひと・しごと創生会議にて、その中間報告とともに、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」の原案が審議された。その原案では、東京23区の大学の学部・学科の新増設を抑制する具体的な制度や仕組みについて検討し、年内に成案を得る旨が示された。

こういった動きに対して、全国知事会は同年８月に、「地方の未来を担う人材育成に向けた地方大学の振興及び東京における大学の定員増の抑制等に関する特別決議」を示し、地方大学の振興及び東京23区内の大学の定員増の抑制に必要な立法措置を講ずることや、運営費交付金や私立大学補助、公立大学における地方交付税措置など、財政支援の充実を図ることを政府に求めた。このような全国知事会の動きは、国大協の予算要望活動の追い風となるものであった。

地方大学会議は同年12月、第14回会議で最終報告案を検討し、「地方における若者の修学・就業の促進に向けて―地方創生に資する大学改革―」を公表した。

以上のような地方創生に関する動向は、早速次年度の予算に反映された。具体的には、内閣府の地方大学・地域産業創生交付金事業の予算として、内閣府と文科省で合わせて95億円が計上された。そして、翌2018年６月１日に、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が公布・施行され、東京都特別区における大学の新増設は当面10年間、原則として規制されることとなった。

４　リカレント教育及び就職問題と「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」

前項のように地方創生が地理空間軸における高等教育の入口と出口の問題を検討してきたのに対して、人生の時間軸における高等教育の入口と出口の問題を検討したのが、リカレント教育あるいは就職に関する協定であった。これらの基本方針は、官邸に設置された人生100年時代構想会議を中心に検討された。

2017年９月11日に、人生100年時代構想会議の第１回会議が開催された。国立大学関係者としては、松尾清一名古屋大学長が有識者として参加した。この会議の検討事項は、すべての人に開かれた教育機会の確保、負担軽減、無償化、何歳になっても学び直しができるリカレント教育、新卒一括採用だけでない企業の人材採用の多元化などが含まれた。同年11月には、国大協は将来像WGにおいて産業界と連携したリカレント教育について議論した。

他方、就職活動に関しては、翌2018年３月に就職問題懇談会の申合せでインターンシップについての記述を充実するなど、高等教育と社会の接続に関する議論がより具体化していった。同年10月には、経団連の中西宏明会長が採用選考に関する指針を策定しない方針を公表したことで、就活ルールのみならず、雇用システムとの関係において、高等教育と社会との接続を改めて検討する場の必要性が浮上した。

資料５-２
広報誌「国立大学」第49号

この間、国大協は、リカレント教育あるいはインターンシップ等の課題について、優良事例を共有し、対外的にもアピールした。具体的には、2017年11月に、「社会で活躍する人材育成」をテーマにインターンシップ・リカレント教育に関する大学改革シンポジウムを開催し、2018年６月には、広報誌「国立大学」第49号においてリカレント教育を特集した。

こういった中で、経団連は、2018年６月に公表した「今後のわが国の大学改革のあり方に関する提言」を踏まえ、大学と経済界との継続的対話の枠組みを設置し、大学と経団連の代表で率直に意見交換を行い、共同での取組みにつなげることを提案した。その提案は、翌2019年１月に、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」第１回会合として実現し、国立大学関係者として、山極会長、永田筑波大学長（中教審大学分科会長）、五神真東京大学長（未来投資会議議員）、山口宏樹埼玉大学長（就職問題懇談会座長）の４名が参加した。この協議会は、①Society 5.0人材育成、②今後の採用とインターンシップのあり方、③地域活性化人材育成の３つの分科会を設けて具体的に検討していった。これら分科会の活動は、2019年４月の「中間とりまとめと共同提言」、そして翌2020年３月の報告書「Society 5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方」に繋がった。なお、同協議会は、2020年５月に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応として、弾力的な採用選考活動の実施等に取り組むことを表明した。

５　教員養成系分野の動向

先述のように、国立大学の将来像を提示するにあたって、重要な検討課題の一つは、将来的な規模のあり方と、それに基づく（国立）大学間の連携・統廃合のあり方であった。義務教育段階の人口減少が確実に生じる中で、教員養成大学あるいは教員養成系分野の将来的な規模について検討することが不可避となった。

まず、教員養成系分野の将来的なあり方については、文科省で、2016年８月に国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議が設置された。翌年８月に「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて―国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書―」が示され、規模に関しては「教員としての専門性の高度化等に対応した教員養成機能の強化等を着実に図りつつ、組織や規模の適切な見直しが求められている」という現状認識が示された。

この文科省での議論と並行する形で、国大協は、2017年４月27日の理事会で、教育・研究委員会の下に「教員の養成及び研修に果たす国立大学の使命とその将来設計を検討するワーキンググループ」（以下、「教員養成WG」とする、座長：山口埼玉大学長）を設置することを了承し、具体的な検討を進めた。

この教員養成WGは、将来像（最終まとめ）を踏まえる形式で2018年３月に「教員の養成及び研修に果たす国立大学の使命とその将来設計の方向性（WG報告書）」を取りまとめて公表し、教員養成システム改革及び教員養成・研修の高度化の方向性を示すとともに、改革を促進させる制度改正について提案した。同時期には、広報誌「国立大学」第48号においても、教員養成を特集し、教員養成の高度化に関する取組みを社会に広く発信した。

第２節　国立大学のガバナンス改革・経営力強化

前章で述べたように、第２期においては、2013年末に文科省が提示した国立大学改革プランや2014年から2016年に大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議において、国立大学のガバナンスが検討され、法改正が実施された。また同時期には、研究不正に関する問題等が大学で生じ、マスメディアにクローズアップされ、大学のガバナンスのあり方についても検討され始めた。

国大協は、将来像WGで策定した将来像（最終まとめ）に基づきながら、国立大学法人のガバナンス制度改革をより具体化していく作業に着手した。具体的には、2016年４月から「国立大学法人のガバナンスに関する調査研究ワーキンググループ」（以下、「ガバナンスWG」とする、座長：大西隆豊橋技術科学大学長）、2017年12月から「地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ」（以下、「ガバナンス制度改革WG」とする、座長：永田筑波大学長）、「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革ワーキンググループ」（以下、「人事給与マネジメントWG」とする、座長：松尾名古屋大学長）の３つのワーキンググループで検討を進めた。以下では、これらのワーキンググ

ループで提言されたポイントを中心に述べていく。

1　国立大学法人のガバナンスに関する調査研究ワーキンググループ

2015年４月の学校教育法及び国立大学法人法の改正を受け、国大協は2016年４月からガバナンスWGを設置し検討を始めた。このガバナンスWGの設置趣旨は、各大学の主体的なガバナンス改革に資するため、各大学の取組みを調査して先進的な事例等の情報を共有するとともに、ガバナンスに関する諸課題を抽出して、その解決の方向性を調査研究することであった。

ガバナンスWGは、同年５月に全国立大学を対象とした「国立大学法人のガバナンスに関する状況調査」を実施し、ガバナンス改革の現状や課題に関する定量的・定性的なデータを収集した。また、行政、私立大学、監事の観点ごとに有識者を招聘し、議論を重ねた。

このガバナンスWGは2017年２月まで計６回開催され、同年５月に「国立大学のガバナンス改革の強化に向けて（提言）」を示し、①学長のリーダーシップ、②学長選考等・任期及び将来の経営人材の育成、③経営協議会、④教育研究評議会、⑤監事、⑥社会に対する説明責任の６点について提言した。

特に提言では、これまで国立大学が指摘されてきた制度的なあり方などのハード面のみならず、人材の選定や育成のあり方などソフト面についても言及し、例えば、学長のリーダーシップの項では「学部長、部局長等について、全学的視点に立って執行部と部局をつなぐ適任者が選考・任命される手続等を整備すること」といった全学と部局を繋ぐ人材の選定・育成について示した。また、「将来の経営人材の育成については、各大学において長期的視点に立って若い人材に大学経営への参画の機会を与えるよう工夫するとともに、国立大学全体として学長を含む大学経営人材の育成のための研修プログラムなどのシステム構築を検討すること」といった大学経営人材の育成についても言及した。この大学経営人材の育成については、後述するが、国大協が主催する研修事業として具体化することになる。

2　地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ

国立大学のガバナンスのあり方は、経営力強化の観点からも検討を迫られていた。第２期中に官邸に設置されていた産業力競争会議では、2015年に「国立大学経営力戦略」について藤井基之文科副大臣から説明があり、2016年１月に世界トップレベルを目指し、高い経営力により国内外のさまざまなリソースを呼び込む指定国立大学（仮称）制度の創設が示された。それを受けて、同年５月に国立大学法人法が改正された。そして制度開始時においては東北大学、東京大学、京都大学の３法人が指定国立大学法人となった。さらに、第３期になると、2017年４月に経済財政諮問会議において、松野博一文科大臣が国公私立の枠を超えた経営統合や再編を含む高等教育の一体改革の構想を示した。

国大協は、先述したガバナンスWGの提言で、全体としては改革が進んでいることを示し、その後、将来像（最終まとめ）に基づいた具体的な制度を検討するため、ガバナンス制度改革WG

で検討を始めた。このガバナンス制度改革WGは、2018年６月に予定されている「骨太の方針」の発表前に、ガバナンス制度改革の方向性を打ち出すとともに、2019年度中の大学ガバナンス・コード策定に合わせるスケジュールで検討を進めた。

2018年１月に開催された第１回ガバナンス制度改革WGでは、ガバナンス制度改革の基本的な方向性を検討し、それらを実現・促進するために必要な法・制度改正の提言を同年５月末までに行うことを目指した。

ガバナンス制度改革WGは第４回までの論点整理（案）について、同年４月の理事会での議論を経て各大学に意見照会した。その後、５月の議連第12回総会にて、永田座長から「国立大学の改革の方向性」として、①１法人複数大学制度の創設、②産業界等の外部理事の複数登用のルール化、③経営人材キャリアパスの形成等、④経営力強化のあり方の４点を実現するために、必要に応じて法改正を求め、またガバナンス・コード策定を行う方向性を示し、また、すでに国立大学全体で経営協議会の学外委員の42％は産業界の委員であることや監事についても30％が産業界の人材を登用している現状を示した。これらガバナンス制度改革については、同年８月に人事給与マネジメントと合わせて、国立大学法人トップセミナーで議論された。

他方、同年６月15日に閣議決定された統合イノベーション戦略において、内閣府（科技）及び文科省の協力の下、国立大学等の関係者は、大学ガバナンス・コードを2019年度中に策定する旨が明記された。

以上の検討経過から少し時間が経った翌2019年３月に第６回ガバナンス制度改革WGが開催され、2019年度中のガバナンス・コード策定に向け検討が始まった。検討過程では、野々村英彦大阪大学監事、野路國夫金沢大学経営協議会学外委員といった民間企業の経営経験者へのヒアリングを実施し、各検討項目の具体的内容のみならず、ガバナンス・コード策定の意義についても深く検討した。

ガバナンス制度改革WGでの検討結果は、2019年６月11日の総会に「国立大学ガバナンス・コード骨子」として諮られ、了承、公表された。この骨子では、前文にガバナンス・コード策定の目的・意義を示した上で、①大学のミッション・戦略の明確化とその実現のための持続可能な体制の構築、②学長等の責務、③経営協議会等の会議体及び監事の責務と体制整備、④ステークホルダーへの情報開示と協働といった４つの基本原則を示した。その後も議論を重ね、同年12月13日に「国立大学法人ガバナンス・コード（素案）」を取りまとめ、各大学へ意見照会した。

この素案は12月に国立大学法人等監事協議会でも検討され、2020年１月に「『国立大学法人ガバナンス・コード（素案）』に対する見解」が国大協に提出された。

そして2019年12月25日、これまで国大協で検討してきた素案をもとに、文科省、内閣府、国大協の三者からなる「『国立大学法人ガバナンス・コード』策定に向けた協議会」（以下、「三者協議会」とする）に「策定協力者会議」が設置され、検討が行われた。国大協のガバナンス制度改革WGとこの三者協議会での検討の末、2020年３月30日に国大協は文科省、内閣府との連名で「国立大学法人ガバナンス・コード」を公表した。先の素案から一部修正がなされるかたちで、①国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主

的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築、②法人の長の責務等、③経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び監事の責務と体制整備、④社会との連携・協働及び情報の公表、とする４つの原則を公表した。この４つの基本原則は、「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施しているか、実施していない場合にはその理由を説明するか）の考え方を基礎とし、各国立大学法人はその特性に鑑み、実施していない場合は、社会に対し説明責任を果たすため「実施していない理由」を十分に説明することが求められることになった。これらの各国立大学法人の適合状況は、先に述べた三者協議会、及びその下に置かれた外部の有識者等からなる策定協力者会議において、検討される予定である。

３　国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革ワーキンググループ

ガバナンス制度改革WGと同時期に、2017年12月に「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革ワーキンググループ」の設置が理事会で承認され、翌年から具体的な方向性を打ち出すべく検討が始まった。検討過程においては、第２期中に実施された政策研究所の研究（「国立大学の人事・給与制度に関する調査研究―年俸制の検討を中心に―」）も参考とした。

人事給与マネジメントWGは、第５回までの論点整理として「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性（案）」（以下、「基本的な方向性（案）」とする）を作成して、2018年５月22日の理事会、６月12日の総会で協議し、①人事給与マネジメント改革の方向性、②年俸制の拡大を通じた人事給与マネジメント改革の加速化を軸に検討した。

基本的な方向性（案）の審議においては喧々諤々の議論が行われた。具体的には、国立大学は承継教員の特殊要因経費として退職金が設定されており、年俸制の移行にあたって、退職金の財源の検討なしに全面的な移行は考えにくい点、また、メリハリのある業績評価として教育評価をどのように行うのか、一定のモデルを示すのか、あるいは各大学にある程度任せるのかといった点、さらに、年俸制導入のメリットとして人材の流動性を理念として掲げながら、それが私立大学や企業に波及しない場合には、むしろ人材の流出になりうるといった点である。結局、この総会では審議の結果、基本的な方向性（案）は、再度意見照会を行った上で一部修正されることとなった。

国大協で人事給与マネジメント改革に関する方向性の総意がなかなか得られない中、2018年６月14日に開催された総合科学技術・イノベーション会議において、安倍総理大臣は、運営費交付金のあり方に大胆な改革を行うと表明し、年俸制拡大により、業績評価に基づく給与水準の決定を徹底し、在職期間の長さが処遇に影響しない仕組みに改めると発言した。さらに、文科省も同月18日の国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議、同月22日の国立大学法人等人事担当幹部説明会において、年俸制等の具体的設計に取り掛かることが示された。このように、国立大学の教員に対する業績評価とそれに基づいた処遇の対象拡大について、外部からの圧力はより一層高まっていった。

このような状況下において、国大協では政府内のみで制度設計が進められることの危機感から、

あくまで教育研究等の活性化を第一義として安定的な財源の確保が必須であることを強調するように総会で示された案を修正、緊急で理事会構成員に意見照会し、同月28日に山極会長と松尾副会長から林芳正文科大臣に「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性について」を手交した。

人事給与マネジメントWGではさらに検討を重ね、また国大協としてもトップセミナーの学長同士の議論を通して、2018年11月２日、「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方について―特に業績評価と新しい給与システムの在り方について―」（以下、「基本的な考え方」とする）を公表にするに至った。この基本的な考え方は、①業績評価について、②業績評価を処遇に反映する新しい給与システムについて、③新しい給与システムへの移行のあり方、④国に対する要望から構成されている。

この基本的な考え方においては、国立大学の全教員を対象としながらも、評価のあり方は各大学の目指す方向性を踏まえて設定するように任されることとなった。そして、退職手当の算定にあたっては、従来の月給制の場合と同水準の額が運営費交付金の特殊要因経費として確実に措置されるように文科省に強く要望した。

このような国大協の動向を受けて、文科省は2019年２月25日に「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」を公表し、新たな年俸制等が国立大学に導入されることになった。

第３節　国立大学運営費交付金制度改革

第４章でも述べたように、第３期の国立大学の運営費交付金については、機能強化促進係数によって一定の財源を確保し、第３期における各国立大学の機能強化の方向性に応じて、毎年度の評価に基づく予算配分によりその取組を支援する３つの重点支援の枠組みが設けられることとなった。一方、運営費交付金が法人化以降毎年減少し続けた影響として、第３期中に定年退職する教員の後任人事について新規採用抑制等の人事凍結措置をする大学が40を超え、地方大学で研究を遂行するのに苦慮する様子が「大学が壊れる」との見出しで週刊誌で特集が組まれることもあった（『週刊　東洋経済』2018年２月10日号）。そのほかにも、消費税増税等により附属病院の経営が厳しい状況にあり、また老朽化した施設改修等についても、かなり厳しい大学運営を余儀なくされているとの声が国大協の会議では、しばしばあがっていた。

本節では、国立大学の根幹となる運営費交付金について、まず第３期の運営費交付金制度がどのように変遷したのかを整理し、次に第４期に向けた運営費交付金と評価のあり方についての検討状況について述べる。

１　第３期の運営費交付金制度とその変遷

第４章第４節で詳述したとおり、第３期においては、①地域のニーズに応える人材育成・研究を推進、②分野ごとの優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進、③世界トップ大学と伍

して卓越した教育研究を推進といった３つの重点支援の枠組みに基づいて評価指標（KPI）に基づく予算の再配分を行う制度が導入された。

予算額については、2016年度予算では、国立大学振興議員連盟をはじめとする各方面への積極的な活動を展開した中で、運営費交付金が前年度と同様の総額１兆945億円となり、法人化以降初めて据え置きとなった。この総額のうち機能強化促進係数による財源101億円を活用した３つの重点支援の枠組みについては、308億円が計上された。

2017年度予算については、本章第１節第１項で紹介したように将来像WGの議論を踏まえた要望を議連などに提出するなどの活動を展開し、新規補助金として国立大学機能強化促進費が創設され、運営費交付金を合わせて基盤経費が25億円と初めて増加した。

2018年度予算については、前年度と同額の運営費交付金が確保されたが、運営費交付金とは別枠の補助金で従来措置されていた国立大学若手人材支援事業（2017年度予算：32億円）は、2017年11月の行政事業レビューにて、国立大学法人の基盤的経費である運営費交付金の既存額の中で対応すべきと指摘され、廃止されることになった。この予算で雇用されていた約400人の継続的雇用に必要な経費22億円については、運営費交付金の機能強化分で措置されることになった。

このように、法人化以来続いてきた運営費交付金予算の減額傾向については、第３期に入って歯止めがかけられたが、その一方で新たに導入された基盤的経費の中で評価に基づいて重点支援経費を再配分する仕組みについては、再配分の割合を拡大する圧力が強まってきた。そして、2016～2017年度予算における再配分が、当該年度の機能強化促進係数によって生み出される新規財源約100億円を対象としていたのに対し、2018年度予算では約300億円を再配分することに変更された。

また、2018年４月に開催された財務省の財政制度等審議会（以下、「財政審」とする）財政制度分科会では、運営費交付金の評価に基づく配分割合を高めるとともに、相対評価も取り入れたより厳格な評価制度とすべきこと、さらに各大学でセグメント別の予算・決算を管理すべきことが提案・議論された。

そのような状況の中、文科省においても、重点支援に係る評価のあり方や併存する評価の見直しによる業務負担軽減について、同年７月から11月までワーキンググループを設置し、非公開で検討が行われた。この非公開のワーキンググループには、国大協からは山本専務理事が出席し、国立大学法人制度の本来の趣旨に鑑み、中期目標期間においては「渡し切り」の運営費交付金を安定的に確保し、６年間の成果を厳格に評価した上で、それを次期の中期目標期間の運営費交付金に反映することが基本的なあり方であること、評価は国立大学法人評価に一本化し、中期目標期間における見通しが明確に示されるような制度を確立することを要望した。しかし、この文科省のワーキンググループは具体的な結論をまとめるには至らなかった。

一方、2018年10月に開催された財政審財政制度分科会では、毎年度の教育・研究の質を評価する共通指標に基づいて配分する割合をまずは10％程度にまで高める方向性が示された。

それに対し、国大協は、11月２日の総会後に山極会長名で「国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）」を発表し、厳格な評価とそれに基づく資源配分が重要である

ことに対して十分認識しているとした上で、毎年度ではなく６年間の中期目標期間を基本とした評価と資源配分の安定的な仕組みを確立することを求めた。

このような運営費交付金の配分のあり方をめぐって、2018年11月16日の議連第14回総会後、財務省への要請活動に、田村憲久議連幹事長と冨岡勉同事務局長、そして国大協からは山極会長、岡正朗副会長及び森脇久隆岐阜大学長が同行した。その際、現在の国立大学をめぐる状況について山極会長と財務省幹部との間で激しい議論も行われた。

2019年度予算についても、前年度と同額の運営費交付金予算が確保されたが、次項で述べる客観的な共通指標に基づき３つの枠組みごとに再配分する評価対象経費700億円が、従来の評価指標（KPI）に基づく300億円に加えて計上された。さらに2020年度以降は、教育・研究に関する共通指標を設定の上、成果を中心とする実績状況に基づく配分の予算枠を拡大するとの方針を示した。

2020年度予算は、運営費交付金等の１兆807億円に後述する新就学支援制度264億円を加えた合計１兆1,070億円となった。そして前年度に導入された基盤経費における成果配分評価対象経費700億円は、2020年度予算案では850億円となった。

２　運営費交付金と評価のあり方に関する検討

前項で述べたように、国大協からの度重なる意見提出にもかかわらず、運営費交付金の評価に基づく再配分の拡大が政府によって進められる中で、2018年12月の理事会においては、第４期中期目標期間を迎えるに当たって、運営費交付金の意義・必要性の再確認とその算定・配分のあり方及び教育・研究の成果に係る評価と運営費交付金への反映のあり方を早急に調査・検討し、望ましい制度の具体的なあり方を積極的に提示して議論をリードしていく必要があるとの方針が了承された。

その結果、国大協は、経営委員会の下に「国立大学法人におけるコストの見える化検討会」（以下、「コストの見える化検討会」とする、座長：久保千春九州大学長）と、大学評価委員会の下に「国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会」（以下、「成果に係る評価検討会」とする、座長：西尾章治郎大阪大学長）を設置した。以下この２つの検討会の動向を簡潔に述べておく。

国立大学法人におけるコストの見える化検討会

コストの見える化検討会は、学内及び学外に対する教育・研究活動のコストの「見える化」に関する基本的な考え方について検討するとともに、大学改革支援・学位授与機構に設置された「国立大学法人の教育研究活動等にかかるコスト分析手法検討ワーキンググループ」（以下、「コスト分析手法検討WG」とする）と連携して、教育・研究に係るコストの算定・分析・可視化等の手法を開発することをその役割としている。

コストの見える化検討会は、2019年３月にコスト分析手法検討WGの取りまとめた「国立大学法人における教育・研究コスト分析手法試案」を踏まえて、コストの「見える化」についての基

本的な考え方と検討の方向性、比較的簡便なセグメント別・業務活動別のコスト分析のトライアルの実施について検討し、同年４月の理事会及び６月の総会を経て、全国立大学の協力を得て実際にコスト分析トライアルを実施した。そして、コスト分析手法検討WGにおけるトライアル結果の検証や分析手法の改善を経て、翌2020年２月に理事会へ、３月には総会に「国立大学法人におけるコストの『見える化』検討について（中間まとめ）」を報告し公表した。

中間まとめでは、コストの「見える化」の意義を強調する一方で、「見える化」の目的・対象によって分析手法は異なり得ること、大学の特性等の違いや年度ごとの特殊事情から大学間の統一基準による単純な比較は困難であること、教育と研究については相互に関連し合っており単純に費用を按分するだけでは適切でないことなどの課題や留意点を指摘し、今回の「分析手法試案」は、単一の分析手法を最終的なものとするのではなく、複数の手法を併記してそれぞれの手法の特徴や留意点等を付記して各大学に提供するものであるとしている。そして、国大協としては、各大学の成果を収集・分析し、好事例を各大学に展開するなどにより、更なる取り組みを促進するとともに、運営費交付金を基盤としつつ、多様な財源も含めた国立大学全体への「未来への先行投資」を更に充実させるため、コストの「見える化」についての検討を継続するとしている。

国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会

成果に係る評価検討会は、第３期において、国立大学法人評価に加え重点支援評価が導入され、毎年度その評価基準等が変わるなど不安定な制度運営で運営費交付金の配分が実施されている結果、各大学にとって中期目標期間全体を見通した経営戦略に基づく大学経営・運営が極めて困難な状況になっているとの認識の下に、第４期に向けて、①各大学が、中期目標期間全体を見通した経営戦略に基づく安定的な大学経営・運営が可能となるようにすること、②教育・研究の成果に関する評価指標、評価方法やその評価結果を社会に公表し、評価を通じて、国立大学における教育・研究の社会的意義を示すとともに、運営費交付金の配分へと活用することができるようにすることの２点に留意して検討を進めた。

そして、2019年６月の総会では、「第４期中期目標期間における国立大学法人の教育・研究に関する客観的指標等の在り方について（論点整理）」が了承され、公表された。この論点整理では、次のような考え方を示している。

①教育・研究に関する評価は分野・領域単位（11学系）で行うことを基本とし、その結果を基に大学全体の総合評価を行う。

②評価に当たって、大学の特性、ミッション、規模等が適切に配慮されるようにする。

③評価は定量的指標と定性的指標を組み合わせて行い、専門家のピアレビューによる厳正な分析・評価を行う。

④評価のサイクルは中期目標期間の６年間とするが、４年目に現況分析に基づく中間評価を行う。

⑤４年目の中間評価の結果を次期中期目標期間の運営費交付金の初年度の配分に活用し、６年

目の最終評価の結果を踏まえ必要に応じ次期の期間中に配分額を調整する。

⑥地域・社会への貢献などの全学的な取組、財務に係るマネジメント、人・物に係るマネジメントについては大学単位で評価を行い、今後さらに検討を進めていく。

このように、成果に係る評価検討会は、第４期中期目標期間に向けての検討を基本としているが、政府においては、2019年度の予算編成において、既に第３期中における共通指標による運営費交付金の配分を実施し、2020年度以降も、教育・研究に関する共通指標を設定して、成果に基づく予算配分枠を拡大するとの方針を示している。このため、検討会では、先述した第４期に向けての検討状況を踏まえ、当面、2020年度の運営費交付金の配分における評価指標が国立大学における教育・研究の向上に資することとなり、第４期へも円滑につなげられるようにすることを期待する観点から、当面の共通指標及びその活用のあり方について考え方を整理することとした。そして、それを2019年10月の理事会及び11月の総会での審議を経て「2020年度の運営費交付金の配分における共通指標の活用について（考え方の整理）」として公表した。

具体的には、①教育・研究の評価は、分野・領域単位（11学系）で行うことを基本とすべきこと、②共通指標の設定に当たっては、高等教育・学術に識見のある専門家による十分な検討を行い、国立大学の教育・研究活動の実態を反映し得るような具体的かつ明確な形で指標を設定すべきこと、③現状において入手可能なデータは極めて限定されており、将来的に教育・研究の成果を適切に測ることが可能な指標を開発することを見据え、当面は指標を試行的に導入するとの考え方に立つべきこと、④運営費交付金配分への指標の活用も限定的にすべきであり、教育については特にその点に留意すべきこと、⑤収集するデータの対象期間は、原則として単年度ではなく複数年度とすべきことなどを指摘した上で、2020年度における教育・研究、「財務に係るマネジメント」及び「人・物に係るマネジメント」に関する指標について、考えられる具体的な指標の例を挙げている。

成果に係る評価検討会では引き続き検討を行い「第４期中期目標期間における国立大学法人の教育・研究に関する客観的指標等のあり方について」を2020年秋の総会までに公表するスケジュールで、論点整理をもとに議論を進めることとした。

第４節　科学技術政策・産業競争力強化と国立大学の財源の多様化

法人化以降における運営費交付金の毎年１％の減少は、国立大学の研究、ひいては日本の科学技術全体にも影響を及ぼしていた。2018年から毎日新聞に連載された「幻の科学技術立国」では、科学技術予算の選択と集中によって大学で生じている危機的な状況がレポートされていた。そのような中、第３期中において、国立大学出身者である大隅良典（2016年）、本庶佑（2018年）、吉野彰（2019年）のノーベル賞受賞に世間は沸いた。2016年11月に開催された議連第８回総会では大隅良典が講演し、運営費交付金の減額の影響で研究環境においても国公立大学の地盤沈下が懸念されると訴えた。このような危機感、そして政府の科学技術あるいはイノベーションに関する

期待を背景としながら、国大協はこれまで以上に、科学技術政策に関する予算要望を行った。さらに、産学連携をより推進する上での制度、評価性資産の寄附に関する税制改正の提案についても検討を進めた。本節では、科学技術に関する政策動向とその中での国大協の取組みについて述べる。

1　科学技術基本計画・科学技術イノベーション戦略

第３期における科学技術予算は、拡充に向けた動きから始まった。2016年４月19日に尾身幸次元財務大臣、有馬朗人元文部大臣、ノーベル賞受賞者らが科学技術予算の抜本的拡充を安倍総理大臣に要請した。この要請には、国立大学からは里見会長、大西副会長（日本学術会議会長）、五神東京大学長が参加した。

要請では、世界大学ランキングにおける国内大学の低下や質の高い論文数の減少といった国際競争力の低下や、中韓、欧米先進国の科学技術予算の増加と比較して、日本の科学技術予算はほとんど増加していない点を指摘した。そして、このような現状の立て直しにあたっては、第５期科学技術基本計画の政府研究開発投資目標の約26兆円を確実に達成する必要があり、そのために科学技術関係予算を2016年度補正予算では5,000億円超、2017年度以降も概算要求におけるシーリングの対象外又は別枠での毎年3,000～4,000億円の増額を要請した。

この要請は、同月に開催された自民党の「科学技術・イノベーション戦略調査会」（会長：渡海紀三朗衆議院議員）においても説明され、ほぼ同様の決議が採択された。科学技術予算の抜本的拡充の要求は、同年度の内閣府の科学技術関係予算の約3.5兆円のうち、37％に相当する約１兆2,600億円が運営費交付金や私立大学等経常費補助金であるため、このような要請を踏まえて政府が投資目標の達成を目指すとなれば、基盤的経費である運営費交付金の確保・充実に繋がるとの認識があった。

2　産業競争力強化・本格的産学官連携の推進

2016年４月、前年10月に設置された「未来投資に向けた官民対話」の第５回会議において、安倍総理大臣から、「我が国の大学は、生まれ変わる。産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で３倍にふやすことを目指す」との発言があった。同会議には五神東京大学長も出席し、「産学連携」から「産学協創」へ転換を進めるため、規制緩和、若手優秀人材の引き込み、「改革加速資金」の安定的確保を求めた。

さらに同月、日本経済再生本部（本部長：安倍総理大臣）の下に設置されていた産業競争力会議において、馳文科大臣が「第４次産業革命に向けた人材育成総合イニシアチブ」として高等教育における数理・情報教育の強化を提案した。

前項で述べたような要請活動に加え、官邸を中心とする科学技術・イノベーションに関する議論は、「日本再興戦略2016」（2016年６月２日閣議決定）における「2025年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の３倍とする」という政府目標の設定に繋がった。さらに、先の「未来投資に向けた官民対話」と産業競争力会議を発

展的に統合し、同年９月、成長戦略の司令塔として経済再生本部に未来投資会議が設置された。

こうした動向を受け、文科省と経済産業省（以下、「経産省」とする）は、イノベーション創出のための具体的な行動を産学官が対話をしながら実行・実現していく場として同年７月に「イノベーション促進産学官対話会議」を設置した。同会議には、里見会長、大西副会長、五神東京大学長が委員として参加し、大学・研究開発法人が産学連携機能を強化する上での産業界から見た課題と、それに対する処方箋を議論、11月に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を取りまとめた。

こういった産学連携に関する制度面での検討が進んできた中、2017年７月に自民党の科学技術・イノベーション戦略調査会の科学技術イノベーション活性化小委員会ヒアリングにおいて、永田副会長と室伏きみ子副会長が産学官共同研究における間接経費確保や税制上の配慮などについての意見書を提出した。翌2018年12月には、研究開発力強化法が議員立法で改正され、科学技術・イノベーション創出の活性化を通じた知識・人材・資金の好循環の構築という法律の目的を明確にする形で、名称が「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改められた。この改正で、大学・研究開発法人の経営能力の強化、組織的な産学官連携の推進、研究開発資金の柔軟な執行と多様化などの規定が整備されるとともに、国大協のかねてからの念願であった間接経費の意義・必要性が法律上明記された。

３　国大協の取組み

前項のような政府の動向を受けて、国大協では、より産学官連携体制を強化すべく2017年２月の理事会では「本格的な産学官連携による共同研究推進に関するワーキンググループ」（座長：髙橋姿新潟大学長、2017年６月14日～松尾清一名古屋大学長）の設置が了承された。

同年４月に開催された第１回WGでは、産学官連携の推進のために、国立大学が総体として取り組むべき課題を抽出し、諸課題について検討を始めた。その後、翌2018年４月の第５回WGまでの議論をもとに、同年６月に「これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）」を取りまとめ、各大学において「組織」対「組織」による共同研究を推進すべくその環境整備に向けて提言した。

他方、先にみた政府主導の新たな科学技術関係予算や民間企業からの投資に期待が高まる中、国大協は、これまでの基盤的経費に依存しない財源の多様化に向けて積極的に動いた。具体的には、広報誌「国立大学」第43号において、寄附と国

資料５-３　個人寄附を呼びかける国大協ホームページ

立大学について特集を組み、徳島大学のクラウドファンディングのプラットフォームとなる機構の設立等を紹介した。さらに、2016年に、個人寄附に関する情報を国大協ホームページに掲載した。

さらに、先述の未来投資会議では、2017年３月24日の第６回会議において、五神東京大学長が経営基盤強化のための支援として「大学資産の有効活用」、「評価性資産による収入確保」、「イノベーションの成果の大学への還流」を図ることを求めた。この中で言及された評価性資産に関する制度改正については、2017年秋における各党のヒアリング等を経て、同年12月22日の閣議決定において、国立大学法人が財源を多様化し経営基盤を強化することを後押しする観点から、評価性資産の寄附に係る譲渡所得等の非課税措置の要件が大幅に緩和されることとなった。

このように、第３節で述べた法人化以降の基盤的経費の年１％減に対して、その減少を食い止めるのみならず、国大協として新たな財源確保のための方策を打ち出すべく積極的に制度改正に関する要望活動を行った。

第５節　奨学金と高等教育の負担軽減

第３期においては大学進学率の上昇とともに、多様な学生が大学に入学するようになったため、授業料をはじめとした学生の経済的負担が社会問題となった。それらは、私立大学のみならず、国立大学においても生じていた。実際に、国立大学の授業料免除の対象者は、2004年度の3.4万人から2018年度には6.5万人に増加し、他方でグローバルな競争的環境に対応するため授業料を値上げする動きが、東京工業大学や東京藝術大学、千葉大学、一橋大学で見られるようになっていた。本節では、消費税増税を契機とした奨学金制度の充実に関する政策的動向と、国大協の対応について記述する。

１　奨学金制度の充実

奨学金制度は、官邸中心に検討が始まった。具体的には、2015年10月に「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の３点について審議するため安倍総理大臣が一億総活躍国民会議を設置した。2016年６月２日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「夢をつむぐ子育て支援」に関する施策として、奨学金制度の充実について言及された。同月20日の教育再生実行会議において示された第九次提言においても、大学等での授業料減免や無利子奨学金の拡充、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の具体化、給付型奨学金のあり方に関する検討などの取組みを着実に進めることが示された。同年６月には、文科省に給付型奨学金制度検討チームが設置され、所得連動型奨学金制度の創設について検討が始まった。

このような政府の動きの中で、各党からのヒアリングには、教育・学生小委員長の山口埼玉大学長が参加し、教育の質を含めた機会均等を実現するために、運営費交付金などの大学の基盤的経費と学生に対する奨学金のいずれも充実していく必要があると発言した。

以上のような調整を経て、同年12月に給付型奨学金制度検討チームにて議論のまとめが発表さ

れ、給付型奨学金制度が誕生した。なお、これまでの国立大学における授業料減免との重複が生じるため、授業料減免の取扱いについては、各大学が詳しい実態を調査した上で文科省と調整・協議していくことが求められることとなった。

２　高等教育の経済的負担の軽減（いわゆる高等教育無償化）

第３期における学生の経済状況に関する課題の一つとして、奨学金の返還問題が浮上した。大学卒業後に非正規雇用が継続するなどで奨学金の返還が困難となり、困窮するケースがマスメディアにクローズアップされた。

このような課題や経済再生のための人づくり革命を背景としながら、高等教育の経済的負担軽減の具体的方策、いわゆる高等教育無償化について政府で検討が始まった。これらの課題を検討していく契機となったのは、第１節で言及した人生100年時代構想会議であった。2017年10月27日の第２回会議では、安倍総理大臣から、所得が低い家庭の子どもたち、真に必要な子どもたちに限って高等教育の無償化を実現する旨の発言があった。

この会議では、無償化の導入にあたっては、入学後の厳格な成績管理とともに、実務家教員の積極的な登用、産業界からの人材を理事に登用してガバナンス改革を実施する大学に限定するなどの意見があった。さらに、高等教育無償化の制度を確立する上で課題となったのは、財源の問題である。例えば、同年９月に開催された財政審財政制度分科会においては、まずは大学セクターの合理化を行う必要があるとの意見もあった。

同年12月８日には、新しい経済政策パッケージが閣議決定され、高等教育無償化の具体的な支援措置の対象は低所得世帯に限定された。また、授業料の減免措置については、大学等に費用を交付することとし、住民税非課税世帯の子どもたちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除することとなった。また、支援措置の対象となる大学の要件として、実務経験のある教員による科目の配置及び外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること等が含まれることとなった。

この点に関して、国大協は翌2018年１月の総会、それから総会後の記者会見で山極会長が個人の意見としてこの要件について懸念を表明し、マスメディアでも取り上げられた。同年３月に、国大協は「高等教育無償化（負担軽減）について（声明）」を発表し、高等教育無償化の要件で大学の自律性・主体性が阻害されることがないよう強く訴えた。

しかしながら、同年６月１日に開催された第８回人生100年時代構想会議で示された「人づくり革命基本構想（骨子案）」の無償化要件に係る部分について、新しい経済政策パッケージの内容から特段変更されることはなかった。また、同月５日の経済財政諮問会議において、国立大学法人法を改正し、民間の外部人材を追加的に任命する場合に限り、その外部人材の人数は法定の理事数を超えて任命できるようにすることが示され、2019年５月17日に国立大学法人法が改正された（同年５月24日公布）。

高等教育無償化に関する議論から、大学のガバナンスの議論へ波及するなど大学にとっては想定外の事態も生じたが、高等教育無償化は2020年度から施行されることとなった。

第６節　高大接続改革

第３期における高等教育政策において、世間の大きな関心事の一つは、大学入試改革にあったとも言えるだろう。第２期中の文科省の高大接続システム改革会議での最終報告をもとに、第３期においては、国大協はじめ大学入試センター、高校教育関係団体が、実行段階へ向けた具体的な検討を開始した。本節では、これらの検討における国大協の動向と、入試ミス問題への取組みについて述べる。

１　高大接続改革に関する議論

第３期における高大接続改革は、第２期の終わりに文科省が公表した「高大接続システム改革会議『最終報告』」によって、2020年度の「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入（2021年１月実施）を目指して検討が始まった。この最終報告書に対して、2016年４月、国大協は提示された内容を支持しつつ、今後の検討に積極的に参画するとともに、国大協が定める入学者選抜の基本方針の見直しにも早急に着手する会長声明を出した。

具体案を検討していく上で論点となったのは、これまでの選択式問題に記述式問題を導入することについて、それから英語の民間試験・資格の活用について、そして、これらの新たに導入される試験・制度をどの機関が採点、評価し、入学までどのようなスケジュールで進めるかといった点であった。文科省では2016年４月に設置した「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）検討・準備グループ」（以下、「検討・準備グループ」とする）で検討を始め、国大協では入試委員会を中心にこれらの点を検討し、関係機関との調整を図っていった。

国大協では、実施時期等の入試選抜における新ルールのあり方、個別入試における多面的・総合的選抜のあり方、高校の調査書の活用等について早急に議論をし、各大学に向けたアンケートや、入試委員会委員及び会長、副会長、理事会に意見聴取を行った。そして、同年８月に「大学入学希望者学力評価テストの実施時期等に関する論点整理～とくに国語系記述式試験の取扱いについて～」と先のアンケート結果の概要を合わせて入試委員長（片峰茂長崎大学長）から公表した。

また、記述式試験の取扱いに焦点をおいて５項目の観点から論点整理を行った。国立大学全体としては、７割が現行の分離分割方式の維持を支持しており、2020年度段階で一般入試を一元化することは困難であることや、採点を大学入試センターが行う場合、あるいは各大学が行う場合など、想定される日程をいくつか整理し、今後も柔軟かつ積極的に検討していく用意があることを示した。また、2016年11月に小樽市で開催された総会後の文科省との意見交換会において、記述式試験に関する文科省の提案について議論し、同年12月の理事会後には記者会見を行い「大学入学者選抜試験における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」を公表した。具体的には、すべての国立大学受験生に個別試験で論理的思考力・判断力・表現力等を評価する高度な記述式試験を課すことを目指しつつ、文科省の提案する「パターン２」（短文記述式により基盤的能力を問う中難易度の問題）を国立大学の一般入試の全受験生に課す方向で検討し、「パター

ン１」（より深く思考力・判断力・表現力等の能力を問う中～高難易度の問題）を個別試験の選択肢の一つに位置づける方向で検討するというものであった。

翌2017年５月には、文科省が「高大接続改革の進捗状況について」を公表し、共通テストの記述式については短文記述式として大学入試センターが採点を行うこと、英語４技能評価については民間の認定試験の活用を基本とすること、共通テストの英語試験の取扱いについてはＡ案（2020年度以降、共通テストの英語試験を実施せず、認定試験を活用）・Ｂ案（2023年度までは共通テストの英語試験を実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験いずれか、または双方を選択利用することが可能）を検討すること等を示した。

国大協は、2017年６月14日の総会後に「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見を公表し、国語・数学の記述式試験の導入については、相当程度実現性・実効性のある提案が行われたものと評価した一方、英語の４技能評価については、民間の認定試験を活用すること自体には一定の合理性があるとしても、認定試験を「活用する」ことと、認定試験をもって共通テストの「代替とする」こととは、その実質に断絶があり、現時点で共通テストの英語試験の廃止の可否を判断することは拙速であるとし、共通テストにおける英語試験の存続については、学習指導要領との整合性等の課題もあり、認定試験の信頼性や活用状況等を検証したうえで、慎重に判断すべきと意見した。同年７月には、検討・準備グループが「大学入学共通テスト実施方針（案）」を了承した。同日に国大協は、共通試験の英語試験については2023年度まで継続して実施する方針を支持する旨のコメントを改めて公表した。

国大協としても来たる入試改革に備え、迅速な対応を可能にするため、2017年７月に入試委員会の下に「平成32年度以降の国立大学の入学者選抜の在り方に関する検討WG」（座長：山口佳三北海道大学名誉教授）を設置し、８月から検討を開始した。このWGは、９月までの３回の会議で国大協の基本方針とガイドラインについて検討し、入試委員会に報告した。その後、入試委員会では、「平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針（案）―」及び「英語認定試験及び大学入学共通テストの記述式問題の活用に関するガイドライン（骨子案）」を取りまとめ、さらに、「平成32年度以降の入学者選抜スケジュール」への対応案を作成し、９月末に各大学への意見照会を経て、理事会に提示した。

そして2017年11月、広島市で開催された総会で上述した基本方針（案）を承認し、国大協は、基本方針と会長談話を公表した。この基本方針においては、これまでの方針を踏襲し、すべての国立大学は、「一般選抜」においては第１次試験として原則５教科７科目を課すとした上で、英語４技能の評価については、認定試験を「一般選抜」の全受験生に課すとともに、2023年度までは、センターの新テストにおいて実施される英語試験を併せて課すこととし、それらの結果を入学者選抜に活用すること、また記述式問題を含む国語及び数学を「一般選抜」の全受験生に課すとした。なお、英語の認定試験の試験結果・段階別成績表示の結果、及び国語・数学の記述式問題の段階別成績表示の結果の具体的な活用方法について、受験生に対する配慮の観点から、国立大学共通のガイドラインを別に定めることとした。

このような状況にあって、入試委員会はWGで検討された案をもとに「英語認定試験及び大学

入学共通テストの記述式問題の活用に関するガイドライン（案）」について引き続き検討し、2018年２月９日の理事会で当該案が了承された。この原案に基づき各大学に意見照会を行い、３月８日の総会での協議を経て同月30日に「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」を公表した。このガイドラインでは、特に論点となった英語試験について、受験生の受験機会の公平性を保証する観点から、大学入試センターが認定したすべての資格・検定試験を対象とすることとし、そして、その活用方法として、①一定水準以上の認定試験の結果を出願資格とすること、②文科省が同月に公表したCEFRによる対照表に基づき、新テストの英語試験の得点に加点すること、このうちのどちらか、あるいは双方を組み合わせて用いることが示された。

入試委員会は、基本方針に基づき各大学における活用に当たっての参考例及び留意すべき事項を引き続き検討し、同年５月22日の理事会、６月12日の総会での協議を経て、「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等について」を公表した。

他方で、同時期には、導入が予定されている大学入試の変更点やその意思決定プロセスについて、専門家から批判的な意見もみられるようになった（例えば、南風原朝和編『検証　迷走する英語入試―スピーキング導入と民間委託』）。そして、同年９月に、東京大学がCEFRのA2レベル以上に相当する英語力を出願資格として求めるものの、その確認については英語民間試験の活用以外の方法も認めることを発表し、11月には名古屋大学、12月には東北大学、京都大学も同様の方針を発表した。いずれの大学も民間試験活用にあたって、経済や地域による受験機会の格差に配慮した結果であった。

このように、国大協や各大学において英語民間試験の活用に関する意思決定が本格化し、かつ先に示された基本方針の統一が図れない中、2019年11月１日に萩生田光一文科大臣は「大学入試英語成績提供システム」が経済的な状況や居住している地域にかかわらず等しく安心して受けられるには、さらなる時間が必要であると判断し、2020年度からの英語民間試験導入は見送られた。さらに、記述式問題についても、大学入試センターから、①採点者の決定が試験の直前になる点、②採点ミスのリスクを完全に防ぐことができない点、③自己採点との不一致を大幅に改善することが難しい点が課題として文科省に報告され、2019年12月17日、萩生田文科大臣は2020年度からの導入見送りを表明した。

このような変更が生じたため、国大協は、2019年11月１日に英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」導入の見送りについて会長コメントを公表、11月８日には、基本方針等の英語認定試験に係る記述部分の運用停止について示した。また予告していた政策の変更によって、受験生の混乱が生じないよう、国大協は11月11日に「2021年度に国立大学への入学を目指す皆さんへ」というメッセージを出し、29日には各大学の対応を集約したページを国大協ホームページに新設した。

２　入試ミス問題

前項で述べたような高大接続に関する共通テストの設計は、高等教育界のみならず、社会からも注目を浴びたものであった。他方で、第３期においては、国立大学で入試ミスが生じ、その対応も迫られることとなった。

事の発端は、2018年１月から２月にかけての京都大学と大阪大学での入試ミスの判明であった。同年１月26日の総会では、これから実施される個別試験に向けて入学者選抜業務全体のチェック体制等を確認し万全を期すと山極会長が発言した。さらに１月29日の衆議院予算委員会では、この入試ミスの問題が取り上げられ、林芳正文科大臣は、速やかに文科省の中に専用の窓口を設けることやミスの防止、解答例の開示など、適切な対応のためのルール作りを進め、各大学の取組状況の調査・把握をすると答弁した。これらを受け、２月９日の理事会にて、過去に国大協が作成している入試情報開示に関する指針について見直しを含め検討することとなった。

2018年６月に文科省から各大学等に通知された「平成31年度大学入学者選抜実施要項について」においては、入学者選抜の実施に係るミスの防止が記載された。国大協は入試委員会を中心に検討を重ね、2019年１月23日に「国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の公表の取扱いに関する方針」を公表し、公正な入学者選抜を求める社会の要請に応えるために、正解・解答例を原則公表することとした。

第７節　その他諸課題への対応

先述のような高等教育の、あるいは社会的な変化に応じて、国大協は自ら将来像を示し、あるべき姿に向けたアクションを起こしてきた。本節では、以上の課題には含まれないが、国立大学にとって重要な課題である、安全保障貿易管理、教育の情報化推進のための著作権法改正、大学スポーツへの対応について記述する。

１　安全保障貿易管理

日本の安全保障環境の変化や技術の多様性が進展し、海外への技術提供あるいは技術管理が重要な課題となり、2016年11月に経産省の安全保障貿易管理小委員会で検討が始まり、国大協からは三島良直東京工業大学長が参加した。国立大学にとって、この安全保障貿易管理と関わる点は、外国人に対する技術提供の規制のあり方であった。すなわち、それまで「非居住者」である外国人に対する技術提供については経産省の許可が必要であったが、６か月以上日本に滞在すると「居住者」となり許可が不要となっていた。この小委員会では、この許可を出す期間を延長する（例えば５年）ことが検討され始めた。技術提供が可能となる期間が延長されると、長期に滞在する留学生や外国人研究者に対して、受入時だけでなく長期にわたって大学が技術提供の管理を行う必要が生じることになる。

同年11月の安全保障貿易管理小委員会では、三島学長から、大学は留学生等の受入れをはじめ

とするグローバル化に積極的に取り組んでおり、諸外国よりも厳しい規制となればその妨げとなる恐れがあること、また大学の負担が過度に増加しないように配慮すべきこと、これらの観点から研究成果の公開を前提としない「基礎科学分野の研究活動」は規制対象から除外するなどの配慮も必要であることなどを発言した。

国大協では、教育・研究委員会と国際交流委員会において、「安全保障貿易管理に関する国大協としての考え方（案）」を取りまとめ、同年12月８日の理事会で協議、了承された。考え方は、おもに４点であり、①留学生等の受入れをはじめとする国立大学の国際化の基本方針堅持を政府が国内外に明確に示し、それを阻害することのないよう十分配慮すること、②規制の内容は主要先進国との整合性がとれたものとなるよう十分配慮すること、③規制の運用に当たり、大学に過度の責任や負担を課すことのないよう十分配慮し、具体的な判断に紛れがないよう明確で分かりやすい基準を設定すること、④大学における管理体制の整備・運用、教職員への周知徹底等に関する政府・関係機関のサポート体制を充実することであった。この考え方に関する制度的な面を専門家の確認を受けて一部修正し、12月20日の安全保障貿易管理小委員会において参考資料として三島学長から提出し、国大協ホームページでも公表した。

翌2017年１月に安全保障貿易管理小委員会で示された中間報告（案）では、日本の国際化の推進は大原則として今後も加速していくこと、大学の研究は原則として研究成果の公開を前提としているという特性を踏まえ「みなし輸出」の管理強化に当たっては規制対象の適正化・明確化を図るとともに支援のための体制づくりを進めることなどが記述されるに留まり、今後の検討課題となった。その後、経産省は、安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）を改定し、大学へのサポートの充実が図られることになった。

２　教育の情報化推進のための著作権法改正

第３期においては、教育の情報化に対応した著作権制度の課題が浮上した。それまでの著作権法では、ICTを用いた教育における他人の著作物の利用について、教員が自らの授業を他の教室に同時中継するような遠隔合同授業の場合には著作者の許諾を得ることなく無償でできた。一方、教員がスタジオ等から面前にいない学生に対して同時配信するような場合や、あらかじめ用意した動画や教材を学生の求めに応じて異時配信するようなオンデマンド型の場合にはこの著作権法は適用されず、利用の都度、個別に著作権者の許諾を得る必要があり、その際の権利処理が煩雑であるという課題があった。

この点について、文化庁文化審議会著作権分科会（以下、「著作権分科会」とする）（第16期）では、2016年５月12日の第44回会議から、権利制限規定の見直しや諸外国に多く見られる著作権者に対する補償金請求権付与などの方法が検討され始めた。国大協としては、こういった動向を注視しつつ、要望書を提出することを検討した。

2016年12月８日の理事会では、教育・研究委員会（委員長：五神東京大学長）で検討した「教育の情報化の推進における要望（案）」が協議され、了承された。具体的には、著作権の権利制限規定がなく許諾が必要とされているオンデマンドの教材配信（異時送信）について、新たに権

利制限の対象となることは教育の質の向上に資するものであり、望ましいことと考えており、またその場合、複製や同時送信と同様に無償で利用できるようにすることが望ましいが、仮に補償金請求権を付与する場合には大学の教育研究の公共性に鑑み、低廉なものとすることなどを求めた。そして、この要望書を12月９日付けで文化庁長官官房著作権課に提出した。

著作権分科会では、パブリックコメントも実施し、2018年２月23日に著作権法の一部を改正する法律案が閣議決定された。具体的には、文化庁長官が指定する補償金徴収分配団体（著作権者の団体）を設立し、教育機関は権利者の許諾を得ることなく一定の補償金を支払うことによって、授業の過程における著作物の公衆送信を行うことができることとなった。

同年５月に教育の情報化推進のために権利制限規定等の整備等を行う改正著作権法が公布され、補償金管理団体の指定や補償金額の決定・認可を行った上で３年以内に施行することとなった。このような動向の中、同年11月には改正法の趣旨を踏まえ、権利者の正当な利益の保護とのバランスを図りつつ、ICT活用教育を推進するための円滑な著作物の利用環境を実現するために、権利者団体と教育関係団体が共同して検討を行う「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が設置され、著作権法解釈のガイドラインなどの議論が行われている。国大協も委員を推薦しており、千葉大学副学長・附属図書館館長の竹内比呂也教授（教育・研究委員会専門委員）は、フォーラムの教育関係団体側共同座長を務めている。

翌2019年２月には、権利者団体が共同して設置した一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が、文化庁長官より改正法に基づく補償金の管理団体として指定された。こうして2021年度からの補償金制度施行に向けて関係者の議論が進められてきたが、2020年初めからの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大学をはじめすべての学校でICTを活用した遠隔授業や自習などの取組みのニーズが急速に増大した。2020年４月に緊急対応として2020年度に限り、補償金額を特例的に無償として制度が施行されることになった。

３　大学スポーツ

第３期においては、東京オリンピックを見据え、高等教育政策における大学スポーツに関する検討が始まった。背景として、諸外国のような大学スポーツ先進国と比較して、日本の大学スポーツは、その潜在力を十分に生かしきれていないとの問題意識から、早急に課題を整理し、対応する必要に迫られた。

具体的には、スポーツ庁において、2016年４月から馳文科大臣を座長とする大学スポーツの振興に関する検討会議が始まり、国立大学関係者としては、五神東京大学長、福永哲夫鹿屋体育大学長が参加した。同年８月１日の第４回会議では、学長をはじめとする大学トップ層の理解醸成の必要性を強調した上で、大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA）の設置について、この検討会議の下に、実務者により構成されるタスクフォースを設置し、年度末まで集中的な議論を行い、その方向性について結論を得ることが目指された。同年11月８日から開催されたタスクフォースには、山本健慈専務理事が参加した。なお、自民党のスポーツ立国調査会（会長：馳衆議院議員）のスポーツビジネス小委員会においても並行して検討され、京都大学アメフ

ト部の一般社団法人化した事例が紹介された。

翌2017年３月に示された2017～2022年度における第２期スポーツ基本計画では、日本版NCAA創設の支援体制の構築を図ることが記された。また、先の自民党スポーツ立国調査会は2017年３月21日のスポーツビジネス小委員会において、同年６月の政府の骨太方針に日本版NCAAの創設を含む大学スポーツ振興について盛り込むことを表明し、国大協も同年４月27日の議連第９回総会において、永田副会長が「筑波大学の大学スポーツ振興の取組み」を報告した。同年９月28日には、スポーツ庁に日本版NCAA創設に向けた学産官連携協議会が発足し、永田副会長が出席した。この協議会等で新組織に関する検討が行われ、2019年３月に一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）が創設された。

第８節　国大協の活動の広がりと機能強化

以上、本章では、第３期における国大協の動向を高等教育政策の中心となったトピックごとに述べてきた。本節では、第３期における国大協のあり方の変化そのものについて改めて整理する。

１　将来を先導する政策の検討と提言

国大協は、国立大学の将来像の提示（第１節）、あるいは人事給与マネジメント改革（第２節）、教育・研究成果に係る客観的指標及びその分析・評価手法の提示（第３節）にみられたように、文科省のみならず、政府全体の動向を察知し、そこで大枠の基本方針が示される前に、国立大学総体として、積極的な先取り提言を試みていた。例えば、国立大学の将来的な規模に関する考え方を示した点や、年俸制の導入にあたって、若手教員の安定性と流動性の両方を確保するような提案をしつつ、運営費交付金の特殊要因などの削減を回避するための提言を逆に打ち出した点である。さらに、教育・研究成果の評価について、大枠が規定される前に、自ら指標を検討して提示した点が挙げられる。

このような対応をとるため、全国立大学法人を会員とする組織であることを踏まえ、これまでの委員会をベースにした意思決定の方法よりも、短期間で迅速な検討を行い、理事会に直接提言案を示す機動的なワーキンググループによる意思決定方法を積極的に採用した。そして、短期間で策定された提言案を国立大学総体としての意見として洗練させるために、毎年８月に２日間にわたって開催されるトップセミナーにおいて、１日目に全学長が小グループに分かれて集中討議を行い、２日目に総括を行うなどの工夫を凝らした。さらに、各アンケートによるデータ・事例収集に関して、迅速な情報収集や、会員専用ホームページを活用した各大学との情報共有、加えて常務理事・事務局長からの各学長への定期的なメールによる情報配信により各大学の優良事例等の共有の強化を図った。

２　国際交流・協力

第３期においても、国際交流委員会では、第２期で策定された教育の国際化の数値目標のフォ

ローアップを行うなど、国際交流・協力の取組みを一層加速して取り組んだ。

海外の大学団体との交流を挙げるだけでも、台湾高等教育国際合作基金会（FICHET）との交流協定（2016年５月）、ドイツ大学学長会議（HRK）等との共同シンポジウム（同年６月）、フランス大学長会議（CPU）及びフランス技師学校長会議（CDEFI）との共同シンポジウム（同年６～７月）、UMAP（アジア太平洋大学交流機構）の25周年記念シンポジウム（同年９月）、英国大学協会（UUK）との交流覚書（同年10月）、東南アジア教育大臣機構高等教育開発地域センター（SEAMEO-RIHED）との交流協定（2018年２月）、アメリカ教育協議会（ACE）との交流協定（同年３月）、ドイツ（HRK等）との共同シンポジウム（同年４月）、台湾（FICHET）との共同フォーラム（同年６月）、ユニバーシティーズ・オーストラリア（UA）とのシンポジウム（同年10月）、イギリス（UUK）とのラウンドテーブル（同年10月）、フランス（CPU及びCDEFI）との共同シンポジウム（同年12月）、イギリス（UUK）との交流（2019年６月）、東南アジアSEAMEO-RIHEDとの共催での大学代表団受入（同年６月）があり、これらの交流には会長、副会長はじめ多くの国立大学教職員が参加した。

資料５-４　台湾高等教育国際合作基金会との交流協定締結（JACUIEとしての締結）

資料５-５　SEAMEO-RIHEDとの交流協定締結

そのほかにも、UAとは、第２期中に締結した交流協定に基づく大学職員短期交流研修事業が引き続き実施され、2016年10月末にオーストラリア国立大学、クイーンズランド大学などから十数名の幹部教職員が来日し、国大協の大学改革シンポジウムへの参加、大使館における日本の関係機関との円卓会議、名古屋大学・筑波大学への訪問等が行われた。さらに、翌2017年には、国立大学職員10名程度がUAやオーストラリア国立大学等を訪問、シャドーイングなどの研修も現地で行い、交流を深めた。以降も、日豪の大学団体間の交流は継続しており、国際的なネットワークの強化と、国際担当職員の専門性向上も進めている。

３　多様なステークホルダーに対する発信と連携

第３期では、高等教育政策に関与するアクターが多様化していった。こういった状況に鑑み、国大協はさまざまなステークホルダーに対する発信と連携を強化していった。

まず、「国立大学振興議員連盟」が、第６回総会から公立大学を加えた「国公立大学振興議員連盟」に発展したため、国大協は公立大学協会と共に、議連において積極的な情報発信をした。

さらに地方創生の文脈では、第２期中から全国知事会との関係構築を強化してきたことを背景に、各地域の国立大学長と各知事が意見交換を行い、国立大学の存在意義を再確認する機会となった。

さらに、公立大学、私立大学とも連携を取り合った。例えば、国際交流の面では、国大協が事務局であるJACUIE（国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会）としての国際交流の促進が、日本の大学全体の国際化を一層促進する契機となった。また、国大協が高等教育の将来像を検討していく中で、2018年10月に開催した第17回大学改革シンポジウム「高等教育の将来構想」では、田中優子日本私立大学連盟常務理事・法政大学長、鬼頭宏公立大学協会副会長・静岡県立大学長が登壇し、活発な議論が交わされた。

一方、マスメディアでは、読売新聞教育ネットワークの異見交論における「国立大学は納税者への責務を果たせ」（2018年４月、神田眞人財務省主計局次長）や、「国立大学よ、世界を見てくれ」（2018年８月、赤石浩一内閣府政策統括官）など国立大学の現状を厳しく見る意見が取り上げられた。そのような中、国大協では広報委員会が直接的な情報発信の場として、マスメディアとの懇談を企画した。第１回は、2016年６月に国大協会長等と文教問題懇談会構成員の論説委員等との懇談会として、吉見俊哉東京大学教授の講演が行われ、意見交換を行った。この懇談会は、翌年以降も報道機関とコミュニケーションを図るため継続的に行われている。

さらに2016年９月には、各大学における広報担当者を対象とした国立大学法人等広報担当者連絡会（広報勉強会）を開催し、新聞社や民間教育企業側からみた国立大学の広報に関する基調講演、それらを踏まえたグループ別討議で活発な議論が行われた。各大学のブランディングや発信を強化する試みとして、以後継続している。

４　国立大学の経営層・職員の育成

第３期における国大協の活動は、これまで実施してきた国立大学法人新任学長セミナーや国立大学法人トップセミナーといった学長を対象とした研修のみならず、理事あるいは将来の大学経営を担う人材の育成にも広がりを見せていた。将来像（最終まとめ）においては、国立大学が共同して将来の経営層を育成する研修プログラムを構築していく必要について述べており、それらを着実に実行した。具体的には、従来の国立大学法人等理事研修会を、担当する分野の知識及び情報を体系的に学び、また理事の交流を図ることにより連帯感を高め、国立大学法人等のさらなる発展に寄与することを目的とした国立大学法人等担当理事連絡会に変更した。初年度である2016年には、６月に「国立大学の財政基盤の強化方策について」、そして10月には、「大学間連携による国際交流・国際協力の推進方策」といったいずれも国立大学が直面している重要な課題、あるいは将来像を構想していく上で国大協内でも検討している課題を、理事レベルで情報共有する機会として位置づけられた。

さらに2017年度からは、事業実施委員会の下に、国立大学法人のトップマネジメント人材育成に関するワーキング・グループ（座長：和田健夫小樽商科大学長）を設置し、文科省の「イノベーション経営人材育成システム構築事業」を参考に、国大協としても将来の大学経営を担う人材の育成を検討し、翌2018年には２泊３日の合宿形式による「ユニバーシティ・デザイン・ワーク

ショップ」（UDWS）を開催した。基調講演者として、上山隆大CSTI常勤議員、三島東京工業大学前学長・名誉教授、橋本孝之日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役を招き、各講演テーマに基づいてグループ別討議を行った。この研修には、各機関から所属長の推薦を得た47名の理事、副学長、部局長等が参加し、昼夜にかけて活発な議論が行われた。これらの研修は、引き続き毎年行われている。

また、国立大学の若手職員を対象とした、国立大学法人等若手職員勉強会も継続して実施し、2018年12月には、『「大学改革」という病―学問の自由・財政基盤・競争主義から検証する』の著者である山口裕之徳島大学教授を招聘し、法人化以降行われている大学改革の現状とその結果、それらを踏まえた上で大学教職員はどうすべきかについて講演が行われ、グループに分かれて活発な議論を行い、大学職員間での交流も深める機会となった。

５　各種のデータ収集・分析に基づく調査研究機能の強化

国大協が主体的に提言する、あるいは外部的な圧力に対する反論を試みる場合には、裏付けとなるデータが必要になる。第２期においては、それまで毎年度の運営費交付金の減少とそれによって生じる弊害について示してきた。しかし、新たな国立大学のあり方を提示していく上では、国立大学が果たしている役割を見える化し、かつ教育研究の効果を推定するデータが必要となる。

そこで、国大協は調査企画会議に置かれていた政策研究所を理事会直属とし、さらに若手の高等教育研究者をメンバーとする研究グループを設置し、各大学等間の連携を構築するとともに、より機動的なデータ収集と政策研究のあり方を模索した。そこでの成果として、例えば、2018年11月の財政審における財務省の見解に関する声明では、論文生産性がドイツに比べ低いと主張する点等について、データに基づき財務省の見解を批判した。さらに、定点的に収集できる基礎データについても、各国立大学の各施策や認証評価に活用できるよう「国立大学法人基礎資料集」を改善、会員専用ホームページではデータを直接ダウンロードできるようになった。政策研究所では2019年度から、国立大学の経済効果に関する調査研究が進められている。

第９節　新型コロナウイルス感染症拡大への対応

新型コロナウイルス感染症は、日本においては2020年１月16日に国内初の患者が発生した。その後、感染者の増加に対応し、政府や地方自治体による各種の休業措置要請が実施され、同年４月７日には政府より特別措置法に基づく緊急事態宣言が７都府県に出され、４月16日には全国に拡大された。同年５月25日に全面解除がなされるまで、外出自粛要請など厳しい状況の中、各大学においては学生の教育環境確保や修学支援充実のためさまざまな努力が行われてきた。執筆時点（2020年７月）で、未だ収束の見通しは立っておらず、国立大学においても教職員、学生の感染が報告され、予断を許さない状況が続いている。ここでは、執筆時点までの国大協における新型コロナウイルス感染症拡大への取組みについて記述する。

1　学生と大学に対する直接的な呼びかけ

2020年２月17日及び３月５日の２回にわたり学生に対して、不顕性感染（感染はしているが症状は出ない）の場合もあることを自覚し慎重な行動を是非取ってほしいこと、帰省や旅行（海外も含む）など居住地域を越えた移動は慎重に判断してほしいことについて、永田会長のメッセージを国大協のホームページに掲載した。

その後も世界的に新型コロナウイルス感染症の爆発的拡大が続く中、３月24日、４月３日及び４月20日の３回にわたり会長より各国立大学法人の長に対して、時々の状況に応じ、感染拡大防止のための学生及び教職員に対する一層の対応を依頼した。具体的には、「学生及び教職員の海外渡航の制限、自粛などの検討」、「新入生や在学生の帰省や旅行（海外も含む）など居住地域を越えての移動、多くの学生が集まるコンパの開催などの行動自粛を促すこと」、「三密（密閉、密集、密接）の回避」などについて、学生及び教職員に対する徹底をお願いした。

2　学生及び各大学に対する支援等の要請

国大協においては、各大学等の状況を踏まえ、政府に対して以下のような３つの要望活動を展開した。

第一に、国立大学に係る財政支援等の要請である。緊急事態宣言の適用が全国に拡大される中、国立大学の教育・研究や経営面においてさまざまな問題が生じていた。教育面では、学事暦や遠隔授業の実施・増加に係る問題、留学生受入れ（入国）が困難になるなどの問題、休業要請の拡大に伴う学生の生活費や学費確保などの経済的問題などが顕在化していた。また、研究面では、研究継続の断念や研究計画の遅れの発生、任期付き若手研究者（ポスドクを含む）の継続的雇用確保の問題、各種研究費申請等の期限内提出が困難となる問題などが発生していた。さらに、新型コロナウイルス感染者の受入れ体制整備に伴う附属病院の大幅減収は、大学全体の経営に大きな影響を与える問題であった。このような新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国立大学法人の教育・研究への影響を最小限にとどめ、さらに収束後の迅速な正常化等に万全を期すべく、４月24日に、学生及び大学に対する財政支援の充実、各種書類等の提出期限の延長等の要望事項を「国立大学法人における新型コロナウイルス感染症対応に関する緊急要望」として会長名で取りまとめ、文科大臣をはじめ関係機関の長へ要望した。

第二に、学生に対する経済支援緊急要望である。緊急事態宣言に伴う各種営業自粛要請等による実家の家計急変、アルバイト解雇等により生活費や学費の確保が困難となるなど経済的苦境に陥った学生が数多く生じ、学業継続を断念し退学を検討する学生もいた。各大学では独自の支援策を実施していたものの、財政上も限界がありさらなる支援の充実が喫緊の課題であった。このため、国大協、公立大学協会及び日本私立大学団体連合会の連名により、留学生を含む正規学生に対する給付型のさらなる経済的支援、家計急変学生に係る緊急の授業料免除実施の支援等について、５月11日に「新型コロナウイルス感染症に対応した学生への経済的支援に関する緊急要望」として取りまとめ、５月18日に永田会長及び各団体の代表者が、文科大臣を訪問し国の格段の支

援を直接要望した。

第三に、大学附属病院への財政支援要望である。新型コロナウイルス感染症感染者が急増している状況の中、大学附属病院での新型コロナウイルス感染症拡大への対応は医療業務全般に大きな影響を与えており、空病床の設定、院内感染予防体制の徹底化に伴う手術の抑制など医療業務内容の変更に伴う大幅減収により財務的破綻をも予想される状況であった。大学附属病院が財政面から機能不全に陥る状態を避けるため、５月18日に「全国大学病院への財政投入の要請書」を取りまとめ、国大協会長をはじめ、全国医学部長病院長会議会長、同会議の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関わる課題対応委員会委員長、日本医師会長らより、安倍総理大臣に対し直接財政的支援を要望した。

これらにより、政府においては新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の検討が急ピッチで進められ、２次にわたる2020年度補正予算により大型の財政措置が行われた。また、書類の提出期限延長などについても柔軟な対応が取られることとなった。

３　遠隔授業のための環境整備に向けて

先述のように、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言による外出自粛要請等が行われていたため、各大学では遠隔授業（オンライン）が開始されたが、学生個人の通信容量契約の制限緩和対応が急務であった。このため国大協から文科省に対して、関係省庁とも連携して、各電気通信事業者へ学生個々の契約通信容量制限の緩和について働きかけることを要請した。各電気通信事業者でもこの問題は検討され、特別な通信サービスの提供が行われることとなった。

また、遠隔授業の実施にあたっては、著作物の公衆送信の問題があり、2018年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め、2020年４月28日から施行されるとともに本年度に限り補償金額を特例的に無償とする措置が取られることとなった。

以上述べたように、現在、世界各国において、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を契機としてニューノーマル（新しい日常）における新スタンダードへの大変容が起きつつあり、我が国でもオンラインによる遠隔授業など教育手法の多様化が進み、大学教育に大きな変革が起こりつつある。国大協においてもポストコロナ時代の大学のあり方に関し積極的に検討を進めている。

Ⅱ　特別寄稿

遠山プランの衝撃

元会長
長　尾　　真
（元京都大学長）

私が国立大学協会の会長をしていた間（2001年４月～2003年６月）で最も衝撃的であったことは、いわゆる「遠山プラン」が2001年６月に文部科学省（文科省）から出されたことであった。小泉純一郎総理大臣が国立大学を民営化してもよいのではないかと言っていた時の文科大臣をしておられた遠山敦子大臣の苦渋の挙句の案だったことは間違いなかった。

このプランは、⑴国立大学の再編・統合、⑵国立大学に民間的発想の経営手法を導入した「国立大学法人」への移行、⑶大学への第三者評価の導入と「国公私トップ30」の育成、という３つの柱からなるものであった。国立大学を文科省の組織から切り離し、独立した法人組織とし、競争的環境のもとに自主的な運営で大学を活性化させることを狙ったもので、独立した経営を成り立たせるためには必要に応じて大学を再編統合することも積極的に進めるということを意味していた。国大協はこの遠山プランに対して蜂の巣をつついたような状況になった。

国大協としてこの案に対してどのような態度をとるか、また国大協としてこれに代わる良い案があるかということが問題となった。その前から文科省内では独立行政法人通則法の下での法人としての立法を考えていたようで、国大協の第１常置委員会の委員長をしていた私にそのような打診があったが、私としてはそれには絶対反対である、全くの白紙から国立大学法人法を作るべきだと強力に伝えていた。また全ての国立大学を一つに束ねた法人を作るのはどうかという考えも省内にあったようだが、法人化の趣旨が健全な競争的環境を作ることだから各大学を単位とした法人でなければだめだと強力に主張していた。

文科省は遠山プランを具体化するために、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議を設置し具体案を作ることになった。その会議の座長を私にやってくれということだったが、そこでの議論は厳しいものになるから国大協会長が委員として入るのは良くないという意見があった。しかし私は座長として議論にある程度のコントロールができるから座長を引き受けることも悪くはないと考えて引き受けた。この会議には国大協の副会長も入っていたが、会議では経団連から来ていた委員の意見が議論の流れを大きく左右した。要するに国立大学は日本社会や企業に対して何の役にも立っていないと言わんばかりの発言が多く、大学側は防戦一方のような形になった。

この調査検討会議の重要課題は、大学を独立の法人とすること、学長の選考・決定は外部から

の有識者を入れた学長選考会議で行うこと、教授会は教育研究に関することだけについて審議すること、国は大学運営のために補助金の形で今まで出していた経費を負担すること、その代わりに大学は数年間の期間にどれだけのことをするか、また各年度に具体的にする事業を明確にするということを求められた。その事業計画として、まず文科省が各大学に中期目標を与え、それを実現するための中期計画を各大学から出させるというもので、法人化して国立大学により大きな自由度を持たせるという趣旨に矛盾したようなシステム概念であった。これに対してはいろんな意見があったが、何しろ補助金をもらう側だということもあって、このやり方が承認されてしまった。

国大協側としては、この問題をはじめ法人化された後の大学評価についても、それぞれの大学が特色を生かしながら発展していくよう、大学の自由度を最大限認めた中期計画を認めてくれ、またできるだけ大らかな評価をして大学を積極的に育てる方向で努力をしてくれるものと思って妥協したつもりだったのだが、結果的にはこの大学側の期待が甘すぎたのは残念だった。

この調査検討会議のもう一つの課題は教職員の身分を公務員型のままで行くのか、非公務員型にするのかであった。これは特に国立大学の事務職員や技官などの人たちにとっては非常に気にかかる問題であった。なかなか決まらなかったが、大学が国から独立した法人となる以上、非公務員型にならざるを得ないということで最終決着となった。

こうしてまとめられた調査検討会議の報告書を国大協として原則承認するかどうかを議題として2002年４月に臨時総会を開催したが、会議は非常にもめた。一部の大学から同じような反対意見が繰り返し繰り返し出されて、会議が振り出しに戻るなど延々と続いたが、建設的な代案が出されなかったこともあって、大方の学長は認めざるを得ないという雰囲気となった。

これまでの国大協では決を採ることはせず、全会一致という形で物事を進めるという伝統があったが、今回はそれは無理だということは明らかであった。そこで仕方なく従来の慣行を破って賛否を問う形で決着して良いかをはかり、その結果決を採り、原案了承ということに決着した。反対は数大学であった。ここまでの１年余りの国大協の運営は実に辛いことの連続であった。

その後、この調査検討会議の報告書に基づいて国立大学法人法の作成が文科省で進められたが、その内容は国会に提出するまでは外部に漏らさないということで、国大協にも知らされず、皆疑心暗鬼の状態に置かれたのも苦しいことであった。明けて2003年、通常国会に国立大学法人法案が提出され、我々にも示された。この法案の国会審議での政府側答弁には遠山文科大臣が当たられたが、非常なご苦労をされた。

その結果、2003年７月に参議院も通過し、国会承認となったが、私はその時何とも言えない感懐に襲われた。本当にこの法律で国立大学がうまく運営され十分な力を発揮できるのだろうかという疑念を抱かざるを得なかった。この法律の成立に際して衆参両院で付けられた附帯決議は非常に大切なものであるにもかかわらず、今日これがほとんど生かされておらず、無視されているのは残念である。

国立大学が法人化されて十数年になるが、学生教育については随分改革が進み良くなってきている。これは大きな成果である。しかし博士課程が終わってからが大きな問題を抱えている。こ

れを改革し、安心して研究に集中できるようにしなければならない。研究費の問題ではない。大学システムの世紀の大変革であったのだから無理もないことであるが、あと10年くらいの間に安心して研究ができるよう若手研究者育成の制度改革を行ってもらいたいものである。その間にも「大学とは何か、どうあるべきか」についてもう一度根本的に検討することが必要なのかもしれない。

国大協の思い出

元会長
佐々木　　毅
（元東京大学長）

私の学長任期は2001年４月から2005年３月であり、法人化に始まり法人化で終わったと言っても過言ではない。ここでは私の手元にあるメモを手がかりにエピソードを連ねてみたい。事柄の性質上、失礼の段はお許しいただきたい。

学長就任第一日目に長尾真会長が来訪され、独法化問題について大学の立場を伝える文部科学省の努力が足りないことを述べられ、東京大学が法人化に向けてリーダーシップを取るよう促された。国大協がどのような活動をし、どういう状態にあるのかについては聞かされていたが、2001年６月１日の理事会に出席してみて、独法化をめぐる内部対立を目の当たりにすることになった。設置形態検討特別委員会（委員長：長尾会長）の報告書をめぐって、地方大学が強い抵抗姿勢を示していたのである。この間、４月には小泉政権が誕生し、国立大学の民営化といった言葉が飛び交うようになった。こうした中で、文部科学省は今後の施策の三原則を国大協幹部（長尾会長、石弘光一橋大学長、阿部博之東北大学長、内藤喜之東京工業大学長、松尾稔名古屋大学長、私）との非公式会合で明らかにした（６月８日）。すなわち、第一に、国立大学のスクラップ・アンド・ビルドを推進すること、第二に、学外者の意向を取り入れた形での大学運営を可能にする「国立大学法人法」を早期に実施に移すこと、第三に、国公私立を含め、30大学を世界水準の大学にするように、資源の集中投下を行うことであった。この非公式会合は今から考えても非常に重要なものであった。

独法化に加えて三原則問題が登場したため、第108回総会は波乱含みとなった。まず、役員人事が行われ、長尾会長が再任、副会長に石学長、松尾学長が決定した。私は評価問題を扱う第８常置委員会の委員長に指名された。文科省から示された三原則の衝撃の中、長尾委員会の報告書に対しては、「地方切り捨て」論、教育軽視論といった批判のほか、大学の自律性をもっと強調すべきであるといった意見が相次いだ。こうした中で長尾会長はそうした反対意見があったことを記者会見で述べるということで了承を取り付けられた。国大協分裂の瀬戸際の総会であったように見えた。

2002年に入ると国立大学法人法の制定が俎上に上ってくる。それへの最後のゴーサインを決める臨時総会が４月19日に開催された。総会では会長談話をめぐって次々と異論が出され、６月まで結論を延期すべきだといった議論も出された。会長、副会長は壇上から談話に対する承認を取

り付けようとするが、なかなか思いどおりには進まないように見えた。私は気分が乗らず、漫然と事態の推移を見守っていた。それというのも当日総会に来る途中で生まれて初めて追突事故に遭い、病院へ行くことなどに気を取られていたからであった。12時近くになっても同様の事態が続いたので、立ち上がって会長談話を事実上承認する発言を行った。タイミングがよかったのか、その後議論は動き出し、会長談話はほどなく挙手多数で了承された。私は病院に駆け込み、事なきを得た。この年、「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会を主宰することになった。国立大学法人法を前提にしたこれからの国大協の役割論議が始まったのである。

国立大学法人法は2003年５月22日に衆議院を通過し、６月２日には遠山敦子大臣から審議の状況についてレクを受けた。翌日、国会に参考人として招致され、２時間にわたって所信を述べ、質疑に応じた。特に、この法人化は大仕事であり、国の側でそれにふさわしい態勢を整備する責任がある旨、強調した。６月10日の第112回総会で新理事が誕生し、会長に選定され、副会長に石一橋大学長、梶山千里九州大学長が選ばれた。参議院で難航していた国立大学法人法案はようやく７月９日に成立した。これを受けて７月14日に臨時総会と文科省の国立大学長・大学共同利用機関長等会議が開催され、文科大臣や局長も出席して、法人化をめぐる一連の議論の締め括りの議論を行った。これまでの学長たちの発言を思い出しながら、その発言を興味深く拝聴した。終了後、文科大臣も参加されて懇談会が開かれ、法人化問題に区切りをつけたことを確認した。私は他に所用があったために中座し、懇談会の二次会に再び顔を出した記憶がある。こうして各大学の法人化作業にゴーサインが発せられた。私もこの直後に東大で評議会に対して「法人化作業についての所信表明」を行い、法人化作業に対する学内の協力を改めて求めた。

10月に入ると運営費交付金をめぐる疑念や心配の声が大学側に高まってきた。法人化の議論で異様であったのは財務問題について実質的な議論が全くなかったことである。その最大の原因は文科省に当事者能力がなかったことに加え、政府に中期目標に対応するような財政計画を作るという仕組みと伝統が欠如していたことに原因があった。政府が運営費交付金の削減を企図しており、文科省がそれに一枚噛んでいる可能性がある中で、会長・副会長としては現状維持という原則を掲げる以外に方法はなかった。その際、事柄が全法人の将来に関わる大問題であることに鑑み、会員校が積極的に行動し発言することを抑制せず、外に見える行動を歓迎することに腹を固めた。10月29日には政府の税制調査会会長の石副会長を先頭に財務省に赴き、法人化は行政改革のためのものではなく、最初の年から運営費交付金を削減するようでは「二階に上げて梯子を外す」ようなものだと申し入れを行った。10月31日の理事会、11月12日の第113回総会と学長たちの運営費交付金に対する危機感はますます高まった。国大協の国立大学法人化特別委員会からは、文科省との予算をめぐる意見交換はもはや責任が持てない、「聞き置くことにしたい」という報告が入ったように、国大協と文科省とのパイプが詰まり始めた。11月21日には文科省と財務省から運営費交付金の算定ルールについて同様の説明があったが、法人化特別委員会と同様に言質を与えずに、「聞き置く」という態度を堅持した。翌日、臨時の学長懇談会を開催し、二日前に会合を呼びかけたにもかかわらず、50名の学長が参加した。執行部は文科省の提案に対して同意も承諾も与えていないし、政治家などへの働きかけに一段の工夫をしてもらいたいなど、今後の対

応について意見交換があった。私も与謝野馨議員、加藤紘一議員、谷垣禎一財務大臣、柳澤伯夫政調会長代理、安倍晋三幹事長、斉藤鉄夫議員（公明党）を訪問し、ほんの短時間であったが、旧知の河村建夫文科大臣にも会い、少々騒々しくなる可能性があることを伝えた。新聞にも投稿した。12月６日土曜日の臨時理事会での議論を踏まえ、2005年度以降の運営費交付金の算定ルールについての議論をやり直すこと、それを法人の長の指名返上を覚悟で要求するという要望書を作成し、それへの賛否を８日月曜日までに学長と事務局長の連名でファクスすることを各大学に依頼した。８日の夕刻に文科事務次官と会い、要望書の趣旨を伝えたが、その段階では70大学余りから、要望書を支持するという意思表示があった。文科事務次官からは、十分な説明と可能な措置をとるよう、文科大臣と検討するという意思表示があった。面談後、石副会長と一緒に記者会見を行ったが、大学側の「重大な決意」に記者の関心は集中した。11日の臨時総会は理事会の要望書の支持を決め、文科省は早期の決着を図り、いろいろな提案を持ちかけたが、こちらもできぬことはできぬと言わざるを得ない。この頃、会長辞任説も一部で流布していたらしい。文科省はここで決着を１月に延ばし、その間、地区学長会議の場を活用して説得を進める作戦に変更した（12月18日の国立大学長・事務局長等懇談会）。１月19日に臨時理事会を開催し、運営費交付金をめぐる問題については法人化特別委員会で審議すること、将来の算定基準についてはシーリングの行方と併せ、引き続き注視していくことを決めた。また、法人化にはさまざまな問題が発生することが予想されたので、各大学からの要望に応えるべく、私の発案で新国大協の専務理事に松尾名古屋大学長（前副会長）の就任をお願いした。この人事は大いに歓迎された。

法人化の作業は前代未聞の大変な作業であり、大きな不慮の事故や職員の健康問題が起こるのではないかとはらはらしながら見守っていた。特に、人事制度を非公務員型に変えたことは大きな負担になった。東大でも地区代表との話し合いが決着したのは、３月31日の午後８時であった。

新国大協の発足に伴い、2004年４月２日、松尾専務理事に辞令を交付するとともに、併せて今回各大学から新たに派遣された職員との懇親会に出席した。清新な雰囲気が心強かった。新国大協の理事会でも早速シーリング問題が話題になり、総合科学技術会議や経済財政諮問会議との接触を密にすることにした。新国大協の第１回総会は６月17日に行われ、設立記念祝賀会も盛大に開かれた。学長たちの雰囲気の変化が興味深かった。予算問題では財務省に目立った動きがなく、秋を迎えた。11月５日、金沢で総会が開催された。従来、総会は２回とも東京で開催されていたが、私から秋の総会は他の地域で開催することを提案し、林勇二郎金沢大学長に最初のホスト役をお願いすることになった。この総会を機に長い間副会長として尽力された石学長が退任され、相澤益男東京工業大学長が副会長に就任した。次年度の予算については授業料値上げで運営費交付金の削減を補うという方式が文科省から提案されたが、これに対する各大学の反対は根強かった。他方で授業料値上げに対する国立大学法人の置かれた立場は微妙である。そこで、授業料問題は文科省の責任事項であることに鑑み、文科省が要望に応じて各地域に出向き、丁寧に説明することで処理した。最後に、与謝野政調会長を訪ね、逼迫しつつある施設費補助金の発射台をもっと高くするよう陳情し、予算関係の仕事を終えた。2005年３月４日の総会を機に会長を退任したが、国大協は私に貴重な経験と得難い友人を与えてくれた。ここにひたすら、感謝を述べたい。

21世紀初頭の大学改革を振り返る

元会長
相　澤　益　男
（元東京工業大学長）

1　『国立大学協会五十年史』を紐解く

世界が新型コロナウイルスに席捲されている。こうした危機に国立大学協会は70周年を迎えた。記念誌への寄稿を依頼されたこともあり、20年前に刊行された『国立大学協会五十年史』を紐解いてみた。認識を深めた二つのことを記しておきたい。

その一つは、国立大学の多様性である。歴代会長による座談会でのやりとりが核心を突いているので、ごく一部であるが引用しておく。「国立大学は護送船団だった。……今変わらないといけない時期にきている」「一口に国立大学といっても多種多様なのだということをむしろ正面に打ち出すべき」「各大学はそれぞれ自分の大学の存在理由を明確にし、将来構想の青写真を描いてやっていく必要がある」と続く。当時国立大学協会には99の国立大学が集まっていた。多様性をどう活かすのか、大学改革の本質に迫っている。

もう一つは、国立大学の法人化問題である。阿部博之第１常置委員会委員長は、「もとより行財政改革は大切な課題である。同時に国際的に評価される大学や学術研究機関の整備が必要であり、それなしに、日本に未来はないといっても過言ではない。いずれにしても、大学の法人化問題の検討は、これからが正念場である」と総括。行財政改革とのせめぎ合いの難しさが実感される。

私は、国立大学協会50周年の直後、2001年に、東京工業大学長となり、2005年には佐々木毅会長の後任として国立大学協会会長を引き継いだ。この間、大学設置・学校法人審議会会長、中央教育審議会委員・大学分科会長も務めている。そこで、本稿では、会長在任中のエピソードを切り出すというよりは、21世紀初頭における大学改革の流れを振り返ることとしたい。

2　変革を迫られた高等教育政策

21世紀初頭、世界は、グローバル化、情報化が進展する中で、「知識社会」への移行を加速していた。知識は、価値を生み、あらゆる力の源泉となり、社会基盤ともなる。こうした認識が高まるとともに、知識社会への期待が急速に膨らんだ。言うまでもなく知識社会の中核を担うのは大学である。しかし、グローバルな知識社会を先導するには、大学も変わるべきではないのか。大学にも危機感が漂った。もっとも鋭敏だったのは、世界を牽引する勢いのある大学である。これらの大学は、「世界を惹きつけるグローバル大学づくり」に動き、大学改革を進めた。そして、

大学改革は、欧米にとどまらず、アジア諸国にも広がっていった。多くの学長から、“*Best and Brightest Students from the World.*”という言葉が飛び出してきたのはこの時である。一方、国際的評価の高い大学は国力の根幹であるとの認識が強まり、国としての政策展開が際立ってきた。そうなると、大学の国際比較に関心が高まり、その要請に呼応するように、THE世界大学ランキングが2004年に登場した。

「科学に国境はない。科学者には祖国がある」とは、パスツールの至言である。21世紀初頭、科学研究が急速にグローバル化してきた。注目すべきは、アジア諸国の驚異的な躍進である。さらに、国際的優位性を確保する上で、科学技術が大学と同様に極めて重要であるとの位置づけが強調され、科学技術政策が競うように策定されるようになった。日本は、科学技術立国を標榜し、1995年に科学技術基本法が施行、21世紀初頭には第２期科学技術基本計画を推進していた。その先進性は世界の注目するところであった。こうして、「知の大競争」は、大学、科学技術を中心として、グローバルに繰り広げられ、その激しさを増していった。

大学をめぐる国際競争環境が熾烈化する中で、日本固有の状況も厳しくなってきた。18歳人口が1990年代半ばから激減の一途を辿り、国内における大学間競争が激化していた。高等教育政策は変革を迫られ、「規制から評価」「計画から政策誘導」へと転換せざるをえなかった。しかし、知識社会に向けてグローバルに展開される「知の大競争」に十分対応しているとはいえない。さらに、行財政改革の要請が厳しさを増してきた。

2001年、こうした状況を打破する大学改革構想が突如登場した。「遠山プラン」と称される「大学（国立大学）の構造改革の方針」である。就任間もない遠山敦子文部科学大臣は、国立大学の民営化に意を固めていた小泉純一郎総理を翻意させ、その上で行財政改革を推進する経済財政諮問会議の了承を取り付けている。その経緯については、遠山敦子著『来し方の記　ひとすじの道を歩んで五十年』（かまくら春秋社、2013）に詳しいので、ここでは触れない。遠山プランには、大学改革を進める三本の政策軸が打ち出された。第一に、国立大学の再編・統合を大胆に進め、スクラップ・アンド・ビルドで活性化する。第二に、国立大学に民間的発想の経営手法を導入し、新しい「国立大学法人」に早期移行する。第三に、大学に第三者評価による競争原理を導入する。国立のみならず、公私立を含め「トップ30」を世界最高水準に育成するというものである。

「遠山プラン」は、国立大学の民営化を押しとどめる一方で、国立大学の国際競争力を抜本的に強化するという大胆な改革構想だ。国立大学協会としては、国立大学法人化に特化していくことになるが、第三の政策軸は、世界最高水準の大学を創出するという壮大なプログラムである。この政策で、「21世紀COEプログラム」が誕生した。「組織型競争資金」であるため、学長が代表者となり世界最高水準のCOE（Center of Excellence）構想をまとめなければならない。審査会におけるヒアリングでも自ら説明をする。国公私立大学が公然と競い合うということになった。まさしく「知の大競争」だ。国立大学協会の枠外で展開されたことではあるが、「遠山プラン」による大学改革の一環であることを銘記すべきであろう。ちなみに、世界最高水準の大学を目指した高等教育政策は、この後も持続的に展開された。「グローバルCOEプログラム」「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」はその流れである。2017年に始まった「指定国立大学法

人」制度は、「トップ30」を彷彿させる。2020年10月15日時点で既に文部科学大臣は９指定国立大学法人を指定している。国内競争環境の枠組みから出て、世界の有力大学と伍してゆくことへの期待はきわめて大きい。私が、この選定・評価に関わる指定国立大学法人部会の部会長を佐々木元会長から引き継いだのも不思議な巡り合わせと言えよう。

３　国立大学法人の創設

「遠山プラン」は、国立大学協会に強烈なインパクトを与え、法人化問題を新しい方向に突き動かした。この後の経緯については別途述べられるのでここでは触れない。ただ重要な転換点は、2002年４月19日に開催された国立大学協会臨時総会であることだけを記しておく。長尾真会長は、21世紀の国際的な競争環境下における国立大学協会の進むべき方向としておおむね同意できる。国立大学協会は、文部科学省の国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議の最終報告「新しい『国立大学法人』像について」の制度設計に沿って、法人化の準備に入ることとしたいと総括し、国立大学協会の総意とした。この決定をもって、以後、国立大学法人の制度設計は一挙に進み、2003年７月には、国立大学法人法が成立し、国立大学法人の全体像が確定した。

「国立大学法人という設置形態」は、英国のエージェンシーモデルを参考にしているとはいえ、日本独自に制度設計され、国立大学協会も合意のもとに創出されている。その特徴は、①学長の権限集中、②自律的な大学運営の拡大、③Plan(P)−Do(D)−Check(C)−Act(A)評価システムに要約されよう。ここでは制度の詳細には触れない。ただ、なにが課題であったかを指摘しておく。それは、各国立大学による国立大学法人の構築である。2003年10月１日に、法人発足時の学長予定者が指名された。しかし、各大学は、それ以前に学内改革を進めなければならなかったはずである。主な課題は三つだ。第一に、学長のリーダーシップを発揮する前提となる学内理解と権限移譲、第二に、第１期中期目標・中期計画、年度計画原案の策定、第三に、財務基盤の明確化である。このプロセスを乗り超えた大学では、学長予定者の指名と同時に、明解な所信表明が発信されている。佐々木会長は、東京大学長として所信表明しているが、その内容が著書『知識基盤社会と大学の挑戦　国立大学法人化を超えて』（東京大学出版会、2006）に詳しい。

４　大学改革の主体が移った

2004年４月１日、89の国立大学法人が創設され、各法人がそれぞれの国立大学を設置し、同時に国立大学協会は社団法人となった。振り返ってみると、国立大学協会は、50周年以降、この数年間、国立大学法人化に真っ向から取り組み、国立大学法人化という一大事業を成就させた。そして、佐々木会長のもと新しい国立大学協会がスタートした。私が佐々木会長の後任となったのは、2005年３月である。国立大学法人第１期中期目標期間の初年度が終わろうとしていた。

当時、なによりも重要だったのは、それぞれの国立大学法人が独自の構想に基づき、自らの大学改革に挑戦することであった。大学改革の主体が、国主導から各国立大学法人に移ったのである。そして、求められていたのは、各大学の個性を鮮明にして横並びから脱却し、国際競争力を強化するとともに、地方活性化に貢献することであった。2005年の中央教育審議会答申「我が国

の高等教育の将来像」は、「緩やかな機能分化」を明示し、脱横並びへの転換を推奨している。国立大学協会の学長会合にも変化が表れてきたように思う。学長のリーダーシップが語られるようになったのである。それぞれの進める大学改革が明確化されてきた証左ではないか。同時に、課題も数多く提起されるようになった。その一つは国立大学をグループ分けする提案である。しかし、分割するのではなく、多様性を強みとする方策を検討したいと理解を求めた。ただ、国立大学の地方貢献を重視すべきとの指摘には、即対応するようにした。2004年11月に金沢で、2005年11月には長崎で国立大学協会総会を開催し、これを契機に地方貢献の活動が展開されるようになった。

もう一つの重要課題は、「大学経営・財務基盤」である。特に、運営費交付金と授業料標準額には曖昧さが残っていたため、ことあるごとに財務大臣、文部科学大臣には要望書を提出してきた。ここでは、しばらくの間表沙汰にならなかった、授業料標準額の値上げについて、触れておきたい。法人化までは、私立大学との格差是正を名目にして、２年ごとに授業料の値上げが行われてきた。2005年４月に実施された授業料標準額の値上げはその流れである。ところがその直後、次のステップに向けて財政当局から内々の打診があり、大変厳しいやりとりを繰り返すことになった。最終的には、国立大学協会として授業料標準額についての強い要請書をまとめ、財務大臣、文部科学大臣に提出した。その結果、授業料標準額は据え置きとなり、その後も改定は行われていない。しかしながら、運営費交付金問題はこの後ますます深刻化していくことになる。

最後に、運営費交付金のような基盤経費と競争的資金の「デュアルサポート」の仕組みに触れておきたい。遠山プランで始められた「21世紀COEプログラム」は、高等教育政策に基づく組織型競争的資金である。一方、科学技術政策のもとで大学改革を支援する競争資金が進められていた。例えば、科学技術振興調整費による女性研究者支援プログラム（「女性研究者支援モデル育成」）やテニュアトラックプログラム（「若手研究者の自立的研究環境整備促進」）である。こうして見ると、国立大学協会はもっと広い視野から、政策対応すべきであったが、当時は、高等教育政策と科学技術政策の間にも壁があったように思う。

５　結　　び

21世紀初頭は、国立大学にとって激動の時であった。国主導で国立大学法人化という歴史的な一大事業が達成され、大学改革の主体はそれぞれの法人に移った。グローバルな知識社会を先導するために、大学が自ら変わり、それぞれの主体的な挑戦を続けることが、当時の大学改革への大きな期待であった。

国立大学の存在意義を問い続ける

元会長
小宮山　　宏
（元東京大学長）

法人化と教育再生会議

2007年４月から６月まで会長代行を、その後2007年６月から2009年３月までの間、会長を務めました。2004年に法人化した国立大学はこの頃、急変した環境の中での船出以来、やっと巡航に入ろうかという時期でした。そこに、教育再生会議という新たな政治の波が押し寄せてきていたのです。

私は教育再生会議の委員でもありました。教育界に身を置いた人でなくても、人間歳を重ねると教育に一家言持つようになります。再生会議での、誠意からではあるものの実態をあまりご存知ない委員からのさまざまなご意見をうかがいながら、良い改革ならもちろんやるが、ただのパフォーマンスのようなことになってはいけない、かえって疲弊させるだけみたいなことになってはいけないと、苦慮することも多々ありました。

このとき直面した困難の本質は、すでに法人化で自主改革の努力を始めていた大学と、任期の間に目立つ成果を上げたいという政府の思い、そこからくる圧力の間で生じる軋轢だったのだと思います。こうしたことは今でも多いだろうと、現役の苦労に思いを馳せます。

私が経営に関心を持つようになって以降、国立大学は常に多事多難でした。そこで、国大協執行部の多様化と強化を図るべきではないかと考えました。それまで、国大協の執行部は多くが旧帝、ないしはそれに準ずる大学の学長で占められていました。しかし、多様な国立大学のニーズや思いを、常時速やかにくみ上げたい。そのように考え、規定にある副会長などに加えて、会長補佐として、相良祐輔高知大学長、下村輝夫九州工業大学長に助太刀をお願いしました。多忙かつ規定外にもかかわらず快くお引き受けいただき、ほっとしたのを思い出します。

会長としての思い

記録をたどると、会長に選出された総会で指針を述べています。

最初の年には、次の３点を挙げ、

① 課題先進国日本において、人材力の向上が急務である

② 国立大学の役割がきわめて重要である

③ 改革の努力が必至である

ついては、当面、次のような点について取り組んでいきたいと述べました。

①　国立大学における教育と学術研究を、国民に見える形にしていく

②　国立大学協会の組織・運営を充実する

③　国立大学法人の具体的経営の高度化を支援する

再選された総会では、次の３点を挙げました。

①　国際的な人材育成競争に関して国立大学が主翼を担う

②　国立大学の努力が社会から見えていないので、これを「見える化」する

③　社会の制度（特に税制）を改革する

どちらも、ほとんど同じ趣旨のことを言っています。その心は、国の根幹は人材養成だろう、それを担う機関の少なくも主翼の一つは国立大学だろう、我々は激しい国際競争を行っている、我々は頑張る、努力を社会に見えるようにする、だから、基本的な財政部分つまり運営費交付金は担保してくれ、そして自主努力を可能にするような、例えば国立大学への寄付優遇税制といった海外では当たり前の制度を作ってほしい、ということです。

この状況は今でもそれほど変わらないように思われます。現下の国の財政状況のもとで運営費交付金の大幅な増額は望むべくもないとしても、それなら、他国にあるような支援制度はあってしかるべきだろう、そう思います。

国立大学の存在意義

自身の話になって恐縮ですが、私は早くから、地球温暖化の研究を始めました。その後世界の潮流とともに徐々に、サステイナビリティ研究へと展開していきます。やがて、こうした分野は研究室内の研究だけでは成り立たない、社会に実装しつつ研究も発展していく、いわば社会と大学の共進化が不可欠だという思いが強くなりました。そしてこの思いは、国際共同研究の経験を通じて確信となっていきます。

会長を引き受ける10年ほど前、Alliance for Global Sustainability、略称AGSというサステイナビリティのための大学連携プログラムに参画しました。その運営の幹事会で、欧米の幹事が盛んに、outreachが必要だと主張します。Outreachという単語をその時初めて耳にしました。持っていた小さな辞書には、追い越すとかあって意味がよくわかりません。いろいろ話していたら、なんだoutにreachすることか、僕らの考える社会実装とほとんど同じだ、ということが分かったのです。Outreachは難しいが、inreachはもっと難しいぞと言ったら、ポカンとしていた人たちが急に、アッハッハと大笑い。大学で教授に浸透させるのが大変なのは、世界共通だと納得しました。

そんな経験も踏まえて、社会が課題を抱えるとき、大学はそれに寄り添って研究をすべきだと考えるようになったのです。当時、大学の役割として、教育、研究に加えて、社会貢献が強調されるようになっていました。私は、しかし、大学の社会貢献の真にあるべき姿は、社会が重要な課題を抱えるとき、それを社会とともに研究し、解決に寄与すること、そしてその行為自体が研

究、教育の進化に反映する、ということだと考えていました。そもそも学問は経験から始まったわけです。新たな学問分野が新たな社会課題から生まれる、というのは自然な流れでしょう。

こうした文脈で考えれば、地域に国立大学が少なくも一つあるというのは、日本にとって何よりの強みのはずでしょう。社会課題に対峙する拠点、それは国立大学の存在意義でもあると思います。

当時、大学の数が多すぎるという議論もありました。しかし問題は数ではありません。要は、大学がその責任を全うしているか否かのみです。社会がこれだけ多くの課題を抱える中、よい大学なら、いくつあっても多すぎるということはありません。

国立だから何をすべきとか、何をしてはならないということにこだわる必要すらも、あまりないと思います。県立も、私立もそうだと思います。なすべきは、社会の課題に対峙し、行動し、学生も参加する。その過程で学生が育つ、教員も大学も成長する。それは大学共通のはずではないでしょうか。

そんな思いで、国大協と違って複数ある私立大学の協会と、非公式ながら定期的な会合を持つことにしました。ここには文科省もオブザーバーとして参加し、さまざま議論をしました。それぞれに異なる背景があって、屈託がなかったわけではないけれど、相互理解が進んだし、友人もできました。懐かしい思い出のひとつです。

大学と学生の社会参加が未来を作る

さてご存知のとおり、COI（Center of Innovation）は文科省のプログラムです。2013年に始まり、私はCOI STREAMガバニング委員会の委員長を務めております。スタート時は28拠点で開始し、その後18拠点に集約して現在に至っています。文科省の当初案は、10拠点程度でやろうということでした。旧帝プラスそれに準ずる大学という感覚です。しかし、各県に少なくもひとつずつ、地域をけん引する強い大学があること、それが日本のバランスある発展に不可欠だと、私は確信しています。あくまでそのことにこだわり、28拠点を主張しました。結局、文科省もJSTも納得してくれました。

バランスある発展の重要性は少子化問題ひとつとっても明らかです。現在、日本の出生率は1.4、東京は1.2です。地方から大都市へ若者が流れ、大学を出た後、仕事がある大都市で就職します。その後、地方へ帰りたくても仕事がないから帰れません。結局、出生率は大都市の出生率へと漸近していきます。少子化問題は日本が解決すべき最大の社会課題でしょう。私たちの未来にとって、一極集中ではない、全地域のバランスよい発展は不可欠なのです。このことは国立大学の存在意義と密接に関係すると考えます。

現在、COIの最優等生は弘前大学です。ここでは、日本最短命県の汚名を返上すべく、毎年県民1,000名から3,000項目の健康データを15年間蓄積してきています。多数の学生が参加し、ビッグデータの解析のために４大学（東京大学・京都大学・名古屋大学・東京医科歯科大学）からデータサイエンティストが助太刀に入っています。50を超える企業が参加し、14の企業は共同研究講座を設置しました。半世紀を超える歴史を持つ、日本が世界に誇る久山コホートとの連携も進ん

でいます。すでに、多くの生活習慣病の発症予測が可能になっています。

その成果を横展開すべく、京都府立医科大学が京丹後市で、和歌山県立医科大学が和歌山県で、名桜大学が沖縄県で、ビッグデータをさらにビッグにすべく測定を開始しています。さらにベトナムへの展開もスタートしました。ビッグデータが産業や社会をけん引する時代となっています。弘前COIは、疑いなく世界一の研究プロジェクトです。

弘前を筆頭にCOI 18拠点のほとんどは、顕著な成果を上げつつあります。文科省以外の省庁の研究プログラムについても私はいささかの知見を持っていますが、それらと比してCOIは明らかに優れた成果を上げています。コストパフォーマンスがはるかに高いのです。大学への投資は効率的です。研究成果に関してもそうですし、社会課題の解決につながるし、それを通じて人が育ちます。

私が会長を務めた当時から、大学の類型化の議論が続いています。しかし、地域レベルの研究と世界レベルの研究があるわけではありません。研究はすべて、世界一を目指すものです。教育も同じです。COIはそれを証明しています。

それぞれの大学が地域課題の解決に寄与すること、それが世界の課題を解決することにつながるのだと思います。個人と世界、人間と地球、ローカリゼーションとグローバリゼーションの関係というのはそうであるはずです。こうした意味で、国大協が、真に開かれたプラットフォームとして、自己革新し続けることを期待します。

激変相次ぐ中の国立大学

元会長
濱　田　純　一
（前東京大学長）

私が東京大学の学長に就任し、同時に国立大学協会会長を引き受けることになったのは、2009年４月である。それから、一般社団法人への移行を挟んで2013年６月に退任するまで、４年余り会長職を務めた。私の任期中の国立大学を取り巻く環境は、一言で言えば、方向を見定めにくい激変の時代だったと思う。

就任の半年前にはリーマンショックが起きており、社会には金融危機による経済的混乱の影響が続いていた。この状況は当然に、大学の運営を支える財源の行方にも大きな影響を及ぼし、特に産業界をはじめとする社会からの支援を得ることが顕著に困難となった。もちろん、国からの運営費交付金などの行方にも大きな影を投げかけることになり、国に対して強い要望を行うことが難しくなった。財政的支援を求めてどこに行っても、いまの状況では金がないから、といった反応が多かったことを思い出す。

そして、2009年９月からは民主党政権が登場した。国政のさまざまな分野で政策が変更され、予算のスキームに対しても大きな波が押し寄せた。いわゆる事業仕分けによって大学予算や研究予算に対しても厳しい切り込みが行われ、その切り込みに対抗するために多大の努力が払われた。国大協としての活動はもちろん、各大学で大学予算の確保のための催しも行われるなど、政治への働きかけが中央、地方を問わず精力的に行われた。各大学の執行部の多大な負担はもとより、大学の研究者や学生に対して不安を強く与えたことは、中長期的に見てマイナスの影響が大きかったと思う。

さまざまな働きかけの結果として、運営費交付金そのものに大きく切り込まれることはなかったが、総額は法人化以降の傾向と変わらず毎年確実に減り続け、繰り返す要望に対しても、その傾向は変わらなかった。ちなみに、民主党政権時代には、文部科学大臣の交代が頻繁だった。それによって大きな政策変更がもたらされることはなかったが、国大協としては国立大学全体を代表して、その折々の文科大臣に国立大学が置かれている状況を説明し、運営費交付金の額の維持ないし増額を要望する機会が多かった。大臣はそれなりに納得をしてくれても、任期が短いことも手伝って、その反応が予算づくりにあたって目に見える形で反映されるというところまで進むことはなかった。

さらに厳しい環境は、2011年３月に発生した東日本大震災によってもたらされた。国立大学の

中でも東北大学、岩手大学、さらに福島大学などは、その直接的な打撃にさらされることになったし、それ以外でも東京大学を含め、余震への警戒などに対する考慮から、イベントや事業を抑制せざるをえない大学も多かった。全国の国立大学からの救援・復興支援の動きがすぐに始まり、国立大学も相互に連絡を取り合いながら協力して救援物資の送り込みを行ったが、各大学からの支援のスピード感は相当のものがあった。また国大協として復興支援のプログラムを設けることにより各大学の支援活動を支えることにしたが、震災直後の直接的な救援活動に加えて、こうしたプログラムは、大学らしい形の復興支援となるとともに、支援活動が大学の教育研究にも寄与するという点で、息長く支援を継続できる適切な方法であったと感じている。

大学での研究のあり方について、東日本大震災においては、福島第一原子力発電所の事故が起こったことにより、「科学への疑問」が呈されたことは深刻な問題だった。科学の予知能力だけでなく科学の社会的な利用のあり方について研究者の姿勢が厳しく問われる状況が生まれたことは、大学に生きる者が襟を正す機会となった。こうした問題意識は危機が去るとつい忘れられがちになるが、研究者としての責任感と緊張感をどれだけ持続させていけるかが、大学が社会から信頼を受けうる存在であるために、これからの大学にとっても重要な課題であり続けるだろう。

国際化というテーマは、日本の大学がずっと引きずってきた課題である。2011年から東京大学が検討に入った秋入学の問題は、まずは東大としての決断と行動の問題であり、国大協として議論をして方針を示すという性格のものではなかったが、社会的な反響が大きく、多くの大学でも秋入学に対する姿勢をマスコミから問われるなどの場面も多かったように思われる。東大としても一気に秋入学の導入へと進むことはできなかったが、国際化や教育のあり方について真剣に見直す機会となり、東大も含む一部の大学において四学期制の導入や教育方法の見直しにつながった場面が見られたと思う。

国立大学は改めて言うまでもなく多様であり、それぞれに輝く個性をもっている。また、国際化を先導するとともに、地域にとっての存在感は実に大きなものがある。全国に展開する多様な大学群が手を携えつつ教育研究を展開していくことによって、国立大学が日本の魅力ある教育研究を支え続けることを期待している。

国大協70周年に寄せて
～国大協と私～

元会長
松　本　　紘
（元京都大学長）

私が国大協会長に就任したのは2013年６月のことである。当時のニュースを振り返り、国立大学との関係の深いものを見てみると、国際リニアコライダーの誘致を巡って日本学術会議が初会合を開催し、厚生労働省の科学技術部会ヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員会は人工多能性幹細胞（iPS細胞）由来細胞を用いた臨床研究（滲出型加齢黄斑変性に対する自家iPS細胞由来網膜色素上皮（RPE）シート移植に関する臨床研究）を承認するなど、７年後の現在でも折に触れてトピックとして挙がる話題が並ぶ。７年という時の経過の早さに驚くとともに、リニアコライダーにせよ、iPSにせよ、先端基礎研究という人類の知識の荒野の開拓には、やはり時間を要することを再認識させられる。スコープを広げて日本全体を見渡してみると、2013年１月に発動したアベノミクスの第三の矢として「日本再興戦略―JAPAN is BACK―」が閣議決定されたのも2013年の６月だ。東日本大震災から２年が経過し、なんとか我が国を再浮上させようと皆で奮闘していた時期である。この日本再興戦略の閣議決定から５日後の2013年６月19日、私は第24代国大協会長に就任した。

在任期間の間、３という数字がキーとなった。まずは就任挨拶の折、３つの「ドウ」という言葉がふと思い浮かんだ。国民からの期待に応えるべく「行動する国立大学協会」、知識を集約した大学として社会を「先導する国立大学協会」、さらには、それぞれの国立大学の努力を結集し全国立大学のシステムとする「協働する国立大学協会」、この「行動」「先導」「協働」の３つの「ドウ」が、私の国大協会長としての基本原理であった。そして、震災を経験し、財政的にも厳しく、世界の動向も激動する世の中において、国大協のミッションをどう明確にするかを考えた。その結果、この激動の時代にさらに国立大学の価値を高めていくこと、あるいは、国立大学の価値をしっかりと社会に発信していくことが非常に重要な役割であると考えた。政府あるいは文部科学省をはじめとした各省庁とも協力しながら国民の教育レベルをいかに上げるかというミッション、先端的な研究をさらに強化していくというミッション、それらの成果を社会に還元するというミッション、この３つを具体的なミッションとして掲げることとした。

このミッションの実現のために意識して取り組んだことの一つに、国大協の風通しを、より良

くすることが挙げられる。濱田純一前会長の築いてこられた「国立大学の機能強化」の路線を弛みなく進め発展させるには、研究大学や教育大学といった各国立大学のカラーを混ぜ合わせ、文理や立場の壁を超えて国大協の方向性を強力に示し、実行していく体制を敷くしかないと考えた。そこで、副会長を従来の３名体制から４名体制とし、里見進先生、谷口功先生、濵口道成先生、そして初の女性副会長として羽入佐和子先生に就任いただいた。それぞれの所掌において行動が起こしやすくなるよう、副会長の権限の拡大も進めていった。ハード面で貢献したのは、TV会議システムの整備である。今や当たり前、むしろ、大掛かりなシステムを用いずとも個人のPCやスマートフォンでWeb会議をすることが可能となっているが、当時は状況が異なった。会長と副会長の間をはじめとして、国大協メンバー間のコミュニケーションの増大に大きく寄与する整備となったと思う。また、失礼ながら会議において発言者を指名させていただいたのも、私独特のスタイルであったと思う。これは国大協の会議に限らず、私の関わった組織や会議体においては一貫しているスタイルである。この意図は、人と人との対話から生まれる価値を信じていることに尽きる。先に、各国立大学のカラーを混ぜ合わせ文理や立場の壁を超えて方向性を示すと述べたが、これは簡単なことではない。国立大学のトップが集う会合とはいえど、時には激しく意見をぶつけ合うことも厭わなければ、真に有益な議論はできない。埋もれる声がないよう、丁寧に議論した先に、組織としての一定のまとまりを得た方向性を出すことができる。

さて、ここからは、いくつか記憶に残る事象を挙げていきたい。

国大協や国立大学に関わる方であれば、国立大学の予算は「デュアルサポート」であることは自明である。運営費交付金をはじめとした基盤的経費によって長期的な視野に基づく多様な教育研究の基盤を確保するとともに、競争的資金によって教育研究活動の革新や高度化に取り組んでいる。基盤的経費は大学にある程度の裁量があることから、各大学の特色、ひいては学長のリーダーシップの源泉となっている。この基盤的経費の確保が重要であることは言うまでもない。それと同様に、ある観点ではそれ以上に重要な財源が、競争的資金の一つである科学研究費補助金、いわゆる科研費である。2013年の冬の概算要求作業の中で、科研費の大幅な減額がなされるかもしれない、という状況が生じた。科研費はノーベル賞をはじめとする国際的な科学賞や社会経済に巨大なインパクトを与える基礎研究や技術革新の源泉である。日本の成長にとっての最大の資本の一つである基礎研究や技術革新の屋台骨を揺るがす事態に国大協として迅速に緊急声明を発信した。懸命な働きかけが通じ、河村建夫衆議院議員のご協力が得られたこともあって、当時の麻生太郎副総理・財務大臣に事の重要性をご理解いただくことができた。最終的に100億円規模で科研費を戻すことに成功したことはまさに、国大協の「行動力」が結実した象徴的な出来事であると記憶している。

今や定着した制度ではあるが、国立大学への寄付に関する所得控除・税額控除選択制度の導入にも、国大協をあげて尽力いただいた。寄付文化が諸外国に対して希薄といえる我が国において、2011年６月に成立した「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための

所得税法等の一部を改正する法律」による、寄付者が実質的負担の低い控除方式を選択できるという制度の効果は多大であった。にも関わらず、国立大学への寄付はこの選択制の適用外であった。なんとしても選択制を国立大学法人にも導入し、高等教育の充実や先端科学技術といった国家の根幹を成す事業に国民の皆様から寄与をいただくという風土を醸成することが重要と考えた。各大学独自の努力によって、2010年度には４万件/79億円であった国立大学への個人寄付は、2012年度に６万件/143億円に伸びていた。こうした寄付拡大へのさらなる追い風として、選択制を導入し寄付の輪をより拡げることができれば、寄付が将来の国立大学の運営を支える一角となるという思いもあった。したがって、この所得控除・税額控除選択制の導入については、国大協会長着任後、2014年度及び2015年度の予算要求において継続して注力した。私が会長を退いた後も、濵口会長代行、里見会長の下、国大協として本件の重要性を主張し続けていただいたことが結実し、2016年度の税制改正において本件は実現された。

私が国大協会長に就任した2013年は、2020年のオリンピックの東京開催が決定した年である。７年後の今、東京2020オリンピックが感染症により延期されることを、誰が予想していただろうか。恐らく、世界中の誰もがそんなことは予想していなかっただろう。しかし、未知の感染症によって人類がその生存を脅かされるという状況は、想像力の豊かな人材であれば、想定の範囲内であったはずだ。こうした、先の先、次の次を読み、必要な研究や人材育成に注力していく場が大学である。

大学で過ごした時間の先に社会があることから、大学と社会は地続きといえる。しかし、先の先、次の次を担う人材を育成する大学は、社会と同調はしつつも、異なるベクトルを持つことが求められるだろう。革新的な研究開発と実用化に取り組むべしという意見もあれば、地道な基礎研究を疎かにしてはならないという声もある。学生の自由な発想や行動を大切にすべきという声もあれば、学生は未熟だから厳しく管理しなければならないという声もある。意見は表裏一体であり、さらには多岐的であることは、ある種の真理である。社会から大学への期待や要望が多岐多様であること、また、大学ごとに事情や主張が異なることは、必然とも言える。特に、全国各地の80を超える国立大学、そこに集う６万を超える教員と60万人を超える学生を束ね、国立大学間の架け橋であること、ひいては、社会と大学の架け橋であることが求められる国大協においては、各大学の多様性を重視すべき場面と、国立大学という一つの強固な塊として難局を突破していくべき場面が混在して波のように訪れる。この波を乗りこなすためにも、法人化から16年、そして協会創立70周年という一つの大きな節目において「今、必要とされる国立大学の在り方と意義」を一層熟考し、この先の未来において必要な人材の育成と研究開発を見つめ直し、さらには、社会から家庭、家庭から教育現場、教育現場から社会という循環の在り方を再考していくことが必要ではないだろうか。

私は18歳での大学入学から、71歳での学長退任までの53年間、国立大学に関わり育てていただ

いた。ここでの多様な体験と、かけがえのない人との出会いが、今の私を形成しているといっても過言ではない。何より、烏合の衆では生き残れない厳しい環境の中で、リーダーとしての心がけや、集団を生き残らせるためのリーダーシップについて真剣に議論することができた国大協での経験と縁の影響は大きい。現に今、理化学研究所の理事長として関わる各組織の幹部の皆様の大半が、国大協会長時代の縁で繋がっている方々である。これからも、志を同じくし、地球規模で複雑化・重層化していく課題へと対峙する仲間である国大協の皆様のご発展とご健勝を祈念し、拙稿の筆を擱(お)かせていただくこととする。

国大協会長時代を振り返って

元会長
里　見　　進
（前東北大学長）

2014年11月に松本市で開催された総会で国大協の会長を引き受けることになったが、これは私にとって想定外の出来事で何の準備もできていなかった。前任者の松本紘京都大学長の残任期間が翌年の６月までだったので、それまでを平穏にやり過ごそうかと考えなかったわけではない。しかしながら、国立大学法人化後すでに10年が経過し、毎年１％ずつ減額されていた運営費交付金は法人化当初の2004年度と比較して1,292億円の減となり、大学運営は厳しいものになっていた。私自身も学長としてかなり厳しい運営を余儀なくされていたので、この状況を打破するにはたとえ短期間とはいえども無駄にはできないと考え、やれるだけのことをやろうと気持ちをすぐに切り替えた。ただ、数か月精いっぱい頑張れば、どなたかへバトンタッチできるものと思っていたのに、翌年の６月に再任され、その後の２か年、会長を務めることになった。会長としての２年数か月間は、第２期の中期目標・中期計画期間の後半と第３期のスタート時期にあたり、運営費交付金の減額問題をはじめとして、国立大学を機能面で３つの枠組みに分け評価する仕組みの導入や、人文社会系大学教育の在り方をめぐる議論、教員養成の問題、今話題になっている入試改革をめぐる混乱、卓越大学院、指定国立大学法人制度、男女共同参画、国立大学の将来像をめぐる議論など、目まぐるしく社会や大学が動いた時期であった。個々の問題については、それぞれ担当者がいて詳細に記述するとのことなので、私は特に印象に残ったいくつかについて反省の意味を込めて振り返ってみたい。

１　運営費交付金の減額

国立大学法人運営費交付金は大学にとって基本的な財源であり、その減額は大学の教育、研究機能に重大な影響を及ぼした。減額に対処するためにほとんどの大学は、新規の教員の採用を控え、その結果、若い研究者のポストが減少し、国が主導したポスドク増加計画とも相まって、数年単位で職を探さなければならない若手研究者が急増した。また、少ない教職員で業務を行うため研究時間が減ったことに加えて、次の職場を得る必要上、結果の出易い研究に取り組むことが多くなり、腰を据えて困難な課題に取り組む研究者が減少した。そのような大学の現状や研究者の様子を見ている学生は、将来の研究生活への魅力を失い、大学院への進学をあきらめるケースが増えた。研究を支える若手の減少は研究力の低下を招き、ひいては研究に支えられている産業

の衰退を招くという悪循環に陥っていた。この負の連鎖を断ち切るためには運営費交付金の減額を止めさせ、できれば増額に転じさせることが必要なことは明らかで、歴代の国大協会長もそのために懸命に努力してきた。しかしながら、大学からの切実な訴えにもかかわらず、財務省の財政削減策の前にことごとく跳ね返されてきたのが当時の状況であった。

これまでと同じやり方ではこの流れを変えるのは難しいと考え、学長の先生方に打開策を伺ったところ、多くのアイディアとともに、できることは何でもやるべきだとの力強い発言をいただいた。その声に後押しされながら、各方面に大学の窮状を訴えるとともに、大学の果たしている役割を強調することで、大学への賛同者を増やす活動を開始した。まず全国知事会の有志に働きかけ、大学は地域にとって不可欠の存在で、地域の発展のためには大学が安定して力を発揮することが必要との声明を出していただいた。また、各大学の経営協議会でも議題にしてもらい、外部委員の共同声明で、大学を支援すべしとの声を上げてもらった。財界にも足を運び、大学の教育・研究力の強化が産業界にとっても重要であることを強調し、何かと批判的であった財界からも支援の約束を得ることができた。政界に関しては、個別の交渉では大きな力にはなりえないと考え、国立大学を支援する議員連盟を設立することにした。国立大学に理解を示してくれていた何人かの先生方にお話しをして賛同を得、2015年６月11日には第１回の国立大学振興議員連盟総会を開催することができた。当日は30人ほどの学長が議員会館に参集し、会場は期待感と熱気にあふれていた。私から国立大学法人の現状・取り組み・課題について説明をし、その後に質疑応答に移った。議員の先生方からは大学に対する鋭い批判の声、また現状を若干誤解した非難・叱責はあったものの、大方の議員からは国立大学の現状を憂い、支援をするとの約束をいただけた。議員連盟の総会はその後年に数回、その時々に話題を変えながら開催され、高等教育の在り方全般を理解していただく良い機会となっている。この会にかける各学長の意気込みは高く熱意に溢れており、ある時は特に多くの学長が参集したので、議員からはこんなに沢山の学長が大学を留守にしてよいのか、と心配されるほどであった。その後、議員連盟は河村建夫議員連盟会長の要請もあって、公立大学も併せて支援する組織になった。また、国からの配分予算に関して何かと対立しがちであった私立大学とも連携し、国公私立共同で高等教育にかける予算の増額を求める要望書を提出することもできた。一方、財務省は財政審財政制度分科会で、第３期中期目標・中期計画のスタートする2016年度以降も国立大学法人運営費交付金を毎年１％減額し、その減額分を毎年寄附・自己収入で1.6％ずつ増やしていくとの提案を行った。さすがにこれは寄附や自己収入を増やす具体の方策を示さないまま一方的に減額する乱暴な提案で、各界からの激しい反発を招いた。そのように目まぐるしく情報が行きかう中、先に述べたさまざまな活動が功を奏したのか、平成28年度(2016年度)予算政府案では、運営費交付金を前年度と同額にすることが決まった。毎年の減額を回避できたのは法人化後初めてのことであった。そして2017年度は25億円とわずかではあるが増額に転じた。また、長い間要望してきた国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除制度の導入も決まった。不十分ではあるが、これまでの懸案事項にささやかな進展が見られホッとしたものであった。

２　大学の機能分化

第２期中期目標・中期計画期間の後半に実施された「ミッションの再定義」をさらに推し進める形で、2016年度から始まる第３期の計画の中に導入された制度である。国立大学をその規模や機能に応じて、

①　地域のニーズに応える人材育成・研究を推進

②　分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進

③　世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進

の三つに分けて、それぞれの枠組みの中で評価をする仕組みである。国大協としてはこの枠組みで大学を色分けすることに反対した。大学は多様で複雑な組織体であり、さまざまな構成員が多彩な業務を行いながら、教育、研究、社会貢献をそれぞれの大学の実情に合わせて実施している。したがって、ここで提示された機能は程度の差はあれすべての大学が持っていなければならないものである。地域のニーズに応える大学でもそのニーズに応えるためには世界的レベルの教育研究が必要だし、世界と伍していく大学も地域との結びつきを強化しなければ成り立たないことは自明である。このような枠組みを設けることは教育研究の自由を制限することにつながり、最も大切な大学の自主の気風や自立の精神を損なうことになると考えた。加えてこの枠組みの設定が、評価に基づく運営費交付金の新たな配分の仕組みとも連動している点も問題と思われた。先に述べたように2016年度の運営費交付金は前年度と同額が措置されることに決まったが、その仕組みはいったん１％を減額し、得られた減額分を二つに分け、一つは補助金として大学の組織改革推進費として再配分し、もう一方は新たな枠組み内で、評価に応じて再配分するやり方である。枠組み内での競争を促し競い合わせることで改革の促進を狙ったものであろうが、このような競争はこれまで進めてきた大学間の教育研究協力の試みを阻害する可能性が危惧された。また、１％減額は毎年累積されるので、再配分額は年度ごとに肥大化し、財務省から見れば新たな財源カットの対象にしやすくなる点も問題と思われた。予算折衝の過程で財務省から運営費交付金の減額免除とこれらの枠組み設定が一体として提案されたこともあり、文科省はこの程度の妥協は仕方ないと考えたのであろうか、我々からの問いかけや反対の声にもかかわらず実施されることになった。現在各大学は申請に基づき、①は55大学、②は15大学、③は16大学に色分けされている。

最近の情報によれば、どの枠組みの大学からも再配分額が急速に拡大し、評価によって増減する予算の幅が大きくなりすぎて、大学運営の不確定要素が大きくなったとの声が聞こえてくる。さらに心配なことは、各大学は組織改編の優れたプランを毎年提示することが求められ、それがうまくいかないと補助金をカットする口実を財務省に与えかねないことである。私の危惧が杞憂であることを願っている。

３　国立大学の将来像

昨今は大学への風当たりもだいぶ和らいできたが、会長就任当時は法人化に引き続いてさらなる大学改革を求める圧力が高まっていた。大学はその対応に追われるだけで、本質的な議論ができない状況にあった。それはひとえに我々がどのような大学を目指すのかの明確な「将来ビジョ

ン」が提示されていないことに起因すると考えられた。会長になって比較的早い時期に永田恭介副会長（現会長）に「国立大学の将来ビジョン」策定の委員長をお願いすることにしたが、その際にお話ししたことは、議論には何のタブーもないので、現在は話題に挙げることさえためらわれる大学の規模や数、学生数へも踏み込んだ国立大学の大胆な組織再編等の可能性も検討して欲しいとのことだった。委員会は数年間にわたって活発、かつ厳しい議論を重ね、教育、研究、社会貢献、組織再編の将来プランをまとめてくれた。現在、北海道や東海地区などでいくつかの大学が統合する案が進展し、現実のものとなりつつある。これは関係する各学長諸氏の身を削るような決断があってのこととは思うが、本委員会での議論も大いに寄与しているに違いないと思う。今後は「国立大学の将来ビジョン」をもとにして、国立大学から社会への積極的な提言がなされることを期待している。

２か年半余の激動の時代を、何とか大過なく過ごせたのは学長の皆様のご協力のおかげであったと感謝している。

国立大学の新しい在り方を問う時代

前会長
山　極　壽　一
（前京都大学長）

京都大学の学長に就任後、１年も経たないうちに里見進会長の下で副会長を２年、引き続き会長を２年、合計４年を国大協の執行部で務めさせていただいた。おまけに会長職の間に日本学術会議の会長も兼任して３足のわらじを履いたので、どれひとつ精力を集中できなかったように思う。ここに記してお詫びを申し上げたいと思う。ただ、どの組織も理事や副会長の方々が大変有能で、自ら旗を振っていただけたことは私にとって幸運であった。また、日本学術会議はもとより、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）など数々の委員会に参加し、違う立場から国立大学を支えることができたのも私にとっては大きな力になった。これらの機会を通じて、学術の在り方や大学の運営について多くを学んだように思う。

私が執行部に関わった時代は、一言でいえば国立大学の分類と差別化が進み、経営体としての組織改革が強化されていく転換点だった。2015年６月に下村博文文科大臣による「教員養成系・文系学部・大学院の廃止、転換」要請に始まり、文科省は国立大学を「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進する大学」、「分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進する大学」、「世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進する大学」という３つの枠組みに分類。運営費交付金を毎年１～1.6％削減して、それぞれの枠組みに応じたKPIを出させ、評価に応じて機能強化経費を競争的に配分することとした。私が会長職を担ってからは、運営費交付金の約１割を共通指標に基づき傾斜配分することになり、各大学がその指標に基づく成果を上げることに注力しなければならなくなった。経営協議会の外部委員規定、教育研究評議会の役割、学長の権限強化を盛り込んだ国立大学法人法の改正、年俸制を推進する制度改革、指定国立大学法人制度、国立大学法人ガバナンス・コードの制定など、多くの動きがあった。さらに、18歳人口の減少によって大学の入学定員を減じることが文科省から提案され、各大学が定員の変更を含めて将来像を描き、文科省と個別に対話することになった。だんだん国大協が一枚岩ではなくなるとの懸念が強まっている。

この間、さまざまな委員会が政府の下に立ち上がり、大学改革を議論した。経済財政諮問会議、未来投資会議、人生100年時代構想会議、まち・ひと・しごと創生会議、中央教育審議会、CSTI、産官学による大学支援フォーラム（PEAKS）などである。財務省も財政制度審議会で大学改革を焦点にした議論を展開し、文科省に国立大学改革の急展開を迫った。ここでの議論を概観する

と、日本の産業界はイノベーションが起きなくなり、ユニコーン企業も少なく、世界から周回遅れとなっている。この原因は研究力の低下にある。とりわけ、論文数などの研究力の指標から判断すると、これまで日本の研究力を担ってきた国立大学の力が低下している。それは、国立大学が産業界と連携せずに基礎研究ばかりを重視し、応用研究や技術・製品開発から目を背けてきたことが原因である。この劣後状態を打開するためには大学の経営力を強化して産学連携を促進することが不可欠であり、大学を運営重視から経営重視に作り替えねばならない。そして改革の焦点は、日本の研究力の中心を担い、多くの税金を投入している国立大学になる。国として最も改革の手を入れやすい対象であるからだ。

しかし、この論理はおかしい。そもそも大学との連携を拒んできたのは産業界なのだ。しかも、産業界が世界の周回遅れになったのは企業の経営方針の失敗にある。20世紀の前半、ヨーロッパと米国は企業がリニアモデルを採用して成果を上げていた。リニアモデルとは基礎研究から応用研究、技術開発、製品開発・販売、市場の拡大に至るまで一つの企業が担う方針で、米国を中心に大企業が次々に採用して基礎研究に多額の資金を投じた。しかし、やがて基礎研究があまり製品開発に結び付かないことを悟った米国の産業界はリニアモデルを放棄し、中央研究所を次々に廃止し始めた。そこで登場したのがシリコンバレーで、1970年代の初め頃から基礎研究や応用研究を小さな組織が分担してイノベーションを起こすようになった。スタンフォード大学はその核となり、大学発のベンチャーを続々と立ち上げて新しい発想や技術を大企業とつないだ。米国政府もそれを後押しすべく、1980年にバイドール法を発令して公的な資金による技術開発でも大学に特許権を与え、1982年にはSBIR（中小企業技術革新制度）を設けてベンチャーの育成を促進した。

ところが、日本は高度成長期にあって米国を抜く勢いの経済成長を達成しつつあったため、企業は日本型の経営組織（一括採用、年功序列、終身雇用）とリニアモデルにこだわり続けた。このため大学を人材供給の場としか見なさず、学生の能力をほとんど問わずに大学のブランドで採用し、採用後の社員教育を通して産業界に適応させる方針を取ってきた。日本の企業が今もなお大学院教育を軽視し、せいぜい修士課程までの学生しか採用しようとしないのもこの時代の名残である。さらに日本はバブルの時代を迎え、欧米の企業が基礎研究を放棄したことを見て、将来の失敗につながる暴挙だと非難する企業が多かったという。しかし、1995年にバブルが崩壊し、日本の企業もその誤りに気付く。1996年には日本の企業が一斉に中央研究所を廃止し、企業の研究力がすぐに落ち始めた。当時、日本の理工系の研究者の４分の３は企業に属していたから、その負の影響は明らかであった。大学の学位取得者が行き場に困った事態を重く見て、文科省はポスドク１万人計画を立てて、科学立国日本の将来を支えようとした。しかし、政府の対策は遅れ、1999年になって日本版SBIR制度と日本版バイドール制度が施行された。米国より実に20年も遅れている。しかも、日本のSBIR制度は中小企業の倒産を防ぐ効果はあったものの、ベンチャーの育成にはつながらなかった。さらに、政府は財政難により公的機関の民営化を加速し、2004年には国立大学が法人化された。衆院の附帯決議「国は、高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、国公私立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること」に反して運営費交付金の

削減を毎年のように断行した。その結果、大学の研究力も落ち始めた。運営費交付金の削減によって人件費が削られ、教員の雑用が増えて、研究者の数と研究時間が減ったことが論文数の減少につながったことは明らかである。

これらの歴史を総括すれば、1970年代から続いた産業界の経営改革の遅れが世界からの劣後を招き、それが若い研究者のポストを奪い、政府のベンチャー育成の政策の遅れと失敗、それに大学改革の方針の誤りが大学の研究力をも落とす原因となったと言える。大学だけにイノベーションの欠落と研究力の低下の責任を押し付けるのは大きな間違いなのである。もちろん、大学側に責任がなかったとは言えない。戦後長らく大学は基礎研究に重点を置きすぎ、産学連携を嫌い、論文を書くことばかりを教員の業績と見なしてきた。欧米のように、産業界で研究者が活躍できるルートを自ら開拓する努力を怠ってきたことも事実である。1991年の大綱化によって教養教育が軽視され、大学院重点化によって教員が学部教育よりも大学院教育に熱意を傾け、その結果として狭い専門の学問に閉じこもってきた傾向がないとは言えない。しかし、この反省はすでに1990年代から始まっており、各大学では教養・基礎教育を再編して、学生が学びやすいように履修コースを整理し、アクティブラーニングやキャップ制を導入するなど多くの工夫を重ねている。そういった改善の努力を検証もせず、産業界と政府が一斉に国立大学改革に声を張り上げるのは本末転倒としか言いようがない。

財務省や文科省から改革の圧力が強まる中、私は永田恭介副会長（筑波大学）に座長をお願いして、2019年１月に「高等教育における国立大学の将来像」をまとめた。ガバナンス改革、人事給与改革、産官学推進による共同研究推進のために３つのWGを立ち上げて、それぞれ永田副会長、松尾清一副会長（名古屋大学）に座長を務めていただいた。また、大きな課題である男女共同参画と広報については室伏きみ子副会長（お茶の水女子大学)、さらに長年の課題であった入試における記述式問題導入については岡正朗副会長（山口大学）にお願いした。いずれも困難な課題であり、国立大学の個性を失いかねない危機にあってずいぶんご苦労されたと思う。広報では全国知事たちの支援や、地方での取り組みを多く取り上げていただいた。財務省の強引な改革案とかなり偏向の強い統計資料に対しては、国大協の木谷雅人常務理事や山本健慈専務理事を中心に正しいデータを出して立ち向かっていただいた。おかげで何とか国立大学の自律原則に踏みとどまれたと感謝している。

国大協の支援には、自民党と公明党による国立大学（後に国公立大学）振興議員連盟を結成していただき、財務省に対して財政支援や税制改革を強く訴えていただいた。大変ありがたく思っているが、なかなか財務省には響かず、切羽詰まった気持ちでいたところ、議員の方から「もうムシロ旗を立てて国会を取り巻くしかないんじゃないか」と言われた。その言葉に背中を押された私は、続いて議員連盟と財務省に陳情に行った際、神田眞人次長とぶつかってつい声を荒げてしまった。ちょうどそこにいた新聞記者にその場面が取り上げられ、報道されて話題になった。それがきっかけとなって読売新聞の異見公論の連載が始まり、大学人、官僚、産業人など多彩な顔触れが登場して大学改革を論じることになった。私は第１回目で、かなり語気荒く論じたことになっている。少し、言い過ぎたかと思うが、大学改革の危うさと実態が社会に伝えられた意義

はあったように思う。

CSTIでも大学改革は大きな焦点になり、私は日本学術会議の総力を結集して科学技術政策への人文・社会科学の導入、基礎研究の重要性、若手研究者や女性研究者の支援を訴えてきた。それが功を奏して文科省や内閣府の政策に反映しつつある。また、経団連と国公私立大学との間で始まった「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」も山口宏樹埼玉大学長に大学側の座長になっていただき、この３月に報告書を取りまとめた。産業界と大学の軋轢が解消し、双方が納得し合って明るい未来のために人材育成に協力する道が開けたと思う。

国立大学は変わらねばならない。しかし、それは同時に産業界や政府の方針の変化を伴わねばならない。国大協で学んだのは、官僚は過去を絶対に反省しないということだ。大学改革について、財務省は銀行の合併を、文科省は小中学校の統廃合をモデルにしている。いずれもスケールメリットと効率性、生産性を重視する考えで、数値目標を立てて競わせ、厳格な評価に基づいて生産性の低い組織を削減していこうという方針である。しかし、大学という自律的な教育と研究の現場にはその考えはなじまない。これから不確定性の高まる時代で活躍する人材を育てるためには、均一な教育方針や近視眼的な研究目標ではいけない。自由で創造的な、そして深い思慮に富んだ包摂的な能力を育成するために、社会への出口を担う大学はどうしたらいいか、私たちは多様なステークホルダーと対話をしながら考えていく必要がある。今の官僚たちは政府に人事を握られ、保身に走って自由に発想を展開できていないように思う。政策を作るのは官僚であるが、私たちも率先して政策を提案し、未来の高等教育をいっしょに創らねばならない。このままでは日本は低学歴社会になる。広く社会に高等教育の重要性を訴えて、自律的で自由な発想のできる大学づくりを怠ってはならないと思う。

地方国立大学から見た国大協

元副会長
谷　口　　功
（前熊本大学長）

国立大学協会の創立70周年、誠におめでとうございます。

国大協は、この間、我が国の高等教育の発展に大きく貢献してきたと思いますし、これからも未来を見据えて、その機能を強化しながら、その役割を果たすことが求められています。一方で、70年の歴史の中で、時代の変遷とともに国立大学への期待の内容も変化していることも理解しておく必要があると思います。

私は、2009年４月から2015年３月までの６年間、熊本大学長の任にあり、国大協に大変お世話になりました。国大協では、経営（支援）委員会、教育・研究委員会を中心に活動しました。特に、教育・研究委員会関連では、研究小委員会委員長、男女共同参画小委員会委員長、安全教育に関するワーキンググループ（WG）や特区に関するワーキング・グループの座長などもさせていただきました。また、2013年６月の総会で、松本紘京都大学長（当時）が会長に就任された際、会長指名の理事となり、副会長に選任され、2014年11月まで副会長として活動させていただきました。その活動を振り返って記載したいと思います。

私が地方（地域）の総合大学の学長であったことから、国大協での重要な役割として、「国立大学の機能強化に関する委員会WG」の第３サブWGグループリーダーとして、地方総合大学に関する取りまとめを仰せつかりました。当時、国立大学を、その主な役割で、第一線の研究を推進する総合大学、地方にある大学、病院を持つ医学系大学、教育大学や芸術及び工業単科大学などの４つの特徴の異なる視点から、それぞれの大学の機能強化について取りまとめる作業の一端を担当させていただきました。

第３サブWGでは、地方の国立大学の役割、あるべき姿、その機能強化のために何が重要かを議論しました。地方国立大学の役割を明確にし、国大協としても、その機能を強化するとの立場からの取り組みでした。これは、国大協が単に主要大学を中心とした全国の大学の集合体ではなく、各大学が、それぞれの役割を分担しながらその特徴を生かして機能強化することで、将来を見据えて発展を目指すという国大協としての立場を明確にしたものでした。詳しい内容は、2013年５月に国立大学の機能強化に関する委員会が取りまとめた「『国立大学改革』の基本的考え方について―国立大学の自主的・自律的な機能強化を目指して―」を参照いただくこととして、第

３サブWGでは、地方にある国立大学は、各大学がその地域の雄として、地域の人材を育て世に送り出すことで、我が国の発展に、また、地域の発展に貢献してきたこと、大都市に人材を供給することも多々あるが、地域の行政機関、地域の産業、地域の教育などに多大の人材を供給してきたことなどを基盤として、地域の中核としての機能と国や世界に対する拠点としての機能の両面を持つことを明確にしました。以下に具体的に説明します。

地域の中核としての機能としては、地域（広域）の発展に責任を持つ存在であり、地域におけるシンクタンク機能を果たすとともに、地域のオピニオンリーダーとして、世界的な視野の中で地域の発展を先導する役割を持っていることを示しました。すなわち、１）地域の産業、行政、文化等、地域機能やその発展を担うコーディネート機能及び地域のオピニオンリーダーとしての機能、２）地域を支え担う質の高い中核的な人材育成機能、３）行政施策や地域課題の解決に向けた助言・提言できるシンクタンク機能、さらに、４）地域社会のイノベーション推進機能と地域を世界に繋ぐ機能があることを明記しました。

一方、国や世界に対する拠点としての機能としては、我が国の将来を支える存在でもあり、多方面における有為で高度な人材を育成・供給してきたことに加えて、革新的科学技術等について、グローバル社会への展開を視野に入れた高度な研究開発機能を有することを示しました。すなわち、１）世界的な先端研究の推進と研究者育成（世界における我が国の存在感の向上）機能、２）世界の人材育成に寄与（留学生を介した国際社会での我が国の理解の深化に寄与し、国際社会で活躍できる人材の育成による国際貢献）してきたこと、さらに、３）自然環境保全等への寄与（地球規模の課題の解決への大きな貢献）も大きいことなどを掲げました。

この考え方は、国大協として今後も大事にしていただきたいと思います。その後、我が国の国立大学は、予算の重点支援の観点から、大学の３つの主な役割（地域のニーズに応える人材育成・研究を推進、分野ごとの優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進、世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進）を担うとして、全国86の国立大学は、各大学の申請に基づいて、それぞれ55、15、16大学が登録されています。いわば、地域の活性化を担う大学、特徴的な機能を持つ大学、国際的に競争する大学と言える役割を主な任務として担う形です。今日では、さらに、指定国立大学法人も認定されています。

重要なことは、この種の「分類」はあくまで予算の重点支援項目や機能強化の観点であって、各大学が、この分類の枠に閉じ込められないことです。往々にして、大学は自らの意識をこの枠に閉じ込めがちになりますが、注意が必要です。先に述べたとおり、私が担当した地域（地方）にある大学も、決して、国際的に競争する研究力を持つ必要がないわけではありません。小規模の大学でも一つや二つの世界的な特徴ある研究を進めている研究者やグループが存在するし、存在しなければなりません。また、国際的な研究大学も、地域の発展に関わらなくても良いという意味ではありません。このことは、しっかりと理解しておく必要があります。一方、国大協も総体としての国立大学の機能強化を図る意味で、各大学にはそれぞれの役割をしっかり果たすとともにその枠を超えた役割も担う必要があることを明確に示すことが重要です。

副会長時代には、ほかにも、科学研究費補助金（科研費）の削減の問題が浮上した時に、会長

と一緒に麻生太郎財務大臣に面会して、科研費の重要性（特に、地方大学の若い研究者にとって極めて重要で、山中伸弥先生の研究もこの研究費の支援から始まったことなど）を説明して方針を変更していただいたことや、神田眞人財務省主計官（当時）と地方の国立大学のあり方や人材育成について対談する機会を得たことも有意義な経験でした。

国大協は70年を経て、今、大きな曲がり角にあると思います。世界も時代も大きく変化し社会の価値が大きく変化しています。国大協は、その考え方が実行に移されることで責任が果たされます。政府も社会も国立大学には大きな期待を持っています。一方で、教育研究への投資の意義や国大協の考え方は、残念ながら十分には理解いただいていないようにも見えます。たとえ、正当なことを言っていたとしても、それが社会に正しく伝わらず理解されない場合には、その主張は実現できません。我が国の将来を考えて、自己満足に陥ることなく、社会に正しく伝え、理解いただく地道な説明や具体的にその主張を実証するような努力が重要です。社会の期待を真摯に受け止め、人材育成に対する国大協の責任は極めて大きいことを改めて自覚して、常に、質の高い教育と研究を推進する努力を続けることが重要です。これからも各大学や国大協の役割を着実に果たすために、総力を上げて一層の努力が求められていると思います。

法人化をめぐって

田　中　弘　允
（元鹿児島大学長）

佐　藤　博　明
（元静岡大学長）

田　原　博　人
（元宇都宮大学長）

１　独法化への危惧

1997年６月、田中、佐藤は、学長就任後初めて国大協総会（第100回）に出席した。以後、戦後大学史を画する、国立大学の設置形態・組織改編をめぐる議論に関わることになる。この時期、第２次橋本内閣が政策上の重点課題とした行政改革・独立行政法人化の動きと連動して、国立大学の法人化問題が俎上に上り始めていた。こうした動きに、国大協・各国立大学はもとより、文部省もいち早く反対の声を上げた。しかし、翌1998年７月に発足した小渕内閣が冒頭、国家公務員の20％定員削減を打ち出し、12月には文部省の軟化報道（『読売新聞』他）が広がるに及んで流れは変わった。明けて1999年３月、国大協理事会で蓮實重彦会長は「独法化についてある種の検討に入る」との発言を行い、６月15・16日の第104回総会ではいわゆる「松尾レポート」の作成に言及、その翌日に開かれた国立大学長・大学共同利用機関長等会議で有馬朗人文部大臣は法人化問題について「できる限り速やかに検討を行う」ことを表明した。そして、９月13日に招集の臨時総会で独法化問題に関する第１常置委員会の中間報告が紹介され意見交換が行われた。翌2000年６月の第106回総会で、国大協が文部省設置の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」への参加を決めたことで、法人化に向けた動きが加速された。

私たちはまず、その制度設計が、中期目標・中期計画を国が設定、認可し、それに基づく事業実施の達成状況を国の評価機関が評価して、次期の予算配分に反映させるとする目標管理システムであることに、大学の自主性・自律性喪失への危惧を強くした。加えて、従来の「積算単価方式」から「交付金方式」への転換による大学財政の不安定化と縮減、財源確保のため各種外部資金の獲得をめぐる過度の競争、効率優先の経営の論理・「民間的手法」のまん延による教育・研究の歪みと停滞に強い懸念を抱いた。

２　学長研修会・国立大学地域交流ネットワーク

文部省や国大協執行部の方向転換と姿勢を前に、「このまま座視すれば、独法化を待つばかり」との思いから、2000年２月、ほぼ自然発生的に学長過半の50名余が参加して「学長研修会」がスタートし、田中が世話役を務めた。研修会は、以後、2001年７月まで都合４回開かれた。会では、法人化への危惧・懸念を底流に、錯綜する情報の整理と状況把握の共有を図りながら、全国各地

に所在する国立大学のもつ多様な教育研究力と資源をネットワークでつなぎ、国土の均衡ある発展に還元すべく、地域社会との連携と協働・共創の体制をいかに構築していくかをめぐって活発な議論が交わされた。そうした研修会での成果を、「申し入れ・意見・要望」などとしてその都度、国大協会長をはじめ文部省、自民党文教部会などに提出した。これをさらに実質化し、推進する仕組みとして構想した、《国立大学地域交流ネットワーク》構築の〔提言〕を、学長28名の連名で2001年９月、文科省に提出し記者クラブでこれを発表した。それは、研修会活動から生まれた、国立大学法人化への渾身のアンチテーゼであった。

《交流ネットワーク》構想の提起からさまざまな動きが生まれた。その一つが、静岡県熱海市で2002年８月に開催した第１回交流シンポジウムで、参加28大学のうち12大学から報告がなされた。シンポジウムはその後、高知、鳥取、宇都宮と、各大学・地区持ち回りで開かれ、県知事や市長をはじめ地元自治体・産業界の参加と、基調講演やパネルディスカッションをまじえ、参加大学（第２回33大学、第３回23大学、第４回42大学）からのさまざまな取組事例（第２回４大学、第３回10大学・２団体、第４回８大学・１団体）を中心に、大学と地域との多彩な連携事業と成果について学び合い、経験交流を図った。

《交流ネットワーク》構想には文科省も強い関心を示した。第１回シンポジウムには合田隆史高等教育局大学課長（当時）が２日間参加の上、「まとめ」の報告もいただき、第３回シンポジウムの後には、大学振興課を訪ねて大学連携の重要さと、大学間ネットワーク構築への支援を訴えた。そのこともあって、第４回には小松親次郎国立大学法人支援課長（当時）に基調報告をいただくことができた。

一方、国大協は2002年４月、調査検討会議の最終報告「新しい『国立大学法人』像について」への対応を議題とする臨時総会を招集した。国大協執行部は、これを「おおむね同意できる」とし、「最終報告の制度設計に沿って、法人化の準備に入ることとしたい」とした会長談話に承認を求めた。法人化の受け入れ提案である。私たちは、目標管理システムを基本骨格とした法人制度は、大学の自主性・自律性を損ない、競争原理の導入で大学間格差や研究領域間の歪みが拡大するなどの懸念から拙速を避けるべきとしたが、十分な議論を尽くさないまま採決を強行、執行部提案が承認された。それでも、この間、国大協の立場でなされた〔最終報告〕に関する検討内容を、法案審議に反映させる意見集約の機会として、2003年１月、佐藤・田原等学長有志が執行部に会議の開催を申し入れたが、実現しなかった。

３　法人化と国大協の役割

2003年７月、国立大学法人法は成立した。この時すでに、田中、佐藤は学長を退任、国大協を去っていた。後に残った田原は、この間の経緯と行動から、何より《交流ネットワーク》の継続を課題と考えたが、現実には、法人化に向けた膨大な実務・業務にエネルギーを注がざるを得なくなっていた。同様に、各大学とも、法人体制への煩瑣（はんさ）な移行準備に埋没して、大学間ネットワーク構築への取組みは頓挫した。交流ネットワーク〔提言〕の基本が連携と協働・共創にあったのに対して、法人化後の状況が他大学との違い・強みをいかに打ち出すかをめぐる厳しい競争

関係の中で、大学間の連携・協働は二の次とならざるを得なかった。他方、国大協も自らの組織改編を抱えながら当面の業務に追われ、国立大学全体の課題と将来を見据えた、創造的な活動に取り組むゆとりのない状況にあった。

田原は、新国大協が法人化後の大学の諸課題に応えるべく、事業や組織運営、広報の刷新と機能強化、学長の研修機会等さまざまな要望や提言を行い、第１常置委員会では、自前の国立大学グランドデザインをつくる必要性も力説した。

法人化直後は、法人化に伴う必要業務は避けられなかったものの、国や文科省からさほど圧力を感じることもなく、大学が自由にやれる時期でもあった。そうした中で、大学運営の基本は交流ネットワークの精神を具現化することにあると考え、地域との連携強化に取り組んだ。その結果、宇都宮大学は2006年の日経グローカル誌「全国大学の地域貢献度ランキング」で日本一という評価を得た。

私たちは、かつての経験を通じて、この国の高等教育全体の発展を視野に入れ、大学を時代と社会の期待に応えうる学術研究と人材養成の堅固な「拠点」とするには、国大協を措いてないと考えている。その意味で、国大協は独立の法人格を持った機関として、国立大学の意思と資源を統合し、学術の発展と21世紀の持続可能な社会を支える「知の発信拠点」・ナショナルセンターになって欲しいと願っている。私たちの期待は、広く持続可能な社会の負託に応えうる、瑞々しい生気と活力にあふれた大学の光景である。

国大協保険制度の発足と発展

元国立大学法人総合損害保険開発検討会座長
元国立大学法人総合損害保険（仮称）実施委員会委員長
元国立大学法人総合損害保険運営委員会座長

金　田　章　裕
（元人間文化研究機構長）

国立大学法人化とリスクマネジメント

法人化とともに各国立大学は、これまでの研究と教育の役割と責任に加え、経営全般についても責任を負うこととなった。経営責任は同時にリスクマネジメントを不可欠とし、そのために保険を必要とすることは必然の流れであった。法人化を見据えた「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会第３作業部会の下に、国立大学法人総合損害保険開発検討会が設置された。この検討会には専門家が何人か加わっていたのは当然である。いきさつは省略するが、その座長を務めることとなって、全く新たに損害保険の勉強をすることとなった。

「多数の国立大学にとって最も有効な形の保険」を目指すのが使命であったが、そのためにはいくつかの前提条件をクリアする必要があった。

まず、国立大学には規模の大小のみならず、総合大学か理系や教育系の専門大学か、大学に保険の専門家が在籍するか否か、保険にかかわる情報へのアクセスの可否などきわめて違いが大きく、またリスクマネジメントの準備の程度にも差が大きかった（大規模大学には、単独で保険加入の検討がなされた場合があった）ので、これらの多様性に対応する必要があった。

さらに保険制度の点から、自動車保険や船舶保険、また病院に勤務する医師の個人保険などの既存の保険はそのままにして、それとは別に必要な保険を構想しなければならない。

そのうえで、保険の加入や保険金の支払い請求などの手続きが、各大学にとって（同時に保険会社にとっても）可能な限り事務的負担のかからないシステムを構築する必要があった。

また、各大学が運営費交付金を軸とした法人収入の中から、新たに保険料を支出することになるので、その額は可能な限り低いことが望ましい。

しかも、国立大学のほとんどが加入できる保険とすれば、その規模は相当大きいので、保険会社が一社で引き受けるには、おそらくリスクが大きすぎるであろう、という状況も浮かび上がってきた。

以上の基本的な状況認識の下で、国大協の事務局の方々に実際の状況の収集・整理を進めていただき、また研究者や実務の専門家からも多様な知見を提供いただいて、検討会での検討を進めた。とりわけ貴重であったのは、主要な損害保険会社の方々が新しい保険を立ち上げるという観点から、多様な知見の蓄積をご披露いただいたことであった。

保険の基本的性格と国立大学法人総合損害保険の成立

検討の結果、新しい国立大学法人総合損害保険は建物・施設災害の補償を軸とし、それに加えて、各国立大学が対処すべき多様なリスクを網羅的に（場合によってはオプションで）対象とすべきであろうとの基本線が固まった。さらに低い保険料が望ましいこと、主要な損害保険会社の何らかの共同引き受けの形が好ましいこと、また公開性の観点から競争原理が働く形が望ましいことも共通認識となった。

一方で文部科学省が、法人化後も国立大学の施設・建物に対する災害復旧のシステムを維持することが判明した。これによって保険会社ないし保険そのものが負担するリスクが軽減し、その分の保険料低減を見込むことができることとなった。

保険コンサルタント会社のアドバイスも参考にして、実際の手続きを進めた。その結果をもとに各損害保険会社に呼び掛けて、保険メニューごとに、主・副幹事会社及び引き受け会社の体制を決定した。これによって結果的に、共同引き受けのシステムが出来上がり、国立大学全体をカバーし得る規模ともなった。

先に述べたクリアすべき５つの前提条件のうち、４条件を満たすことができたが、残るは事務負担の軽減であった。これに対しては、精緻な国の資産台帳、各国立大学の施設・設備構築時の価格を基礎とすることとした。国立大学の従来のシステムの合理性・有効性を保険の面からも認定・利用することとなり、国立大学側、保険会社側の双方にとって、手続きの簡略化、事務負担の軽減に直結することとなった。

以上のような新しい国立大学法人総合損害保険は、第３作業部会の議を経て各大学に説明され、保険加入手続きを進めていただいた。2004年４月に保険が正式にスタートし、基本的にすべての国立大学法人（89）と大学共同利用機関法人（４）が加入することとなった。メニュー１（財産保険・総合賠償責任保険・労働災害総合保険）、とメニュー３（傷害保険〈役員〉）が全93法人、メニュー２（診療所賠償責任保険）が74法人（医療法上の診療所（保健管理センター）設置法人のほぼすべて）であった。

国大協サービスの設立と保険の検証

このようにしてほぼ初期の目的・条件を満たすことができたが、その運用についての検証や利便性についての調査等を行うことによって、保険そのものの価値を高めていこう、との方針が定まった。そのために、新国立大学協会には保険事業の統括・実施の事業実施委員会と、会長の諮問委員会として総合損害保険運営委員会が設置された。私は引き続き運営委員会の座長を務めていて、いくつかの印象に残ったことがある。

一つは各加入大学へのアンケートによる満足度が極めて高く、制度を開始してほどなく、それが定着・浸透したと思われることである。また大学側の要望に応じて、2006年度からメニュー４（ヨット・モーターボート総合保険）が新設され、2018年度には全メニューが100％の加入率となっている。

もう一つは、保険料と支払保険金が微妙なバランスとなっていることである。各大学は不必要

に高額な保険料を支払うことなくリスクマネジメントができ、保険会社は赤字を出さずに事業を継続できることを意味していることになる。

この間、2005年１月に有限会社国大協サービスが設立されたことも有意義であった。同社は、保険代理店として国立大学法人総合損害保険を取り扱い、その周知について各加入大学へ説明することに加えて、相談窓口としても機能している。また、各大学へのリスクマネジメント情報の提供や講習・研修会の開催、また先に述べたようなアンケート調査などによる、検証作業に不可欠な意見・データの収集などに尽力し、総合損害保険運営委員会の検討に資している。海外活動賠償責任補償特約の期間延長や、大学から同社に寄せられた要望に応えて国大協保険オリジナルの補償として作られた国際交流活動対応費用補償特約の新設などは、その成果である。

法人化時の広報委員会の役割

元広報委員会委員長
梶　山　千　里
（元九州大学長）

2004年４月１日に、国立大学は、国立大学法人化され、それに伴い、任意団体であった国立大学協会は社団法人国立大学協会となった。この手記の役目は、国立大学が法人化した時期の広報委員会での検討事項とエピソードを提供することである。国大協が70周年記念誌を刊行するにあたり、広報委員会の検討事項を列挙し、初代の広報委員長の役目を果たしたい。

㈳国大協の広報委員会が正式に立ち上がる前に、「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会が活動しており、㈳国大協の広報委員会の検討事項をまとめていただいたので、国立大学が法人化した際の㈳国大協の広報委員会は、スムーズにその役割を果たすことができた。設立準備委員会の委員長として、最初が佐々木毅先生、その次に石弘光先生が就任され、社団法人化後の広報委員会は、国立大学法人化による国立大学の特徴を社会に示すための広報のあり方を中心に検討した。ここでは、前半に社団法人化後の国大協の広報委員会の役割（検討事項）、後半は情報誌「JANU」とロゴマークに関する話題を記録としてまとめておく。

広報委員会の役割

まず、㈳国大協の広報委員会の役割を紹介する。国立大学法人化後は、国立大学の教育・研究等の活動と成果を社会にいかに理解してもらうかが、特に重要であるという視点に立って、広報委員会の役割を検討してきた。検討内容は、①法人化を機に、各国立大学法人の活動を社会に強く発信する。その中で、中央の大学と比較して、地方大学の情報量は不足している。広報委員会が地方と中央の大学を密に結び付ける役目を果して欲しい、という要望が出された。②㈳国大協会員校の情報誌を作製する、③会員校が一体となり、職員の採用に係る広報を実施する、という会員校からの要望も多かった。㈳国大協の諸橋輝雄事務局長、2007年７月からは早田憲治事務局長の下で、①～③に関して、綿密な検討が行われた。特に①では、国立大学の教育、研究、社会、国際貢献に関する各大学の特色と、それに対する社会評価をいかに発展に結び付けるかなど議論を深めた。新しい国立大学法人の役割と存在意義を国会議員、行政、報道機関、経済界等に充分に理解してもらう方策についても議論した。②では、各大学のイベント、刊行物、ホームページ等をいかに目立つように宣伝するかを工夫し、特に、地方大学の情報を上記団体・人に知ってもらうか、知恵を絞った。そのために作る情報誌自体のユニークな内容とは何かを、充分に時間を

かけて検討した。なお、法人化に向けての国立大学法人化特別委員会で、①㈳国大協の組織、②「企業的発想」のマネージメント、③学外経験者の法人組織への参加、④学長選考の手続き、⑤教職員は非公務員型、⑥第三者評価など、法人化前の国立大学時代とはかなり異なった内容が討議されていたことも、広報委員会では非常に助かった。

情報誌「JANU」とロゴマーク

㈳国大協の情報誌「JANU」第１号は、「国立大学法人化最前線」を話題の中心にして、2004年12月に発刊され、中山成彬文部科学大臣による祝辞と佐々木会長の挨拶でスタートした。第１号の後半は、各大学の特色を紹介した内容で、国立大学時代とはかなり異なった各大学のユニークな取組みを積極的に社会にアピールする情報誌となった。その後、2006年に国立大学法人の地域貢献をまとめた事例集が出版され、2008年には各大学の特色ある取組みを載せた特集号が出版された。

ここで「JANU」という英語名称について述べておきたい。㈳国大協の英語表記を一般から募集し、新しい英語表記として、多くの方から推選があった。審査の結果、JANU＝The Japan Association of National Universitiesに決まった。JANUSを推す方も多かったが、すでに商標登録がなされており、最終的に「JANU」と決定した。

次に、ロゴマークの公募について述べておきたい。ロゴマークに関しては、一般の方から多くの応募があり、上記英語表記と同様に審査委員会で検討し、決定した。採択されたロゴマークは、京都工芸繊維大学工芸学部造形工学科４回生の塚本宏美さんの作品で、賞状と副賞が贈られた。塚本さんは「自信、誇り、情熱、発展をテーマにデザインした。」と述べている。また、塚本さんは、採択の喜びを次のように述べている。

> デザイン案を考える際に、長く使っても飽きのこない、なるべくシンプルなものにしようと考えた。加えて国立大学を冠した組織であるということを念頭に入れ「名前負けしない誇りが感じられるもの」、しかし法人化した国立大学が置かれるであろう今後の立場を考え「情熱が感じられ、成長への強い意思が感じられるもの」をイメージした。安定感、重厚さ、誇りを表現するために、建物をモチーフにし、上に伸ばすことで成長を表現、赤い色を入れることで情熱を表した。今回の作品は、ある意味で自分が大学で学んだ４年間の集大成だったと言っても過言ではなく、それが評価頂けたということはとても嬉しいことであり、今後の自信にもつながりました。

この最初のロゴは、国大協の社団法人化後の2004年６月から2014年６月までの10年間使われたが、社団法人化後11年目の2014年に新しいロゴマークとなった。２代目のロゴマークは、大学の「大」をモチーフに㈳国大協のコンセプトを表す、「行動」、「先導」、「協働」の３つの「ドウ」をイメージしたデザインで、制作者は、高知県在住のデザイナー濱口温男氏である。

最後に、情報誌「JANU」の大きさについて述べたい。広報委員会のメンバーの一人が、「JANU」の寸法についてユニークな発想を述べた。一般的な雑誌の寸法はA4判やB5判であるが、提案はB4判の大きさであった。B4判の本を想像して欲しい。B4判であれば、他の本の中に

埋もれず目立つであろうという発想である。確かに、縦に置けば、他の雑誌より高く目立つし、本棚の一段が非常に高くなる。横に置いても、どのように保管するか、少々持て余す。「JANU」を持ち歩くときには、カバンに収まらず、私自身持ち運びにかなり苦労した。ただし、寝かせておけば面積も広く、上に他の本類を重ねるのに安定した。このことを考えると、「JANU」を縦、横に置くのは保管には向かない。保管はまだしも持ち運びには、何とも始末のつかない寸法である。B4判の「JANU」のサイズは大き過ぎる。大きさによる注目度も、当初の目的は達成されたという理由で、2008年からA4判となった。

70周年記念誌編纂小委員会からは、70周年記念誌に、国立大学法人のスタート時の広報委員会のエピソードが欲しいとの依頼であった。設立準備委員会で多くの適切な議論をしていただいたお陰で、広報委員会では、法人化後の国立大学と㈳国大協の特色を果たす方策に集中することができたと感謝している。国大協も2004年４月の社団法人化から、2011年４月の一般社団法人への移行を経て、約15年以上過ぎようとしている。国立大学法人化の重要な目的である企業的発想のマネージメントと第三者評価が達成され、国立大学法人と国大協がますます発展されることを祈りたい。

国立大学法人化と病院経営をめぐって

――データ収集・分析の重要性――

元大学附属病院の経営問題WG座長
元病院経営小委員会委員長

豊　田　長　康
（元三重大学長）

はじめに

2004年７月18日に、大学経営委員会の下部組織として、大学附属病院の経営問題担当打ち合わせ会、後の大学附属病院の経営問題WG（豊田、石川睦男旭川医科大学理事・副学長、貫井英明山梨大学医学部長）が活動を開始し、国立大学附属病院長会議から武澤純名古屋大学大学院医学系研究科教授も加わった。2006年には病院経営小委員会に改組され、副委員長に経営支援委員会から鈴木守群馬大学長が就任、その後、附属病院長会議から常置委員長である河野陽一千葉大学附属病院長、櫛山博東京大学医学部附属病院副院長・事務部長をはじめ、各方面から多くの方々の協力を得た。以下に、私が座長を務めた2004～2008年度の活動の中で主な取組みを、私見や必ずしも公的文書に記載されていない事項（いわゆる裏話）も含めて記す。バイアスがかかっていることをお許しいただきたい。

１　国立大学病院経営への三大負荷

①　経営改善係数

法人化に伴い、国立大学附属病院（国大病院）の債務償還が各法人に降ろされた（一方、国立病院機構には清算措置がなされた）。それまで各大学が自己償還できないと計算される金額は国が補填する形となっており、その総額は附属病院運営費交付金（以下、病院交付金とする）と同額であり、2004年度は584億円であった。経営改善係数は、2004年度収入予算額の２％相当分の病院交付金を毎年削減する制度であり、対象病院は“収益”ならまだしも“利益”を２％増やし続けなければならず、大きな経営負荷となった。

②　新医師臨床研修をきっかけとした地域医療崩壊

2004年に新医師臨床研修制度が導入された。学生の希望で全国の研修病院を選べる制度であり、勝ち組と負け組が生じることとなり、地方の大学病院で研修医が激減した。２年間の医師供給の空白は、大学病院における人的な不足とともに、大学が医師を派遣することで維持されてきた地域医療の崩壊を招いた。ちなみに、2005年に報道された三重県の尾鷲総合病院産婦人科医問題も、地域医療崩壊表面化の代表的事例であった。この時、当時の伊藤允久尾鷲市長が、産婦人科医の退職に端を発した、近隣自治体病院への医師集約化に対して、三重大学に集約化撤回を求める６

万人の署名を集められ、三重大学長であった豊田（2004年３月までは三重大学医学部産科婦人科学教授）に届けられたが、無い袖は振れずいかんともし難かった（なお、当初の厚労省官僚や報道機関の一般的な受け取り方は、医師不足は地域医療崩壊の元凶ではなく、大学病院が医師を派遣しないことが元凶であり、悪者は大学病院であるという風潮であったように感じる。三重県選出の川崎二郎衆議院議員が2005年10月31日に厚生労働大臣に就任されたので、地元首長等は医学部学生定員増を求める陳情をした。厚労大臣からは豊田にも意見を求められたので、定員増が必要である旨を伝え、同時に、大学病院の行政管理には、厚労省と文科省間の相互理解と緊密な連携が重要である旨を伝えた）。

③　診療報酬マイナス改定

診療報酬本体部分が2002、2006年度に引き下げられ、病院経営にいっそうの負荷が加わった。

２　「大学病院を有する国立大学長の会」の開催

病院経営についての学長の理解を深め、情報を共有するために、「大学病院を有する国立大学長の会」を開催した。初回2005年６月15日の基調講演は岐阜大学の黒木登志夫学長による「国立大学附属病院が抱える諸問題―破綻のスパイラル―」についてであり、豊田が国立大学附属病院の経営問題に関する第二次アンケート調査結果を報告した。各大学からは、病院経営の深刻な窮状が訴えられ、経営改善係数撤廃への強い要望が出された。

３　海外大学病院視察

2005年11月７～11日、オーストラリアのシドニー大学、オーストラリア国立大学等を視察し、大学と附属病院とのガバナンスの関係性を中心に報告書をまとめた。

４　データ収集と分析

国大病院の財務、診療、研究、教育、地域貢献のデータを毎年アンケートとして収集し、報告した。研究機能については、当初各大学から論文数の提出を求めたが、基準の統一が困難であり、トムソン・ロイター社（現クラリベイト・アナリティクス社）の論文データベースの使用を契約した。2008年１月18日に豊田が清水潔高等教育局長をはじめ文科省官僚に説明した100ページの資料の中から、一部のデータに基づく指摘事項を以下に記す。

①　各病院とも患者数、手術件数、診療単価、病院収入は増加したが、収支赤字病院が増え、35％に至る見込み。

この事態の把握には、国大法人会計病院セグメントの損益データだけでは困難であり、現金ベースの収支データを独自に収集したことが幸いした。なお、病院収支データについては、2010年度以降は各大学の事業報告書に公表されることになった。

②　病院交付金が交付されている病院は、医業収入の10％以上償還をしている、あるいは100床当たり償還経費２億円以上の病院であり、その原因は過去の病院再開発に伴う借入金である。赤字病院は経営努力が劣っているのではなく、むしろ経営指標が良い。

このデータは、いわゆる「10％ルール」を財務省に理解していただくことに繋がった。これは、医業収入の10％を超える償還は、大学病院の公的使命を著しく損なうので、支援がなされるべきという判断基準である。

③　国大病院の経営は私大病院に劣っているのではなく、適切に読み替えれば両者は同等の財務構造になっている。私大病院の経営は相当額の私学助成金と学納金によって人件費が賄われている医師及び無給医師によって支えられている。

④　黒字の自治体病院に比べて、国大病院の病床当たりの収入は多く、重症患者が多いにもかかわらず病床当たりの人件費は低く抑えられており（つまり人件費比率は低く）、効率的に経営されているが、多額の償還が負担となっている。この規模は、現行の診療報酬体系では、優良自治体病院でも民間病院でも償還不可能である。

⑤　大学病院の教育・研究・高度医療・地域医療貢献という公的使命が損なわれている。地域への医師供給力が低下し、医師の診療時間が増えて研究時間が減り、臨床医学論文数が、特に地方大学で大きく減少した。科研費当たりの論文数は地方大学の方が多く、「選択と集中政策」は問題である。

5　要望書の起案

WG、後の小委員会は要望書を毎年起案し、国大協として承認が得られた場合、関係大臣に送付された。各大学からは経営改善係数撤廃を求める声が強かったが、石川明高等教育局長から、当時の政治状況を鑑み、経営改善係数撤廃については書かないよう釘をさされた。小委員会は現場の声との板挟みの中で、他に考えつくあらゆる事項を起案し、機を見て大臣に直接面会して陳情した。

2006年８月１日の小坂憲次文科大臣、川崎二郎厚労大臣宛ての相澤益男会長名での要望書は次のとおりである。

①　附属病院の経営努力にもかかわらず、診療報酬の大幅なマイナス改定等の特殊な要因によって、収入目標の達成が困難になった場合、特段の配慮を講ずること。

②　第２次国立大学等施設緊急整備５か年計画に基づき病院再開発を着実に推進するとともに、附属病院における教育・研究用医療機器の整備のための財政的支援を検討すること。

③　附属病院が担っている高度先端的または探索的医療についても、その実情を踏まえた適切な包括評価に係る診療報酬制度の見直しを行うこと。

④　診療報酬上の新看護体制（７対１）へ円滑に移行できるよう、看護師確保や離職防止等に関する附属病院の取組みに対して、必要な支援措置を講ずること。

⑤　がん対策基本法の基本理念等に即した、がん専門医の養成やがんの診断・治療の臨床研究に関する国立大学法人の一層の取組みに対して、必要な支援措置を講ずること。

⑥　救急医の養成・確保及び救急医療体制の整備等を一層推進するため、地方自治体からの主体的な財政支援が可能となるように、地方財政再建促進特別措置法の運用の弾力化について検討すること。

⑦　国立大学法人において、地域医療体制の確保等に貢献しようとする場合のさまざまな工夫・努力が実現できるよう、国として必要な支援を行うこと。

要望書の表現には、その含意や背景がわかりにくい面があるので、私見を交えて説明を加える。

要望事項①、②、④は効率化係数、経営改善係数という政策は撤回されることはないと判断されたので、それ以外の理由付けによる予算措置を求めた要請である。実際に、各種予算立てにより激変緩和措置がなされた。

要望事項⑤については、それまでは省庁をまたぐ事業費の配賦は困難であったが、それを促進することの要請である。2006年の「がん対策基本法」施行に基づく、厚労省の「がん診療連携拠点病院整備事業」では、文科省管轄の国大病院の参画が当初は念頭に置かれていなかったふしがあるが、川崎厚労大臣就任後に、文科省も各大学に積極的に協力を依頼した経緯がある（川崎厚労大臣は就任早々、三重大学が都道府県がん診療連携拠点病院の候補にあがらないことに気付かれ、これはありえないことであると豊田に話しておられた）。

要望事項⑥は地方自治体から国大病院への寄付や補助金配賦を可能にすることの要請である（この要望事項については、鈴木守群馬大学長とともに川崎厚労大臣室を訪問した際に、総務省との調整も必要であり時間がかかるので任期中には実現できないが、なんとかする、という主旨の返答を得ている）。2009年に地方財政再建促進特別措置法が廃止され、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行されたことで、地方自治体からの寄付や補助金配賦が国大病院にも可能となり、医療施設運営費等補助金などが初めて国大病院に配賦されることになった。この法改正は、その後の国大病院での救命救急センターの整備及びドクターヘリ整備を可能にした。

要望事項⑦の背景については、2006年６月28日の厚労省の“医師の需給に関する検討会”の報告書（案）においては、医療崩壊の主因が医師の“偏在”であるとされ、医学部学生定員増を意味する“医師不足を来している県の医学部定員の暫定的調整”という文言の位置づけが、単に“意見があった”との記載であったことから、小委員会レベルで「医師の地域偏在の解決のために、特定地域の勤務に意欲ある学生の確保の場合に限り、医学部入学定員の増加を認めること」という要望文案も用意した。ただし、国大協として提出された最終的な要望書の記載は上記⑦のようになっている。最終的な“医師需給に関する検討会報告書”においては“意見があった”という表現が、“検討すべき”に変更され、川崎厚労大臣のもとで、2006年８月31日に「新医師確保総合対策」が立案され、2008年度から地域枠入試のもとで、10県（10大学）10年間に限って最大10人の医学部入学定員増が認められることとなった（なお川崎氏によれば、最も困難であったのは財務省の説得であったとのことである。また、2006年９月に文科省・厚労省交流人事がなされ、医学教育課長に厚労省の三浦公嗣氏が着任されたが、「医学部定員増では医師不足は解消できず」との三浦課長による投稿記事からも、医学部学生定員増に対して厚労省官僚が慎重な考えであったことがうかがえる）。10大学の中に三重大学が含まれることになり、さっそく厚労大臣から豊田に、入学定員100を110に増やすとともに、地域枠入試定員を30人以上にするようにとの連絡が入った。その後、歴代厚労大臣によって、“暫定”を付さず、全国の医学部を対象とする学生定員増が順次なされ、現在に至っている。

要望事項③については、2010年度に民主党政権下において高度医療を中心に診療報酬プラス改定が実現し、公私を問わず、全国の大学病院は経営上一息つくことができた（この際には、当時の鈴木寛文部科学副大臣から、病院にとって、運営費交付金削減を止めることと、診療報酬プラス改定のどちらが良いか意見を聴取され、お金に色目はないのでどちらでも良い旨を伝えた。ただ、今から思えば、診療報酬プラス改定の方が、私立大学病院や、その他の基幹病院を含めてのメリットがはるかに大きく、そのように決定されて良かったと思っている）。

６　国立大学病院データベースセンター設立へ

武澤教授は、国大病院の診療機能データを集積するデータベースセンター設立の構想を練られていた。当初、小委員会は国大協の管理下での設立を提案したが、国大協として“関知せず”との方針が出されたので、附属病院長会議の管理の下で、2008年４月に文科省の予算措置下に、東京大学に設置されることとなった。データベース管理委員会には国大協から豊田が参加した。病院経営小委員会のデータ収集はセンターに引き継がれることになり、国大病院の経営改善に大きな役割を果たすことになった。なお、まことに残念であるがデータベースセンターの発案者である武澤教授は、開設直前の2008年３月１日に逝去された。

ま　と　め

法人化による現場の裁量拡大は病院経営にプラスとなったが、上記三大負荷が、大学病院の経営困難と公的使命機能の低下を招いた。しかし、多くの大学関係者と文科省の担当事務官のご協力、そして何よりも病院現場の懸命の経営改善努力のおかげで、最大の危機を乗り越えることができた。

“経営改善係数”は法人化Ⅰ期で終了し、病院交付金も2013年度以降０になり、国大病院は年584億円の国家予算の節減に協力したことになる。減少していた臨床医学論文数も、2010年頃から、医師の大学病院への回帰とともに回復し始めた。国際的には研究競争力が低下したままであることや、過労死ラインの２倍の残業を余儀なくされている医師の働き方改革など、いまだに多くの課題を抱えながらも、法人化Ⅱ～Ⅲ期を経て、約１兆円の長期借入金は約7,500億円に減り、約6,000億円の収入は１兆円を超えた。

病院経営小委員会の経験から学んだことは、「現場がいくら窮状を訴えても、エビデンスでもって示さない限り説得力はない」ということである。

なお、国立大学全体のデータ分析については、国大協に政策研究所が作られ、一井眞比古国大協専務理事（元香川大学長）の所長自主研究として、豊田が分析を担当し、2015年５月に『運営費交付金削減による国立大学への影響・評価に関する研究～国際学術論文データベースによる論文数分析を中心として～』を公表した。また、この続編として2019年２月に『科学立国の危機：失速する日本の研究力』を東洋経済新報社から上梓した。

政府が次から次へと打ち出す文教政策の中には、必ずしも国民や地域のためにならないと考えられる政策がある。例えば、2007年５月21日の財政制度等審議会資料で出された、科研費獲得金

額に基づく運営費交付金再配分等の政策が最たるものであり、この時は、豊田は５月31日に三重県で緊急記者会見を開き、このままでは地方国立大学の存続が危うくなりかねないこと、そして地方大学の大きな存在意義を訴えた。当時の野呂昭彦三重県知事は、ただちに定例記者会見において運営費交付金削減に反対を表明し、６月８日に三重県津市で開催された近畿ブロック知事会において「国立大学運営費交付金に関する緊急提言」が決議されるに至った。このような地方国立大学長による運営費交付金削減に反対する活動は全国的に広がり、一部報道機関が「国立大学長の知事詣で」のような見出し記事で揶揄したものの、教育再生会議第二次報告文中の「運営費交付金の“大幅な傾斜”配分」の文言が、“骨太の方針”では急遽「運営費交付金の“適切な”配分」に修正されたのである（なお、蛇足であるが、豊田は記者会見を行ったが、知事詣ではしていない。三重県知事が自発的に動かれたのは、法人化当初から力を入れてきた地方国立大学としての地域貢献活動と自治体との緊密な関係性構築努力の賜物と考えている）。その後、地域知事会における決議は全国知事会の決議にまで至っている。

現在の、定量指標に基づく「メリハリ」政策も、上記政策と大同小異である。70周年を迎えた国大協は、このような類の政策に対して、エビデンスでもって提言できるデータ収集・分析力をいっそう高める必要がある。

国立大学の研究とイノベーション創出
～二つの波と二つの選択～

元教育・研究委員会委員長
濵　口　道　成
（前名古屋大学長）

国立大学協会が創立70周年を迎え、かつてメンバーの一人であったものとして、大変喜ばしく思う。私が、協会メンバーとして活動した時期は、2009年から2015年であり、その間、東海・北陸地区の支部長、教育・研究委員会委員長、松本紘会長の下での副会長、そして松本会長から里見進会長へのバトンタッチを図る会長代行を務めさせていただいた。さまざまな体験をさせていただき、深く感謝するものです。この間、記憶に残る出来事は、まずもって2011年の東日本大震災であり、また私の任期の前半は民主党政権に重なり、さらに任期中最も重要な問題として、持続的な運営費交付金の削減があった。在任当時は、年々厳しくなる財政事情、震災に伴う「給与自主削減」、一時は給与支払いを遅滞させるかもしれなかった状況等もあり、厳しい環境であると実感してはいたが、今にしてみれば現状よりは遙かに余裕があり、のどかさを残した時代であったと思う。改めて言及するまでもなく、新型コロナウイルスによる被害は想像を超えた甚大さであるとともに、明らかに人類社会の変革を誘導している。

今、人類社会は二つの巨大な波の中で転換点を迎えている。第一の波「デジタル革命」は、「知」やデータが決定的な価値を持つ知識集約型社会への転換、すなわち社会構造の不可逆的パラダイムシフトをもたらしつつある。その渦中にある我が国の科学技術イノベーション政策は、国家の総合戦略の中核として、価値創造を最大化し得るための抜本的な変革を迫られている。ただし、このパラダイムシフトは、必ずしもユートピアの実現を意味するものではない。むしろ、「知」やデータが一部のプラットフォーマーに独占されることにより、格差が拡大し、社会が分断されるディストピアを生み出すことが危惧されている。事実、コロナ禍は、貧困層を直撃している。それ故にこそ、科学技術・教育の力で、「誰一人とり残さない」人間主体のインクルーシブな社会を実現することが、強く求められているのである。

変革の波の第二は、「人類社会の持続可能性」にある。地球温暖化等の地球規模課題の解決は、もはや一刻の猶予も許されない。また、デジタル革命によるサイバー空間の無秩序な拡大と分断、新興感染症の流行、持続可能性の確保に対する世代間、国家間の対立の先鋭化など新たな課題も顕在化している。さらに、国内の状況を見ると、社会保障費の増大、人口の東京圏への一極集中と限界集落の増加等、各国が今後直面するであろう社会課題が山積している。他方、2011年の東日本大震災は、人々の日々に寄り添い、被災者の不安を和らげ、生活を支え、産業の復興に貢献

する科学技術イノベーションのあり方を、我々に教えた。この経験は、科学技術が、我々の抱える課題を解決する力を内包していることを示している。しかし残念なことに、コロナ禍は、我々の弱点を顕在化させてしまった。

「ウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代」は、どのような変容が待ち受けているだろうか。その中で、科学技術、大学は、どのような役割を果たすべきであろうか。明らかに見えていることは、コロナ以前の社会に戻ることはない。崩壊を免れることはあっても、仕事の変容、サプライチェーンの変容、社会システムの変容が急速に訪れるであろうこと、その中でICT、AIの普及が急速に進むであろうことは確実である。さらには、「COVID-19の歴史は勝者によって記述されるだろう（ジョン・アレン、ブルッキングス研究所所長）」。それと共に、「この嵐は過ぎ去る。しかし我々の現在の選択は我々の生き方を今後何年にもわたって変えるかもしれない。我々は二つの重要な選択に直面している。第一に、全体主義的監視か、市民エンパワーメントか。第二に、国家主義的孤立主義か、世界的な連帯か（ユヴァル・ノア・ハラリ、ヘブライ大学教授）」と指摘がある。

今、二つの巨大な波と二つの選択の中で、日本の科学技術、大学には、厳しい試練が待ち受けている。科学技術の推進と大学の存在理由を保障してきた「開かれた平等な社会と自立した人材の自由、国際的な協力と人材交流」は、危機に直面している。果たして、大学は未来を開く的確な解を社会に提示できるだろうか。教員、研究者諸氏はこの危機を実感しているのだろうか。

この困難にあるからこそ大学には、科学技術イノベーションの推進による技術的、社会的なブレイクスルーを生み出し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成とインクルーシブ社会の実現に貢献することが求められているのではないだろうか。我が国は、多くの天災を越え、さらにコロナウイルス禍を、市民一人一人の行動変容によって乗り越えつつある。それ故にこそ日本社会は、知識集約型の価値創造システムをインクルーシブな社会の実現へと昇華できる高い可能性を持っていると思う。そして、この価値創造システムの中核は、基礎研究・学術研究の卓越性と多様性にあり、それを支え社会に繋げる大学にある。さまざまな課題を抱える日本が、その文化的・社会的特性と科学技術の力を活かし、人間主体のインクルーシブな社会を実現できれば、それは、コロナ禍を越え、人類社会の未来を示す画期的なモデルとなり得るであろう。

東日本大震災と大学の役割

岩　渕　　明
（前岩手大学長）

国立大学協会の創立70周年記念誌発行にあたり、過去20年間の出来事の一つに「東日本大震災」を取り上げたことは妥当であろうと考えていたが、この原稿を書きながら、大学にとって東日本大震災よりももっと深刻なのは、現在進行中の新型コロナウイルス感染症の対応だろうと思う。なぜなら、東日本大震災は地域が限定的であり災害の後処理であるのに対し、コロナ対応は全国の大学が見えない敵に対する恐怖との戦いだからである。

それはさておき、2011年３月11日午後２時46分にM9.0の大地震が発生し盛岡でも震度５強を記録した。その30分以降には沿岸部に最大16.7mの津波が来襲し、死者・行方不明者１万8,000人以上、避難者47万人の大災害の発生をもたらした。東日本大震災から９年が過ぎた現在、ハード面の復旧は福島原発事故の処理を除けば、95％に達している。しかしソフト面、特に人口流出、心のケアやコミュニティの再建、高齢者の孤独死など時間の経過とともに新たな課題対応が迫られている。

この地震と津波は大学にも大きな損害をもたらした。東北大学は施設や設備に数百億円超の被害を受けた。岩手大学と福島大学は施設等の直接的被害は少ないといっても、それぞれの地域で甚大な被害が発生しており、その復旧・復興に対する支援が大学にも求められた。大学の利点は若い力（学生）と専門家集団（教員）を抱えていることであり、それを地域と連携して効果的に活用することが大学の役割であろう。当然、大学の果たすべき役割は被災地からの距離や経過時間、大学の規模に依存するであろうし、それぞれの大学と地域とのこれまでの関係の強さにも影響されるであろう。全学で組織的に動いた大学もあれば、教職員、学生の個人的活動を支援した大学もあり、被災に対する大学の立ち位置の違いが鮮明に現れる。

岩手大学は2004年の大学法人化の際に「岩手の大地とひとと共に！」の校是をかかげ、地域連携を大きな柱としてきた。したがって、被災地の状況を目の当たりにした時、震災復興に注力するのが地域の大学としての責務であり、活動を10年間は継続すると決めた。「何を差し置いてもオール岩大パワーで復旧・復興に貢献しよう、1000年に一度の災害の復興に貢献することで教室では得られない貴重なことを得るであろう。」と学長は構成員に協力を求めた。それが地方大学の存在感を社会に示すことにつながると、文部科学省の強力な応援も得た。被災地の大学はいずれも同じ姿勢であったと思う。

一方、被災地以外の大学は被害があっても大学のミッションである教育と研究の再建を第一に考えたであろう。継続性の必要な研究のために近隣の大学に応援を求めたかもしれない。また、学生ボランティアの派遣や、被害調査は多くの場合、自主的な個人、グループの活動であり、それを大学が支援した。国立大学協会も全国の大学に支援要請をし、我々も多くの大学からさまざまな物資を受けた。あらためて感謝の意を表したい。

岩手大学の活動を振り返ると、その活動は時間によって変化し、現在までを５つのフェーズに区分できる。第１フェーズは地震発生から３月末までで、「危機対策本部」のもと学事関係等が中心であり、翌日の後期個別試験の対応、学生、教職員の安否確認、卒業式の中止、入学式の中止と新入生への連絡、授業再開の目途、PTSDの懸念からのボランティア派遣の是非、被災学生への支援体制などである。被災から丸１日間は停電となり、情報がない中での対応の難しさを体験した。初めに決めたことが情報の入手によって何度も変更された。

第２フェーズは４月から９月までの６か月間で、５部門からなる「岩手大学東日本大震災復興対策本部」を立上げ、本格的な被災地の状況収集と、それに対応した支援活動の開始である。情報収集を基に全学体制で県や市町村自治体との連携を取りながらの活動である。被災地への通行制限が解除され我々が被災地の釜石市に入ったのは４月４日である。街の様子、避難所の状況などを視察し、帰りには「沿岸の基幹産業である水産業の復興に大学は取り組む」との学長の決意に皆が同意した。学生ボランティアの派遣も４月６日からである。また教員に支援活動の要望調査を行い、すぐやるべきことには学内予算で活動費を措置した。さらに文部科学省等への長期的な復興活動予算の申請も行った。

その後の６か月間の第３フェーズでは教育支援、生活支援、産業支援、防災支援などの６部門からなる「岩手大学三陸復興推進本部」に改組し、復興拠点として釜石市にサテライトを設置した。2012年４月からの第４フェーズでは、「岩手大学三陸復興推進機構」と再度改組し、文部科学省やJST等の資金を得て６部門ごとにそれぞれの活動を本格的に開始した。機構に登録した教員数は全教員の50％になる。「岩手大学地域防災研究センター」や「岩手大学三陸水産研究センター」の設置もこの時期である。新たな領域となる水産部門の立ち上げには東京海洋大学や北里大学、愛媛大学等の多くの大学から支援をいただいた。

この第４フェーズの４年間は予算措置を受け活動を全力で行うことであったが、2016年４月以降の第５フェーズになると予算も大幅に減額され、これまでの活動を今後の教育、研究に如何に活かすかが課題となった。そこで、学部及び大学院修士課程を大幅に改組した。学部と大学院に水産学コースを設置し、修士課程は総合科学研究科にまとめ、新たに地域創成専攻を立ち上げた。震災復興には学部の枠では対処しきれない経験と、今後の地域創生には学部間の融合が必要との考えからである。また地域防災の活動はローカルな課題対応ととらえていたが、自然災害が世界で頻繁に発生することを考えれば、災害からの復興はグローバルな課題であることを国大協の支援で開催した国際会議を通して認識した。

最後になるが、自然災害への対応は自然科学や社会科学、人文科学が全て関わる大きな課題であり、被災地からの距離、被災からの時間経過、組織の規模により社会から期待される大学の役

割は変化する。全学を挙げて復興活動に注力してきたと自負している岩手大学も、昨年(2019年)、創立70周年を迎え、活動の記録を留める記念誌を発行した。復興活動の中心として動いた多くの教職員が定年で大学を去る時期になっており、教科書としても活用できる大学の記録を詳細に残すことが後世にさまざまな意味で役立つであろうと期待している。

人文社会科学系ワーキンググループの議論と国立大学への期待

元人文社会科学系の意義・役割に関する
ワーキンググループ座長
羽　入　佐和子
（前お茶の水女子大学長）

国立大学協会に設置された「人文社会科学系の意義・役割に関するワーキンググループ」（以下、「WG」とする）は、国立大学が第３期中期目標期間を迎える前年の2015年３月31日、「人文社会科学系分野の意義と国立大学の果たすべき役割～グローバル化社会におけるイノベーションの創出に向けて～（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」とする）を取りまとめた。WGのメンバーは学長、学長経験者、国立大学協会理事を含め専門分野を異にする９名で構成された。

本稿ではWG設置の背景と議論の概要を紹介し、この時期に国立大学が直面した状況を記すこととする。

１　WG設置の背景

科学技術基本法（1995年施行）第１条には、「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策」という表記がある。真意はともかく、「人文科学のみに係るものを除く」という表現は、科学技術の振興に人文科学は関わらないかのような印象を与え、大学における教育研究の動向を人文社会科学分野の軽視へと導いていった。この基本法は人文科学の扱いを含めた一部改正が国会で成立している（2020年６月17日）が、それに先立つ2014年とその翌年の一連の動きは国立大学に少なからぬ影響を及ぼした。

顕著なのは国立大学法人評価委員会から国立大学法人宛に通知された「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」(2014年９月９日)である。そこには、「人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むべきではないか」とある。そして翌年、文部科学大臣通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」（2015年６月８日）（以下、「通知」とする）が発せられた。

つまり当時、人文社会科学の教育研究水準や国立大学におけるこの分野の意義が問われ、廃止や他の分野への転換が求められていたのである。

２　WGでの議論の概要

WGでは、国立大学を取り巻く当時の社会状況を、グローバル化とイノベーションの創出と特

徴づけ、これらを共通認識として、人文社会科学分野の意義に加え、この分野に関して国立大学が担うべき役割を議論し整理して「中間まとめ」とした。

グローバル化の状況にあって期待されるのは、文化の多様性を前提に他文化の理解に努め、他者との共存や協調の可能性を拓くことである。そのためには、異なる言語や他者の論理を理解し、それらによって紡がれている文化や歴史を解釈するための学問は必須である。

また、イノベーションは科学技術の知識や方法だけを基盤に生じるわけではない。このことは第４期科学技術基本計画（2011年８月19日閣議決定）において、「科学技術イノベーション」は「科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新」と表現されていることにも明らかである。イノベーションは、既存の学問分野を超えて新たな文化的価値や社会的価値を創造する文化的社会的現象なのであって、人文社会科学の領域と無関係ではあり得ない。

さらに「中間まとめ」では、国立大学が担うべき役割について、リベラル・アーツ、学際性、人材育成の三点から整理した。

まず、高等教育において修得されるべき能力は、高度な専門性と専門領域を超えてイノベーションを起こしうる基本的な知性である。また、我々が直面する課題そのものは分野に分かれているわけではない。したがって、課題を解決するには広く柔軟な発想に基づく領域横断的な探究力が必要になる。この種の人材育成は、知の基盤を整え、多分野にわたる専門的知識を教授し、知を発展的に循環させることを意味するのであり、これこそ国立大学の役割である。この役割を果たすためには分野の偏りは適切ではない。

３　組織見直しの影響と学問の在り方

国立大学の人文社会科学系の組織見直しの実態は、「通知」が発せられた翌年の2016年からの３年間で９学部が改組されたり、学科等の改組や廃止が多くなされ、その数は形式的にみて法人化直後の３年間の学部改組等の見直しの数を大きく上回っている。

時代の変化に応じた組織改編はありうるとしても、国立の高等教育機関がこれほど流動的で可変的であることは人材育成の点からしてあまりにも一貫性を欠いていたのではないだろうか。社会の変化に敏感であることは重要である。しかしそのためには、時間をかけて緻密な分析能力や思考力を鍛え専門性を深め高める必要がある。それによって初めて多様な事態に対応する能力が修得され、複雑な課題の解決や新たな知の創造に寄与する人材の育成が可能になる。そして、このような人材育成の場であり続けることが国立大学に課せられた極めて重要な役割であろう。

「中間まとめ」から５年を経て社会は大きく変化した。

当時はグローバル化とイノベーションの創出を議論の主軸にしたが、その後、国際社会は自国優先的傾向を強め、政治形態はポピュリズム化し、科学技術はITを基盤としてビッグデータやAIが社会的役割を急速に拡大させつつある。同時に、SDGsに象徴されるように、社会的課題は地球規模での対応を余儀なくさせている。

そして目下我々はその象徴のような緊急の事態に直面している。新型コロナウイルスによる新

たな感染症の蔓延である。このウイルスに人類はどう対処できるのか。社会にも個人にも予測不可能な影響力をもつこの感染症に対して我々は何ができ、何を成すべきなのか。医学はもちろん、この問いに関わりのない分野は一つとしてないように思われる。学問を自然科学、人文科学、社会科学などと分野分けしていては解決できない課題、しかも喫緊の課題の解決が今求められている。

特定の分野に偏ることなく統合的に学問を醸成発展させ知的基盤を担ってきた国立大学が、高度な専門性と柔軟な発想に基づく領域横断的な探究力を身に付け、複雑で多様な課題に挑戦する人材を育成し人類の発展に寄与し続けることが、この状況下ではこれまでになく強く求められているのである。

頓挫した「大学入学共通テスト」改革にかかわって

元入試委員会委員長
片　峰　　茂
（前長崎大学長）

頓挫した「大学入学共通テスト」改革

萩生田光一文部科学大臣は、2019年11月１日、2020年度に新たに開始される「大学入学共通テスト」の目玉であった英語民間試験導入を延期することを表明し、続いて12月17日には、もう一つの目玉の国語と数学での記述式問題の導入見送りも発表した。これで、2012年の中央教育審議会（中教審）高大接続特別部会（安西祐一郎部会長）の設置以来、７年以上にわたって莫大なマンパワーとリソースを動員して検討されてきた日本の大学入試改革のドライビングフォースとしての新「大学入学共通テスト」改革は、その構想理念の枢要な部分で頓挫した。この報に接して、一定期間、国立大学協会の入試改革対応を主導した人間として、虚しさやら、この事態を招いたミスリードへの後悔やら、結果的に混乱を強いることになった受験生や高校関係の皆様に対する申し訳なさやら、さまざまな思いが胸に去来した。来年初頭の実施に向けて困難な準備作業に携わってきた文部科学省（文科省）、大学入試センター等関係者の無念を思うと胸が痛む。

高大接続改革実行プラン

私自身のかかわりは、当時の里見進会長からのご依頼で、入試委員長に就任した2014年11月に遡る。結果として2017年９月に退任するまで、約３年間にわたって入試改革と向き合うことになった。就任当時は、中教審高大接続部会の議論が佳境を迎えており、ほどなく「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」が取りまとめられた。部会においては広範に白熱した議論が行われ、例えばセンター試験を含む既存の入学者選抜に関しては、ほぼ全否定したい部会長らの急進論と一定評価する国大協の間で火花が散る場面もあったようである。しかし改革の基本的方向性については、国大協としても首肯できる部分が多かったのだと思う。答申を受けて2015年１月に文科省が発出した「高大接続改革実行プラン」は、大きく変容する新しい時代に向けて、大学教育、高等学校教育及び大学入学者選抜の三位一体の改革を通して、我が国の初等中等教育と高等教育を、知識の獲得・再生を重視する教育から、思考力・判断力・表現力や主体性・多様性・協働性の涵養を重視する教育へと抜本的に変革することを謳い、特に、改革のドライビングフォースとして、大学入学者選抜の改革を喫緊の課題と位置づけた。この段階ですでに、従来の大学入試センター試験

に代わる新しい大学進学希望者の学力把握のための共通テスト（新テスト）の2020年度導入を目指すことが明記されている。

高大接続システム改革会議

その後、改革実行プランの実現に向けた具体的方策に関する議論は高大接続システム改革会議（安西座長）に引き継がれ、私も副座長として参加した。14回にわたって三位一体改革の諸項目について議論されたが、新テストに関しては、実現可能性のある改革の目玉として絞り込まれた記述式問題の導入、英語４技能評価、複数回実施についても、具体的な実施法についての明確な結論は得られなかった。最大のポイントは、当初期待の大きかったAI（人工知能）の文章/画像処理能力を前提にしたCBT（Computer Based Testing）や異なる問題間の難易度を平準化するIRT（項目応答理論）を数十万人が受験する新テストに導入/応用するには時期尚早と判断したことにあったと、私は思っている。結局、2016年３月に高大接続システム改革会議が発出した最終報告は、2020年度の新テスト開始に向けて、記述式については国語と数学で条件付き記述式問題導入の具体化を今後検討するとしたものの、英語４技能は実施可能性自体をさらに検討（民間試験活用の可能性にも言及）、複数回実施は見送りという内容で、多くの課題を積み残すこととなった。

「大学入学共通テスト」改革検討にあたっての国大協の基本姿勢

国大協はこれを受け意見書を発出し、その中で、国大協として今後の具体的検討に積極的に参加することを表明するとともに、ステップを踏み十分時間をかけて検討することを要請した。国大協としては新テストの開始時期の後ろ倒しも想定していたが、その後の経緯で文科省が延期を検討した形跡は全くない。文科省が2020年度開始に固執した背景には高いレベルでの政治的意図が強く働いていたのかもしれない。

その後、文科省が「大学入学共通テスト実施方針」を確定させるまでの約１年半、国大協は内部でも文科省との間でも、多くの時間を費やして新テストの在り方についての議論を行った。記述式問題については条件付き短答式問題の限界性、採点方法、公正性などを課題として指摘した。一方、早い段階で文科省が全国一斉共通試験による英語４技能評価は物理的に困難であるとの判断の下、民間試験活用の方針を打ち出したため、英語４技能については異なる民間試験間の標準化手法、受験機会の地域格差などが主要な論点となった。

国大協内部には多様な意見が存在したが、基本的な方向性は共有できていたと思う。大きく社会が変容する中で知識に加えて新しい時代をリードするための能力・態度を次世代に身に付けてもらうべく日本の教育を変える必要があること、そのために大学教育自体の改革とともに高等学校以下の初等中等教育改革へのメッセージとしての大学入試改革が極めて重要であること、そして我が国全体の入試改革を主導する役割を国大協は担うべきであることである。当初は記述式問題や英語４技能を含めてそれぞれの国立大学が個別試験で対応すればよいとの意見もあったが、国全体の入試改革の観点からは毎年五十数万人が受験する共通試験改革にも主体的に取り組むべ

しとの合意も得られた。

個人的には、法人化により個性化に舵を切った国立大学であったが、2015年の運営費交付金配分の３類型化や2017年の指定国立大学法人制度導入を経て、機能分化という名の分断が進行し、国立大学というセクター全体の一体感が希薄化する中にあって、国大協が一体的に対応し入試改革を先導することで国立大学の存在意義を社会に再認識させる千載一遇のチャンスとの思いも強かった。

2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―

果たして、文科省は2017年７月「大学入学共通テスト実施方針」で国語、数学での記述式問題の出題と民間英語資格・検定試験活用の方針を確定させたが、残念ながら国大協が指摘してきた実施に当たっての諸課題についての詳細は示されず積み残されたままであった。それでも、国大協は11月の総会で「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」を採択し、文科省の「大学入学共通テスト実施方針」を基本的に受け入れる決定を行った。ある意味苦渋の決断であったが、受験生の準備期間を考えると新テスト実施まで２年余りというこの時機が基本方針確定のタイムリミットという判断が優先した。また未解決の実施上の諸課題についても残余期間に解決できるとの楽観的見通しを持っていたことも事実である。私はこの総会の直前に退任したため、私自身の関わりはここまでである。

その後、大学入試センターによる２回の大規模プレテスト等をとおして条件付き短答式記述問題の精緻化、標準化と採点体制の構築が図られた。また、大学間でその活用法は分かれたとはいえ「大学入学共通テスト」の枠組みでの英語民間試験導入への準備も各国立大学で進んだ。ところが、各大学が2020年度入学者選抜実施要項を策定する最中での、冒頭に記した突然の「大学入学共通テスト」改革の頓挫であった。

「大学入学共通テスト」改革を振り返って

振り返ると、改革頓挫の原因はさまざまあろうが、決め手は「大学入学共通テスト」評価の「公平性」のゆらぎに対する受験生の不信感であり、それに基づく異議申し立てにあったと思う。記述式問題の採点結果の僅かな誤差や英語民間試験受験機会の格差、異なる試験間の標準化方策等に対する懸念である。知識の再生を一点刻みの点数のみに依拠した既成観念から、多様な力を多様な方法で「公正」に評価し選抜する意識へという中教審高大接続答申が謳った変革理念に沿った「大学入学共通テスト」改革のはずであったが、最終段階で「公平性」という既成の社会通念の壁に跳ね返された形である。

これで当分の間は、大規模の共通試験を梃（てこ）にした日本全体の入試改革という目論見が実現することは難しくなった。しかし、高大接続改革の議論が開始されて８年。最近の国立大学入学生の一定割合の中に積極性や英語力、コミュニケーション力の向上を実感しているのは筆者だけではないはずである。この間の入試改革論議が高等学校教育の質や高校生の学びへの意識に然るべく影響力を発揮してきたのは間違いない。この流れを途切れさせないことが重要である。国立大学

は、少なくとも不断の個別入学試験の改革・進化を通して、大変容の21世紀を担う次世代人材育成に向けたメッセージを受験生や社会に発信し続けるべきである。また、しばらくすれば新しい学習指導要領に基づく教育を受けこれまでとは異なる能力を身に付けた学生たちが大学に入学してくる。それを見越した大学教育の改革も待ったなしである。

将来構想と国際化推進、悪いのは誰だ？

元国立大学の将来ビジョンに関するワーキンググループ座長
元高等教育における国立大学の将来像に関するワーキンググループ座長
前国際交流委員会委員長

永　田　恭　介
（筑波大学長）

思い返すと、悪いのは里見進会長（任期2014年11月～2017年６月、東北大学長）ではないでしょうか。里見先生が会長に就任されてから、悪夢の連続となりました。私が、筑波大学長に就任して１年半ほどたっていたところで、副会長（国際交流委員会担当）を仰せつかり、同時に「国立大学の将来ビジョンに関するワーキンググループ」（2014年11月～2016年２月）、ついで「高等教育における国立大学の将来像に関するワーキンググループ」（2016年４月～2017年６月）の座長を押し付けられました。失礼な言い方だとお叱りを受けそうですが、構わず続けます。

まずは両ワーキンググループに関する思い出です。

前者のワーキンググループは、「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」をまとめ、公表いたしました（2015年９月14日）。基本的に、国立大学を「地域と国の発展を支え、世界をリードする」大学と位置づけ、グローバル社会の中で社会イノベーションを牽引する使命を持っていると自ら定義しています。その上で、優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備、大学間等の機能的な連携・共同による教育研究水準の向上、及びそれらを支える財政措置及び制度改革の在り方を提言しています。このワーキンググループは、先進的な意見の徳久剛史学長、地方にこだわられた眞弓光文学長（結構、酔っ払われる）、頑固（ある意味合理的）な大西隆学長、本音と立場で苦悩された山極壽一学長、レフトではなくリベラルな山本健慈学長とお世話になった一井眞比古専務理事と木谷雅人常務理事から構成されていました。結構、皆さん本音トークで、15回も議論を重ねました。

後者のワーキンググループは、13回の議論を経て、「高等教育における国立大学の将来像」をまとめました。理事会、総会などでの議論も沸騰し、公表できたのは、山極会長（任期2017年６月～2019年６月、京都大学長）の時（2018年１月26日）でした。その中で強調されていたのは、地域・地方活性化の中核、高い水準の研究、社会イノベーションの先導、日本型教育システムの輸出などであり、現在に続く課題でした。また、全国各都道府県に国立大学を置くとの原則を維持しつつ、各種大学間等の多様な経営的な連携・融合の在り方について今後検討すべきモデルを提示したのも特徴であり、その後の東海国立大学機構の創設の基盤となったアクションプランでした。このワーキンググループには、国立大学の将来ビジョンに関するワーキンググループの大

西学長、山極学長、専務理事に就任された山本元学長並びに木谷常務理事に残留いただき、新たにスケールシフト学を標榜される岩渕明学長、学校教育の総本山から出口利定学長、ユーティリティプレイヤーであり現在の専務理事である山口宏樹学長、熟考型でありながら大胆な松尾清一学長、造形工学とは何ぞやの古山正雄学長、自由闊達な発言をされていた脇口宏学長に参加いただきました。こうした将来構想に関わる提言のまとめに参加されていた山極学長は、会長として、「高等教育における国立大学の将来像」の中で謳われている「国公私立大学を通じて、特に教育に係る基盤的経費については、高等教育投資の社会全体の発展への寄与に関する費用対効果を踏まえて、長期的・安定的に確保される制度を確立する」に沿って、獅子奮迅の戦いを繰り広げてこられたことは皆さんがよくご存知のとおりです。

次は、国際交流委員会委員長としての思い出です。

実にさまざまな国の高等教育関係者とお会いした４年間でした。残念なのは、国大協の委員会として大きなシステム改革を起こすところまで行けなかったことです。認識は共有されてはいるものの、具体的な活動にはなかなか繋がらなかったという点では忸怩（じくじ）たる思いがあります。委員会の活動方針は、基本的には国立大学の将来像の議論の中にあります。すなわち、我が国を支える人材力の総和を担保するために、優秀な海外からの頭脳を国立大学に呼び込み、我が国において世界と伍する知的基盤を支える人財を育成することです。昨年度には、優秀な留学生の確保に向けた海外拠点の共同化及び共同設置による国立大学のPR、国立大学共同による留学生選抜システムの開発、複数大学の共同による留学生受入れプログラムの開発、国立大学共同での日本語教育・日本事情教育の充実などの重点的に取り組むべき具体的な事項が取りまとめられています（2019年10月18日、山崎光悦国際交流委員会委員長、金沢大学長）。唯一具体化できたのは、名古屋大学と筑波大学から発出された「国立大学等による今後の国際協力支援体制に関する意見書」（2015年10月20日）に基づいて、国立大学等が合理的なシステムの下で国際協力支援を行うためのスキームについて検討する国際協力小委員会を、姿先生（髙橋姿新潟大学長）のリーダーシップで国際交流委員会の下に設置できたことです。

国際交流の実行部隊としては、現場第一主義で進めてきました。また、教育研究のグローバル化が進む中では、多忙な委員会でした。個々に述べるには紙面が足りません。あらためて交流相手を会員の皆さんに認識していただきたく、小職が委員長であった時に交流のあった国・団体別に覚書を見ながら記録として残すことにいたします。交流協定を交わした相手は、SEAMEO-RIHED（東南アジア教育大臣機構　高等教育開発地域センター）（2018年２月９日）、アメリカ教育協議会（ACE: The American Council on Education）（2018年３月10日）、ドイツ大学学長会議（HRK: German Rectors' Conference）（2015年６月26日）、オーストラリア大学協会（UA: Universities Australia）（2015年９月３日）、及び英国大学協会（UUK: Universities UK）（2016年10月28日）です。交わした交流協定に基づいてさまざまなイベントを開催しました。大きなものとしては、すでに交流協定を締結していた（2014年５月５日）フランス大学長会議（CPU: Conférence des présidents d'université）とフランス技師学校長会議（CDEFI: Conférence des directeurs

des écoles françaises d'ingénieurs）との共催で「協定締結フォローアップ・ミーティング」と「2016 France - Japan Symposium on Innovation in Higher Education」を実施し（2016年６月30日～７月１日（パリ））、同様の情報交換を東京でも行い（2018年12月７日）、UUKの招聘で「UUK's International Higher Education Forum 2018」に参加し、日本の高等教育の現状について発表し（2018年３月14日）、国大協とUUKの共催で「2018 Japan-UK Dialogue on Exchange in Higher Education & Research」を実施し（2018年10月29～31日）、国大協とUAの主催（京都工芸繊維大学とタスマニア大学の共催）で「Australia-Japan Innovation and Research Symposium Kyoto」を実施しました（2018年10月22～25日）。国大協代表としてではなく、JACUIE（国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会）の代表として行った事業もあります。国大協の国際交流委員会委員長は自動的にJACUIEの会長を務めるなど、全く想定外でした。JACUIEと台湾高等教育国際合作基金会（FICHET: Foundation for International Cooperation in Higher Education of Taiwan）との間で交流協定を調印する（2016年５月12日）とともに、共催で「2016 Taiwan-Japan University Presidents' Forum」を実施しました。JACUIEとHippler会長率いるHRKとの共催では、「2018 Japanese-German Symposium」を実施しました（2016年６月28～29日）。このほか、ロシア、インド、スペイン、南アフリカ、メキシコなどとの交流も始まりました。もう一つ想定外だったのは、国大協の国際交流委員会委員長は自動的にUMAP国内委員会委員長（2014年12月～2019年６月）も務めなければならなかったことですが、詳細は省きます。

冒頭に悪いのは里見先生と述べましたが、やはり悪いのは自分かもしれません。小職は会議がつまらないと居眠りをしてしまう習癖があります。濱田純一会長（任期2009年４月～2013年６月、東京大学長）の終盤に、小職は筑波大学長に就任しました（2013年４月）。濱田先生はお優しい方で、多分居眠りをしていても見逃してくださっていたのでしょうが、次の松本紘会長（任期2013年６月～2014年９月、京都大学長）は厳しい方で、就任直後の理事会で居眠りをしていた小職に発言をお求めになられました。皆さんお分かりになりますよね、松本先生が無性に腹を立てられていたことを。その時、何とか言い逃れの意見を述べられたのですが、これがどうやら松本先生、濵口道成会長代行先生（任期2014年10～11月、名古屋大学長）、里見先生の気に障ったのでしょう、「あの輩に何かやらせてやれ」となったのではないかと推量しています。しかし、ここまで書いてきて、「はた」と思い至りました。上記の場面で、なぜ言い逃れ意見を述べられたのかということに。理事会の隣に着座されていましたのは、現在の文化庁長官である宮田亮平先生（当時、東京藝術大学長）で、こっそりと隣から「永田さん、此処、此処」と質問部分を資料の上でこっそり囁いていただいたからです。つまり、諸悪の根源は、宮田先生だったのです。

お世話になりました多くの、実に多くの学長の方々、学長に仕事を申し渡された先生方にはお世話になりました。心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

運営費交付金をめぐる攻防

国立大学をテーマとした政治学臨床研究メモ

前専務理事
山　本　健　慈
（元和歌山大学長）

私は、2020年３月４日、国大協総会での退任挨拶で、在任中を「国立大学をテーマとした政治学臨床研究、実習」であったと述べたが、本稿では、和歌山大学長時代と合わせて約10年の経験の一端を記したい。

学長就任直後に誕生した民主党政権は、2011年度概算要求組替え基準として、2010年度当初予算額から一律10％削減、それを財源として「政策コンテスト」を行い、かつパブリックコメントも踏まえて予算案を創るということであった。これに対処する文科省の決意や理事会のパブコメの呼びかけが常務メールで伝わってきた。

和歌山大学（和大）では、2010年10月７日、学生、教職員だけでなく、同窓会、父母をも含めた全学集会を開催、パブコメ提出等を呼びかけた。パブコメには、若手研究者、同窓会、学生などが応じた。和歌山県議会では、12月議会で「国立大学関係予算確保を求める意見書」が採択された（この間の経緯は拙著『地方国立大学　一学長の約束と挑戦』（高文研刊　2015年３月）及び和大HP「歴代学長からのメッセージ（山本健慈）」を参照）。

寄せられたパブコメは、文科関係28万3,000。そのうち大学関係16万6,000。10万9,000の自由記述には切実な声が書かれ、学生支援事項では39％が学生から、10代20代層からが44％だったという。若い研究者、学生が立ち上がったのだ。

2014年に入ると、第３期の運営費交付金の制度設計の検討が、国大協でも文科省でも始まった。

和大経営協議会では、毎回の政策分析学習と討議の中で国立大学財政の問題を政治の場、広く社会の場での議論をしていくことが必要だとの認識となり、地域のオピニオンリーダーでもある学外委員は、2014年11月下旬から準備され「地方国立大学に対する予算の充実を求める声明」を発出された（2015年１月６日）。「声明」は、「政府内だけにとどまらず、地方自治体や地方経済界は元より、私たち経営協議会の学外委員も参加した議論を行い、まさに地方創生を担う国立大学としてその責務を果たせる財政支援の方針が確立されるようここに要請する」と訴えた。和歌山県議会、和歌山市議会も「意見書」を全会一致で決議した（2015年３月）。

里見進会長は、2014年12月22日、「学外委員の連名で、各地域における国立大学の意義・役割を踏まえ、基盤的経費である運営費交付金の確保を求める声明を出していただき、地元の国会議員や自治体に働きかけることを検討している（大学がある）と聞いています」と、全学長に同様

の行動の可能性の検討を呼びかけられた。

和大に続き山形、福島、福井、奈良教育、東北と続き、2015年３月５日国大協総会当日、６大学の学長、理事と和大学外委員が出席し文科省記者クラブで会見を行った（最終的には22大学が発出）。同日、二階俊博自民党総務会長（当時）を訪ね陳情した。

2015年５月、国大協専務理事に着任し、「議連」設立準備に加わった。私は、二階総務会長に参加と支援をお願いした。氏は、設立発起人名簿をみて「私学出身ばかりじゃないか。国立出身者はがんばらんのか」と言われたが、参加と出席を快諾された。６月11日の設立総会で、河村建夫会長は、「遅ればせながら設立できたことは喜ばしい。公財政支出がOECD諸国の中で最低ランクにあることは反省しなければならない」と挨拶され、総会冒頭から最後まで参加された二階総務会長は、「最後まで積極的に参加していただきたい」と参加議員を叱咤された。

この政治の力を実感するのは、10月、財政制度等審議会が、16年度以後も運営費交付金を１％削減するという方向を打ち出した時である。中教審は緊急提言を出し、国大協も会長声明で反撃した。11月13日、二階総務会長を訪問しお願いした。氏は「地方国立大学を衰弱させてなにが一億総活躍だ。総沈没だ。総務会でやる。総務会メンバーを回って説明してくれ。学長さんが大変だと言っているのだから、議員は実働部隊を作って東京じゃなく地元で騒がないと」と激しい口調で応えられた。11月16日には全国知事会長である山田啓二京都府知事を、山極壽一副会長（京大学長）と古山正雄京都工芸繊維大学長と訪問。山田知事からは、「知事にとっては地元国立大学の存在は不可欠。知事会要望に加える。官邸での総理との会合で発言する」と応えていただいた。

12月15日の毎日新聞朝刊は、「国立大学補助減額せず　16年度財務・文科省合意」と報じた。ここに運営費交付金の下げ止まりは実現したのである。同時に記事は、「削減を見送る代わりに17年度から、大学ごとの改革努力に応じて補助金額に差を付ける新制度に移行することで折り合った」と報じていた。

３期の運営費交付金は、総額据え置きとなったが、まずは重点支援枠組みで「大学ごとの改革努力」を評価する方式がスタートした。財務省は、2018年10月、運営費交付金を「評価に基づいて配分する割合をまずは10％程度にまで高める」という方向性を示した。国大協は、会長声明「国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！」を公表し、「我が国の高等教育及び科学技術・学術研究の体制全体の衰弱化さらには崩壊」をもたらすと強く反論した。この過程で山極会長と神田眞人主計局次長の激しい議論に同席した。この2019年度予算案をめぐっては、12月20日の総合科学技術・イノベーション会議で財務省案が総理発言としてあり決着したが、その直後、渡海紀三朗元文科大臣室で山極会長、永田恭介副会長、義本博司高等教育局長等で集まった時の渡海議員の発言は、記憶に残る。氏は、日頃から、国立大学はもっと改革をやってもらいたい、運営費交付金の減額を口実にやるべき改革を怠っては困ると叱咤されておられたが、その一方でイノベーションの核として国立大学には強い期待を持っておられ、「いま衰弱させるわけにはいかない。運営費交付金は、中期計画期間渡し切りという国大協の主張が一番腑に落ちる。渡し切りは法人法の本旨ではないか。公務員は法律の本旨に沿うべきだ」と文科省関係者にきびし

く指摘された。そして評価配分の総額設定の根拠、評価の方法を国大協が納得するまで協議せよと助言され、2020年度予算編成までの宿題とされた。なお氏に頻繁にレクをされた永田副会長の尽力は記しておきたい。

冒頭に記した退任挨拶で私は、「結論は、日本の学術、国立大学の衰弱、衰退の原因は、この社会を支配している人」の「知性でなく反知性、法ではなく脱法、不法、論理でなく詭弁、そして倫理の喪失」と述べた。

国立大学協会における教員の養成・研修に関する検討について

元地方活性化に向けて国立大学群が目指すべき
教育研究に関する検討ワーキンググループ
教員養成系分科会座長
後　藤　ひとみ
（前愛知教育大学長）

日本の教員養成は、戦後、「大学における教員養成」と「開放制」という二大原則によって行われてきた。筆者の専門領域である養護教諭養成においては、これらの原則に伴う諸課題が生じており、改善の手立てを24年間にわたる教育学部・大学院での教育研究を通し模索してきた。国大協に法人の代表として参加した６年間は、専門の知見をふまえながら、改めて日本の教員養成について考えることになった。

本稿の執筆に際して、今更ではあるが、国大協における1950年７月からの総会・理事会の議事記録等を確認し、教員養成関連の取組状況を整理してみた。協会設立時に設置した４つの特別委員会が第２回総会において常置委員会と改称され、第７常置委員会が「教員養成」となった。しかしながら、1971年の第７常置委員会廃止以降は、教員養成制度特別委員会や教員養成特別委員会等の時限的委員会の中で取り上げられてきた。

国大協から国等に対する意見提出の最初は、1957年７月に「教員養成における科学技術教育の刷新振興についての意見書」を文部大臣、衆参両院文教委員長、日経連、経団連に提出したことである。以降、1966年10月に「教育系大学・学部の整備充実及び学生定員について」を文部・大蔵各大臣へ要望、1978年４月に衆議院文教委員会で国立学校設置法改正（教員大学院大学創設を含む）案について意見陳述、同年５月に教員の養成・研修の問題について中央教育審議会（中教審）の小委員会にて意見陳述、1984年２月「教育職員免許制度の改訂に関する要望書」を文部大臣へ提出、1989年３月「改正教育職員免許法の施行について」文部省教育助成局へ要望、1997年６月に教育職員養成審議会（教養審）の「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」に対する意見提出、同年10月に教養審の「養護教諭の養成カリキュラムについて」に対する意見提出、1998年８月に教養審の「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方（中間まとめ）」に対する意見提出、1999年11月に教養審の「養成と採用・研修との連携の円滑化について（審議経過報告）」に対する意見提出などが行われてきた。

国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会（いわゆる、在り方懇のこと）に対しては、2001年６月に「まとめ（概要）（案）」に意見提出し、同年12月に「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」に意見提出を行った。またその後も、2002年１月に中教審がまとめた「今後の教員免許制度の在り方について」（中間報告）に意見提出している。

2001年には、教養審等が中教審に統合され、教員養成に関しては分科会・部会等の中で議論されるようになった。種々の答申の中でも、「今後の教員免許制度の在り方について」（2002年２月21日答申）、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（2006年７月11日答申）、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（2012年８月28日答申）によって、現在の教員免許取得のためのカリキュラムや教職大学院設置などが進められてきた。加えて、2013年１月15日に閣議決定された「教育再生実行会議」設置以降は、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育改革を推進していくために十一次にわたる提言（2019年５月現在）がなされ、教員の養成や研修等にかかわる新たな制度の運用が加速している。

国大協における教員養成に関する検討は、20世紀には審議会等の議論に対して時限委員会を設置し意見表明を行ってきた足跡をみるが、財政基盤の確保が困難になってきた昨今は収入増の戦略が見えにくいこともあって注目の外に置かれてきたように思う。このような中、2015年12月21日に中教審から三つの答申（教員の資質向上、チーム学校、地域と学校の連携・協働）が出され、これらの実現を目指して2016年８月30日に「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」が設置され、翌年８月29日には「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて―国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書―」が示されたことは国立大学の教員養成に対する大きな投石であった。

国立の86大学には、単科の教員養成大学、教員養成学部を有する大学、教員養成を目的としないが教員免許課程認定学部を有する大学、教員免許課程の認定を受けていない大学という４種が混在しており、このうちで国立教員養成大学・学部とは、単科の教員養成大学11校と教員養成学部を有する大学33校の計44大学である（2020年６月現在）。

このように多様な状況の中で全大学が一体となって教員養成について話し合うことが可能なのかという懸念を抱いたが、一方で国立大学に特化した有識者会議の議論に関心をもたないこと、未来社会を支える子どもたちの教育を担う教員の養成も使命とする国立大学が自らの考えを表明しないことへの危機感を看過できず、総会で教員養成にかかわる検討委員会等の設置を提案した。会議後、東京大学長から「大きなダムも蟻の開けた小さな穴から決壊する。国立大学の将来にとって、弱い立場にある教員養成をどう守るかが重要」との声かけをいただいたことは今も心に残っている。

そして、2017年４月に「教員の養成及び研修に果たす国立大学の使命とその将来設計を検討するWG」が設置され、そのメンバーとして11教育大学の学長の意見集約にもささやかながら努めた。複数の学長から「教員養成だけではなく、教員研修への責任を担うのが国立大学の役割」との示唆があり、これがWGの名称に反映された。2018年３月には「教員の養成及び研修に果たす国立大学の使命とその将来設計の方向性（WG報告書）」が出され、「教員養成システム改革」と「教員養成・研修の高度化」の２点を中心とした基本的な方向性と、その実現のために必要な制度改正の方向性等が示された。

この直前に国大協が公表した「高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）」でも教員養成に関して触れられているが、その議論の中で聞こえてきた言葉は、「教員養成には担当教員

確保のための経費が必要。予算獲得のためのプランが見えない」などであった。

したがって、国大協が2019年７月に設置した「地方活性化に向けて国立大学群が目指すべき教育研究に関する検討ワーキンググループ」では、５つの分科会の中で最も危機感の大きい分野として「教員養成系」が筆頭にあげられ、2010年３月発行「国立大学の教員養成」から10年ぶりとも言える注目がなされた。

分科会やWG等での議論の結果、教員養成系分科会の座長として次のことを提示した。

⑴　国大協における教員養成に関する基本的な考え方：①一県に一国立大学を配置してきた歴史的経緯と成果を堅持する。②学生定員の配置については、単純な県別需給ではなく、国の教育政策に対応した全国的な需給見込みを根拠に考える。③地域事情が反映される小学校教員養成への責任は保持する。④国公私立大学間の連携の前に、まずは近隣国立大学とのプラットフォームやネットワーク構想を検討する。

⑵　学生定員確保の根拠となる教員養成に求められる取組み：①新学習指導要領を踏まえた情報教育等の強化、②Society5.0を見据えた数理・データサイエンス教育の展開、③子供の個性や資質・能力を見出し、それを活かす機会を公正に提供する教育の推進、④特別支援学校の教員免許を有する教員の育成と現職教育の実施、⑤教育相談体制の充実による虐待・いじめ・不登校等への対応、⑥グローバル社会における児童生徒の教育機会の充実、⑦少子化による学級規模の変化への対応、⑧学校における働き方改革の推進、⑨登下校を含めた学校安全体制の強化と地域ぐるみの体制（危機管理体制）の整備

国大協において、数十年前には常置委員会によって恒常的な課題として捉えられていた教員養成だが、現在は声を大にしないと注目され難い状況がある。広報誌「国立大学」第48号（2018年発行）の特集テーマは教員養成であり、教員養成の高度化をリードする取組みが紹介された。将来的には、国立大学は教職大学院の発展型となるような教員養成の専門学位（Ed.D.）取得を可能とする博士課程の設計をリードすべきと考える。また、海外から注目されている全人的な学校教育（教師は教科指導のみならず、生活指導・生徒指導や部活動指導なども行う）や授業研究といった日本型の教育や教員研修の利点を諸外国に発信していく必要もあるだろう。これらの実現にむけては、本協会事業内容の「質の高い教育・研究等に資するための情報収集、諸課題について調査・検討」には教員養成が含まれていると理解し期待している。

最後に、国大協設立70周年をお祝いするとともに、今後も日本の教育を中核的に支える国立大学が繁栄し続けることを心より祈念致します。

就職問題

――歴史的繰り返しからの脱却の兆し――

前教育・学生小委員会委員長
山　口　宏　樹
（前埼玉大学長）

就職問題は歴史の繰り返しであった。それが、2018年９月の日本経済団体連合会（経団連）の中西宏明会長による問題提起で「変わる」兆しが見えてきた。そして、2020年のコロナ禍。就職問題にも多大な影響を及ぼし多様な就職・採用活動を通年で行うことが余儀なくされている。このことが採用と大学教育の未来につながるかどうか、正念場とも言える。

就職問題の歴史は、いわゆる就職協定を策定しては破棄することの繰り返しだった。就職協定が最初に策定されたのは1953年で、国立大学協会の歴史とほぼ重なる。当時は景気が悪く就職難で、採用活動が早期化する傾向にあり、学修に支障なく、秩序ある就職活動と公平な機会が与えられるよう大学側が動き、それに企業側が呼応する形で申合せが導入された。このことが就職問題懇談会（就問懇）の考え方につながっているが、現在に至るまで多くの紆余曲折があり、まさに歴史は繰り返されてきた。

1962年、経団連の前身である日本経営者団体連盟は採用活動野放し宣言をしている。「守られない協定を維持することは、業界の良心が許さない」とのことだったようだが、これにより就職秩序が一気に崩壊し、採用内定時期が年々早まることとなった。そこで、1973年には、労働省と経済団体から成る中央雇用対策協議会が決議を公表し、大学も申合せを決めている。しかし、景気の回復に伴い、企業による協定違反や大学による早期売り込みが目立つようになり、1981年、労働省が協定への関与から撤退することを決定してしまう。そして1985年、臨時教育審議会教育改革に関する第１次答申の中でも就職協定違反の採用を改めるよう提言がなされるまでに至り、1988年、就職協定協議会が設置されて就職協定を締結した。しかし、歴史は繰り返される。時とともに再び違反する企業が増え、1997年に協定を締結しないことを決定、その代わりに大学側は申合せを、企業側は倫理憲章を制定するという形が出来上がった。

就職秩序はその時々の就職状況に大いに関係している。就職率の低かった2011年、経団連は倫理憲章を大幅に改定し、広報活動開始を卒業・修了学年前年の12月に、採用選考活動開始を卒業・修了学年の４月に設定した。しかし、学生の成長が最も期待される学部３年次末の教育に支障を来すとともに、海外留学する学生が減少してしまったことを大学側である就問懇が強く指摘。2013年４月の安倍晋三総理の要請を受ける形で、経団連が倫理憲章を「指針」としたうえで、広報と採用選考の開始をそれぞれ卒業・修了年度に入る直前の３月、卒業・修了年度の８月と後ろ

倒しし、就問懇の「申合せ」と歩調を合わせた。これにより、学修時間は確保されたものの、就活の長期化や暑い時期の就活が問題となったため、やむを得ず、2015年に採用選考の開始を卒業・修了年度の６月に変更することとなり、2020年現在もこの日程を維持している。ただし、2018年に経団連が「指針」の廃止を決定したことで就問懇の「申合せ」だけが残り、企業に対しては、文部科学省、厚生労働省、経済産業省からなる就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議での検討に基づき「政府からの要請」という形を継続している。

就職問題に対し、国大協は就問懇を通じて関わってきた。この就問懇は、国公私立の大学、短期大学、高等専門学校の団体の代表者から構成され、文科省の学生・留学生課に事務局を置く。就問懇の趣旨は、「大学等の卒業予定者に係る就職活動は、学校教育に支障なく、秩序ある形で行われることが望ましいことにかんがみ、卒業予定者の就職活動のあり方について調査・検討・協議を行う」というものである。そして、学業を妨げることなく、学生が円滑に就職活動を行えるよう、大学が統一的に取り組む事項を「申合せ」として取りまとめている。なお、国大協からの委員の多くが座長を務めてきたが、国公私立大学間の状況の違いが時として調整を難しくした。

この大学側の「申合せ」は、2019年度卒業・修了予定者までは経団連が定める企業側の「指針」と対をなし、双方が相互尊重する形となっていたため、経済団体との意見交換や要請を行うことが、就問懇のもう一つの重要な役割であった。また、「申合せ」はすべての大学において取り組むべき事項を記したもので、これを遵守し、強い姿勢を社会に示すことが重要であるとしている。

就問懇の役割や、就職問題への国大協の関わりは、2019年１月の「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の発足とともに変わりつつある。そして就職問題そのものも、歴史的繰り返しからの脱却に兆しが見えている。

中西経団連会長の発言に端を発して提起された問題は、産学協議会という、歴史上初とも言える産学対話の形で、経団連側も大学側も一緒になって検討が進められることとなった。その意図は、採用スケジュールだけでなく、将来の日本を支え国際社会で活躍できる人材を育成するための大学教育や中長期的な採用のあり方について、経済界が大学側と率直に意見交換をし、共通理解を深め、具体的なアクションにつなげていくことである。特に就職問題に関連しては、従来の新卒一括採用・終身雇用制度の限界が顕在化し、企業の求める人材が多様化するなか、採用のあり方を再検討する必要があるとの認識に立つ。産学協議会には、経団連会長と就問懇座長を共同座長に据え、国公私立の学長12名が加わるとともに、分科会の運営には国大協、日本私立大学団体連合会、公立大学協会が協力している。

コロナ禍にある2020年３月31日、産学協議会がWeb上で開催され、最終報告書「Society5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方」がまとめられた。報告書では未来をSociety 5.0とし、大学教育を採用やインターンシップへとつなげる基本的考え方を整理している。就職問題に関しては、日本の雇用慣行となってきた新卒一括採用（メンバーシップ型採用）に加え、ジョブ型雇用を念頭に置いた採用（ジョブ型採用）も含め、学生個人の意志に応じた複線的で多様な採用形

態に、秩序を持って移行すべきであるとした。多様なルールのなかでの多様な採用形態をとる方向性が示されたわけだが、コロナ対応で図らずも実践することとなった。歴史的に繰り返された就職問題からの脱却の兆しである。

事業実施委員会委員長からの提言

――国立大学の戦略的経営を支える人材育成と活用システムの構築は今後の重要な課題

事業実施委員会委員長
松　尾　清　一
（東海国立大学機構長）

1　はじめに

事業実施委員会の担当する分野は大きく分けて、①学長から一般事務までさまざまな職種や職階ごとの研修に係る事業の推進、②国立大学におけるさまざまな自主的取組みの支援や社会の中の国立大学をアピールする諸企画・事業の推進、③各種保険等に係る事業（有限会社国大協サービスと保険代理店契約）である。このうち、①の研修事業は広い意味で国立大学の経営と運営を担う人材の育成強化であり、今日的に言えば国立大学の戦略的経営がこれまでになく注目されていることを勘案すると、これを担う人的資源の確保と資質向上、そしてそれらの有効活用を実現する上で、重要な意義を持つ。②の国立大学の自主的取組みの支援並びに社会の中の国立大学をアピールする諸企画については長年にわたり続けてきているが、国立大学を取り巻く状況が大きく変わっている中で、目的や意義を明確にし直して、社会（国立大学のステークホルダーや関連するさまざまなセクター）とのコミュニケーションを飛躍的に増大させることが重要であろう。

本委員会の委員長を５年間務めてきた感想でいえば、長年にわたり国大協の中で継続されてきた本委員会の活動は、マンネリ化と形骸化の傾向がうかがえる。その理由として、国大協の中で本委員会の戦略的な位置づけが明確でなく、なんとなくこれまで惰性で行われてきたルーチンワーク（研修）を所掌する委員会であるというようなイメージが強いと感じている。本委員会委員長は、事務局のストーリーに従って、これまで行われてきたルーチンワークの範囲内でやっている限りは創造的な仕事ではない。今後国大協そのものの変革の中で、本委員会のミッションを明確かつ意義あるものとしていくことが必要であろう。

第４期中期目標期間も含めた今後の数年間は極めて重要な時期であると考えている。このような観点から、以下に私が考えている本委員会の活性化（これはすなわち国大協の活性化にもつながる）について、いくつかのアイデアを述べたい。

2　事業実施委員会のこれからのあるべき姿

本委員会の中心的な事業は研修であるが、先に述べたように、これからは単なる研修という枠を超えた格段の重要性を持つものと考えている。まず前提条件として、大きな時代の波、すなわち環境破壊や貧困格差の拡大、感染症や大災害時の社会の脆弱性の暴露、デジタル革命（DX）

の急速な進展、経済・軍事並びに先端科学技術をめぐる米中間の覇権争いの激化、等々、人類の生存や生活様式そのものを変えてしまうような変化、それもコロナ禍による有無を言わせぬ加速の中で、世界の高等教育やこれからの大学はどうあるべきか、またどう変わるのか、その中での日本の国立大学が将来ビジョンをどのように描き、我が国並びに人類社会がだれ一人取り残さず持続的に発展することに貢献していくのか、またいけるのか、極めて大きな曲がり角にあるということを、時代認識として持っておく必要がある。

その上で、これからの国立大学の戦略的経営を担う人材という観点で見た場合のポイントは、組織的戦略的に多様で才能あふれる人材の育成と確保、大学間や異なるセクター間での流動性の格段の増進、新たな人材プールとキャリアパスシステムによる適材適所の人材活用、そのための具体的なプランが求められる。すなわち、国立大学の経営を担う幹部人材（法人の長、学長、事務局長等経営幹部人材）を広く（国立大学にとどまらずさまざまなセクターから）集めてプールを構築し、必要な人材が必要な大学で活躍できるようなシステム（縦割りや文科省人事でなく、能力や資質に応じた適材適所の人材活用ができるシステム）をつくりあげ、大学の枠を超えてそのような人材を登録することが望ましい。その手始めとしてささやかではあるが、私は委員長として、2018年から、次世代幹部候補人材によるユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（UDWS）を開催し、一人でも多く将来の経営幹部としての意識を高めてもらえるようにしている。

次に、各大学の独自の取組みを支援し国立大学と社会とのコミュニケーションを高めるミッションについては、二つのことが必要であると考えている。各大学独自の取組みについてはグッドプラクティスを共有するという点ではまだまだ十分ではないし、一方で、国立大学が直面している諸課題を各大学の具体的事例の中で展開するという戦略性や組織性が十分でない。本委員会と執行部ないし他の委員会との情報共有とコミュニケーションは、現状では事務局を通しての間接的なつながりでしかない。これでは戦略的に事業を進めるのは困難である。オンライン会議が全く当たり前になった現在、さまざまな形のコミュニケーションが可能であろう。

もう一つは各年度の国大協総会のうちの１回を全国立大学が参加するワークショップとすることである。米国教育協議会（American Council on Education, ACE）は、国公私立大学を加盟校にもつ巨大な組織であるが年１回の総会では、高等教育をめぐるさまざまな重要課題について白熱した議論を行い、そして政府に政策提言を行っている。現状の総会のように、時間と課題が限定された中では熟議はつくせない。ぜひ全国立大学が２、３日くらい時間をかけて徹底した議論を行うような機会設定をするとよいのではないかと思う。このような発想をオンライン会議のツールと組み合わせれば、今の委員会形式のガバナンスのあり方も変わってくるのではないかと思われる。この場に、さまざまなセクターの代表者を招いて直接議論することもできる。近い将来ぜひ考えてもよい。

３　国立大学の今後の展望

第４期中期目標・中期計画期間において、国立大学を取り巻く環境はさらに大きく変化するで

あろう。我が国が明治以来一貫して国の資源を投資し続けてきた貴重な国立大学網を今後どう最大限に活かしていくのか、大学関係者だけでなく日本にとっての重要な課題である。新しい時代において、学術の発展と社会への貢献を果たしうる国立大学とするために、高い志と広い視野、そして卓越した経営能力を有する人材が数多く育ち、自由闊達に活躍する日が来ることを祈っている。

Ⅲ　年　　表

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
◆1991（平成３）年			
１月30日	第１常置委員会委員、大学審議会の高等教育計画部会で意見陳述		
２月１日	大学院問題特別委員会委員、大学審議会部会で意見陳述	２月８日	大学審議会、「学位制度の見直し及び大学院の評価について」答申
２月21日	第１常置委員長・入試改善特別委員長、中教審学校制度に関する小委員会の審議経過報告（その２）について意見陳述		大学審議会、「大学教育の改善について」答申 大学審議会、「短期大学教育の改善について」答申 大学審議会、「高等専門学校教育の改善について」答申 大学審議会、「学位授与機構の創設について」答申 就職協定協議会、「会社訪問開始期日を８月１日に繰り上げる協定」決定
３月５日	会長・副会長、国立大学における現下の問題について、臨時行政改革推進審議会会長と懇談		
４月	「教養課程教育の改善に関する実情報告―資料集―」取りまとめ	４月２日	「学校教育法」改正（準学士制度の創設、高等専門学校の分野拡大）
４月３日	第６常置委員長・国立大学財政基盤調査研究委員長等、「教官の直面する教育研究費の現状」発表		「国立学校設置法」改正（学位授与機構の創設等）
４月18日	第５常置委員会委員、オーストラリア学長会議（AVCC）の招待により、アジア太平洋地域の教育分野の協力について話し合うための会議に出席（於：香港）	４月19日	中教審、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」答申
		４月23日	文部省、文教施策推進本部設置
		５月15日	「消費税法」改正（1991年10月１日施行。入学金等非課税）
		５月17日	大学審議会、「平成５年度以降の高等教育の計画的整備について」答申（1993年度以降から2000年度までの18歳人口の減少、留学生・社会人教育の増加を見込み、学生数の規模について三つのケースを示し、そのうち、最少の649,000人のケース１を念頭に大学等の新増設は原則抑制の方針） 大学審議会、「大学院の整備充実について」答申 大学審議会、「大学設置基準等及び学位規則の改正について」答申
６月７日	「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を文部省へ提出	６月３日	「大学設置基準」「短期大学設置基準」「学位規則」等改正（設置基準の大綱化、博士・修士の種類廃止）
６月11日～12日	第88回総会開催 ・臨時行政改革推進審議会会長との懇談について報告 ・「教官の直面する教育研究費の現状」調査報告に関する記者会見について報告 ・全日本留学生ネットワーク・フォーラム名古屋’91の後援について報告 ・生涯学習特別委員会の設置 ・入試について ・大学入試センターからの報告 ・大学審議会及び中教審の審議事項等について ・その他（当面の問題について）	６月４日	大学審議会、「高等専門学校設置基準の改正について」答申
６月17日	「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を総務庁へ提出 会長・第５常置委員長等、韓国大学教育協議会役員と懇談		
６月26日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を井上文部大臣、大蔵大臣、人事院総裁へ提出		
		７月１日	学位授与機構設置
		７月４日	臨時行政改革推進審議会、第一次答申

月日	国大協の動き	月日	一般事項
		7月11日	学術審議会、学術環境の改善を図るよう井上文部大臣に要望
		7月25日	大学審議会、「大学院部会における審議の概要について―大学院の量的整備について―」報告
9月17日	大学審議会大学院部会の「審議の概要（大学院の量的整備について）」の意見を提出 副会長・第5常置委員長、第1回UMAP総会（於：キャンベラ、全豪州大学長協会（AVCC）主催）に出席	9月30日	日本複写権センター設立
9月30日	「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」を文部省、大蔵省、総務庁へ提出		
10月15日	会長ほか数名、「国立大学の現状と課題並びに今後の高等教育・学術研究の発展に向けて」について、自民党文教制度調査会会長と懇談	10月18日	文部省、「我が国の文教施策（平成3年度）―世界に貢献する学術研究―」公表
10月24日	「国立大学のあり方について」作成		
10月25日	一般教育科目と専門教育科目との授業区分廃止に伴い、教育課程に関する特別委員会を教養教育に関する特別委員会に改称		
11月	医学教育に関する特別委員会、「医学系・歯学系大学院問題に関する調査報告書―アンケート調査結果と将来への提言―」取りまとめ	11月25日	大学審議会、「大学院の量的整備について」答申
11月1日	高等教育予算の充実について大蔵省へ要望書提出		
11月13日～14日	第89回総会開催 ・自民党文教関係国会議員との懇談について報告 ・入試について ・当面の諸課題（大学設置基準の改正に伴う大学の対応について）		
11月30日	「国立大学財政基盤調査研究委員会（第二中間報告）―国立大学財政の現状」公表		
12月16日	「国立大学の学生納付金の改定について（要望）」を鳩山文部大臣、大蔵大臣へ提出	12月2日	就職協定協議会、採用選考開始は8月1日前後を目標として企業の自主決定とする協定を決定
		12月12日	臨時行政改革推進審議会、第二次答申
◆1992（平成4）年			
1月	教員養成制度特別委員会「大学における教員養成―教員養成の現状と将来―」取りまとめ	1月24日	科学技術会議、「新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基本方策について」答申
1月22日	外国学長招致事業により、韓国大学長来日（～31日）		
2月12日	「大学における組織運営の活性化に関する検討項目」について、大学審議会組織運営部会で、意見陳述	2月28日	官房長官、「国家公務員への多様な大学等の出身者からの採用について」閣議で発言
3月11日	調査報告書「国立大学財政基盤の現状と改善」公表	3月6日	社会人技術者の再教育推進のための調査研究協力者会議、「リフレッシュ教育推進のために」報告
		4月1日	第八次定員削減開始（削減数4,093人）
		4月15日	文部省海外留学等斡旋プログラムに関する調査研究協力者会議、「海外留学等斡旋プログラムの望ましい内容等について」報告
5月11日	第2常置委員会、推薦入学に関する問題点等をまとめた「推薦入学について」作成	5月13日	生涯学習審議会、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（中間まとめ）」公表
6月9日	生涯学習特別委員長、生涯学習審議会の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（中間まとめ）」についてのヒアリングで意見陳述	6月15日	学術審議会、「21世紀を展望した科学技術の総合的推進方策について」（中間報告）をまとめる
6月16日	「推薦入学制度の適正な推進について（要望）」を全国高等学校長協会会長、全国普通科高等学校長会理事長へ提出		

月日	国大協の動き	月日	一般事項
6月16日 ～17日	第90回総会開催 ・後援について報告〔①シンポジウム“21世紀の大学と日本の科学技術を考える”（産経新聞社主催）、②全日本留学生代表者フォーラム名古屋（㈶名古屋国際センター主催）、③IAUP（世界大学総長協会）第10回年次大会（同大会日本委員会主催）〕 ・大学入試センターからの報告 ・当面する諸問題（18歳人口の減少に伴う取り組みや大学における教育の質の問題、週休２日制と図書館などについて） ・その他（①週休２日制の実施、②教官の待遇改善等について）		
6月24日	入試に関する問題について、全国高等学校長協会と懇談		
7月6日	学術審議会の「21世紀を展望した科学技術の総合的推進方策について（中間報告）」について、意見提出	7月1日 7月23日	国立学校財務センター発足 学術審議会、「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」答申
7月8日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を鳩山文部大臣、人事院総裁へ提出	7月29日	生涯学習審議会、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」を答申
7月16日	第１常置委員長、教育上の例外措置に関する調査研究協力者会議に出席し意見陳述		
7月29日	生涯学習審議会の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」について意見陳述		
10月7日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部省、大蔵省、総務庁へ提出		
11月11日 ～12日	第91回総会開催 ・入試について ・当面の諸問題（大学設置基準の改正に伴う大学の対応、教育研究環境の改善、入試制度の検討などについて）		
12月4日	「国立大学の学生納付金の改定について（要望）」を鳩山文部大臣、大蔵大臣、総務庁長官へ提出		
12月18日	1993（平成５）年度予算編成に関して文部省と懇談		
12月24日	全豪州大学長協会と日豪学術交流協定締結		
◆1993（平成５）年			
1月29日	第６常置委員会に国立大学財政問題懇談会を設置 外国学長招致事業により、イタリア国大学長来日（～２月７日）	1月26日	文部省高等学校教育改革推進会議、「高等学校入学者選抜の改善について（業者テストの廃止等）」第三次報告
2月9日	第１常置委員会に「21世紀へ向けての国立大学の在り方について」検討する小委員会設置		
4月1日	会長代行に井村裕夫京都大学長が就任		
5月5日	生涯学習特別委員会、「国立大学と生涯学習」取りまとめ	5月	全国医学部長病院長会議、「わが国の大学医学部（医科大学）白書'93」刊行
		5月20日	大学審議会、「組織運営部会における審議の概要（その１）―教員の人事の活性化について（教員採用を中心に）―」報告
6月15日 ～16日	第92回総会開催 会長に吉川弘之東京大学長が就任 ・育英会奨学制度に関する調査研究会のヒアリングについて報告 ・入試について ・当面の諸問題（①国立大学のあり方並びに授業料、②研究施設・設備、研究支援体制、③博士課程の授業料の廃止、④1997（平成９）年度からの入試科目）	6月	文部省育英奨学制度に関する調査研究会、「今後の育英奨学制度の在り方について」取りまとめ
7月1日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を森山文部大臣、人事院総裁へ提出		
7月26日	第二次訪豪大学調査団、豪州10大学を訪問視察し、		

月日	国大協の動き	月日	一般事項
	AVCC代表団と懇談（～８月６日）		
９月27日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部省、大蔵省、総務庁へ提出	９月16日	大学審議会、「夜間に教育を行う博士課程について」答申 大学審議会、「大学入試の改善に関する審議のまとめ」報告
10月５日、６日、13日	「国立大学の授業料の在り方について（要望）」を大蔵省、文部省へ提出	10月１日	「大学院設置基準」改正（夜間に教育を行う博士課程、大学院への科目等履修生制度の導入等）
10月25日～11月10日	第二次AVCC大学調査団来日（11月８日国大協代表と懇談）		
10月27日	国公立大学入試問題連絡協議委員会、入学者選抜方式について協議		
11月17日～18日	第93回総会開催 ・入学者選抜について ・当面の諸問題（①授業料問題、②地方移管問題）	11月22日	リフレッシュ教育推進会議発足
12月６日～22日	「国立大学の授業料の在り方について（要望）」を経済団体、政党関係へ提出	12月16日	大学審議会学術情報資料分科会学術情報部会、「大学図書館機能の強化・高度化の推進について」報告
		12月17日	放送大学の将来の運営の基本事項に関する調査研究協力者会議、「放送大学の将来の運営の基本事項について（中間まとめ）」報告
◆1994（平成６）年			
１月28日	第２常置委員長、推薦入学等大学入試改善に関する連絡会議に出席し、意見陳述		
		２月９日	学術審議会、「学術国際交流の推進について（中間まとめ）」発表
６月14日～15日	第94回総会開催 ・大学入試センターからの報告 ・当面の諸問題（①入試問題、②国立大学のあり方について）	６月９日	文部省、「大学等における遺伝子治療臨床研究に関するガイドライン」告示
		６月10日	国際交流に関する懇談会、「新しい時代の国際交流について」総理大臣へ報告
		６月20日	科学技術会議科学技術系人材部会、「科学技術系人材確保のための方策に係る検討について」中間報告
		６月24日	「国立学校における授業料その他の費用に関する省令」改正
		６月27日	文化政策推進会議、「21世紀へ向けた文化政策の推進について」報告
		６月28日	大学審議会、「教員採用の改善について」答申 大学審議会、「組織運営部会における審議の概要―大学運営の円滑化について―」報告
７月８日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を与謝野文部大臣、人事院総裁へ提出	７月８日	薬学教育の改善に関する調査研究協力者会議、「薬学教育の改善について（中間まとめ）」公表
７月13日	「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」を文部省へ提出	７月14日	大学の理工系分野の魅力向上に関する懇談会、「大学の理工系分野の魅力向上と情報発信について」報告
７月20日	大学教育並びに高等学校教育の現状と課題について、全国高等学校長協会と懇談	７月20日	学術審議会、「学術国際交流の推進について」建議
		７月21日	学術審議会、「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成について（中間まとめ）」報告
８月12日	入試改善特別委員会、1997（平成９）年度以降の入試日程について、私団連教育改革委員会関係者と懇談		
８月31日	「大学審議会組織運営部会における審議の概要―大学運営の円滑化について―」についての意見を		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	提出		
9月2日	学術審議会の「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成について（中間まとめ）」に関する意見を提出	9月29日	文部省、「行政手続法の施行及びこれに伴う教育職員免許法の一部改正について」通知
9月20日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部省、大蔵省、総務庁へ提出		
10月14日	「国立大学の学生納付金の在り方について（要望）」を文部省、大蔵省へ提出	10月13日	大江健三郎　ノーベル文学賞
11月9日	入試改善特別委員長及び第2常置委員長ほか、1997（平成9）年度以降の入試日程について、私大連会長等と懇談	11月9日	「行政改革委員会設置法」公布（12月19日第1回会議）
		11月10日	社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議、「社会の変化に対応した新しい学校運営等の在り方について（審議のまとめ）」報告
11月16日～17日	第95回総会開催 ・職業教育活性化会議のヒアリングについて報告 ・入試について ・当面する諸問題（「白書」について）		
11月25日	大学教育並びに高等学校教育の現状と課題について、全国高等学校長協会と懇談		
12月6日	「国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書」を法務大臣ほか関係官へ提出	12月	厚労省医療関係者審議会臨床研修部会、中間まとめ
		12月9日	短期留学推進に関する調査研究協力者会議、「短期留学の推進について」中間報告
◆1995（平成7）年			
		1月17日	阪神・淡路大震災（阪神大震災）の発生
2月10日	短期留学推進に関する調査研究協力者会議の「『短期留学の推進について』（中間報告）」に対する意見を提出		
3月	教養教育に関する特別委員会、「教養教育の改善に関する調査報告書―アンケート調査のまとめ及び資料―」取りまとめ	3月28日	短期留学推進に関する調査研究協力者会議、「短期留学の推進について」報告
		3月31日	学術審議会学術研究体制特別委員会人文・社会科学研究の推進に関する懇談会、「人文・社会科学研究の推進について」建議
		4月17日	学術審議会、「地球環境科学の推進について」建議
5月	教員養成制度特別委員会、「大学における教員養成―教員需要の変化に対応する教員養成のあり方―」取りまとめ		
6月13日～14日	第96回総会開催 ・阪神大震災で被災した受験生への配慮について報告 ・科学技術基本法についての懇談会（報告） ・入試について ・阪神大震災に伴う援助に対する謝辞 ・当面する諸問題（①国大協のあり方、②臨時定員問題）	6月16日	学術審議会学術情報資料分科会資料部会、「ユニバーシティミュージアムの設置について」報告
7月12日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を与謝野文部大臣、大蔵大臣、人事院総裁へ提出	7月20日	学術審議会、「卓越した研究拠点の形成について」建議
7月23日～8月5日	大学改革の推進のため、国大協訪米調査団22名が米国の大学を訪問		
7月24日	ニュージーランド大学長協会と学術交流協定締結		
8月21日	大学審議会の「大学運営円滑化のための具体的方策について」に対する意見を提出		
8月24日	大学審議会の「大学院の教育研究の質的向上について」に対する意見を提出		
9月25日	「平成8年度税制改正に関する要望」を自民党政務調査会へ提出 ・「日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る所得税非課税措置の創設に関する要望」	9月18日	大学審議会、「大学運営の円滑化について」答申 大学審議会、「組織運営部会における審議の概要―大学教員の任期制について―」報告

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	・「育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」		大学審議会、「大学教育部会における審議の概要―高等教育の一層の改善について―」報告
11月８日	「国立大学の授業料について（要望）」を大蔵省へ提出	11月15日	「科学技術基本法」公布・施行
11月15日～16日	第97回総会開催 ・大学入試センターからの報告（報告） ・国大協の組織運営の見直しについて ・教室系技術職員の専門行政職適用について ・国立大学の入学者選抜についての1997(平成９)年度実施要領、実施細目 ・高等教育の改善について ・教員の任期制について ・「文化学術立国をめざして」の刊行について		
◆1996（平成８）年			
１月22日	中国国家教育委員会高等教育立法関係視察団と懇談		
３月７日	理事会、「教員養成特別委員会」「医学教育特別委員会」の設置を承認	３月19日	薬学教育の改善に関する調査研究協力者会議、「最終まとめ」報告
３月31日	大学院問題特別委員会、「国立大学大学院の現状と課題」の調査報告書をもって解散		
４月	医学教育に関する特別委員会、「『医学部、歯学部・附属病院の課題とその改善について』（予備調査）の結果報告書」取りまとめ	４月24日	生涯学習審議会、「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申
４月10日	副会長、高等教育の将来構想に関する諸問題について、大学審議会高等教育将来構想部会で意見陳述		
５月９日	会長、奥田文部大臣と面談し「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を提出 常務理事会、第６常置委員会に学生納付金等検討小委員会の設置を承認		
６月18日～19日	第98回総会開催 ・大学入試センターからの報告（報告） ・国立大学の1998（平成10）年度入学者選抜の基本方針 ・国立大学教官等の待遇改善に関する要望書 ・人事院勧告の取扱いについての要望書 ・専門行政職移行問題について ・当面する諸問題（①施設、②臨時学生定員増問題、③支援職員問題）	６月13日	21世紀医学・医療懇談会、「21世紀の命と健康を守る医療人の育成を目指して（第一次報告）」提出
７月18日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を奥田文部大臣、人事院総裁へ提出	７月２日	「科学技術基本計画」閣議決定
７月25日	会長、「科学技術基本計画についてに対する答申」に関連し、研究者及び技術者並びに研究支援者の養成確保に関する要望書を、文部省、大蔵省、総務庁へ提出	７月10日	大蔵省財政制度審議会、「財政構造改革を考える―明るい未来を子どもたちに―」取りまとめ
		７月19日	中教審、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第一次答申
		７月29日	教育職員養成審議会、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」諮問 学術審議会、「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」建議 学術審議会、「大学図書館における電子図書館的機能の充実・強化について」建議 学術審議会、「科学研究費補助金の充実について」中間まとめ
９月18日	「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」を文部省、大蔵省、総務庁へ提出		
10月25日	「教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の配置等について」の要望書を文部省へ提出	10月１日	大学審議会、「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」報告
		10月29日	大学審議会、「大学教員の任期制について

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
			―大学における教育研究の活性化のために―」答申 大学審議会、「高等教育将来構想部会における審議の概要―平成12年度以降の高等教育の将来構想について」報告
11月12日	「国立大学の学生納付金について（要望）」を大蔵省へ提出	11月21日	総理大臣の直属機関として「行政改革会議」を設置
11月13日 ～14日	第99回総会開催 ・国立大学の入学者選抜についての1998（平成10）年度実施要領、実施細目 ・UMAP国際事務局について ・教室系技術職員の処遇問題について ・当面する諸問題（①大学教員の任期制、②入試等）		
		12月４日	日経連会長、就職協定を1997年度から廃止すると表明
		12月25日	「行政改革プログラム」閣議決定
◆1997（平成９）年			
１月23日	お茶の水女子大学長、今後の教育課程の在り方について、教育課程審議会総会で意見陳述	１月	「財政構造改革会議」設置 文部省、「国立大学に関する調査研究会」設置
１月28日	第２常置委員長、大学の入学者選抜の改善について、中教審で意見陳述	１月10日	就職協定協議会、協定廃止を決定
		１月24日	文部省、「教育改革プログラム」策定
		１月29日	大学審議会、「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」答申（2000年度から2004年度まで急激な18歳人口の減少に伴い、計画的整備目標の設定は適当でなく、大学等の全体規模については基本的に抑制的に対応）
２月６日	常務理事会で国立大学の民営化問題を協議。早急に特別委員会を設置して検討する旨を確認		
３月３日	理事会、国立大学民営化議論等への対処として、「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」設置	３月28日	文部省の留学生の在り方に関する調査研究協力者会議、「留学生の入学選考の改善方策について」報告
		３月31日	文部省の産学の連携協力の在り方に関する調査研究協力者会議、「新しい産学共同の構築をめざして（国立大学教員の兼業範囲拡大等）」報告
４月１日	会長に井村裕夫京都大学長が就任	４月１日	第九次国家公務員定員削減開始（削減数3,640人） 消費税が３％から５％へ
		４月９日	「教育公務員特例法」改正（1997年10月１日施行。国立大学の教員等が休職により民間等との共同研究に参画する場合の退職手当算定上の不利益が解消）
５月28日	第２・第７常置委員長、高等教育分野の規制緩和方策について、行政改革委員会規制緩和小委員会に出席し意見陳述		
６月	在り方使命特委、「行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）」取りまとめ	６月３日	「財政構造改革の推進について」閣議決定（財政構造改革会議の方針に基づき、教員養成学部の入学定員5,000人を1998年度から2000年度の間に削減する）
６月17日	医学教育に関する特別委員会、「医学部（医学科）４年制コース創設の提言」取りまとめ		
６月17日 ～18日	第100回総会開催 ・特別委員会の設置（国立大学の在り方と使命に関する特別委員会）報告 ・1999（平成11）年度入学者選抜の基本方針 ・国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について ・人事院勧告の取扱いに関する要望について	６月13日	「大学教員等の任期に関する法律」公布（1997年８月25日施行）
		６月18日	「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（介護等体験特例法）公布（1998年４月１日施行） 「雇用の分野における男女の均等な機会及

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	・国立大学附属図書館の整備充実に関する要望について ・大学入試センターからの報告 ・当面する諸問題（①行政改革と国立大学の在り方、②大学入試センター試験の問題、③施設設備費をめぐる問題、④財政構造改革会議、⑤大学教員等の任期制について）		び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）、「労働基準法」改正（1997年６月11日成立、1999年４月１日施行）
	中教審の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方（審議の概要その３）」に対する意見を提出	６月26日	中教審、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第二次答申（飛び級入学等）
６月20日	教育職員養成審議会の「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」に対する意見を提出		
６月30日	会長・副会長、小杉文部大臣、総務庁長官、行政改革会議事務局長と面談し、「行財政改革と国立大学の在り方について（要望）」を提出		
	会長・副会長、小杉文部大臣と面談し、「国立大学の施設の整備・改善について」要望		
７月９日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を小杉文部大臣、人事院総裁へ提出		
８月４日	「『大学教員等の任期制に関する法律』の施行に関連する要望書」を文部省へ提出	８月５日	文部省、「教育改革プログラム」改訂
８月11日	「国立大学附属図書館の整備充実に関する要望」を文部省へ提出	８月10日	文部省、国立大学教員の任命権を文部大臣から各大学長へ
９月16日	「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」を文部省、大蔵省、総務庁へ提出	９月３日	行政改革会議、「中間報告」公表（文教行政のあり方についての見直しが必要）
		９月18日	文部省・通商産業省・労働省、インターンシップ推進の基本方策をまとめる
		９月30日	大学審議会、「大学教育部会における審議の概要（その２）―高等教育の一層の改善について―」報告
			大学審議会、「大学院部会における審議の概要―通信制の大学院について―」報告
			大学審議会、「マルチメディア教育部会における審議の概要―『遠隔授業』の大学設置基準における取扱い等について―」報告
10月21日	緊急常務理事会、「国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について」反対決議	10月８日	文部省、「留学交流の推進について」通知
	・会長・副会長・第４常置委員長、「国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について」記者会見を行い、反対声明発表	10月15日	行政改革会議事務局長、「東大、京大の独立行政法人化について」提案
		10月17日	町村文部大臣、国立大学の独立行政法人化に「明確に反対する」と陳述
		10月18日	大学審議会、修士課程に限り通信制大学院を認める提言
			自民党行政改革推進本部、国立大学の民営化又は独立行政法人化（エージェンシー）化検討を打ち出す
11月	教員養成特別委員会、「大学における教員養成―国立大学附属学校の在り方・役割―」取りまとめ		
11月12日～13日	第101回総会開催 ・国立大学の入学者選抜についての1999（平成11）年度実施要領、実施細目について ・大学の教育研究にかかる技術職員問題について ・UMAP先行事務局の設置と管理・運営並びにサポート体制について ・当面する諸問題（①国立大学の独立行政法人化、民営化、②大学の組織運営の在り方、③教員の任期制、④入学者選抜について） ・大学入試センターからの報告		
11月13日	独立行政法人化に関する声明文「国立大学の独立行政法人化について」総会承認		
12月１日	副会長・第６常置委員長、「国立大学の学生納付金についての（要望）」を文部省、大蔵省へ提出	12月３日	行政改革会議、「最終報告」公表 ・国立大学の改革については長期的に検討

月日	国大協の動き	月日	一般事項
12月16日	会長に阿部謹也一橋大学長が就任		すべき問題であり、独法化もその際の改革方策の１つの選択肢となり得る可能性はあるが、現時点で急速に結論を出すべき問題でない
		12月９日	学術審議会、「学術研究における評価の在り方について」建議
		12月17日	学術審議会学術情報資料分科会学術情報部会、「学術データベース整備の推進の方策について」報告
◆1998（平成10）年			
		１月17日～18日	大学入試センター試験の受験者が59万7,000人で初めて減少
２月25日	ドイツ大学総長会議副議長が国大協会長を訪問し、日独両国大学間交流の国際交流活動の促進、特に単位互換・学位認定の大枠を定めたい旨要望		
３月20日	第２常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会、「大学入学者選抜の改善に向けて」取りまとめ		
３月31日	会長・副会長・第６常置委員長、「国立大学施設の整備に関する緊急の訴え」を町村文部大臣へ提出		
４月８日～	会長・副会長・第６常置委員長、「国立大学施設の整備に関する緊急の訴え」を自民党幹事長、政務調査会長、総務会長、文教制度調査会長、前大蔵大臣、大蔵省主計官に面談し、提出・要望（４月８日、９日、14日、23日、28日）		
５月11日	第７常置委員会、「国立大学における文献複写に関わる著作権処理に関する当面の方針について」を作成	５月６日	「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」公布（1998年８月１日施行）
５月28日	第１常置委員長、「大学の組織運営システムの改革についての意見」を大学審議会へ提出		
６月５日	「大学評価に関する特別委員会」「大学教育における《リベラル・アーツの役割》をめぐる特別委員会」を設置	６月12日	「中央省庁等改革基本法」公布・施行 同時に内閣に中央省庁等改革推進本部を設置
６月16日～17日	第102回総会開催 ・会則を改正し、教員委員の任期を最長３期６年に限定 ・国立大学教官等の待遇改善に関する要望 ・「ドイツ大学総長会議」並びに「フランス国立大学学長会議」からの申出に対する対応について ・当面する諸問題（①国立大学の組織運営、②国立大学における情報公開について） ・大学審議会で検討中の「21世紀の大学像と今後の改革方策（中間まとめ）」について審議	６月30日	大学審議会、「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―（中間まとめ）」発表 中教審、「幼児期からの心の教育について」答申
８月１日	「国大協50周年記念行事準備委員会」を設置	８月７日	総理大臣所信表明演説（20％の国家公務員定員削減を打ち出す）
８月20日	大学審議会の「21世紀の大学像と今後の改革方策（中間まとめ）」に対する意見を提出		
８月24日	教育職員養成審議会の「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方（中間まとめ）」に対する意見を提出		
９月11日	「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を文部省、大蔵省、総務庁へ提出		
		10月26日	大学審議会、「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―（答申）」
		10月29日	教育職員養成審議会、「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について―現職教員の再教育の推進―」第二次答申
11月１日	第７常置委員会、「情報公開法に関する検討小委員会」を設置		
11月11日	第103回総会開催		

月日	国大協の動き	月日	一般事項
～12日	・国立大学の入学者選抜についての2000（平成12）年度実施要領、実施細目について ・当面する諸問題（①大学審議会の答申に基づく法制化、②独立行政法人化、③アカデミック・カウンシル構想、④大学審議会答申について）		
12月１日	会長に蓮實重彦東京大学長が就任	12月17日	中央省庁等改革推進本部顧問会議 ・総務庁長官が「独立行政法人については難渋している面もあるが、例えば国立学校など検討もしないというスタンスから５年後という期限を切って検討するとなったものもある」と発言
12月11日	「国立大学の学生納付金について（要望）」を大蔵大臣、有馬文部大臣へ提出 会長・副会長、第１・第４・第６常置委員長、有馬文部大臣と面談し「国立大学の独立行政法人化反対」を申し入れ 「国立大学の独立行政法人化反対」を記者会見で表明	12月26日	文部省、「インターンシップの推進について」通知
◆1999（平成11）年			
１月	大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会、「大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役割について（報告）」取りまとめ	１月22日	自民党と自由党、「中央省庁再編・公務員定数削減に関する合意」
		１月26日	中央省庁等改革に係る大綱・推進本部決定 ・国立大学の独立行政法人化については、「大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る」とした
		２月26日	21世紀医学・医療懇談会、「21世紀に向けた医師・歯科医師の在り方について」第四次報告
３月11日 ３月18日	会長他、文部省と非公式に会談 理事会開催 ・会長、独立行政法人化問題について、国大協のこれまでの基本的な姿勢と、それを変更させることもあるかもしれないその後の動きについて説明	３月31日	学生のボランティア活動の推進に関する調査研究協力者会議、「大学教育におけるボランティア教育活動の推進について」報告
４月11日	４名の学長、ドイツ大学総長会議主催「高等教育分野の改革についての日独セミナー」に出席、同国の高等教育機関等を視察（～19日）	４月27日	「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」閣議決定 ・国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、2003年度までに結論を得る ・大学共同利用機関については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る ・89の国の事務・事業の独立行政法人化を決定
		５月14日	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）（2001年４月１日施行）
		５月28日	「学校教育法」「国立学校設置法」改正（2000年４月１日施行） ・「早期卒業」「研究科以外の基本組織」 ・国立大学に外部有識者で組織される「運営諮問会議」を設置するとともに、評議会、教授会の法制化等
６月８日	名古屋大学長、「国立大学の独立行政法人化問題に関する検討結果の取りまとめ」（いわゆる「松尾レポート」） ・あくまでも会長の手持ち資料として位置づけ	６月２日	科学技術会議、「未来を拓く情報科学技術の戦略的な推進方策の在り方について」答申
６月15日 ～16日	第104回総会開催 ・国立大学教官等の処遇改善に関する要望書について ・人事院勧告の取扱いに関する要望について ・教職員問題について ・国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え	６月17日	国立大学長会議（有馬文部大臣、国立大学の独立行政法人化問題について「できるだけ速やかに検討を行うと表明」） 学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会、「大学等におけるゲノム研究の推進について」答申
		６月23日	「男女共同参画社会基本法」公布・施行

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	方について ・当面する諸問題（独立行政法人化問題の検討を第１常置委員会に付託することを決定） ・「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」（修正版）について ・会長、「松尾レポート」の存在を示す	６月29日	学術審議会、「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」答申
６月17日	会長・大学評価特別委員会委員長、「大学評価機関（仮称）の在り方について」の要望書を学位授与機構長に提出		
７月14日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を有馬文部大臣、人事院総裁、大蔵省関係官へ提出	７月１日	東京大学、学長の諮問機関として東京大学の設置形態に関する検討会を設置
７月29日	第１常置委員会に「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」を設置（設置期間：２年間）	７月16日	「文部科学省設置法」「独立行政法人通則法等中央省庁改革関連法」公布（2001年１月６日施行）
８月20日	臨時理事会開催 ・独立行政法人化問題を協議	８月６日	「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」（文部大臣の私的懇談会）を発足
		８月９日	大学審議会、「大学院入学者選抜の改善について」答申（入試制度改革、出身大学以外の学生の大学院入学促進等による研究活性化）
		８月13日	「国旗及び国歌に関する法律」（国旗・国歌法）公布・施行、「国家公務員倫理法」公布（2000年４月１日施行）
９月７日	第１常置委員会、独立行政法人化問題に関する検討小委員会の取りまとめた「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」を承認し、各大学長に送付	９月20日	国立大学長・大学共同利用機関長等会議開催 ・文科省が「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」を示す ・独立行政法人化を検討するに当たっては、大学という教育研究機関に必要かつ相当な特例措置等を講ずることが必要不可欠
９月13日	臨時総会開催 ・国立大学と独立行政法人化の問題について（それぞれの大学で独法化問題を検討するよう会長から要請） ・「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」報告		
９月15日～17日	副会長・第５常置委員会委員長、第７回UMAP総会（韓国・ソウル）に出席		
11月４日	英国大学学長会議会長等が来訪		
11月17日～18日	第105回総会開催 ・国立大学と独立行政法人化の問題について ・当面する諸問題（高等教育の将来像について） ・第８常置委員会の設置について		
11月18日	会長談話「国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて高等教育の将来像を考える」発表		
12月８日	会長、副会長、第１常置委員長、中曽根文部大臣と懇談（通則法をそのまま国立大学に適応することは反対等を申し入れ）	12月10日	教育職員養成審議会、「養成と採用・研修との連携の円滑化について」第三次答申
		12月16日	中教審、「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」答申
		12月22日	「独立行政法人大学入試センター法」公布（2001年１月６日施行）
◆2000（平成12）年			
		２月24日	自民党文教部会・文教制度調査会　教育改革実施本部高等教育研究グループ（いわゆる「麻生委員会」）が、東北大学、京都大学、九州大学の学長にヒアリングを実施
３月	教員養成特別委員会、「大学における教員養成―今後の教員養成と教育系学部の在り方について―調査結果と考察」取りまとめ	３月２日	自民党文教部会・文教制度調査会　教育改革実施本部高等教育研究グループが、一橋大学、広島大学、鹿児島大学の学長にヒアリングを実施
３月16日	会長・副会長、文部事務次官の立会いの下、総理大臣と国立大学独立行政法人化の問題について懇談	３月30日	自民党文教部会・文教制度調査会教育改革実施本部高等研究グループ、「これからの

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
			国立大学の在り方について」提言
		3月31日	「国立学校設置法」改正（2000年4月1日施行） ・「学位授与機構」から「大学評価・学位授与機構」へと改組
4月1日	第8常置委員会（所管事項：評価）が発足	4月28日	大学審議会、「大学入試の改善について(中間まとめ)」公表
5月19日	理事会開催 ・国立大学の設置形態の問題について意見交換 ・男女共同参画に関するワーキング・グループが取りまとめた報告書「国立大学における男女共同参画を推進するために」承認 ・第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会設置を承認	5月11日	自民党政務調査会、「これからの国立大学の在り方について」を提言（通則法の枠組みに調整法または特例法を規定し、できるだけ早期に国立大学法人に移行）
		5月26日	国立大学長・大学共同利用機関長等会議開催 ・中曽根文部大臣、「国立大学の独立行政法人化の問題について、文部省としての考え方と今後の方針」を提示・説明 ・「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の設置を提示
5月25日	大学審議会の「大学入試の改善について（中間まとめ)」に対する意見を提出		
6月13日～14日	第106回総会開催 ・国立大学の独立行政法人化問題について（①すでに法制化された独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対する姿勢を維持し、今後も堅持、②国大協に設置形態検討特別委員会を設置、③文部省に設置予定の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」に積極的に参加する用意があることを確認、④科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定）	6月14日	研究調査協力者会議、「大学における学生生活の充実方策について―学生の立場に立った大学づくりを目指して―」報告
7月1日	「設置形態検討特別委員会」を設置	7月18日	「新たな府省の編成以降の定員管理について」閣議決定（2010年度までの間に、少なくとも10％の計画的削減を行うとともに、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等と併せて、25％の純減を目指した定員削減に最大限努力する）
		7月31日	「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」発足 「今後の産学連携の在り方に関する調査研究協力者会議」発足
9月1日	「『コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について』（中間まとめ）に対する意見」を文部省へ提出	9月7日	文部省、「21世紀の大学を考える懇談会」設置
9月11日	第2常置委員長等、「入試改革の提言」について記者会見		
9月20日	会長・第8常置委員長、「大学評価の進め方に関する要望」を大学評価・学位授与機構長に提出		
10月11日	理事会開催 ・国立大学の法人化問題および大学評価に関する問題等について意見交換	10月	大学評価・学位授与機構、「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について（案)」公表
		10月10日	白川英樹　ノーベル化学賞
11月15日～16日	第107回総会開催 ・「国立大学の入試改革―大学入試の大衆化を超えて―」に関する報告を了承(大学入試センター試験について、2004（平成16）年度入試から5教科7科目を基本とする、等) ・法人化問題における設置形態検討特別委員会および同委員会各専門委員会からの検討状況報告並びに意見交換	11月22日	大学審議会、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」「大学入試の改善について」「大学設置基準等の改正について」答申
11月15日	第8常置委員長等、「『平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)』に対する意見」		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	を大学評価・学位授与機構長へ提出		
	『国立大学協会五十年史』刊行		
11月16日	総会終了後、国立大学協会創立五十周年記念祝賀会を東京・一ツ橋「如水会館」スターホールで挙行		
		12月１日	「行政改革大綱」閣議決定（国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、2003年までに結論を得るとされていることを踏まえ、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革等の一環として検討するため、2001年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する）
		12月24日	「平成13年度予算政府案」閣議決定
◆2001（平成13）年			
１月12日	「自己評価実施要項（案）」「評価実施手引書（案）」に対する意見書を大学評価・学位授与機構長へ提出	１月６日	中央省庁を１府22省庁から１府12省庁に再編、文部省は「文部科学省」となる 新中央教育審議会発足
１月15日	「大学入試センター試験実施期間の延長について」の要望書を大学入試センター所長へ提出		中央省庁等改革の一環として審議会の整理・統合が行われ、従前の「大学審議会」は新しい中教審の「大学分科会」となる 「文部科学省独立行政法人評価委員会」設置
３月２日	理事会開催 ・法人化問題に関する意見交換 ・次期会長（長尾真京都大学長）の選出について	３月27日	学士を対象とする医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議、「今後の学士を対象とする医学・歯学教育の在り方について」報告
３月22日	第８常置委員会、「大学評価に関するシンポジウム」開催（於：名古屋市）		医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議、「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について―学部教育の再構築のために―」報告
４月１日	会長に長尾真京都大学長が就任	４月１日	独立行政法人として、文科省の国立美術館４館、各省庁の研究所など84事務事業で、整理統合され、57法人が設立
		４月18日	文科省、「国立大学等施設緊急整備５か年計画」策定
５月１日	第８常置委員会、「日本の将来と国立大学の役割」（パンフレット）作成	５月11日	総理大臣、国会答弁で国立大学の民営化に言及
５月９日	全国高等学校長協会と第２常置委員長等が、大学入試センター試験５教科７科目の実施年度等について懇談	５月25日	経産省、「新市場・雇用創出に向けた重点プラン」（通称：平沼プラン）公表
５月10日	文科省幹部と国大協幹部による「特別会計制度協議会」開催 ・国立学校特別会計予算・国立大学等施設緊急整備５か年計画等について協議		
５月21日	設置形態検討特別委員会、「国立大学法人化についての基本的考え方」「国立大学法人化の枠組」を取りまとめ		
６月１日	会長・第８常置委員長・一橋大学長、「経済財政諮問会議」に出席し、国大協における国立大学法人化問題への取組状況等について説明 理事会開催 ・設置形態検討特別委員会のまとめを報告、審議のうえ、総会に委員会報告として、付議することを了承 ・国大協ホームページ開設について了承	６月11日	遠山文科大臣、経済財政諮問会議に、活力に富み国際競争力のある国公私立大学づくりの一環として、「大学（国立大学）の構造改革の方針」（通称：遠山プラン）及び「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」を提示
	設置形態検討特別委員会委員長・副委員長等、「国立大学法人化について」記者会見	６月14日	国立大学長会議開催 ・遠山文科大臣、経済財政諮問会議で説明した「大学（国立大学）の構造改革の方針」「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」について説明
６月８日	会長・東北大学長・東京大学長・東京工業大学長・一橋大学長・名古屋大学長、遠山文科大臣と面談 ・国立大学の法人化について、国立大学としての	６月26日	「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」閣議決定（骨太の方針）

月日	国大協の動き	月日	一般事項
	検討状況を説明し、理解を求める ・遠山文科大臣から今後の大学改革の方向性について説明		
6月12日 ～13日	第108回総会開催 ・設置形態検討特別委員会が取りまとめた「国立大学法人化についての基本的考え方」「国立大学法人化の枠組」を総会として受け取ることを了承 ・いわゆる遠山プランについて文科省から説明及び意見交換 ・「５教科７科目」に関するアンケート調査結果を踏まえて対応を検討		
6月20日	会長・副会長・東北大学長、科学技術政策担当大臣と懇談 ・設置形態検討特別委員会がまとめた「国立大学法人化についての基本的考え方」「国立大学法人化の枠組」について説明		
6月28日	「国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会」（JACUIE）の設置		
7月5日	臨時理事会開催 ・国立大学を取りまく急激な情勢の変化に柔軟かつ機動的に対処するため、理事会の中に「将来構想ワーキング・グループ」設置を了承	7月11日	「学校教育法」改正（2002年4月1日施行） ・個性を伸ばす教育システム（大学及び大学院への飛び入学等）
8月24日	第２常置委員長・専門委員、大学入試センター試験の「５教科７科目」の実施予定アンケート結果について記者会見		
9月17日	国大協ホームページ開設	9月27日	文科省調査検討会議、「新しい『国立大学法人』像について」（中間報告）公表
9月27日	臨時理事会開催 ・「新しい『国立大学法人』像について」（文科省調査検討会議、中間報告）の会長談話発表について了承 ・「中間報告」に対する国大協としての意見を理事会において取りまとめ、臨時総会（10月29日）に諮ることを了承 ・将来構想ワーキング・グループがまとめた「国立大学の再編・統合等」を了承		
10月1日	「新しい『国立大学法人』像について」（中間報告）等について、会長談話を発表し、会長・副会長が記者会見	10月10日	野依良治　ノーベル化学賞
10月16日 ～17日	副会長・第５常置委員会委員長、自民党文部科学部会長・自民党留学生等特別委員長と面談し、「国際的な学生交流事業予算の充実について（要望）」を手交 また、自民党政務調査会長、遠山文科大臣、財務大臣へ同要望書を提出		
10月29日	臨時総会開催 ・設置形態検討特別委員会・理事会で取りまとめた「新しい『国立大学法人』像について」（中間報告）に対する意見を国大協の意見として文科省に提出することについて了承。同日付けで文科省へ提出 ・理事会将来構想ワーキング・グループで取りまとめた「国立大学の再編・統合等について」を国大協作成の参考資料として活用することを了承 臨時総会終了後、会長・副会長、「新しい『国立大学法人』像について」（中間報告）に対する意見について記者会見		
11月	第６常置委員会、「国立大学等における教育・研究現場からの緊急課題―21世紀の発展を目指して―［施設整備の現状］」取りまとめ	11月22日	文科省国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会、「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」報告

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
11月１日	理事会開催 ・理事会将来構想ワーキング・グループで取りまとめた提言の扱い方了承 ・第５常置委員会短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会の継続設置了承 ・国立大学の入学者選抜についての2003（平成15）年度実施要領、実施細目について、総会に諮る旨確認		
11月14日	第109回総会開催 ・国立大学の入学者選抜についての2003（平成15）年度実施要領、実施細目について了承 ・教員養成特別委員会が「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」（最終報告）について文科省に対する意見案をまとめる旨了承		
11月20日	第５常置委員長・同委員、「国際的な学生交流事業予算の充実について（要望）」を自民党文教制度調査会長ほかへ手交		
11月29日	「国立大学施設の整備・改善について（要望）」を衆・参文教関係委員、財務省、文科省へ提出		
12月26日	教員養成特別委員会、文科省国立の教員養成系大学・学部のあり方に関する懇談会の「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」に対し意見提出	12月５日	「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」公布（2002年10月１日施行）
		12月13日	文科省、「大学（国立大学）の構造改革の方針について」発表
		12月24日	「平成14年度予算政府案」閣議決定（トップ30の推進）
◆2002（平成14）年			
１月21日	教員養成特別委員会、中教審の「今後の教員免許制度の在り方について」（中間報告）に対し意見提出		
		２月21日	中教審、「今後の教員免許制度の在り方について」答申 中教審、「大学等における社会人受入れの推進方策について」答申
３月１日	第８常置委員長、「『意見申し立て』の取り扱いと評価結果の公表についての申し入れ」を大学評価・学位授与機構長へ提出 理事会開催 ・文科省の「調査検討会議連絡調整会議」における審議の状況と最終報告後の国大協としての対応等について意見交換 ・臨時理事会（４月12日）、臨時総会（４月19日）開催を決定 ・新年度の委員会体制について（①最終報告を受けての国大協の対応体制、②国大協の在り方検討のための委員会設置など）	３月26日	文科省の調査検討会議、「新しい『国立大学法人』像について」（最終報告）公表 看護学教育の在り方に関する検討会、「大学における看護実践能力の育成の充実に向けて」報告
		３月28日	大学入試センター、「平成18年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について―中間まとめ―」公表
３月４日	在日コリアン人権協会から提出された「帰国子女特別選抜における出願資格の国籍条項撤廃の要望」に対し、第２常置委員長名文書をもって各国立大学の出願資格の見直しを要請した旨、同協会長に回答		
３月６日	第４常置委員会、文科省高等教育局がまとめた「大学の教員等の任期に関する法律」の改正の考え方について意見提出		
４月１日	設置形態検討特別委員会、文科省の調査検討会議最終報告「新しい『国立大学法人』像」についての検討結果を取りまとめ	４月10日	「国立学校設置法」改正 ・図書館情報大学を筑波大学に統合（2002年10月１日施行） ・山梨大学と山梨医科大学を統合し、山梨大学を新設（2002年10月１日施行）
４月11日	第２常置委員会、「大学入試センター試験『地理歴史』教科の２科目選択について（要望）」を独立行政法人大学入試センター所長へ提出		

月日	国大協の動き	月日	一般事項
4月12日	臨時理事会開催 ・「新しい『国立大学法人』像について」（最終報告）についての設置形態検討特別委員会の検討結果を報告 ・各地区で開催された臨時学長会議の状況を当番大学が報告 ・「新しい『国立大学法人』像について」（最終報告）に対する国大協の基本姿勢についての会長談話（案）を、審議の上、臨時総会に提出することを了承 ・設置形態検討特別委員会を発展的に解消し、新たに国立大学法人化特別委員会の設置及び委員候補者について審議の上、臨時総会に提案することを了承 ・国立大学協会の在り方検討特別委員会の設置及び委員候補者について、審議の上、臨時総会に提案することを了承		
4月19日	臨時総会開催 ・会長から「新しい『国立大学法人』像について」（最終報告）について、「21世紀の国際的な競争環境下における国立大学の進むべき方向として概ね同意できる。国大協は、この最終報告の制度設計に沿って、法人化の準備に入ることとしたい。」とする会長談話（案）が提案され、種々意見交換後、賛成多数で承認 ・設置形態検討特別委員会を発展的に解消し、法人化にむけて、国立大学法人化特別委員会の設置及び委員候補者が承認 ・国立大学が法人化された場合の新しい連合組織の在り方について検討する特別委員会として、国立大学協会の在り方検討特別委員会の設置及び委員候補者が承認		
5月13日～14日	日豪高等教育フォーラム開催（公大協、私大連との共催）		
5月31日	理事会開催 ・大学入試センターの「平成18年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について―中間まとめ―」について意見交換		
6月11日～12日	第110回総会開催 ・「平成18年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について―中間まとめ―」について了承 ・国立大学法人化等当面の諸問題について協議	6月20日	「人事院規則」改正 ・国立大学教員等の民間企業役員兼業の承認権限を国立大学長等に委任（2002年10月1日施行）
6月11日	会長・第2常置委員長との連名で、「『平成18年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について―中間まとめ―』に対する意見」を大学入試センター所長へ提出	6月25日	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」閣議決定（骨太の方針2002） ・文科省は国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を2004年度を目途に開始する ・文科省は、国立大学の法人化後の大学・事務局運営における関与を極力行わない ・国立大学の法人化後の大学運営について、複数の民間機関等により評価を実施する
6月25日	第7常置委員会、「『法科大学院の設置基準等について（中間報告）』に対する意見」「『大学院における高度専門職業人養成について（中間報告）』に対する意見」を中教審大学分科会長へ提出		
7月2日	会長・第8常置委員長との連名で、「『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（中間報告）』に対する意見」を中教審大学分科会長へ提出	7月30日	科学技術・学術審議会学術分科会、「大学共同利用機関の法人化について」中間報告
7月15日～19日	Japan-UK高等教育ワークショップ開催（日英高等教育プログラム委員会主催／文科省、国立学校財務センター、学振、大学評価・学位授与機構との共催） ・導入ワークショップの開催（7月15日～16日）、		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	（７月17日～18日　於：京都） ・日英両国の合同推進委員会、ケース・スタディ参加大学の代表者等による「今後の進め方について」の打ち合わせ会議の開催（７月19日）		
８月５日	全国高等学校進路指導協議会との懇談会開催	８月	文科省、「国立大学等法人化準備推進本部」設置
		８月５日	中教審、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」「大学院における高度専門職業人の養成について」「法科大学院の設置基準について」答申
10月25日	理事会開催 ・新しい国立大学連合組織の設立について審議、総会提案を了承 ・2005（平成17）年度以降の事務系職員の採用方法等について意見交換 ・2004（平成16）年度入学者選抜の基本方針等について審議、総会提案を了承 ・「就職活動」「男女共同参画」「助手」に関する各調査報告書案を了承 ・「新たな学生支援機関の在り方について」（中間取りまとめ）に対する意見提出を了承 ・総会での法人化に関する協議事項等について意見交換 ・大学統合に伴う国大協組織の今後の取扱いを了承等 第３常置委員長、「『新たな学生支援機関の在り方について』（中間取りまとめ）に関する意見」を文科省高等教育局学生課長、同留学生課長へ提出	10月１日	図書館情報大学が筑波大学に統合。山梨大学と山梨医科大学が統合し、「山梨大学」となる
		10月２日	文科省、「『21世紀COEプログラム』平成14年度審査結果」公表 採択件数：50大学113件（内国立大学：31大学84件）
		10月８日	小柴昌俊　ノーベル物理学賞
		10月９日	田中耕一　ノーベル化学賞
10月31日 ～ 11月１日	大学運営研究セミナー開催（国立学校財務センターとの共催）		
11月５日	国立大学法人化特別委員会、「国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点」「人事制度についての参考事項」を整理	11月29日	「学校教育法」改正（2002年11月22日成立） ・公立又は私立の大学等に係る認可事項の見直し（2003年４月１日施行） ・専門職大学院制度の創設（2003年４月１日施行） ・認証評価制度の創設（2004年４月１日施行）
11月13日 ～14日	第111回総会開催 ・国立大学協会の在り方検討特別委員会の検討結果報告「国立大学の新しい連合組織について」を了承 ・「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会設置を了承。これに伴い「国立大学協会の在り方検討特別委員会」は解散 ・2005（平成17）年度以降の事務系職員の採用方法について、「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会で今後検討することを了承 ・2004（平成16）年度国立大学の入学者選抜の基本方針を了承 ・2005（平成17）年度入学者選抜についても現行方式で行うとの基本方針を了承。2006（平成18）年度以降については第２常置委員会で検討することを了承 ・2006（平成18）年度以降の大学入試センター試験にリスニング・テストを導入する方針に関し、「リスニング・テストを含めて試験日程を２日間とし、両日とも高等学校を試験会場として実施する」との文科省からの協力要請について第２常置委員会の意見を了承		
11月13日	第３常置委員会、「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第１回追跡調査報告書」公表		
11月21日	会長・第６常置委員長との連名で、「平成15年度		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	税制改正要望について」を財務大臣、総合科学技術会議議員へ提出 会長・第６常置委員長との連名で、「国立大学等関係予算の充実について」を財務大臣、財務事務次官、主計局長、同次長、同主計官、総合科学技術会議議員、文部科学事務次官へ提出		
12月13日	第１常置委員長、「『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（中間報告）』に対する意見」を中教審大学分科会長へ提出	12月	国立大学医学部附属病院長会議、「国立大学法人化後の国立大学附属病院の運営について」発表
		12月６日	「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」公布（2003年４月１日施行。ただし、一部2002年12月６日、2004年４月１日施行）
		12月12日	文科省新たな学生支援機関の設立構想に関する検討会議、「新たな学生支援機関の在り方について」公表
		12月24日	「平成15年度予算政府案」閣議決定（世界最高水準の大学づくりの推進）
◆2003（平成15）年			
２月24日	理事会開催 ・「国立大学法人法（仮称）」の概要に対する理事会見解について協議・了承 ・「国立大学法人評価委員会」設置に関する要望書について協議・了承 ・新国立大学協会（仮称）設立へ向けての諸問題について意見交換 ・「国立大学の入学者選抜についての平成16年度実施要領」及び「同実施細目」について協議・了承 ・2006（平成18）年度以降の入学試験実施方法等について意見交換 会長、「『国立大学法人評価委員会』設置に関する要望」を遠山文科大臣へ提出	２月28日	「国立大学法人法案」「独立行政法人国立高等専門学校機構法案」「独立行政法人国立大学財務・経営センター法案」「独立行政法人大学評価・学位授与機構法案」「独立行政法人メディア教育開発センター法案」「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」閣議決定、国会に提出
４月17日	国立大学法人化特別委員会、「『国立大学法人法案』に対する見解」取りまとめ	４月23日	「国立学校設置法」改正（2003年10月１日施行。ただし、一部2007年４月１日施行）（20大学が10大学に統合等）
		４月24日	科学技術・学術審議会学術分科会、「大学共同利用機関の法人化について」「新たな国立大学法人制度における附置研究所及び研究施設の在り方について」報告
５月30日	理事会開催 ・第112回総会（６月10日～11日）の議事事項について、理事会として審議・了承 ・日豪高等教育交流協定の一部変更について了承	５月９日	「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」公布（2004年４月１日施行。ただし、一部2003年10月１日施行）
６月10日～11日	第112回総会開催 ・会長に東京大学長、副会長、理事、監事及び常置委員会委員（大学代表者）を選任 ・2006（平成18）年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等及びリスニングテスト導入に伴い２日間の日程で高校も試験会場として実施することを了承 ・2006（平成18）年度国立大学の入試のあり方に関する第２常置委員会の中間報告について意見交換 ・「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会の検討状況について報告及び意見交換 ・2005（平成17）年度以降の職員の統一採用試験の実施について、地区単位に実施主体を決めて実施すること、第一次試験は地区単位で統一し		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	て実施し第二次試験は各大学等で実施することを確認 ・国立大学法人化に関する国大協としてのこれまでの対応状況と今後の対応について質疑応答及び意見交換		
6月12日	会長に佐々木毅東京大学長が就任		
7月14日	臨時総会開催 ・「国立大学法人化についての国立大学協会見解」（案）について審議・了承 ・国立大学法人制度運用に関する協議の場の設定について審議・了承 ・本臨時総会終了後、「国立大学法人化についての国大協見解」について会長・副会長が記者会見	7月16日	「国立大学法人法」「独立行政法人国立高等専門学校機構法」「独立行政法人国立大学財務・経営センター法」「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」「独立行政法人メディア教育開発センター法」公布（2003年10月1日施行） 「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布（原則として2004年4月1日施行）
7月18日	会長、「国立大学法人制度の適切な運用について（要請）」を遠山文科大臣へ提出		今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議、「知の拠点―国立大学施設の充実について―国立大学法人の施設整備・管理運営の方針―」報告
8月6日	会長、「国立大学教員への裁量労働制の適用について（要請）」を厚労大臣へ提出	8月25日	今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議、「知の拠点―大学の戦略的施設マネジメント―施設マネジメントの基本的視点と具体的な実施方策―」報告
9月19日	国立大学法人制度運用に関する協議の場の設定について（申合せ） ・文科省と国大協との間で、国立大学法人制度の適切かつ円滑な運用を期し、関連する諸問題を必要な都度協議する場を設定	9月19日 9月25日	「学校教育法施行規則」改正（同日施行）（大学及び専修学校の専門課程への入学資格の弾力化） 「国立大学法人評価委員会令」公布（2003年10月1日施行）
9月25日	会長・第8常置委員長、「『大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について（中間まとめ）』について（意見）」を大学評価・学位授与機構長へ提出 国立大学法人総合損害保険開発検討会、「国立大学法人総合損害保険制度の開発検討について―中間まとめ―」	9月30日	各大学、この日までに中期目標・中期計画の素案を文科省に提出
10月	第6常置委員会、「国立大学における施設整備の現状と課題～法人化に対応する教育研究基盤づくりのために～」刊行	10月1日	東京商船大学と東京水産大学が「東京海洋大学」、福井大学と福井医科大学が「福井大学」、島根大学と島根医科大学が「島根大学」、香川大学と香川医科大学が「香川大学」、高知大学と高知医科大学が「高知大学」、佐賀大学と佐賀医科大学が「佐賀大学」、大分大学と大分医科大学が「大分大学」、宮崎大学と宮崎医科大学が「宮崎大学」として、統合により新たに創設 神戸商船大学が神戸大学に、九州芸術工科大学が九州大学に、それぞれ統合
10月8日	臨時理事会開催 ・「国立大学の入学者選抜についての2005（平成17）年度実施要領」及び「実施細目」について審議・了承 ・2006（平成18）年度からの大学入試センター試験におけるリスニングテストの実施方法等について協議 ・2006（平成18）年度国立大学入試のあり方について協議 ・「総合損害保険」の具体化対応のための委員会の設置等について審議・了承 ・「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会の存続期間の延長について審議・了承 ・国大協事務局の設立準備体制について審議・了承	10月21日	経団連、「倫理憲章」発表 （2005年3月卒学生より適用、経団連加盟企業1,280社の半数である644社が署名）
10月31日	理事会開催 ・大学入試センター試験におけるリスニングテストの実施方法等について協議 ・2006（平成18）年度入試にかかる分離分割方式の改善について審議・了承 ・新国大協（仮称）の組織運営・事業及び会費について、「新国大協（仮称）」設立準備委員会の		

月日	国大協の動き	月日	一般事項
	最終報告に基づき審議・了承 ・新国大協（仮称）を公益法人とするための設立許可申請作業の開始時期及び設立委員会（設立発起人会）の設置について審議・了承 ・第４常置委員会から提案された国立大学法人化後の幹部職員にかかる人事交流の共通理解について、同委員会から総会に提案することを了承		
11月６日	文科省との「協議の場」開催		
11月12日	臨時理事会開催 ・国立大学関係予算の充実に関する国大協声明文について審議・了承 第113回総会開催 ・国立大学関係予算の充実に関する国大協声明文について審議・了承 ・国立大学法人化後の幹部職員にかかる人事交流の共通理解を了承 ・新国大協（仮称）の組織運営・事業及び会費について、「新国大協（仮称）」設立準備委員会の最終報告に基づき審議・了承 ・「新国大協（仮称）」設立準備委員会の存続期間の延長と新国大協設立委員会の設置時期等について審議・了承 ・国立大学の入学者選抜についての2005（平成17）年度実施要領及び実施細目について審議・了承 ・大学入試センター試験におけるリスニングテストの実施方法等について意見交換、国大協として問題提起した事項について、文科省等に引続き検討を要請することを決定 ・2006（平成18）年度入試にかかる分離分割方式の改善について審議・了承 会長、「国立大学関係の予算の充実について」声明		
11月22日	臨時学長懇談会開催 ・国立大学法人運営費交付金に係る諸課題について意見交換		
12月６日	臨時理事会開催 ・国立大学法人運営費交付金に係る諸課題について協議、理事会として河村文科大臣に対し、「運営費交付金の取り扱いについての要望」を提出することを了承 理事会、「運営費交付金の取り扱いについての要望」を河村文科大臣へ提出	12月３日 12月19日 12月24日	「国立大学法人法施行令」公布・施行 「国立大学法人法施行規則」公布・施行 「平成16年度予算政府案」閣議決定 ・国立大学運営費交付金については、前年度とほぼ同額が確保
12月11日	臨時総会開催 ・国立大学法人運営費交付金に係る諸課題について協議 ・河村文科大臣宛「運営費交付金の取り扱いについての要望」（2003年12月６日付理事会）を総会として支持することを全会一致で決定		
◆2004（平成16）年			
１月19日	臨時理事会開催 ・国立大学法人運営費交付金に係る諸課題について協議	１月28日	国立大学法人評価委員会、「国立大学法人の中期目標・中期計画（素案）について」審議 ・各大学から提出された中期目標、中期計画の素案を審議し、①多大な財政支出が見込まれるなど財政上の理由等による文科省との修正案を妥当とするとともに、②中期目標及び中期計画を可能な限り具体的な内容とする等の観点から、更なる検討を重ねることを促すなどを内容とす

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
			る見解を取りまとめ
２月24日	理事会開催 ・各常置委員会等での活動状況について、新国大協への引継ぎ事項も含めて各委員長から報告 ・現国大協の解散について協議・了承 ・2003（平成15）年度国立大学協会歳入歳出中間報告について協議・了承 社団法人国立大学協会（仮称）設立委員会開催 ・社団法人国立大学協会設立趣意書について協議・了承 ・社団法人国立大学協会定款及び諸規程について協議・了承 ・寄附財産に関する件について協議・了承 ・設立後３年間の事業計画及び収支予算について協議・了承	２月12日	文科省、「国立大学法人の中期目標及び中期計画について」通知
３月１日	臨時総会開催 ・各常置委員会等での活動状況について、新国大協への引継ぎ事項も含めて各委員長から報告 ・現国大協の解散について協議・了承 ・2003（平成15）年度国立大学協会歳入歳出中間報告について協議・了承 社団法人国立大学協会（仮称）設立総会開催 ・２月24日開催の社団法人国立大学協会（仮称）設立委員会における協議・了承事項を、設立総会として協議・了承		
４月１日	社団法人国立大学協会設立	４月１日	国立大学法人（89）
４月 ～６月	各学長が地元の国会議員等を通じて国立大学の予算充実について要請		大学共同利用機関法人（４） 独立行政法人国立高等専門学校機構
４月８日	常任理事会開催 ・社団法人国立大学協会の登記完了について報告 ・国立大学法人総合損害保険の契約締結について報告 ・委員会の設置について（委員会構成、引継事項の振り分け）		独立行政法人大学評価・学位授与機構 独立行政法人国立大学財務・経営センター 独立行政法人メディア教育開発センター設立 公立大学法人制度創設 認証評価制度を導入
４月13日	第１回理事会開催 ・㈳国大協の諸規程（23件）について審議・承認 ・「㈳国立大学協会会費規程第３条に定める会費の一部免除に関する申合わせ」に基づく会費の免除について審議・承認 ・国大協の2004（平成16）年度当初予算に対する修正収支予算（案）について審議・承認 ・各委員会委員について審議・承認 ・会長・副会長の交替に伴う補充理事の扱いについて審議・承認		構造改革特別区域において株式会社立大学が開校（２校） 国立大学法人第１期中期目標・中期計画期間の開始（2010年３月31日まで）
４月27日	経済財政諮問会議議員との懇談会開催		
５月13日	国立大学法人の予算等に関する文科省との打合せ	５月11日	国立大学法人評価委員会、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画案」了承
		５月26日	文科大臣、「中期目標」提示（各国立大学法人の原案どおり中期目標を提示）
６月４日	第２回理事会開催 ・第１回総会（６月17日）の議事事項について、理事会として審議・了承 ・理事会及び委員会の運営等に係る諸事項について審議・了承	６月３日	文科大臣、「中期計画」認可（各国立大学法人の中期計画案を提出案どおり認可）
６月５日	事務局が文京区本郷（東京大学内）から千代田区一ツ橋（学術総合センター内）へ移転		
６月17日	第１回通常総会開催 ・国大協事務所の移転及び移転に伴う定款変更について審議・承認		

月日	国大協の動き	月日	一般事項
	・旧国大協の2003（平成15）年度歳入歳出決算（案）及び2004（平成16）年度清算決算（案）について原案どおり了承し、旧国大協の残余財産の寄附受入を承認 ・旧国大協からの残余財産受入に伴う2004（平成16）年度社団法人国立大学協会補正収支予算について審議・承認 ・特別会員の諸会議や各種事業への参加等の取り扱いについて審議・承認 ・国大協ロゴマークの制定について審議・承認 ・社団法人国立大学協会設立記念祝賀会開催要項（案）について審議・承認 ・国立大学法人となってからの諸問題について意見交換 社団法人国立大学協会設立記念祝賀会の開催		
7月16日	「『改革』を推進するための国立大学関連予算について（要請書）」を財務省主計局へ提出		
		8月6日	中教審、「大学入学資格検定の見直しについて」答申
9月6日	第3回理事会（臨時）開催 ・2005（平成17）年度概算要求に関する状況報告・意見交換 ・第1回通常総会以降の諸情勢について、関係委員会等から報告		
9月22日～24日	日加学長会議（於：カナダ・トロント　ヨーク大学、JACUIEより12大学17名が参加）		
10月20日～21日	大学トップマネージメントセミナー開催（国立大学財務・経営センターとの共催）	10月28日	文科省、「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」通知（在籍者の対学生収容定員比90％の充足をもって、「経営努力に係る説明責任」を果たしたとする）
10月22日	第4回理事会開催 ・第2回通常総会（11月5日）の議事事項について、理事会として審議・了承 ・理事・副会長の学長任期満了に伴う後任の理事、副会長候補者の選出及び関連する委員会委員長等について了承 ・本協会に顧問を設置することについて審議・了承 「『我が国の高等教育の将来像』（審議の概要）に対する意見」を中教審大学分科会へ提出		
10月25日～29日	大学職員マネージメント研修開催（国立大学財務・経営センターとの共催）		
11月5日	第2回通常総会開催（於：金沢） ・理事・副会長の学長任期満了に伴う後任の理事、副会長を選出 ・国立大学の2006（平成18）年度入学者選抜に関する実施要領及び細目を審議・承認 ・2007（平成19）年度以降の国立大学入学者選抜に関する検討について（中間報告）について審議・了承 ・特定分野の問題検討特別委員会の設置について審議・承認		
12月2日	常任理事会開催 ・国大協傘下に保険代理店を置くことについて審議・了承	12月24日	「平成17年度予算政府案」閣議決定（大学教育改革等の推進）
12月8日	第5回理事会（臨時）開催 ・国立大学関連予算の充実に関する要請文について審議・了承 第1回臨時総会開催 ・政府の2005（平成17）年度予算編成を前に本協会執行部のこれまでの対応等について説明、意見交換の結果、理事会で取りまとめた国立大学		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	関連予算の充実に関する要請文を承認し、文科大臣等に要請することを了承		
12月８日、13日	「国立大学関連予算の充実について」を中山文科大臣、財務大臣へ要望		
12月10日	ドイツ各州大学長会議（HRK）、国大協事務局を訪問		
◆2005（平成17）年			
１月11日	「『我が国の高等教育の将来像（中間報告）』に対する意見書」を中教審大学分科会へ提出	１月28日	中教審、「我が国の高等教育の将来像」答申（教養教育や専門教育等の総合的な充実、多様な質の高い学士課程教育を実現）
１月12日	常任理事会開催 ・2005（平成17）年度予算について		
１月13日	第６回理事会（臨時）開催 ・文科省からの2005（平成17）年度予算に関する説明について意見交換、次回定例理事会において対応について検討することを了承		
１月14日	有限会社国大協サービス設立（「国立大学法人総合損害保険（国大協保険）」「国立大学附属病院損害賠償責任保険（病院長会議保険）」の２つの保険の代理店）		
１月19日	国立大学法人総合損害保険研修会を初めて開催		
１月24日	大学マネージメントセミナーを広報・渉外をテーマに初めて開催		
１月27日	大学財務・経営セミナー 人事・労務の部開催（国立大学財務・経営センターとの共催）		
１月28日	大学財務・経営セミナー 財務・会計の部開催（国立大学財務・経営センターとの共催）		
１月31日～２月４日	日英高等教育に関する協力プログラム　英国訪問（ポリシーフォーラム、スタディ・ビジット）		
２月３日～４日	国立大学法人等新任部長研修を初めて開催	２月７日	国立大学附属病院長会議、「国立大学病院の経営に関する第１次提言」発表
２月９日～10日	国立大学法人等新任課長・事務長研修を初めて開催		
２月16日	第７回理事会開催 ・第３回通常総会（３月４日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・政府との新しい関係の構築について審議・承認 ・会長（東京大学長）の後任の会長の選考等について了承		
３月４日	第３回通常総会開催 ・会長（東京大学長）の後任会長（東京工業大学長）選任及び交代時期について承認 ・副会長選任及び就任時期について承認 ・2005（平成17）年度事業計画及び収支予算について審議・承認 ・2008（平成20）年度以降の入試改革案の検討状況について報告・意見交換	３月25日	教員養成系学部等の入学定員の在り方に関する調査研究協力者会議、「教員分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針の取扱いについて」報告
３月５日	会長に相澤益男東京工業大学長が就任		
３月９日～10日	国立大学病院経営セミナー開催（文科省、国立大学財務・経営センター、国立大学附属病院長会議との共催）		
４月～６月	「国立大学における施設の整備・充実について（要請）」を中山文科大臣、内閣府特命担当大臣・総合科学技術会議議員等へ提出	４月22日	中教審教員養成部会、「特殊教育免許の総合化について」報告
４月13日	第１回理事会開催 ・副会長及び新任理事の業務分担等について提案、承認 ・各委員会等における当面の業務について説明 ・国大協の組織・運営等の見直しについて意見交		

月日	国大協の動き	月日	一般事項
	換、理事会WGを置くことを承認		
5月～6月	「国立大学の予算充実について―18年度概算要求に向けて―（要望）」を中山文科大臣、内閣府特命担当大臣・総合科学技術会議議員等へ提出		
6月8日	大学改革シンポジウムを初めて開催（高等教育と国立大学の役割）		
6月15日	大学病院を有する国立大学長の会を初めて開催		
6月16日	第4回通常総会開催 ・2004（平成16）年度事業報告及び収支決算について審議・承認 ・2005（平成17）年度収支予算の一部変更について審議・承認 ・2007（平成19）年度入学者選抜に関する実施要領等について審議・承認 ・2008（平成20）年度以降の入学者選抜の基本方針等について審議・承認 ・大学経営委員会から国立大学附属病院が抱える諸問題について説明、今後の対応を了承		
6月20日	「『新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―』（中間報告）に対する意見」を中教審へ提出		
7月13日	第3回理事会開催 ・国立大学法人の統合等に伴う会員の取扱いについて審議・了承 ・国立大学附属病院が抱える諸問題について要望書（案）を審議・承認	7月27日	今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議、「大学の活力ある発展と施設運営コストの最適化　知の拠点―大学戦略的施設マネジメント」報告
7月15日	「国立大学附属病院が抱える諸問題について（要望）」を厚生労働大臣、中山文科大臣へ提出		
8月25日	「国立大学法人に係る平成18年度税制改正に関する要望」を中山文科大臣へ提出		
8月29日	大学改革シンポジウム開催（第3期科学技術基本計画と国立大学の役割）		
9月2日～3日	国立大学法人等トップセミナーを初めて開催（於：鎌倉）	9月5日	中教審、「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」答申
9月21日～22日	大学トップマネージメントセミナー開催（国立大学財務・経営センターとの共催）		
9月30日	「国立大学法人の平成18年度予算充実について（要望）」を中山文科大臣へ提出		
10月20日	大学マネージメントセミナーⅠ人事・労務の部開催（国立大学財務・経営センターとの共催）	10月1日	富山大、富山医薬大、高岡短大が統合して「富山大学」、筑波技術短期大学が「筑波技術大学」として新たに創設
10月21日	大学マネージメントセミナーⅠ財務・会計の部開催（国立大学財務・経営センターとの共催）	10月13日	科学技術・学術審議会学術分科会、「研究の多様性を支える学術政策―大学等における学術研究推進戦略の構築と国による支援の在り方について―」報告
10月25日	第4回理事会開催 ・国大協の組織・運営等の一部見直しについて審議・承認 ・諸規程の一部改正について審議・承認 大学評価委員長、「大学情報データベースの試行的構築について（要望）」を大学評価・学位授与機構長へ提出		
11月7日	第5回通常総会開催（於：長崎） ・正会員の加入について審議・承認（富山大学・筑波技術大学） ・支部規程、会費規程の一部改正について審議・承認 ・国大協の組織・運営等の一部見直しについて審議・承認 ・理事会内に政策会議を置くことを了承		
11月29日	大学改革シンポジウム開催(教員の資質向上と「教職大学院」)		
12月7日	第5回理事会開催	12月24日	「平成18年度予算政府案」閣議決定

月日	国大協の動き	月日	一般事項
	・国立大学の学生寄宿舎の整備と寄宿料の取扱いに関する要望について説明、承認 ・国立大学関連予算の充実に関する要望について審議・承認 ・定款・諸規程等の改正について審議・承認		
12月７日、８日	「国立大学法人の平成18年度予算充実について（要望）」を財務大臣、小坂文科大臣へ提出		
12月９日	「国立大学の学生寄宿舎の整備と寄宿料の取扱いについて（要望）」を小坂文科大臣へ提出		
12月12日	第２回臨時総会開催 ・国立大学関連予算の充実に関する要望書提出の報告、今後の対応等について意見交換 ・定款・諸規程等の改正について審議・承認		
◆2006（平成18）年			
１月25日～27日	大学職員マネージメント研修開催（国立大学財務・経営センターとの共催）		
２月２日	日英高等教育に関する協力プログラム：京都フォーラム開催（日英高等教育に関する協力プログラム合同推進委員会主催） 日本側推進委員会：文科省、国大協、国立大学財務・経営センター、人間文化研究機構、学振、大学評価・学位授与機構		
２月14日	第６回理事会開催 ・第６回通常総会（３月１日）の議事事項について、理事会として審議・承認		
２月28日	日本におけるドイツ年記念シンポジウム「日独における高等教育改革―評価と将来構想―」開催（JACUIE、ベルリン日独センター（JDZB）、ドイツ大学学長会議（HRK）との共催）		
３月１日	「JACUIE-HRK Higher Education Policy Forum 2006」開催 第６回通常総会開催 ・支部推薦理事及び会長指名理事の選任について審議・承認 ・会長、副会長等の選任について審議・承認 ・理事の役割分担等について審議・承認 ・2006（平成18）年度事業計画及び収支予算について審議・承認	３月28日 ３月31日	「第３期科学技術基本計画」閣議決定 今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議、「知の拠点―今後の国立大学等施設整備の在り方について～世界一流の人材養成に向けた教育研究環境の再生～」報告 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」改正（同日施行） 「国立大学法人法施行規則」改正（2006年４月１日施行）
４月19日	第１回理事会開催 ・新年度の課題等について意見交換 ・各委員会に置く専門委員について審議・承認 ・諸規則等の制定・改正について審議・承認		
５月17日	第２回理事会開催 ・第７回通常総会（６月13日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・2007（平成19）年度概算要求等に関する要望書について審議・承認 ・2007（平成19）年度入試に関する要請について審議・承認		
５月24日	「国立大学の予算充実について（要望）」を小坂文科大臣へ提出		
６月13日	第７回通常総会開催 ・2005（平成17）年度事業報告及び収支決算について審議・承認 ・2008（平成20）年度入学者選抜に関する実施要領及び実施細目等について審議・承認 ・国立大学法人をめぐる諸問題について意見交換		
７月12日	第３回理事会開催 ・「国立大学法人における附属病院の諸問題につ	７月７日	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」閣議決定（骨太の方針2006）

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	いて（要望）」（案）について協議・了承 ・調査研究部の活用について協議・承認 ・広報活動等の充実について協議・承認 ・国立大学法人総合損害保険の引受保険会社に対する行政処分に伴う同保険の取扱いについて説明・承認	7月11日	中教審、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申
8月1日	「国立大学法人における附属病院の諸問題について（要望）」を小坂文科大臣、厚生労働大臣へ提出		
8月28日	「国立大学法人に係る平成19年度税制改正に関する要望」を小坂文科大臣へ提出		
9月1日 ～2日	国立大学法人トップセミナー開催（於：富士吉田）		
10月4日	大学マネージメントセミナー財務・経営戦略編開催（国立大学財務・経営センターとの共催）	10月10日	「教育再生会議の設置について」閣議決定
10月5日	大学マネージメントセミナー財務・会計編開催（国立大学財務・経営センターとの共催）		
10月5日 ～6日	第4回日仏高等教育シンポジウムに会長・副会長・国際交流委員長（JACUIE座長）ほかが参加（於：フランス　グルノーブル大学）		
10月18日	第4回理事会開催 ・第8回通常総会（11月6日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・授業料標準額改定に関する緊急要請について審議・承認 ・最近の行政改革の動きに関する意見書の提出について審議・承認 会長、「国立大学法人の授業料標準額について（緊急要請）」を伊吹文科大臣へ提出		
11月6日	第8回通常総会開催（於：神戸） ・2008（平成20）年度入学者選抜に関する実施要領等の改正について審議・承認 ・オーストラリア学長会議（AVCC）との協定について審議・承認 ・2006（平成18）年度の調査研究事業について意見交換、承認		
11月29日 ～30日	国立大学病院経営セミナー開催（文科省、国立大学財務・経営センター、国立大学附属病院長会議との共催）		
12月6日	第5回理事会開催 ・予算の充実に関する要請書について審議・了承 ・時限委員会の設置について協議・承認 ・国大協の組織・運営等の見直しについて協議・承認	12月22日 12月24日	「教育基本法」公布・施行（2006年12月15日成立） 「平成19年度予算政府案」閣議決定（大学教育改革の推進）
12月7日	「平成19年度大学関係予算の確保・充実について（要請）」を財務大臣、伊吹文科大臣へ提出		
12月25日	臨時学長等懇談会開催 ・2007（平成19）年度国立大学関係予算案等について対応協議		
◆2007（平成19）年			
2月7日 ～8日	大学職員マネージメント研修開催（国立大学財務・経営センターとの共催）		
2月11日 ～14日	教育・研究委員会、「大学院教育についての海外調査」（於：韓国）		
2月21日	第6回理事会開催 ・第9回通常総会（3月8日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・「知的財産推進計画2007」の策定に関する要望について承認 ・留学制度の改善に関する要請について承認		

月日	国大協の動き	月日	一般事項
	「『知的財産推進計画2007』の策定について（要望）」を内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、知的財産戦略本部長（総理大臣）、伊吹文科大臣へ提出 「留学制度の改善について（要請）」を伊吹文科大臣へ提出		
3月8日	第9回通常総会開催 ・21世紀の国立大学を考える委員会の設置について審議・了承 ・2007（平成19）年度事業計画及び収支予算について審議・承認 ・2010（平成22）年度以降の国立大学の入学者選抜制度改革の基本方向について審議・承認	3月22日 3月30日	大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会、「報告書～一人一人の個性を伸ばす教育を目指して～」発表 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」改正（2007年4月1日施行） 「国立大学法人法施行規則」改正（2007年4月1日施行。「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める）
3月9日	大学改革シンポジウム開催（学士課程教育における教養教育の在り方）		
4月11日	会長、「国立大学に対する正しい理解と政策を求める」を伊吹文科大臣に提出		
4月18日	第1回理事会開催 ・最近の政府内諸会議における大学・大学院改革に関する議論に対する「国大協見解」について審議・承認 ・21世紀の国立大学を考える委員会について報告・確認 ・社団法人国立大学協会職員給与規則の一部改正について審議・承認 ・会長（東京工業大学長）の辞任及び会長代行（東京大学長）の選任について承認		
4月19日	会長代行に小宮山宏東京大学長が就任		
5月15日	大学改革シンポジウム開催（国立大学の改革とその在り方）	5月31日	知的財産戦略本部、「知的財産推進計画2007」策定
5月16日	入試委員長、「国立大学の入学者選抜制度改革に関する検討について（意見）」を教育再生会議座長、文科省の大学入学者選抜方法の改善に関する協議座長へ提出		
5月21日	第2回理事会開催 ・会長候補者として東京大学長を選出 ・その他、第10回通常総会（6月13日）の議事事項について、理事会として審議・承認		
6月13日	第10回通常総会開催 ・会長（東京大学長）・副会長の選任、理事の交代について審議・承認 ・理事会ワーキング・グループからの報告について審議・承認 ・会員からの提言について意見交換・承認 ・2006（平成18）年度事業報告及び決算報告について審議・承認 ・2009（平成21）年度入学者選抜に関する実施要領等について審議・承認 ・新会長としての今後の協会運営等について説明 ・「大学・大学院政策に関する活動指針（案）」について提案の後、意見交換・承認	6月19日 6月20日	「経済財政改革の基本方針2007」閣議決定（骨太の方針2007。国際化・多様化を通じた大学改革、世界トップレベルを目指す大学院教育の改革、国立大学法人運営費交付金の改革など） 「国立大学法人法」改正（2007年10月1日施行。ただし、一部は同日施行） ・大阪外国語大学を解散し、大阪大学に統合
	会長に小宮山宏東京大学長が就任		
7月11日	第3回理事会開催 ・社団法人国立大学協会における意見・提案の収集と対応要領（問題検討委員会の設置）について審議・承認 ・組織運営体制等検討ワーキング・グループの設置について審議・承認 ・国立大学法人の統合に伴う諸規程の一部改正について審議・承認		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
７月17日 ～18日	国立大学法人等部長級研修と国立大学法人等課長級研修を統合し、国立大学法人等部課長級研修を初めて開催		
８月～ 10月ごろ	「平成20年度国立大学関係予算の確保・充実について」を伊吹文科大臣、渡海文科大臣ほかへ要望		
８月30日 ～31日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）		
10月３日	第４回理事会開催 ・第11回通常総会（11月５日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・会費額の算出方法の見直しについて、組織運営体制等検討ワーキング・グループにおいて検討することを了承	10月１日	大阪大学と大阪外国語大学が統合し、「大阪大学」となる
10月10日	「国立大学の定員超過を抑制する仕組みの導入についての意見」を文科省高等教育局国立大学法人支援課長へ提出		
10月29日	大学改革シンポジウム開催（我が国の大学院教育の課題と今後の方向性）		
11月５日	第11回通常総会開催（於：新潟） ・2010（平成22）年度以降の国立大学の入学者選抜の基本方針について審議・承認 ・国立大学協会における組織運営体制の強化等に関する検討結果について審議・承認 ・国立大学法人の統合に伴う諸規程の改正について審議・承認		
11月21日	第５回理事会開催 ・第３回臨時総会（12月３日）の議事事項について、理事会として審議・承認		
12月３日	第３回臨時総会開催 ・社団法人国立大学協会定款及び諸規程の一部改正について審議・承認 ・会費の見直しについて審議・承認 ・教育振興基本計画の策定に関する関係団体ヒアリングへの対応について審議・承認	12月24日 12月25日	「平成20年度予算政府案」閣議決定（大学改革の推進） 文科省、「大学等の研究成果を社会還元するための知的財産戦略・産学官連携システムに関する総合評価報告書」決定（12月27日公表）
12月21日	大学改革シンポジウム開催（国立大学法人における男女共同参画の在り方）（内閣府との共催）		
12月26日	臨時学長等懇談会開催 ・2008（平成20）年度国立大学関係予算案等について対応協議		
◆2008（平成20）年			
２月11日 ～14日	大学評価委員会、「海外事例調査」（於：ニュージーランド）（広島大学長ほかが参加）		
２月20日	第６回理事会開催 ・組織運営体制等検討ワーキング・グループからの報告（「国立大学協会における組織運営体制の強化等に関する検討結果について（第２次報告）」）について審議・承認 ・その他、第12回総会（３月５日）の議事事項について、理事会として審議・承認		
２月25日 ～27日	大学評価委員会、「海外事例調査」（於：フランス）（奈良先端科学大学院大学長ほかが参加）		
３月	『国立大学の目指すべき方向―自主行動の指針―』刊行		
３月５日	第12回通常総会開催 ・各支部における会長選出に関する議論について報告 ・会長選出の意向投票について審議・承認。引き続き、投開票・結果報告 ・会長（東京大学長）・副会長の選定結果につい		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	て報告 ・会長指名理事の選任、専務理事・常務理事の選定結果、理事の役割分担等、監事の選任について審議・承認 ・専務理事・常務理事の選定結果、理事の役割分担等について報告		
3月28日	高大接続ワークショップを初めて開催（高校教育と大学教育の適切な接続に向けて）（於：神戸）		
4月14日	第１回理事会開催 ・税制改正等推進ワーキング・グループの設置について審議・承認 ・新法人への移行検討ワーキング・グループの設置について審議・承認		
5月28日	第２回理事会開催 ・採用選考活動の早期化の是正に関する要請について協議・承認 ・社団法人国立大学協会職員給与規則の一部改正について審議・承認 ・2009（平成21）年度概算要求に対する要望について協議・承認 ・その他、第13回通常総会（６月19日）の議事事項について、理事会として審議・承認	5月27日	科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会、「学術研究の推進体制に関する審議のまとめ―国公私立大学等を通じた共同利用・共同研究の推進―」報告
6月２日～26日	「教育振興基本計画について（要望）」を渡海文科大臣、衆議院議員、内閣官房長官、財務大臣へ提出		
6月19日	第13回通常総会開催 ・教育振興基本計画策定に向けた緊急アピールについて協議・承認 ・2007（平成19）年度の実績報告について審議・承認 ・2010（平成22）年度入学者選抜に関する実施要領等について審議・承認 ・社団法人国立大学協会支部規程の一部改正について審議・承認		
6月20日、23日	「教育振興基本計画策定に向けた緊急アピール」を国会議員へ提出		
7月９日	第３回理事会開催 ・2009（平成21）年度概算要求に関する要望について協議・承認 ・2009（平成21）年度税制改正に関する要望について協議・承認 ・社団法人国立大学協会非常勤職員就業規則の一部改正について審議・承認 「採用選考活動の早期化の是正に関する要請」を公大協と私大連との連名で経団連へ提出、企業団体等に対しても発出	7月１日 7月29日	「教育振興基本計画」閣議決定 文科省ほか関係省庁（外務省、法務省、厚労省、経産省、国交省）、「留学生30万人計画」骨子を策定
7月17日～18日	「平成21年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」を、渡海文科大臣、国会議員へ提出 ・基盤的経費である運営費交付金の確実な措置と高等教育に係る公財政支出をOECD加盟の先進諸国並の１％以上に引き上げること		
7月17日	「国立大学法人に係る平成21年度税制改正に関する要望」を渡海文科大臣へ提出		
7月23日	「概算要求基準における国立大学法人運営費交付金の削減幅を３％とする方向の検討について（緊急アピール）」を国会議員へ提出		
7月25日	「『留学生30万人計画』を実現し、優れた留学生を獲得するための緊急アピール」を渡海文科大臣、国会議員へ提出		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
８月７日	会長、「教員免許更新講習の実施に係る財政的支援について（要望）」を鈴木文科大臣へ提出		
８月28日～29日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）		
		９月11日	中教審、「中長期的な大学教育の在り方について」諮問
10月７日～11月27日	「税制改正に関する要望書」を国会議員へ提出	10月７日 10月８日	小林誠、益川敏英　ノーベル物理学賞 下村脩　ノーベル化学賞
10月10日	第４回理事会開催 ・副会長の選定について審議・承認 ・会長指名理事候補者が指名され、総会に諮ることを承認 ・会費特別減額について審議・承認		
10月～12月	「平成21年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」を塩谷文科大臣、内閣官房長官、国会議員ほかへ提出		
10月27日	大学改革シンポジウム開催（国立大学の目指すべき方向―自主行動の指針―）		
11月４日	第14回通常総会開催（於：弘前） ・会長指名理事の選任について審議・承認 ・自主行動の指針と次期中期目標計画について協議 ・中教審への諮問「中長期的な大学教育の在り方について」への対応について協議		
11月19日	第５回理事会開催 ・女性医師等復帰支援検討ワーキング・グループの設置について審議・承認		
12月10日～12日	第５回日仏高等教育シンポジウム開催（JACUIE）	12月24日	中教審、「学士課程教育の構築に向けて」答申
12月25日	臨時学長等懇談会開催 ・2009（平成21）年度国立大学関係予算案等について対応協議		「平成21年度予算政府案」閣議決定
◆2009（平成21）年			
２月12日～13日	日英学長会議開催（JACUIE）（於：イギリス・ロンドン）		
２月18日	第６回理事会開催 ・2009（平成21）年度事業計画及び収支予算について審議・承認 ・新法人への移行検討ワーキング・グループからの報告（新法人への移行等に関する検討報告書）について審議・承認 ・女性医師等復帰支援検討ワーキング・グループからの報告（女性医師等復帰支援の取組みについて―アクションプラン―）について審議・承認 ・学生納付金に関する検討ワーキング・グループの設置について審議・承認 ・役員の選任方法について審議・承認		
３月４日	第15回通常総会開催 ・会長（東京大学次期学長）・副会長の選定結果について報告 ・会長指名理事の選任について審議・承認 ・専務理事・常務理事の選定結果、理事の役割分担等について報告 ・会長補佐の指名について報告 ・2009（平成21）年度事業計画及び収支予算について審議・承認 ・新法人への移行検討ワーキング・グループから		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	の報告について審議・承認		
3月12日	就職問題に関する塩谷文科大臣と関係者の意見交換への参加		
4月1日	会長に濱田純一東京大学長が就任	4月17日	中教審大学分科会法科大学院特別委員会、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」報告
4月13日	ドイツ学長会議、国大協訪問		
4月15日	第1回理事会開催 ・調査企画委員会（仮称）の設置について協議 ・外部有識者との懇談の場の設置について協議 ・社団法人国立大学協会出向職員宿舎取扱い要項の一部改正について審議・承認		
5月27日	第2回理事会開催 ・第16回通常総会（6月15日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・理事の役割分担について（申し合せ）の一部改正について審議・承認	5月21日	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」取りまとめ
5月～6月	「『安心社会』実現に貢献する国立大学の振興に向けて（要望）―活力ある人材育成と教育の機会均等―」を国会議員ほかへ提出		
6月2日～17日	「学術研究の振興に関する緊急アピール―平成21年度補正予算の成立に当たって―」を内閣官房長官ほかへ提出	6月23日	「経済財政改革の基本方針2009」閣議決定（骨太の方針2009）
6月9日	「平成21年度補正予算に伴う学術研究振興施策についての提言」を私大連との連名で塩谷文科大臣へ提出		
6月15日	第16回通常総会開催 ・会長指名理事(専務理事)の選任について審議・承認 ・幹部職員の人事交流について審議・承認 ・「第2期中期目標期間における学生納付金の在り方について(中間報告)」について審議・承認 ・調査企画会議（仮称）の設置について審議・承認 ・外部有識者との懇談の場の設置について審議・承認 ・2008（平成20）年度の実績報告について質疑応答・承認 ・2011（平成23）年度入学者選抜に関する実施要領等について意見交換・承認 ・社団法人国立大学協会役員報酬規程の一部改正について審議・承認		
6月24日	「財政制度等審議会建議に対する所見」を国会議員へ提出		
6月29日	「平成22年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」「『骨太方針2009』に基づく概算要求基準の策定に向けて(緊急要望)―大学の構造転換を推進する投資の拡充を―」を国会議員へ提出 「財政制度等審議会建議に対する所見」「平成22年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」「『骨太方針2009』に基づく概算要求基準の策定に向けて（緊急要望）」を財務省主計局長ほかへ提出		
6月29日～30日	「財政制度等審議会建議に対する所見」「平成22年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」を財政審財政制度分科会財政構造改革部会委員、中教審大学分科会委員、国立大学法人評価委員会委員、文部科学事務次官ほかへ提出		
7月15日	第3回理事会開催 ・2010（平成22）年度税制改正に関する要望について意見交換・承認 ・就業規則の一部改正について審議・承認	7月15日	「大学等関係団体就職問題協議会」「就職問題懇談会」合同会議開催

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
7月22日	「優れた留学生の確保に向けた取り組みについて（要請）」を文科省高等教育局長へ提出		
8月6日	会長、「国立大学法人に係る平成22年度税制改正に関する要望」を塩谷文科大臣へ提出		
8月26日	会長、「学術情報ネットワークの高度化に関する支援について（要望）」を文科省研究振興局長へ提出		
8月27日～28日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）		
9月17日～18日	日越学長会議開催（JACUIE）（於：ベトナム・ハノイ）	9月11日	「国立大学法人法施行規則」改正（2009年10月1日施行）（独立行政法人国立国語研究所に関する省令の廃止）
		9月16日	民主党政権発足
10月2日	「平成22年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」を川端文科大臣へ提出	10月1日	大学共同利用機関法人人間文化研究機構に国立国語研究所を設置
10月7日	第4回理事会開催 ・国立大学附属病院を取り巻く諸問題への提言について意見交換・承認 ・第4期科学技術基本計画に盛り込むべき事項について意見交換・承認 ・2010（平成22）年度大学入試における新型インフルエンザへの対応に係る国公私立大学団体の共同コメントについて意見交換・承認 ・その他、第17回通常総会（10月26日）の議事事項について、理事会として審議・承認		
10月9日	「高等学校実質無償化」に関する関係団体との意見交換会開催		
10月13日	「平成22年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」「国立大学附属病院を取り巻く諸問題への提言」を川端文科大臣ほかへ提出		
10月16日	「平成22年度税制改正に関する要望」を文科省へ提出 「平成22年度大学入試における新型インフルエンザへの対応に係る国公私立大学団体の共同コメント」を公大協、私大連との連名で川端文科大臣へ提出		
10月26日	第17回通常総会開催（於：函館） ・2010（平成22）年度国立大学一般入試に係る特例措置について意見交換・承認 ・国立大学入学者選抜に係る2010（平成22）年度実施日程の変更等について意見交換・承認 ・社団法人国立大学協会会費規程の一部改正について審議・承認 ・新型インフルエンザのアセスメントに関するワーキング・グループの設置報告		
10月29日	大学改革シンポジウム開催（教育費負担の在り方と国立大学の授業料）		
11月26日	「大学界との『対話』と大学予算の『充実』を―平成22年度予算編成に関する緊急アピール―」を文科省政務三役に提出		
11月27日	「大学・学術は、一日にしてならず―国公私立大学に係る平成22年度予算に関する要望―」を公大協、私大連との連名で川端文科大臣へ提出		
12月2日	「国立大学法人に係る平成22年度税制改正に関する重点要望」を民主党幹事長、文科省政務三役へ提出 ドイツ学長会議・ベルリン日独センター、国大協訪問	12月25日	「平成22年度予算政府案」閣議決定（国立大学のための設備費補助金の新設や科研費の大幅増額等）
12月9日	会長、「国立大学附属病院を取り巻く諸問題への提言」を厚生労働大臣へ提出		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
12月11日	第４回臨時総会開催 ・国立大学を取り巻く当面の諸課題について意見交換・決議 ・第２期中期目標期間における学生納付金の在り方について審議・承認		
◆2010（平成22）年			
１月８日	臨時学長等懇談会開催 ・2010（平成22）年度国立大学関係予算案等について対応協議		
２月17日	第５回理事会開催 ・第18回通常総会（３月３日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・役員の選任方法について審議・承認		
３月３日	第18回通常総会開催 ・各支部における会長選出に関する議論について報告 ・会長選出の意向投票について審議・承認。引き続き、投開票・結果報告 ・会長（東京大学長）・副会長の選定結果について報告 ・会長指名理事の選任、監事の選任について審議・承認 ・専務理事・常務理事の選定結果、理事の役割分担等、会長補佐の指名について報告 ・2010（平成22）年度事業計画及び収支予算について審議・承認		
３月17日	新規理事就任予定者研修会を初めて開催		
３月29日	国立大学に関する有識者懇談会を初めて開催		
４月21日	第１回理事会開催 ・経営支援委員会の名称変更について審議・承認 ・総会の報道機関への公開について審議	４月１日	国立大学法人第２期中期目標・中期計画期間の開始（2016年３月31日まで）
５月17日 ～18日	日独学長会議に国立大学21大学が参加（JACUIE）（於：ドイツ・ベルリン）		
５月26日	ドイツ大学学長会議、国大協訪問		
５月28日	第２回理事会開催 ・第19回通常総会（６月28日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・財務・施設への支援事業・機能の維持・確保について審議・承認 ・2011（平成23）年度国立大学関係予算の確保・充実について審議・承認 ・総会の公開について審議・承認		
６月３日	国立大学財務・経営センター事業の廃止に関する意見表明		
６月28日	第19回通常総会開催 ・「理事」の人事交流について審議・承認 ・新法人への移行申請について審議・承認 ・2009（平成21）年度の実績報告・決算報告について審議・承認 ・2012（平成24）年度入学者選抜に関する実施要領等について審議・承認 経営支援委員会から経営委員会へ名称変更 適格性審査会設置		
６月29日	教育・研究委員長、「大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について（要請）」を文科省、経済産業省、外務省、産学連携学会へ提出		
６月30日	「平成23年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」「国立大学財務・経営センター事業の廃止は、国立大学法人の運営に甚大な影響。格		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	別のご配慮を。」を川端文科大臣へ提出 「『理事』の人事交流に関する当面の手続きについて」川端文科大臣へ報告		
7月14日	「平成23年度税制改正に関する要望」を文科省へ提出 「『新成長戦略』の原動力は『強い大学』」について私大連と連名で共同記者会見	7月15日	文科省、「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）」発表
7月16日～29日	「平成23年度概算要求基準について」を川端文科大臣、総理大臣、内閣特命担当大臣、財務大臣ほかへ要望		
8月2日	臨時学長等懇談会開催 ・2011（平成23）年度予算の概算要求組替え基準への対応について対応協議 「平成23年度国立大学関係予算の確保・充実について（緊急要望）」を川端文科大臣ほかへ提出	8月27日	科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会、「大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について（審議経過報告）」取りまとめ
8月26日～27日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）		
		9月29日	会計検査院、「国立大学法人における目的積立金の取扱いについて」文科大臣に意見を表示
10月13日	第4回理事会開催 ・第20回通常総会（11月1日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・認証評価について意見交換	10月6日	根岸英一、鈴木章　ノーベル化学賞
11月1日	第20回通常総会開催（於：高知） ・新法人への移行申請の修正について審議・承認 ・2011（平成23）年度概算要求（要望枠）について審議・承認	11月22日	経済団体と大学関係者による「第1回新卒者等の就職採用活動に関する懇話会」開催
11月4日	「国立大学協会総会決議について」元気な日本復活特別枠に関する評価会議等関係議員へ要望		
11月10日	教育・研究委員長、日本貿易会表明の「新卒者の採用活動の見直しについて」を受けて意見表明		
11月12日	教育・研究委員長、「『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申素案）』に関する意見提出について（回答）」を中教審キャリア教育・職業教育特別部会へ提出		
11月15日	第5回理事会開催 ・2011（平成23）年度概算要求について意見交換		
11月16日	会長、「大学評価・学位授与機構の『認証評価事業』の民間移行について」を文科省高等教育局へ提出 「『元気な日本復活特別枠』要望に関するパブリックコメントへの対応について（会長声明）」を文科省政務三役へ提出		
11月17日～19日	日英学長会議開催（JACUIE）（於：福岡）		
11月18日～25日	「平成23年度税制改正に関する要望について」を国会議員へ提出		
12月8日	臨時学長等懇談会開催 ・2011（平成23）年度予算編成への要望について意見交換 「平成23年度予算に対する緊急声明」を文科省政務三役へ提出	12月1日	科学技術・学術審議会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会、「大学図書館の整備について（審議のまとめ）―変革する大学にあって求められる大学図書館像―」発表
12月17日	大学改革シンポジウム開催（改めて考える国立大学の役割と課題～第1期中期目標・中期計画期間を終えて～）	12月24日	「平成23年度予算政府案」閣議決定（博士課程教育リーディングプログラム、大学の世界展開力強化事業）
12月24日	「平成23年度政府予算案の閣議決定を受けて（会長談話）」公表		
12月27日	会長、「平成23年度政府予算案について」を高木文科大臣に提出		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	会長、「科学研究費補助金の充実について(声明)」を公大協、私大連との連名で総理大臣へ提出		
◆2011（平成23）年			
２月３日	教育・研究委員長、「日本経済団体連合会表明『新卒者の採用選考活動の在り方について』を受けて」意見表明 教育・研究委員長、「経済同友会表明『新卒就職採用活動の適正化に関する意見』を受けて」を経済同友会へ提出		
２月10日	教育・研究委員会、「国立大学における男女共同参画推進に関するアクションプラン」公表		
２月15日	会長、「大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の改訂案について（回答)」を大学評価・学位授与機構へ提出		
２月16日	第６回理事会開催 ・第１期中期目標期間の検証について意見交換・承認 ・「国立大学の機能強化に関する委員会」の設置について審議・承認 ・2011（平成23）年度事業計画及び収支予算について審議・承認 ・国立大学フェスタ2011の実施について審議・承認		
３月２日	第21回通常総会開催 ・2011（平成23）年度事業計画及び収支予算について審議・承認 ・入試問題投稿事件について審議・承認	３月11日 ３月15日	東日本大震災の発生 経団連、「倫理憲章」の大幅改正（広報活動開始時期を明確化）
３月14日	入試委員長、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成23年度大学入学者選抜における対応について」各国立大学へ要請		
３月16日	会長、「災害救援物資の供給について（依頼)」を各国立大学へ発出		
３月23日	教育・研究委員長、「2012年入社対象者の採用広報活動及び採用選考活動等について」経団連ほか４団体へ要望		
３月25日	会長、「東北地方太平洋沖地震による被災大学への支援等について」会員へ依頼		
３月29日、31日	「震災被害に係る要望について（要望)」を民主党文部科学部門座長、文科省高等教育局長へ提出		
４月11日	教育・研究委員長、「被災した大学の学生への就職支援等について（依頼)」を各国立大学へ発出		
４月18日	第１回理事会開催 ・東日本大震災を受け、国立大学として行うべき活動等意見交換・承認 ・一般社団法人国立大学協会の役員選任の手続き審議・承認		
４月20日	会長メッセージ「復興と再生に向けて」を表明（国立大学における震災復興・防災・日本再生に係る教育・研究組織一覧を公表）		
４月21日	「夏期の電力需給調整について（要望)」を国会議員へ提出		
４月30日	東日本大震災に係る、各大学における支援活動状況（第１次）を公表（４月末現在）		
５月18日	第２回理事会開催 ・第１回通常総会（６月22日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・被災大学の2011（平成23）年度会費の特別減額について審議・承認 ・公益目的財産額の確定について審議・承認	５月26日	第１回就職採用情報交換連絡会議開催

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	・役員選任の手続き等について審議・承認		
6月1日	専務理事、NAFSA年次総会（於：カナダ・バンクーバー）に出席し、震災後の日本の大学の復興に向けたメッセージを発信		
6月8日	臨時理事会開催 ・国立大学の機能強化―国民への約束―【中間まとめ】について審議・承認 ・震災復興・日本再生に関するワーキング・グループ設置の承認		
6月22日	第1回通常総会開催 ・各支部における会長選出に関する議論について報告 ・会長選出の意向投票について審議・承認。引き続き、投開票・結果報告 ・会長（東京大学長）・副会長の選定結果について報告 ・会長指名理事の選任、監事の選任について審議・承認 ・理事の役割分担等、会長補佐の指名について報告 ・国立大学の機能強化―国民への約束―【中間まとめ】について審議・承認 ・2010（平成22）年度の実績報告について審議・承認 ・2013（平成25）年度入学者選抜に関する実施要領等について審議・承認 ・東日本大震災からの復興支援と日本再生に向けて意見交換・承認		
6月30日	第1回通常総会において決議した「東日本大震災からの復興と再生に向けて」を髙木文科大臣ほか政務三役に手交		
7月7日	「平成24年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」を国会議員へ提出		
7月20日	第3回理事会開催 ・2012（平成24）年度国立大学関係予算の確保・充実について意見交換 ・震災復興・日本再生支援事業について意見交換、震災復興・日本再生支援事業骨子を了承 ・国立大学の機構強化に向け今後の取組み等について意見交換		
8月1日	「『国立大学リスクマネジメント情報』創刊3周年記念シンポジウム～震災から学ぶリスクマネジメント」開催（有限会社国大協サービスとの共催）	8月25日	今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議、「知の拠点―我が国の未来を拓く国立大学法人等施設の整備充実について」報告
8月～11月	「平成24年度税制改正に関する要望について」を文部科学副大臣ほかへ提出	8月26日	文科省、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」策定
8月18日	「震災復興・日本再生支援事業募集要項」策定		
8月25日～26日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）		
8月30日	東日本大震災に係る、各大学における支援活動状況（第2次）を公表（8月末現在）		
9月22日	会長、中川文科大臣・文部科学副大臣・文科大臣政務官と面談し「平成24年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」を提出		
10月7日	第4回理事会開催 ・第2回通常総会（11月4日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・震災復興・日本再生に関する支援対象事業選定等委員会について審議・承認		
11月4日	第2回通常総会開催（於：津） ・会長指名理事の選任、理事の役割分担について		

月日	国大協の動き	月日	一般事項
	審議・承認 ・機能強化について意見交換 ・2012（平成24）年度概算要求等について意見交換・承認 ・震災復興・日本再生支援事業の実施に伴う2012、2013（平成24、25）年度会費の増額等について審議・承認		
11月10日	「国立大学協会総会における決議について」中川文科大臣ほかへ要望		
11月21日	臨時理事会開催 ・2012（平成24）年度概算要求等について意見交換 ・広報委員会規則の一部改正について審議・承認		
11月29日	「日本再生シンポジウム～国立大学に求められる役割～」開催		
12月５日	臨時学長等懇談会開催 ・2012（平成24）年度予算編成への要望について意見交換 「国家公務員の給与減額支給措置に関連して」中川文科大臣へ要望	12月24日	「平成24年度予算政府案」閣議決定（国立大学改革強化推進事業）
12月～５月	「動物愛護管理法の見直しに関して」国会議員へ要望		
◆2012（平成24）年			
１月10日	臨時学長等懇談会開催 ・2012（平成24）年度政府予算案への対応について意見交換 英国大学協会会長、国大協訪問	１月17日	2012年頃から、アメリカ等でMOOC（Massive Open Online Course）が広がる 国立大学法人等監事協議会、「監事監査に関する参考指針」策定
１月19日～20日	国立大学法人等若手職員勉強会を初めて開催		
２月13日	第５回理事会開催 ・第３回通常総会（３月７日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・国大協の調査研究体制の強化について審議・承認		
３月７日	第３回通常総会開催 ・東日本大震災に係る支援活動等の状況報告及び決意表明「今、改めて復興と再生への貢献を誓う」について意見交換・承認 ・会長指名理事の選任及び専務理事の選定、理事の役割分担について報告 ・2011（平成23）年度予算額の補正、2012（平成24）年度事業計画及び収支予算について審議・承認 ・東京大学の「入学時期の在り方に関する懇談会・中間まとめ」について意見交換 東日本大震災に係る、各大学における支援活動状況（第３次）を公表（２月末現在）	３月	国立大学附属病院長会議、「国立大学附属病院の今後のあるべき姿を求めて～その課題と展望～」発表
４月23日	第１回理事会開催 ・副会長の選定、副会長の順序について審議・承認 ・会長補佐の指名について確認 ・国立大学法人を取り巻く諸課題について意見交換		
５月28日	第２回理事会開催 ・第１回通常総会（６月18日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く諸課題について意見交換		
６月４日	国立大学法人等理事研修会を初めて開催	６月５日	文科省、「大学改革実行プラン」発表（大

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
6月18日	第１回通常総会開催 ・2011（平成23）年度の実績報告について審議・承認 ・公益目的支出計画実施報告書について審議・承認 ・2014（平成26）年度入学者選抜に関する実施要領等について審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く諸課題について意見交換		学改革推進の柱を提示、「ミッションの再定義」開始）
7月２日	「平成25年度税制改正に関する要望」を文科省大臣官房政策課へ提出		
7月11日	会長、「政府調達に関する要望書」を平野文科大臣へ提出		
7月24日、8月８日	「平成25年度税制改正に関する要望書について」を文部科学副大臣、民主党文部科学部門会議へ提出		
7月25日	第３回理事会開催 ・役員体制等検討ワーキング・グループ（仮称）の設置について審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く諸課題について意見交換		
8月６日	「平成25年度国立大学法人運営費交付金の確保について（要望）」を平野文科大臣へ提出	8月	科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会、「大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について（審議のまとめ）」取りまとめ
8月23日～24日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）	8月28日	中教審、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」答申 中教審、「高大接続特別部会」設置
9月19日	経営委員長、「改正労働契約法の適切な対応に向けた支援について（要望）」を平野文科大臣へ提出		
10月12日	第４回理事会開催 ・役員体制の強化について（役員体制等検討ワーキング・グループにおける検討結果について）審議・承認 ・「第２期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に対する意見について審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く諸課題について意見交換	10月８日 10月11日	山中伸弥　ノーベル生理学・医学賞 文科省、「国立大学のミッションの再定義に関する説明会」開催
11月５日	第２回通常総会開催（於：鹿児島） ・役員体制の強化について審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く諸課題について意見交換 ・2013（平成25）年度予算編成に向けての決議（国立大学の機能強化を実現するために！！）について審議・承認 ・国立大学法人運営費交付金の執行抑制に関する声明について審議・承認		
11月７日	「国立大学協会総会における決議について」「国立大学法人運営費交付金の執行抑制に関する声明について」を田中文科大臣へ要望		
11月26日	臨時理事会開催 ・国立大学の機能強化について審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く諸課題について意見交換		
12月18日	大学改革シンポジウム開催（社会の変革のエンジンとなる大学づくり～グローバル化に対応した人材育成～）	12月26日	自公連立政権発足

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
◆2013（平成25）年			
1月22日 ～23日	「平成25年度予算に関する要望について」を下村文科大臣、国会議員へ提出	1月15日	「教育再生実行会議の開催について」閣議決定
2月4日	臨時学長等懇談会開催 ・2012（平成24）年度補正予算、2013（平成25）年度予算、国立大学改革について意見交換		
2月18日	第5回理事会開催 ・第3回通常総会（3月8日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・理事の役割分担の変更について審議・承認 ・異動幹部職員の雇用形態について審議、制度面での対応方法について確認のうえ、総会に諮ることを承認 ・国立大学の機能強化に関する取りまとめのスケジュール等について意見交換 ・国立大学教員の人材流動に関する調査について意見交換		
3月8日	第3回通常総会開催 ・支部推薦理事及び監事の選任等について審議・承認 ・異動幹部職員の雇用形態について審議・承認 ・2013（平成25）年度事業計画及び収支予算について審議・承認 ・役員体制の強化について審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く諸課題について意見交換		
3月11日	小冊子『国立大学の東日本大震災復興支援』を刊行		
3月14日 ～15日	新規理事就任予定者研修会を改め、新規理事・事務局長就任予定者研修会を初めて開催		
		4月19日	総理大臣、経団連・経済同友会・日本商工会議所との会談で「採用広報は大学3年生の3月から、採用選考は4年生の8月から」にそれぞれ後ろ倒しを要請
5月2日	「『国立大学改革』の基本的考え方について―国立大学の自主的・自律的な機能強化を目指して―」を文科省へ提出	5月28日	教育再生実行会議、「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」取りまとめ
5月17日	第2回理事会開催 ・第1回通常総会（6月19日）の議事事項について、理事会として審議・承認 ・役員選任の手続き等について審議・承認 ・国立大学法人を取りまく当面の課題について意見交換		
6月17日 ～18日	「ふくしま再生シンポジウム～震災復興―大学に期待すること～」開催（於：福島）	6月14日	「第2期教育振興基本計画」（国立大学の機能強化に向けた改革の推進）、「日本再興戦略―JAPAN is BACK―」閣議決定
6月19日	第1回通常総会開催 ・各支部における会長選出に関する議論について報告 ・会長選出の意向投票について審議・承認。引き続き、投開票・結果報告 ・会長（京都大学長）・副会長の選考結果について報告 ・会長指名理事の選任、監事の選任について審議・承認 ・専務理事、常務理事の選考結果、理事の役割分担等、会長補佐の指名について報告 ・2012（平成24）年度の実績報告について審議・承認 ・公益目的支出計画実施報告書について審議・承認	6月20日 6月26日	文科省、「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」提示 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）公布（2016年4月1日施行）

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	・2015（平成27）年度入学者選抜に関する実施要領等について審議・承認 会長に松本紘京都大学長が就任 総会で承認された「『日本版NIH』構想に関する声明」を発表		
7月26日	第３回理事会開催 ・2014（平成26）年度予算・税制改正要望について報告 ・各国立大学の機能強化の取組と課題に関する情報収集について報告 ・国立大学法人を取り巻く諸課題（①ガバナンス、②給与削減、③消費税・光熱水料・電子ジャーナル等の諸経費高騰、④年俸制・混合給与、⑤高大接続）などについて意見交換	7月８日	経団連会長、「採用選考活動の開始時期を現大学２年生（2016年卒学生）から、採用広報は大学３年生の３月から、採用選考は４年生の８月からに変更する」と記者会見
7月31日	「平成26年度国立大学法人関係予算に関する要望」「平成26年度税制改正に関する要望」を下村文科大臣ほかへ提出		
8月９日	会長、「研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用の防止に向けて（声明）」を発表 ・昨今の情勢を踏まえ、科学者の行動規範の周知徹底、自律的なチェック機能の強化、不正への厳正な対処を再確認		
8月22日～23日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）		
9月26日	「改正労働契約法に関する要望」を下村文科大臣へ提出 ・教員・研究者等の無期労働契約への転換期間の延長など、大学の特性に即した特例措置を要望 ・翌日９月27日に自民党科学技術・イノベーション戦略調査会でも説明	9月18日 9月27日	文科省、産業競争力会議雇用・人材分科会で年俸制導入等の数値目標を含む国立大学改革の取組を説明。国大協会長が出席 就職問題懇談会、2015年度卒業・修了者からの就職採用活動の変更を踏まえた申合せを策定
10月	広報誌の名称変更（情報誌JANU→広報誌国立大学）	10月11日 10月29日	大学病院を支援する議員連盟設立 文科省、「トビタテ！留学JAPAN」キャンペーンを公表
10月16日	第４回理事会開催 ・国立大学法人を取り巻く諸課題（①研究不正・研究費不正使用、②就職・採用活動、③電子ジャーナルと国際電子取引への課税、④国立大学の機能強化事例集の作成、⑤年俸制・混合給与の在り方など）について意見交換	10月31日	教育再生実行会議、「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」取りまとめ
11月５日	第２回通常総会開催（於：和歌山） ・決議「『日本再興』に貢献する国立大学！！」を審議・承認 ・高大接続改革、研究不正、機能強化の取組事例などについて意見交換	11月26日	文科省、「国立大学改革プラン」策定・提示（改革取組への重点配分の影響額を運営費交付金の３～４割に、年俸制導入・混合給与の促進）
11月７日	「決議『日本再興』に貢献する国立大学！！」を下村文科大臣へ提出		
11月18日	文科省・関係団体とともにグローバル人材育成コミュニティ（トビタテ！留学JAPAN）への参加について呼びかけ		
11月26日	会長、「『国立大学改革プラン』の公表を受けて（声明）」を発表 大学改革シンポジウム開催（国立大学のガバナンス改革）		
11月29日	臨時理事会開催 ・各学長の国立大学改革に向けたメッセージのホームページ掲載などについて報告 ・国立大学法人を取り巻く諸課題（①科研費の確保、②ガバナンス改革）について意見交換 「『大学のガバナンス改革の推進について（素案）』に対する意見」を発表 会長、「科学研究費補助金予算の確保について」		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	緊急声明を発表		
12月６日	臨時学長等懇談会開催 ・国立大学改革プラン、大学のガバナンス改革、高大接続改革などについて意見交換	12月11日	「産業競争力強化法」公布（2013年12月４日成立、2014年１月20日施行。同法第21条により「国立大学法人法」第22条及び第29条を改正、国立大学法人によるベンチャーキャピタルへの出資が可能に）
		12月12日	与党、「平成26年度税制改正大綱」決定（寄附金税制における税額控除対象範囲の在り方が今後の課題に）
		12月13日	「研究開発力強化法」「大学の教員等の任期に関する法律」改正（2013年12月５日成立、同日施行、2014年４月１日一部施行。教員等について、無期労働契約に転換する期間を５年から10年に延長）
		12月24日	「平成26年度予算政府案」閣議決定（給与減額特例の終了による増と復興関連事業の終了による減を考慮しても運営費交付金予算は増、年俸制導入促進費・スーパーグローバル大学創成支援経費の新設、科研費補助金は微減にとどまる）
◆2014（平成26）年			
２月12日	女性技術者のエンパワーメント推進に関するシンポジウム「女性技術者登用による産業競争力強化を目指して」開催（内閣府、男女共同参画推進連携会議、一般社団法人技術同友会との共催）	２月12日	中教審大学分科会、「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」取りまとめ
２月14日	第５回理事会開催 ・国立大学法人を取り巻く諸課題について（①高大接続改革、②研究不正・研究費不正使用問題、③留学生受け入れ等に係る安全保障管理、④大学ポートレート、⑤年俸制導入の在り方）などについて意見交換 ・第３期中期目標期間における運営費交付金の在り方に関する検討WGの設置 ・学術情報ネットワークSINETについて説明、予算の確保について意見交換		
２月～４月	会長、副会長等が各政党のヒアリング（大学のガバナンス改革）へ出席		
３月７日	第３回通常総会開催 ・第３期中期目標期間の運営費交付金等の在り方、SINETの整備などについて意見交換	３月25日	中教審高大接続特別部会、「審議経過報告」取りまとめ
４月24日	第１回理事会開催 ・第３期中期目標期間に向けた課題検討ワーキンググループの設置を承認、第３期中期目標期間に向けて各大学から提出された検討課題について意見交換 ・学校教育法・国立大学法人法の改正案（ガバナンス改革）についての会長コメントの発出について承認 ・フランスの高等教育関係団体との協定締結について意見交換、日本国とフランス共和国の高等教育機関における履修継続のための履修、学位及び単位の相互認証に関する協定について承認	４月１日 ４月25日	消費税５％から８％へ 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」閣議決定
５月５日	国大協とフランス大学長会議（CPU）・フランス技師学校長会議（CDEFI）との間の交流協定に会長が調印（於：フランス・パリ）	５月30日	財政審、「財政健全化に向けた基本的考え方」報告
５月７日	「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について」会長コメントを公表		
５月23日	第２回理事会開催 ・国立大学法人を巡る状況について（①ガバナン		

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	ス改革、②高大接続改革、③大学ポートレート）などについて意見交換		
6月16日	第１回通常総会開催 ・大学ポートレートについて報告、審議 ・高大接続改革について報告、その後意見交換 ・国大協ロゴマークの改定の報告 ・第３期に向けた運営費交付金等の課題などについて意見交換	6月13日	「独立行政法人通則法」改正（2015年４月１日施行。役員の職務及び権限、監事の任期２年から４年へ。再就職の規制、等）
		6月24日	「経済財政運営と改革の基本方針2014」「『日本再興戦略』改訂2014」「科学技術イノベーション総合戦略2014」閣議決定（女性の活躍推進、第３期における運営費交付金・評価の在り方の見直し、年俸制・混合給与の導入、大学病院の別法人化と非営利ホールディングカンパニー型法人制度の検討など）
		6月27日	「学校教育法」「国立大学法人法」改正（2014年６月20日成立、2015年４月１日施行。副学長の職務、教授会の役割の明確化。経営協議会の委員の過半数は学外委員等、ガバナンス改革）
		6月30日	中教審に下村文科大臣が出席し意見交換（教育財政、高等教育の質・量の充実など）
7月17日	第３回理事会開催 ・９月30日に会長が学長を退任することに伴い、10月１日から名古屋大学長（副会長）を会長代行とすることを承認 ・留学生等受入れに係る安全保障上の入口管理等に関するWG（教育・研究委員会WG）要望書の取りまとめについて報告 ・2015（平成27）年度国立大学法人関係予算・税制改正要望について審議・承認 ・公大協・私大連との連名によるSINETの強化と安定運用に必要な予算確保についての要望について審議・承認 ・国立大学法人を巡る状況（①高大接続改革、②ガバナンス改革、③第３期に向けた運営費交付金等の課題）などについて意見交換	7月３日	教育再生実行会議、「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」取りまとめ
		7月24日	文科省、「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」改訂（ミッションの再定義を踏まえて） 文科省、国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議開催 ・下村文科大臣ほかからガバナンス改革、高大接続改革、第３期に向けての運営費交付金・評価の見直し、女性の登用推進などについて説明
7月24日、8月6日	「平成27年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）」「平成27年度税制改正に関する要望」を下村文科大臣ほかへ提出（SINETの強化と安定運用必要な予算確保等）		
7月	『国立大学機能強化事例集』刊行		
8月21日～22日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）	8月26日	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」文科大臣決定
8月22日	副会長（入試委員長）、「今後の国立大学の入学者選抜の改革の方向について」中教審高大接続特別部会（第18回）にて説明	8月29日	文科省高等教育局長・研究振興局長、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について」通知（国立大学の学内諸規則の点検・見直しを要請）
9月22日	教育・研究委員会WG座長、「留学生等受入れに係る安全保障上の入口管理等に関する要望」を文科省、経済産業省へ提出し意見交換。更に10月17日には外務省へ要望書を提出	9月９日	文科省、「『国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点』について」事務連絡（教員養成系・人文社会科学系学部・大学院の廃止、転換）
		9月18日	グローバル人材育成コミュニティ協議会運営幹事会開催 ・国大協から国際交流委員長が出席（会長の代理） ・トビタテ！留学JAPAN　日本代表プログラムの実施計画等を協議
		9月19日	科学研究の健全性向上のための関係者会合

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
			開催 ・学術会議、科学技術振興機構、学振、国大協、私大連が参加 ・国大協からは副会長が出席 ジャパン・ダイバーシティ・ネットワーク（JDN）キックオフ・シンポジウム開催 ・JDNは国大協会長も呼びかけ人になって５月に設立 ・国大協から副会長が参加
10月１日	濵口道成名古屋大学長が会長代行に就任	10月７日	赤崎勇、天野浩　ノーベル物理学賞
10月16日	第４回理事会開催 ・第３期中期目標期間に向けた課題検討WG（座長：東北大学長）、審議経過報告 ・文科省の示した「国立大学法人の組織・業務見直しに関する視点」における人文・社会科学系の廃止・転換の検討要請への対応について意見交換 ・大学ポートレートに係る経費負担、長期的な視点での国立大学のビジョンを提示する必要性などについて意見交換	10月27日	財政審財政制度分科会開催 ・財務省提出資料では運営費交付金の一般経費の３割を改革経費とし、機能強化の方向性に応じた３つの大学群ごとに客観的指標による評価に基づき配分することを提案
10月20日	大学改革シンポジウム開催（大学の入試改革について）		
11月７日	第２回通常総会開催（於：松本） ・次期会長に東北大学長を選出 ・決議「『日本再興』『地域創生』『女性の活躍促進』に貢献する国立大学！」の採択 ・高大接続改革、ガバナンス改革、大学ポートレートなどについて意見交換 会長に里見進東北大学長が就任	11月５日	文科省の第３期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会第１回会合開催 ・副会長が意見提出
11月20日	臨時理事会開催 ・人文社会科学系学部・大学院の意義・役割に関するWG（座長：お茶の水女子大学長）の設置を承認 ・国立大学の将来ビジョンに関するWG（座長：筑波大学長）の設置を承認 ・第３期に向けた運営費交付金の在り方、財政審の見解などについて意見交換	11月19日	自民党行政改革推進本部無駄撲滅プロジェクトチーム、競争的資金に関するルール・書式の早急な統一の必要性を提言
11月～12月	2015（平成27）年度予算・税制改正及び第３期に向けた運営費交付金の在り方について、里見会長ほかが下村文科大臣ほかに対して要望・説明。また、運営費交付金の在り方について経済界・財務省等の関係者に考え方を説明		
12月11日	学術会議、公大協、私大連と共に文科省に於いて記者会見を実施し、「科学研究の健全性向上のための共同声明」を発表（国大協から副会長、学術会議から会長ほかが出席）	12月15日	文科省の大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議、「国立大学法人の組織及び運営に関する制度の概要について」公表
12月16日	会長、「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!（声明）」を公表（国立大学の将来ビジョンと主体的な改革の方向性について基本的な考え方を取りまとめる）	12月17日	産業競争力会議新陳代謝・イノベーションWG開催 ・下村文科大臣が「イノベーションの観点からの大学改革に関する基本的方向性」について説明 ・第３期における国立大学運営費交付金の在り方、特定研究大学、卓越大学院、卓越研究員、研究資金改革など
12月19日	国立大学法人等監事協議会との意見交換会 ・会長・副会長ほかと監事協議会代表世話人会（会長：東京大学監事）が、監事の役割、サポート体制などについて意見交換	12月22日	中教審、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」答申
12月24日	「競争的資金制度に関するルールの統一化について」国会議員へ要望	12月30日	与党、「平成27年度　税制改正大綱」決定（税額控除の導入は前年に引き続き検討課題に）

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
◆2015（平成27）年			
		1月6日 ～	東北大学、山形大学、福島大学、福井大学、奈良教育大学、和歌山大学の経営協議会学外委員が運営費交付金の確保を求める声明を公表。3月5日にはこれらの大学が共同記者会見
		1月14日	「平成27年度予算政府案」閣議決定（5％の学長裁量経費、COC＋）
		1月16日	文科省、「高大接続改革実行プラン」策定
2月13日	第5回理事会開催 ・国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（骨子案素案）について意見交換 ・人文社会科学系の意義・役割に関するWG中間まとめ（骨子案）について意見交換 ・障害者差別解消法の2016（平成28）年4月の施行への対応などについて意見交換		
3月5日	第3回通常総会開催 ・運営費交付金・競争的資金の在り方、男女共同参画の推進、障害者差別解消法への対応などについて意見交換	3月	大学評価・学位授与機構、大学ポートレートによる国公私立大学の情報提供を開始
		3月4日	教育再生実行会議、「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」取りまとめ
3月17日	国大協会員専用ホームページに安全教育に関する教材「大学生のための『安全・安心』の基礎講座」を掲載		
		3月27日	実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議まとめ）」取りまとめ 文科省の卓越研究員制度検討委員会、「卓越研究員制度の在り方について」取りまとめ
		3月31日	「競争的資金における使用ルール等の統一について」の関係府省連絡会申し合わせ
4月1日	国大協ホームページリニューアル		
4月8日	「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（中間まとめ）」会長コメントを公表	4月8日	文科省の第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会、「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（中間まとめ）」公表
4月23日	第1回理事会開催 ・国立大学法人を巡る状況（①将来ビジョン・アクションプラン、②高大接続改革、③卓越研究員制度、④運営費交付金と研究資金改革）などについて意見交換 ・人文社会科学系の意義・役割に関するWGの中間まとめ「人文社会科学系分野の意義と国立大学の果たすべき役割～グローバル化社会におけるイノベーションの創出に向けて～」の報告	4月15日	下村文科大臣、「イノベーションの観点からの国立大学改革について」産業競争力会議で報告
5月14日	第2回理事会開催 ・国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン中間まとめについて意見交換の後、審議・承認 ・ドイツ大学学長会議との協定締結について審議・承認 ・国立大学法人等監事協議会会費の増額に関する要望について審議・了承 ・国立大学法人を巡る状況（①高大接続改革、②卓越研究員制度）などについて意見交換 「日仏間の高等教育協力に関するワークショップ」開催	5月12日	大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会、「『職業実践力育成プログラム』認定制度の創設について（報告）」取りまとめ 自民党教育再生実行本部、「第四次提言」（格差是正、メリハリある予算配分、学士・修士の5年一貫教育プログラム等）
		5月14日	教育再生実行会議、「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）」取りまとめ
5月22日	運営費交付金削減の影響に関する元三重大学長による政策研究所研究報告	5月21日	産業競争力会議新陳代謝・イノベーションWG（第9回）開催 ・文科副大臣が国立大学経営力戦略を説明 ・特定研究大学、卓越大学院、卓越研究員など

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
		5月22日	理工系人材育成産学官円卓会議第1回開催 ・文科省と経産省が共同事務局 ・豊橋技術科学大学長とトヨタ自動車会長が共同座長 ・理工系人材育成行動計画を作成へ
6月15日	第1回通常総会開催 ・里見進東北大学長が会長に再任 ・国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）の承認・公表 ・オーストラリアの大学団体との協定締結について審議・承認 ・国立大学法人等監事協議会会費の増額に関する要望について意見交換の後、審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く当面の課題（高大接続改革）などについて意見交換	6月8日 6月11日	文科省、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」通知（教員養成系・人文社会科学系学部・大学院の廃止、転換） 国立大学振興議員連盟総会（第1回）開催 ・会長は元文科大臣 ・国大協会長が、国立大学法人の現状・取組・課題について説明 ・約30名の国立大学長が出席、以後も毎回会長・副会長をはじめ相当数の学長が出席
6月16日	新任の学長を対象に、国立大学法人新任学長セミナーを初めて開催 国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン中間まとめについて、全国立大学長が小グループに別れて集中的に討議	6月15日 6月16日 6月19日	文科省の運営費交付金検討会、「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について」審議のまとめ 文科省、第3期に向けた「国立大学経営力戦略」を策定・公表 「科学技術イノベーション総合戦略2015」閣議決定
6月26日	国公私の大学3団体（国大協、公大協、私大連）とドイツ大学学長会議の間で学術交流協定を締結	6月24日 6月30日 6月	文科省の競争的研究費改革に関する検討会、「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」公表 「経済財政運営と改革の基本方針2015」「『日本再興戦略』改訂2015」閣議決定（国立大学運営費交付金の重点配分、寄附税制における税額控除導入の検討など） 文科省、「地方創生のための大都市圏への学生集中是正方策について」通知
7月22日	第3回理事会開催 ・2016（平成28）年度国立大学法人関係予算・税制改正要望について承認 ・国立大学協会の会長選考等の在り方に関するWGの設置について承認 ・会費・予算等の在り方に関するWGの設置について承認 ・国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン、各大学長と外部有識者等との対談のホームページ掲載などについて意見交換	7月2日 7月8日 7月23日	国立大学振興議員連盟総会（第2回）開催 ・国大協副会長が、国立大学法人の将来ビジョンに関するアクションプランについて説明 教育再生実行会議、「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」取りまとめ 学術会議幹事会、「これからの大学のあり方―特に教員養成・人文社会科学系のあり方―に関する議論に寄せて」声明を発表
8月3日 8月 ～10月 8月20日 ～21日	会長・副会長、「公益社団法人経済同友会教育改革委員会との意見交換」に出席 「予算・税制改正の要望書」を下村文科大臣、馳文科大臣ほかへ提出 国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）	8月5日 8月6日	国立大学振興議員連盟総会（第3回） ・「平成28年度予算及び税制における国立大学法人関係予算の確保及び税制改正に関する決議」 理工系人材育成に関する産学官円卓会議開催 ・トヨタ自動車会長、コマツ会長、東芝常任顧問から、理工系学位取得者の増、民間企業から大学への研究開発投資と共同研究の増、企業・大学間のミスマッチの解消などについてプレゼン
9月3日 9月9日 ～11日	オーストラリアの大学団体（Universities Australia：UA）との協定締結（日豪政府間ハイレベル対話の機会に副会長がキャンベラで調印） UMAP（アジア太平洋大学交流機構）国際理事会出席（於：台湾） ・2011～15年は台湾が国際事務局を務めていたが、2016～20年は日本（東洋大学）が務めることを了承	9月4日 9月9日 9月11日	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）公布・施行（2015年8月28日成立。一般事業主行動計画の策定については、2016年4月1日施行） 経団連、「国立大学改革に関する考え方」発表（人文社会科学系の重要性） 下村文科大臣、記者会見で「誤解を与える表現だった」と発言（人文社会科学系廃止・

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
9月14日	「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」公表		転換）
		9月15日	中教審大学分科会、「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した『知のプロフェッショナル』の育成～（審議まとめ）」取りまとめ
			文科省の高大接続システム改革会議、「中間まとめ」公表
		9月17日	国立大学振興議員連盟総会（第４回）開催 ・国大協会長と副会長が、国立大学の将来ビジョンに関するアクションプランについて説明
		9月18日	文科省高等教育局、「新時代を見据えた国立大学改革」公表（６月８日の通知の趣旨を説明）
10月21日	第４回理事会開催 ・国立大学の将来ビジョンのアクションプランの実現に向けた今後の進め方について意見交換 ・国立大学法人制度に関する規制緩和方策について意見交換 ・国立大学法人を巡る状況（高大接続改革）などについて意見交換	10月～	マイナンバー通知開始（制度開始は2016年１月）
		10月５日	大村智　ノーベル生理学・医学賞
		10月６日	梶田隆章　ノーベル物理学賞
		10月15日	学術会議幹事会、「人文・社会科学系のあり方に関する声明への賛同・支援への謝意と大学改革のための国民的合意形成に向けての提案」発表
10月22日	会長、経団連会長と懇談（国大協のアクションプラン等を説明）	10月20日	文科省、「各国立大学法人・各大学共同利用機関法人の第３期中期目標・中期計画の素案」公表
10月23日	大学改革シンポジウム開催（女性の活躍促進）		
10月27日	「財政制度等審議会における財務省提案に関する声明」公表（以後各方面に対して声明の趣旨を説明）	10月26日	財政審財政制度分科会開催 ・財務省提案（国立大学の運営費交付金を2016年度から毎年１％減額し、その減額分に見合う自己収入を毎年1.6％増やすことを提案）
10月30日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」への対応のひな型を各大学へ送付（2016年４月１日施行への対応）		
		10月28日	中教審、「教職員定数に係る緊急提言」「高等教育予算の充実・確保に係る緊急提言」公表
11月～	各国立大学長と外部有識者との対談をホームページに掲載開始 各国立大学の経営協議会学外委員や各地域の経済団体による運営費交付金確保に関する声明 ・各大学の経営協議会学外委員による「国立大学に対する予算の充実を求める声明（第３期中期目標期間に向けて）」をホームページに掲載	11月４日	就職問題懇談会（座長：立教大学長）、要請文を経団連と日商に手交（経団連の就職・採用活動時期の来年度からの前倒しを求める動きに対し、早急な日程変更は避けるべき） 経済財政諮問会議開催 ・馳文科大臣が運営費交付金の安定的確保と大学の自助努力の相互作用による機能強化と経済再生への貢献を図るべきとの意見を表明
11月２日	第２回通常総会開催（於：盛岡） ・決議「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」を採択 ・国立大学の将来ビジョンのアクションプランの実現に向けた今後の進め方について意見交換 ・財政審における財務省提案への対応などについて意見交換	11月４日～５日	自民党・公明党文部科学部会、2016年度文部科学省予算に関する決議（運営費交付金充実等）
		11月６日	文科省の国立大学評価委員会、所見「国立大学法人等の第３期中期目標期間の開始に向けて」を表明し、運営費交付金の確保、充実が必要不可欠であると指摘
11月16日	副会長、全国知事会長（京都府知事）と懇談 ・運営費交付金確保の重要性等を説明。以後、各方面へ説明		
11月18日	国立大学に関する有識者懇談会開催 ・前福岡県知事、早稲田大学長、読売新聞論説委員、産業技術総合研究所理事長に国大協のアクションプラン等を説明し意見交換 臨時理事会開催 ・国立大学法人を巡る状況（①運営費交付金の確保、②高大接続改革、③第５期科学技術基本計画）などについて意見交換 「国家予算における国公私立大学の基盤的経費拡充に関する要望書」を国公私立大学３団体（国大		学術研究懇談会（RU11）、「自由な発想に基づく独創性豊かで多様な研究を継続的に支援することの重要性について」提言
		11月24日	財政審、「平成28年度予算の編成等に関する建議」公表（元の財務省提案からトーンダウン）
		11月27日	全国知事会、「地方創生実現のための緊急決議」決定（地方大学の機能強化を含めて要請）
		11月30日	科学技術・学術審議会学術分科会長、「学

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	協、公大協、私大連）会長の連名で、馳文科大臣、財務大臣へ提出		術研究の持続的発展と卓越した成果創出のために（声明）―ノーベル賞連続受賞を祝して―」公表
11月26日 〜 12月４日	UAとの協定に基づき、国立大学若手職員をオーストラリアの大学に短期研修派遣 ・以後毎年、日豪間で交互に大学職員の短期派遣・受入を実施		
12月21日	「高大接続システム改革会議『最終報告』に向けて」提言を公表（高大接続システム改革会議「中間まとめ」に対し、「最終報告」に向けた提言）	12月７日	国立大学振興議員連盟総会（第５回）開催 ・「国立大学法人運営費交付金の拡充に関する決議」決定、財務省へ提出
		12月14日	知事会はじめ地方６団体、国と地方の協議の場で運営費交付金拡充要望
		12月21日	中教審、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」答申（大学等と教育委員会の連携など）
		12月24日	「平成28年度予算政府案」閣議決定 ・運営費交付金前年同額、３つの重点支援の枠組み 「平成28年度税制改正の大綱」閣議決定（国立大学に対する修学支援目的の個人寄附への税額控除導入）
		12月28日	文科省のイノベーション実現のための財源多様化検討会、「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」報告
◆2016（平成28）年			
１月７日	新春緊急学術フォーラム「少子化・国際化の中の大学改革」開催（学術会議主催、私大連との共催）（国公私立大学、政府、産業界、メディアなどの有識者による幅広い議論を行う試み）	１月13日	文科省の特定研究大学（仮称）制度検討のための有識者会議、「審議まとめ」公表（指定国立大学制度の創設を目指して）
１月18日	「国立大学における男女共同参画推進について―アクションプラン（2016年度〜2020年度）―」策定・公表	１月21日	「国立研究開発法人協議会」設立（会長は理研理事長）
１月22日	臨時総会開催 ・2016（平成28）年度からの会費額の見直しについて審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く諸課題（①高大接続改革、②指定国立大学、③税制改正に対応した寄附募集の強化）などについて意見交換	１月22日	「第５期科学技術基本計画」閣議決定
２月12日	第５回理事会開催 ・国立大学法人を巡る状況（①国大協将来ビジョン・アクションプランのフォローアップ、②高大接続改革、③男女参画アクションプラン2016-2020、④国立大学総体としての国際協力支援体制、⑤国立大学附属病院長会議との連携、⑥政策研究所の機能強化）などについて意見交換	２月16日	経団連、「産学官連携による共同研究の強化に向けて〜イノベーションを担う大学・研究開発法人への期待〜」公表
		２月26日	「国立大学法人法の一部を改正する法律案」閣議決定（指定国立大学法人制度）
３月16日	第３回通常総会開催 ・国立大学法人を巡る状況（①高大接続改革、②男女共同参画推進、③国際協力体制）などについて意見交換	３月９日	文科省、「平成28年度における国立大学法人運営費交付金の重点支援の評価結果について」公表（平成28年度運営費交付金の重点支援にかかる評価結果と配分を公表）
		３月28日	経済同友会、「『新卒・既卒ワンプール/通年採用』の定着に向けて」提言
		３月29日	文科省、「第４次国立大学法人等施設整備５か年計画」公表（2016〜2020年度）
		３月30日	中教審実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会、「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について」審議経過報告

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
		3月31日	文科省の所得連動返還型奨学金制度有識者会議、「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について（第一次まとめ）」取りまとめ 文科省の高大接続システム改革会議、「最終報告」取りまとめ
4月1日	会長、「高大接続システム改革会議『最終報告』を受けて」声明	4月1日	国立大学法人第3期中期目標・中期計画期間の開始（2022年3月31日まで）
4月22日	第1回理事会開催 ・高等教育における国立大学の将来像に関するWG（座長：筑波大学長）及び国立大学法人のガバナンスに関する調査研究WG（座長：豊橋技術科学大学長）の設置について承認 ・大学共同利用機関の代表として高エネルギー加速器研究機構長を会長補佐に指名 ・国立大学法人を巡る状況（①熊本地震への対応、②病院のガバナンスに関する国立大学附属病院長会議との連携、③国立大学の将来像の在り方、④台湾大学団体との協定締結）などについて意見交換		独立行政法人「大学評価･学位授与機構」が「国立大学財務・経営センター」と統合し、「大学改革支援・学位授与機構」となる
		4月4日	自民党教育再生実行本部、「第六次提言」（給付型奨学金創設、専門職大学院の充実）
		4月12日	未来投資に向けた官民対話開催 ・経団連会長が企業から大学等への投資を10年間に3倍にすることを提案
		4月14日	熊本地震の発生
	会長、熊本地震を受け、「2017年入社対象者の採用広報活動及び採用選考活動等への配慮について」経団連ほか3団体へ要請文を提出	4月15日	文科省の卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議、「『卓越大学院（仮称）』構想に関する基本的な考え方について」取りまとめ
		4月19日	元財務大臣と有馬元文部大臣、科学技術予算の抜本的拡充を総理大臣に要請（国大協会長ほかが同行） 産業競争力会議開催 ・馳文科大臣、「第4次産業革命に向けた人材育成総合イニシアチブ」説明（高等教育における数理・情報教育の強化を提案）
		4月26日	自民党科学技術・イノベーション戦略調査会、「科学技術予算の抜本的拡充を求める決議」決定
5月11日～13日	「台日大学学長フォーラム」開催（於：台湾・国立成功大学） ・JACUIEが台湾高等教育国際合作基金会（FICHET）と共催、両者の間で交流協定を調印	5月9日	国立大学振興議員連盟総会（第6回）開催 ・国大協会長・副会長が2017（平成29）年度予算の要望事項を説明 ・公立大学も含めて振興を図るために「国公立大学振興議員連盟」とすることを決定
5月18日	第2回理事会開催 ・2017（平成29）年度概算要求に向けての基本的な考え方、第5期科学技術基本計画などについて意見交換	5月18日	「国立大学法人法」改正（2016年5月12日成立、2017年4月1日施行。指定国立大学法人関係）
		5月20日	教育再生実行会議、「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）」取りまとめ（奨学金の拡充）
		5月24日	「科学技術総合イノベーション戦略2016」閣議決定
		5月30日	中教審、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」答申
6月	「国立大学の改革―第3期中期目標期間を迎えて―」刊行	6月2日	「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」「日本再興戦略2016―第4次産業革命に向けて―」「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・大学間連携・学部等の再編統合の促進、民間資金導入の促進、奨学金の拡充、年俸制と流動性の拡大、運営費交付金の重点配分の拡大など
6月～7月	ホームページに国立大学への寄附に関するバナーと各大学の寄附募集ページへのリンクを掲載		
6月3日	従来実施していた「理事研修会」を「国立大学法人等担当理事連絡会議」として所管業務の担当理事が情報共有・意見交換を行う場に改め、「国立大学の財政基盤の強化方策について」をテーマとして初めて開催（以後、毎年1-2テーマを選んで開催）		
		6月17日	国立大学附属病院長会議、「国立大学附属

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
6月8日	第1回通常総会開催 ・国立大学法人を巡る状況（①熊本地震の被災大学への支援、②高大接続改革、③大学及び附属病院のガバナンス）などについて意見交換		病院の将来像～現状と展望～『グランドデザイン2016』」発表（ガバナンスの強化等についての提言）
6月13日	会長・副会長等とマスメディアの論説委員等との懇談会を初めて開催（以後、毎年開催）		
6月28日～29日	「日独共同学長シンポジウム」開催（於：ドイツ・ベルリン、ドイツ学長会議との共催） ・日本側はJACUIEとし国公私立大学が参加、次の日仏シンポジウムも同様		
6月30日～7月1日	「日仏協定フォローアップミーティング」及び「日仏高等教育改革シンポジウム」開催（於：フランス・パリ、フランスの2大学団体との共催）	7月27日	第1回イノベーション促進産学官対話会議開催 ・東京大学長とトヨタ自動車会長が共同議長、東北大学長とKDDI会長が共同議長代理 ・日本再興戦略2016を受けて文科省と経産省が共同事務局となって開催
7月7日	第3回理事会開催 ・2017（平成29）年度国立大学法人関係予算・税制改正要望の承認 ・国立大学法人を巡る状況（①国立大学に係る制度・規制の見直しの必要性、②会長選考等の在り方に関するWGの中間報告）などについて意見交換	7月28日～29日	全国知事会において、「地方創生の本格実現のための特別決議～一億総活躍社会は地方創生から～」決定（国立大学の運営費交付金等の充実など）
8月～9月	予算・税制改正の要望書を松野文科大臣ほか政府、国会議員、経済団体、全国知事会などの各方面へ提出・説明	8月2日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議、「理工系人材育成に関する産学官行動計画」策定
8月19日	入試委員長、「大学入学希望者学力評価テストの実施時期等に関する論点整理～とくに国語系記述試験の取扱いについて～」公表		文科省の大学スポーツの振興に関する検討会議、中間とりまとめ公表
8月25日～26日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）	8月30日	国公立大学振興議員連盟総会（第7回）開催 ・「平成29年度予算における国立大学法人関係予算の拡充に関する決議」
		8月31日	文科省、「高大接続改革の進捗状況について」公表（記述式問題導入の3つの案など）
9月13日	全国国立大学等の広報担当者向けに、国立大学法人等広報担当者連絡会（広報勉強会）を初めて開催	9月21日	文科省の所得連動返還型奨学金制度有識者会議、「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について（審議まとめ）」取りまとめ
9月23日	UMAP25周年記念シンポジウム（副会長、国際交流委員会専門委員が出席）		
10月13日	第4回理事会開催 ・英国大学協会との協定締結などについて報告 ・国大協の会長選考等の在り方について検討状況報告、意見交換 ・国立大学法人を巡る状況（①高大接続改革（記述式試験導入）への対応、②就職・採用活動、情報化に対応した著作権制度見直しの動向、③寄附税制における税額控除制度導入への対応）などについて意見交換	10月3日	大隅良典　ノーベル生理学・医学賞
10月24日	大学改革シンポジウム開催（日本の教育改革における国立大学の役割）		
10月28日	英国大学協会（UUK）会長による講演会の開催及び国大協とUUKの間の交流協定の締結		
11月4日	第2回通常総会開催（於：小樽） ・決議「国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために」を採択	11月4日	財政審財政制度分科会開催 ・財務省提出資料（文教・科学技術）に基づき審議
	総会に引き続き行われた文科省との意見交換会において、高大接続改革における新テストへの記述式試験導入の在り方について意見交換	11月9日	国公立大学振興議員連盟総会（第8回）開催 ・「平成29年度予算における国公立大学関係予算の拡充に関する決議」決定、財務省へ提出
11月9日	会長、財政審財政制度分科会における見解に対して声明を公表		
		11月10日	行政改革推進会議、2016（平成28）年秋の

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
		～12日	年次公開検証（「秋のレビュー」） ・国立大学改革に対する補助金（国立大学改革強化推進事業、国立大学改革基盤強化促進事業）
		11月17日	科学技術・学術審議会学術分科会長、「学術研究の持続的発展と卓越した成果の創出のために（声明）―ノーベル賞連続受賞を祝して―」発表
		11月24日	科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会のヒアリング ・教育・研究委員会委員（滋賀大学長）が、今後の共同利用・共同研究体制の在り方について国大協としての意見を表明
		11月28日	全国知事会議、「地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議」決定（東京23区における大学・学部新増設等の抑制）
		11月30日	イノベーション促進産学官対話会議、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」策定
12月８日	臨時理事会開催 ・「大学入学者選抜試験における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」承認、文科省へ提出 ・「教育の情報化の推進における要望」（著作権関係）承認、12月９日に文化庁に提出 ・「安全保障貿易管理に関する国立大学協会としての考え方」承認、その後12月20日の経産省産構審安全保障貿易管理小委員会において委員である東京工業大学長から提出 理事会終了後、「大学入学者選抜試験における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」について、会長・副会長・入試委員長が記者会見	12月21日	経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ〈最終報告〉～経済社会・イノベーションの活性化に向けて～」公表 ・大学への評価性資産寄附に関する税制優遇措置など
		12月22日	「平成29年度予算政府案」閣議決定 ・機能強化促進費補助金と合わせて運営費交付金等が25億円増 ・給付型奨学金（国立大学は授業料減免との関係を要調整） 「平成29年度税制改正の大綱」閣議決定（オープンイノベーション型の共同研究について改善）
◆2017（平成29）年			
１月25日	第３回通常総会開催 ・高等教育における国立大学の将来像に関する検討状況報告、国立大学の将来像について意見交換 ・産学官連携による共同研究の推進などについて意見交換	１月23日	経産省の産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会、中間報告
２月８日	経団連教育問題委員会企画部会への出席（専務理事が出席して意見交換）	２月４日	学術会議、学術フォーラム「安全保障と学術の関係：日本学術会議の立場」開催
２月17日	第５回理事会開催 ・会長選考等の在り方に関するWG検討結果に基づく国大協定款等の一部改正の承認 ・本格的な産学官連携による共同研究推進に関するWG設置の承認 ・監事協議会からの監査体制充実の要望	２月24日	文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会、中間まとめ
３月15日	第４回通常総会開催 ・会長選考等の在り方に関するWGの検討結果に基づく国立大学協会定款等の一部改正の承認 ・高等教育における国立大学の将来像に関する検討状況報告 ・高大接続改革、国大協の国際交流活動推進の在り方などについて意見交換	３月１日	学術会議、「学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える」開催（国大協後援） スポーツ審議会、「第２期スポーツ基本計画について」答申（大学スポーツ統括部局の設置、スポーツアドミニストレーターの配置、日本版NCAAなど）
		３月３日	「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」閣議決定（「みなし輸出」規制の強化は含まれず）

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
		3月6日	松野文科大臣、「我が国の高等教育に関する将来構想について」中教審に諮問
		3月24日	学術会議、「軍事的安全保障研究に関する声明」発表
		3月30日	文科省の再就職等問題調査班、「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」取りまとめ
4月～ 5月ごろ	知事会、市長会、町村長会等へ地方国立大学の意義について説明（地方大学会議の動向への対応）	4月10日	自民党スポーツ立国調査会、「大学スポーツ（日本版NCAA）シンポジウム」開催
4月27日	第1回理事会開催 ・「高等教育における国立大学の将来像（中間まとめ）（案）」について説明、意見交換 ・「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」について報告、対応について意見交換 ・国大協の支部の活性化について報告 ・教育・研究委員会の下に「教員の養成及び研修に果たす国立大学の使命とその将来設計を検討するWG」を設置することについて意見交換、承認 ・事業実施委員会の下に「国立大学法人のトップマネジメント人材育成に関するWG」設置報告	4月12日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議、「人材需給ワーキンググループ取りまとめ」策定（国公私立大学の学部長等による大学協議体の設立と産学協働による教育プログラムの構築・実施など）
		4月14日	文科省、「国立大学法人の業務運営に関するFAQ」公表
		4月18日	「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」開催（検討の方向案、地方大学の統廃合）
		4月24日	文科省の基礎科学力の強化に関するタスクフォース、「基礎科学力の強化に向けて―『三つの危機』を乗り越え、科学を文化に―（議論のまとめ）」取りまとめ
		4月25日	経済財政諮問会議開催 ・松野文科大臣、高等教育の一体改革について説明（国公私立の枠を超えた経営統合や再編）
		4月27日	国公立大学振興議員連盟総会（第9回）開催 ・国大協会長が、国立大学の実績や取り組んでいる様々な改革、2018（平成30）年度予算及び税制改正の要望について説明
5月25日	第2回理事会開催 ・「国立大学のガバナンス改革の強化に向けて（提言）」について審議・承認 ・「平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―（暫定案）」について説明、意見交換（英語4技能評価の扱い等は保留） ・「高等教育における国立大学の将来像（中間まとめ）（案）」について説明、意見交換 ・「国大協の政策研究及び調査機能の在り方に関する報告書」及びそれに基づく関連規程の整備などについて意見交換	5月12日	未来投資会議開催 ・松野文科大臣、第4次産業革命に向けた「人材力」強化のための工学教育改革等について説明
		5月16日	文科省、「高大接続改革の進捗状況について」（改訂版）公表（記述式問題の導入方法、英語4技能評価についてはA案・B案の併記）
		5月18日	自民党教育再生実行本部、「第八次提言」（恒久的な教育財源確保のために税制改正や日本型HECSの導入を検討、専門職大学の実現など）
		5月22日	地方大学の振興と若者雇用等に関する有識者会議、「地方創生に資する大学改革に向けた中間報告」公表
		5月24日	「外国為替及び外国貿易法」（外為法）改正（2017年10月1日施行）
		5月25日	財政審、「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」公表（地域ぐるみの大学再編や教育のアウトカム指標に基づく傾斜配分の強化）
		5月31日	国と地方の協議の場開催（地方創生、地方分権改革の推進）
6月14日	第1回通常総会開催 ・京都大学長を会長に選任 ・「高等教育における国立大学の将来像（中間まとめ）」を決定、公表 ・「国立大学のガバナンス改革の強化に向けて（提	6月2日	第30回総合科学技術・イノベーション会議開催（研究開発力強化法の改正など） 「科学技術イノベーション総合戦略2017」閣議決定（評価性資産を寄附しやすい制度）
		6月9日	「経済財政運営と改革の基本方針2017」「未

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	言)」を決定、公表 ・「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見を決定、公表 ・「平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」（暫定版）を審議（英語４技能評価の扱い等はペンディングとし引き続き検討） ・「国大協の政策研究及び調査機能の在り方に関する報告書」に基づく関連規程等の整備を審議・承認 会長に山極壽一京都大学長が就任		来投資戦略2017」「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」閣議決定
		６月27日	文科省の大学における工学系教育の在り方に関する検討委員会、「大学における工学系教育の在り方について（中間まとめ）」取りまとめ 学術会議の学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会、「国立大学の教育研究改革と国の支援―学術振興の基盤形成の観点から―」提言
７月７日	第３回理事会開催 ・2018（平成30）年度国立大学法人関係予算・税制改正要望について審議、承認 ・高大接続改革の進捗状況について報告 ・国立大学法人を巡る状況（①働き方改革、②アカデミックハラスメント対応）などについて意見交換	７月４日	自民党科学技術・イノベーション戦略調査会科学技術イノベーション活性化小委員会開催 ・研究開発力強化法改正に向けたヒアリング ・国大協副会長が意見書を提出・説明
７月10日	会長、「『大学入学共通テスト実施方針』（案）に関するコメント」公表	７月10日	文科省の「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」検討・準備グループ、「大学入学共通テスト実施方針案」審議・了承
７月15日～16日	第３回日本・南アフリカ大学フォーラム（SAJUフォーラム）出席 ・新潟大学長が出席、開会挨拶	７月13日	文科省、「大学入学共通テスト実施方針」正式公表（2021（平成33）年度大学入学者選抜実施要領の見直しに係る予告）
７月	各大学のハラスメント相談窓口一覧を掲載	７月27日～28日	全国知事会議、「地方の未来を担う人材育成に向けた地方大学の振興と東京における大学の新増設・定員増の抑制等に関する特別決議」決定など
		７月28日	中教審大学分科会将来構想部会開催 ・国公私立大学団体からヒアリング ・国大協からは副会長が将来像中間まとめについて説明
８月～９月	予算・税制改正要望を林文科大臣ほか政府、国会議員、経済団体、全国知事会などの各方面へ提出・説明	８月９日	国公立大学振興議員連盟総会（第10回）開催 ・国大協会長が、2018（平成30）年度予算及び税制改正の要望事項等について説明 ・「平成30年度予算における国公立大学関係予算の拡充及び税制改正に関する決議」
８月24日～25日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）		
		８月25日	学術会議、学術フォーラム「今後の我が国の大学のあり方を考える」開催
		８月29日	文科省の国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」報告
		９月８日	「専門職大学設置基準」「専門職短期大学設置基準」公布（2019年４月１日施行）
10月12日	第４回理事会開催 ・「人生100年時代構想会議」「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」について報告 ・「平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―（案）」について意見交換 ・アメリカ教育協議会（ACE）との交流協定の締結について意見交換、承認 ・東南アジア教育大臣機構高等教育開発地域センター（SEAMEO-RIHED）との交流協定の締結ついて意見交換、承認	10月２日	学術会議、会長に京都大学長を選出
		10月31日	財政審財政制度分科会開催 ・財務省提出資料（文教・科学技術）に基づき審議（高等教育無償化の問題点、若手活用についての国立大学の人事マネジメントの問題、財源多様化の必要性など）
11月８日	経団連教育問題委員会企画部会出席 ・専務理事が出席し、高等教育における国立大学	11月７日	自民党教育再生実行本部、日本版HECSの提案

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	の将来像及び産業界に期待することについて説明・意見交換	11月14日～16日	行政改革推進本部、2017（平成29）年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」） ・国立大学若手人材支援事業の廃止の結論
11月10日	第２回通常総会開催（於：広島） ・「2020（平成32）年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」を決定、会長談話と併せて公表 ・「人生100年時代構想会議」「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」について報告、意見交換 ・国立大学法人を巡る状況（①地方大学振興、②国立大学の将来像）などについて意見交換	11月15日	国公立大学振興議員連盟総会（第11回）開催 ・国大協会長が、予算要望事項及び国立大学における産学連携・リカレント教育・ガバナンスの取組み状況について説明 ・「平成30年度予算及び平成29年度補正予算における国公立大学法人関係予算の拡充に関する決議」決定、財務省へ提出
11月17日	大学改革シンポジウム開催（社会で活躍する人材育成（国立大学と社会をつなぐ）） 11月21日 経済同友会教育改革委員会正副委員長会議出席 ・会長、副会長ほかが出席し、高等教育における国立大学の将来像等について説明・意見交換	11月17日 11月24日	未来投資会議開催 ・林文科大臣、経営的視点に基づく大学運営の推進について説明 自民党、「人生100年時代戦略本部による提言」、公明党、「人生100年時代構想本部による提言」をそれぞれ総理大臣へ提出（高等教育の無償化等）
12月７日	入試委員会開催 ・委員長等が全国高等学校長会と意見交換を行った上で、ガイドライン策定に向けた審議 第５回理事会開催 ・経営力の強化に関し人事給与マネジメント改革及びガバナンス制度改革についてのWGの設置について意見交換 ・秋の行政事業レビュー関係について報告 ・高大接続システム改革などについて報告、意見交換	12月８日 12月19日 12月22日	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定（高等教育の無償化） 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議、「地方における若者の修学・就業の促進に向けて―地方創生に資する大学改革―」最終報告 人生100年時代構想会議、中間報告 「平成30年度予算政府案」閣議決定（運営費交付金前年同額、若手人材支援事業廃止、内閣府の地方大学・地域産業創生交付金、評価性資産寄附にかかる税制改正）
12月22日	会長、「平成30年度国立大学関係予算及び税制改正等について」コメント（特に国立大学若手人材支援事業の廃止について）	12月28日	中教審大学分科会将来構想部会、「今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理」取りまとめ
◆2018（平成30）年			
１月26日	第３回通常総会開催 ・「高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）」を決定、公表 ・入試ミスへの対応と情報開示などについて報告 ・国立大学法人を取り巻く諸課題（①国立大学の経営力強化、②高等教育無償化における大学・学生の要件）などについて意見交換		
２月９日	第６回理事会開催 ・「英語認定試験及び大学入学共通テストの記述式問題の活用に関するガイドライン（案）」について意見交換 ・「教員の養成及び研修に果たす国立大学の使命とその将来設計を検討するWG議論のまとめ（案）」について意見交換 ・高等教育の無償化に伴う課題、統合イノベーション戦略などについて意見交換 東南アジア教育大臣機構高等教育開発地域センター（SEAMEO-RIHED）との交流覚書（MOU）調印	２月１日 ２月８日	未来投資会議開催 ・林文科大臣、大学の「経営力」の飛躍的強化を促す改革の連鎖について説明（人事給与マネジメント改革、外部理事の登用、大学ガバナンスコード、国立大学改革方針などの道筋を提示） 人生100年時代構想会議開催 ・林文科大臣、「今後の高等教育の将来像について」資料提出、説明
３月８日	第４回通常総会開催 ・「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン（案）」について、３月末の大学入試センターによる認定状況や試行調査結果の公表を確認の上決定することを承認 ・「教員の養成及び研修に果たす国立大学の使命	３月１日 ３月26日	総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の有識者議員に名古屋大学長（副会長）が就任 大学入試センター、「大学入学共通テストの導入に向けた試行調査（プレテスト）（平成29年11月実施分）の結果報告」「『大学入試英語成績提供システム』の参加要件確認

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	とその将来設計の方向性（WG報告書）」について一部修正の上承認 ・高等教育無償化（負担軽減）について会長声明を発することを承認、公表		結果について」公表 文科省、「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」公表
3月10日	アメリカ教育協議会（ACE）とJACUIEとのラウンド・テーブル開催(於：アメリカ・ワシントン) ・国私立大学代表が参加 ・国大協とACEとの交流協定を締結		
3月14日	「UUK国際高等教育フォーラム2018」参加（副会長が講演）（於：英国・ノッティンガム）		
3月30日	「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」最終決定・公表		
4月20日	第１回理事会開催 ・大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等（たたき台）について意見交換 ・国立大学の入学者選抜についての2020年度実施要領（案）等について審議・承認 ・国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の在り方について意見交換 ・国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革の在り方について意見交換 ・イノベーション戦略調整会議、中教審大学分科会・将来構想部会の審議状況の報告 ・その他、高大接続改革、外部理事の在り方などについて意見交換	4月17日 4月23日 4月25日	財政審財政制度分科会開催 ・運営費交付金の評価に基づく配分の拡大、セグメント別の管理、教員の業績評価、マネジメント機能の発揮など 文科省、「研究力向上改革2019」公表 私大連、「未来を先導する私立大学の将来像」提言
4月26日～27日	日独共同学長シンポジウム開催（JACUIE、ドイツ大学学長会議（HRK）、ベルリン日独センター（JDZB）との共催） ・テーマは教育・研究・イノベーションにおける大学・社会・企業・産業界の協働 ・国公私立大学が参加		
5月22日	第２回理事会開催 ・大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等（案）について意見交換 ・これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備について意見交換 ・国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメントとそれに資する法・制度改正の在り方（論点整理）（案）について意見交換 ・国立大学の機能強化を促進する組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正の在り方（論点整理）（案）、外部理事の役割などについて意見交換	5月17日 5月22日 5月25日	自民党教育再生実行本部、「第十次提言」（国立大学の規模） 国公立大学振興議員連盟総会（第12回）開催 ・国大協会長が、国立大学の研究力の現状及びそれを踏まえた2019（平成31）年度の予算及び税制改正要望事項について説明 ・国大協副会長が、国立大学の改革の方向性について、ガバナンス改革、人事給与マネジメント改革の取り組み状況について説明 「著作権法」改正（2019年１月１日施行。教育の情報化推進）
6月7日	日台大学学長フォーラム開催（JACUIE、台湾の高等教育国際合作基金会（FICHET）共催）（於：広島） ・国公私立大学が参加	6月1日	「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」公布（原則公布日施行。地方大学・地域産業創生交付金）
6月12日	第１回通常総会開催 ・大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等を決定、公表 ・これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）を決定 ・「国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正等の在り方	6月13日 6月14日 6月15日	人生100年時代構想会議、「人づくり革命基本構想」取りまとめ（リカレント教育） 文科省の高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議、「高等教育の負担軽減の具体的方策について」報告 「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」「未来投資戦略2018―『Society 5.0』『データ駆動型社会』への変革―」「統

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	（論点整理）」を決定、公表 ・国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の在り方について意見交換 ・就職・採用活動をめぐる動きについて報告、意見交換 ・我が国の高等教育部門の生産性が国際比較すると極めて低いという議論が、十分な検証なく財政審等で行われていることから、「大学の研究開発費等に関する参考データ」の資料を紹介		合イノベーション戦略」など閣議決定（新年俸制）
		6月18日	大阪府北部地震の発生
		6月19日	経団連、「今後のわが国の大学改革のあり方に関する提言」公表
		6月22日	文科省、「国立大学法人等人事担当幹部説明会」開催（新年俸制）
		6月29日	大学改革シンポジウム「研究大学の再々定義」開催（文科省、政策研究大学院大学科学技術イノベーション政策研究センター共催）
6月28日	会長・副会長、「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性について」を林文科大臣に手交し、意見交換		
7月4日	全国農業組合中央会（JA全中）との懇談会 ・副会長・専務理事ほかがJA全中会長ほかと国大協・国立大学とJAとの連携の在り方について意見交換		
7月18日	第3回理事会開催 ・2019（平成31）年度国立大学法人関係予算・税制改正要望について承認 ・国立大学法人を巡る状況（①年俸制を含む人事給与マネジメント改革、②ガバナンスコードを含むガバナンス改革、③運営費交付金の在り方、④高等教育の負担軽減の具体的運用、⑤国立大学改革方針）などについて意見交換		
8月～9月	予算・税制改正の要望書を林文科大臣ほか政府、国会議員、経済団体、全国知事会などの各方面に提出・説明	8月7日	国公立大学振興議員連盟総会（第13回）開催 ・国大協会長が、国立大学の改革の方向性と2019（平成31）年度予算・税制改正要望等について説明 ・「平成31年度予算における国公立大学関係予算の拡充及び税制改正に関する決議」決定、財務省へ提出
8月23日～24日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）		
8月31日～9月2日	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（UDWS）を初めて開催 ・国立大学法人の将来の経営層の育成とネットワーク形成を目的 ・2泊3日の合宿形式で、47大学等の理事・副学長等が参加して講演と小グループ討議。以後、毎年開催		
10月17日	第4回理事会開催 ・国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方(案)について意見交換 ・就職・採用活動等に関する基本的考え方について意見交換 ・高等教育の負担軽減策への対応、情報化推進のための著作権法改正への対応などについて意見交換	10月1日	本庶佑　ノーベル生理学・医学賞
		10月9日	経団連会長、2021年度以降に入社する学生を対象とする採用選考に関する指針を策定しないことを決定したと発表（9月3日の記者会見でその可能性に言及していた）
		10月24日	財政審財政制度分科会 ・財務省提出資料（文教・科学技術）に基づき審議（客観的指標による配分を10%に）
10月19日	大学改革シンポジウム開催(高等教育の将来構想)	10月29日	就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議(内閣官房、文科省、厚労省、経産省)、「2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」公表（経団連が指針を策定しないことから、2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程は現行通りとすることを政府として要請）
10月22日～25日	「日豪イノベーション＆リサーチシンポジウム」開催（於：京都、ユニバーシティ・オーストラリア（UA）との共催）		
10月29日～31日	日英ラウンドテーブル開催（UUKとの共催）		
11月2日	第2回通常総会開催（於：金沢） ・「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方について―特に業績評価と新しい給与システムの在り方について―」を決定、公表 ・財政審等の動向に対応して、会長声明「国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）―国立大学が将来を見通した経営	11月8日	文部科学部会（自民党・公明党)、「平成三十一年度文部科学省予算に関する決議」(運営費交付金の充実と継続性・安定性への配慮)
		11月15日	行政改革推進本部、2018（平成30）年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」） ・運営費交付金（客観的指標による配分拡大の速やかな実施）

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	戦略の下に改革を実行していくために―」を発することを承認、公表	11月16日	国公立大学振興議員連盟総会（第14回）開催 ・国大協会長が、財政審財政制度分科会で示された資料に対する声明について説明 ・「平成31年度予算及び平成30年度補正予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議」決定、財務省へ提出
11月27日～28日	日西学長会議開催（於：スペイン・サマランカ、サラマンカ大学・東京外国語大学共催、JACUIE協力）	11月20日	財政審、「平成31年度予算の編成等に関する建議」取りまとめ（運営費交付金の10%、1000億円を共通指標による相対評価で配分）
		11月22日	柴山文科大臣、「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」公表
		11月26日	中教審、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」取りまとめ
		11月27日	「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」設立、「第１回総合フォーラム」開催 ・権利者団体代表と利用者である教育機関団体（国公私立大学団体推薦者を含む）による意見交換
		11月28日	学術会議の科学と社会委員会政府・産業界連携分科会、「産学共創の視点から見た大学のあり方―2025年までに達成する知識集約型社会―」提言
12月５日	第５回理事会開催 ・財政審建議や行政事業レビューの動向への対応について報告 ・「国立大学法人におけるコストの見える化検討会」を経営委員会下に設置することについて ・教育・研究成果に係る客観的指標及びその分析・評価手法についての説明とその検討会の設置について ・第４期に向けての運営費交付金と評価の在り方、経団連の採用と大学教育の在り方についての提案などについて意見交換 会長・副会長、柴山文科大臣を訪問（運営費交付金総額の確保、評価に基づく再配分枠拡大の問題点、第４期に向けた安定した仕組みの検討の必要性等を説明）	12月４日	経団連、「今後の採用と大学教育に関する提案」発表
		12月14日	「研究開発力強化法」改正、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改名（2018年12月８日成立、2019年１月17日施行）
		12月20日	総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）本会議開催 ・総理大臣、年俸制完全導入、運営費交付金配分の抜本見直しなどを発言
		12月21日	「平成31年度予算政府案」閣議決定（指標に基づく評価・配分を導入、国土強靭化対応）
12月７日	日仏高等教育シンポジウム開催（フランス大学長会議（CPU）、フランス技師学校長会議（CDEFI）との共催）		
◆2019（平成31／令和元）年			
１月23日	会長、「平成31年度国立大学関係予算及び税制改正等について」コメント（評価と資源配分の安定的な仕組みを要請） 第３回通常総会開催 ・「国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の公表の取扱いに関する方針」を決定、公表 ・第４期に向けての運営費交付金と評価の在り方、コストの見える化、教育研究の成果に係る評価の在り方などについて意見交換	１月11日	文科省、「新しい評価・資源配分の仕組みの導入についての説明会」開催
		１月22日	「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」設立 中教審大学分科会、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」取りまとめ
		１月31日	文科省の国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議、「国立大学の一法人複数大学制度等について」最終まとめ
２月15日	第６回理事会開催 ・採用と大学教育の未来に関する産学協議会について説明、報告 ・シンクタンク機能の強化（政策研究所の機能強	２月１日	文科省、「高等教育・研究改革イニシアティブ（柴山イニシアティブ）～高等教育機関における、教育・研究改革の一体的推進～」公表

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	化）について報告、意見交換 ・国立大学法人を巡る状況（①国立大学改革方針、②文科省人事改革案、③コストの見える化、④教育研究成果に係る客観的指標の在り方）などについて意見交換	２月15日	柴山文科大臣、「文部科学省人事の改革案について」公表（国立大学法人への理事出向の半減など）
		２月19日	著作物の教育利用に関する関係者フォーラム専門フォーラム１開催 ・権利者団体から、2020年度に補償金導入を目指しており、補償金額は大学については学生１人当たり年額800円とするとの考え方が提示される
２月22日	「国立大学における連携・協働による取組事例集」をホームページに掲載		
３月４日	国立大学法人新任学長（就任予定者）セミナー開催（国立大学法人新任学長セミナーの開催時期を変更。４月１日付けの学長就任予定者を対象）	３月	私大連、「新たな時代の就職・採用と大学教育―未来を拓く多様な人材育成に向けて―」提言
３月14日	第４回通常総会開催 ・著作権法改正に伴う補償金制度導入への対応について報告、意見交換 ・教育・研究成果に係る客観的指標等の在り方について報告、意見交換 ・「コストの見える化検討会」の検討状況について報告 ・採用と大学教育の未来に関する産学協議会への対応について報告 ・シンクタンク機能の強化（政策研究所の機能強化）について報告、意見交換 ・総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の大学改革支援産学官フォーラムについて報告 ・国立大学法人を巡る状況（①国立大学改革方針、②新年俸制導入拡大に関する課題）などについて意見交換	３月７日	「Society 5.0に向けた産×学共創のあり方」開催（経団連、学術会議共催）
		３月14日	総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）有識者議員懇談会開催 ・内閣府、EBPM等の推進に係る取組状況について報告（国立大学等の研究力・外部資金獲得状況等の分析・見える化など）
		４月５日	内閣府、「研究力の分析に資するデータ標準化の推進に関するガイドライン」公表
４月19日	第１回理事会開催 ・教育・研究に関する客観的指標等の在り方について検討状況報告、意見交換 ・国立大学法人におけるコストの「見える化」の基本的な考え方及び検討の方向性について報告、意見交換 ・国立大学法人を巡る状況（国立大学改革方針など）について意見交換 ・動物の愛護及び管理に関する法律の見直しについて、NPO法人日本実験動物関係者連絡協議会の要望に賛意を表明することを承認	４月22日	経団連採用と大学教育の未来に関する産学協議会、「中間とりまとめと共同提言」公表
		４月23日	文科省、「研究力向上改革2019」公表
		５月１日	「平成」から「令和」へ改元
		５月15日	自民党政務調査会科学技術・イノベーション戦略調査会、「わが国の研究力向上に向けての提言」公表 未来投資会議開催 ・経団連会長、「産学協議会の中間まとめと共同提言」報告
５月17日	第２回理事会開催 ・国立大学の2021年度入学者選抜についての実施要領（案）について説明、意見交換 ・第４期中期目標期間における国立大学法人の教育・研究に関する客観的指標等の在り方について（論点整理）について説明、意見交換 ・国立大学ガバナンス・コード骨子（案）について説明、意見交換 ・国立大学改革方針への対応にかかる各地区支部会議での議論の状況などについて概要の報告	５月17日	大学改革支援フォーラムPEAKS、「第１回全体会合」開催 教育再生実行会議、「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について（第11次提言）」 ・Society 5.0に対応した教員養成を先導するフラッグシップ大学（例えば教員養成の指定大学制度等）を創設 ・大学におけるAI・数理・データサイエンス教育の推進など 「大学等における就学の支援に関する法律」（大学無償化法）公布（2019年５月10日成立、2020年４月１日施行）
		５月24日	「学校教育法」「国立大学法人法」改正（2019

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
			年５月17日成立、2020年４月１日施行。一法人複数大学制度の創設等）
		５月29日	公大協、「公立大学の将来構想―ガバナンス・モデルが描く未来マップ―」取りまとめ
６月11日	第１回通常総会開催 ・筑波大学長を会長に選任 ・国立大学の2021年度入学者選抜についての実施要領（高大接続改革初年度に対応した改定）を決定、公表 ・第４期中期目標期間における国立大学法人の教育・研究に関する客観的指標等の在り方について（論点整理）を決定、公表 ・「国立大学ガバナンス・コード骨子」を決定、公表 会長に永田恭介筑波大学長が就任	６月18日 ６月25日	国公立大学振興議員連盟総会（第15回）開催 ・国大協会長が「国立大学の将来像の実現にむけた改革の取り組み」について説明 ・「令和二年度予算及び令和元年度補正予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議」 文科省、「国立大学改革方針」公表 私大連、「私立大学ガバナンス・コード【第１版】」策定・公表
６月12日～14日	「UK-Japan University Dialogue 2019」実施（英国大学協会との共催）（於：英国） ・国立大学の副学長等による代表団がロンドン等を訪問し、日英大学間対話と大学訪問を実施		
６月23日～29日	「The 1st SEAMEO RIHED-JANU Seminar and Study Visit to Japan」実施（SEAMEO-RIHEDとの共催） ・東南アジアの大学の代表団を近畿地区の国立大学等で受入れ		
６月26日	会長、「国立大学改革方針」についてコメント		
７月５日	第３回理事会開催 ・諸規則の一部改正について審議・承認 ・2020（令和２）年度国立大学法人関係予算及び税制改正に関する要望について審議・承認 ・2020年度の運営費交付金の配分における共通指標の活用について審議・承認 ・国立大学法人を巡る状況（国立大学改革方針への対応）について ・地方活性化に向けて国立大学群が目指すべき教育研究に関する検討ワーキンググループの設置について		
８月22日～23日	国立大学法人トップセミナー開催（於：横浜）		
９月４日	予算・税制改正の要望書を柴山文科大臣、文科省幹部、国会議員ほかへ提出		
10月18日	第４回理事会開催 ・諸規則の一部改正等について審議・承認 ・2020年度の運営費交付金の配分における共通指標の活用について説明、意見交換 ・地方活性化に向けて国立大学群が目指すべき教育研究に関する検討事項中間報告について説明、意見交換 ・国立大学法人を巡る状況について（①高等教育の新たな修学支援制度（大学学部）開始への対応、②大学の研究者（教員）の働き方改革への対応、③学術情報基盤（電子ジャーナル）充実への支援）	10月１日 10月９日	消費税８％から10％へ（軽減税率のものは８％） 吉野彰　ノーベル化学賞
11月１日	大学改革シンポジウム開催（社会変革を担う人を育てる大学教育） 会長、英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」導入の見送りについてコメント	11月１日 11月15日	萩生田文科大臣、「大学入試英語成績提供システム」の導入の延期を公表 文科省、「令和３年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱の廃止について」通知
11月８日	第２回通常総会開催（於：熊本） ・諸規則の一部改正等について審議・承認 ・2020年度の運営費交付金の配分における共通指	11月18日	国公立大学振興議員連盟、「令和二年度予算及び令和元年度補正予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する会長声

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	標の活用について審議・承認 ・我が国の教育・研究力強化の推進について審議・承認（我が国の教育・研究力強化の推進に関する決議） ・「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」等の英語認定試験の適用延期について意見交換 「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」等の英語認定試験に係る記述部分の運用停止について公表 「2020年度の運営費交付金の配分における共通指標の活用について（考え方の整理）」公表		明」を財務大臣に手交
11月11日	「大学入試英語成績提供システム」導入見送りにあたり、2021年度に国立大学への入学を目指す皆さんへのメッセージをホームページに掲載	11月27日	国公立大学振興議員連盟総会（第16回）開催 ・国大協会長、令和２年度予算及び令和元年度補正予算の拡充と、11月８日に開催した国大協総会での決議について説明 ・「令和二年度予算及び令和元年度補正予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議」決定
11月29日	2020年度入試の各国立大学における英語民間試験の活用の有無等についてホームページに掲載		
12月13日	第５回理事会開催 ・諸規則の一部改正について審議・承認 ・国立大学法人を巡る状況について（①働き方改革、②電子ジャーナル、③授業料免除、④国立大学改革方針の徹底対話の情報共有）	12月17日	萩生田文科大臣、大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送りを公表
		12月20日	「令和２年度予算政府案」閣議決定（高等教育の無償化）
		12月27日	文科省、「大学入試のあり方に関する検討会議」設置
12月17日	会長、大学入学共通テストの枠組みにおける記述式問題の導入の見送りについてコメント		
12月23日	「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」の記述式問題（国語・数学）に係る記述部分及び「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」等の運用停止について決定		
◆2020（令和２）年			
１月29日	第３回通常総会開催 ・会長、文科省において大学入試のあり方に関する検討会議が発足し、国大協から入試委員会委員長を委員に推薦した旨報告	１月30日	「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」閣議決定
２月10日	専務理事、自民党文部科学部会「大学入試英語の適正実施に関するWT」ヒアリングに出席	２月21日	文科省、国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議を開催（東北大学長、東京大学長、京都大学長が、委員として参加）
２月14日	第６回理事会開催 ・理事、監事及び会長補佐の交代について ・国立大学法人ガバナンス・コード（案）について審議 ・2020（令和２）年度事業計画及び収支予算について審議 ・諸規則の一部改正について審議・承認 ・国立大学法人を巡る状況について（①運営費交付金の傾斜配分に係る評価指標に関する補足説明、②新型コロナウイルスへの統一的な国立大学の対応）		
２月17日	新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対応についてホームページを開設、学生に向けた会長メッセージを掲載		
３月４日	第４回通常総会開催 ・理事、監事及び会長補佐の交代について ・「国立大学法人におけるコストの『見える化』検討について（中間まとめ）（案）」について報告 ・「国立大学法人ガバナンス・コード（案）」について審議 ・2020（令和２）年度事業計画及び収支予算について審議・承認	３月13日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」公布（2020年３月13日成立、2020年３月14日施行）（新型コロナウイルス感染症への対応）
		３月28日	新型コロナウイルス感染症対策本部、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
		３月31日	採用と大学教育の未来に関する産学協議会

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
３月５日	会長、「新型コロナウイルスに関する対応について」学生に向けたコメント		・報告書「Society 5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方」公表
３月19日	全国求人情報協会等７団体と共同で「学修経験時間の尊重に向けたインターンシップの取り組みについて―学生の学修経験時間を担保し、豊かな学びを生かした社会へ―」共同声明		・「新型コロナウイルス感染症に伴う2021年度入社対象者の採用選考への対応について」公表
３月24日	新型コロナウイルスに関する対応について会長依頼を会員大学へ発出		
３月30日	文科省、内閣府の協力を得て、「国立大学法人ガバナンス・コード」策定、公表		
３月31日	「国立大学法人ガバナンス・コード公表に係る会長コメント（声明）」発表		
４月３日	新型コロナウイルスに関する対応について会長依頼を会員大学へ発出	４月１日	国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学が統合し、国立大学法人東海国立大学機構となる
４月10日 ～ ５月29日	事務局、２班に分かれて出勤および在宅勤務の交代制	４月７日	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定（文科省、厚労省予算として学生への就学支援援助や病院等の設備、患者受け入れ体制整備のための補助等、新型コロナウイルス感染症対策として大型の財政措置）
４月20日	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた更なる取組のお願いを会員大学へ発出		
４月24日	第１回理事会開催 ・オンラインでの理事会を初めて開催 ・各国立大学における新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応状況及び関係機関への要請等について審議・承認		総理大臣、緊急事態宣言を発出（対象となる範囲は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県）
	会長、「国立大学法人における新型コロナウイルス感染症対応に関する緊急要望」を関係機関に発出	４月15日	「著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」閣議決定（新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め2020年４月28日から施行）
		４月16日	総理大臣、全都道府県に緊急事態宣言を発令
		４月20日	「令和２年度一般会計補正予算（第１号）等の変更について」閣議決定
５月11日、18日	「新型コロナウイルス感染症に対応した学生への経済的支援に関する緊急要望」を国公私立大学３団体（国大協、公大協、私大連）の連名で、萩生田文科大臣へ提出、５/18に会長、私大連会長、公大協常務理事が萩生田文科大臣を訪問し要望書を手交	５月14日	文科省、「高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和３年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について」通知
		５月29日	採用と大学教育の未来に関する産学協議会、「現在、就職活動をしている学生の皆さんへ」公表
５月18日	会長、日本医師会会長、全国医学部長病院長会議会長及び同会議新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関わる課題対応委員会委員長、「新型コロナウイルス感染症の医療実施に関する要請書」を総理大臣に手交		
５月21日	「秋季（９月）入学について」自民党、公明党に意見提出		
５月22日	文科省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」出席 ・副会長、「ポストコロナを見据えた地方国立大学の役割」をテーマにプレゼンテーション		
５月25日	第２回理事会開催 ・第４期中期目標期間に向けた課題検討ワーキンググループの設置について審議・承認 ・「国立大学の2022年度入学者選抜についての実施要領（案）」について審議 ・国立大学法人を巡る状況について（新型コロナウイルスの影響による秋季（９月）入学、大学入試、授業料の返還等）		
６月15日	第１回通常総会開催	６月19日	文科省、「令和３年度大学入学者選抜実施

月日	国大協の動き	月日	一 般 事 項
	・オンラインでの総会を初めて開催 ・大学入試のあり方に関する検討会議について報告 ・「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の動向について報告 ・「第４期中期目標期間に向けた課題検討WGの設置」について報告 ・「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」について報告 ・総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の動向について報告 ・「国立大学の2022年度入学者選抜についての実施要領（案）」について審議・承認 ・国立大学法人を取り巻く当面の課題について（新型コロナウイルス感染症対応等）		要項」公表（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れに配慮し、１月16日～17日を共通テストの第１日程、また１月30日～31日を共通テストの第２日程と位置付けて実施）
６月19日	文科省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」出席 ・国大協から東海国立大学機構長と副機構長が「東海国立大学機構のビジョンと取組」をテーマにプレゼンテーション		
７月13日	入試委員長、「『国立大学の2021年度入学者選抜についての実施要領』の改訂について」通知		
７月22日	第３回理事会開催 ・2021（令和３）年度国立大学法人関係予算及び税制改正に関する要望について審議・承認 ・国立大学法人を巡る状況について（①博士課程の学生に対する支援（経済面や教育・研究面）の拡充、②新型コロナウイルスの影響による大学病院の経営状況、③第４期中期目標期間に向けた検討課題等）		
８月20日	国立大学法人トップセミナー開催（オンラインで開催）	８月25日	国公立大学振興議員連盟総会（第17回）開催 ・国大協会長が国立大学のコロナ新時代に向けた取り組みについて説明 ・「令和三年度予算及び令和二年度補正予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議」決定、文科副大臣に手交
９月11日	予算・税制改正の要望書を萩生田文科大臣、文科省幹部、国会議員ほかへ提出		

Ⅳ　資　　料

1　会則、定款

(1)　国立大学協会会則（1950年創立時）

第１章　総則

第１条　本会は、国立大学協会と称する。

第２条　本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1　国立大学の振興につき必要な調査研究

2　教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

3　その他本会の目的達成に必要な事項

第４条　本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第２章　会員

第５条　本会は、国立大学を会員として組織する。

第３章　役員

第６条　本会に、次の役員を置く。

1　会　長　１人

2　副会長　１人

3　理　事　14人（会長、副会長を含む）

4　監　事　２人

第７条　理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

２　会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第８条　役員の職務は、次のように定める。

1　会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

4　監事は、会計を監査する。

第９条　役員の任期は、２年とする。但し、再選することができる。

２　補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４章　会議

第10条　本会の会議は、総会および理事会とする。

２　総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第11条　総会は毎年１回会長が招集する。但し会長が必要と認めたとき又は会員10名以上から要求があったときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

２　会長は、総会の議長となる。

第12条　理事会は、毎年３回以上会長が招集する。

２　会長は理事会の議長となる。

第13条　特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て特別委員会を設けることができる。

第５章　会計

第14条　本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第15条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日で終る。

第６章　雑則

第16条　この会則の改正は、総会の議を経なければならない。

第17条　本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附　則

第18条　この会則は、昭和25年７月13日から施行する。

(2) 社団法人国立大学協会定款（2004年４月１日社団法人として発足）

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、社団法人国立大学協会という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都文京区本郷７丁目３番１号に置く。

（支部）

第３条　この法人には、支部を置くことができる。

２　支部の設置及び運営等に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

第２章　目的及び事業

（目的）

第４条　この法人は、各国立大学法人が実施する教育・研究及び社会貢献に関する多種・多様な活動において、質の高い成果を挙げるための環境作りを行い、もって国立大学法人の振興と我が国の高等教育・学術研究の水準の向上及び均衡ある発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第５条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 国立大学が質の高い教育、学術研究及び社会貢献を推進するために必要な事業

(2) 自主的政策立案、国の高等教育政策や学術研究政策等に関する政策提言のための調査研究

(3) 国際パートナーシップを基本とした国際交流事業

(4) 国立大学法人の経営に関する支援

(5) その他目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した国立大学法人

(2) 特別会員　この法人の目的に賛同して入会した法人

（入会）

第７条　会員になろうとする国立大学法人等は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。

（会費）

第８条　この法人の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

２　既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（資格の喪失）

第９条　会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(2) 法人である会員が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

（除名）

第10条　会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。

⑴　この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

⑵　この法人の会員としての義務に違反したとき。

⑶　会費を１年以上滞納したとき。

第４章　役員及び職員

（役員）

第11条　この法人に次の役員を置く。

⑴　会　長

⑵　副会長　２名以内

⑶　理　事　15名以上20名以内

⑷　監　事　２名以内

２　会長及び副会長は理事とし、前項第３号に定める理事の数に含めるものとする。

３　理事のうち、１名を専務理事、１名を常務理事とすることができる。

（役員の選任）

第12条　会長、副会長及び理事（専務理事及び常務理事を除く。）は、第６条第１号の正会員である法人の長（以下「学長」という。）のうちから総会で選任する。

２　専務理事及び常務理事は、会長が指名し、総会で選任する。

３　監事は、総会で選任する。

４　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

５　役員の選任手続きに関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（理事の職務）

第13条　会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

３　専務理事は、会長の命を受けて、この法人の常務を総括する。

４　常務理事は、この法人の常務を処理する。

５　理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

（監事の職務）

第14条　監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

⑴　法人の財産の状況を監査すること。

⑵　理事の業務執行の状況を監査すること。

⑶　財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。

⑷　前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

（役員の任期）

第15条　この法人の役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員の解任）

第16条　役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決により会長が

これを解任することができる。この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員の報酬）

第17条　役員は、有給とすることができる。

２　役員の報酬は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（事務局及び職員）

第18条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び職員は、会長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第５章　会議

（理事会の招集等）

第19条　理事会は、原則として毎年４回会長が招集する。

２　会長は、必要と認めたときは、臨時の理事会を招集することができる。

３　会長は、理事現在数の３分の１以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

４　理事会の議長は、会長とする。

（理事会の定足数等）

第20条　理事会は、理事現在数の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

２　理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除いて、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常任理事会）

第21条　この法人に常任理事会を置き、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

２　常任理事会の構成は、会長、副会長及び会長指名理事とする。

３　常任理事会の議長は、会長とする。

（総会の構成）

第22条　総会は、この法人の最高の意思決定機関であり、学長をもって組織する。

（総会の招集）

第23条　総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

２　通常総会は、毎年３回招集する。その時期は６月、11月及び３月を常例とする。

３　臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

４　前項のほか、正会員現在数の10分の１以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

５　総会の招集は、少なくとも７日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

（総会の議長）

第24条　総会の議長は、会長とする。

（総会の議決事項）

第25条　総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

⑵　事業報告及び決算についての事項

⑶　正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項

⑷　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず緊急の必要があり、かつ、総会を招集することができないときは、前項の事項について理事会の議により処理することができる。ただし、会長は、この場合の措置について次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

（総会の定足数等）

第26条　総会は、正会員現在数の過半数以上の学長が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した学長及び他の学長を代理人として表決を委任した学長は、出席者とみなす。

２　総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除いて、出席学長の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員への通知）

第27条　総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

（議事録）

第28条　理事会及び総会では、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表２名以上が署名押印の上、これを保存する。

（総会の運営）

第29条　この定款に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（委員会等）

第30条　この法人に、事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

２　委員会等の設置及び運営に関する基本的な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第31条　この法人の資産は、次のとおりとする。

⑴　設立当初の財産目録に記載された財産

⑵　会費

⑶　資産から生じる収入

⑷　事業に伴う収入

⑸　寄附金品

⑹　その他の収入

（資産の種別）

第32条　この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の２種とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

⑴　設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

⑵　基本財産とすることを指定して寄附された財産

⑶　理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

３　運用財産は、基本財産以外の資産とする。

（資産の管理）

第33条　この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

（基本財産の処分の制限）

第34条　基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の３分の２以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

（経費の支弁）

第35条　この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第36条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

（暫定予算）

第37条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第38条　この法人の事業報告及び決算は、会長が作成し、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録及び会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後３月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

（長期借入金）

第39条　この法人が借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の３分の２以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

（新たな義務の負担等）

第40条　第34条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除いて、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

（事業年度）

第41条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条　この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

（解散）

第43条　この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

（残余財産の処分）

第44条　この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第８章　雑則

（書類及び帳簿の備付等）

第45条　この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

⑴　定款
⑵　会員の名簿
⑶　役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
⑷　財産目録
⑸　資産台帳及び負債台帳
⑹　収入支出に関する帳簿及び証拠書類
⑺　理事会及び総会の議事に関する書類
⑻　官公署往復書類
⑼　事業計画書及び収支予算書
⑽　事業報告書及び収支計算書
⑾　正味財産増減計算書
⑿　貸借対照表
⒀　その他必要な書類及び帳簿

２　前項第１号から第５号までの書類、同項第７号の書類及び同項第９号から第12号までの書類は永年、同項第６号の帳簿及び書類は10年以上、同項第８号及び第13号の書類及び帳簿は１年以上保存しなければならない。

３　第１項第１号、第２号、第４号及び第９号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

（細　則）

第46条　この定款の施行についての細則は、総会の議決を経て、別に定める。

附　則

１　この定款は、文部科学大臣の設立許可のあった日（平成16年４月１日）から施行する。

２　第36条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。

３　第７条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の会員は、国立大学法人法（平成15年７月16日法律第112号）別表第一に定める国立大学法人を正会員とし、同法別表第二に定める大学共同利用機関法人を特別会員とする。

４　第12条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は次のとおりとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず、平成18年６月の総会終了日までとする。

理　事（会長）	佐々木　毅
理　事（副会長）	石　　弘光
理　事（副会長）	梶山　千里
理　事（専務理事）	松尾　　稔
理　事（常務理事）	諸橋　輝雄
理　事	中村　睦男
理　事	吉本　高志
理　事	三浦　　亮
理　事	池端　雪浦
理　事	相澤　益男
理　事	岩崎　洋一
理　事	磯野　可一
理　事	林　勇二郎
理　事	平野　眞一
理　事	尾池　和夫
理　事	宮原　秀夫

理　事　　道上　正規
理　事　　相良　祐輔
理　事　　﨑元　達郎
理　事　　永田　行博
監　事　　飯田　嘉宏
監　事　　出塚　清治

5　この法人の設立前の国立大学協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

(3)　一般社団法人国立大学協会定款（2020年現在）

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、一般社団法人国立大学協会と称する。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
（支部）
第３条　この法人には、支部を置くことができる。
２　支部の設置及び運営等に関し必要な事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第35条に定める社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て、別に定める。

第２章　目的及び事業

（目的）
第４条　この法人は、各国立大学法人が実施する教育・研究及び社会貢献に関する多種・多様な活動において、質の高い成果を挙げるための環境作りを行い、もって国立大学法人の振興と我が国の高等教育・学術研究の水準の向上及び均衡ある発展に寄与することを目的とする。
（事業）
第５条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
⑴　国立大学が質の高い教育、学術研究及び社会貢献を推進するために必要な事業
⑵　自主的政策立案、国の高等教育政策や学術研究政策等に関する政策提言のための調査研究
⑶　国際パートナーシップを基本とした国際交流事業
⑷　国立大学法人の経営に関する支援
⑸　その他目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって法人法上の社員とする。
⑴　正会員　この法人の目的に賛同して入会した国立大学法人
⑵　特別会員　この法人の目的に賛同して入会した法人
２　正会員が本会に対して代表者としてその権利を行使する者は正会員の長とし、その氏名を会長に届け出なければならない。
（入会）
第７条　会員になろうとする国立大学法人等は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。
（会費）
第８条　正会員及び特別会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会の決議を経て別に定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。
２　既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。
（退会）

第９条　正会員及び特別会員は、理由を付して退会届を会長に提出することにより、退会することができる。

（資格の喪失）

第10条　会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

⑴　退会したとき。

⑵　法人である会員が解散したとき。

⑶　除名されたとき。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するときは、総会における正会員現在数の４分の３以上の多数による決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の１週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴　この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

⑵　この法人の会員としての義務に違反したとき。

⑶　会費を１年以上滞納したとき。

２　前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第４章　総会

（構成）

第12条　総会は、この法人の最高の意思決定機関であり、正会員をもって組織する。

２　前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

３　この定款で別段の定めをした場合を除き、正会員は総会において各１個の議決権を有する。

（招集）

第13条　総会は、通常総会及び臨時総会とし、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　通常総会は、毎年３回招集する。その時期は６月、11月及び３月を常例とする。

３　臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

４　前項のほか、正会員現在数の10分の１以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から６週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

５　総会の招集は、１週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとすることを理事会で決議したときは、総会の日の２週間前までに書面をもって通知しなければならない。

（議長）

第14条　総会の議長は、会長とする。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、当該総会において副会長の中から議長を選出する。

（決議事項）

第15条　総会は、次の事項について決議する。

⑴　役員の選任及び解任

⑵　役員の報酬等の基準

⑶　定款の変更

⑷　会員の除名

⑸　事業計画及び収支予算の承認

⑹　解散及び残余財産の処分

⑺　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（定足数等）

第16条　総会は、正会員現在数の過半数の正会員が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

２　総会の決議は、法令で定められた事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除いて、出席正会員の過半数をもって行う。

３　総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

４　前項の場合における第１項及び第２項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（決議の省略）

第17条　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（会員への通知）

第18条　総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

（議事録）

第19条　総会では、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表２名以上が記名押印の上、これを保存する。

（運営）

第20条　この定款に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第５章　役員及び職員

（役員）

第21条　この法人に次の役員を置く。

理　事　15名以上25名以内

監　事　２名以内

２　理事のうち、１名を会長、４名以内を副会長とする。

３　前項の会長及び副会長を法人法上の代表理事とする。

４　代表理事以外の理事を業務執行理事とし、うち１名を専務理事、１名を常務理事とすることができる。

（役員の選任）

第22条　理事及び監事は、総会の決議によって各々選任する。

２　会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、理事又は職員を兼ねることができない。

４　役員の選任に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（理事の職務及び権限）

第23条　理事は、理事会を組織して、法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

２　会長は、この法人の業務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が決定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

４　専務理事は、会長の命を受けて、この法人の常務を総括する。

５　常務理事は、この法人の常務を処理する。

６　会長、副会長及び業務執行理事は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条　監事は、次の各号に規定する職務を行う。

⑴　理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

⑵　この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書を監査すること。
⑶　総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
⑷　理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会及び総会に報告すること。
⑸　前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
⑹　その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）

第25条　この法人の理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会（第13条第２項に規定する通常総会のうち６月に招集することを常例とするものをいう。以下同じ。）の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

３　この法人の監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

４　補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

５　役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条　役員が次の各号の一に該当するときは、総会における正会員現在数の４分の３以上の多数による決議によりこれを解任することができる。この場合、総会で決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
⑴　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
⑵　職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員の報酬等）

第27条　役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び国立大学法人の役員以外の非常勤の役員については、総会の決議によって別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（特別顧問）

第28条　この法人に、会長の対外的事項に対応するとともに、この法人の運営等に関して助言を仰ぐため、特別顧問１名を置くことができる。

２　特別顧問は、第６条第１項第１号の正会員の法人の長であった者の中から会長が指名し、総会の議決を経て、会長が委嘱するものとする。

３　特別顧問の任期は、２年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該特別顧問を指名した会長の任期を超えることはできない。

４　特別顧問について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（会長補佐）

第28条の２　この法人に、会長の特命事項について処理するため、会長の指名に基づき、会員の長のうちから、若干名の会長補佐を置くことができる。

２　会長補佐について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（事務局及び職員）

第29条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第６章　理事会

（構成）

第30条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条　理事会は、次の職務を行う。

⑴　この法人の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集等）

第32条　理事会は、原則として毎年４回以上会長が招集する。

２　会長は、必要と認めたときは、臨時の理事会を招集することができる。

３　会長は、会長以外の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

５　理事会の議長は、会長とする。

（定足数等）

第33条　理事会は、議決に加わることができる理事の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

２　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除いて、特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって行う。

（決議の省略）

第34条　前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

（議事録）

第35条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事全員は、これに記名押印しなければならない。

（常任理事会）

第36条　この法人に常任理事会を置き、理事会から諮問された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

２　常任理事会の構成は、会長、副会長、専務理事及び常務理事とする。

３　常任理事会の議長は、会長とする。

第７章　委員会等

（委員会等）

第37条　この法人に、事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

２　委員会等の設置及び運営に関する基本的な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第８章　資産及び会計

（資産の種別）

第38条　この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の２種類とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

⑴　財産目録中基本財産の部に記載された財産

⑵　基本財産とすることを指定して寄附された財産

⑶　理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

３　運用財産は、基本財産以外の資産とする。

（資産の管理）

第39条　この法人の資産は、会長が、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（基本財産の処分の制限）

第40条　基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会における理事現在数及び総会における正会員現在数の各々の３分の２以上の多数による決議を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

（剰余金処分の禁止）

第41条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（経費の支弁）

第42条　この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

（事業報告及び決算）

第44条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置かねばならない。

３　この法人は、第１項の定時総会終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

（長期借入金）

第45条　この法人が借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会における理事現在数及び総会における正会員現在数の各々の３分の２以上の多数による決議を経なければならない。

（新たな義務の負担等）

第46条　第40条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除いて、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の決議を経なければならない。

（事業年度）

第47条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第48条　この定款は、総会における正会員現在数の４分の３以上の多数による決議を経なければ変更することができない。

（解散）

第49条　この法人は、総会における正会員現在数の４分の３以上の多数による決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第50条　この法人の解散に伴う残余財産は、総会における正会員現在数の４分の３以上の多数による決議を経て、この法人の目的に類似の目的を有する公益社団法人若しくは公益財団法人又は国に寄附するものとする。

第10章　公告の方法

（公告の方法）

第51条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章　雑則

（書類及び帳簿の備付等）

第52条　この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

⑴　定款

⑵　会員の名簿

⑶　役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

⑷　財産目録

⑸　資産台帳及び負債台帳

⑹　収入支出に関する帳簿及び証拠書類

⑺　理事会及び総会の議事に関する書類

⑻　官公署往復書類

⑼　事業計画書及び収支予算書

⑽　事業報告書及び収支計算書

⑾　正味財産増減計算書

⑿　貸借対照表

⒀　その他必要な書類及び帳簿

２　前項第１号から第５号までの書類、同項第７号の書類及び同項第９号から第12号までの書類は永年、同項第６号の帳簿及び書類は10年以上、同項第８号及び第13号の書類及び帳簿は１年以上保存しなければならない。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の代表理事は、濱田純一、井上明久、鷲田清一及び吉田浩己とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4　社団法人国立大学協会の諸規則等は、一般社団法人国立大学協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

附　則

この定款は、第13条第２項に定める通常総会のうち、平成25年６月に招集する通常総会の終結の時から施行する。

附　則

この定款は、第13条第２項に定める通常総会のうち、平成29年６月に召集する通常総会の終結の時から施行する。

2　組織の変遷（組織図）

(1)　国立大学協会

① 1950年７月創立時

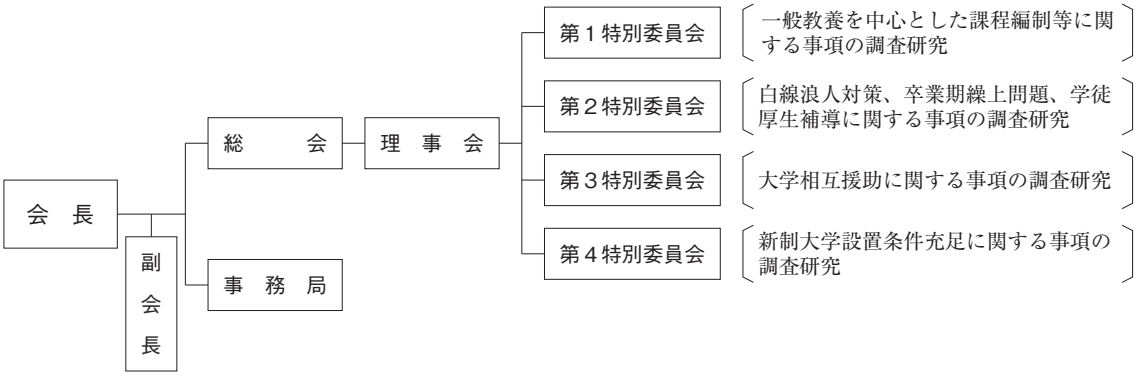

② 2004年３月

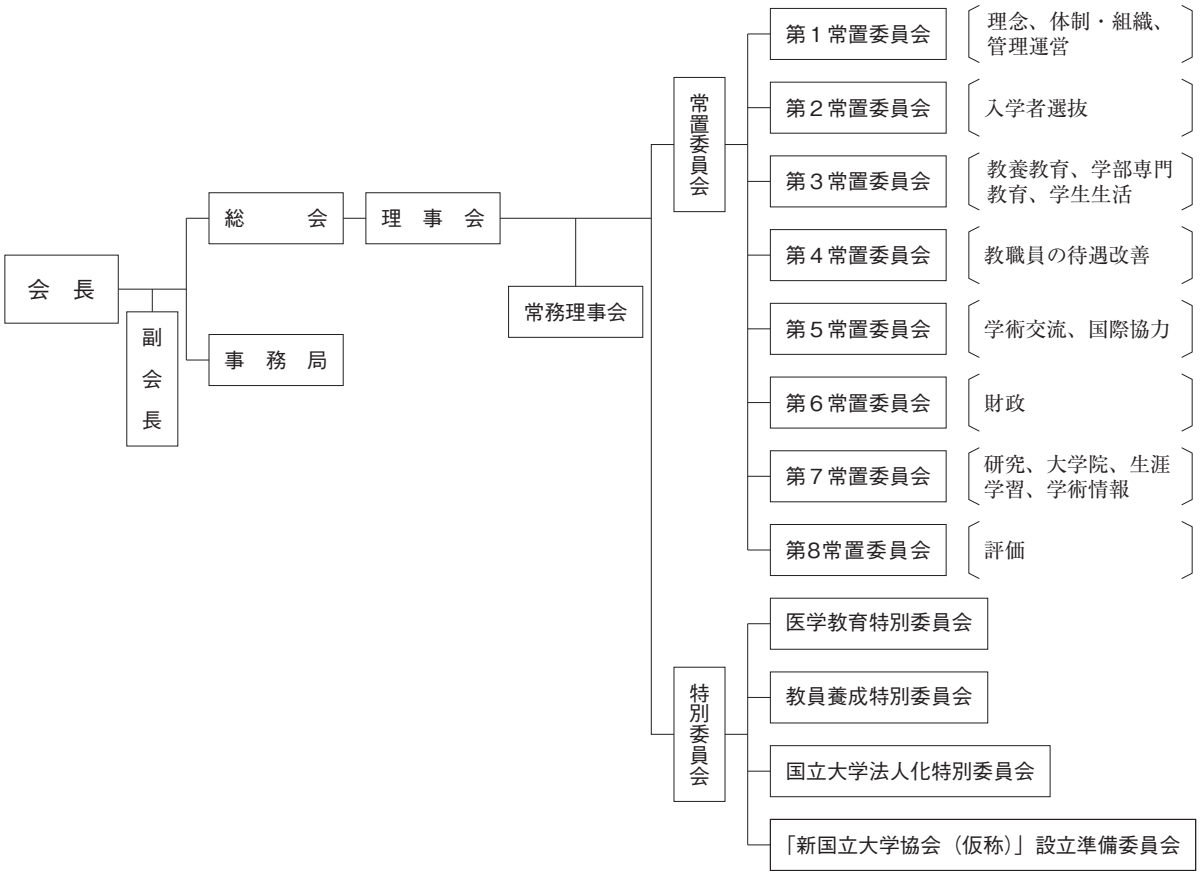

(2) 社団法人国立大学協会

① 2004年４月発足時

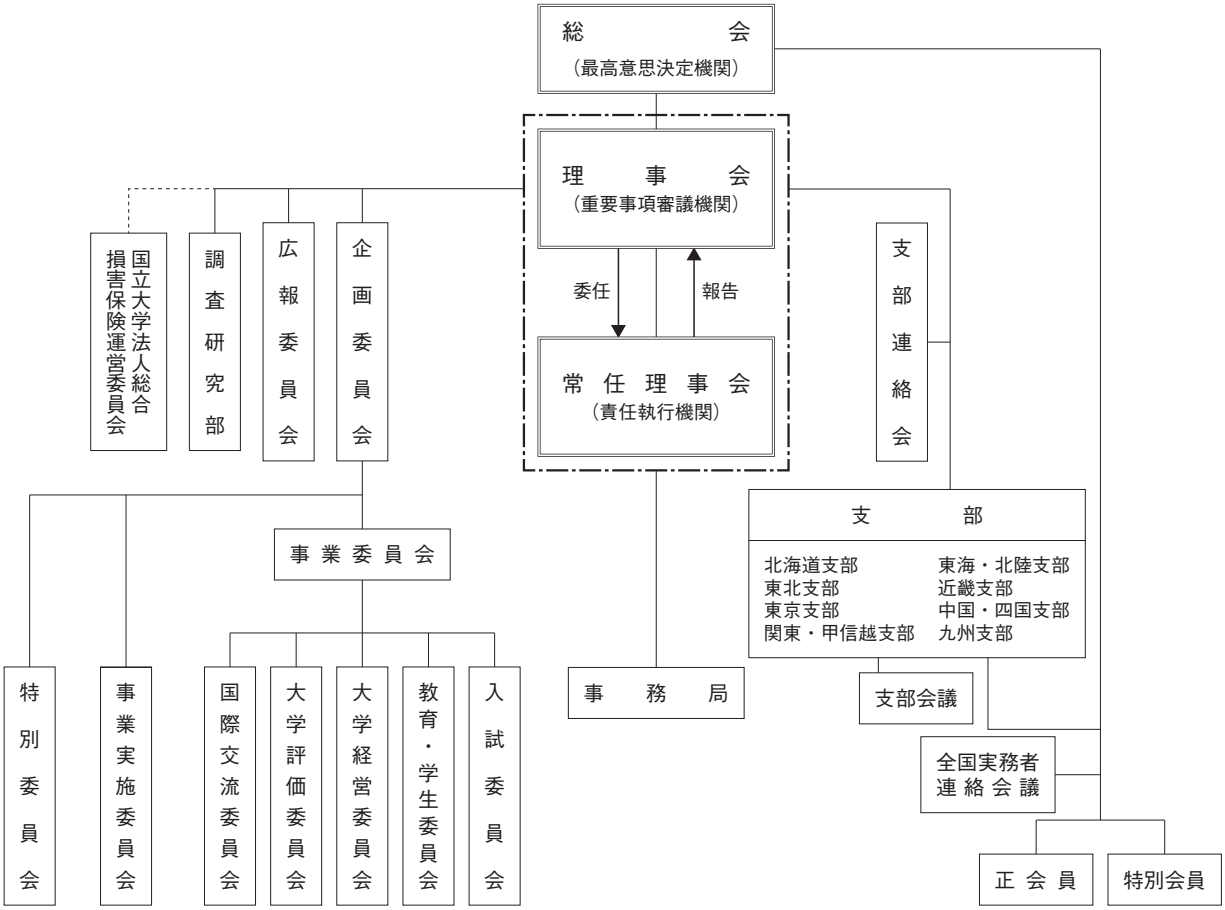

② 2006年４月

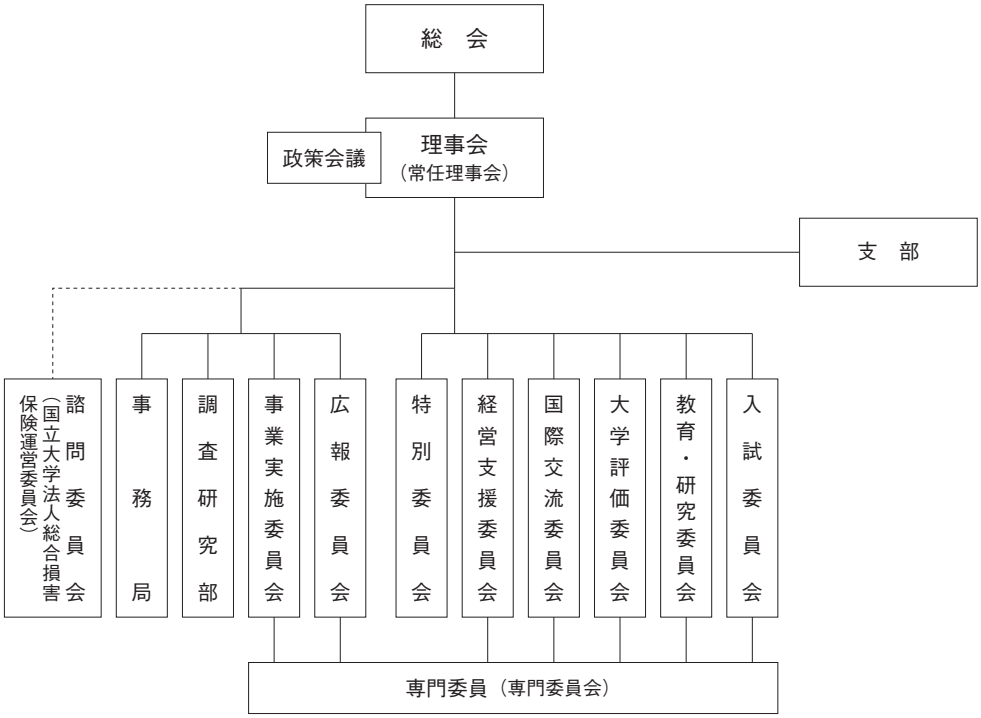

(3)　一般社団法人国立大学協会

① 2011年４月

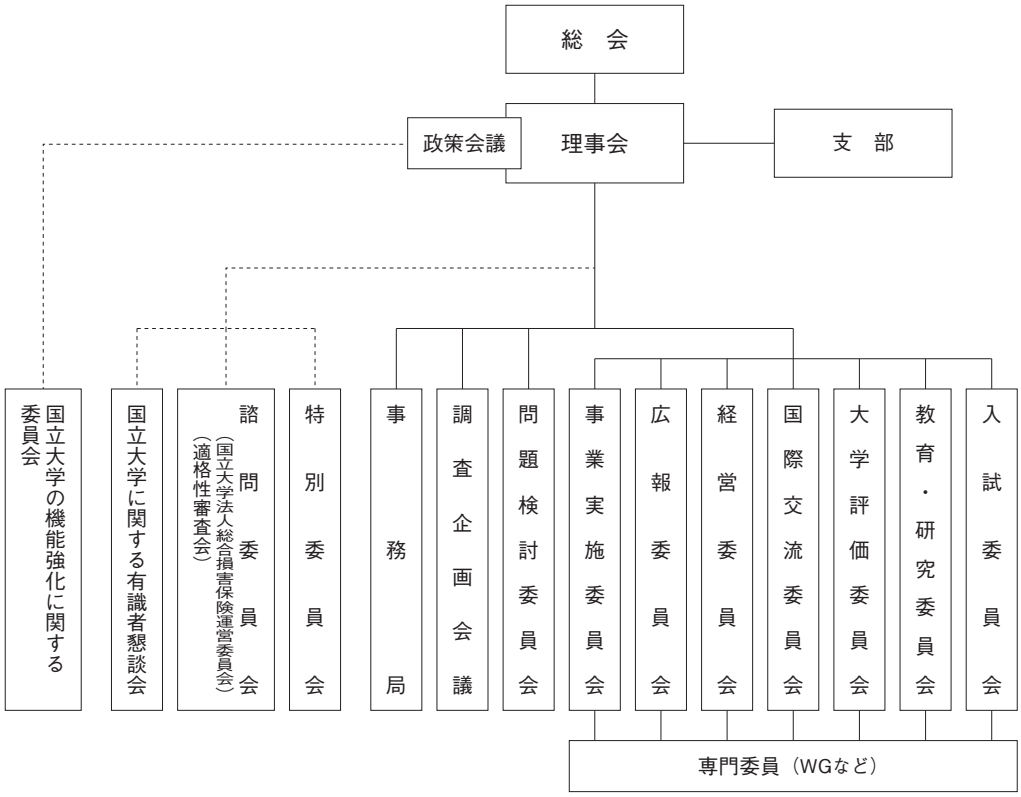

② 2020年８月

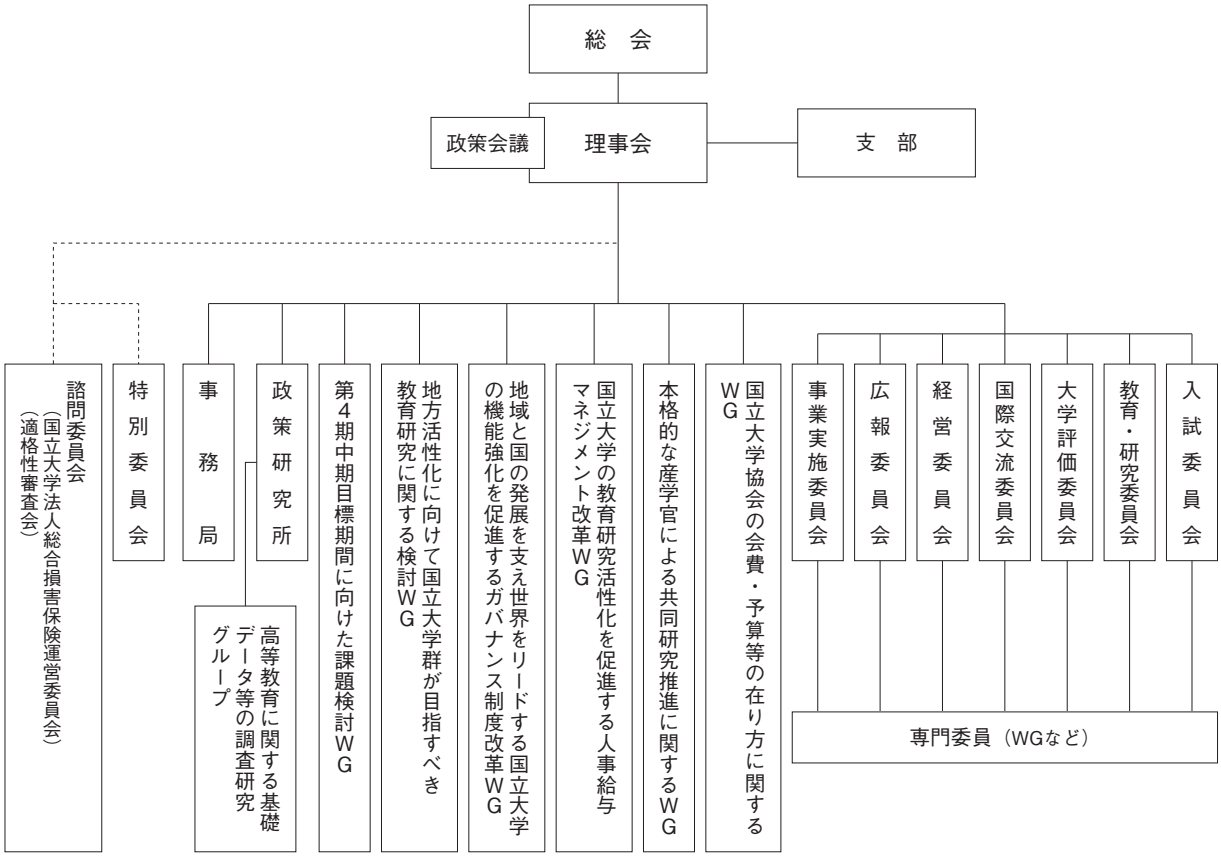

3　会員名簿（2020年現在）

大学名	加入年月日	大学名	加入年月日	大学名	加入年月日
北海道大学		群馬大学		奈良教育大学	
北海道教育大学		埼玉大学		奈良女子大学	
室蘭工業大学		千葉大学		奈良先端科学技術大学院大学	1991. 11. 13
小樽商科大学		横浜国立大学		和歌山大学	
帯広畜産大学		総合研究大学院大学	1988. 11. 16	鳥取大学	
旭川医科大学	1973. 12. 12	新潟大学		島根大学	
北見工業大学	1966. 6. 22	長岡技術科学大学	1976. 11. 17	岡山大学	
弘前大学		上越教育大学	1978. 11. 29	広島大学	
岩手大学		山梨大学		山口大学	
東北大学		信州大学		徳島大学	
宮城教育大学	1965. 6. 24	富山大学		鳴門教育大学	1981. 11. 11
秋田大学		金沢大学		香川大学	
山形大学		北陸先端科学技術大学院大学	1990. 11. 14	愛媛大学	
福島大学		福井大学		高知大学	
東京大学		静岡大学		福岡教育大学	
東京医科歯科大学	1950. 11. 27	浜松医科大学	1974. 6. 18	九州大学	
東京外国語大学		東海国立大学機構(岐阜大学、名古屋大学)	2020. 4. 1	九州工業大学	
東京学芸大学		愛知教育大学		佐賀大学	
東京農工大学		名古屋工業大学		長崎大学	
東京藝術大学		豊橋技術科学大学	1976. 11. 17	熊本大学	
東京工業大学		三重大学		大分大学	
東京海洋大学	2003. 10. 1	滋賀大学		宮崎大学	
お茶の水女子大学		滋賀医科大学	1974. 11. 13	鹿児島大学	
電気通信大学		京都大学		鹿屋体育大学	1981. 11. 11
一橋大学		京都教育大学		琉球大学	1972. 6. 19
政策研究大学院大学	1997. 11. 12	京都工芸繊維大学		（特別会員）	
茨城大学		大阪大学		人間文化研究機構	2004. 4. 1
筑波大学	1973. 12. 12	大阪教育大学		自然科学研究機構	2004. 4. 1
筑波技術大学	2005. 10. 1	兵庫教育大学	1978. 11. 29	高エネルギー加速器研究機構	2004. 4. 1
宇都宮大学		神戸大学		情報・システム研究機構	2004. 4. 1

（注１）加入時期の欄中、年月日表示のないものはすべて1950. 7. 13（創立時）
（注２）法人化時（2004. 4）に会員は「国立大学」から「国立大学法人」に変更
（注３）法人化以降の統廃合
富山医科薬科大学（1975. 11. 12～2005. 9. 30）、高岡短期大学（2004. 4. 1～2005. 9. 30）富山大学に統合
筑波技術短期大学（2004. 4. 1～2005. 9. 30）筑波技術短期大学を廃止、筑波技術大学を設置
大阪外国語大学（1950. 7. 13～2007. 9. 30）大阪大学に統合
岐阜大学（1950. 7. 13～2020. 3. 31）、名古屋大学（1950. 7. 13～2020. 3. 31）東海国立大学機構へ

４　歴代会長・副会長名簿

①　2004年３月以前（法人化以前）

会長	在職期間	副会長	在職期間	副会長	在職期間
有馬朗人（東京）	1989.6～1993.3	熊谷信昭（大阪）	1987.6～1991.6	前川正（群馬）	1989.10～1991.6
		西島安則（京都）	1991.6～1991.12	塩野谷祐一（一橋）	1991.6～1992.11
		欠			
		井村裕夫（京都）	1992.2～1997.3	欠	
井村裕夫（京都）（会長代行）	1993.4～1993.6			鈴木正裕（神戸）	1993.3～1995.2
吉川弘之（東京）	1993.6～1997.3			欠	
				阿部謹也（一橋）	1995.6～1997.12
井村裕夫（京都）	1997.4～1997.12	欠			
		蓮實重彦（東京）	1997.6～1998.11	欠	
阿部謹也（一橋）	1997.12～1998.11			阿部博之（東北）	1998.3～1999.6
蓮實重彦（東京）	1998.12～2001.3	中嶋嶺雄（東京外国語）	1998.12～2001.6	長尾真（京都）	1999.6～2001.3
				欠	
長尾真（京都）	2001.4～2003.6	松尾稔（名古屋）	2001.6～2003.6	石弘光（一橋）	2001.6～2004.3
佐々木毅（東京）	2003.6～2004.3	梶山千里（九州）	2003.6～2004.3		

② **2004年４月以降**（法人化以降）

会長	在職期間	副会長	在職期間	副会長	在職期間	副会長	在職期間	副会長	在職期間	備考
佐々木毅（東京）	2004.4～2005.3	石弘光（一橋）	2004.4～2004.11	梶山千里（九州）	2004.4～2008.9					副会長３名制となる
		相澤益男（東京工業）	2004.12～2005.3							
相澤益男（東京工業）	2005.3～2007.4	欠								
		小宮山宏（東京）	2005.4～2007.6							
小宮山宏(東京)（会長代行）	2007.4～2007.6									
小宮山宏（東京）	2007.6～2009.3	井上明久（東北）	2007.6～2012.3							
				平野眞一（名古屋）	2008.10～2009.3	丸本卓哉（山口）	2008.4～2010.3			
濱田純一（東京）	2009.4～2013.6			鷲田清一（大阪）	2009.4～2011.6					
						吉田浩己（鹿児島）	2010.4～2011.6			
		欠		松本紘（京都）	2011.6～2013.6	香川征（徳島）	2011.6～2013.6			
松本紘（京都）	2013.6～2014.9	濱口道成（名古屋）	2012.4～2015.3	里見進（東北）	2013.6～2014.11	羽入佐和子（お茶の水女子）	2013.6～2015.3	谷口功（熊本）	2013.6～2014.11	副会長４名制となる
濱口道成(名古屋)（会長代行）	2014.10～2014.11									
里見進（東北）	2014.11～2017.6			永田恭介（筑波）	2014.11～2019.6			片峰茂（長崎）	2014.11～2015.6	
		平野俊夫（大阪）	2015.4～2015.6			大西隆（豊橋技術科学）	2015.4～2017.6			
		山極壽一（京都）	2015.6～2017.6					髙橋姿（新潟）	2015.6～2017.6	
山極壽一（京都）	2017.6～2019.6	松尾清一（名古屋）	2017.6～2019.6			岡正朗（山口）	2017.6～2019.6	室伏きみ子（お茶の水女子）	2017.6～2019.6	
永田恭介（筑波）	2019.6～	西尾章治郎（大阪）	2019.6～	大野英男（東北）	2019.6～	山崎光悦（金沢）	2019.6～	林佳代子（東京外国語）	2019.6～	

5　歴代委員会等委員長名簿

①　2004年３月以前（法人化以前）

常置委員会

委員会名	所管事項	委員長	大学名	期間	備考
第１常置委員会	大学の組織・制度、研究・教育体制 ［改正第72回総会（1983. 6. 21）］	新野　幸次郎	神戸大学	1989. 5～1991. 2	1950. 11. 27設置 ：第２回総会 2004. 3. 31廃止
		早川　幸夫	名古屋大学	1991. 2～1992. 2	
		鈴木　正裕	神戸大学	1992. 4～1993. 4	
	理念、体制・組織、管理運営 ［改正第97回総会（1995. 11. 15）］	金森　順次郎	大阪大学	1993. 4～1997. 6	
		阿部　博之	東北大学	1997. 6～1998. 3	
		長尾　真	京都大学	1998. 4～1999. 6	
		阿部　博之	東北大学	1999. 6～2002. 11	
		北原　保雄	筑波大学	2002. 11～2004. 3	
第２常置委員会	学科課程・入学試験等 ［改正第72回総会（1983. 6. 21）］	末松　安晴	東京工業大学	1989. 12～1993. 10	1950. 11. 27設置 ：第２回総会 2004. 3. 31廃止
	入学者選抜 ［改正第97回総会（1995. 11. 15）］	加藤　延夫	名古屋大学	1993. 10～1998. 3	
		杉岡　洋一	九州大学	1998. 4～2001. 11	
		中村　睦男	北海道大学	2001. 11～2004. 3	
第３常置委員会	学生の厚生補導 ［改正第72回総会（1983. 6. 21）］	篠笥　憲爾	福島大学	1990. 11～1991. 11	1950. 11. 27設置 ：第２回総会 2004. 3. 31廃止
	教養教育、学部専門教育、学生生活 ［改正第97回総会（1995. 11. 15）］	佐々木　愼一	豊橋技術科学大学	1991. 11～1996. 3	
		久々宮　久	東京商船大学	1996. 4～1998. 1	
		佐藤　保	お茶の水女子大学	1998. 1～2001. 2	
		鮎川　恭三	愛媛大学	2001. 2～2003. 2	
		牟田　泰三	広島大学	2003. 3～2004. 3	
第４常置委員会	教職員の待遇改善 ［改正第72回総会（1983. 6. 21）］	野村　稔	東京水産大学	1988. 9～1991. 11	1950. 11. 27設置 ：第２回総会 2004. 3. 31廃止
		阪上　信次	東京農工大学	1991. 11～1995. 4	
		田中　昌一	東京水産大学	1995. 6～1995. 11	
	教職員の待遇改善 ［改正第97回総会（1995. 11. 15）］	梶井　功	東京農工大学	1995. 11～2001. 4	
		隆島　史夫	東京水産大学	2001. 5～2003. 6	
		兵藤　釗	埼玉大学	2003. 6～2004. 3	
第５常置委員会	大学間の協力 ［改正第72回総会（1983. 6. 21）］	角田　稔	電気通信大学	1990. 11～1994. 4	1952. 5. 28設置 ：第５回総会 2004. 3. 31廃止
	学術交流・国際協力 ［改正第97回総会（1995. 11. 15）］	江崎　玲於奈	筑波大学	1994. 5～1998. 3	
		中嶋　嶺雄	東京外国語大学	1998. 4～1998. 11	
		内藤　喜之	東京工業大学	1998. 12～2001. 6	
		宮田　清藏	東京農工大学	2001. 6～2004. 3	
第６常置委員会	大学財政、学費 ［改正第72回総会（1983. 6. 21）］	高橋　良平	九州大学	1987. 5～1991. 11	1952. 5. 28設置 ：第５回総会 2004. 3. 31廃止
		廣重　力	北海道大学	1991. 11～1995. 4	
		和田　光史	九州大学	1995. 6～1995. 11	
	財政 ［改正第97回総会（1995. 11. 15）］	武藤　輝一	新潟大学	1995. 11～1998. 1	
		鈴木　章夫	東京医科歯科大学	1998. 2～2003. 6	
		吉本　高志	東北大学	2003. 6～2004. 3	

第７常置委員会	研究、大学院、生涯学習、学術情報	西澤　潤一	東北大学	1995. 11～1996. 11	1995. 11. 15設置 ：第97回総会 2004. 3. 31廃止
		丸山　工作	千葉大学	1996. 11～1998. 7	
		丹保　憲仁	北海道大学	1998. 7～2001. 4	
		磯野　可一	千葉大学	2001. 5～2003. 6	
		梶谷　誠	電気通信大学	2003. 6～2004. 3	
第８常置委員会	評価	松尾　稔	名古屋大学	2000. 4～2001. 6	1999. 11. 17設置決定 ：第105回総会 2000. 4. 1設置 2004. 3. 31廃止
		佐々木　毅	東京大学	2001. 6～2003. 6	
		河野　伊一郎	岡山大学	2003. 6～2004. 3	

特別委員会

委員会名	委員長	大学名	期間	備考
教養課程に関する特別委員会	竹内　正幸	埼玉大学	1990. 11～1992. 2	1991. 10名称変更 1995. 11廃止
教養教育に関する特別委員会	坪井　昭三	山形大学	1992. 3～1995. 11	
大学院問題特別委員会	高橋　克明	岡山大学	1989. 9～1993. 6	1996. 3廃止
	武藤　輝一	新潟大学	1993. 6～1996. 3	
教員養成制度特別委員会	関　四郎	東京学芸大学	1988. 3～1991. 10	1996. 3廃止 1996. 4再設置 2004. 3廃止
	将積　茂	愛知教育大学	1991. 10～1993. 6	
教員養成特別委員会	蓮見　音彦	東京学芸大学	1993. 6～1997. 11	
	木下　繁彌	大阪教育大学	1997. 11～1999. 6	
	岡本　靖正	東京学芸大学	1999. 8～2003. 10	
	横須賀　薫	宮城教育大学	2003. 10～2004. 3	
医学教育に関する特別委員会	井形　昭弘	鹿児島大学	1989. 7～1993. 1	1996. 3廃止 1996. 4再設置 2004. 3廃止
	吉田　亮	千葉大学	1993. 1～1994. 8	
医学教育特別委員会	石川　英一	群馬大学	1994. 8～1997. 12	
	鈴木　章夫	東京医科歯科大学	1998. 4～2004. 3	
図書館特別委員会	小林　晴夫	室蘭工業大学	1988. 1～1991. 3	1988. 6名称変更 1995. 11廃止
学術情報特別委員会	太田　時男	横浜国立大学	1991. 4～1994. 3	
	木村　孟	東京工業大学	1994. 4～1995. 11	
入試改善特別委員会	熊谷　信昭	大阪大学	1987. 7～1991. 8	1995. 11廃止
	西島　安則	京都大学	1991. 9～1991. 12	
	井村　裕夫	京都大学	1992. 2～1995. 11	
生涯学習特別委員会	太田　時雄	横浜国立大学	1991. 7～1994. 3	1991. 5設置 1995. 11廃止
	加藤　晃	岐阜大学	1994. 4～1995. 5	
	阿部　謹也	一橋大学	1995. 6～1995. 11	
国立大学の在り方と使命に関する特別委員会	阿部　謹也	一橋大学	1997. 3～1998. 11	1997. 3設置 1999. 3廃止
大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会	蓮實　重彦	東京大学	1998. 6～1999. 6	1998. 6設置 1999. 6廃止
大学評価に関する特別委員会	阿部　博之	東北大学	1998. 6～2000. 3	1998. 6設置 2000. 3廃止

設置形態検討特別委員会	長尾　真	京都大学	2000. 7～2001. 7	2000. 7設置 2002. 4廃止
	石　弘光	一橋大学	2001. 7～2002. 4	
国立大学法人化特別委員会	石　弘光	一橋大学	2002. 5～2003. 6	2002. 4設置 2004. 3廃止
	梶山　千里	九州大学	2003. 6～2004. 3	
国立大学協会の在り方検討特別委員会	松尾　稔	名古屋大学	2002. 5～2002. 11	2002. 4設置 2002. 11廃止
「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会	佐々木　毅	東京大学	2002. 11～2003. 7	2002. 11設置 2004. 3廃止
	石　弘光	一橋大学	2003. 7～2004. 3	

国立大学協会50周年記念行事準備委員会	佐藤　保	お茶の水女子大学	1998. 6～2000. 11	1998. 3設置 2000. 11解散

② **2004年４月以降**（法人化以降）

委員会

委員会名	委員長	大学名	期間	備考
企画委員会	石　弘光	一橋大学	2004. 4～2004. 11	2004. 4. 13設置 2006. 3. 31廃止
	相澤　益男	東京工業大学	2004. 12～2005. 3	
	小宮山　宏	東京大学	2005. 4～2006. 3	
入試委員会	尾池　和夫	京都大学	2004. 4～2006. 3	2004. 4. 13設置
	中村　睦男	北海道大学	2006. 4～2007. 4	
	野上　智行	神戸大学	2007. 5～2008. 3	
	佐伯　浩	北海道大学	2008. 4～2011. 6	
	福田　秀樹	神戸大学	2011. 6～2013. 6	
	里見　進	東北大学	2013. 6～2014. 11	
	片峰　茂	長崎大学	2014. 11～2017. 9	
	岡　正朗	山口大学	2017. 10～	
教育・学生委員会 教育・研究委員会	平野　眞一	名古屋大学	2004. 4～2009. 3	2004. 4. 13設置 2006. 4. 1名称変更
	一井　眞比古	香川大学	2009. 4～2010. 3	
	濵口　道成	名古屋大学	2010. 4～2014. 9	
	谷口　功	熊本大学	2014. 10～2015. 3	
	徳久　剛史	千葉大学	2015. 4～2015. 6	
	五神　真	東京大学	2015. 6～2019. 6	
	大野　英男	東北大学	2019. 6. ～	
大学評価委員会	相澤　益男	東京工業大学	2004. 4～2004. 11	2004. 4. 13設置
	三浦　亮	秋田大学	2004. 12～2006. 3	
	尾池　和夫	京都大学	2006. 4～2008. 9	
	岩崎　洋一	筑波大学	2008. 10～2009. 3	
	松本　紘	京都大学	2009. 4～2010. 3	
	山田　信博	筑波大学	2010. 4～2013. 3	
	平野　俊夫	大阪大学	2013. 4～2015. 6	
	山極　壽一	京都大学	2015. 6～2017. 6	
	西尾　章治郎	大阪大学	2017. 6～	

国際交流委員会	宮原　秀夫	大阪大学	2004. 4～2007. 8	2004. 4. 13設置
	青野　敏博	徳島大学	2007. 8～2008. 3	
	鷲田　清一	大阪大学	2008. 4～2010. 3	
	有川　節夫	九州大学	2010. 4～2011. 6	
	香川　征	徳島大学	2011. 6～2013. 6	
	下條　文武	新潟大学	2013. 6～2014. 1	
	浅原　利正	広島大学	2014. 2～2014. 11	
	永田　恭介	筑波大学	2014. 11～2019. 6	
	山崎　光悦	金沢大学	2019. 6～	
大学経営委員会 経営支援委員会	吉本　高志	東北大学	2004. 4～2006. 11	2004. 4. 13設置 2006. 4. 1名称変更 2010. 6. 28名称変更
	崎元　達郎	熊本大学	2006. 11～2008. 3	
	梶山　千里	九州大学	2008. 4～2008. 9	
	鈴木　守	群馬大学	2008. 10～2009. 3	
	成瀬　龍夫	滋賀大学	2009. 4～2010. 3	
経営委員会	松本　紘	京都大学	2010. 4～2011. 6	
	有川　節夫	九州大学	2011. 6～2014. 9	
	福田　秀樹	神戸大学	2014. 10～2015. 3	
	久保　千春	九州大学	2015. 4～2020. 9	
	石橋　達朗	九州大学	2020. 10～	
広報委員会	梶山　千里	九州大学	2004. 4～2008. 3	2004. 4. 13設置
	丸本　卓哉	山口大学	2008. 4～2010. 3	
	鷲田　清一	大阪大学	2010. 4～2011. 6	
	松本　紘	京都大学	2011. 6～2013. 6	
	羽入　佐和子	お茶の水女子大学	2013. 6～2015. 3	
	大西　隆	豊橋技術科学大学	2015. 4～2017. 6	
	室伏　きみ子	お茶の水女子大学	2017. 6～2019. 6	
	林　佳世子	東京外国語大学	2019. 6～	
事業実施委員会	林　勇二郎	金沢大学	2004. 4～2008. 3	2004. 4. 13設置
	齋藤　寛	長崎大学	2008. 4～2008. 10	
	飯田　嘉宏	横浜国立大学	2008. 10～2009. 3	
	片峰　茂	長崎大学	2009. 4～2010. 3	
	吉田　浩己	鹿児島大学	2010. 4～2011. 6	
	佐伯　浩	北海道大学	2011. 6～2013. 3	
	見上　一幸	宮城教育大学	2013. 4～2013. 6	
	山口　佳三	北海道大学	2013. 6～2015. 6	
	松尾　清一	名古屋大学	2015. 6～2020. 3	
	松尾　清一	東海国立大学機構	2020. 4～	

特別委員会

委員会名	委員長	所属機関名・役職	期間	備考
特定分野の問題検討特別委員会（教員養成分野）	松尾　稔	国大協専務理事	2004. 11～2006. 3	2004. 11. 5設置 2006. 3. 31廃止
21世紀の国立大学を考える委員会	相澤　益男	東京工業大学長	2007. 1～2007. 4	2007. 1. 1設置
	小宮山　宏	東京大学長	2007. 4～2008. 3	
問題検討委員会	赤岩　英夫	国大協専務理事	2007. 7～2008. 3	2007. 7. 11設置 2015. 3. 31廃止
	井上　明久	東北大学長	2009. 4～2012. 3	
	松本　紘	京都大学長	2012. 4～2013. 6	
	谷口　功	熊本大学長	2013. 6～2015. 3	

諮問委員会

委員会名	座長	所属機関名・役職	期間	備考
国立大学法人総合損害保険運営委員会	金田　章裕	京都大学理事・副学長	2004. 7～2005. 9	2004. 4. 13設置
	金田　章裕	京都大学文学研究科教授	2005. 10～2008. 3	
	金田　章裕	人間文化研究機構長	2008. 4～2014. 3	
	戸渡　速志	東京大学理事	2014. 7～2018. 3	
	森田　正信	京都大学理事	2018. 9～2019. 10	
	平井　明成	京都大学理事	2020. 8～	
適格性審査会	梶山　千里	日本学生支援機構理事長（元九州大学長）	2010. 7～2011. 3	2010. 6. 28設置
	梶山　千里	福岡女子大学理事長・学長（元九州大学長）	2011. 4～2017. 6	
	小畑　秀文	かえつ有明中・高等学校校長（元東京農工大学長）	2017. 7～	

理事会の下の会議等

会議名	座長	大学名	期間	備考
調査企画会議	丸本　卓哉	山口大学	2009. 6～2010. 3	2009. 6. 15設置 2017. 6. 14廃止
	鷲田　清一	大阪大学	2010. 4～2011. 6	
	松本　紘	京都大学	2011. 6～2013. 6	
	羽入　佐和子	お茶の水女子大学	2013. 6～2015. 3	
	大西　隆	豊橋技術科学大学	2015. 4～2017. 6	

委員会名	委員長	大学名	期間	備考
政策研究所運営委員会	岡　正朗	山口大学	2017. 6～2019. 6	2017. 6. 14設置
	大野　英男	東北大学	2019. 6～	

委員会名	委員長	大学名	期間	備考
国立大学の機能強化に関する委員会	濱田　純一	東京大学	2011. 2～2013. 6	2010. 12. 27設置 （政策会議下） 2016. 2. 12廃止
	松本　紘	京都大学	2013. 6～2014. 9	
	濵口　道成	名古屋大学	2014. 10～2014. 11	
	里見　進	東北大学	2014. 11～2016. 2	

委員会名	委員長	大学名	期間	備考
震災復興・日本再生に関する支援対象事業選定等委員会	佐伯　浩	北海道大学	2011. 8～2013. 3	2011. 8. 18設置 2014. 3. 31廃止
	見上　一幸	宮城教育大学	2013. 4～2013. 6	

ワーキンググループ名	座長	大学名	期間	備考
理事会ワーキング・グループ（国大協の組織・運営等の見直し）	梶山　千里	九州大学	2005. 4～2005. 11	2005. 4. 13設置
理事会ワーキング・グループ（組織体制検討）	梶山　千里	九州大学	2006. 12～2007. 11	2006. 12. 6設置 2007. 11. 5廃止
組織運営体制等検討ワーキング・グループ	井上　明久	東北大学	2007. 7～2008. 3	2007. 7. 11設置 2008. 3. 31廃止
税制改正等推進ワーキング・グループ	井上　明久	東北大学	2008. 4～2009. 3	2008. 4. 14設置 2009. 3. 31廃止
新法人への移行検討ワーキング・グループ	井上　明久	東北大学	2008. 4～2009. 3	2008. 4. 14設置 2009. 3. 31廃止
女性医師等復帰支援検討ワーキング・グループ	平野　眞一	名古屋大学	2008. 11～2009. 3	2008. 11. 19設置 2009. 3. 31廃止
学生納付金に関する検討ワーキング・グループ	井上　明久	東北大学	2009. 2～2010. 3	2009. 2. 18設置 2010. 3. 31廃止
新型インフルエンザのアセスメントに関するワーキング・グループ	濵口　道成	名古屋大学	2009. 10～2010. 3	2009. 10. 19設置 2010. 3. 31廃止
震災復興・日本再生に関するワーキング・グループ	山田　信博	筑波大学	2011. 6～2013. 3	2011. 6. 8設置 2016. 2. 12廃止
役員体制等検討ワーキング・グループ	香川　征	徳島大学	2012. 7～2013. 3	2012. 7. 25設置
第３期中期目標期間に向けた課題検討ワーキンググループ	里見　進	東北大学	2014. 4～2014. 11	2014. 4. 24設置
人文社会科学系学部・大学院の意義・役割に関するワーキンググループ 人文社会科学系の意義・役割に関するワーキンググループ	羽入　佐和子	お茶の水女子大学	2014. 11～2015. 3	2014. 11. 20設置 2015. 2. 13名称変更 2016. 2. 12廃止
国立大学の将来ビジョンに関するワーキンググループ	永田　恭介	筑波大学	2014. 11～2016. 2	2014. 11. 20設置 2016. 2. 12廃止
国立大学協会の会費・予算等の在り方に関するワーキング・グループ	髙橋　姿	新潟大学	2015. 7～2016. 1	2015. 7. 22設置
国立大学協会の会長選考等の在り方に関するワーキング・グループ	山極　壽一	京都大学	2015. 7～2017. 3	2015. 7. 22設置
高等教育における国立大学の将来像に関するワーキンググループ	永田　恭介	筑波大学	2016. 4～2017. 6	2016. 4. 22設置 2017. 6. 14廃止
国立大学法人のガバナンスに関する調査研究ワーキンググループ	大西　隆	豊橋技術科学大学	2016. 4～2017. 6	2016. 4. 22設置 2017. 6. 14廃止
本格的な産学官連携による共同研究推進に関するワーキンググループ	髙橋　姿	新潟大学	2017. 2～2017. 6	2017. 2. 17設置 2019. 6. 11廃止
	松尾　清一	名古屋大学	2017. 6～2019. 6	

国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革ワーキンググループ	松尾　清一	名古屋大学	2017. 12～2019. 6	2017. 12. 25設置
地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ	永田　恭介	筑波大学	2017. 12～2019. 6	2017. 12. 25設置
	山崎　光悦	金沢大学	2019. 7～	
地方活性化に向けて国立大学群が目指すべき教育研究に関する検討ワーキンググループ	山崎　光悦	金沢大学	2019. 7～	2019. 7. 5設置
第４期中期目標期間に向けた課題検討ワーキンググループ	西尾　章治郎	大阪大学	2020. 5～	2020. 5. 25設置

※廃止時期が特定できないものについては年月日を記載していない。

6　歴代幹部役職員名簿等

①　2004年３月以前（法人化以前）

年	局　長	次　長	室　長	主　事	一般職員
1991	平間厳 （1986.7～1993.8）	片山泰二 （1985.10～1994.3）		杉森政雄 （1980.5～1999.3） 進藤勇樹 （1983.4～1992.6） 奈良利男 （1988.4～1996.3） 小松正幸 （1989.4～1998.3）	出口夏実 （1989.4～）
1992				江澤兵治 （1992.6～2000.3）	
1993	滝沢源平 （1993.9～1997.3）				
1994		野島博 （1994.4～2001.3）			
1995					
1996				徳竹廣雄 （1996.4～2002.3）	
1997	伊藤才一郎 （1997.4～2001.3）				
1998				岡部健一 （1998.4～2004.3） 中村勝 （1998.4～2006.3） 深澤善司 （1998.4～2003.2）	
1999					
2000					
2001	諸橋輝雄 （2001.4～2004.3）	宮崎睦雄 （2001.4～2004.3）			
2002		畠山廣孝 （2002.4～2004.3）		藤井昌雄 （2002.4～2005.3）	
2003			中島節夫 （2003.11～2004.3）	和田雅裕 （2003.11～2007.3） ※2003.10から在籍	
2004				佐々木弘司 （2004.3～2008.3）	

②　2004年４月以降（法人化以降）

年	専務理事	常務理事	事務局長	事務局次長級	部長級
2004	松尾稔 （2004.4～2006.3）	諸橋輝雄 （2004.4～2007.6）	諸橋輝雄 （2004.4～2007.3）		畠山廣孝（総務） （2004.4～2007.3） 中島節夫（企画） （2004.4～2006.3）
2005					
2006	赤岩英夫 （2006.4～2008.3）				松浦功（企画） （2006.4～2009.3）
2007		早田憲治 （2007.7～2013.6）	早田憲治 （2007.4～2013.6）	三宅保信 （2007.7～2012.3）	
2008					
2009	野上智行 （2009.6～2012.3）				日向野隆司（企画） （2009.4～2013.3）
2010					
2011					
2012	一井眞比古 （2012.4～2015.4）			河本朝光 （2012.4～2018.6）	佐藤修二（参事役） （2012.8～2015.3）
2013		木谷雅人 （2013.7～2019.6）	木谷雅人 （2013.7～2019.6）		渡部廉弘（総務） （2013.4～2015.3） 堀川光久（企画） （2013.4～2016.3）
2014					
2015	山本健慈 （2015.5～2020.3）				齊藤修（総務） （2015.4～2017.3）
2016					羽鳥政男（企画） （2016.4～2019.3）
2017					八田弘（総務） （2017.4～2019.3）
2018				猿渡政範 （2018.7～2020.1） 戸渡速志 （2018.10～2019.6）	
2019		戸渡速志 （2019.6～）	戸渡速志 （2019.6～）		東高之（総務） （2019.4～） 森山睦（企画） （2019.4～）
2020	山口宏樹 （2020.4～）			箱田規雄 （2020.4～） 玉上晃（審議役） （2020.10～）	

事務局職員数の変遷

年月	人数
2005年３月	17人
2006年３月	17人
2007年３月	18人
2008年３月	19人
2009年３月	20人
2010年３月	21人
2011年３月	21人
2012年３月	22人
2013年３月	23人
2014年３月	26人
2015年３月	27人
2016年３月	26人
2017年３月	27人
2018年３月	25人
2019年３月	29人
2020年３月	27人

（注）職員数は事務局長以下をカウントし、特別研究員、派遣職員は含まない。

7　提言・意見・要望書等件名一覧

年月日	題　名	委員会等	分　野
1991. 2. 21	中央教育審議会学校制度に関する小委員会審議経過報告への見解	第２常置	中教審
6. 7	国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書	第４常置	定員削減
6. 26	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
9. 17	大学審議会「大学院部会における審議の概要―大学院の量的整備について―」に対する意見	大学院問題	大学審
9. 30	人事院勧告の取り扱いに関する要望書	第４常置	待遇改善
11. 1	高等教育予算の充実について（要望書）	第６常置	予算
12. 16	国立大学の学生納付金の改定について（要望）	第６常置	授業料
1992. 6. 16	推薦入学制度の適正な推進について（要望）	第２常置	入試
7. 8	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
10. 7	人事院勧告の取り扱いに関する要望書	第４常置	待遇改善
12. 4	国立大学の学生納付金の改定について（要望）	第６常置	授業料
1993. 7. 1	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
9. 27	人事院勧告の取り扱いに関する要望書	第４常置	待遇改善
10. 5	国立大学の授業料の在り方について（要望）	第６常置	授業料
11. 18	国立大学の授業料の在り方について	第６常置	授業料
1994. 7. 8	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
7. 13	厚生補導施設の整備充実に関する要望書	第３常置	施設整備
9. 2	学術審議会「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成」（中間まとめ）に関する意見書	第１常置	学術審
9. 20	人事院勧告の取り扱いに関する要望書	第４常置	待遇改善
10. 14	国立大学の学生納付金の在り方について（要望）	第６常置	授業料
12. 6	国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書	第５常置	私費留学
1995. 1. 27	阪神大震災で被災した受験生等への配慮について（要請）	第２常置	入試
2. 3	阪神大震災で被災した受験生を対象とする特例入試の実施について	第２常置	入試
2. 10	「短期留学の推進について」（短期留学推進に関する調査研究協力者会議中間報告）に対する意見について	第５常置	短期留学
7. 12	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
8. 21	「大学審議会組織運営部会における審議の概要（その２）―大学運営円滑化のための具体的方策について―」に対する意見	第１常置	大学審
8. 24	「大学審議会大学院部会における審議の概要―大学院の教育研究の質的向上について―」に対する意見	第１常置	大学審
9. 6	学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」（中間まとめ）についての意見	第１常置	学術審
9. 25	人事院勧告の取り扱いに関する要望書	第４常置	待遇改善
9. 25	日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金に係る所得税非課税措置の創設に関する要望	第６常置	税制改正
9. 25	育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄附金・拠出金について住民税の控除制度を創設することに関する要望	第６常置	税制改正
11. 8	国立大学の授業料について（要望）	第６常置	授業料
11. 24	「大学審議会組織運営部会における審議の概要―大学教員の任期制について―」についての意見	第１常置	大学審
11. 24	「大学審議会大学教育部会における審議の概要―高等教育の一層の改善について―」についての意見	第１常置	大学審
12. 15	教室系技術職員の専門行政職俸給表への移行について（要望）	第４常置	技術職員
1996. 1. 31	「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修の充実の在り方について」に対する意見	第７常置	生涯学習審

年月日	題　名	委員会等	分　野
1996. 4．15	大学等卒業予定者に係る応募社用紙の標準的事項の参考例の改定について	第３常置	就職
5．9	国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書	第４常置	定員削減
6．28	『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について〈中央教育審議会「審議のまとめ」の骨子〉』に対する意見	第１常置	中教審
7．18	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
7．25	「科学技術基本計画についてに対する答申」について	第１常置	科学技術
9．18	人事院勧告の取り扱いに関する要望書	第４常置	待遇改善
10. 25	教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の配置等について（要望）	第４常置	待遇改普
11. 1	育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金について住民税の控除制度を創設することに関する要望	第６常置	税制改正
11. 1	国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税額控除制度の延長等の措置を講じること（共同試験研究促進税制の延長・拡充）に関する要望	第６常置	税制改正
11. 12	国立大学の学生納付金について（要望）	第６常置	授業料
11. 20	今後の育英奨学事業の在り方について	第３常置	育英奨学
1997. 1．23	「今後の教育課程の在り方について」の意見	第２常置	教育課程審
1．28	「大学の入学者選抜の改善」に関する意見(要旨)	第２常置	中教審
4．23	「今後の育英奨学事業の在り方について」に対する意見について	第３常置	奨学金
6．2	「留学生の入学選考の改善方策について」に対する意見	第２・５常置	留学生
6．10	「中央教育審議会　審議のまとめ（その二)」についての意見	第２常置	中教審
6．17	医学部（医学科）４年制コース創設の提言	医学教育	医学教育
6．20	新たな時代に向けた教員養成の改善方策に関する意見について	教員養成	教養審
6．30	行財政改革と国立大学の在り方について（要望）	在り方使命特	行政改革
6．30	国立大学の施設の整備・改善について	第６常置	施設整備
7．9	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
8．4	「大学の教員等の任期制に関する法律」の施行に関連する要望書	第１常置	任期制
8．11	国立大学附属図書館の整備充実に関する要望	第７常置	図書館
8．19	保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について（中間まとめ)」に関する意見について	第７常置	保健体育審
9．14	学術審議会「学術研究における評価の在り方について」(中間まとめ）に対する意見	第７常置	学術審
9．16	人事院勧告の取り扱いに関する要望書	第４常置	待遇改善
9．18	国立大学と民間企業との共同試験研究促進税制について高速ネットワークを活用した情報通信技術等に関する共同研究を優遇措置の対象とすることに関する要望	第６常置	税制改正
9．18	育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することに関する要望	第６常置	税制改正
9．18	留学生のホームステイ受入れ家庭の負担を軽減するため、これらの家庭の世帯主の所得税を軽減する措置を創設することに関する要望	第６常置	税制改正
10. 8	「養護教諭の養成カリキュラムについて」に対する意見	教員養成	教育課程審
10. 21	国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について	在り方使命特	行政改革
10. 31	大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その２）―高等教育の一層の改善について―」に対する意見	第１常置	大学審
10. 31	大学審議会「大学院部会における審議の概要―通信制の大学院について―」に対する意見	第７常置	大学審
10. 31	大学審議会マルチメディア教育部会における審議の概要「遠隔授業の大学設置基準における取扱い等について」に対する意見	第３常置	大学審
11. 12	国際化時代の国立大学事務職員の採用・研修等の在り方について（提言）	第７常置	職員採用
11. 13	国立大学の独立行政法人化について	総会	行政改革

年月日	題　名	委員会等	分　野
1997. 12. 1	国立大学の学生納付金について（要望）	第６常置	授業料
1998. 2. 3	教育課程審議会の「中間まとめ」に対する意見について	教員養成	教育課程審
3. 31	国立大学施設の整備に関する緊急の訴え	第６常置	施設整備
4. 6	研究交流促進法の一部を改正する法律案及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の制定に関する要望について	第７常置	研究
5. 20	中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」（中間報告）に対する意見	第１常置	中教審
5. 21	大学の組織運営システムの改革についての意見	第１常置	大学審
6. 9	国立大学の教員等に対する国家公務員倫理法の適用について（要望）	第７常置	倫理
6. 15	中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」（中間報告）についての見解	教員養成	中教審
7. 6	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
8. 20	大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（中間まとめ）に対する意見	第１常置	大学審
8. 24	修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について（中間報告）についての意見	教員養成	教養審
9. 11	人事院勧告の取り扱いに関する要望書	第４常置	待遇改善
9. 25	大学等と民間企業等との共同研究について、民間企業等が支出する試験研究費に対する法人税の税額控除制度の延長・拡充（共同試験研究促進税制の延長・拡充）に関する要望	第６常置	税制改正
9. 25	国から交付されている科学研究費補助金について、日本学術振興会を経由して支給される場合についても非課税措置を維持することに関する要望	第６常置	税制改正
9. 25	大学等と民間企業等との共同研究を推進するため、民間企業等が国立大学等との共同研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備した場合の固定資産税等の課税標準の特例措置の創設に関する要望	第６常置	税制改正
9. 25	国際大学村（仮称）に係る日本学術振興会の業務の実施に伴う非課税措置の維持・拡大に関する要望	第６常置	税制改正
10. 14	「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について（審議経過報告）」（教育職員養成審議会大学院等特別委員会）についての意見	教員養成	教養審
11. 12	大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者機関」の具体化に関連する要望書	第１常置	大学審
12. 11	国立大学の学生納付金について（要望）	第６常置	授業料
1999. 6. 3	学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について―『知的存在感のある国』を目指して―」（中間まとめ）に対する意見	第７常置	学術審
6. 15	大学評価機関（仮称）の在り方について（要望）	評価	評価
7. 14	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
7. 26	大学評価機関（仮称）の創設への協力・支援について	評価	評価
7. 26	大学審議会「大学院部会における審議の概要―大学院入学者選抜の改善について―」に対する国立大学協会の意見	第７常置	大学審
8. 5	教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論点整理）」に対する意見	教員養成	教養審
10. 18	国立大学の施設の整備・改善について（要望）	第６常置	施設整備
11. 18	教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（審議経過報告）」に対する意見	教員養成	教養審
11. 18	国立大学協会会長談話 国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて高等教育の将来像を考える	総会	行政改革
11. 22	中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（中間報告）に対する意見	第２常置	中教審
12. 2	国立大学の学生納付金について（要望）	第６常置	授業料
12. 10	放送大学での科目の開講について（要望）	第５常置	留学生
2000. 1. 24	国家公務員倫理法の運用に当たっての留意点の整理について	第７常置	倫理

年月日	題　名	委員会等	分　野
2000. 3．13	教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」に対する意見	教員養成	教育課程審
5．18	教育職員養成審議会『「情報」及び「福祉」の「教科に関する科目」』に関する意見について	教員養成	教養審
5．25	大学審議会「大学入試の改善について」（中間まとめ）に対する意見	第２常置	大学審
6．14	第106回総会の確認事項	総会	独法化
6．16	国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書	第４常置	定員削減
7．5	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
7．28	「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」に関する意見	第１常置	大学審
8．11	「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会『(審議経過報告)』」に対する意見	教員養成	教員養成
9．1	「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について」（中間まとめ）に対する意見	第７常置	著作権
9．20	大学評価の進め方に関する要望	第８常置	評価
11．1	教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価のあり方について」（中間まとめ）に対する意見	教員養成	教育課程審
11．15	「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について（案)」に対する意見	第８常置	評価
11．24～30	国立大学の施設の整備・改善について（要望）	第６常置	施設整備
2001. 1．12	「自己評価実施要項（案)」及び「評価実施手引書（案)」に対する意見について（回答）	第８常置	評価
1．15	大学入試センター試験実施期間の延長について（要望）	第２常置	入試
4．11	平成13年度着手予定の大学評価・学位授与機構の大学評価についての要望	第８常置	評価
6．1	国立の教員養成系大学・学部のあり方に関する懇談会「まとめ（概要）（案)」に対する意見書	教員養成	教員養成
6．1	「国立の教員養成系大学・学部の組織・体制の在り方の検討について（案)」及び「附属学校の果たすべき役割について意見のまとめ（要旨)」に対する意見書	教員養成	教員養成
6．1	「大学入試センター試験の前年度成績の利用について」の留意事項	第２常置	入試
7．19	「今後の教員免許制度の在り方」に関する意見	教員養成	教員養成
8．29	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
10．1	国立大学協会会長談話「新しい『国立大学法人』像」の中間報告等について	会長	独法化
10．16～11．20	国際的な学生交流事業予算の充実について（要望）	第５常置	留学生
10．29	「新しい『国立大学法人』像について（中間報告)」に対する意見	総会	独法化
11．29～30	国立大学施設の整備・改善について（要望）	第６常置	施設整備
11．30	大学評価の実施方法について申し入れ	第８常置	評価
12．10	文部科学省・新しい「国立大学法人」像（中間報告）に対する提言	将来構想WG	法人化
12．26	国立の教員養成系大学・学部のあり方に関する懇談会「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」に対する意見	教員養成	教員養成
2002. 1．21	中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について」（中間報告）に対する意見	教員養成	教員養成
3．1	「意見申し立て」の取り扱いと評価結果の公表についての申し入れ	第８常置	評価
3．6	文部科学省高等教育局「大学の教員等の任期に関する法律の一部改正の考え方」に対する意見	第４常置	任期制
4．11	大学入試センター試験「地理歴史」教科の２科目選択について（要望）	第２常置	入試
4．19	「新しい『国立大学法人』像について」（最終報告）に関しての国立大学協会会長談話	総会	法人化

年月日	題　名	委員会等	分　野
2002. 6．11	「平成18年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について―中間まとめ―」に対する意見について	第２常置	入試
6．25	「法科大学院の設置基準等について（中間報告）」に対する意見	第７常置	中教審
6．25	「大学院における高度専門職業人養成について（中間報告）」に対する意見	第７常置	中教審
7．2	平成12年度着手の大学評価に対する意見について	第８常置	評価
7．2	「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（中間報告）」に対する意見	第８常置	中教審
7．16	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
10．25	「新たな学生支援機関の在り方について」（中間取りまとめ）に関する意見	第３常置	学生生活
11．21	平成15年度税制改正要望について	第６常置	税制改正
11．21	国立大学等関係予算の充実について（要望）	第６常置	予算
11．22	平成14年度着手の大学評価に対する意見について	第８常置	評価
12．13	「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（中間報告）」に対する意見	第１常置	中教審
2003. 2．24	「国立大学法人法案の概要」に対する見解について	理事会	法人化
2．24	「国立大学法人評価委員会」設置に関する要望	理事会	法人化
4．17	「国立大学法人法案」に対する見解	法人化特	法人化
4．25	「『知的財産推進計画』に盛り込むべき政策事項」に対する意見	第７常置	知的財産
6．6	平成13年度着手の大学評価に関する申し入れ	第８常置	評価
7．14	国立大学法人化についての国立大学協会見解	総会	法人化
7．18	国立大学法人制度の適切な運用について（要請）	総会	法人化
8．6	国立大学教員への裁量労働制の適用について（要請）	法人化特	法人化
9．25	「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について（中間まとめ）」について（意見）	第８常置	評価
11．12	国立大学関係の予算の充実について	総会	法人化
12．6	運営費交付金の取り扱いについての要望	理事会	法人化

年月日	題　名
2004. 6．～	「改革」を推進するための国立大学関連予算について（要請書）
6．30	平成14年度着手分の大学評価について
10．22	「我が国の高等教育の将来像」（審議の概要）に対する意見
12．8、13	国立大学関連予算の充実について
2005. 1．11	「我が国の高等教育の将来像（中間報告）」に対する意見
4．～6．	国立大学における施設の整備・充実について（要請）
5．～6．	国立大学の予算充実について―18年度概算要求に向けて―（要望）
6．17	教員養成における専門職大学院に関する意見書
6．20	中央教育審議会「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」（中間報告）に対する意見
7．15	国立大学附属病院が抱える諸問題について（要望）
7．28	中央教育審議会・義務教育特別部会の審議に関する意見書
8．25	国立大学法人に係る平成18年度税制改正に関する要望
9．～12.	国立大学法人の平成18年度予算充実について（要望）
10．25	大学情報データベースの試行的構築について（要望）
12．9	国立大学の学生寄宿舎の整備と寄宿料の取扱いについて（要望）
2006. 1．10	中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（中間報告）に関する意見書
3．20	国立大学等の施設整備の推進について（要望）
5．24	国立大学法人の予算充実について（要望）
8．1	国立大学法人における附属病院の諸問題について（要望）
8．28	国立大学法人に係る平成19年度税制改正に関する要望
10．10	「専門職大学院の評価基準モデル（案）」への意見

年月日	題　名
2006. 10. 18	国立大学法人の授業料標準額について（緊急要請）
12. 7	平成19年度大学関係予算の確保・充実について（要請）
2007. 2．21	「知的財産推進計画2007」の策定について（要望）
2．21	留学制度の改善について（要請）
4．11	「国立大学に対する正しい理解と政策を求める」（要請）
5．16	国立大学の入学者選抜制度改革に関する検討について（意見）
6．13	大学・大学院政策に関する活動指針
8．～10.	平成20年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
10. ～11.	税制改正に関する要望書（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
10. 10	国立大学の定員超過を抑制する仕組みの導入に対する意見
11. 27	中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」に対する意見書
12. 26	平成20年度国立大学関係政府予算案に対する意見
2008. 2．8	「電子ジャーナル」に関する要望
5．7	中央教育審議会大学分科会制度・教育部会「学士課程の構築に向けて（審議のまとめ）」に対する意見書
6．2～26	教育振興基本計画について（要望）
6．20～23	教育振興基本計画策定に向けた緊急アピール
7．9	採用選考活動の早期化の是正に関する要請書（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
7．17	国立大学法人に係る平成21年度税制改正に関する要望
7．17～18	平成21年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
7．23	概算要求基準における国立大学法人運営費交付金の削減幅を３％とする方向の検討について（緊急アピール）
7．25	「留学生30万人計画」を実現し、優れた留学生を獲得するための緊急アピール（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
8．7	教員免許更新講習の実施に係る財政的支援について（要望）
8．29	「国立大学法人の第二期中期目標・中期計画の項目等について（素案）」に係る意見について
9．22	「図書館・博物館（司書・学芸員）の在り方」に関する意見について
10. 7	税制改正に関する要望書（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
10. ～12.	平成21年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
12. 16	大学の教育研究活動の振興に向けた予算要望（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
2009. 5．～6．	「安心社会」実現に貢献する国立大学の振興に向けて（要望）―活力ある人材育成と教育の機会均等―
6．2～17	学術研究の振興に関する緊急アピール―平成21年度補正予算の成立に当たって―
6．9～26	平成21年度補正予算に伴う学術研究振興施策についての提言（国立大学協会、日本私立大学団体連合会）
6．24～30	財政制度等審議会建議に対する所見
6．24	優れた留学生の確保に向けた取り組みについて
6．29～30	平成22年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
6．29	「骨太方針2009」に基づく概算要求基準の策定に向けて（緊急要望）―大学の構造転換を推進する投資の拡充を―（国立大学協会、日本私立大学団体連合会）
7．6	「児童生徒の学習評価の在り方」に関する意見
7．22	優れた留学生の確保に向けた取り組みについて（要請）
8．6	国立大学法人に係る平成22年度税制改正に関する要望
8．18	大学入試センター試験実施時における新型インフルエンザへの対応について（意見書）
8．26	学術情報ネットワークワークの高度化に関する支援について（要望）
10. 2、13	平成22年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
10. 13、12. 9	国立大学附属病院を取り巻く諸問題への提言
10. 16	第４期科学技術基本計画に盛り込むべき事項についての意見
10. 16	平成22年度税制改正に関する要望
10. 16	平成22年度大学入試における新型インフルエンザへの対応に係る国公私立大学団体の共同コメント（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）

年月日	題　名
2009. 10. 19	中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（審議経過報告）」に関する意見
11. 26	大学界との「対話」と大学予算の「充実」を―平成22年度予算編成に関する緊急アピール―
11. 27、30	大学・学術は、一日にしてならず―国公私立大学に係る平成22年度予算に関する要望―（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
12. 2	国立大学法人に係る平成22年度税制改正に関する重点要望
12. 2	中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「キャリアガイダンス（社会的・職業的自立に関する指導等）の法令上の明確化について」に関する意見
12. 11	平成22年度予算編成に向けての「決議」
12. 11	第２期中期目標期間における学生納付金の在り方について
12. 25	「最先端研究開発支援プログラムの新たな支援制度」等に関する意見
2010. 1．12	「学術研究の大型プロジェクトの推進について」（審議経過報告）に関する意見
1．12	「大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について」（これまでの議論の整理）に関する意見
2．12	第２期中期目標期間における評価の意見について
3．5	「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ審議の中間まとめ」について
3．31	教員の資質向上について（意見）
6．3	国立大学財務・経営センター事業の廃止は、国立大学法人の運営に甚大な影響。格別のご配慮を。
6．25	学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕に対する意見
6．29	大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について（要請）
6．30	平成23年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
7．14	平成23年度税制改正に関する要望
7．14	「新成長戦略」の原動力は「強い大学」（国立大学協会、日本私立大学団体連合会）
7．16～29	平成23年度概算要求基準について
8．2	平成23年度国立大学関係予算の確保・充実について（緊急要望）
11. 1	決議「強い人材、強い大学、元気な日本」
11. 10	日本貿易会表明「新卒者の採用活動の見直しについて」を受けて
11. 12	日本就職情報出版懇話会報告「大学生・大学院生の就職／採用活動の今日的課題に対する取り組み」を受けて
11. 12	中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申素案）」に関する意見
11. 16	大学評価・学位授与機構の「認証評価事業」の民間移行について
11. 16	「元気な日本復活特別枠」要望に関するパブリックコメントへの対応について（会長声明）
11. 18～	平成23年度税制改正に関する要望について
12. 8	「強い人材、強い大学、元気な日本」平成23年度予算に対する緊急声明
12. 24	平成23年度政府予算案の閣議決定を受けて（会長談話）
12. 27	平成23年度政府予算案について
12. 27	科学研究費補助金の充実について（声明）（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
2011. 2．3	日本経済団体連合会表明「新卒者の採用選考活動の在り方について」を受けて
2．3	経済同友会表明「新卒就職採用活動の適正化に関する意見」を受けて
2．15	大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の改訂案について（回答）
3．2	入試問題投稿事件について
3．14	東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成23年度大学入学者選抜における対応について
3．23	2012年入社対象者の採用広報活動及び採用選考活動等について
3．29～31	震災被害に係る要望について（要望）
4．20	復興と再生に向けて
4．21	夏期の電力需給調整について（要望）
4．22	大学機関別選択評価実施大綱及び選択評価事項の改訂について（回答）
5．24	運営費交付金の「評価反映分」について
6．21	平成24年度大学入試センター試験における地理歴史、公民及び理科の成績の取扱いについて
6．22	東日本大震災からの復興と再生に向けて
7．7、9．30	平成24年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）

年月日	題　名
2011. 8．10～11．16	平成24年度税制改正に関する要望について
10．25	『第２期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（案)』及び『第２期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領（案)』について（意見提出）
11．4	決議　日本の希望ある未来のために、国立大学の強化を!!
12．5	国家公務員の給与減額支給措置に関連して
12．13～14	平成24年度予算に関する要望について
12．14	「科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会報告書（素案)」に対する意見
12．15～5．31	動物愛護管理法の見直しに関して（関係団体との連名）
2012. 1．6	「博士論文研究基礎力審査」の導入について
2．20	大学機関別選択評価実施大綱及び選択評価事項の改訂案に関するパブリックコメントの募集について（回答）
2．24	「第２期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」に対する意見
3．7	今、改めて復興と再生への貢献を誓う
4．19	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間の教育研究の状況の評価実施要項（案）に関する意見募集の実施について（回答）
6．1	教職生活の全体を通じた教育の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）に対する意見
7．11	政府調達に関する要望書
7．24、8．8	平成25年度税制改正に関する要望書について
8．3	「日本再生戦略」の決定に当たって（会長コメント）
8．6	平成25年度国立大学法人運営費交付金の確保について（要望）
8．24	平成25年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
9．19	改正労働契約法の適切な対応に向けた支援について（要望）
10．16	「第２期教育振興基本計画について（審議経過報告)」に対する意見
11．5	国立大学法人運営費交付金の執行抑制に関する声明
11．5	決議　国立大学の機能強化を実現するために!!
11．14	「障がいのある学生の修学支援に関する検討会とりまとめに向けた整理の素案」に関する意見について
2013. 1．22、23	平成25年度予算に関する要望について
3．8	国立大学における教育の国際化の更なる推進について
5．2	「国立大学改革」の基本的考え方について―国立大学の自主的・自律的な機能強化を目指して―
6．19	「日本版NIH」構想に関する声明
7．31	平成26年度国立大学法人関係予算に関する要望
7．31～10．31	平成26年度税制改正に関する要望
8．9	研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用の防止に向けて（声明）
9．26	改正労働契約法に関する要望
11．5	決議「日本再興」に貢献する国立大学!!
11．26	「国立大学改革プラン」の公表を受けて（声明）
11．29	「大学のガバナンス改革の推進について（素案)」に対する意見
11．29	科学研究費補助金予算の確保について（緊急声明）
2014. 5．7	学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について【会長コメント】
7．24、8．6	平成27年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
7．24、8．6	平成27年度税制改正に関する要望
7．24	SINETの強化と安定運用に必要な予算確保について（要望）（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
8．22	今後の国立大学の入学者選抜の改革の方向について
9．22、10．17	留学生等受入れに係る安全保障上の入口管理等に関する要望
11．5	国立大学法人の現状と今後の運営費交付金の在り方について
11．7	決議　「日本再興」「地域創生」「女性の活躍促進」に貢献する国立大学！

年月日	題　名
2014. 11. 27	第３期中期目標期間に向けた課題検討WG審議経過報告―国立大学法人運営費交付金等の在り方について―
12. 11	科学研究の健全性向上のための共同声明（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、日本学術会議）
12. 16	地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!（声明）
12. 24	競争的資金制度に関するルールの統一化について
2015. ３. 31	人文社会科学系分野の意義と国立大学の果たすべき役割～グローバル化社会におけるイノベーションの創出に向けて～（中間まとめ）
４. ８	第３期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（中間まとめ）【会長コメント】
６. 15	国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）
８. ６～21	平成28年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
８. ６～21	平成28年度税制改正に関する要望
９. 14	国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン
10. 27	財政制度等審議会における財務省提案に関する声明
10. 30	障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（雛形）
11. ２	決議　地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!
11. 18、12. ３	国家予算における国公私立大学の基盤的経費拡充に関する要望（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
12. 21	高大接続システム改革会議「最終報告」に向けて
12. 24	平成28年度国立大学運営費交付金予算について【会長コメント】
2016. １. 18	国立大学における男女共同参画推進について―アクションプラン(2016年度～2020年度)―
４. １	高大接続システム改革会議「最終報告」を受けて
４. 11	実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する意見
４. 22	2017年入社対象者の採用広報活動及び採用選考活動等への配慮について
８. ９～９. ８	平成28年度補正予算及び平成29年度予算における国立大学関係予算の充実について（要望）―国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために―
８. ９～９. ８	平成29年度税制改正について（要望）
８. 19	大学入学希望者学力評価テストの実施時期等に関する論点整理～とくに国語系記述式試験の取扱いについて～
10. ４	平成29年度個別学力検査等（前期日程）実施に係る静穏な環境の確保への協力について（要請）
10. 31	中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に関する意見
11. ４	決議　国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために
11. ９	声明（財政制度等審議会における財務省の見解に対して）
11. 24	今後の共同研究・共同研究体制の在り方に関する意見―大学の機能強化への支援のための大学共同利用機関と大学との連携の在り方―
12. ２	大学入学希望者学力評価テスト（新テスト）の記述式問題についての国立大学協会の検討状況に関する報道について
12. ８	大学入学者選抜試験における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方
12. ９	教育の情報化の推進における要望
12. 20	安全保障貿易管理に関する国立大学協会としての考え方
12. 22	平成29年度国立大学運営費交付金予算について【会長コメント】
2017. ３. ３	「第３期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」に対する意見
３. 15	声明（経済財政諮問会議において提出された「2030年展望と改革タスクフォース報告書」に対して）
５. 23	国立大学のガバナンス改革の強化に向けて（提言）
６. 14	「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見
６. 14	高等教育における国立大学の将来像（中間まとめ）
７. 10	「大学入学共通テスト実施方針」（案）に関するコメント
８. ９～９. 27	平成30年度予算における国立大学関係予算の充実及び税制改正について（要望）―国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために―
10. 13	「第３期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する意見
11. 10	2020年度（平成32年度）以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―
11. 10	「2020年度（平成32年度）以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」の策定に当たって（会長談話）

年月日	題　名
2017. 11. 16	平成30年度個別学力検査等（前期日程）実施に係る静穏な環境の確保への協力について（要請）
12. 22	平成30年度国立大学関係予算及び税制改正等について【会長コメント】
2018. 1. 26	高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）
2. 19	英語民間試験の活用に関する国立大学協会の検討状況についての一部報道について
2. 21	英語民間試験の活用に関する国立大学協会の検討状況についての再度の報道について
3. 8	高等教育無償化（負担軽減）について（声明）
3. 23	教員の養成及び研修に果たす国立大学の使命とその将来設計の方向性（WG報告書）
3. 30	大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン
6. 12	大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等について
6. 12	これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）
6. 15	国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正等の在り方（論点整理）
6. 28	国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性について
8. 7～9. 7	平成31年度予算における国立大学関係予算の充実及び税制改正について（要望）―国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために―
11. 2	国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方について―特に業績評価と新しい給与システムの在り方について―
11. 2	国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）―国立大学が将来を見通した経営戦略の下に改革を実行していくために―
2019. 1. 23	平成31年度国立大学関係予算及び税制改正等について【会長コメント】
1. 23	国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の公表の取扱いに関する方針
6. 11	第４期中期目標期間における国立大学法人の教育・研究に関する客観的指標等の在り方について（論点整理）
6. 11	国立大学ガバナンス・コード骨子
6. 26	国立大学改革方針について【会長コメント】
9. 4	令和２年度予算における国立大学関係予算の充実及び税制改正等について（要望）―国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために―
11. 1	英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」導入の見送りについて【会長コメント】
11. 8	「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」等の英語認定試験に係る記述部分の運用停止について
11. 8	2020年度の運営費交付金の配分における共通指標の活用について（考え方の整理）
11. 11	2021年度に国立大学への入学を目指す皆さんへ
12. 17	大学入学共通テストの枠組みにおける記述式問題の導入の見送りについて【会長コメント】
12. 23	「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―」の記述式問題（国語・数学）に係る記述部分及び「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」等の運用停止について
2020. 2. 14	国立大学法人におけるコストの「見える化」検討について（中間まとめ）
2. 17	新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対応について
3. 5	新型コロナウイルスに関する対応について
3. 30	国立大学法人ガバナンス・コード
3. 31	国立大学法人ガバナンス・コード公表に係る会長コメント（声明）
4. 24	国立大学法人における新型コロナウイルス感染症対応に関する緊急要望
5. 11	新型コロナウイルス感染症に対応した学生への経済的支援に関する緊急要望（国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会）
7. 13	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人留学生・研究者等に関する要望
9. 11	令和３年度予算における国立大学関係予算の充実及び税制改正等について（要望）―国立大学が「共創」の中核として、我が国の発展とレジリエントな情報基盤社会の構築に貢献し続けるために―

（注）法人化以降は国大協として、提言・意見・要望書等を出すようになっていったため、委員会、分野は記載していない。

８　調査報告書等件名一覧

年　月	題　名	委員会等	分　野
1991.　3	国立大学財政基盤調査研究委員会（中間報告）―教官の直面する教育研究費の現状	第６常置	財政
4	教養課程教育の改善に関する実情調査報告―資料集―	教養課程	教養課程
6	大学における教員養成―教員養成の現状と将来―（中間まとめ）	教員養成	教員養成
10	国立大学のあり方について	第１常置	あり方
10	教務職員問題に関する検討結果報告	第４常置	教務職員
11	医学系・歯学系大学院問題に関する調査報告書―アンケート調査結果と将来への提言―	医学教育	医学教育
11	国立大学財政基盤調査研究委員会（第二中間報告）―国立大学財政の現状	第６常置	財政
1992.　1	大学における教員養成―教員養成の現状と将来―	教員養成	教員養成
2	国立大学における複写に関する著作権の問題について	学術情報	著作権
3	国立大学財政基盤の現状と改善	第６常置	財政
5	推薦入学について	第２常置	入試
6	中国引揚者等子女の入学者特別選抜について（改訂）	第２常置	入試
10	脳死、臓器移植に関するアンケート調査	医学教育	臓器移植
1993.　4	国立大学の授業料のあり方について	第６常置	授業料
5	国立大学と生涯学習	生涯学習	生涯学習
6	国立大学の入学者選抜における第２次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査結果	入試改善	入試
6	「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について（照会）」に対する各大学の回答のまとめ	第４常置	技術職員
8	厚生補導施設に関するアンケート調査結果について	第３常置	厚生施設
11	大学入試センターの「平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目について―中間まとめ―」に対するアンケート調査結果について	第２常置	入試
11	教育大学・教育学部学生の教職への意識と意見	教員養成	教員養成
11	国立大学の入学者選抜における現行の「連続方式」と「分離分割方式」の統合についての基本方針	入試改善	入試
1994.　5	教務職員現況調査報告書	第４常置	教務職員
6	「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について（照会）」に対する回答を踏まえての提言	第４常置	技術職員
1995.　3	教養教育の改善に関する調査報告書―アンケート調査のまとめ及び資料―	教養教育	教養教育
5	大学における教員養成―教員需給の変化に対応する教員養成のあり方―	教員養成	教員養成
5	外国人留学生の学生生活等に関するアンケートのまとめ	第３常置	留学生
6	大学図書館経費実績調査総括表	学術情報	図書館
6	「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について』に対する回答を踏まえての提言」についての意見調査（まとめ）	第４常置	技術職員
10	（中間報告）国立大学大学院の役割と現状の問題点・今後のあるべき方向性	大学院	大学院
10	留学成果の向上と受入拡大のために―外国人留学生の学生生活等に関するアンケートからの報告―	第３・５常置	留学生
11	平成７年度国立大学協会訪米調査団報告書	第５常置	管理運営
11	文化学術立国をめざして　国立大学は訴える（国立大学協会白書）		文化学術
11	JUSSEP小委員会経過報告書	第５常置	留学生
1996.　3	国立大学大学院の現状と課題	大学院	大学院
4	アンケート調査「医学部、歯学部・附属病院の課題とその改善について」（予備調査）の結果報告書	医学教育	医学
11	若手研究者と大学院学生に対する支援	第７常置	奨学支援
11	科学研究費の審査について	第７常置	科研費
1997.　3	平成８年度国立大学協会訪英調査団報告書		大学行政

年　月	題　名	委員会等	分　野
1997. 6	産学協力の推進と教員の倫理	第７常置	教員倫理
6	大学附属図書館の当面する諸問題について	第７常置	図書館
6	行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）	在り方使命	行政改革
11	大学における教員養成―国立大学附属学校の在り方・役割―	教員養成	教員養成
11	スペース・コラボレーション・システム（SCS）の活用促進と展望（報告）	第３常置	マルチメディア
1998. 3	大学入学者選抜の改善に向けて	第２常置	入試
4	UMAP（アジア太平洋大学交流機構）先行国際事務局の設置運営について（申し合わせ）	第５常置	国際交流
5	国立大学における文献複写に関わる著作権処理に関する当面の方針について	第７常置	著作権
10	高等教育評議会（仮称）設置の提案		高等教育
11	インターンシップ実施状況調査結果の概要	第３常置	就職
1999. 1	大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役割について（報告）	C.L.A.	教養
2	第三者評価機関についての考え方	評価	評価
3	今後の教員養成と教育学部のあり方について　第一次報告書	教員養成	教員養成
4	大学評価機関についての論点整理	評価	評価
5	国立大学における情報公開についての検討経過報告	第７常置	情報開示
6	大学評価に関する特別委員会からの報告	評価	評価
6	国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方	第２常置	情報開示
6	教務職員問題に関する検討結果報告	第４常置	教務職員
6	大学評価機関に関する大学長アンケート　結果の報告	評価	評価
9	国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）	第１常置	行政改革
9	大学評価に関する特別委員会　ワーキング・グループ中間報告	評価	評価
2000. 1	高等教育・学術研究の将来像を考える場合の大学が具備すべき基本的要件―アンケート結果の報告―	第１常置	高等教育
3	大学における教員養成―今後の教員養成と教育系学部の在り方について（調査結果と考察）	教員養成	教員養成
3	大学評価に関する特別委員会　ワーキング・グループ最終報告	評価	評価
5	財政問題に関する検討結果について（第１次報告）	第１常置	財政
5	国立大学における男女共同参画を推進するために　報告書	男女共同参画	待遇
10	国立大学における情報公開についての検討結果報告	第７常置	情報開示
11	国立大学の入試改革―大学入試の大衆化を超えて―	第２常置	入試
11	国立大学協会五十年史	国大協50周年記念行事準備	年史
2001. 5	国立大学法人化についての基本的考え方	設置形態検討特	法人化
5	国立大学法人化の枠組	設置形態検討特	法人化
6	「大学入試センター試験の前年度成績の利用について」の留意事項	第２常置	入試
6	国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書	第３常置	身障者支援
11	国立大学等における教育・研究現場からの緊急課題―21世紀の発展を目指して―〔施設整備の現状〕	第６常置	施設整備
11	国立大学の再編・統合等について	理事会	
2002. 4	最終報告「新しい『国立大学法人』像」についての検討結果	設置形態検討特	法人化
10	国立大学の新しい連合組織について	国大協在り方特	国立大学法人の連合組織
11	助手に関する実態調査報告書	第４・７常置	助手
11	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第１回追跡調査報告書	第３常置	待遇
11	国立大学学生の就職活動に関するアンケート調査報告書	第３常置	就職
11	人事制度についての参考事項	法人化特	法人化
11	入試情報開示に関するアンケート調査の集計結果	第２常置	入試
2003. 9	国立大学法人総合損害保険制度の開発検討について―中間まとめ―	国立大学法人総合損害保険開発検討会	総合損害保険

年　月	題　名	委員会等	分　野
2003. 10	国立大学における施設設備の現状と課題～法人化に対応する教育研究基盤づくりのために～	第６常置	財政
10	新国大協（仮称）の組織運営及び事業について	設立準備	

年　月	題　名	委員会等	小委員会等
2004. 10	国立大学法人の組織運営、財務、人事・労務に関するアンケート	大学経営	
10	平成19年度以降の国立大学入学者選抜に関する検討について(中間報告)	入試	
2005. 1	国立大学附属病院の経営問題に関するアンケート調査結果	大学経営	附属病院経営
2	今後の施設整備計画の策定に向けて～世界水準の人材育成のための世界水準の施設～	理事会・大学経営	
3	21世紀日本と国立大学の役割 「国立大学の存在意義」に関する調査研究	調査研究部	
6	平成20年度以降の国立大学入学者選抜改革に関する報告	入試	
6	国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方（改正）	入試	
12	大学におけるキャリア教育のあり方―キャリア教育科目を中心に―	教育・学生	
12	国立大学附属病院の経営問題に関する第２次アンケート調査結果	大学経営	附属病院経営
2006. 2	「特定分野の問題検討特別委員会（教員養成分野）」の終結にあたって（最終報告）	教員養成問題	
3	平成17年度国立大学法人の組織運営、財務、人事・労務に関するアンケート調査結果	大学経営	
7	国立大学法人評価委員会による評価に関する調査報告書	大学評価	
9	高年齢者の雇用状況に関する調査結果	経営支援	人事・労務
9	障害者の雇用状況に関する調査結果	経営支援	人事・労務
9	地域手当の導入状況に関する調査結果	経営支援	人事・労務
10	大学病院運営改革の海外における事例調査―オーストラリア　大学医学部・附属病院視察報告―	大学経営	附属病院経営
10	国立大学附属病院の経営問題に関する第３次アンケート調査結果	経営支援	病院経営
10	国立大学法人における教養教育に関する実態調査報告書	教育・研究	
2007. 1	留学制度の改善に向けて	国際交流	
2	平成18年度リスクマネジメントに関するアンケート調査報告書	事業実施	
3	平成22年度以降の国立大学の入学者選抜制度改革の基本方向について	入試	
3	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第２回追跡調査報告書	企画	男女共同参画
3	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第３回追跡調査報告書	企画	男女共同参画
4	「知的財産推進計画2006」に関する意見と要望	教育・研究	研究
4	大学院教育に関する海外調査報告書―韓国（釜山大学校、高麗大学校、ソウル大学校）―	教育・研究	
6	国立大学の大学院の現状と課題	教育・研究	
10	国立大学法人計画・評価ハンドブック―次期中期目標・中期計画策定のために―	調査研究部	
10	国立大学協会における組織運営体制の強化等に関する検討結果について	理事会	組織運営体制等検討
11	平成22年度以降の国立大学の入学者選抜制度―国立大学協会の基本方針―	入試	
12	平成18年度国立大学法人の財務及び人事・労務に関するアンケート調査結果	経営支援	
12	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第４回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
12	障害者の雇用状況に関する調査結果	経営支援	人事・労務
12	高年齢者の雇用状況に関する調査結果	経営支援	人事・労務
12	国立大学附属病院の経営問題に関する第４次アンケート調査結果	経営支援	病院経営
2008. 1	平成19年度研究支援体制に関するアンケート調査結果	教育・研究	研究
2	国立大学協会における組織運営体制の強化等に関する検討結果について（第２次報告）	理事会	組織運営体制等検討
2	留学制度の改善に向けて―５項目の提言のフォローアップ―	国際交流	

年　月	題　名	委員会等	小委員会等
2008. 3	国立大学の目指すべき方向―自主行動の指針―	21世紀	
6	中国引揚者等子女の入学者特別選抜について（改訂）	入試	
9	国大協保険制度の評価	保険運営	
11	大学評価に関する海外事例調査報告書―ニュージーランド・フランス―	大学評価	
11	平成20年度障害者雇用、高年齢者雇用に関する調査	経営支援	人事・労務
11	附属学校における副校長等の設置状況について	経営支援	人事・労務
12	国立大学附属病院の経営問題に関する第５次アンケート調査結果	経営支援	病院経営
12	内定取消に関する状況について	教育・研究	
12	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第５回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
2009. 2	職員の人事交流に関する調査	経営支援	人事・労務
2	学術雑誌・電子ジャーナルに関するアンケート調査結果	教育・研究	研究
2	新法人への移行等に関する検討報告書	理事会	新法人移行検討
3	女性医師等復帰支援の取組みについて―アクションプラン―	理事会	女性医師等復帰支援検討
6	第２期中期目標期間における学生納付金の在り方について―学生納付金に関する検討ワーキング・グループ（中間まとめ）―	理事会	学生納付金検討
10	平成22年度国立大学一般入試に係る特例措置について	入試	
10	平成21年度国立大学法人総合損害保険商品改訂に係るモニタリング結果	保険運営	
10	国立大学法人総合損害保険に係る改善事項等について（論点整理）	保険運営	
11	平成21年度障がい者雇用、高年齢者雇用に関する調査	経営支援	人事・労務
2010. 1	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第６回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
2	国立大学附属病院の経営問題に関する第６次アンケート調査結果	経営支援	病院経営
2	附属病院の勤務状況に関するアンケート調査	経営支援	病院経営
2	SD（スタッフ・ディベロップメント）に関するアンケート調査報告	事業実施	
12	平成22年度障がい者雇用・高年齢者雇用に関する調査	経営	人事労務
12	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第７回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
2011. 2	第１期中期目標期間の検証	調査企画会議	
2	国立大学附属病院の経営問題に関する第７次アンケート調査結果	経営	病院経営
2	国立大学における男女共同参画推進について―アクションプラン―	教育・研究	
3	平成22年度附属病院の勤務状況に関するアンケート調査	経営	病院経営
6	国立大学の機能強化―国民への約束―【中間まとめ】/Enhancing the Functions of National Universities-Pledge to the People-（英語版）	国立大学の機能強化に関する	
6	国立大学法人第１期の検証	調査企画会議	
12	東日本大震災と大学の危機管理―被災した国立大学から学ぶ―	事業実施・国大協サービス	
12	国立大学附属病院の経営問題に関する第８次アンケート調査結果	経営	病院経営
12	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第８回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
2012. 2	平成23年度障がい者雇用に関する調査	経営	人事労務
2	平成23年度高年齢者雇用に関する調査	経営	人事労務
3	平成23年度附属病院の勤務状況に関するアンケート調査	経営	病院経営
10	平成24年度障がい者雇用に関する調査	経営	人事労務
10	平成24年度高年齢者雇用に関する調査	経営	人事労務
2013. 1	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第９回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
1	役員体制等検討ワーキング・グループにおける検討結果について（最終報告書）	理事会	役員体制等検討
2	国立大学附属病院の経営問題に関する第９次アンケート調査結果	経営	病院経営
2	平成24年度附属病院の勤務状況に関するアンケート調査	経営	病院経営
3	報告書　人事・給与制度及び財務制度等について	調査企画会議	政策研究所
9	平成24年度リスクマネジメントに関するアンケート調査報告書	事業実施	

年　月	題　名	委員会等	小委員会等
2014.　1	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第10回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
1	国立大学附属病院の経営問題に関する第10次アンケート調査結果	経営	病院経営
1	平成25年度障がい者雇用及び高年齢者雇用に関する調査	経営	人事労務
1	平成25年度附属病院の勤務状況に関するアンケート調査	経営	病院経営
2	「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」フォローアップ調査結果	教育・研究	
5	報告書　国立大学の人事・給与制度に関する調査研究―年俸制の検討を中心に―	調査企画会議	政策研究所
7	報告書　地域における国立大学の役割に関する調査研究 ―４県有識者・自治体と２県住民調査の結果から―	調査企画会議	政策研究所
7	報告書　地域における国立大学の役割に関する調査研究 ―４県有識者・自治体と２県住民調査の結果から―（資料編）	調査企画会議	政策研究所
7	報告書　国立大学の多様な大学間連携に関する調査研究	調査企画会議	政策研究所
12	平成26年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に係る各法人の対応状況に関する調査結果	経営	人事労務
2015.　1	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第11回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
2	国立大学附属病院の経営問題に関する第11次アンケート調査結果	経営	病院経営
2	附属病院の勤務状況に関するアンケート調査結果（平成26年度）	経営	病院経営
2	平成26年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査	経営	人事労務
3	「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第２回フォローアップ調査結果	教育・研究	
5	運営費交付金削減による国立大学への影響・評価に関する研究～国際学術論文データベースによる論文数分析を中心として～	調査企画会議	政策研究所
7	報告書　年俸制適用教員の業績評価の在り方に関する調査研究	調査企画会議	政策研究所
12	平成27年人事院勧告に伴う各法人の対応状況等に関する調査結果	経営	人事労務
12	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第12回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
2016.　2	国立大学附属病院の経営問題に関する第12次アンケート調査結果	経営	病院経営
2	附属病院の勤務状況に関するアンケート調査結果（平成27年度）	経営	病院経営
2	平成27年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査結果	経営	人事労務
3	「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第３回フォローアップ調査結果	教育・研究	
3	運営費交付金配分額に関する調査結果	経営	
7	報告書　大学のコンプライアンスの在り方に関する調査研究	調査企画会議	政策研究所
7	「平成32年度以降の国立大学の入学者選抜」に係るアンケート調査結果	入試	
10	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第13回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
12	国立大学のガバナンスの在り方に関する状況調査	理事会	ガバナンス
12	平成28年度人件費に関する調査集計結果	経営	人事労務
2017.　2	平成28年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査結果	経営	人事・労務
2	国立大学附属病院の経営問題に関する第13次アンケート調査結果	経営	病院経営
2	附属病院の勤務状況に関するアンケート調査（平成28年度）	経営	病院経営
2	「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第４回フォローアップ調査結果	教育・研究	
5	国立大学における学術情報の状況及び課題に関するアンケートについて	調査企画会議	
5	国大協の政策研究及び調査機能の在り方に関する報告書	調査企画会議	国大協の政策研究及び調査機能の在り方に関する検討
10	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第14回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
12	平成29年度人件費等に関する調査集計結果	経営	人事労務
2018.　1	平成29年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査結果	経営	人事労務
2	「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第５回フォローアップ調査結果	教育・研究	

年　月	題　名	委員会等	小委員会等
2018. 3	附属病院の勤務状況に関するアンケート調査（平成29年度）	経営	病院経営
3	国立大学附属病院の経営問題に関する第14次アンケート調査結果	経営	病院経営
6	本格的な産学官連携による共同研究の事例	理事会	産学官連携
11	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第15回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
2019. 2	平成30年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査結果	経営	人事労務
2	「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第６回フォローアップ調査結果	教育・研究	
2	国立大学における連携・協働による取組事例集（大学向け）	理事会	将来像
2	附属病院の勤務状況に関するアンケート調査（平成30年度）	経営	病院経営
2	国立大学附属病院の経営問題に関する第15次アンケート調査結果	経営	病院経営
2	平成30年度人件費等に関する調査集計結果	経営	人事労務
2	「政策的課題と科学的根拠（データ）の現状と課題」ディスカッションペーパー		政策研究所 高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ
11	国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第16回追跡調査報告書	教育・研究	男女共同参画
2020. 2	令和元年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査結果	経営	人事労務
2	国立大学附属病院の経営問題に関する第16次アンケート調査結果	経営	病院経営
2	附属病院の勤務状況に関するアンケート調査結果（令和元年度）	経営	病院経営
2	令和元年度人件費等に関する調査集計結果	経営	人事労務
2	「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第７回フォローアップ調査結果	教育・研究	

9　予算・決算の変遷

①　2004年３月以前（法人化以前）

予　算

（単位：千円）

項目／年度	収入の部	内訳				支出の部	内訳		
		会費	預金利子	雑収入	前年度繰越額		事業費	事務費	予備費
1991	191, 300	147, 395	2, 500	2, 250	39, 155	191, 300	78, 000	79, 100	34, 200
1992	192, 400	151, 119	2, 500	100	38, 681	192, 400	78, 600	83, 300	30, 500
1993	195, 400	153, 243	1, 500	100	40, 557	195, 400	78, 000	87, 000	30, 400
1994	201, 500	159, 553	800	100	41, 047	201, 500	81, 700	87, 850	31, 950
1995	216, 113	170, 653	800	2, 800	41, 860	216, 113	94, 000	87, 800	34, 313
1996	223, 182	173, 243	450	100	49, 389	223, 182	83, 400	90, 100	49, 682
1997	252, 871	185, 646	220	50	66, 955	252, 871	85, 200	94, 400	73, 271
1998	247, 956	189, 583	250	50	58, 073	247, 956	88, 700	96, 400	62, 856
1999	247, 741	197, 384	300	50	50, 007	247, 741	97, 200	98, 800	51, 741
2000	250, 365	196, 375	100	50	53, 840	250, 365	102, 000	104, 500	43, 865
2001	211, 762	199, 724	100	50	11, 888	211, 762	102, 500	104, 900	4, 362
2002	226, 415	197, 642	100	50	28, 623	226, 415	97, 500	104, 850	24, 065
2003	249, 887	195, 196	12	50	54, 629	249, 887	77, 500	136, 800	35, 587

（注１）当初予算額
（注２）金額は百の位を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。
（注３）1997年度以降、予備費には積立金を含む。

決　算

（単位：千円）

項目／年度	収入の部	内訳				支出の部	内訳			当期収支差額
		会費	預金利子	雑収入	前年度繰越額		事業費	事務費	積立金	
1991	193, 518	147, 475	3, 468	3, 420	39, 155	154, 837	74, 982	79, 855		38, 681
1992	191, 883	151, 119	2, 039	45	38, 681	151, 326	67, 916	83, 410		40, 557
1993	197, 148	153, 243	1, 458	1, 891	40, 557	156, 101	71, 566	84, 535		41, 047
1994	201, 620	159, 553	990	30	41, 047	159, 760	72, 776	86, 984		41, 860
1995	219, 994	170, 653	496	6, 985	41, 860	170, 605	82, 589	88, 016		49, 389
1996	223, 097	173, 243	258	207	49, 389	156, 142	65, 728	90, 414		66, 955
1997	254, 203	185, 646	343	1, 259	66, 955	196, 130	71, 631	94, 499	30, 000	58, 073
1998	248, 043	189, 583	301	86	58, 073	198, 036	79, 978	98, 058	20, 000	50, 007
1999	247, 477	197, 384	84	3	50, 007	193, 637	85, 606	98, 031	10, 000	53, 840
2000	251, 788	196, 375	86	1, 486	53, 840	239, 900	117, 728	97, 172	25, 000	11, 888
2001	211, 860	199, 724	20	228	11, 888	193, 236	94, 757	98, 479	0	18, 623
2002	230, 573	197, 642	6	4, 302	28, 623	175, 944	83, 312	92, 632	0	54, 629
2003	257, 563	195, 040	28	52	62, 443	201, 647	71, 041	130, 606	0	55, 916

（注１）金額は百の位を四捨五入しているため、合計や差額は一致しない場合がある。
（注２）2002年度以降の前年度繰越額には積立金繰入を含む。

会　費

会費改訂の経緯			
実施年度（承認年月日）	１大学当たり基本額	１学部当たり基本額	校費決算額（前々年度）による負担額
1986～2003（1986. ５. ７）	100, 000円	60, 000円	0. 06％

② 2004年４月以降（法人化以降）

予　算

（単位：千円）

項目／年度	収入合計	内訳					支出合計	内訳						当期収支差額
		会費収入	事業収入	運用収入	雑収入	投資活動収入		事業費支出	管理費支出	固定資産取得支出	特定資産取得支出	基本財産取得支出	予備費	
2004	439, 700	409, 200	30, 460	40	0	0	439, 666	257, 144	164, 522	3, 000	7, 000	0	8, 000	34
2005	234, 273	198, 000	35, 055	181	1, 037	0	494, 852	282, 695	121, 057	6, 600	9, 500	50, 000	25, 000	△260, 579
2006	442, 066	395, 300	45, 086	299	1, 381	0	552, 574	311, 472	129, 425	6, 000	8, 000	76, 000	21, 677	△110, 508
2007	441, 739	393, 300	44, 726	1, 094	2, 619	0	610, 559	376, 109	121, 323	6, 000	5, 000	74, 000	28, 127	△168, 820
2008	443, 570	393, 400	45, 700	1, 740	2, 730	0	683, 570	434, 440	123, 200	6, 000	12, 000	75, 000	32, 930	△240, 000
2009	235, 140	184, 900	45, 700	2, 810	1, 730	0	531, 640	304, 240	121, 400	6, 000	7, 000	75, 000	18, 000	△296, 500
2010	340, 400	288, 450	46, 000	3, 200	2, 750	0	372, 300	232, 900	111, 400	6, 000	7, 000	0	15, 000	△31, 900
2011	329, 200	289, 650	34, 780	1, 930	2, 840	0	380, 400	245, 300	111, 100	3, 000	6, 000	0	15, 000	△51, 200
2012	358, 200	317, 340	36, 000	2, 030	2, 830	0	493, 200	360, 800	111, 400	3, 000	3, 000	0	15, 000	△135, 000
2013	355, 260	313, 640	37, 055	1, 435	3, 130	0	416, 900	289, 200	108, 700	1, 000	3, 000	0	15, 000	△61, 640
2014	328, 665	285, 450	38, 140	875	4, 200	0	384, 200	250, 500	114, 700	1, 000	3, 000	0	15, 000	△55, 535
2015	331, 624	283, 250	39, 430	794	4, 530	3, 620	331, 624	192, 275	119, 949	1, 400	3, 000	0	15, 000	0
2016	312, 948	267, 000	40, 625	803	4, 520	0	329, 698	197, 821	124, 277	1, 000	3, 600	0	3, 000	△16, 750
2017	315, 304	267, 150	42, 052	695	5, 407	0	348, 338	215, 119	125, 619	1, 000	3, 600	0	3, 000	△33, 034
2018	319, 078	266, 700	46, 172	1, 009	5, 197	0	347, 757	221, 547	119, 110	1, 000	3, 100	0	3, 000	△28, 679
2019	322, 978	261, 000	47, 894	283	7, 237	6, 564	391, 463	233, 891	151, 572	0	3, 000	0	3, 000	△68, 485
2020	322, 725	260, 800	49, 454	464	7, 007	5, 000	397, 610	220, 098	162, 752	8, 660	3, 100	0	3, 000	△74, 885

（注１）当初予算額
（注２）金額は百の位を四捨五入しているため、合計や差額は一致しない場合がある。

決　算

（単位：千円）

項目／年度	収入合計	内訳					支出合計	内訳						当期収支差額	次期繰越収支差額
		会費収入	事業収入	運用収入	雑収入	特定資産取崩収入		事業費支出	管理費支出	固定資産取得支出	特定資産取得支出	財務活動支出	基本財産組入支出		
2004	549, 736	396, 000	151, 972	67	1, 697	0	271, 768	112, 376	110, 674	18, 505	213	0	30, 000	277, 968	277, 968
2005	240, 386	198, 100	40, 445	221	1, 620	0	369, 306	201, 833	107, 087	5, 918	4, 467	0	50, 000	△128, 920	149, 048
2006	445, 668	396, 300	46, 688	571	1, 683	426	368, 230	195, 741	93, 821	264	2, 379	0	76, 027	77, 438	226, 486
2007	448, 986	394, 300	45, 672	1, 525	3, 037	4, 452	384, 983	193, 654	110, 521	1, 809	5, 000	0	74, 000	64, 003	290, 489
2008	443, 500	390, 300	45, 318	2, 710	2, 820	2, 352	382, 076	201, 330	93, 821	1, 550	10, 375	0	75, 000	61, 424	351, 913
2009	235, 962	183, 800	46, 075	3, 357	2, 730	0	385, 623	190, 539	106, 822	6, 329	6, 933	0	75, 000	△149, 661	202, 251
2010	344, 430	289, 650	48, 655	3, 266	2, 859	0	300, 737	191, 601	102, 319	0	6, 817	0	0	43, 693	245, 944
2011	319, 818	274, 075	38, 883	2, 378	3, 048	1, 434	327, 348	218, 264	103, 534	0	5, 550	0	0	△7, 531	238, 413
2012	365, 172	313, 640	39, 129	1, 784	3, 646	6, 973	338, 796	225, 405	101, 392	7, 583	4, 416	0	0	26, 376	264, 789
2013	371, 213	315, 240	40, 894	1, 602	5, 427	8, 050	369, 046	254, 712	109, 738	1, 809	2, 787	0	0	2, 167	266, 956
2014	332, 778	284, 250	42, 654	726	5, 148	0	340, 612	224, 069	112, 225	1, 621	2, 697	0	0	△7, 834	259, 121
2015	336, 422	283, 750	43, 845	803	4, 807	3, 216	317, 170	192, 711	120, 914	1, 208	2, 337	0	0	19, 251	278, 373
2016	319, 126	266, 900	45, 240	798	5, 216	972	323, 617	193, 427	125, 850	953	3, 387	0	0	△4, 491	273, 882
2017	316, 453	264, 350	46, 256	665	5, 182	0	329, 081	204, 231	121, 494	736	2, 620	0	0	△12, 628	261, 254
2018	319, 802	261, 300	47, 952	573	6, 464	3, 513	347, 011	205, 802	134, 751	3, 400	3, 058	0	0	△27, 209	234, 045
2019	325, 385	262, 500	49, 684	370	6, 617	6, 215	331, 242	180, 200	148, 712	0	1, 148	1, 182	0	△5, 857	228, 188

（注１）金額は百の位を四捨五入しているため、合計や差額は一致しない場合がある。
（注２）事業収入は保険事業収入が大半を占めている。
（注３）2004年度の事業収入には寄附金収入113, 913千円を含む。なお、2005年度の会費は旧国大協から引き継いだ資金があったことから会費基礎額の半額とした。
（注４）2009年度の会費は、2010年度からの会費見直しと、2011年度の新公益法人制度への移行も考慮し次期繰越収支差額の縮減を行うため、2005年度と同様に会費基礎額の半額とした。
（注５）2011年度の会費は、東日本大震災の被災地域に所在する会員（９会員）について会費基礎額の半額とした。

会　費

会費改訂の経緯（正会員）				
実施年度 （承認年月日）	１大学法人 当たり基本額	学生収容定員数 による負担額	学部数による 負担額	財政規模による負担額
2004～2009 （2004．３．１）	1,000,000円	５段階の定額を 設定	５段階の定額 を設定	2001年度校費決算額を用い、５段階の定額を設定
2010～2015 （2009.10.26）	同上（改訂なし）	同上（改訂なし）	廃止	運営費交付金の配分額（2004-2008）の平均額を用い、 ９段階の定額を設定
2016～ （2016．１.22）	900,000円	同上（改訂なし）		運営費交付金配分額に外部資金予算額を加えた合計額 の直近３ケ年の平均額を用い、10段階の定額を設定

会費改訂の経緯（特別会員）	
実施年度 （承認年月日）	負担額
2004～2009 （2004．３．１）	2004年３月における各機構の個々の研究所の数に1,000,000円を乗じた金額
2010～2015 （2009.10.26）	一律に1,000,000円
2016～ （2016．１.22）	一律に900,000円 （正会員の基本額の改訂に伴うもの）

10　研修・シンポジウム事業一覧（2004年４月以降）

(1)　国立大学法人（等）トップセミナー

開催日	内　容	開催地
2005.　9．2 ～3	大学法人トップのビジョン構築力（岩佐昌治　野村證券株式会社経営役） トップのための組織運営・人事・労務管理（吉武博通　筑波大学学長特別補佐、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授） トップのための危機管理術　①リスク管理の基本（安田正　株式会社インターリスク総研代表取締役、府川均　株式会社インターリスク総研総合リスクマネジメント部マネージャー上席コンサルタント） トップのための危機管理術　②情報セキュリティ対応、個人情報保護法対応（小松正和　森・濱田松本法律事務所弁護士） トップのための財務とマネージメント（關昭太郎　早稲田大学副総長・常任理事） メディアの活用と広報メディアとしての学長（小林健一　株式会社電通MPマネジメント局局長）	鎌倉プリンスホテル（神奈川県）
2006.　9．1 ～2	国立大学に期待するもの（河村建夫　衆議院議員、元文部科学大臣） 経済界が国立大学に期待するもの（樋口公啓　東京海上日動火災保険株式会社相談役、前日本経済団体連合会副会長） 社会から見た国立大学法人の役割（佐々木毅　大学評価・学位授与機構客員教授、学習院大学法学部教授、前東京大学長）	人材開発センター富士研修所（山梨県）
2007.　8．30 ～31	日本の前途と大学の役割（丹羽宇一郎　経済財政諮問会議議員、伊藤忠商事株式会社取締役会長） 世界潮流と日本―そして大学の在り方（寺島実郎　財団法人日本総合研究所会長、株式会社三井物産戦略研究所所長） 国立大学に期待するもの（小坂憲次　衆議院議員、前文部科学大臣）	ホテルモントレ横浜（神奈川県）
2008.　8．28 ～29	国立大学への期待―「教育の府」としての大学改革を―（北城恪太郎　日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問、社団法人経済同友会終身幹事） 国立大学への期待（麻生渡　全国知事会会長、福岡県知事）	ホテルニューグランド（神奈川県）
2009.　8．27 ～28	日本の構造改革～郵政事業改革の問題点と大学のGovernanceに関する所感～（生田正治　株式会社商船三井相談役、日本郵政公社初代総裁） これからの国立大学への期待（金澤一郎　日本学術会議会長） 国立大学法人化のねらいと今後（遠山敦子　財団法人新国立劇場運営財団理事長、元文部科学大臣）	ホテルモントレ横浜（神奈川県）
2010.　8．26 ～27	国立大学の将来像と大学の役割（安西祐一郎　中央教育審議会大学分科会長、慶應義塾大学教授・前慶應義塾長） 国の科学・技術・イノベーション政策と国立大学への期待（奥村直樹　総合科学技術会議議員、元新日本製鐵株式会社代表取締役副社長） 事例報告（東京学芸大学、東京農工大学、名古屋大学）	ホテルモントレ横浜（神奈川県）
2011.　8．25 ～26	地方中核都市と国立大学（坂根正弘　コマツ取締役会長） 国立大学の機能強化について（清水潔　文部科学事務次官） 事例報告（旭川医科大学、山形大学、山梨大学、山口大学、九州大学、鹿児島大学）	ホテルモントレ横浜（神奈川県）
2012.　8．23 ～24	真の教育とは何か（橋本五郎　讀賣新聞東京本社・特別編集委員） 大学改革への期待（川村隆　株式会社日立製作所取締役会長） 事例報告（名古屋大学、高知大学、佐賀大学）	ホテルモントレ横浜（神奈川県）
2013.　8．22 ～23	いま、法人化した大学に改めて期待すること（有馬朗人　武蔵学園学園長、元文部大臣） 国立大学への期待―イノベーションの担い手となる人材の育成を―（北城恪太	ホテルモントレ横浜（神奈川県）

	郎　日本アイ・ビー・エム株式会社相談役） 事例報告（北海道大学、秋田大学、大阪大学、徳島大学）	
2014.　8．21 ～22	国立大学法人化後の10年を振り返って（徳永保　筑波大学教授・学長特別補佐、元文部科学省高等教育局長） 学校教育法及び国立大学法人法等の改正の考え方について（里見朋香　文部科学省高等教育局大学振興課長） 事例報告（東京医科歯科大学、福井大学、神戸大学、佐賀大学）	ホテルモントレ横浜 （神奈川県）
2015.　8．20 ～21	国立大学改革に期待すること（北山禎介　三井住友銀行取締役会長、国立大学法人評価委員会委員長、中央教育審議会会長） 国立大学の組織改革について（常盤豊　文部科学省高等教育局長） 国立大学に対する期待（河村建夫　衆議院議員、元文部科学大臣） 事例報告（東京工業大学、三重大学、京都工芸繊維大学）	ホテルモントレ横浜 （神奈川県）
2016.　8．25 ～26	産学官連携によるオープンイノベーションの推進（須藤亮　株式会社東芝技術シニアフェロー、日本経済団体連合会未来産業技術委員会企画部会長、産業競争力懇談会理事・実行委員長） 高等教育機関との連携によるみえの地方創生について（鈴木英敬　三重県知事） 事例報告（東京学芸大学、宇都宮大学、神戸大学）	ホテルモントレ横浜 （神奈川県）
2017.　8．24 ～25	国立大学に対する期待（イノベーション創出の観点から）（渡海紀三朗　衆議院議員） 高等教育のグランドデザイン（永田恭介　筑波大学長、国立大学協会副会長、高等教育における国立大学の将来像に関するワーキンググループ座長） 国立大学への期待（小野寺正　KDDI株式会社取締役会長） 分科会（高等教育のグランドデザイン）	ホテルモントレ横浜 （神奈川県）
2018.　8．23 ～24	地方公共団体と大学はどこへ行くのか（山田啓二　京都産業大学法学部教授・学長補佐、前京都府知事） 国立大学はどこへ行くのか（山極壽一　京都大学長、国立大学協会会長） コマツのイノベーション戦略（野路國夫　コマツ取締役会長） 分科会（ガバナンス制度、人事給与改革、産学官連携による共同研究推進）	ホテルモントレ横浜 （神奈川県）
2019.　8．22 ～23	高等教育政策の動向について（林芳正　参議院議員、前文部科学大臣） 多様性を活かす大学経営と大学教育への期待（渡邉光一郎　第一生命ホールディングス株式会社代表取締役会長、中央教育審議会会長） 分科会（地方活性化に向けて国立大学群が目指すべき教育研究に関する検討）	ホテルモントレ横浜 （神奈川県）
2020.　8．20	地球と共存する経営　価値創造に向けた実践（小林喜光　三菱ケミカルホールディングス取締役会長） 分科会（第４期中期目標・中期計画期間に向けての諸課題について）	WEBによる開催

(2)　大学改革シンポジウム等

開催日		テーマ
2005.　6．8	第１回	高等教育と国立大学の役割
2005.　8．29	第２回	第３期科学技術基本計画と国立大学の役割
2005.　11．29	第３回	教員の資質向上と「教職大学院」
2007.　3．9	第４回	学士課程教育における教養教育の在り方
2007.　5．15	第５回	国立大学の改革とその在り方
2007.　10．29	第６回	我が国の大学院教育の課題と今後の方向性
2007.　12．21	第７回	国立大学法人における男女共同参画の在り方
2008.　10．27	第８回	国立大学の目指すべき方向―自主行動の指針―
2009.　10．29	第９回	教育費負担の在り方と国立大学の授業料

2010. 12. 17	第10回	改めて考える国立大学の役割と課題～第１期中期目標・中期計画期間を終えて～
2012. 12. 18	第11回	社会の変革のエンジンとなる大学づくり～グローバル化に対応した人材育成～
2013. 11. 26	第12回	国立大学のガバナンス改革
2014. 10. 20	第13回	大学の入試改革について
2015. 10. 23	第14回	女性の活躍促進
2016. 10. 24	第15回	日本の教育改革における国立大学の役割
2017. 11. 17	第16回	社会で活躍する人材育成（国立大学と社会をつなぐ）
2018. 10. 19	第17回	高等教育の将来構想
2019. 11. 1	第18回	社会変革を担う人を育てる大学教育

2011. 11. 29		日本再生シンポジウム～国立大学に求められる役割～
2013. 6．17～18		ふくしま再生シンポジウム～震災復興―大学に期待すること～

(3) 大学マネジメントセミナー

開催日	テーマ
2005. 1．24	広報・渉外編
2005. 1．25	企画・評価編
2005. 1．26	総務編
2005. 2．21	国際交流編
2005. 2．22	教育・学生支援編
2005. 2．23	研究支援・産官学連携編
2005. 10. 17	広報・渉外編
2005. 10. 18	企画・戦略編
2005. 10. 19	総務編
2005. 10. 20	人事・労務の部（国立大学財務・経営センターと共催）
2005. 10. 21	財務・会計の部（国立大学財務・経営センターと共催）
2005. 11. 15	国際交流編
2005. 11. 16	教育・学生支援編
2005. 11. 17	研究支援・産官学連携編
2006. 10. ２～３	企画・戦略編
2006. 10. 4	財務・経営戦略編（国立大学財務・経営センターとの共催）
2006. 10. 5	財務・会計編（国立大学財務・経営センターとの共催）
2006. 11. 21	研究編―イノベーションと国立大学の使命―
2006. 11. 22	教育編―キャリア形成の視点から見た大学教育―
2007. 9．14	労働安全衛生編
2007. 10. ４～５	企画・戦略編
2007. 11. 15	教育編―教育の質の向上を目指して―
2007. 11. 16	研究編―大学の学術研究戦略とは―
2007. 12. 7	リスクマネージメント編
2008. 9．10	財務編

2008. 10. 2～3	企画・戦略編―大学経営者のための中長期戦略を考える―
2008. 11. 13	教育編―質の保証のために―
2008. 11. 14	研究編
2008. 12. 4	リスクマネジメント編
2009. 9. 17～18	企画・戦略編
2009. 10. 21	教育編
2009. 10. 22	国際編
2010. 9. 13	企画・戦略編「大学のガバナンス」
2010. 11. 8	財務編
2010. 11. 16	教育編「教育の質保証と教育方法の改善」
2011. 9. 15	財務編「国立大学法人財務分析と経営への活用」(安定した教育研究診療活動を確保するために)
2011. 10. 25	教育編「就業力」
2011. 11. 16	研究編「産学連携による研究推進と人材育成」
2012. 9. 19	企画戦略編「国立大学の法人化の原点に返って」
2012. 10. 2	研究編「学術研究の高度化に向けた取り組みと課題」
2012. 11. 12	教育編「教育の質向上」
2013. 9. 17	企画戦略編「法人運営における人事マネジメント上の諸問題について」
2013. 10. 7	研究編「地域の産業基盤の強化と大学の研究」
2013. 11. 12	教育編「教養教育の再構築」
2014. 9. 12	ブランド戦略の構築と実践
2014. 10. 6	大学のグローバル化―戦略と方策―
2014. 11. 25	大学院教育と研究
2015. 9. 15	第３期中期目標期間に向けた国立大学法人の財務戦略
2015. 10. 9	地方創生と大学
2015. 11. 27	大学におけるリーダーシップ論
2016. 9. 16	教育研究組織の改革～社会的要請と大学改革～
2016. 11. 18	国立大学におけるIR戦略
2017. 9. 12	マネジメント力強化に向けた大学職員の人材育成戦略
2017. 11. 20	国立大学における大学院教育の新たな役割について
2018. 11. 16	人文社会科学系分野の研究力の強化に向けて
2019. 11. 21	大学教員の働き方～健康で活力ある教育研究環境の整備に向けて～

(4)　国立大学法人等理事研修会・国立大学法人等担当理事連絡会議

理事研修会

開催日	演　題
2012. 6. 4	勉強をするということ　学問をするということ 国立大学法人制度等 「K-16構想」と中教審大学分科会の検討状況について
2013. 6. 3	大学版IRについて―経営改善と改革のツールとして― 国立大学法人制度について―理事の役割と法的責任― 大学改革の推進について

2014. 6. 2	国立大学法人のガバナンス～長崎大学の場合～ 国立大学法人制度について 大学改革の推進について
2015. 6. 5	大学改革の推進について 国立大学法人制度について 来るべき社会と大学改革

担当理事連絡会議

開催日	テーマ	対象理事・副学長
2016. 6. 3	国立大学の財政基盤の強化方策について	財務担当
2016. 10. 3	大学間連携による国際交流・国際協力の推進方策	国際担当
2017. 5. 29	社会・地域連携及び産学共同研究の推進について	産学連携・社会連携担当
2017. 10. 2	これからの大学組織と教員人事・評価システムのあり方について	組織・教員の人事評価担当
2018. 6. 1	学士課程教育のあり方について	教育・学生支援・入試担当
2018. 10. 4	IT活用による大学業務の高度化	業務改革、人事労務、情報推進担当
2019. 6. 6	働き方改革	人事制度担当
2019. 10. 16	「財務」を大学経営に活かす	財務担当
2020. 6. 17	（新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ中止）	——

(5) 国立大学法人新任学長セミナー

開催日	演　題	講演者	役職等
2015. 6. 16	国立大学の法人化後の10年を振り返って 大学改革、一考	徳永保 松本紘	筑波大学大学研究センター長、元文部科学省高等教育局長 前京都大学長、理化学研究所理事長
2016. 6. 9	国立大学の法人化とその後の経過を振り返って 輝く未来へのチャレンジ＝法人化第二幕における熊本大学の取り組みから＝	徳永保 谷口功	筑波大学大学執行役員・教授、元文部科学省高等教育局長 前熊本大学長、国立高等専門学校機構理事長
2017. 6. 15	学際及び文理融合への統合改革に向かって	福田秀樹	前神戸大学長、大学改革支援・学位授与機構長
2018. 6. 13	創造と変革を先導する大学　世界から尊敬される三十傑大学を目指して	里見進	前東北大学長、日本学術振興会理事長
2019. 3. 4 （就任予定者）	地域と大学の協働を求めて	池ノ上克	宮崎大学長
2020. 2. 18 （就任予定者）	国立大学の改革と金沢大学の挑戦	山崎光悦	金沢大学長

(6) 新規理事・事務局長就任予定者研修会

新規理事就任予定者研修会（2009年度～2011年度）

開催日　2010年３月17日

2011年３月16日（東日本大震災の影響により中止）

2012年３月16日

新規理事・事務局長就任予定者研修会（2012年度～）

開催日　2013年３月14日～15日
2014年２月27日～28日
2015年２月26日～27日
2016年３月３日～４日
2017年３月９日～10日
2018年３月５日～６日
2019年３月11日～12日
2020年３月13日

(7)　国立大学法人等部課長級研修

開催日　2005年２月３日～４日（部長級）
2005年２月９日～10日（課長、事務長）
2005年７月28日～29日（部長級）
2005年８月２日～３日（課長級）
2006年７月20日～21日（部長級）
2006年８月８日～９日（課長級）
2007年７月17日～18日
2008年７月29日～30日
2009年７月30日～31日
2010年７月22日～23日
2011年７月28日～29日
2012年７月17日～18日
2013年７月17日～18日
2014年７月14日～15日
2015年７月30日～31日
2016年７月25日～26日
2017年７月20日～21日
2018年７月30日～31日
2019年７月22日～23日

(8)　国立大学法人等若手職員勉強会

開催日	テーマ
2012.　1．19～20	変わる！あなたから仲間へ～現在と未来をつなげる一歩を踏み出そう～
2012.　12.　13～14	Chance, Challenge, Change！～考えよう！あなたと組織の未来～
2013.　12.　９～10	見つけよう！一人ひとりの「強み」と「役割」
2014.　12.　18～19	大学改革と自分革命～目指せプロの大学職員！～
2015.　12.　14～15	自分と大学の未来を見据えて～理想の上司のあり方とは～
2016.　12.　13～14	自分の強みと弱みを見つめ、次のアクションへ
2017.　12.　11～12	10年後を想像（創造）する～強い国立大学へ～
2018.　12.　18～19	国立大学法人等の理想と現実を語ろう！
2019.　12.　２～３	若手職員のアイディアを解放し、国立大学法人等の可能性を切り拓こう！

(9) ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ

開催日	演　題	講演者	役職等
2018. 8. 31 ～9. 2	大学の戦略的ガバナンスとアカデミアの成長	上山隆大	内閣府総合科学技術・イノベーション会議常勤議員
	東京工業大学の改革について～教育・研究・ガバナンスの一体的改革の実行～	三島良直	東京工業大学前学長・名誉教授
	新産業革命とグローバルリーダーシップ	橋本孝之	日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役
2019. 8. 30 ～9. 1	国立大学に求められるマネジメントとリーダーシップ～改革の本質と手順を問い直す～	吉武博通	首都大学東京理事、筑波大学名誉教授
	コマツのイノベーション戦略	野路國夫	コマツ特別顧問
	大学をどのように改革してきたのか	有川節夫	放送大学学園理事長、九州大学前学長
2020. 9. 4 ～9. 5 (WEBによる開催)	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップによせて	篠原弘道	日本電信電話株式会社取締役会長
	大学組織改革とリーダーシップ～国立大学の未来を拓くために～	吉武博通	東京都立大学理事、筑波大学名誉教授
	東京工業大学の教育改革～そして初等中等教育との連続性は～	三島良直	前東京工業大学長

11　広報誌等一覧（2004年４月以降）

(1)　情報誌・広報誌

発行年月	広報誌名	テーマ
2004. 12	JANU Quarterly Report　創刊号	国立大学法人化最前線
2005. 3	JANU Quarterly Report　臨時増刊号	21世紀日本と国立大学の役割
4	JANU Quarterly Report　第２号	国立大学の学部入学試験の最前線
8	JANU Quarterly Report　第３号	進化する国立大学法人大学院
2006. 4	JANU Quarterly Report　第４号	活性化する国立大学の産学連携等への取り組み
8	JANU Quarterly Report　第５号	国立大学の地域貢献
12	JANU Quarterly Report　第６号	高等教育・国立大学の状況
2007. 4	JANU Quarterly Report　第７号	国立大学の国際交流
10	JANU Quarterly Report　第８号	国立大学における人材養成
2008. 7	JANU Quarterly Report　第９号	日本の文化と伝統を支える国立大学（学ぶ）
9	JANU Quarterly Report　第10号	日本の文化と伝統を支える国立大学（創る）
12	JANU Quarterly Report　第11号	日本の文化と伝統を支える国立大学（究める）
2009. 2	JANU Quarterly Report　第12号	日本の文化と伝統を支える国立大学（伝える）
7	JANU Quarterly Report　第13号	日本の文化と伝統を支える国立大学（学ブ）
7	JANU Quarterly Report　別冊第１号	日本を支える国立大学は、今。
9	JANU Quarterly Report　第14号	日本の文化と伝統を支える国立大学（創ル）
9	JANU Quarterly Report　別冊第２号	「科学技術創造立国日本」「教育立国日本」を支える国立大学の厳しい財政状況
12	JANU Quarterly Report　第15号	日本の文化と伝統を支える国立大学（究メル）
12	JANU Quarterly Report　別冊第３号	地域医療における「最後の砦」である国立大学附属病院の厳しい状況
12	JANU Quarterly Report　別冊第４号	高等教育の機会均等と授業料
2010. 3	JANU Quarterly Report　第16号	日本の文化と伝統を支える国立大学（伝エル）
8	JANU Quarterly Report　第17号	国立大学―日本の“智”を発信する（智の礎を築く）
8	JANU Quarterly Report　別冊第５号	乏しい日本の高等教育支出
10	JANU Quarterly Report　第18号	国立大学―日本の“智”を発信する（智の連携）
10	JANU Quarterly Report　別冊第６号	国立大学と地域社会
12	JANU Quarterly Report　第19号	国立大学―日本の“智”を発信する（智の最先端）
2011. 3	JANU Quarterly Report　第20号	国立大学―日本の“智”を発信する（智の継承）
3	JANU Quarterly Report　別冊第７号	知識基盤社会を創造する国立大学の大学院
6	JANU Quarterly Report　別冊第８号	日本の将来を支える国立大学
7	JANU Quarterly Report　第21号	国立大学―日本の“智”を発信する（智の再生）
10	JANU Quarterly Report　第22号	国立大学―日本の“智”を発信する（智と環境【エコ】）
10	JANU Quarterly Report　別冊震災特別号第１号	被災大学からのメッセージ
10	JANU Quarterly Report　別冊震災特別号第２号	東日本大震災と国立大学の医療支援
10	JANU Quarterly Report　別冊震災特別号第３号	国立大学の学生ボランティア
2012. 1	JANU Quarterly Report　第23号	国立大学―日本の“智”を発信する（智と地域の伝統文化）
1	JANU Quarterly Report　別冊震災特別号第４号	国立大学による震災復興への貢献
3	JANU Quarterly Report　第24号	国立大学―日本の“智”を発信する（智の国際化）
6	JANU Quarterly Report　第25号	有機的連携で未来を拓く（内なる変革）
6	JANU Quarterly Report　別冊第９号	国立大学の機能強化　国立大学の運営改善と財政
9	JANU Quarterly Report　第26号	有機的連携で未来を拓く（新たな大学運営）
12	JANU Quarterly Report　第27号	有機的連携で未来を拓く（異分野ネットワーク）

発行年月	広報誌名	テーマ
2013. 3	JANU Quarterly Report　第28号	有機的連携で未来を拓く（国境を超える）
6	JANU Quarterly Report　第29号	知の革新（知の連携）
6	JANU Quarterly Report　別冊第10号	国立大学におけるグローバル化の推進
10	国立大学　第30号	知の革新（知の開放）
12	国立大学　第31号	知の革新（知の挑戦）
12	国立大学　別冊第11号	国立大学における若手研究者の育成
2014. 3	国立大学　第32号	知の革新（知の創造）
6	国立大学　第33号	国立大学改革の新局面（イノベーションの創出Ⅰ）
6	国立大学　別冊第12号	国立大学におけるイノベーションの創出
9	国立大学　第34号	国立大学改革の新局面（イノベーションの創出Ⅱ）
12	国立大学　第35号	国立大学改革の新局面（グローバル化）
2015. 3	国立大学　第36号	国立大学改革の新局面（ガバナンス改革）
6	国立大学　第37号	新たな国立大学改革（入試改革）
9	国立大学　第38号	新たな国立大学改革（地方創生）
9	国立大学　別冊第13号	国立大学の現状
12	国立大学　第39号	新たな国立大学改革（教育改革）
2016. 3	国立大学　第40号	新たな国立大学改革（女性の活躍）
6	国立大学　第41号	産学連携
6	国立大学　別冊第14号	国立大学の現状
9	国立大学　第42号	キャリア教育
12	国立大学　第43号	寄付と国立大学
12	国立大学　別冊第14号（英訳版）	Current Situation of National Universities in Japan
2017. 3	国立大学　第44号	障害学生支援
7	国立大学　第45号	若手研究者の育成
7	国立大学　別冊第15号	国立大学の現状
7	国立大学　別冊第15号（英訳版）	Current Situation of National Universities in Japan
9	国立大学　第46号	AI・ロボット
12	国立大学　第47号	国立大学の将来像
2018. 3	国立大学　第48号	教員養成
6	国立大学　第49号	リカレント教育
7	国立大学　別冊第16号	国立大学の現状
9	国立大学　第50号	大学共同利用機関
12	国立大学　第51号	基礎研究
2019. 3	国立大学　第52号	データサイエンス
7	国立大学　第53号	SDGs達成への挑戦
7	国立大学　別冊第17号	データで見る国立大学
9	国立大学　第54号	人材育成でつなぐ国際協力の未来
12	国立大学　第55号	文化・芸術が創造する未来の知
2020. 3	国立大学　第56号	地域医療の中核を担う大学病院の貢献
6	国立大学　第57号	連携でつくる新しい国立大学のカタチ
6	国立大学　別冊第18号	データで見る国立大学

(2) 小冊子等

年月	小冊子名
2006. 10	国立大学による地域貢献
2007. 1	国立大学法人化の経緯と国立大学協会の対応（資料集）第１部、第２部
3	国立大学の入学者選抜【基礎資料集】
6	海外の大学団体

年月	小冊子名
2008.　2	国立大学発　特色ある取組紹介
2009.　3	国立大学の留学生
2010.　3	国立大学の教員養成
2012.　6	国立大学法人法
2013.　3	国立大学の東日本大震災復興支援
2014.　7	国立大学機能強化事例集
2016.　6	国立大学の改革―第３期中期目標期間を迎えて―

(3)　資料等

年度／年	名称
2004年度～	会員名簿 （2004年度、2006年度及び、2008年度より毎年発行）
	国立大学協会概要（和文、英文）
2009年度～	国立大学法人基礎資料集（和文） （2009年度、2010年度は「国立大学基礎資料集」 2011年度～2016年度は「Current Situation of National Universities in Japan」、2018年度からは「Japanese National Universities Factbook」として英文版を制作）
2010年度～	一般社団法人国立大学協会ANNUAL REPORT （2017年12月に、2001年度、2002年度、2003年度分を「国立大学協会事業活動記録」として発行）
2012年～	国立大学法人職員必携
2012年度～	Japanese National Universities （2012年度、2013年度、2016年度、2019年度に発行）

編 集 後 記

国立大学協会70周年記念行事準備委員会
委員長　益　　一　哉
（東京工業大学長）

今回、国立大学協会70周年記念事業として、無事、『国立大学協会七十年史』（以下、『七十年史』とする）が編纂できたことは、ひとえに歴代会長や皆様方のご協力の賜物と心より感謝申し上げたい。

最初に、国立大学協会70周年記念行事準備委員会（以下、「準備委員会」とする）及び国立大学協会70周年記念誌編纂小委員会（以下、「編纂小委員会」とする）設置の経緯とこれまでの活動の概況を記しておきたい。

2020年度に国立大学協会が70周年を迎えるにあたり、記念誌刊行をはじめとした記念事業の実施について検討するため、2018年10月11日に会長・副会長等との協議により、事業実施委員会の下に、準備委員会を設置し検討・整理することが承認された。ついで2018年10月12日～19日の事業実施委員会の書面審議により、2018年10月19日、事業実施委員会の下に準備委員会が設置された。その後2018年11月２日の総会でその設置が事業実施委員長により報告された。委員長には私が就任することとなった。

2019年１月18日に第１回準備委員会が開かれ、準備委員会の下に編纂小委員会の設置が承認され、編纂小委員長には山本健慈専務理事が就任することとなった。

『七十年史』について、『国立大学協会五十年史』（以下、『五十年史』とする）においては、50年の歴史をまとめることに重点が置かれているが、それを引き継ぎつつ、その後の20年を中心に、特に国立大学制度の歴史的大転換であった2004年の国立大学法人化前後の状況を補完していく形で整理していくこととなった。具体的には、①『国立大学協会三十年史』（以下、『三十年史』とする）及び『五十年史』にある歴史を簡単に整理（『五十年史』分を３分の１以下に）した上で、『五十年史』に続く「20年のあゆみ」を中心にした2000年～2020年の歴史を重点的に整理する、②2004年の国立大学の法人化の歴史的転換点を中心としつつその前後とこれまでの状況を歴代会長から特別寄稿していただく。また、座談会については開催の有無を含め、編纂小委員会で検討する、③『五十年史』と同様に、「国大協」と「我が国の高等教育」の動きをまとめた年表を作成し、発足から2020年８月末頃までの動きを記載する、④資料編については、『五十年史』と同様に、国大協独自の資料に限定し、『五十年史』から継続性のある資料は、2000年以降、2020年８月末頃までのデータを整理する、⑤目次案は、巻頭言、70年のあゆみ、特別寄稿、座談会（開

催の有無を検討)、年表、資料、編集後記とする、⑥『五十年史』と同様に適切な業者と編集・発行契約を締結し、特に70年のあゆみの原案を作成いただき、2020年12月頃の刊行を目指す、⑦並製本で作成し、必要な部分のみカラーで印刷する、⑧『七十年史』は電子書籍化し、『三十年史』、『五十年史』についても電子化を行うことを決め、それを盛り込んだ編集方針が決定した。そして編集方針に基づいて、編纂小委員会にて編纂を行うこととなった。

2019年３月５日に第１回編纂小委員会が開かれ、『五十年史』と同様に㈱ぎょうせいと編集・発行の契約を締結することが決定し、編集方針に基づき具体的な内容の検討を行った。山本編纂小委員長から、国大協の元特別研究員である戸村理専門委員に対して記念誌の仕様、年表及びあゆみの進め方や構成について提案するよう依頼があった。

2019年４月から山本編纂小委員長と戸村専門委員にて、記念誌の仕様の原案をまとめ、年表やあゆみの作成方法など、今後の記念誌編纂の進め方について打合せを行い、編纂小委員会で提案することとなった。

2019年６月４日に第２回編纂小委員会が開かれ、記念誌の仕様が決定した。編纂はまず、国大協の活動や時代の流れの全体像を把握するために年表の作成を先行し、山本編纂小委員長、木谷雅人委員、戸村専門委員、早田憲治アドバイザーの年表作成チームにて着手することとなった。あゆみについては、『五十年史』と同様に㈱ぎょうせいに原案を作成することとしていたが、リライトを㈱ぎょうせいが行い、新規書き起こしについては戸村専門委員を中心に、編纂小委員会にて作成することとなった。特別寄稿と座談会については引き続き検討を続けることとなった。

2019年６月11日の総会にて木谷委員が常務理事を退き、戸渡速志氏が常務理事に就任することが決定したため、準備委員会及び編纂小委員会の委員として戸渡常務理事が就任、木谷委員は両委員会のアドバイザーとして引き続き携わることとなった。

2019年７月からは年表作成チームが本格的に年表作成に着手した。事務局で作成した年表の原案を元に、年表に載せる項目について１つずつ丁寧に検討しながら年表登載基準を作成し年表案を作成した。

2019年９月からは委員会の所掌する業務の専門性を考慮し、『五十年史』の作成時も編纂に携わっていた㈱ぎょうせいの出版企画部企画課専門員である黒沢文雄氏にも準備委員会及び編纂小委員会のアドバイザーに就任いただいた。

2019年10月４日には国大協OBからの知見や意見を頂くため、藤井昌雄氏、渡邉栄人氏、三宅保信氏と年表作成チームとの打合せを行い、作成した年表案やあゆみの目次構成についての意見をいただいた。

2019年11月28日に第３回編纂小委員会が開かれた。編纂作業を進める中で、①『七十年史』は、当初50年分をリライトした上で、『五十年史』に続く「20年のあゆみ」を中心に整理することとしていたが、リライト部分を記載すると相当な分量になることが判明したため、リライト部分は省略し法人化前後の1991年～2020年を重点的に整理することとし、『三十年史』、『五十年史』の電子データを冊子に添付するなどの対応が適当であること、②座談会については開催しないこととし、歴代会長からの特別寄稿に加え、テーマ別にも副会長・各種委員会委員長等から特別寄稿

いただき、内容を充実させる、③年表についてはあゆみの年代に合わせて作成するのが良いと判断したため、その内容を盛り込んだ編纂方針の修正案を承認、準備委員会に提案することとなった。また、あゆみの目次案が決定し、1991年からの全く新しいものを書くこととなったため、戸村専門委員が原案を執筆、国大協の元特別研究員にも執筆協力をお願いすることとなった。年表案についても承認され、以後2020年８月頃までについて引き続き作成していくこととなった。

2019年12月24日に国大協の元特別研究員である、蝶慎一氏、遠藤健氏に、山本編纂小委員長からあゆみの執筆依頼を行い、両氏より承諾が得られた。

編集方針の修正案は2019年12月25日開催の第２回準備委員会に先立ち、書面審議にて承認された。第２回準備委員会では、記念誌の編纂状況について山本編纂小委員長より詳細な報告があった。

2020年１月28日から、蝶氏、遠藤氏も編纂小委員会の専門委員に加わり、戸村専門委員、蝶専門委員、遠藤専門委員の３名であゆみの執筆を開始することとなった。

2020年３月31日で山本編纂小委員長が専務理事を退任したことから、2020年４月１日から、新たに就任した山口宏樹専務理事（前埼玉大学長）を編纂小委員長に指名し、準備委員会の委員としても加わることとなった。山本健慈氏は両委員会のアドバイザーとして引き続き携わることとなった。

あゆみは３名の執筆者が、事務局の提供した膨大な過去資料を読み込み、整理したうえで、随時打合せを重ね、執筆要領を策定し執筆を行った。短い執筆時間ではあったが、執筆者同士が協力し、編纂小委員会の意見を反映しながら、追記、修正を繰り返し書き上げた。

創立時から続いていた会報が2001年11月をもって終刊となり、特に、法人化直前の国大協の動きを知るまとまった文書がなかったため、残された資料から当時の様子をたどる作業は、想像以上に骨が折れるものであった。

以上が『七十年史』編纂のあらましである。

『七十年史』では、2004年の法人化前後の国大協の動きが分かるようにまとめることに注力したことは前述のとおりである。2022年から始まる第４期中期目標・中期計画への一助になればとの思いである。『七十年史』にはあゆみ５章の第９節において少し記述したが、編集後記をまとめる現時点で世界中が大きな試練に立ち向かっている。2020年１月末からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的感染拡大の影響により、我が国のみならず世界中の大学では、キャンパスに集っての教育、研究活動に制限が加えられ大きな苦難に直面した。各大学では、暗中模索の中、2020年春からオンラインを活用して大学での学びや研究活動を継続した。現時点でDX（Digital Transformation）と称されるICT技術を活用した「学び」「研究」「大学運営」が、これからの大学の有り様に抜本的変革をもたらすであろう。将来、国立大学の歩みを検証する時、2020年は大きな変革点となるであろうことは間違いない。現時点では、国内での感染者発生は継続しており、世界では感染拡大が続いている地域もある。COVID-19に対するワクチンなどの抜本的対策に世界を挙げて取り組んでいるが、収束へ向けての見通しが未だ不透明であることを記させていただいておく。

最後に、原稿の執筆や当時の事実確認など、記念誌の作成に貴重な協力を賜った多くの国大協OBの方々、記念誌の編集・発行を引き受けられた㈱ぎょうせいの皆さん、記念誌の編纂のみならず、準備委員会及び編纂小委員会の活動全体を終始支えられた事務局の方々に、準備委員会を代表して、心から感謝の言葉を申し述べたい。

2020年12月

（準備委員会）

委員長　益　一哉（東京工業大学長）
委　員　濱田　州博（信州大学長）
委　員　池ノ上　克（宮崎大学長）
委　員　山本　健慈（国立大学協会専務理事）2020.3まで
委　員　山口　宏樹（国立大学協会専務理事）2020.4～
委　員　木谷　雅人（国立大学協会常務理事）2019.6まで
委　員　戸渡　速志（国立大学協会常務理事）2019.6～
専門委員　堀川　光久（静岡大学理事･事務局長(2019.3まで)、東京農工大学理事･事務局長(2019.4～)）
専門委員　手島　英雄（大学改革支援･学位授与機構審議役(2019.3まで)、静岡大学事務局長(2019.4～)）
専門委員　戸村　理（國學院大學准教授(2020.3まで)、東北大学准教授(2020.4～)）
アドバイザー　山本　健慈（国立大学協会参与）2020.4～
アドバイザー　木谷　雅人（国立大学協会参与、㈲国大協サービス社長）2019.6～
アドバイザー　早田　憲治（国立大学協会参与、㈲国大協サービス社長（2019.6まで）、顧問（2019.6～））
アドバイザー　黒沢　文雄（㈱ぎょうせい　出版企画部企画課専門員）2019.9～

（編纂小委員会）

委員長　山本　健慈（国立大学協会専務理事）2020.3まで
委員長　山口　宏樹（国立大学協会専務理事）2020.4～
委　員　木谷　雅人（国立大学協会常務理事）2019.6まで
委　員　戸渡　速志（国立大学協会常務理事）2019.6～
専門委員　堀川　光久（静岡大学理事･事務局長(2019.3まで)、東京農工大学理事･事務局長(2019.4～)）
専門委員　手島　英雄（大学改革支援･学位授与機構審議役(2019.3まで)、静岡大学事務局長(2019.4～)）
専門委員　戸村　理（國學院大學准教授(2020.3まで)、東北大学准教授(2020.4～)）
専門委員　蝶　慎一（大学改革支援･学位授与機構研究開発部助教(2020.3まで)、広島大学高等教育研究開発センター助教(2020.4～))2020.1～
専門委員　遠藤　健（早稲田大学助手(2020.3まで)、助教(2020.4～2020.9まで)、講師(2020.9～))2020.1～
アドバイザー　山本　健慈（国立大学協会参与）2020.4～
アドバイザー　木谷　雅人（国立大学協会参与、㈲国大協サービス社長）2019.6～
アドバイザー　早田　憲治（国立大学協会参与、㈲国大協サービス社長（2019.6まで）、顧問（2019.6～））
アドバイザー　黒沢　文雄（㈱ぎょうせい　出版企画部企画課専門員）2019.9～

準備委員会、編纂小委員会開催状況（他に数回の打合せ会があるが省略）

2019年１月18日	第１回準備委員会
2019年３月５日	第１回編纂小委員会
2019年６月４日	第２回編纂小委員会
2019年６月26日～28日	準備委員会（書面審議）
2019年８月６日～９日	準備委員会（書面審議）
2019年11月28日	第３回編纂小委員会
2019年12月11日～16日	準備委員会（書面審議）
2019年12月25日	第２回準備委員会
2020年１月27日	準備委員会（書面審議）
2020年３月19日～25日	準備委員会（書面審議）
2020年６月25日～30日	準備委員会（書面審議）
2020年９月28日～10月１日	準備委員会（書面審議）

（2020年12月現在）

※表紙は、国立大学協会が東京大学構内に事務所を構えていたときの看板をイメージしたものであり、「国立大学協会」の筆は初代会長である南原繁の揮毫によるものである。

国立大学協会七十年史

2020年12月発行

編集　**国立大学協会70周年記念行事準備委員会**

発行　一般社団法人　**国立大学協会**
〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋２－１－２
学術総合センター４階

編集協力・印刷　株式会社　ぎょうせい